14. 4-478
1200501206603
14.4
478
〇複写
始

「時事年鑑」

時事新報社編纂

緊要諸智識の淵泉
最近各種統計
日常實用の百科全書

昭和五年

近代感覺に
最も共鳴を呼ぶ

清新の香味なつかしき

ライオン齒磨

チューブ入

効果が優秀であるばかりでなく、その使ひ心地のさわやかさは申分ありません。

殊に、御旅行の朝夕にお使ひになれば、その清新なる感じは譬へようも御座いません。

本舗 株式會社 小林商店
東京・大阪・名古屋

火災 海上 運送 保険

本邦火災保険業の鼻祖

資本金 壹千萬圓

諸積立金 壹千貳百貳萬圓

総保険契約高 參拾八億貳千萬圓

東京火災保険株式會社

取締役社長 安田善五郎

本店 東京市麹町區大手町一丁目

支店 大阪、京都、横濱、神戸、名古屋、仙臺、福岡、京城

代理店 内地、満鮮、支那、印度及歐米 主要地參千百餘箇所

144-478

昭和五年

『時事年鑑』

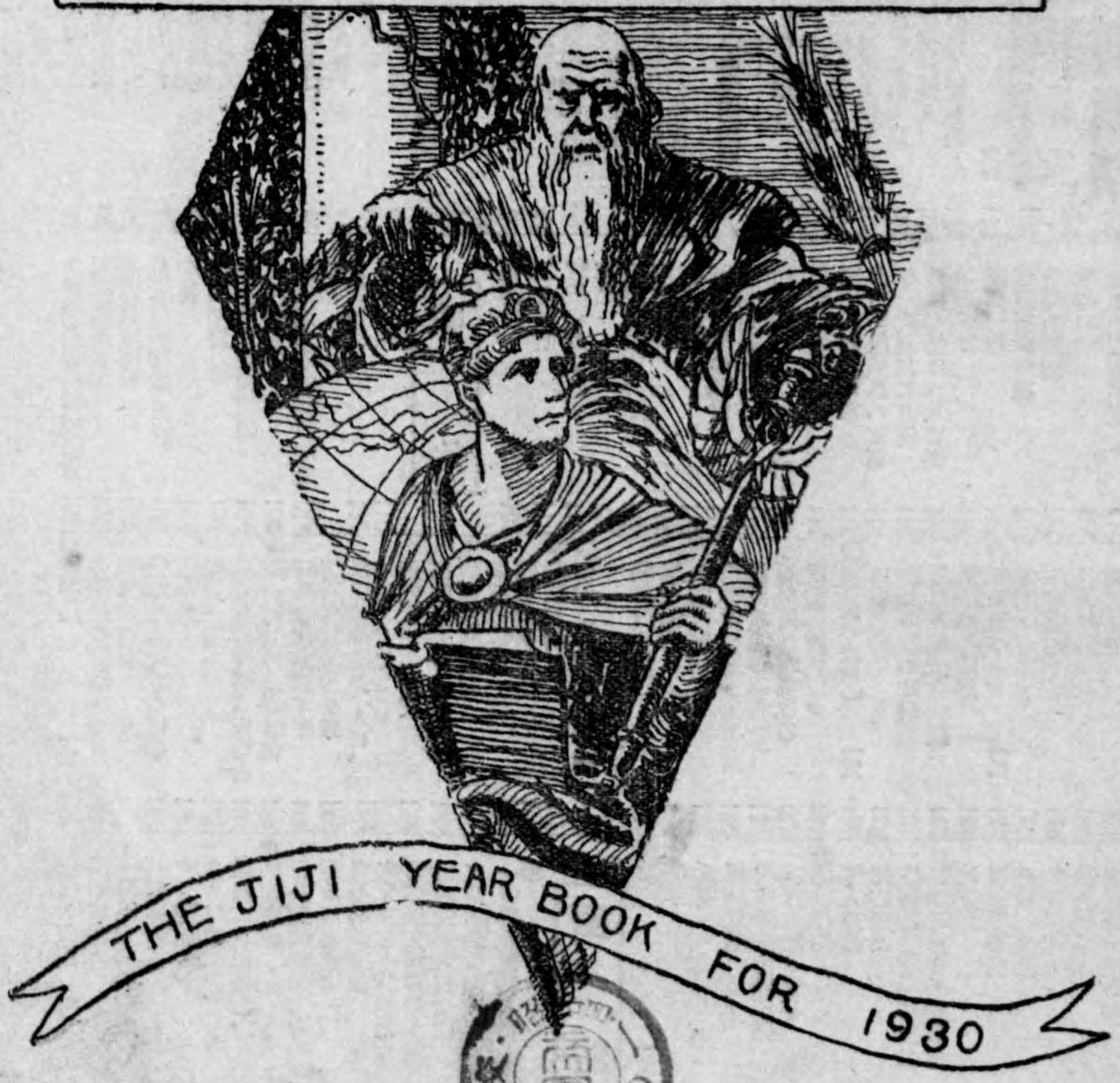

竹内金庫

精密優秀なる年鑑は
日常智識の糧であり
堅牢優美なる金庫は
平生安心の鍵である

(型録進呈)

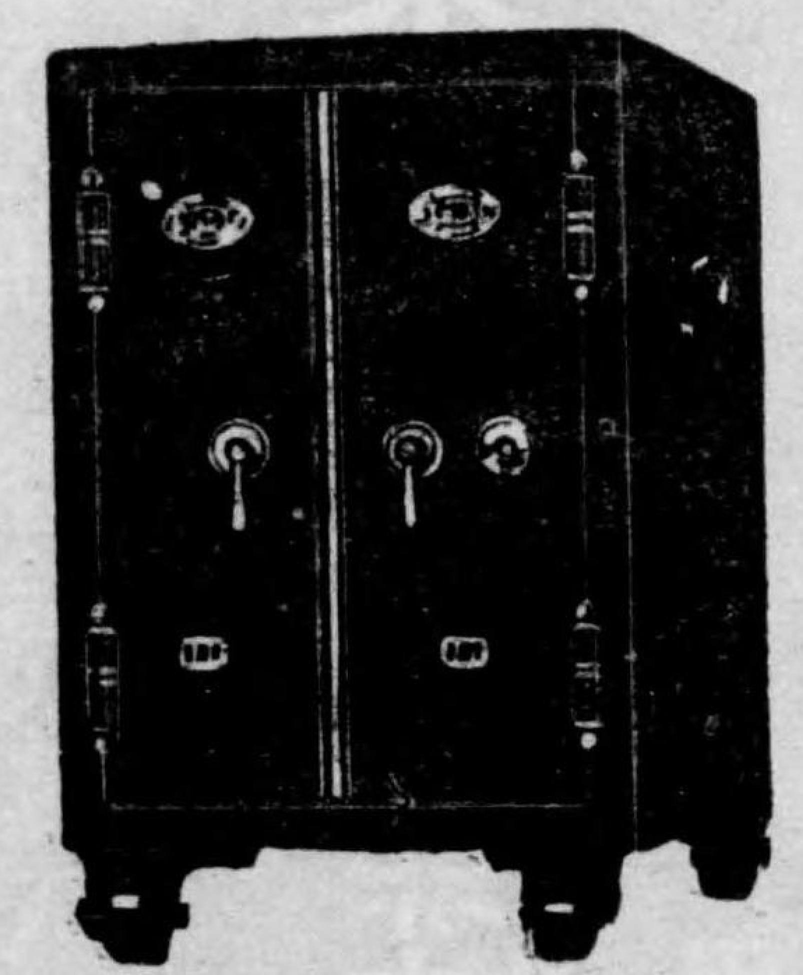

東京・馬喰町
竹内金庫店

電話浪花(67) 五一六〇番 / 五二六一番 / 五一六二番

目次

（卷末に詳細なる索引あり、必要事項を見出すには之に據らるゝを便とす）

憲法

時事新報略史　10
帝國憲法　55—57
皇室典範　57—58
皇室典範增補（第一次）　58
皇室典範增補（第二次）　58
公式令　58—59

皇室　60—78

皇室
天皇　60
皇后　60
皇太后　60
皇子　60
皇弟　60
皇族　60
皇族御公職　63
皇族御官職　63
御學業中の皇族　63
大禮本議　63
大禮餘澤　65
宮廷錄事　66
將軍　66
攝政、關白　70
皇族御服喪　70
歷代天皇　72
宮中席次　72
皇居　74
舊時の皇居　74
京都皇宮　76
青山御所　76
離宮、御苑　77
御用邸　77
宮內省　77
宮內官　77
祗候　78

御料地面積　79
世傳御料　79
御獵場　79
宮內官吏人員俸給　79
宮內官吏部局別人員　79
宮內高級官吏　80
歷代內大臣　80
歷代宮內大臣　80
歷代樞密院議長　80
大臣禮遇者　80
帝室技藝員　80
爵位功勳　83—89
華族　83
位階　83
勳章　83
記章　83
褒章　83
有爵者　84
高級有位者　84
高級帶勳者　87
華族戶數　87
有位者人員　89
勳章佩用個數及人員　89
勳章年金受領者及年金　89
勳章贈與外國人　89
外國勳章受領佩用者　89
勳章褫奪人員　89
褒賞受領者數　89

土地人口　90—94

土地
位置　90
主要地經緯度　90
全版圖　91
大河　91
大湖沼　91
大原野　92
主要山嶽　92

主要火山　93
道府縣別面積　94
人口　95—103
全國世帶人口　95
人口增加趨勢　95
地方別世帶人口　95
府縣別世帶人口　95
都市世帶人口　96
都市村落人口　98
職業別人口　98
年齡別人口　98
人口每五歲別　98
人口有配偶無配偶別　99
本籍人口　99
內地本籍人口　99
身分別出生數　99
棄兒失踪　99
夫婦關係繼續期間別　100
離婚　100
婚姻離婚出生死產死亡　100
關領及國境外に於ける內地在籍人の婚姻離婚出產死亡　100
昭和三年中婚姻離婚出生死產死亡　101
年齡別婚姻數　101
父母の年齡と出生割合　102
海外在留本邦人　102
海外在留邦人職業別　102
外國旅券交附人員　103
本邦在留外國人　103
在留外國人職業別　103
氣象　104—110
各地氣溫風速度降水量　104
濕度記錄　104
各地霜雪期　104
六大都市及北海道朝鮮臺灣樺太平均晴雨日數　104
昭和三年全國氣象摘要表　105

水害潮害暴風雨被害數　106
天體觀測　106
地震及雷豫報　106
最近地震回數　107
地震　108
著名地震　108
關東地震被害記錄　108
本邦地震帶　109
最近五十年間世界地震度數　109
天氣豫報　110
暴風警報　110

政治

帝國議會　113—
議會開閉　113
議院の成立　113
議事　113
兩院協議會　114
兩院議長　114
歷代議長　114
議院建築　115
◦初期以來の議會　115
【貴族院】　116—126
貴族院の組織　116
三爵議員の選擧　116
多額納稅議員の互選　116
學士院議員の互選　116
兼ぬる能はざる官職　116
選擧訴訟　116
議員一覽　117
選出別議員數　119
議員所屬別　119
議員年齡　119
多額納稅者納額　119
貴族院各派　119
多額納稅者一覽　120
【衆議院】　127—137
衆議院の組織　127
議員の選擧　127
兼ぬる能はざる官職　128
選擧區　129
議員一覽　131
最近選擧投票者棄權者　132
●第一回普通選擧成績　132
每回選擧議員年齡　134
每回選擧議員職業　135
每回選擧議員、人口、有權者比率　135
最近選擧運動費　135
每回選擧法違反件數　135
◦議員黨派對勢　136
衆議院解散一覽　136
院內警察事項　136
◦各政黨現狀　137
【第五十六回帝國議會】　138—142
開會前の情勢　138
議會開幕　138
攻防白熱化す　139
豫算案經過　140
減稅案論戰　140
選擧區制案現はる　141
當議會の成績　141
【議會後の政界】　142—145
政局急轉　142
濱口內閣の政綱　143
濱口內閣成立以後　144
無產黨の動靜　145
行政官廳　146—148
內閣　146
各省通則　147
各省組織　147
文官任用　147
特別任用　147
官吏懲戒　148

任用令改正　148
高等試驗　149
一時賜金給與增張　150
拓務省新設　150
文官俸給　151
文官恩給　151
恩給法改正成行　152
◦歷代內閣　152
日英歷代內閣壽命比較　153
行政官廳高官一覽　155
各種委員會長　155
文官雇傭人員俸給　155
官廳別文官雇傭人員　156
恩給受領人員金額　156
文官恩給受領人員金額　156
一時賜金受領人員及金額　157

國防

總說　159—165
沿革　159
兵役　159
國防近事　160
現役將校定限年齡　160
武官進級、停年　162
武官俸給　162
軍人恩給　163
死亡賜金　164
特別勤務者一時賜金　164
航空勤務者保護賜金　165
元帥府　165
軍事參議院　165
參謀本部　165
海軍軍令部　165
教育總監部　165
東京警備司令部　165
陸軍造兵廠　165
武官人員俸給　165

軍人恩給受領人員金額　165
海軍　166—169
帝國艦艇數　166
海軍區（軍港、要港）　166
志願兵徵募區　166
軍港要港職員　166
艦隊司令官　166
大公使館附武官　166
海軍々人數　166
艦艇一覽表　167
海軍航空隊　169
海軍徵兵及志願兵　169
陸軍　170—174
衞戍地　170
師團司令部　171
旅團司令部　171
陸軍常備團隊　172
平時兵力　172
航空部隊　172
主要部隊職員　172
要塞司令官　173
大公使館附武官　173
徵兵成績　174
徵兵忌避者教育別　174
壯丁教育程度　174
憲兵隊人員　174
軍馬購買數　174

外交

帝國外交　175—185
不戰條約問題　175
多難なりし日支交涉　176
關稅協定成立　176
濟南事件解決　177
山東撤兵　177
南京事件解決　178
漢口事件解決　178
國民政府承認　179
日支條約問題　179
日支未了案件　180
阿片協定及條約　182

新條約　182
涉外雜事　183
外國旅券　184
日本と主要國間の條約締結年月　185
帝國外交機關　186—189
外交官、領事官　186
在外公館所在地　186
列國大公使館、大公使　189
列國領事館所在地　189

財政

總說　190—193
四年度總豫算　190
四年度實行豫算　190
五年度豫算方針　191
潰えたる稅整案　191
關稅及噸稅改正　192
財政關係新法令　193
預金部獨立中止　193
經濟緊縮委員會　193
地租條令改正案　193
統計　194—205
歲入、歲出　194
歲入歲出純計　194
豫算費目割合　194
一般會計歲入　194
一般會計歲出　195
特別會計歲入出　198
一般會計所屬繼續費　198
特別資金及資本　200
大藏省預金部資金及其運用　200
特別會計所屬繼續費　201
剩餘金　201
帝都復興豫算　201
帝都復興事業支出狀況　201
昭和四年度以降歲入歲出豫算概計　201
昭和四年度以降公債計畫　201
國債現在高　202

國債發行一覽　202
內國債券現在高　203
國債負擔財源會計別　203
國債利子仕拂額　203
國債一人負擔額　203
臨時國庫證券發行額　203
借入金　203
國富　204
國民所得　205
國富對國民所得　205
國富推移　205
都市富力　205
租稅　206—214
國稅々率　206
地租─營業收益稅─資本利子稅─所得稅─相續稅─印紙稅─登錄稅─鑛業稅─取引稅─酒造稅─清涼飲料稅─砂糖消費稅─織物消費稅─骨牌稅
國稅納期一覽　210
租稅負擔額　211
國稅總覽　211
有租地面積地價　211
免租地　211
地價最高最低表　212
地租賦課額　212
地租納額別人員　212
資本利子稅　212
所得稅賦課額　212
第三種所得類別　212
營業稅賦課額　213
營業收益稅　213
個人營業收益　213
營業收益稅納額別人員　213
相續稅賦課額　213
相續稅納額別人員　213
鑛業稅賦課額　214
兌換券發行稅　214

取引所稅賦課額　214
狩獵免許稅額　214
印紙稅　214
酒造稅賦課額　214
清涼飲料稅　214
砂糖消費稅額　214
織物消費稅賦課額　214
登錄稅賦課額　214
骨牌稅　214
專賣
煙草耕作高　215
葉煙草收納高　215
外國葉煙草購買高　215
內國製造煙草賣拂高　215
外國製造煙草賣渡高　215
外國製造煙草購買高　215
鹽收納高　215
鹽製造許可現在高　215
輸移入鹽購買高　215
鹽消費高　215
樟腦、樟腦油收納高及補償金　215
粗製樟腦、樟腦油製造高　215
樟腦及樟腦油賣渡高　215

經濟

金融　216—
金融大勢及近狀　216
【銀行及信託】　219—228
銀行數、資本額、入出金　219
銀行總勘定　219
銀行合併數　219
日銀貸出最高最低　219
全國預金貸出內容　219
銀行地方別　219
全國主要銀行　220
東京主要銀行　221
外國銀行　221
外國銀行營業概況　221
在支邦人銀行　222
手形交換高　222

手形交換所社員銀行成績　223
不渡手形　223
紙幣銀行券流通高　223
兌換券發行高　223
銀行券發行高　223
小額紙幣現在高　223
通貨流通割合　223
正貨現在高　223
貨幣製造、發行高　223
全國公社債一覽　224
銀行債券現在高　224
農工債券現在高　224
會社社債現在高　224
社債利率償還期限　224
各種財團抵當起債額　224
不動產抵當債務推定高　224
外國發行債券及社債　224
內地發行外國公債　225
外資現在高　225
邦人商社海外投資額　225
貿易外收入　225
社債株式拂込事業別　225
各種拂込金額　225
拂込資本現在額　225
銀行會社計畫資本　226
銀行會社新設增資額　226
銀行會社解散減資額　226
重要銀行會社營業成績　226
主要信託會社　227
信託會社信託勘定　227
擔保附社債信託會社　227
擔保附社債受託數　227
無盡業者資本金　227
無盡營業成績　227
有價證券割賦販賣業者資本金　227
有價證券割賦販賣契約高　227
產業組合中央金庫勘定　227
市街地信用組合勘定　227
市街地信用組合聯合會勘定　227

貸出及貸入額　227
日本銀行金利　228
主要銀行協定利率　228
東京、大阪市中金利　228
產業組合中央金庫貸出最高利率　228
不動產抵當貸付金利　228
【郵便貯金】　229—230
郵便貯金現在高　229
郵便貯金職業別　229
郵便貯金地方別　229
郵便貯金預拂高　229
郵便貯金元利積算表　229
郵便貯金增加の大勢　230
振替貯金受拂高　230
郵便爲替受拂高　230
郵便爲替振出口數　230
外國郵便爲替受拂高　230
列國郵便貯金　230
外國貿易　232—
輸出入貿易額　232
產地別輸出入品　233
輸出貿易月別　233
輸入貿易月別　234
輸出入國別　234
重要貿易品　235
米輸出入高　235
米輸出入國別　236
生絲、穀物輸出額　236
生絲輸出國別　236
綿織物輸出國別　236
絹織物輸出國別　236
鐵類輸出入額　237
鐵類輸入國別　237
石炭輸出國別　237
毛織糸輸入國別　237
實綿及繰綿輸入國別　237
毛織物及其原料輸出入額　238
輸出入貿易對手主要國步合　238

輸出入貨物港別　二三七
貿易出入船舶　二三八
輸出入金銀貨　二三八
外國爲替相場　二三八
倫敦銀塊相場　二三八
商業　二三九―二五四
近勢概觀　二三九
取引所　二四一
取引所資本金、取引員　二四一
取引所重要物件賣買高　二四一
主要取引所株式長期取引高　二四一
主要取引所株式短期取引高　二四一
期米取引高　二四二
綿絲清算取引高　二四二
生絲清算取引高　二四二
會社數　二四三
地方別會社數　二四三
拂込資本金一千萬圓以上の會社　二四三
商工會議所一覽　二四五
全國倉庫在庫高　二四六
【物價】　二四七―二五〇
全國卸賣物價指數　二四七
東京市卸賣物價　二四七
東京卸賣物價月別指數　二四八
東京市小賣物價　二四八
內外物價指數　二四八
株式公定相場　二四九
經濟株式相場　二四九
主要有價證券價格指數　二四九
重要株式平均利廻　二四九
各種債券利廻　二四九
公債相場　二五〇
倫敦市場公債相場　二五〇
期米平均相場　二五〇
綿絲公定相場　二五〇
生絲平均相場　二五〇
生絲現物相場　二五〇
東京正米卸賣標準相場　二五〇
東京白米小賣相場　二五〇
正米價格　二五〇
【保險】　二五一―二五四
保險會社資金契約高　二五一
最近保險成績　二五一
外國保險契約高　二五一
生保資金運用　二五一
郵便年金契約高　二五一
郵便年金積立金運用貸付　二五二
簡易保險發達過程　二五二
生命保險會社　二五二
簡易生命保險契約高　二五三
簡易生命保險積立金運用貸付高　二五三
簡易生命保險職業別契約件數　二五三
生命保險料金　二五三
郵便年金掛金表　二五四
簡易生命保險料金　二五四
火災海上保險料　二五四
再保險國際收支　二五四
死亡生殘表　二五六
產業　二五六―二九二
產業施設　二五六
農工近況　二五九
【農業】　二六二―二七三
土地利用面積　二六二
耕地面積　二六三
耕地整理　二六四
耕地整理施行前後比較　二六四
耕地擴張及潰廢　二六四
開墾助成數　二六四
開墾移住建築補助　二六四
農家戶數　二六四
自作農創設面積　二六四
自作農維持面積　二六五
地主戶數　二六五
耕作用牛馬　二六五
小作地返還面積　二六五
一毛作及二毛以上作田地　二六五
田畑賣買價格　二六五
田畑小作料　二六六
農業倉庫　二六六
田畑收益利廻　二六六
米收穫高　二六七
主要農產物作付段別　二六八
主要農產物收穫高　二六八
主要農產物一段步當收穫高　二六九
酒造米　二六九
麥收穫高　二七〇
米需給額　二七〇
麥需給額　二七〇
果實收穫高　二七〇
各種農產物主產地　二七一
各府縣農產物價額　二七一
肥料製造高　二七二
肥料輸出入高　二七二
蠶業戶數、產額　二七二
主要蠶業地　二七二
製茶產額　二七二
製茶輸出額　二七二
主要茶產地　二七二
紅茶珈琲需給額　二七二
【畜產】　二七三―二七四
家畜數　二七三
家畜市場賣買高　二七三
家畜傳染病數　二七三
牛生產及斃死數　二七三
畜牛結核病　二七三
種牡牛種別　二七三
乳牛　二七三
乳肉製品製造高　二七四
牛主產地　二七四
馬生產及斃死數　二七四
種牡馬　二七四
馬匹去勢頭數　二七四
馬主產地　二七四
豚生產及斃死數　二七四
羊生產及斃死數　二七四
家畜屠殺頭數　二七四
畜肉消費高　二七四
家畜數　二七四
鷄卵消費高　二七四
【林業】　二七五―二七六
林野面積　二七五
保安林　二七五
部分林　二七五
天然造林　二七五
立木地、無立木地　二七五
森林栽植　二七五
公有林野官行造林　二七五
木竹伐採高　二七六
用材伐採高　二七六
林野產物　二七六
御料林野開墾　二七六
國有林野開墾　二七六
用材需給　二七六
民有林野開墾　二七六
木炭需給額　二七六
林野被害　二七六
【水產業】　二七七―二七八
漁業　二七七
水產物價額　二七七
主要漁獲物　二七七
各種漁獲物主產地　二七七
主要水產製造物　二七八
主要養殖物　二七八
特殊水產製造物　二七八
遠洋漁業　二七八
食糧品消費高　二七八
汽船捕鯨業　二七八
【鑛業】　二七九―二八〇
鑛業出願件數　二七九
試掘鑛區數　二七九
採掘鑛區數　二七九
砂鑛區數　二七九
石油消費高　二七九
石材、土石及鑛水　二七九
石油製出額　二七九
鑛產額　二八〇
主要金屬鑛山　二八〇
主要石油鑛山　二八〇
主要炭山　二八〇
【工業】　二八一―二九二
工場數　二八二
工場生產額　二八二
種類別工場生產額　二八二
府縣別工場生產額　二八二
官營工場　二八三
紡績業　二八四
棉花消費高　二八四
撚絲業　二八四
製絲業　二八四
人造絹絲　二八四
機織業　二八四
織物　二八四
莫大小　二八五
晒及染物　二八五
工場生產百分比並一職工當產額　二八五
織物主產地　二八六
砂糖　二八六
酒、醬油　二八七
鐵鋼　二八七
製紙　二八八
木材パルプ　二八八
燐寸　二八八
工業藥品及染料　二八八
各種工產物　二八八
綿織物產額　二八八
工產物主產地　二八九
電氣　二八九
發電力　二九〇
發電水力　二九〇
瓦斯　二九一
主要瓦斯需要地　二九一
特許新案意匠及商標　二九一
發明獎勵費交付額　二九一
博覽會共進會及品評會　二九一
同業組合　二九一
重要物產同業組合　二九一
重要輸出品工業組合及輸出組合　二九二
產業組合數　二九二
產業組合資金　二九二
燃料消費高　二九二
度量衡器需要高　二九二
計量器需要高　二九二
主要副業品製產額　二九二
副業獎勵費交附額　二九二
道路橋梁　二九三―二九五
國道路線　二九四
道路延長　二九五
道路費　二九五
東京より道府縣に至る里程　二九五
諸車　二九五
交通事故　二九五
橋梁　二九五
鐵道　二九六―三二〇
國有鐵道賃金及料金　二九六
主要區間運轉時間　二九八
鐵道局　二九八
建設線改訂中止　二九九
潰滅せる二計畫　二九九
今後の改良工事　三〇〇
國鐵近狀　三〇〇
地方鐵道近況　三〇一
國有鐵道線路　三〇三
工事中國鐵線路　三〇四
國鐵豫定線路　三〇四
鐵道路線延長　三〇五
鐵道開業、未開業線路　三〇五
鐵道資本金及營業資金　三〇五
國鐵機關車　三〇六
國鐵客車　三〇六
國鐵貨車　三〇六
國鐵特殊切符發賣高　三〇六
國鐵一哩當收支　三〇六
國有鐵道用地　三〇六
國鐵著大鐵橋　三〇六
國鐵著大隧道　三〇六
國鐵建設改良割當　三〇六
民業鐵道買收價格　三〇六
地方鐵道補助費　三〇六
國有鐵道列車走行哩　三〇七
國有鐵道運輸收入　三〇七
國有鐵道諸建造物　三〇七
地方鐵道現況　三〇七
地方鐵道車輛、從業員　三〇九
地方鐵道列車走行哩　三〇九
地方鐵道旅客運輸　三〇九
地方鐵道貨物運輸　三〇九
地方鐵道營業收支　三〇九
地方鐵道免許數　三〇九
軌道現況　三一〇
軌道車輛、從業員　三一〇
軌道車輛走行哩　三一〇
軌道旅客運輸　三一〇
軌道貨物運輸　三一〇
軌道營業收支　三一〇
鐵道事故　三一〇
鐵道、軌道死傷人員　三一〇
水運　三一一―三三〇
近狀一束　三一一
運河　三一三
港灣　三一三
主要港灣工事　三一三
主要港より諸港路浬程　三一四
外國航路浬程　三一四
主要港間航路相互浬程　三一五
外國航路旅客運賃　三一五
船舶數　三一六
在籍別汽船噸數　三一六
船齡別汽船數　三一六
小船　三一六
登簿船積量別　三一六
進水船　三一六
登簿船消長　三一六
標準船型　三一七
船員手帖受有者　三一七
海技免狀受有者　三一七
水先免狀受有者　三一七
遭難船、海難者　三一七
海員審判　三一七
航路標識　三一七
造船所、船渠　三一七
主要造船所　三一七
外國渡來旅客　三一七
命令航路　三一八
定期外國航路就航船　三一九
配船及繫船　三二〇
傭船料　三二〇
三萬噸以上所有船主　三二〇
主要港灣貿易額及入港船舶　三二〇
航空　三二一―三三五
發達史要　三二一
航空近事　三二一
本邦航空記錄　三二二
飛行回數、距離、時間　三二三
航空機數　三二三
航空機乘員　三二三
民間航空事故　三二四
航空殉難者　三二四
航空機同部分品製作所　三二四
命令航空路　三二五
飛行場　三二五
世界航空記錄　三二五
世界航空發達狀況　三二七
世界的大飛行記錄　三二七
列國民間航空狀況　三二七
大西洋橫斷飛行記錄　三二八
列國民間航空勢力比較　三二九
世界最大航空機　三二九
各國著名飛行場　三二九
世界主要定期航空路　三二九
世界大航空船遭難記錄　三三三
國際航空競技　三三三
海外航空近狀　三三四
通信　三三六―三四四
近狀一束　三三六
內外郵便電信電話料金一覽　三三七
內國郵便爲替料金　三四〇
外國爲替料金　三四〇
振替貯金料金　三四一
電話料金　三四一
郵便、電信、電話局所　三四二
郵便切手、收入印紙賣捌所及郵便函　三四二
主要都市間郵便物到達日取　三四三
內地電信線　三四二
水底電線　三四三
電話線路及線條　三四三
第三種郵便物認可現在數　三四三
通常郵便物　三四三
府縣別郵便物數　三四三
特殊郵便物　三四三
小包郵便物　三四四
外國通常郵便物數　三四四
電報發著通數　三四四
外國小包郵便物數　三四四
外國電報國別　三四四
無線電報發著數　三四四
電話加入者　三四四
電話加入申込者　三四四
放送無電加入者　三四四
外國放送無電　三四四
勞働　三四五―三六五
國內勞働事情　三四五
國際勞働總會　三四八
勞働者總數　三五一
勞働調查（其一）　三五二
〃（其二）　三五四
職工災害　三五五
鑛夫災害　三五五
職工扶助　三五五
鑛夫扶助　三五五
工場法違反件數　三五五
勞働者檢擧數　三五五
解雇勞働者歸趨　三五六
勞働爭議　三五七
勞働爭議繼續日數　三五七
勞働爭議原因結果　三五七
昭和四年勞働爭議　三五七
勞働爭議調停件數　三五七
勞働者異動數　三五八
勞働團體　三五八
勞働團體府縣別　三五八
小作爭議　三五八
農業團體　三五八
小作調停件數　三五八
團體交涉及勞働協約の主なる事例　三五八
主要勞働爭議　三五九
主要勞働團體　三六〇
勞働賃銀指數　三六五
勞働賃銀　三六五

社寺、教育

社寺　三六六―三七二
神社　三六六
神道　三六六
佛道　三六六
神、佛道教會　三六六
基督教　三六六
教界消息　三六六
官社祭神、祭日　三六八
神社數　三六九
府縣別神社數　三六九
神官及神職數　三六九
神道、佛道、基督教各派代表者事務所、教師、信徒　三七〇
府縣別各教徒數　三七一
教育　三七二―三九六
沿革及近狀　三七三
學制改正問題　三七四
學生思想問題　三七五
學界消息　三七七
教職員待遇　三七八
學校、教員、生徒　三八〇
諸學校入學志願者、入學者　三八〇
教科用圖書檢定數　三八〇
諸學校外國教員、學生生徒　三八〇
小學校教科書發行高　三八一
政府の準則に據らざる學校　三八一
小學校教員　三八一
小學校兒童數　三八二
學齡兒童中盲聾啞者　三八二
小學校代用教員數　三八二
小學校教員檢定合格者數　三八二
小學校教員月俸平均額　三八二
學齡兒童數　三八二
學齡兒童就學成績　三八二
幼稚園保姆、幼兒數　三八二
盲及聾啞學校、教員、生徒　三八二
中學校教員、生徒　三八三
高等女學校教員、生徒　三八三
公私立中等學校數　三八三
高等師範學校、女子高等師範學校臨時教員養成所教員、生徒卒業者　三八三
師範學校教員、生徒　三八三
中等教員檢定合格者　三八三
中等學校教員平均俸給額　三八三
實業學校教員、生徒　三八三
實業補習學校教員生徒　三八三
官公立專門學校　三八四
學科別實業學校教員、生徒　三八四
高等學校、教員、生徒　三八四
公立學校醫　三八四
海外留學生　三八五
高等學校生徒生計費　三八六
官立高等學校　三八六
公私立高等學校　三八六
高等學校入學者成績　三八六
高等師範學校　三八六
私立專門學校　三八六
卒業者就職狀況　三八七
文部省所管外諸學校　三八七
學術研究會議　三八九
帝國大學　三八九
官立大學　三九一
公私立大學　三九一
帝國大學及官立大學現況　三九一
帝國大學教員、學生、生徒數　三九一
公私立大學現況　三九二
帝國大學資金　三九二
官立大學普通資金　三九二
博士數　三九二
新博士　三九三
帝國學士院　三九五
理化學研究所　三九六
啓明會　三九六
東照宮三百年祭記念會育英獎學資金　三九六
有栖川宮記念學術獎勵資金　三九六
出版　三九七―四〇〇
出版圖書　三九七
出版圖書　三九七
新聞紙及雜誌　三九七
官報發行部數　三九七
圖書館數　三九七
主要日刊新聞紙　三九八
通信社一覽　三九九
主要圖書館　四〇〇

裁判、行刑

裁判　四〇一―
法曹近事
裁判所配置
裁判所長官一覽
裁判所及職員
裁判事件總數
民事々件
民事訴訟種類
民事訴訟物價額
督促事件
和解事件
和議事件
强制執行處分數
破產事件
借地借家調停
商事調停
非訟事件
共託事件
公證人事務
執達吏事務
民事新訴人口比例

登記件數　四〇七
登記種類別　四〇七
國籍取得、回復、離脫　四〇七
相續遺與賣買に依る土地建物船舶登記件數　四〇七
外國人に對する民事訴訟　四〇七
訴訟審理期間　四〇七
刑事々件總數　四〇八
刑事被告人處分數　四〇八
刑法犯有罪人員　四〇八
刑法犯刑名別　四〇八
刑法犯罪名別　四〇八
刑法犯被告犯罪原因　四〇八
特別法犯有罪人員　四〇八
特殊犯罪人比例　四〇九
指紋對照前科發見數　四〇九
外國人有罪人員　四〇九
執行刑　四〇九
執行猶豫　四〇九
起訴執行猶豫者の再犯狀況　四〇九
起訴、執行猶豫者保護者有無別　四〇九
證人、鑑定、通事費用　四〇九
少年審判所取扱人員　四〇九
日常法規　四一〇—四一五
無能力者　四一〇
時効　四一〇
利息制限　四一〇
借地、借家　四一〇
親等表　四一一
刑罰　四一一
陪審法　四一二
相續　四一三
戸籍　四一四
寄留　四一四
行刑
刑務所職員　四一六
在監人員　四一六
在監受刑者　四一六
受刑者刑期別　四一六
新受刑者種別　四一六
在監受刑者年齡　四一六
免囚保護人員　四一六
新受刑者職業別　四一六

警察

法規　四一七—四一八
結社、集會　四一七
治安維持　四一七
暴力行爲取締　四一七
行政執行　四一七
警察犯處罰令　四一八
統計　四一九—四二〇
警察官署、職員　四一九
檢擧人員　四一九
未成年者禁煙違反　四一九
未成年者禁酒違反　四一九
盜難、詐欺、恐喝被害　四一九
自殺者　四一九
自殺原因　四一九
殺人　四二〇
變死　四二〇
棄兒　四二〇
消防署及消防組　四二〇
主要消防機械器具　四二〇
火災　四二〇
遊廓、料理店、其他　四二〇
警察取締營業者　四二〇

社會事業

記事　四二一—四二三
政府の施設　四二一
救護法成る　四二二
社會事業近狀　四二二
統計　四二三—四三〇
社會事業一覽　四二三
社會事業獎勵助成　四二三
罹災救助基金支出高　四二三
窮民救恤　四二三
軍事救護　四二三
感化事業　四二三
棄兒養育數　四二三
行路病人　四二三
行路死亡人　四二三
醫療保護　四二三
公設市場　四二三
簡易食堂　四二四
共同宿泊所　四二四
共濟組合　四二四
住合組合數　四二四
公益質屋　四二四
社會事業低利資金融通高　四二四
授産場　四二四
職業紹介所數　四二四
職業紹介成績　四二四
知識階級職業紹介成績　四二五
少年職業紹介成績　四二五
營利職業紹介成績　四二五
日傭勞働紹介成績　四二五
失業統計　四二六
中等階級生計費　四二八
細民の標準生計費　四二八
生計費　四二九
貧困家計調査　四二九
俸給生活者、職工生活費　四三〇
俸給生活者、職工家賃　四三〇

衛生

指針　四三二—四四三
健康證　四三三
ヴィタミン　四三三
食物の榮養價　四三三
カロリー要求量　四三三
完全食獻立　四三四
不完全食　四三四
食物消化時間　四三五
調理小識　四三五
食品貯藏法　四三五
酒類酒精含有量　四三六
煙草ニコチン含有量　四三七
乳兒に與ふる牛乳　四三七
乳汁成分　四三七
離乳期の食餌　四三七
乳兒の體重身長　四三七
嬰兒の發育　四三七
妊婦分娩期　四三八
小兒急病手當　四三八
小兒傳染病發生時の病狀　四三八
應急療法　四四〇
人工呼吸法　四四〇
蒸氣吸入　四四〇
酸素吸入　四四〇
傳染病豫防　四四〇
傳染病潛伏期　四四〇
寄生虫　四四一
消毒方法　四四二
井水消毒法　四四二
家庭常備藥品　四四二
化粧藥品製法　四四二
鑛泉と適應症　四四三
人工浴　四四三
日光浴　四四三
統計　四四四—四五三
醫師及藥劑師　四四四
産婆登錄者數　四四四
藥種商、製藥者　四四四
鍼灸按摩業者　四四四
看護婦免許數　四四四
病院　四四四
病院患者數　四四四
特殊病院　四四四
生産死産　四四四
生産死産比例　四四五
死亡率　四四五
死亡原因　四四五
死亡者年齡別　四四五
主要死因年齡別　四四六
乳兒死亡　四四六
乳兒死亡原因別　四四六
都市乳兒死亡主要原因　四四六
乳兒死亡率　四四七
傳染病患者死亡者　四四七
傳染病死亡率　四四七
虎列剌外四傳染病死亡者　四四七
肺結核死亡者　四四八
肺結核死亡者年齡別　四四八
肺結核死亡割合　四四八
中毒者　四四八
失明原因　四四八
兒童平均體格　四四九
壯丁花柳病　四四九
壯丁體重身長　四四九
學歷別壯丁體格　四四九
在內外邦人兒童體格比較　四四九
農村民體格　四四九
學生生徒及兒童身長體重胸圍　四四九
學生生徒及び兒童發育標準　四五〇
學生生徒近視眼比率　四五〇
婦人發育狀況　四五〇
東西婦人體格　四五〇
精神病者數　四五〇
癩療養所患者　四五〇
癩病人員　四五〇
水道　四五〇
上水道　四五一
飲用氷雪　四五一
淸涼飲料水　四五一
汚物搬出量　四五一
農村民の寄生蟲　四五一
醫事衛生近狀　四五一
生命表　四五三

家庭諸知識

科學知識　四五四—四五七
恒星　四五四
太陽系　四五四
衛星　四五四
彗星　四五四
流星　四五四
地球に關する諸計數　四五四
時差　四五五
風の種類　四五五
地震の種類　四五五
物體の融解熱、蒸發　四五五
合金成分　四五五
光の速度　四五五
溫度　四五六
各種速度比較　四五六
距離速算表　四五六
重要發明、發見　四五七
人體各機關重量　四五七
動植物の壽命　四五七
動物園野獸死亡率　四五七
動物生産力　四五七
諸單位　四五八—四六八
メートル法　四五八
メートル法略字　四五九
尺貫法とメートル法との換算　四五九
理學的各種單位　四五九
內外度量衡比較　四六〇
各國貨幣純分比價換算表　四六二
內外國貨幣換算額　四六二
歐洲各國新通貨　四六二
結婚記念日　四六二
漢字稱呼　四六三
書籍寸法　四六三
時計寸法　四六三
帽子寸法　四六三
カラット　四六四
各種裝身具寸法　四六四
各種の噸　四六四
各種の斤　四六四
織物の單位　四六四
包裝單位　四六四
建築材料寸法　四六五
薪單位　四六五
重要商品相場單位　四六六
家庭須知　四六八—四七三
各種賃銀、報酬　四六六
電氣に關する注意　四六八
瓦斯に關する注意　四六八
ラヂオ聽取注意　四六九
家庭電化　四六九
家具食器手入法　四七〇
しみぬき法　四七〇
洗濯心得　四七一
花言葉　四七一
服忌　四七二
常用漢字　四七二
外國語の寫し方　四七三
羅馬字　四七三
亞拉比亞數字、羅馬數字　四七三
點字　四七三
各國辭典收容語數　四七三

藝術

文藝美術　四七七—四九三
文壇近況　四七七
美術界近狀　四七七
美術展覽會　四七八
主要展覽會成績　四八〇
骨董入札　四八一
特別保護建造物　四八三
國寶　四八三
府縣別保護建造物及國寶　四八三
現代文士　四八四
現代美術家　四八九
演藝　四九四—五〇七
劇界近事　四九四
主要劇場最近演目　四九五
最近上演脚本　四九八
俳優　四九八
映畫俳優　五〇一
フイルム檢閱數　五〇二
常設劇場數　五〇二
劇場及入場人員　五〇二
常設活動寫眞館及入場人員數　五〇三
活動常設館　五〇三
映畫に依る犯罪　五〇三
六大都市著名劇場　五〇四
謠曲、音樂　五〇四
樂壇近事　五〇五
洋樂家　五〇六
遊藝師匠(東京)　五〇七
講談落語家(東京)　五〇七
寄席及演藝場(東京)　五〇七
圍碁將棋　五〇八—五一〇
圍碁　五〇八
將棋　五〇八
現代碁客　五〇九
現代棋客　五〇九
大日本將棋聯盟　五〇九
日本棋院　五〇九
日本棋院東西對抗戰　五一〇

運動競技

各種競技　五一一—五四五
野球　五一一
(海外)　五一五
庭球　五一六
(海外)　五一八
蹴球　五一九
籠球、排球　五二二
ホッケー　五二三
ゴルフ　五二三
(海外)　五二四
撞球　五二四
(海外)　五二五
卓球　五二五
陸上競技　五二六
マラソン　五三一
世界陸上競技公認記錄　五三三
水泳　五三三
(海外)　五三六
競漕　五三六
(海外)　五三六
スキー、スケート　五三七
日本最高公認記錄　五三九
世界オリムピック記錄　五四〇
世界女子オリムピック記錄　五四一
世界水泳最高公認記錄　五四二
極東選手權大會記錄　五四三
明治神宮競技記錄　五四四
武道、相撲、其他　五四五—五五六
柔劍道　五四五
柔劍道師範　五四六
拳鬪　五四七
弓道　五四七
射擊　五四八
相撲　五四八
(學生相撲)　五五一
競馬　五五一
(海外)　五五三
乘馬會　五五三
山岳界　五五五
運動界近狀　五五六

地方

總覽　五五七—五六九
地方制度改正　五五七
地方財政緊縮　五五八
地方稅制限　五五八
地方雜租　五五九
選擧種々相　五六〇
都市計畫　五六一
市街地建築物　五六一
市會解散史　五六一
地方高官及議長一覽　五六二
地方支廳長一覽　五六二
市長及市會議長一覽　五六三
地方費歲入出　五六三
地方費科目別　五六三
道府縣歲出　五六四
市歲入出　五六四
地方費膨脹趨勢　五六五
直接稅負擔額　五六五
地方稅制限外課稅額　五六五
雜種稅　五六五
地方債　五六五
地方債道府縣別　五六六
市債現在額　五六六
公有地方財産　五六六
市町村數　五六六
人口別市町村數　五六六
人口三萬以上の町　五六六
人口二萬以上の村　五六六
府縣文官雇傭人員　五六六
府縣市町村吏員數　五六六
最近道府縣會總選擧成績　五六七
六大都市租稅負擔額　五六八
六大都市府縣會議員、有權者　五六八
六大都市公園面積　五六八
六大都市市町村會議員、有權者　五六八
六大都市名譽職報酬　五六九
六大都市附加稅課率　五六九
六大都市建築調　五六九
青年團、少年團　五六九
東京市　五七〇—五九八
沿革　五七〇
土地、人口　五七〇
氣象　五七三
市政機關　五七四
財政　五七六
商工業　五七八
道路、橋梁　五八一
軌道、鐵道　五八三
水運　五八五
通信　五八七
教育　五八七
警察　五九〇
社會事業　五九三
衛生　五九五
遊藝娛樂　五九七
橫濱市　五九九—六〇〇
土地、人口　五九九
財政　五九九
商工業　五九九
外國貿易　六〇〇
運輸、交通　六〇〇
教育　六〇〇
社會事業　六〇〇
京都市　六〇一—六〇三
土地、人口　六〇一
財政　六〇一
商工業　六〇一
外國貿易　六〇一
運輸、交通　六〇二
教育　六〇二
社會事業　六〇三
大阪市　六〇三—六〇四
土地、人口　六〇三
財政　六〇三
商工業　六〇四
外國貿易　六〇四
運輸、交通　六〇四
教育　六〇四
社會事業　六〇四
神戸市　六〇五—六〇六
土地、人口　六〇五
財政　六〇五
商工業　六〇五
外國貿易　六〇五
運輸、交通　六〇五
教育　六〇六
名古屋市　六〇六—六〇七
土地、人口　六〇六
財政　六〇六
商工業　六〇六
外國貿易　六〇七
運輸、交通　六〇七
教育　六〇七
山水園林　六〇八—六一〇
公園　六〇八
史蹟、名勝、天然記念物　六一〇

屬領

朝鮮　六一七—六二三
王族　六一七
貴族　六一八
土地、人口　六一八
統治機關　六一九
財政　六一九
貿易　六二〇
商業　六二〇
産業　六二一
運輸、交通　六二二
宗教、教育　六二三
裁判、警察　六二三
地方行政　六二三
臺灣　六二四—六二八
土地、人口　六二四
統治機關　六二四
財政　六二四
貿易　六二五
商業　六二五
産業　六二六
運輸、交通　六二七
宗教、教育　六二七
裁判、警察　六二八
衛生　六二八
地方行政　六二八
樺太　六二九—六三〇
土地、人口　六二九
統治機關　六二九
財政　六二九
貿易　六二九
商業　六二九
産業　六二九
運輸、交通　六三〇
宗教、教育　六三〇
衛生　六三〇
地方制度　六三〇
關東州　六三一—六三五
土地、人口　六三一
統治機關　六三一
財政　六三二
貿易　六三二
商業　六三二
産業　六三二
運輸、交通　六三三
宗教、教育　六三三

裁判、警察　六三三
衛生　六三四
地方行政　六三四
南滿洲鐵道株式會社　六三四
南洋諸島　六三六—六三七
土地、人口　六三六
統治機關　六三六
財政　六三六
貿易　六三六
商業　六三六
產業　六三七
運輸、交通　六三七
宗教、教育　六三七
裁判、警察　六三七
衛生　六三七

世界

大觀　六四一—六五〇
不戰條約效力發生　六四一
獨逸賠償金問題　六四一
其後の軍縮問題　六四三
支那問題と列國　六四三
歐洲事情　六四四
兩米事情　六四五
經濟大觀　六四六
國際聯盟　六四七
常設國際司法裁判所　六四九
海牙仲裁裁判所　六四九
其他の國際常設機關　六四九
國際諸會議　六四九
統計　六五一—六八七
【土地人口】　六五一—六六一
世界各國極點　六五一
極地探檢　六五一
各大陸面積、人口　六五二
各大陸の最高地と最低地　六五二
各海洋面積、深さ　六五二
世界の高山　六五二
世界の火山　六五三
世界の氷河　六五三
世界の主なる島嶼　六五三
世界主要半島　六五四
世界主要海峽　六五四
世界の大河　六五四
世界主要海灣　六五四
世界の大湖　六五五
世界大瀑布　六五五
世界の高樓、高塔　六五五
世界大都市公園　六五六
世界主要都市溫度、降雨量　六五六
世界の人種　六五七
南亞米利加の諸人種　六五七
亞細亞に於る各國領土　六五七
異民族包有國一覽表　六五七
世界猶太人散在表　六五八
世界言語別人口　六五八
各國移民數　六五八
世界各國面積人口　六五九
世界各國人口趨勢　六六〇
世界各國人口增殖率　六六〇
世界肺結核死亡數　六六〇
世界各國死因別死亡率　六六〇
世界大都市乳兒死亡率　六六〇
世界大都市　六六一
歐洲都市相互距離　六六一
世界各國乳兒死亡率　六六一
【政治】　六六一—六六五
世界各國皇室費　六六一
世界各國建國年代　六六二
世界各國統治者　六六二
主要列國內閣一覽　六六三
主要國內閣壽命　六六三
列國大統領及閣僚年俸　六六四
世界の政治的暗殺　六六五
主要國々會黨派別　六六五
各國議員歲費　六六五
婦人參政權　六六五
世界議員選擧有權者　六六五
世界各國無產者代表議員　六六五
【軍事】　六六六—六七〇
列國海軍勢力概要　六六六
列國主力艦一覽　六六六
列國最新艦艇一覽　六六七
列國補助艦艇比較　六六七
列國最新潜水艦要目　六六八
艦齡別列國艦艇隻數比較　六六八
列國航空母艦一覽　六六八
太平洋に於ける列國海軍力一覽　六六九
世界各國陸軍一覽　六七〇
主要國陸軍兵力　六七〇
列國新兵器比較　六七〇
【財政經濟】　六七一—六八四
世界各國歲入出一覽　六七一
主要國々費割合　六七一
主要國歲入比較　六七一
世界主要國々債　六七一
世界國富　六七二
世界各國紙幣流通高　六七二
世界各國幣制　六七二
世界各國金準備保有高　六七二
世界主要國々際貸借　六七二
各國中央銀行割引利率　六七三
各國都市生活費指數　六七三
世界各國貯金高　六七四
世界郵便貯金高　六七四
列國國民所得　六七四
主要國手形交換高　六七四
世界各國航空路標識數　六七四
世界一周時間費用　六七四
世界一周競爭記錄　六七五
世界各國貿易額　六七五
世界各國輸入貿易對主要國步合　六七五
世界耕地面積　六七五
世界米消費額輸出入額　六七五
世界各國主要農產額及耕地面積　六七六
世界生絲產額　六七六
世界人造絹絲生產額　六七六
世界護謨產額　六七七
世界護謨消費額　六七七
世界煙草產額　六七七
世界葡萄酒產額　六七七
世界砂糖產額　六七七
世界砂糖消費高　六七七
砂糖一人當消費高　六七七
世界紡績事業　六七七
世界棉花生產消費額　六七七
世界肉用家畜數　六七八
世界各國皮類輸出額　六七八
世界羊毛產額　六七八
世界漁獲物　六七八
世界漁船數　六七八
世界の漁場　六七九
世界金產額　六七九
世界銀產額　六七九
世界白金產額　六七九
世界ダイヤモンド產額　六七九
世界鐵鑛及鋼生產額　六七九
世界銅產額　六七九
世界錫產額　六七九
世界石炭產額　六七九
世界石炭包藏額　六八〇
世界鑛石埋藏量　六八〇
世界石油埋藏額　六八〇
ラジウムの値　六八〇
世界原油產額　六八〇
世界各國勞働爭議件數及參加人員　六八〇
各國勞働爭議損失日數　六八〇
各國勞働組合員失業數　六八〇
世界各國鐵道　六八一
世界水底電線　六八一
世界無線電信海岸局數　六八二
世界無線電信局數　六八二
世界各國電信電話　六八二
世界都市電話數　六八二
亞細亞諸港間距離　六八二
南米諸港相互距離　六八三
世界大運河　六八三
世界各國郵便物發送數　六八三
世界各國自動車數　六八三
世界船腹消長　六八四
世界各國船舶總噸數　六八四
世界各國出入船舶　六八四
巴奈馬運河通航船舶數　六八四
世界の巨船　六八四
各國喪失船數　六八四
世界造船高　六八四
世界一理當航洋船　六八四
【宗教敎育】　六八五—六八七
世界の諸宗教　六八五
世界初等敎育　六八五
世界義務敎育年限　六八五
各國中等敎育狀況　六八五
世界各國無筆者　六八五
世界著名大學　六八六
世界大圖書館　六八六
世界の出版物　六八六
世界共產黨員　六八六
世界著名新聞　六八六
萬國共通語　六八七
ノーベル賞金　六八七

列國

アビシニア　六八八
阿富汗坦　六八八
亞米利加合衆國　六八八—六九三
領土史　六八八
國勢概觀　六八八
面積、人口　六八八
政治　六八九
國防　六八九
財政　六九〇
產業　六九〇
外國貿易　六九二
屬領　六九二
布哇　六九二
比律賓群島　六九二
亞拉比亞　六九三
亞爾然丁　六九三
アルバニア　六九四
アンドラ公國　六九四
英吉利　六九四—七〇二
面積、人口　六九四
政治　六九五
國防　六九五
財政　六九六
產業　六九七
外國貿易　六九八
屬領　六九八
北愛蘭　六九八
愛蘭自由國　六九八
印度　六九九
海峽植民地　七〇〇
濠洲聯邦　七〇〇
加奈陀　七〇一
伊太利　七〇二—七〇三
面積、人口　七〇二
政治　七〇二
財政　七〇三
產業　七〇三
外國貿易　七〇三
屬領　七〇三
ウルグワイ　七〇三
ヴアチカン　七〇三
ヴエネヅイラ　七〇四
エクアードル　七〇四
エストニア　七〇四
埃及　七〇四
墺地利　七〇四
和蘭　七〇五
玖馬　七〇六
希臘　七〇六
計倫比亞　七〇六
暹羅　七〇七
サンマリノ共和國　七〇七
支那　七〇七—七一四
地勢　七〇七
面積　七〇八
人口　七〇八
政體　七〇九
國防　七一〇
財政　七一一
產業　七一三
外國貿易　七一三
運輸　七一三
敎育　七一四
瑞西　七一四
瑞典　七一五
西班牙　七一五
セルボ・クロアート・スロヴエーヌ　七一六
ダンチッヒ自由市　七一六
チエコスロ・ヴアキア　七一六
智利　七一七
中央亞米利加諸國　七一七
丁抹　七一七
土耳古　七一八
獨逸　七一八—七二三
面積、人口　七一九
政治　七一九
國防　七二〇
財政　七二〇
產業　七二〇
外國貿易　七二一
敎育　七二一
ドミニカ共和國　七二一
ネパール　七二二
諾威　七二二
ハイチ共和國　七二二
洪牙利　七二三
パラグヱー　七二三
佛蘭西　七二三—七二四
政治　七二三
國防　七二三
產業　七二三
外國貿易　七二三
敎育　七二四
屬領　七二四
佛領印度支那　七二四
芬蘭　七二五
ブータン　七二五
伯剌西爾　七二五
勃牙利　七二六
白耳義　七二六
秘露　七二六
波斯　七二七
葡萄牙　七二七
ボリヴイア　七二八
波蘭　七二八
墨西哥　七二八
モナコ公國　七二八
摩洛哥　七二八
ラトヴイア　七二九
リスアニア　七二九
リヒテンスタイン公國　七二九
リベリア共和國　七二九
ルクサンブルグ大公國　七二九
羅馬尼　七二九
露西亞　七三〇—七三三
面積、人口　七三〇
政治　七三一
國防　七三一
財政　七三二
產業　七三二
外國貿易　七三二
敎育　七三三

追錄

聯盟非常任理事國選擧　七三三
歐洲經濟聯盟案　七三三
反務聯盟成立　七三三
四年度實行豫算　七三四
人事異動　七三四
私鐵疑獄取調　七三四
勳章疑獄事件　七三四

雜俎

雜俎　七三五—七四五
各種會議　七三五
對外團體　七三五
學術團體　七三五
美術團體　七三七
音樂團體　七三八
宗教々化團體　七三九
思想團體　七四〇
婦人團體　七四一
產業團體　七四二
社交及職業團體　七四三
運動團體　七四四
社會事業團體　七四五
便覽
國勢一覽　一三
日數早見　一四
雜節　一四
時刻新舊稱呼　一四
歷世年號表　八一
日本曆、西洋曆、支那曆對照　八二
締盟各國祝祭日　八二
陰陽曆日對照　一一一
利子早見　一二二
年利日步換算表　一三二
日步年利換算表　一三二
複利年金現價表　一四六
元金倍增期日　二五五
公債株式市價利廻　二五九
生命表　四二三
滿齡早見　四七四
哀悼錄　六六八
昭和三、四年小史　七一三
索引　七四四

廣告目次

小林富次郎商店（ライオン歯磨）　表紙裏
東京火災保險會社　〃
竹內金庫店　〃
西川商店（蒲團類）　一五
日本自動車會社（エセックス）　一六
フエルトカラー商會　一七
田邊商店（アニマザ）　一八
麒麟麥酒會社　一九
萬崎洋服店　二〇
天野商店（ヘチマコロン）　二二
吉和田商店（モートル）　二三
日下製作所（運搬器具）　二三
睦屋商店（室內裝飾織物類）　二四
カルピス製造會社　二五
明治屋（月桂冠）　二六
中央亭（西洋料理）　二七
大日本麥酒會社　二八
片倉製絲紡績會社　二九
三星縫具製作所　三〇
櫻井商店（星名刺）　三一
三昭動車會社（グラハムペーヂ）　三二
資生堂（資生堂石鹸）　三三
平尾贊平商店（レート石鹸）　三四
桃谷順天館（美顏水）　三五
西川求林堂（印刷インキ）　三六
森下博藥房（仁丹）　三七
日清製粉會社　三八
大日本人造肥料會社　三九
古河鑛業會社　四〇
古河電氣工業會社　四〇
古河銀行　四一
鴻池銀行　四二
三晃商會（パッカード）　四三
マコト商會（モートル販賣）　四四
橫濱正金銀行　四五
三井銀行　四六
堀田商店（機械商）　四七
テーワイ商會（台所用具）　四七
千代田火災生命保險會社　四八
日本生命保險會社　四九
東海生命保險會社　五〇
有隣生命保險會社　五一
日本徵兵保險會社　五三
玉屋商店（時計類）　五四
中山太陽堂（クラブ白粉）　二五〇—二五一
常磐生命保險會社　二五〇—二五一
日本工業會社　二六〇—二六一
米井商店（器械類）　二六〇—二六一
中山太陽堂（カテイ石鹸）　四三二
鳥居商店（ダイモール）　四三三
中山太陽堂（プラトンインキ、クラブ歯磨）　四三五
晩翠軒（北京料理）　四七六
富士製紙會社　六一二
大日本製糖會社　六一三
北海道炭礦汽船會社　六一三
樺太工業會社　六一四
王子製紙會社　六一五
南滿洲鐵道會社　六一六
高島屋吳服店　六三九
天賞堂　六四〇
友田合資會社（ファアゴール）　七七五
碓氷合名會社（鑵詰）　七七六
森永製菓會社（ミルクチヨコレート）　七七七
岩谷冷藏會社　七七八
森田製藥所（回効散）　七七九
玉置合名會社（小松ちの素）　七八〇
和光堂（シッカロール石鹸）　七八一
井筒屋（ゐすゞ油）　七八二
オキシヘラー奬勵會　七八三
共保生命保險會社　七八四
大林組（土木建築）　七八五
山一證券會社　七八六
東部電力會社　七八七
大同電力會社　七八八
東邦電力會社　七八九
鐘淵紡績會社　七九〇
富士瓦斯紡績會社　七九一
東京瓦斯會社　七九二
日本產業會社　七九三
早稻田大學出版部（講義錄）　七九四
大日本國民中學會（前同）　七九五
內外ビルデイング會社（貸事務所）　七九六
合同毛織會社　七九七
朝日海上火災保險會社　七九八
歌舞伎座　七九九
明治座　七九九
日刊工業新聞社　八〇〇
東京築地活版製造所　八〇一
日本電力會社　八〇二
宇治川電氣會社　八〇二
三十四銀行　八〇三
野村證券會社　八〇三
日本タイプライター會社　八〇四
時事新報社　八〇五
宮田製作所販賣店（ギヤエム號）　八〇六
東洋經濟出版部　八〇七
千代田組（機械類）　八〇八
松屋吳服店　裏表紙裏
松坂屋吳服店　〃
編清兩替店　〃
三菱銀行　裏表紙
以上

時事新報略史

由來—亂世英雄を生む。社會の混亂は時事新報の發生を促す。その名の因て來る所は

『專ら近時の文明を記して此文明に進む所以の方略事項を論じ、日新の風潮に後れずして之を世上に報道せんとする旨なり』

と云ふに在れども、社會各方面の物情騷然、人心は適歸に迷ひ、燈臺の明光を仰望すること轉た切なり。其明光を與ふるの確信を以て福澤先生は時事新報を創刊す。

創刊—明治十五年三月一日。主義は『獨立自尊』、而して此主義を個人より擴充して更に國家に及ぼさんとす。

社長—創立より明治二十年四月まで中上川彥次郎氏、同二十九年一月まで伊藤欽亮氏、大正十五年六月十日まで福澤捨次郎氏、昭和三年一月二十日まで小山完吾氏、其後門野幾之進氏取締役會長となる。

住所—創立當時芝區三田、明治十六年十一月日本橋通三丁目へ、同十九年十二月京橋區南鍋町へ、大正十五年十二月十二日麴町區丸ノ內二丁目十八番地(當時の八重洲町一丁目一番地)へ移轉。(但し大正十年火災後、一時京橋區南鍋町交詢社へ、大正十二年火災後一時芝區三田慶應義塾內及び帝國ホテル內へ假寓す。)

組織—當初個人經營、明治三十七年五月合名會社に、大正九年五月株式會社に變更、現在資本金五百二十五萬圓。

紙面—隨時增頁は別として、創立當時四頁、明治二十年六頁に、同二十二年八頁に、同二十九年十二頁に、(大正七年六月より朝刊八頁、夕刊四頁)、大正十三年十一月朝刊を十頁に增して十四頁に、昭和四年六月より十三段制實施と共に十二頁(夕刊四頁)とす。

海上版—昭和二年六月一日海上船舶にニュース供給を開始し、同七月一日より更に海上版を發行す。四六倍版八頁の日刊新聞にして、日本郵船の大洋丸、天洋丸、春洋丸、コレヤ丸、サイベリア丸に之を配布す。(四年四月傍系の無線時事會社に移す)

紙數—創刊には一千五百部、明治十八年に三千部、同二十九年に一萬三千部、同三十九年に五萬部、それより大正二年まで累年一割の自然增加に任す。大正三年以來、每年三萬乃至五萬の增紙を遂げつゝ今日に至る。

停止—明治十八年八月十四日より二十日迄、政府攻擊の筆を緩めざりし爲めに發行を停止さる。同二十八年四月二十五日より二十七日迄同斷。

災害—發行停止以外に火災二回に及ぶ。大正十年九月廿八日編輯局全燒、同十二年九月一日の大震火災に全社燒く。

事業—新聞發行以外の事業は、義勇表奬(本社の發起及び監理)、經濟、運動獎勵等頗る多岐に亘る。主なるものは別項に特記す。

一、時事新報名譽賞牌

運動競技以外の藝術家、技能者にして最も優れたる演技、又は功績を我國民に與へたる者に贈呈す。大正五年四月創定以來今日迄左記諸氏に之を贈れり。

回次	氏名	本領	贈與年月
一	アート・スミス	飛行家	大正五年四月
二	カザリン・スチンソン	〃	〃十二月
三	ミッシヤ・エルマン	提琴家	〃十年二月
四	シユマン・ハインク	聲樂家	〃八月
五	エフレム・ヂムバリスト	提琴家	〃十一年五月
六	アンナ・パヴロワ	舞踊家	〃九月
七	レオポルド・ゴドウスキー	洋琴家	〃二月
八	フリッツ・クライスラー	提琴家	〃十二年五月
九	ヨセフ・ハイフエッツ	〃	〃十月
一〇	ミエチラフ・ミユンツ	洋琴家	〃十三年四月
一一	ローエル・エチ・スミス	飛行家	〃五月
一二	エリク・エチ・ネルソン	〃	〃
一三	ライ・ウエード	〃	〃
一四	レスリー・ピー・アーノルド	〃	〃
一五	ジョン・ハーヂング	〃	〃
一六	ヘンリー・エチ・オクデン	〃	〃
一七	ジー・ピー・ドワージ	〃	六月
一八	エー・モジユヒン	聲樂家	九月
一九	梅蘭芳	俳優	大正十三年十月
二〇	ジョン・マッコマック	聲樂家	〃十五年六月
二一	ロワルド・アムンゼン	探檢家	昭和二年六月
二二	ベンノ・モウセウイッチ	洋琴家	〃二年九月
二三	ジャック・テイボウ	提琴家	〃三年五月
二四	セシリア・ハンセン	〃	〃三年十月
二五	アメリタ・ガリクルチ	聲樂家	〃四年五月

二、時事新報運動名譽賞牌

日本に於て競技せる國際的優秀なる運動家の名譽を表奬する爲め、大正十三年『時事新報運動名譽賞牌』の制を設く。この名譽ある受賞者の氏名次の如し。

氏名	競技名	年月
ヂアンニ・ミイラ	投擲	大正十三年十一月
ヂヤクソン・ショルツ	短距離	〃
W・R・スペアロウ	跳躍	〃
エマーソン・ノルトン	十種競技	〃
熊谷一彌	庭球	大正十四年四月
ロバート・キンゼー	〃	〃
ハワード・キンゼー	〃	〃
ハヴエー・スノッドクラス	〃	〃
チヤーレス・パドッグ	短距離	〃
ローレン・マーチソン	〃	〃
鶴田義行	水泳	昭和三年十月
高石勝男	〃	〃
アルネ・ボルグ	〃	〃
ラーデ・マツヘル	〃	〃
ワイズ・ミユラー	〃	〃
入江稔夫	〃	〃

三、時事新報運動賞牌

體育獎勵の趣旨に基き他に卒先して各種競技會の主催及び後援を行ひ、更に優勝メダルを小學校以上の運動會に寄贈すること年を久しうす。運動季節には賞牌の發送一日數百を算することあり。この時事新報メダルは各學校選手の競技優勝希望の目標となり居れり。最近の寄贈數左の如し。

年次	赤銅牌	銀牌	銅牌
大正十三年	一四九	一、三三〇	一、二八〇
同十四年	一八〇	一、四二五	一、一九八
昭和元年	一八七	一、五四三	一、三二六
昭和二年	二三四	二、三四五	一、八二九
昭和三年	一〇三	一、四八〇	一、五二五
昭和四・八	八四	一、〇二〇	一、一二一

四、大相撲全勝額

國技獎勵の目的を以て東京大相撲の春夏兩場所每に最優勝力士に大寫眞額及大銀盃を贈呈す。全勝額は國技館の天井に掲揚され、唯一の優勝者表奬法として既に一般の公認する所なり。受賞力士名左の如し。

力士	受賞年月
高見山	明治四二・五
常陸山	四三・一
太刀山	四三・六
〃	四四・二
〃	四四・六
〃	四五・一
〃	四五・五
鳳	大正二・一
太刀山	二・五
〃	三・一
兩國	三・五
鳳	四・一
太刀山	四・六
西の海	大正五・一
太刀山	五・五
大錦	六・一
栃木山	六・五
〃	七・一
〃	七・五
〃	八・一
〃	八・五
大錦	九・一
〃	九・五
〃	一〇・一
常の花	一〇・五
鶴ケ濱	一一・一
大錦	大正一一・五
栃木山	一二・一
常の花	一二・五
栃木山	一三・一
〃	一三・五
〃	一四・一
西ノ海	一四・五
常の花	一五・一
大蛇山	一五・五
宮城山	昭和二・一
常陸岩	二・五
常の花	三・一
玉錦	三・五
常の花	四・一
	四・五

尙ほ梅ケ谷の爲めには、特に其引退記念として、一枚の寫額を贈與せり。

五、時事新報發起 義勇表奬會

事業成績—明治四十四年七月二十日、時事新報一萬號發刊記念事業として義勇表奬會を發起し、自ら金壹萬圓を提供し、世間篤志家の賛助を經て義勇資金を設置し、義勇行爲を爲したる者に對して表奬を行ひつゝあり。其目的は日本國民中義勇行爲を爲したる者に對し賞金及び賞牌を贈與して其行爲を表奬するに在り。昭和四年九月現在、其事業成績は、(一)表奬回數五十九回、(二)賞金贈與金四萬八千三百三十五圓、(三)賞牌贈與七十三箇、(四)表奬人員百三十人に及ぶ。表奬者の種類別下の如し。

人命財産救護(死亡 三十一人(內女三人) 其他 七十二人(內女十三人、少年十二人)) 航空犧牲者 十九人 學術功績者 八人

(五)大正十二年九月一日帝都大震災に當り、罹災民救助の爲め、新に本會より金貳萬圓を支出し、罹災兒童にメリヤスシヤツを配給せり。(六)大正十三年一月二十六日皇太子殿下御成婚に際し、全國青年團、處女會を表奬せんが爲め金六千圓を支出し、皇太子、同妃殿下御肖像『メタリコン』を作製し、全國八十個團體に寄贈せり。

評議員— 子澁澤榮一 鎌田榮吉 門野幾之進 男森村市左衛エ門

表奬—第一回以來本會の表奬したる人名左の如し。(×印は生命を失へる者)

氏名	表奬年月
木村榮	明治四三・七
秦佐八郎	四四・七
山本勘五郎	四四・七
富永光平	四五・一
鳥潟右一	四五・一
佐伯美都留	四五・一
河野敬次郎	四五・一
靑木熊童	四五・一
太田三吉	四五・一
上村仙吉	四五・一
新橋利助	四五・一
橋本楠太郎	四五・一
小野九郎	四五・一
若松準也	四五・一
鳥潟右一	四五・七
横山英太郎	四五・七
北村政次郎	四五・七
原口善四郎	四五・七
×小林道雄	四五・七
中村平八	四五・七
赤野仙一郎	四五・七
×平田吉藏	四五・七
鹽見茂三郎	四五・七
伊藤竹次郎	四五・七
磯部仁三郎	四五・七
高綠榮	明治四五・七
×杉本由五郎	大正二・一
宮田彦一	二・一
×鈴木磯吉	二・一
長谷川サダ子	二・一
杉山政由	二・一
×德田金一	二・三
×木村鈴四郎	二・三
×武石浩玻	二・五
×梅田錄司	二・七
有田勝藏	三・一
小西安次郎	三・一
宇野甚太郎	三・一
鈴木元次郎	三・一
小濱磯八	三・一
×重松榮	三・四
×齋藤俊次郎	三・八
熊丸好松	三・八
木村三郎	三・八
×高橋嘉平	三・八
×秋谷榮次	四・一
×荻田常三郎	四・一
×大橋繁	四・三
×安達東三郎	四・三
×武部鷹雄	四・三
柳瀨久之丞	大正四・三
野口英世	四・一〇
×稻垣四郎	四・一〇
×青木卓治	四・三
×頓宮基雄	五・三
×阿部新治	五・三
×樋口靈種	五・九
八木新虎	五・一二
山村豐雄	六・一
×鎗井トメ	六・一
×澤田秀	六・三
×杉野治義	六・三
×玉井清太郎	六・五
白石榮次	六・九
坂元守吉	七・一
×坂本晋一	七・六
×木輪田喜六	七・六
×上野壽一	七・六
半澤吉雄	七・六
菊池勇	七・六
東倉勝義	七・六
中山喜之助	八・三
古井ふみ子	八・八
關庄作	八・八
×松本虎雄	八・一二
×住吉萬次郎	八・一二
×里見傳吉	九・一〇
×小川みね	一〇・三
×武藤郡二	一一・五
×小野さつき子	一一・七
篠原嬌一	一二・一〇
佐藤永作	一二・一
×武藤善伍	一二・三
×瀨戸道雄	一二・三
×菊池助治	一三・三
出井きん	一三・三
石卷べん	一三・三
高塚あや	一三・三
×稻尾わさ	一三・六
×伊藤於登助	大正一三・九
×三木くら	一三・九
×竹林かの	一三・九
×小林德藏	一三・九
加藤キエ	一三・九
西牧喜市	一三・九
三浦ヤスエ	一三・一二
川合鉄四郎	一三・一二
×北田淺一郎	一三・一二
玉田末義	一三・一二
佐藤茂松	一三・一二
齋藤孫一郎	一四・一
×三浦治介	一四・三
池田いせ	一四・五
早川釣三郎	一四・七
河野宜太郎	一四・八
加藤茂利藏	一四・八
前島京子	一四・八
助宮幸夫	一四・八
末永繁	一五・三
秋山甲	一五・三
弓削爲雄	一五・三
山田金吉	一五・六
佐野信夫	一五・六
飯塚あさ	一五・六
加藤忠	一五・六
軍艦『浦風』	一五・六
〃『春日』	一五・六
特務艦『石廊』	一五・六
汽船『之界丸』	一五・六
×河西哲英	昭和二・五
石野三夫	二・五
増田辰雄	二・八
×鈴木鎌吉	二・一〇
小林乾一	二・一〇
×濱田新藏	二・一〇
赤瀨乙松	二・一〇

氏名	表奬年月	氏名	表奬年月
×石井秦	昭和三・九	高木信平	昭和三・一二
×渡邊鐵夫	三・一二	×小菅武夫	四・五
原冬至	三・一二	恩田安信	四・五
高橋和一	三・一二	石川員	四・九

六、燈臺守優遇基金

昭和三年七月燈台守の孤獨生活を慰め、併せて其功勞表彰の計畫を樹て、世上に寄附金を募集したる處、豫想外の成功を收め、寄附金總額四萬二千圓四錢を得、その寄附金處分に就ては、子爵澁澤榮一氏、遞相久原房之助氏、海軍次官大角岑生氏、遞信次官桑山鐵男氏、燈台局長侯爵廣幡忠隆氏、郵船專務武田良太郎氏、東洋汽船專務淺野良三氏、本邦最古の燈台長草間時福氏及び本社編輯長伊藤正德氏よりなる委員會によりて左の如く決定せり。

(一)燈台守優遇基金　寄附金の內金貳萬圓を燈台守優遇基金とし、子弟奬學基金及び良書頒布基金に分つ。

(二)勤續者表彰　寄附金の內年限に應じて慰勞金及び功勞賞牌を贈呈し、別に燈台守全部に對して紀念品を贈呈す。慰勞金は(イ)卅五年以上勤續者に對し金百圓、(ロ)三十年以上同七拾圓、(ハ)廿五年以上同金五十圓、(ニ)廿年以上同金參拾圓、(ホ)十五年以上同金貳拾圓、(ヘ)十年以上金拾圓、(ト)五年以上同七圓、(チ)五年未滿同金五圓の割合にて昭和三年末に全部發送せり。その金額一萬百五十二圓。功勞章は(イ)三十年以上勤續者に金賞牌、(ロ)二十年以上同銀賞牌、(ハ)十年以上同銅賞牌を贈呈す。

【燈台守優遇基金維持增殖】の方法としては、毎年一回寄附興行を試みる外、後年機會を見て一般に寄附を募り、その增殖を計るものとし、基金の維持は前項『義勇表彰會』の規定に倣ふ。

昭和四年度事業

昭和四年度に於て施行したる事業の主なるもの左の如し。

【篤志家表彰】世相淨化の爲め、帝都の隱れたる篤志家を表彰する計畫を樹て、東京市各區及び隣接町村の區長、町長より成る委員會に於て愼重審査の結果、左の四十五名を選定し、四年一月元旦の紙上より『感謝される人々』と題して揭載、その篤行を讃し、四月二十九日、天長節の佳節をトして本社講堂に盛大なる『感謝される人々』の表彰式を擧行せり。(氏名欄括弧內は年齡を示す)

住所	氏名	住所	氏名
麴町區	松平　直富(四五)	神田區	三谷長三郎(六一)
日本橋區	深澤市太郎(六六)	京橋區	本谷　育(二七)
芝區	高杉德太郎(六九)	麻布區	志村　新重(四〇)
赤坂區	瀧川　やま(五三)	四谷區	林　福太郎(六八)
牛込區	大久保みつ(七六)	小石川區	相澤德右衞門(八三)
本鄕區	吉村仁太郎(三三)	下谷區	鹽澤正一郎(三九)
淺草區	磯　昌(五二)	本所區	白石源右衞門(六四)
深川區	村崎文之助(二四)	品川町	荻野貞次郎(七六)
目黑町	須田金五郎(六四)	荏原町	大村五郎作(五五)
大崎町	加藤　豐子(四九)	世田ケ谷町	小川卯太郎(七六)
駒澤町	水谷　せき(二三)	六鄕町	八代らめ子(二一)
碑衾町	栗山久次郎(七七)	蒲田町	鈴木　乙葉(七八)
大井町	內藤　あさ(三七)	大久保町	野村　泰亭(七八)
淀橋町	南雲善左衞門(六三)	代々幡町	秋元　かね(八四)
澁谷町	眞木　重遠(八三)	千駄ケ谷町	大平　とし(七四)
和田堀町	大高甚之助(七一)	高井戸町	村上　義忠(二六)
南千住町	田中　りん(一四)	日暮里町	伊藤龜太郎(七六)
瀧の川町	中台　喜芳(三〇)	尾久町	成瀨　德松(二〇)
王子町	松下留三郎(五一)	高田町	山口重五郎(二四)
千住町	橋本　幸吉(四四)	松江町	橋本　むね(七三)
吾嬬町	山本　はつ(一八)	龜戸町	野嶋　益子(一四)
砂町	宇田川おいち(二六)	寺嶋町	平澤善太郎(七〇)
三河嶋町	鈴木　益平(三五)		

其後本計畫を擴張して全國的たらしめんとの希望を生じたるを以て宮城縣、埼玉縣、神奈川縣より四十二名を選出、之が表彰を行へり。

【愛市運動】四年三月、東京市會議員選擧に際し、市政淨化刷新の愛市運動を起し、市民の覺醒を促す爲め、數回に亘りて、愛市講演會を本社講堂及び各區に於て開催、之と同時に長田秀雄氏に囑して小說『市議』を、『東京市財政の解剖』と共に連載せる外、『市政改革物語』をも連載し、世界大都市市政刷新の事情を紹介し、愛市運動の一助とせり。尙東京市會議員候補者に對しては、當選の曉に『何人を市長に選ぶや』の質問書を呈し、其の意中を叩けり。

【日本一格付】四年春、數量的に測り得べき未知の『日本一』を全國に募りたる結果、左の如く新しき『日本一』三十を選出、紙上に紹介せり。

幅の廣い大和橋△四十四間幅の行幸道路△霞ヶ浦の格納庫△直經二間半の大時計△家族五十六人の農家△下淡水溪の鐵橋△深き田澤湖△三尺三寸の水晶△長き天龍橋△蒲生の大楠△茂倉嶽の淸水隧道△四里先より見ゆる觀音像△C五三型機關車△小松澤觀音の草鞋△足尾銅山の坑道△五十坪の大凧△二千年の杉△四萬九千人の村△一色の馬鹿提灯△七十反の旗△敎員百二十人の小學校△三千二百の石段△平安神宮の鳥居△綿彫如來△火神の使徒△二十七年間の訴訟△悲しき記念△九十人乘和製昇降機△別府の大佛△四萬二千貫の泣かぬ鐘

【乘合自動車競爭】四年夏、東京青森間に於て二三の短區間を除き、乘合自動車乘繼連絡可能なるを認め、乘合自動車による東日本縱斷計畫を樹て、之を遂行せり。其方法は學生選手を公募して、東西に分ち、七月二十二日青森を出發、東、西兩コースを東京へ進み、八月三日無事東京に歸着せり。東行選手は高安淸三(商大)、肥後榮吉(千葉醫大)、西行選手は沼部淸(慶大)、內山秀三(帝大)にして、その筆に成る競爭旅行記を揭載して、東日本交通文化の實際と共に併せ紹介せり。尙ほ東西兩選手には旅行記の採點により東行選手に二百圓、西行選手に百圓の賞金を本社より贈呈し、又東久邇宮殿下には特に兩選手を本邸に召され、有難き御下問を賜はりたり

國勢一覽（明治元年以來日本の進運）

區別	明治元	明治一〇	明治二〇	明治三〇	明治四〇	大正元	大正一〇	最近
面積(方里)	二四、七九四・三六	二四、七九四・三六	二四、七九四・三六	二七、一三六・四六	二九、三三五・六八	四二、四五八・七八	四二、七九八・六八	(大一四・一〇) 四二、七一三・一七
人口(人)	—	三四、六二八、三二八	三九、〇六九、六九一	四三、二二八、八六三	五一、七四〇、九五一	七〇、二一四、〇二〇	七九、三〇六、三一三	(大一四・一〇) 八三、四五四、三一七
小學校數(校)	—	二五、四五九	二五、五三〇	二六、八六〇	二七、一二五	二五、六七三	二五、五六三	(昭三・三) 二五、五四六
就學兒童數(人)	—	(一二年)二、三一九、二六七	二、七九七、八三三	三、三五六、九四三	六、八四一、〇三八	七、二三四、五八五	九、〇八三、〇〇〇	(昭三・三) 九、四九五、九七七
陸軍常備兵員(人)	—	三三、〇〇〇	六五、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	二三〇、〇〇〇	二三〇、〇〇〇	二七〇、〇〇〇	(昭四・六) 二三〇、八四〇
軍艦噸數(排水量)(英噸)	—	—	四五、一五八	一一七、五六八	五〇六、〇九三	五七九、八七七	九二〇、四一六	(昭三) [illegible]
米產額(石)	—	二六、五九九、一八一	三九、九九九、一九九	三三、〇三九、二九三	四九、〇五二、〇六五	五〇、二二二、一三三	五五、一八〇、四六八	(昭三) 六〇、三〇七、七八〇
金產額(匁)	—	九三、四三二	一三八、八三八	二七六、四三七	七八三、四〇九	一、三五六、一三六	一、九六六、五七八	(昭三) 二、七七〇、〇〇〇
銀產額(匁)	—	二、九四五、〇〇〇	九、四九八、〇〇〇	一四、四七八、〇〇〇	二五、四九三、〇〇〇	三九、九九五、九六〇	三三、八四〇、六三三	(昭三) 四三、六七三、〇〇〇
銅產額(斤)	—	六、五五九、〇〇〇	一六、四三八、〇〇〇	三三、九八二、〇〇〇	六四、五三三、七九七	一〇四、〇二七、四九九	九一、五九五、八一七	(昭三) 一一三、七二一、〇〇〇
會社拂込資本金(圓)	—	—	—	五三二、五三一、二七七	一、一一四、三三七、八二八	一、七五六、六二〇、四二一	三、一七一、五六〇、〇〇〇	(昭三) 一〇、〇九七、一三〇、〇〇〇
正米相場(東京標準相場平均)(圓)	五・九八	五・五五	五・〇〇	一一・九八	一六・四八	二〇・九六	三〇・七九	(昭四・六) 二九・〇一
生命保險契約高(圓)	—	—	一、八一二、〇〇〇	一二九、六六一、九三六	三五〇、一八八、九四九	七八九、三八一、〇八三	二、八一七、三三三、〇〇〇	(昭四・六) 六、四三一、五〇三、〇〇〇
輸出額(圓)	一五、五五三、四七三	二三、三四八、五二二	五二、四〇七、六八一	一六五、一一六、二〇三	四三二、四一二、八七三	五四八、三六五、三三三	一、三〇八、七四四、六六三	(昭三) 一、九七一、九五五、〇〇〇
輸入額(圓)	一〇、六九三、〇七二	二七、四二〇、九〇三	四四、三〇四、二五二	二六一、五二一、二〇五	五〇四、〇六四、八五三	六四三、九九二、六七八	一、六七七、三〇六、三三五	(昭三) 二、一九六、三二四、〇〇〇
生絲輸出高(圓)	六、二五三、四七三	九、六六六、九五六	一九、二六〇、〇〇三	五五、六三〇、四六〇	一一六、八八八、六二七	一五〇、三三二、一九八	四一七、一三四、一四三	(昭三) 七七三、四三六、〇〇〇
歲入(圓)	三三、〇八九、三一〇	五二、三三八、一三〇	八八、一六一、〇〇〇	二二六、三九〇、〇〇〇	八五七、〇八四、〇〇〇	六六七、三九二、〇〇〇	二、〇六五、七二一、〇〇〇	(昭四) 一、六六一、〇六〇、〇〇〇
歲出(圓)	三〇、五〇五、〇八六	四八、四二八、三二五	「七九、四五三、〇〇〇	二二三、六七九、〇〇〇	六〇二、四〇一、〇〇〇	五九三、五九六、〇〇〇	一、四八九、八五六、〇〇〇	(昭四) 一、六八一、〇六〇、〇〇〇
所得稅額(圓)	—	—	五二七、七二四	二、〇九五、〇九二	二七、二九一、八七五	三八、九三三、四九八	二〇三、五三七、一一九	(昭二) 二一〇、二三八、〇〇〇
海關稅(圓)	七二〇、八六六	二、三五八、六五四	四、一三五、六五三	八、〇二〇、五一三	五〇、〇二七、三〇五	六八、四九六、九〇六	九三、六八四、四七五	(昭四) 一五〇、二九八、〇〇〇
國債現在高(圓)	—	二三六、三五四、二八九	三三七、九八一、三三三	三八二、九五三、一二六	二、二四三、八九五、九七五	二、五七九、〇四五、七五二	四、三三〇、六六九、六二四	(昭四・六) 五、八六一、一〇九、〇〇〇
全國銀行數(行)	—	一五六	三五九	一、五〇五	二、一九四	二、一五三	二、〇一六	(昭三) 一、一六三
普通銀行拂込資本金(圓)	—	—	—	一四七、八二二、〇〇〇	二八六、三二四、〇三六	三六九、四一五、三五〇	一、〇四四、五八七、〇〇〇	(昭三) 一、三六〇、三九五、〇〇〇
全國銀行預金(圓)	—	—	三七、七七六、五二三	三三六、一〇三、六〇三	一、八二四、七八三、九三五	二、〇三四、四一三、八四一	九、八四八、九四六、〇〇〇	(昭二) 二、四九六、二二九、〇〇〇
手形交換高(圓)	—	—	二、〇〇〇	七四、〇〇〇	七、四三七、六三八、七九三	九、七二三、六六四、四一三	六八、三三三、七四六、〇〇〇	(昭三) 六六、四二一、〇〇〇、〇〇〇
郵便貯金預高(圓)	—	七、三七一	七二一、三三三	二六、三三五、六二九	九一、五三二、五八六	二〇二、二四三、八〇八	九〇一、一六〇、九九九	(昭四・六) 一、九一八、一九五、〇五三
紙幣銀行券流通高(圓)	—	一七五、四三三、〇三三	二〇〇、一〇九、四五八	二三〇、四七〇、一四三	五〇五、〇三五、四三八	四九四、八八五、〇〇〇	三、一三三、六二三、〇〇〇	(昭四・六) 一、五六四、九八八、〇〇〇
紙幣及兌換券發行高(圓)	三四、〇三七、八六三	一四九、八四三、三三五	一三七、八七三、九八一	二二六、七〇四、八六四	三六九、九八四、一一二	四四八、九一三、〇〇〇	一、五四六、五四五、〇〇〇	(昭四・六) 一、四六二、一一九、〇〇〇
內國通常郵便物引受數(千)	—	三八、〇二〇	一三六、六五五	五五五、七七一	一、三六一、三四七	一、六三五、一五一	四、〇〇三、八〇八	(昭三) 四、七六四、六七一
電信架空線條延長(里)	(四年)三二	三、一五三	六、八一八	一八、三六〇	三七、〇四五	四一、九二七	五三、六〇五	(昭三・三) 五九、三二四
官私鐵道線路(哩)	—	六四・六六	六四二・三三	二、九五〇・〇五	四、八九八・四九	五、九八四・〇〇	八、八六二・七五	(昭三) △一九、六〇九・六四
汽船總噸數(噸)	—	(十一年)四三、八九九	七二、三三三	四二九、六二四	一、一〇九、四四四	一、四三〇、三三九	三、一六七、七三七	(昭四・六) 三、七七二、三九五

「紙幣銀行券流通高は明治元年以降大正十年迄通貨流通高として發表、最近欄（括弧）內は年月を示す、△印は粁なり。」

日數早見表

日	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
一	一	三二	六〇	九一	一二一	一五二	一八二	二一三	二四四	二七四	三〇五	三三五
二	二	三三	六一	九二	一二二	一五三	一八三	二一四	二四五	二七五	三〇六	三三六
三	三	三四	六二	九三	一二三	一五四	一八四	二一五	二四六	二七六	三〇七	三三七
四	四	三五	六三	九四	一二四	一五五	一八五	二一六	二四七	二七七	三〇八	三三八
五	五	三六	六四	九五	一二五	一五六	一八六	二一七	二四八	二七八	三〇九	三三九
六	六	三七	六五	九六	一二六	一五七	一八七	二一八	二四九	二七九	三一〇	三四〇
七	七	三八	六六	九七	一二七	一五八	一八八	二一九	二五〇	二八〇	三一一	三四一
八	八	三九	六七	九八	一二八	一五九	一八九	二二〇	二五一	二八一	三一二	三四二
九	九	四〇	六八	九九	一二九	一六〇	一九〇	二二一	二五二	二八二	三一三	三四三
一〇	一〇	四一	六九	一〇〇	一三〇	一六一	一九一	二二二	二五三	二八三	三一四	三四四
一一	一一	四二	七〇	一〇一	一三一	一六二	一九二	二二三	二五四	二八四	三一五	三四五
一二	一二	四三	七一	一〇二	一三二	一六三	一九三	二二四	二五五	二八五	三一六	三四六
一三	一三	四四	七二	一〇三	一三三	一六四	一九四	二二五	二五六	二八六	三一七	三四七
一四	一四	四五	七三	一〇四	一三四	一六五	一九五	二二六	二五七	二八七	三一八	三四八
一五	一五	四六	七四	一〇五	一三五	一六六	一九六	二二七	二五八	二八八	三一九	三四九
一六	一六	四七	七五	一〇六	一三六	一六七	一九七	二二八	二五九	二八九	三二〇	三五〇
一七	一七	四八	七六	一〇七	一三七	一六八	一九八	二二九	二六〇	二九〇	三二一	三五一
一八	一八	四九	七七	一〇八	一三八	一六九	一九九	二三〇	二六一	二九一	三二二	三五二
一九	一九	五〇	七八	一〇九	一三九	一七〇	二〇〇	二三一	二六二	二九二	三二三	三五三
二〇	二〇	五一	七九	一一〇	一四〇	一七一	二〇一	二三二	二六三	二九三	三二四	三五四
二一	二一	五二	八〇	一一一	一四一	一七二	二〇二	二三三	二六四	二九四	三二五	三五五
二二	二二	五三	八一	一一二	一四二	一七三	二〇三	二三四	二六五	二九五	三二六	三五六
二三	二三	五四	八二	一一三	一四三	一七四	二〇四	二三五	二六六	二九六	三二七	三五七
二四	二四	五五	八三	一一四	一四四	一七五	二〇五	二三六	二六七	二九七	三二八	三五八
二五	二五	五六	八四	一一五	一四五	一七六	二〇六	二三七	二六八	二九八	三二九	三五九
二六	二六	五七	八五	一一六	一四六	一七七	二〇七	二三八	二六九	二九九	三三〇	三六〇
二七	二七	五八	八六	一一七	一四七	一七八	二〇八	二三九	二七〇	三〇〇	三三一	三六一
二八	二八	五九	八七	一一八	一四八	一七九	二〇九	二四〇	二七一	三〇一	三三二	三六二
二九	二九	―	八八	一一九	一四九	一八〇	二一〇	二四一	二七二	三〇二	三三三	三六三
三〇	三〇	―	八九	一二〇	一五〇	一八一	二一一	二四二	二七三	三〇三	三三四	三六四
三一	三一	―	九〇	―	一五一	―	二一二	二四三	―	三〇四	―	三六五

日	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
一	三六六	三九七	四二五	四五六	四八六	五一七	五四七	五七八	六〇九	六三九	六七〇	七〇〇
二	三六七	三九八	四二六	四五七	四八七	五一八	五四八	五七九	六一〇	六四〇	六七一	七〇一
三	三六八	三九九	四二七	四五八	四八八	五一九	五四九	五八〇	六一一	六四一	六七二	七〇二
四	三六九	四〇〇	四二八	四五九	四八九	五二〇	五五〇	五八一	六一二	六四二	六七三	七〇三
五	三七〇	四〇一	四二九	四六〇	四九〇	五二一	五五一	五八二	六一三	六四三	六七四	七〇四
六	三七一	四〇二	四三〇	四六一	四九一	五二二	五五二	五八三	六一四	六四四	六七五	七〇五
七	三七二	四〇三	四三一	四六二	四九二	五二三	五五三	五八四	六一五	六四五	六七六	七〇六
八	三七三	四〇四	四三二	四六三	四九三	五二四	五五四	五八五	六一六	六四六	六七七	七〇七
九	三七四	四〇五	四三三	四六四	四九四	五二五	五五五	五八六	六一七	六四七	六七八	七〇八
一〇	三七五	四〇六	四三四	四六五	四九五	五二六	五五六	五八七	六一八	六四八	六七九	七〇九
一一	三七六	四〇七	四三五	四六六	四九六	五二七	五五七	五八八	六一九	六四九	六八〇	七一〇
一二	三七七	四〇八	四三六	四六七	四九七	五二八	五五八	五八九	六二〇	六五〇	六八一	七一一
一三	三七八	四〇九	四三七	四六八	四九八	五二九	五五九	五九〇	六二一	六五一	六八二	七一二
一四	三七九	四一〇	四三八	四六九	四九九	五三〇	五六〇	五九一	六二二	六五二	六八三	七一三
一五	三八〇	四一一	四三九	四七〇	五〇〇	五三一	五六一	五九二	六二三	六五三	六八四	七一四
一六	三八一	四一二	四四〇	四七一	五〇一	五三二	五六二	五九三	六二四	六五四	六八五	七一五
一七	三八二	四一三	四四一	四七二	五〇二	五三三	五六三	五九四	六二五	六五五	六八六	七一六
一八	三八三	四一四	四四二	四七三	五〇三	五三四	五六四	五九五	六二六	六五六	六八七	七一七
一九	三八四	四一五	四四三	四七四	五〇四	五三五	五六五	五九六	六二七	六五七	六八八	七一八
二〇	三八五	四一六	四四四	四七五	五〇五	五三六	五六六	五九七	六二八	六五八	六八九	七一九
二一	三八六	四一七	四四五	四七六	五〇六	五三七	五六七	五九八	六二九	六五九	六九〇	七二〇
二二	三八七	四一八	四四六	四七七	五〇七	五三八	五六八	五九九	六三〇	六六〇	六九一	七二一
二三	三八八	四一九	四四七	四七八	五〇八	五三九	五六九	六〇〇	六三一	六六一	六九二	七二二
二四	三八九	四二〇	四四八	四七九	五〇九	五四〇	五七〇	六〇一	六三二	六六二	六九三	七二三
二五	三九〇	四二一	四四九	四八〇	五一〇	五四一	五七一	六〇二	六三三	六六三	六九四	七二四
二六	三九一	四二二	四五〇	四八一	五一一	五四二	五七二	六〇三	六三四	六六四	六九五	七二五
二七	三九二	四二三	四五一	四八二	五一二	五四三	五七三	六〇四	六三五	六六五	六九六	七二六
二八	三九三	四二四	四五二	四八三	五一三	五四四	五七四	六〇五	六三六	六六六	六九七	七二七
二九	三九四	―	四五三	四八四	五一四	五四五	五七五	六〇六	六三七	六六七	六九八	七二八
三〇	三九五	―	四五四	四八五	五一五	五四六	五七六	六〇七	六三八	六六八	六九九	七二九
三一	三九六	―	四五五	―	五一六	―	五七七	六〇八	―	六六九	―	七三〇

用法―本年九月九日より來年三月三日に至る日數幾日なるを知らんとすとせん。先づ上方の表に據り九月九日より二五二を得、更に下方の表にて三月三日より四二七を得、四二七より二五二を控除すれば即ち其日數百七十五日なるを知る。二年間の日數は如何なる日にても之を知ること易し。三年以上に亘る時は其年數より二を控除し、殘れる其に三六五を乘じ、右の方法にて知り得たる日より日數に之を加算すれば可なり。閏年には二月以後の數字に一を加ふるを要す。

雜節

節分（陰陽冬春節氣の分るゝ日、立春の前日。）

八十八夜（立春より八十八日。）

入梅（梅雨期に入る日。太陽の黃徑八十度（春分點を起點とし、黃道を三百六十に平分したる度數）に達せる日、芒種より六日目）

半夏至（半夏の生ずる頃ひ。半夏は藥草なり。太陽の黃徑百度に達せる日。）

二百十日（立春より二百十日。颱風の季節）

土用（五行の中、木火金水を春夏秋冬に配し、其終末期各十八日六時餘を割き之を土の有すと爲せるなり。四季の土用を合すれば七十三日餘となり、一年の五分一に相當す。太陽の黃徑二十七度に達する日を春の土用の初日とし、百十七度に達する日を夏、二百七度に達せる日を秋、二百九十七度に達せる日を冬の各土用の初日とす。）

彼岸（春分秋分の前後三日、併せて七日を宛て佛を供養し、彼岸に至るの因緣を作るに出でたるなり）

社日（春秋二分の前後にて最も近き戊（つちのえ）の日、針を止め、業を休むの俗習あり。）

時刻新舊稱呼對照

前零時	子刻	曉九ツ	（一時 子半刻）
二時	丑刻	曉八ツ	（三時 丑半刻）
四時	寅刻	曉七ツ	（五時 寅半刻）
六時	卯刻	明六ツ	（七時 卯半刻）
八時	辰刻	朝五ツ	（九時 辰半刻）
十時	巳刻	晝四ツ	（十一時 巳半刻）
後零時	午刻	晝九ツ	（午後一時 午半刻）
二時	未刻	晝八ツ	（三時 未半刻）
四時	申刻	夕七ツ	（五時 申半刻）
六時	酉刻	暮六ツ	（七時 酉半刻）
八時	戌刻	夜五ツ	（九時 戌半刻）
十時	亥刻	夜四ツ	（十一時 亥半刻）

エセックス

颯と風を切つて

ゆく手はいづこ
輕きこと鷗のごとく
疾きこと燕のごとし

ESSEX SUPER SIX

日本アクセプタンス商會で月賦取扱の御便宜を計ります。

サルーン型金三、六五三圓
スーラー型金三、一七三圓（東京渡し）

日本總代理店

東京赤坂 日本自動車株式會社 溜池三〇

電話赤坂(3あ) 3050,3051,4570,4571,5020,5021,5022,5024,6005,7090

支店出張所 大阪・京都・名古屋・横濱・仙臺・新潟・廣島・福岡・松山・札幌・京城

緊縮内閣とフエルトカラー

「眞の好景氣は先づ緊縮より生る」とは濱口首相の絶せらるゝ所即ち華美より質素、贅澤品より實用品と云ふ時代になりました

斯る時!!

洗濯不要
純毛防寒 一冬一本「フエルトカラー」の如き全く實用と經濟を兼ねたる商品こそ時代に最も適應した理想的の絶品、何卒緊縮の本義に副つて特に御愛顧の程幾重にも御希ひ致します

各洋品店雜貨店にて御求め下さい

フェルト・カラー商會

東京市京橋区五郎兵衛町五番地

電話京橋 三三七五番

壯年及初老期の保健に
アニマザ
血壓を低位に保ち、早老及血管硬化を防止す
齢六十を過ぎて血管硬化し老衰期に入るは生理的にして止むを得ざるも、現代における過勞及び焦燥の生活は四五十歳代の壯年者をして早くも多數の高血壓者を出し、腦力、精力、活動力を奪ひ、老衰を急がしめつゝあり、かゝる場合アニマザの應用は老衰現象の進行を阻止し壯年及び初老期生活の悦樂を恢復す
本劑は幼若動物の血管内膜及び中膜に存するホルモンを抽出せるものにしてその應用により血管に若返り現象を與へ、血壓を低位に保ち、頭重、倦怠、眩暈、肩張り、不眠、耳鳴、性的無力等の自覺症狀を輕快せしむ
獨逸オスナブルク臓器治療藥會社
總代理店 東京日本橋區本町 株式會社田邊元三郎商店
三〇錠……二圓四十錢
一〇〇錠……六圓八十錢
粉末…二五瓦入 注射液…六管
各地著名藥店にあり

キリンビール
最古の歴史
最新の設備
最上の品質
清涼飲料
キリンレモン
サイダー
シトロン
タンサン
BREWERY
LAGER-BEER
宮内省御用達
麒麟麥酒株式會社
X-22

各國毛織物直輸入

萬崎高等洋服店

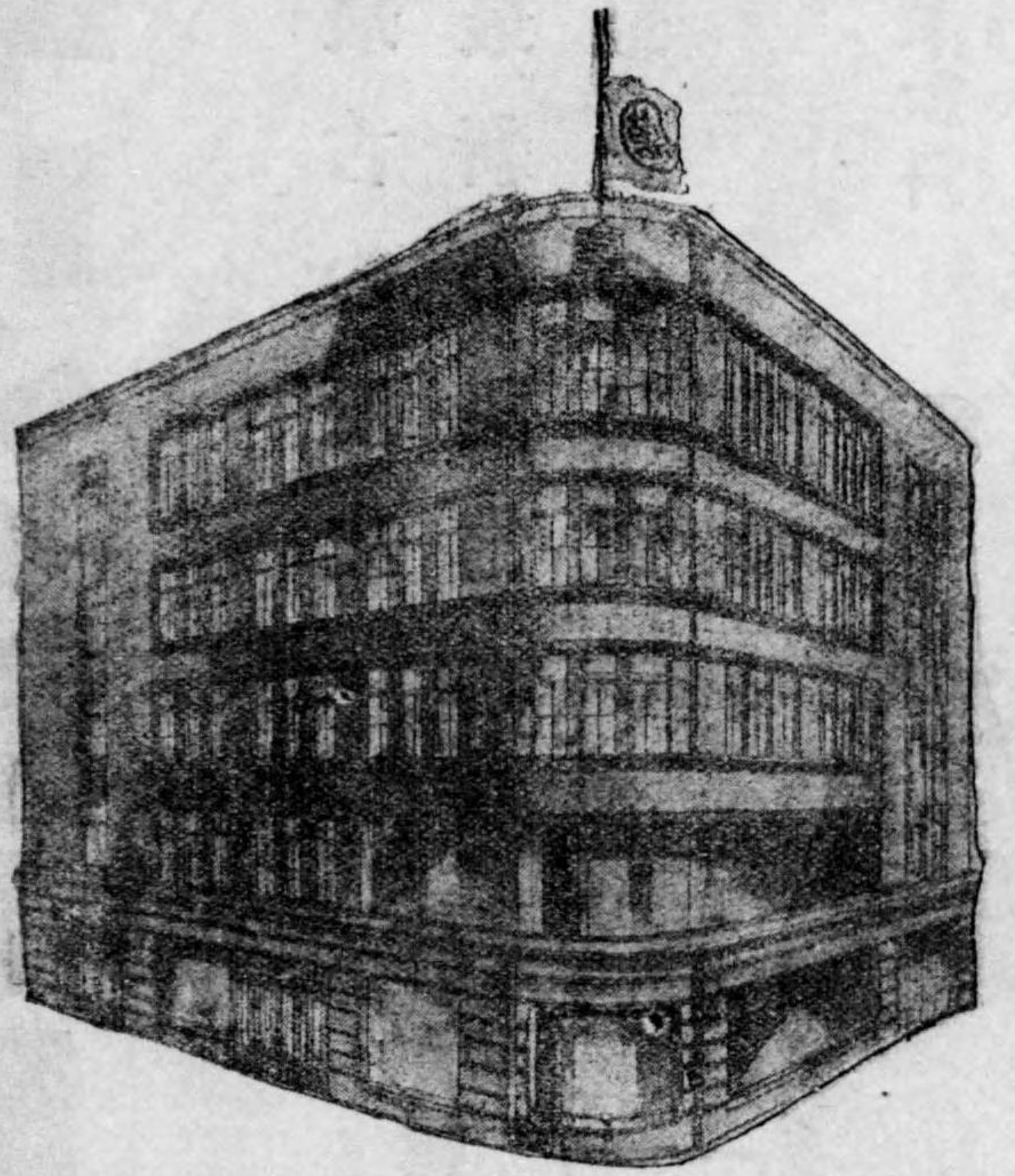

本店 東京市神田區神保町五（停留場前）
電話九段三五四二・三五八四
支店 千葉縣千葉市市場（大和橋通）
電話千葉一四九番

人氣の焦點國產化粧水！

ヘチマコロン

より美しくなりたい方々にとっての
救ひの手であり喜びの力である

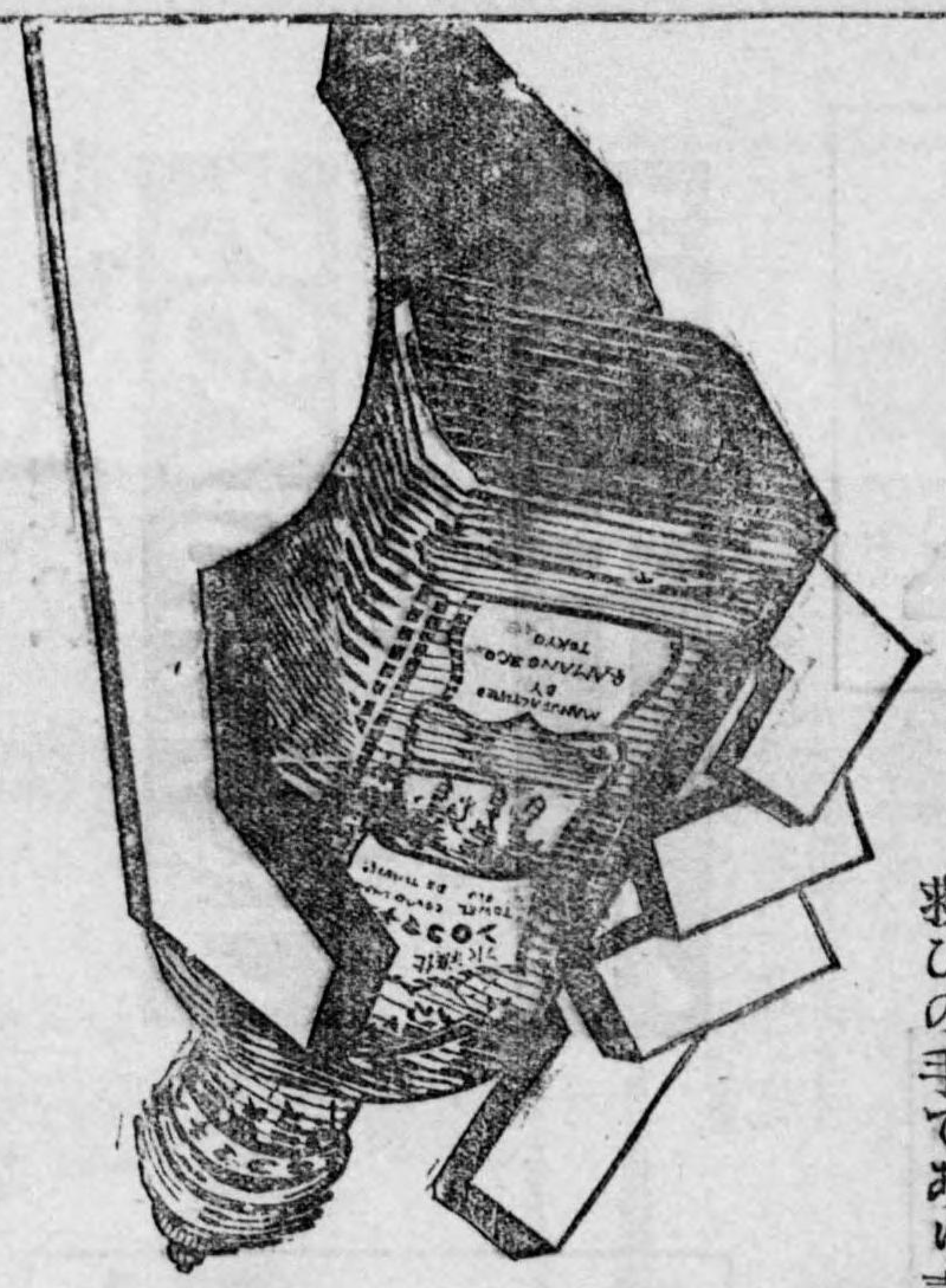

きめを細かに
滑らかにお肌を
生地から美し
する化粧水

お化粧下に
おしろいのとき水に
お髭剃の後に好評

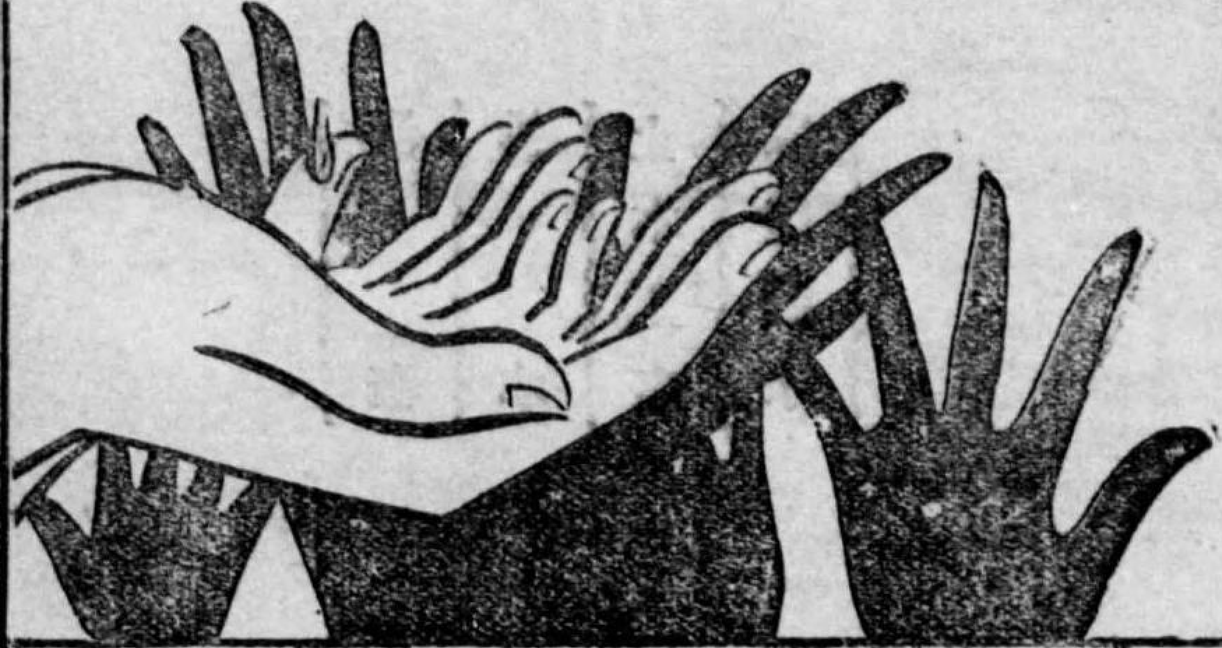

定價
大瓶 五十錢
小瓶 三十錢

本舗 東京 天野源七

斯界の權威

おのくち式ポンプ

優秀無比

芝浦モートル

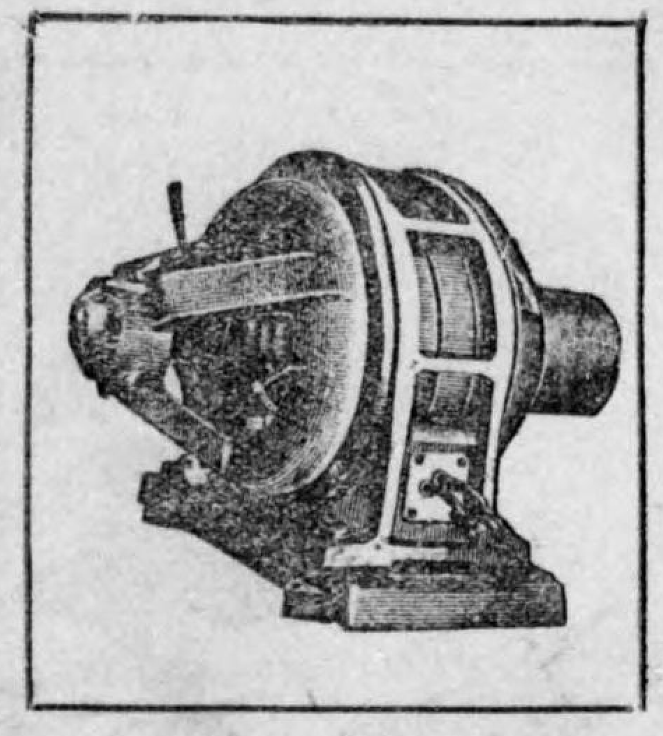

各型共在庫

◇型錄進呈◇

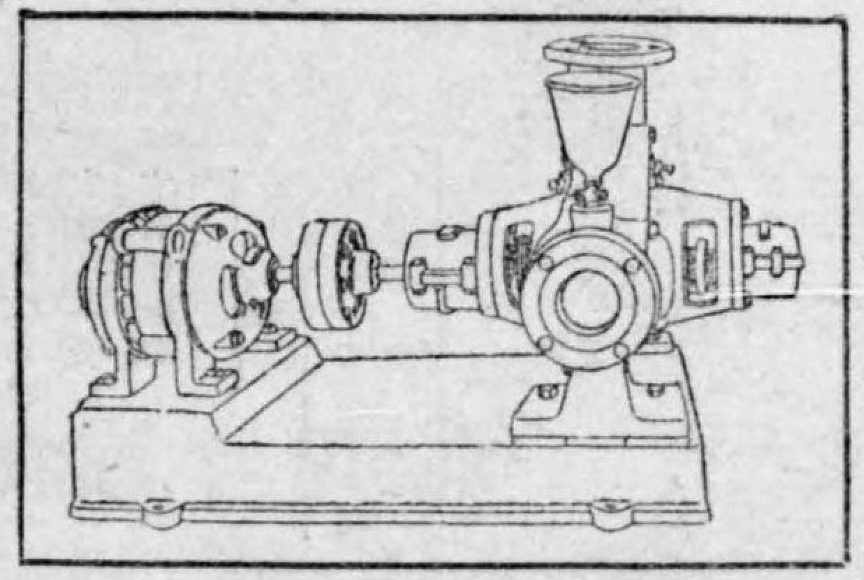

灌漑
排水
土木工事
家庭給水

特約販賣店

株式會社 吉和田商店

東京京橋第一相互館一階

電話京橋五二三一・五二三三・五二三四

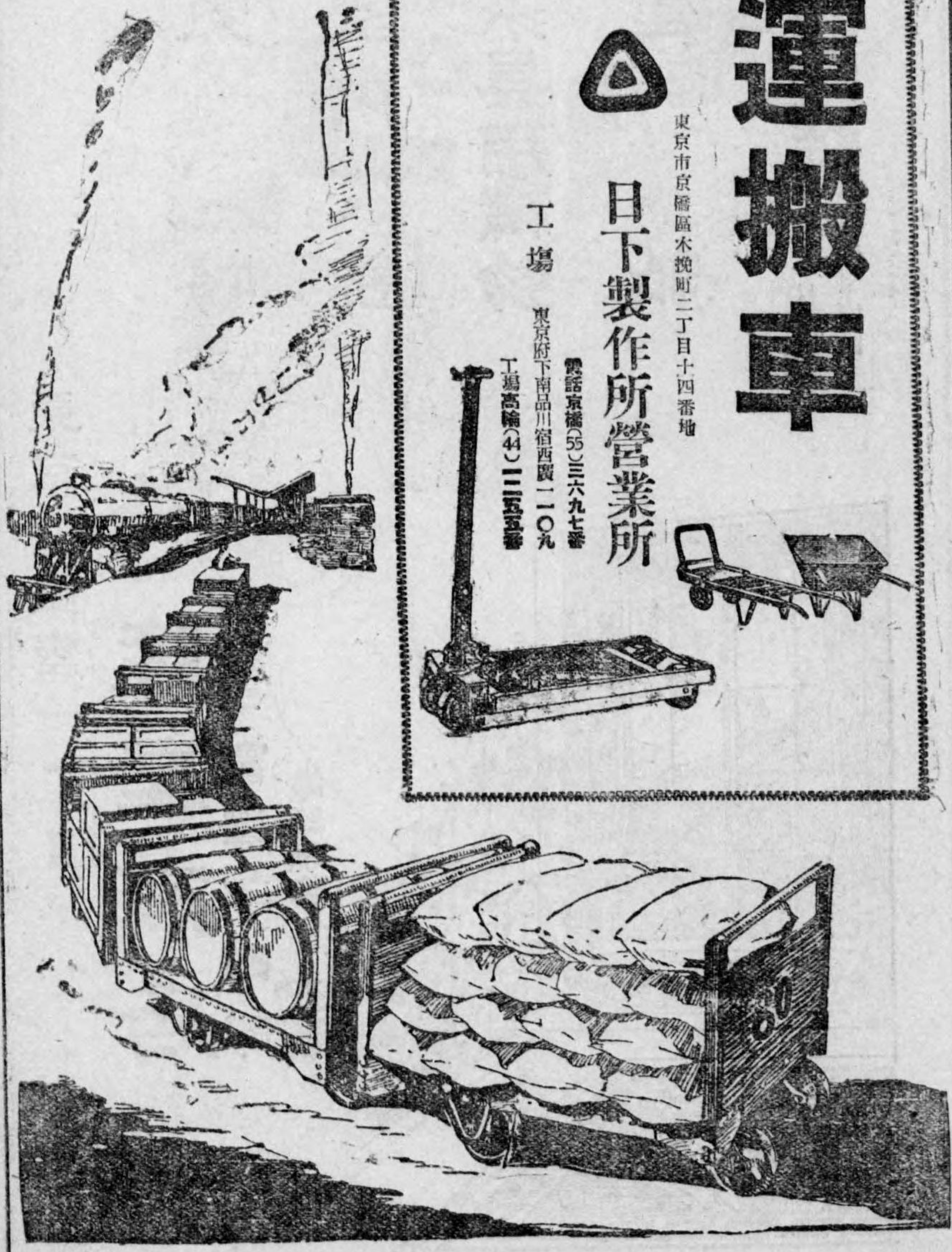

運搬車

東京市京橋區木挽町二丁目十四番地

日下製作所營業所

電話京橋(55)三六九七番

工場 東京府下南品川宿西廣一一〇九

工場高輪(44)一二五五番

敷物

室内装飾

家具用織物

壁紙

⊙弊店舗新築中の處（昭和四年）十一月落成
一段と新設備を整へ御來店待上居候

東京 銀座一丁目

睦屋商店

店主 富澤半四郎

電話京橋 七七 四九番 九二番 二六番

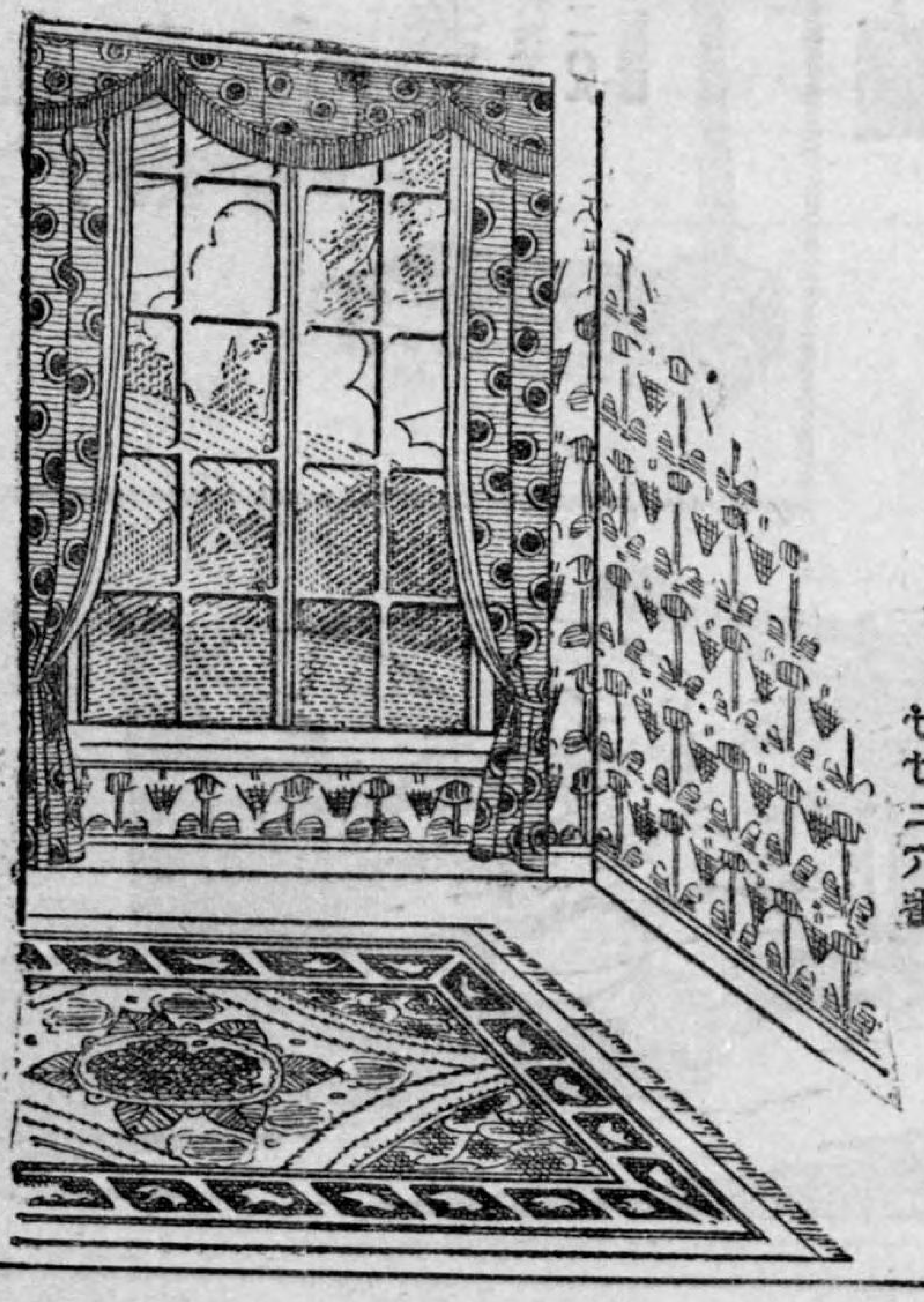

滋強飲料

黒い瞳に
映るのは
冷たい眞珠か
白薔薇か

黒い瞳に
香るのは
捧げたカルピス
夢の味

一瓶が七瓶になる經濟的飲料

宮内省御用達 大倉恒吉商店 吟醸

絶對に防腐劑を含まず

特製 月桂冠 壜詰

宮内省御用達 株式會社 明治屋 發賣

品質、香味、保持の一升入「ブラウン」壜

G86

宮内省御用達

西洋御料理業

丸ノ内仲通り

大小御宴會

同御仕出

同園遊會

家庭料理仕出

株式會社 中央亭

電話丸ノ内 二四三八 二四三九

片倉製絲紡績株式會社

資本金五千貳百七拾五萬圓

本社 東京市京橋區疊町八番地

取締役社長 片倉兼太郎

同 副社長 今井五介

工場所在地

長野縣	川岸村	川岸製絲所
同	平野村	平野同
同		平尾同
同	下諏訪町	下諏訪同
同	松本市	松本同
同	同	一代交配蠶種普及會
同	上高井郡須坂町	須坂田中同
同	上伊那郡伊那富村	武井製絲所
同	下伊那郡鼎村	飯田同
東京府	下小宮村	八王子同
埼玉縣	大宮町	大宮同
同	熊ケ谷町	石原同
同	同	熊谷尾澤同
福島縣	郡山市	岩代同
山形縣	高畠町	兩羽製絲所
宮城縣	仙臺市	仙臺同
岩手縣	盛岡市	盛岡同
愛知縣	一ノ宮市	愛知同
岐阜縣	岐阜市	岐阜田中同
同	瑞浪町	瑞浪同
和歌山縣	湯川村	紀南同
鳥取縣	日下村	上井製絲所
兵庫縣	城南村	姫路同
大分縣	北馬城村	宇佐同
同	大分市	大分同
佐賀縣	鳥栖町	鳥栖同
同	小城町	小城郡是同
熊本縣	白坪村	熊本尾澤同
高知縣	高知市	高知製絲所
同	越知町	高岡同
德島縣	鴨島町	鴨島同
朝鮮	大邱府	大邱同
同	京城府	京城同
同	北道全州	全州同
同	咸興面	咸興同

★★★

高級 三星水彩繪具

三星テンペラ繪具
三星製圖用ケーキ繪具 各種
三星パレツト・水筒

△各地文房具店にあり▽

製造元
三星繪具製造所
東京市下谷區西町三番地
電話下谷五〇〇一番 長五〇〇二番 五〇〇三番

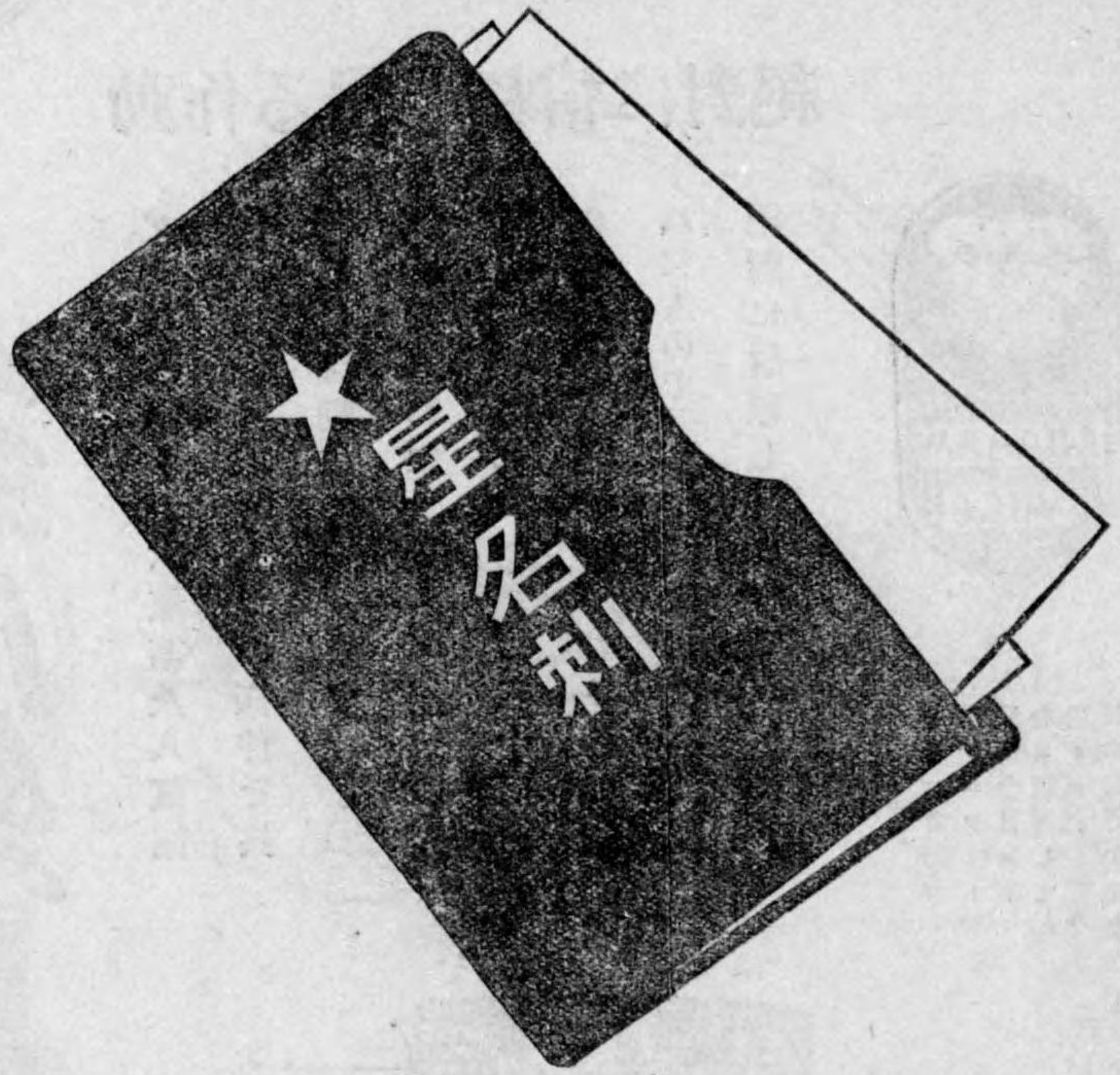

純國產
三星青寫眞感光紙

製圖用紙一式
理研陽畫感光紙
オザリツド陽畫感光紙
三星青寫眞感光劑
製圖機械並ニ用品類

カタログ呈上

東京市日本橋區馬喰町二丁目一番地
星名刺本舖 櫻井大二郎商店
電話浪花(代表)五〇〇〇番(四)
振替口座東京四一〇番

資生堂石鹸

泡立ちよく廉價

各地セールスメンバーにあり

東京銀座

資生堂石鹸株式會社

絶對に信頼し得る作動

グラハムペーヂ

グラハムペーヂ六氣筩及八氣筩は眞に優秀車としての條件を具備した自動車であります
調和のとれた大きさ、無比の堅牢さ精撰された材料、二十五ケ年の經驗、之等が綜合されて生れたもので、其作動は常に不變で絶對に信頼し得るのであります

GRAHAM PAIGE

モリス自動車ステユワート貨物及乘合自動車をも販賣して居ります
何卒御用命願上げます

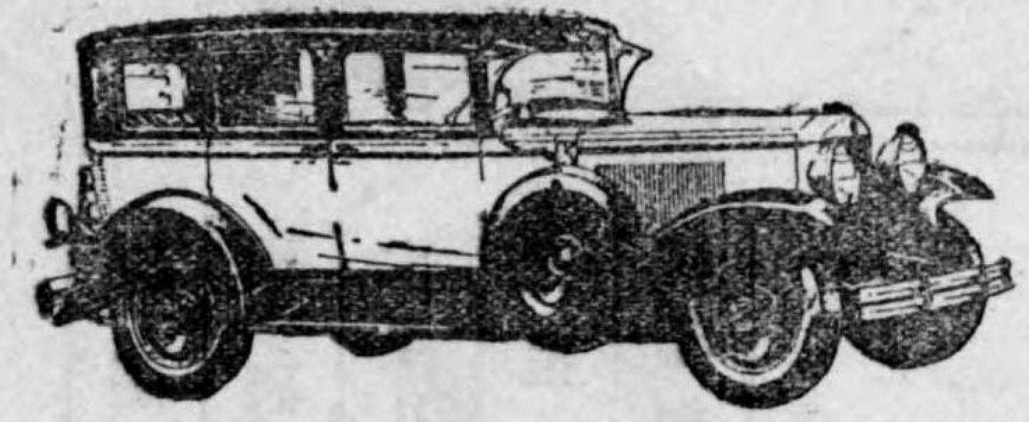

三井物産株式會社經營

三昭自動車株式會社

本店＝東京市麹町區内幸町二ノ三
(電話•銀座 二三六•二三七•二三八)
支店＝大阪市此花區上福嶋南二ノ一
(電話•福嶋 八七)

GRAHAM-PAIGE

湯にも水にも
よくとけよく泡立ち
やさしい香の中に
觸れば滑る美しいお肌となります
レート石鹸
一個二十錢
東京・大阪
平尾賛平商店
トーレ
石鹸
LAIT
HIRAO SANPEI SHOTEN LTD.

にきびとり
美顔水
心ある家庭には是非常備せられたき皮膚衛生薬
(一)ニキビ、吹出物――婦人は固より男子方でも、ニキビや吹出物の多いのは見よいもので御座いませんが、この藥は頑固なニキビや吹出物にも確かな効能がありますので、信用を博して居ります。
(二)蚤、蚊、南京虫――その他毒のある虫にさゝれた時、この藥を附けますと、不愉快な痛さや痒さが止まり、さゝれた跡が腫物などになる事が御座いません。蚤や蚊で夜お子方のムヅがる時など、この上ない重寶な事がおわかりになります。
(三)皮膚を美しくす――斯ういふ藥ですから、常用すればニキビ吹出物を防ぐは勿論、皮膚は次第に磨きこんだ樣に細膩になり、顔の美しさを増しますので、心ある家庭に常備せられて居ります。
美顔水
發賣元
(東京・大阪)
桃谷順天館

印刷機械
手漉局紙

登録商標

印刷用附屬品
機械商

求林堂 西川商店

菊水印印刷インキ製造發賣元
歐米各國有名諸材料代理又は特約店

東京市京橋區築地二丁目六番地
電話京橋(56) 〇一三一番 〇三二四番 五六三〇番 五六三一番 四八五三番
振替口座東京二一四六番

求林堂巣鴨工場
東京市外巣鴨町新田七〇六
電話大塚(86)〇九七二番

九州支店
福岡市博多蔵本町一五
電話二二三三番

小粒 仁丹 大粒

仁丹は貴藥サフランを倍加特製せるを以て御愛用益々激増し、今や到る處好評嘖々大人氣を博す

金言
細心、聰明、機巧は成功の因なり（西哲）

仁丹は玆に改正し精神の快適と胃腸の強健とに卓効ある護身藥として夙に世界的に普く活用せらる

仁丹のハミガキ
仁丹の煉歯磨
仁丹歯ブラシ
仁丹の体温計

資本金　壹千貳百參拾參萬圓
拂込金　七百九拾參萬八千圓
積立金　四百四拾萬圓
小麥粉日產額　八萬袋

東京市日本橋區末廣河岸第拾六號地

日清製粉株式會社

支店及出張所　名古屋　神戸　下關　小樽

工場　館林　横濱　宇都宮　水戸　高崎　佐野
鶴見　名古屋　岡山　神戸　坂出　鳥栖

營業品目
（小麥粉）旭印　月印　鶴印　雪印　にはとり印
ミリング印　バイオレット印　銀杏印
（麩）カメリヤ印　鶉印　黃蟬印　フラワー印

創立明治二十年

製品種目

過燐酸肥料
完全肥料
燐酸加里肥料
硫酸安母尼亞
化學合成肥料
硫酸硝酸鹽酸
晒粉　苛性曹達　硴硝
ハイドロサルハイト　硫化曹達
鹽化石灰　鹽化滿俺　鹽化亞鉛
硫酸苦土　清澄劑　硫黃合劑
フロライト、ソヤメント（醬油ノ素）
耐酸鐵器具類

資本金參千六百廿五萬圓

大日本人造肥料株式會社

東京市麴町區丸ノ內一丁目八番地

丸ノ內局(23) 代2421・2422・2423・2424・2425・2426・2427・2428
代2431・2432・2433・2434・2435
長代2429 長2420（仙臺以北神戸以西）

大阪支店　大阪市東區高麗橋四丁目
下關出張所　下關市西南部町十八
小樽出張所　小樽市色內町七丁目
名古屋出張所　名古屋市南區築地五十三
富山出張所　富山市一番町十四
京城出張所　朝鮮京城府南大門通二丁目

王子工場　函館工場　小松川工場　富山工場
七尾工場　木下川工場　木津川工場
大和田工場　岡山工場　大阪佃工場　鏡工場
小野田工場　名古屋工場　下關工場

（御報次第營業案內贈呈）

古河鑛業株式會社

古河電氣工業株式會社

本店 東京市日本橋區瀨戸物町

株式會社 古河銀行

頭取 男爵 古河虎之助

支店

三田支店 東京市芝區三田同朋町
元濱町支店 仝 日本橋區元濱町
山谷支店 仝 淺草區淺草町
本所支店 仝 本所區吉田町
澁谷支店 東京府下澁谷町宮益坂下
大崎支店 仝 大崎町字谷山
品川支店 東京府下品川町南品川一丁目
大森支店 仝 入新井町不入斗
千住支店 仝 千住町千住中組
尾久支店 仝 尾久町上尾久
三軒茶屋支店 仝 駒澤町字上馬
大阪支店 大阪市東區今橋三丁目

株式會社 鴻池銀行

大阪市東區今橋三丁目
電話本局自一〇一至一〇六

市内支店

上町支店	南區松屋町安堂寺町
西支店	西區新町通五
南支店	南區大寶寺町西ノ丁
木津支店	浪速區敷津町三
泉尾支店	港區大正通六
福嶋支店	此花區上福嶋中二
岡崎橋支店	西區阿波堀通四
日本橋支店	南區日本橋筋一
阿倍野橋支店	住吉區阿倍野橋南詰
天神橋支店	北區天神橋筋六
九條支店	港區九條通一丁目
中本支店	東成區中道町
櫻川支店	西區幸町三丁目
船塲支店	東區北久太郎町二
松屋町支店	東區住吉町
難波支店	南區難波新地六番丁
南船塲支店	東區北久寶寺町
天滿橋支店	東區京橋二丁目
上大支店	天王寺區上本町六

各地支店

東京支店	日本橋區南茅塲町
神樂坂支店	東京牛込神樂坂
赤坂支店	東京赤坂表町一
丸ノ内支店	東京丸ノ内久原ビル内
本郷支店	東京本郷二丁目
京都支店	四條烏丸角
三條支店	京都寺町三條
七條支店	京都七條通西洞院東入
岡山支店	西中山下
神戸支店	元町通三丁目
和歌山支店	十一番丁
廣嶋支店	平田屋町
吳支店	吳本通三丁目
堺支店	堺大町
兵庫支店	神戸兵庫北仲町
鴻池新田支店	大阪府下鴻池新田

『あそこへ行くのはパツカード』

それは間違ひはありません。その人目を惹く輪廓線、その崇高なる氣品その外觀だけでパツカードは常にパツカードだと確信することが出來ます、その考匠の優美さは總ての流行から超越して居ります、荒い路面を征服して行くその威嚴と確姿とは操縦取扱の容易さと共にパツカードの天賦の「力」なのであります。

その交通頻繁な塲所で徐行する時でもその正確さは恰度その端肅なる雄姿と少しも變りはありません。

パツカードの眞價は
その所有者に就いて聞かるべし

PACKARD

關東代理販賣店
三晃商會
東京市赤坂區溜池町三十一番地 電話青山五二四九番

一資本金　壹億圓（全額拂込濟）

一積立金　壹億八百五拾萬圓

横濱正金銀行

横濱市中區南仲通五丁目

電話本店（代表番號（本局）二｜三一三一番 代表番號（本局）二｜三二三一番）

東京支店

東京市日本橋區本兩替町五番地

電話日本橋(24)（長二六八二番 長二六八三番 四五〇番（宿直用） 代表番號 二三八一番 二三九一番）

丸之内出張所

東京市麹町區丸ノ内一丁目二番地

電話丸ノ内(23)一八四五番—九番

支店 出張所

大阪 神戸 下關 長崎 名古屋 倫敦 里昂 漢堡 紐育

桑港 ロスアンゼルス シアトル 布哇 ブエノスアイレス リオ、デ、ジヤネイロ シドニー アレキサンドリア 孟買

カラチ カルカツタ 蘭貢 新嘉坡 バタビヤ スウラバヤ スマラン 馬尼拉 西貢

香港 廣東 上海 漢口 濟南 青島 北京 天津 大連

牛莊 奉天 開原 長春 哈爾賓 浦鹽斯徳（一時閉鎖）

BABY UNIVERSAL LATH-MOTOR

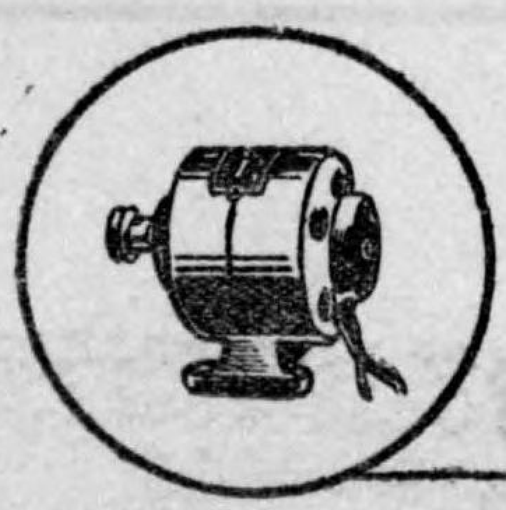

1／50馬力

1／8馬力より1／4馬力迄

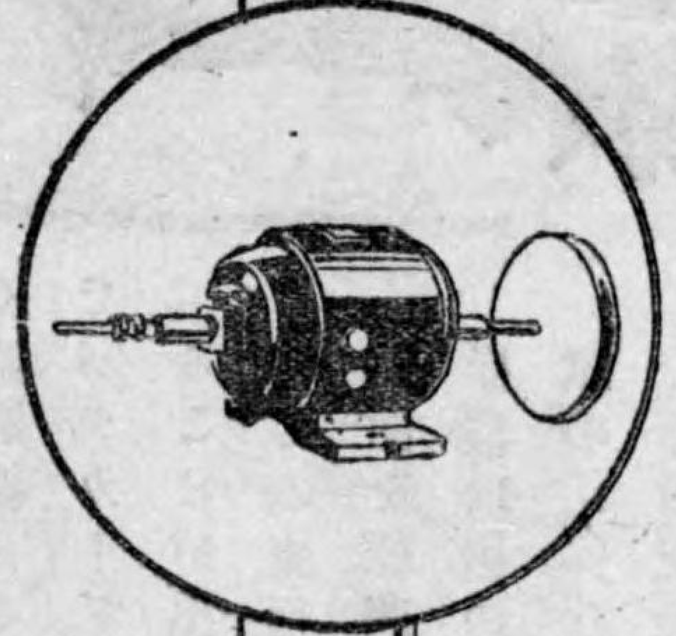

バブレースモートル

馬力	定價
1／8	80 00
1／4	105 00

標準型モートル

馬力	定價
1／50	15 00
1／30	27 00
1／20	35 00
1／16	40 00
1／12	48 00
1／8	58 60
1／6	70 00
1／4	80 00

回轉方向ヲ任意ニ變更出來ルモノ

馬力	定價
1／12	55 00
1／8	65 00
1／4	87 00

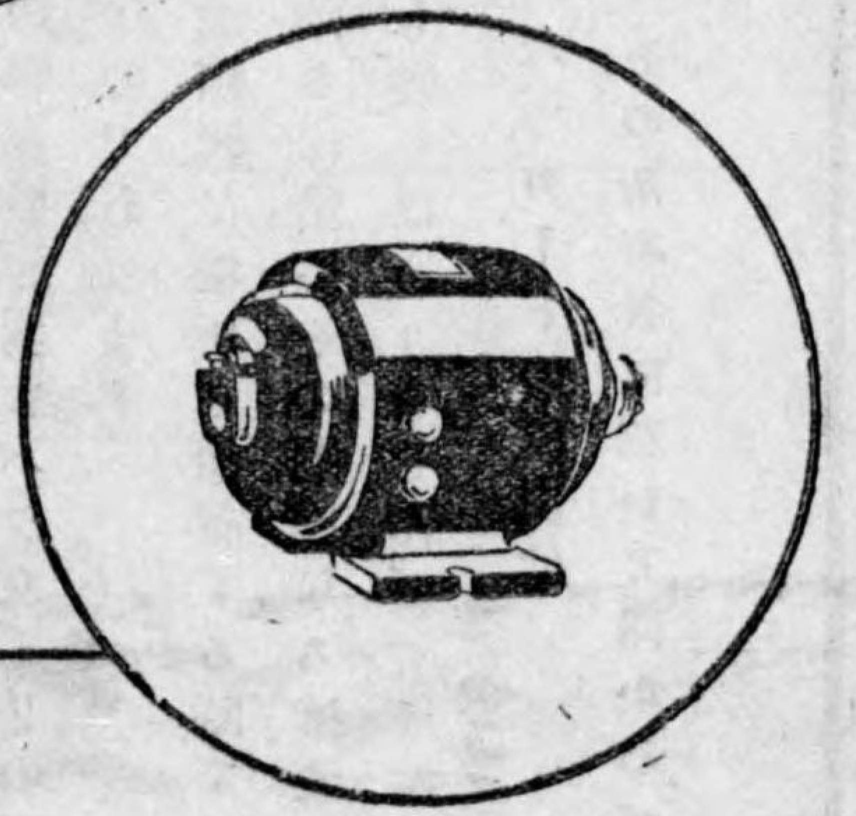

1／30馬力より1／4馬力迄

電燈線ですぐ廻ります

發賣元 マコト商會

東京市下谷區西黒門町一

電話下谷一七一一

振替口座東京四一一〇

回轉數の調節が出來ます

回轉方向の任意變更が出來ます

交流直流兩樣になつて居ります

價格が低廉であります

資本金壹億圓
諸積立金六千四百七拾萬圓

株式會社
三井銀行

東京市日本橋區駿河町壹番地

電話、日本橋局(24)自一一二一番至一一二九番長一一二〇番

日本橋支店（東京）
名古屋支店
大阪西支店
下關支店
長崎支店
孟買支店

丸ノ內支店（東京）
京都支店
大阪川口支店
門司支店
上海支店
倫敦支店

小樽支店
大阪支店
神戸支店
若松支店
上海支店大連出張所
紐育支店

橫濱支店
大阪堂嶋出張所
廣島支店
福岡支店
スラバヤ支店

ないやがら渦巻ポンプ

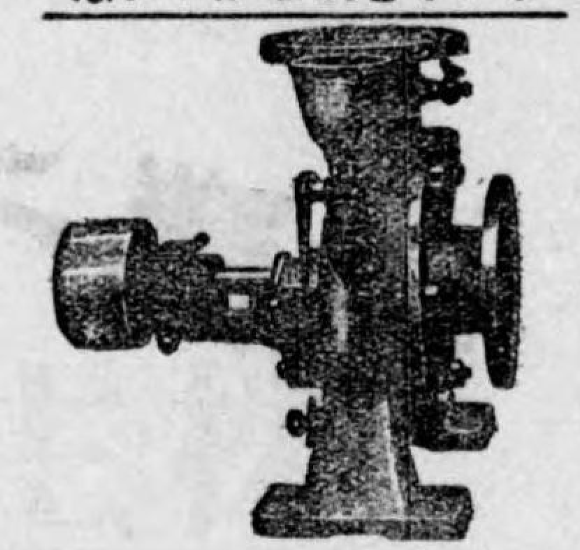

ないやがら式喞筒は
多年の經驗により改良し
盡され注意深き製作組立にて
完成されたる優良品

特長（グランド、パッキン不要 スラスト絶無）

ランカーシヤ式汽罐
ヴブコック汽罐其外
竪型、橫型、各種汽罐

△煙突鐵槽
輸入製作

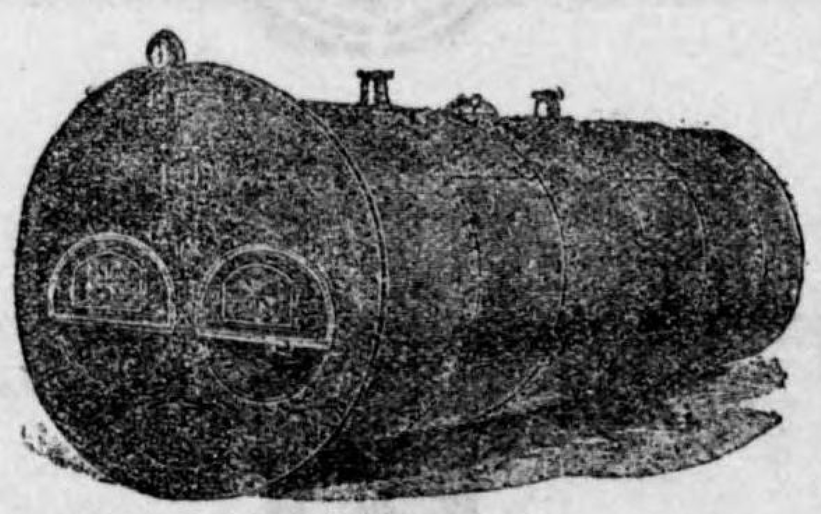

深井戸用
自動給油裝置ないやがらポンプ

深井戸用喞筒
溫泉用喞筒
右各々深さ一五〇尺程度迄は容易に揚水し得る

東京市京橋區八丁堀一ノ十五
堀田元治郎商店
電話京橋六三四六番
振替口座六二九四八

文化臺所設備・工事一般

テーワイ式臺所（特約販賣店、各デパート並に信用ある商店）
設備・設計・製作・監督・

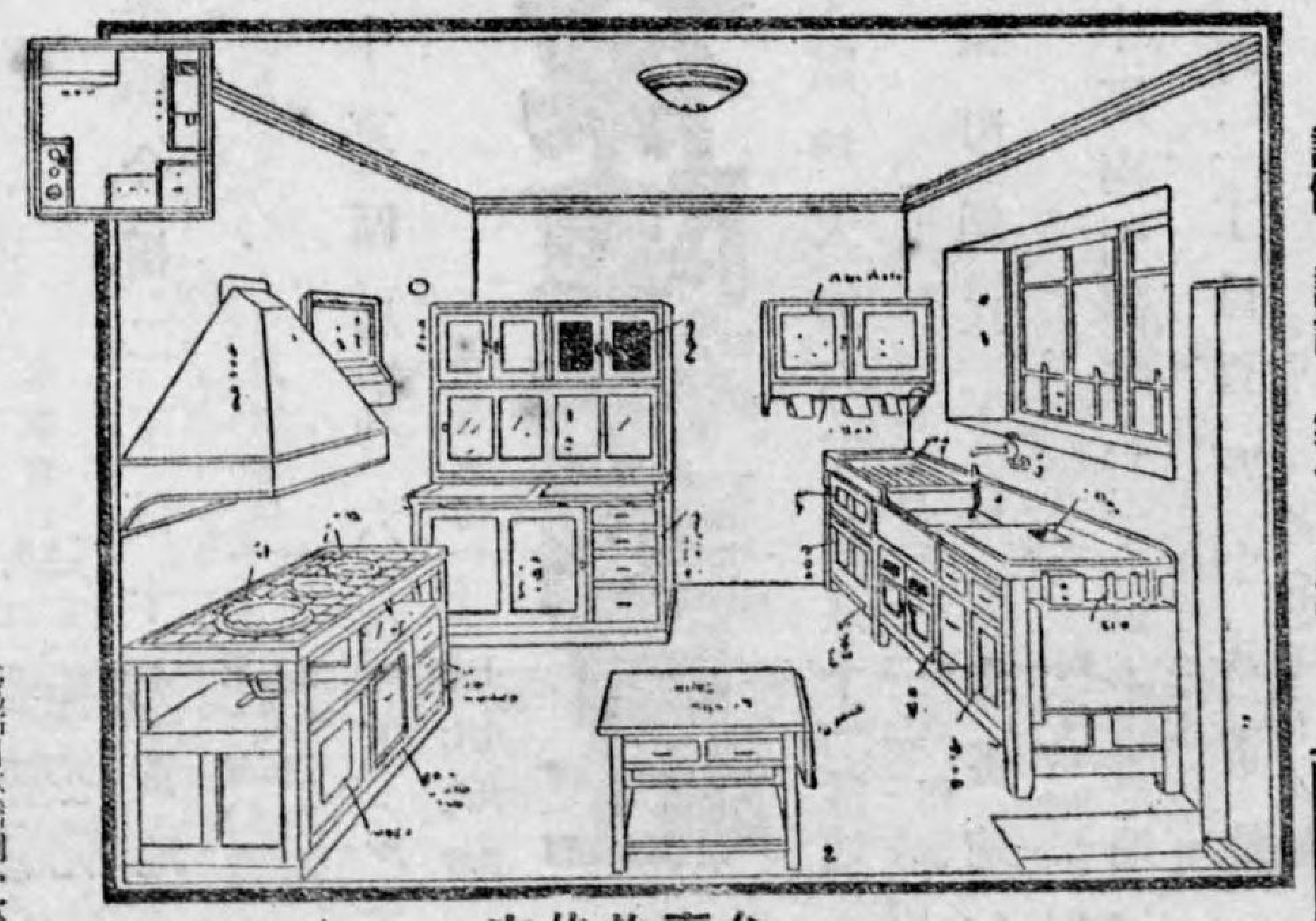

寫眞型錄進呈

製造　文化炊事台　元總發賣
製造元祖

株式會社 テーワイ商會

本店＝東京市日本橋區江戸橋三丁目（電話日本橋四一六番・四〇五八番 振替口座東京七九七二四番）
支店＝東京市京橋區京橋々際（電話京橋六四七三番）
支店＝神戸市脇濱町四丁目（電話兵庫二二三五番 振替口座大阪八六四四一番）

資本金壹千萬圓

千代田火災保險株式會社

本社　東京市京橋區南傳馬町二丁目十八番地
電話京橋(56)五一三一・五一三二・五一三三・五一三四・五一三五・五一三六

大阪支店　大阪市東區今橋二丁目十九番地
電話本局(長)五九五〇・五九五一・五九五二番

京都支店　京都市中京區烏丸六角下ル
電話本局(長)七七八・七七九番

横濱支店　横濱市中區辨天通六丁目八十一番地
電話本局一三二一・三九九四番

神戸支店　神戸市榮町通二丁目四十番地
電話三宮(長)一七六九・四三五六番

名古屋支店　名古屋市中區南大津町一丁目十番地
電話中(長)三二八三番

仙臺支店　仙臺市大町二丁目百四十八番地
電話(長)七九八番

福岡支店　福岡市橋口町四十六番地
電話一三三五番

海上及運送保險兼營

株主なき會社

相互組織
利益は加入者に配當す

基礎鞏固
業績優秀
信用絶大

保險案内贈呈

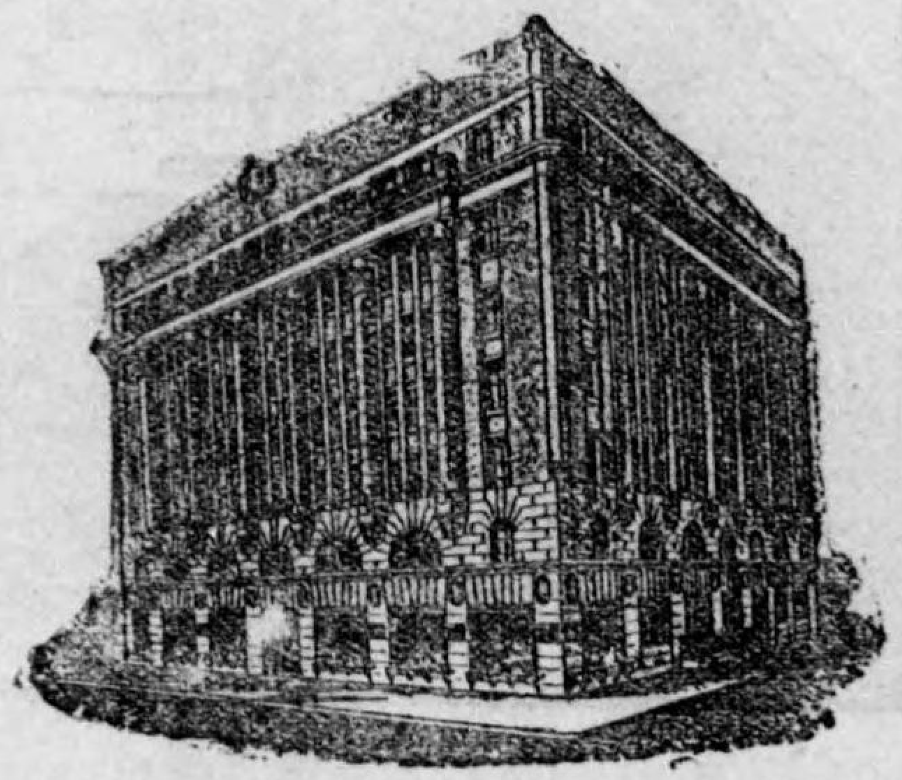

東京市京橋區南傳馬町二丁目
千代田生命保險相互會社

日本生命

契約高 八億餘萬圓
契約人員 六十六萬餘人
總資産 貳億萬圓

基礎磐石

本店 大阪市東区今橋四丁目

東海生命保險相互會社

本社 東京市麴町區内幸町三丁目

電話銀座（一三六七、三一六〇、一六〇四 三二一六、二六〇五、五九六九）
振替貯金口座東京二〇七五〇番

取締役社長 松方五郎
專務取締役支配人 加藤辰彌
取締役 春田祐清
同副支配人 仲宗根玄豊
同 多田勇雄
監査役 前田青莎

本社 東京市麴町區丸の內二丁目十番地

有隣生命保險株式會社

取締役社長 飯田延太郎

常務取締役 宇井孝三

創立 明治四十四年

資本金 貳百五十萬圓

契約高 壹億四千參百萬圓

準備金 貳千六百萬圓

東京市京橋區南傳馬町二丁目十八番地

日本徵兵保險株式會社

保險種類 徵兵保險ト生存保險

特徵
一 御子樣方專門ノ保險會社ナリ
一 株式會社ト相互會社ノ兩長所ヲ併有ス

社長 室田義文

『時事』年鑑

時事新報社編纂

帝國憲法

朕祖宗の遺烈を承け萬世一系の帝位を踐み朕が親愛する所の臣民は卽ち朕が祖宗の惠撫慈養したまひし所の臣民なるを念ひ其康福を增進し其懿德良能を發達せしめんことを願ひ又其翼贊に依り與に俱に國家の進運を扶持せむことを望み乃ち明治十四年十月十二日の詔命を履踐し玆に大憲を制定し朕が率由する所を示し朕が後嗣及び臣民及び臣民の子孫たる者をして永遠に循行する所を知らしむ

國家統治の大權は朕が之を祖宗に承けて之を子孫に傳ふる所なり朕及び朕が子孫は將來此憲法の條章に循ひ之を行ふことを愆らさるべし

朕は我が臣民の權利及び財產の安全を貴重し及び之を保護し此憲法及び法律の範圍內に於て其享有を安全ならしむべきことを宣言す

帝國議會は明治二十三年を以て之を召集し議會開會の時を以て此憲法をして有效ならしむるの期とすべし

將來若し此憲法の或る條章を改定するの必要なる時宜を見るに至らば朕及び朕が繼統の子孫は發議の權を執り之を議會に付し議會は此憲法に定めたる要件に依り之を議決するの外朕が子孫及び臣民は敢て之が紛更を試みることを得ざるべし

朕が在廷の大臣は朕が爲めに此憲法を施行するの責に任ずべく朕が現在及び將來の臣民は此憲法に對し永遠に從順の義務を負ふべし

御名　御璽

明治二十二年二月十一日

第一章　天皇

第一條　大日本帝國は萬世一系の天皇之を統治す

第二條　皇位は皇室典範の定むる所に依り皇男子孫之を繼承す

第三條　天皇は神聖にして侵すべからず

第四條　天皇は國の元首にして統治權を總攬し此憲法の條規に依り之を行ふ

第五條　天皇は帝國議會の協贊を以て立法權を行ふ

第六條　天皇は法律を裁可し其公布及び執行を命ず

第七條　天皇は帝國議會を召集し其開會閉會停會及び衆議院の解散を命ず

第八條　天皇は公共の安全を保持し又は其災厄を避くる爲め緊急の必要に由り帝國議會閉會の場合に於て法律に代るべき勅令を發す

此勅令は次の會期に於て帝國議會に提出すべし若し議會に於て承諾せざるときは政府は將來に向つて其效力を失ふことを公布すべし

第九條　天皇は法律を執行する爲に又は公共の安寧秩序を保持し及び臣民の幸福を增進する爲に必要なる命令を發し又は發せしむ但し命令を以て法律を變更するとを得ず

第十條　天皇は行政各部の官制及び文武官の俸給を定め及び文武官を任免す但し此憲法又は他の法律に特例を揭げたるものは各其條項に依る

第十一條　天皇は陸海軍を統帥す

第十二條　天皇は陸海軍の編制及常備兵額を定む

第十三條　天皇は戰を宣し和を講じ及諸般の條約を締結す

第十四條　天皇は戒嚴を宣告す

戒嚴の要件及び效力は法律を以て之を定む

第十五條　天皇は爵位勳章及び其他の榮典を授與す

第十六條　天皇は大赦特赦減刑及び復權を命ず

第十七條　攝政を置くは皇室典範の定むる所に依る

攝政は天皇の名に於て大權を行ふ

第二章　臣民權利義務

第十八條　日本臣民たる要件は法律の定むる所に依る

第十九條　日本臣民は法律命令の定むる所の資格に應じ均しく文武官に任ぜられ及び其他の公務に就くことを得

第二十條　日本臣民は法律の定むる所に從ひ兵役の義務を有す

第二十一條　日本臣民は法律の定むる所に從ひ納稅の義務を有す

第二十二條　日本臣民は法律の範圍內に於て居住及び移轉の自由を有す

第二十三條　日本臣民は法律に依るに非ずして逮捕監禁審問處罰を受くることなし

第二十四條　日本臣民は法律に定めたる裁判官の裁判を受くるの權を奪はるゝことなし

第二十五條　日本臣民は法律に定めたる場合を除く外其許諾なくして住所に侵入せられ及び搜索せらるゝことなし

第二十六條　日本臣民は法律に定めたる場合を除く外信書の秘密を侵さるゝことなし

第二十七條　日本臣民は其所有權を侵さるゝことなし

公益の爲め必要なる處分は法律の定むる所に依る

第二十八條　日本臣民は安寧秩序を妨げず及び臣民たるの義務に背かざる限に於て信教の自由を有す
第二十九條　日本臣民は法律の範圍内に於て言論著作印行集會及び結社の自由を有す
第三十條　日本臣民は相當の敬禮を守り別に定むる所の規程に從ひ請願を爲すことを得
第三十一條　本章に掲げたる條規は戰時又は國家事變の場合に於て天皇大權の施行を妨ぐることなし
第三十二條　本章に掲げたる條規は陸海軍の法令又は紀律に牴觸せざるものに限り軍人に準行す

第三章　帝國議會

第三十三條　帝國議會は貴族院衆議院の兩議院を以て成立す
第三十四條　貴族院は貴族院令の定むる所に依り皇族華族及び勅任せられたる議員を以て組織す
第三十五條　衆議院は選擧法の定むる所に依り公選せられたる議員を以て組織す
第三十六條　何人も同時に兩議院の議員たることを得ず
第三十七條　凡て法律は帝國議會の協贊を經るを要す
第三十八條　兩議院は政府の提出する法律案を議決し及び各法律案を提出することを得
第三十九條　兩議院の一に於て否決したる法律案は同會期中に於て再び提出することを得ず
第四十條　兩議院は法律又は其他の事件につき各其意見を政府に建議することを得但し其採納を得ざるものは同會期中に於て再び建議することを得ず
第四十一條　帝國議會は毎年之を召集す
第四十二條　帝國議會は三箇月を以て會期とす必要ある場合に於ては勅命を以て之を延長することあるべし
第四十三條　臨時緊急の必要ある場合に於て常會の外臨時會を召集すべし
臨時會の會期を定むるは勅命に依る
第四十四條　帝國議會の開會閉會會期の延長及び停會は兩院同時に之を行ふべし
衆議院解散を命ぜられたるときは貴族院は同時に停會せらるべし
第四十五條　衆議院解散を命ぜられたるときは勅命を以て新に議員を選擧せしめ解散の日より五箇月以内に之を召集すべし
第四十六條　兩議院は各其總議員三分一以上出席するに非ざれば議事を開き議決を爲すことを得ず
第四十七條　兩議院の議事は過半數を以て決す可否同數なるときは議長の決するところに依る
第四十八條　兩議院の會議は公開す但し政府の要求又は其院の決議に依り秘密會と爲すことを得
第四十九條　兩議院は各天皇に上奏することを得
第五十條　兩議院は臣民より呈出する請願書を受くることを得
第五十一條　兩議院は此憲法及び議院法に掲ぐるものゝ外内部の整理に必要なる諸規則を定むることを得
第五十二條　兩議院の議員は議院に於て發言したる意見及び表決に付き院外に於て責を負ふことなし但し議員自ら其言論を演設刊行筆記又は其他の方法を以て公布したるときは一般の法律に依り處分せらるべし
第五十三條　兩議院の議員は現行犯罪又は内亂外患に關る罪を除く外會期中其院の許諾なくして逮捕せらるゝことなし
第五十四條　國務大臣及び政府委員は何時たりとも各議院に出席し及び發言することを得

第四章　國務大臣及樞密顧問

第五十五條　國務大臣は天皇を輔弼し其責に任ず
凡て法律勅令其他國務に關る詔勅は國務大臣の副署を要す
第五十六條　樞密顧問は樞密院官制の定むる所に依り天皇の諮詢に應へ重要の國務を審議す

第五章　司　法

第五十七條　司法權は天皇の名に於て法律に依り裁判所之を行ふ
裁判所の構成は法律を以て之を定む
第五十八條　裁判官は法律に定めたる資格を具ふる者を以て之に任ず
裁判官は刑法の宣告又は懲戒の處分に由るの外其職を免ぜらるゝことなし
懲戒の條規は法律を以て之を定む
第五十九條　裁判の對審判決は之を公開す但し安寧秩序又は風俗を害するの虞あるときは法律に依り又裁判所の決議を以て對審の公開を停むることを得
第六十條　特別裁判所の管轄に屬すべきものは別に法律を以て之を定む
第六十一條　行政官廳の違法處分に由り權利を傷害せられたりとするの訴訟にして別に法律を以て定めたる行政裁判所の裁判に屬すべきものは司法裁判所に於て受理するの限にあらず

第六章　會　計

第六十二條　新に租税を課し及び税率を變更するは法律を以て之を定むべし
但し報償に屬する行政上の手數料及び其他の收納金は前項の限にあらず
國債を起し及び豫算に定めたるものを除く外國庫の負擔となるべき契約を爲すは帝國議會の協贊を經べし
第六十三條　現行の租税は更に法律を以て之を改めざる限は舊に依り之を徴收す
第六十四條　國家の歳出歳入は毎年豫算を以て帝國議會の協贊を經べし
豫算の款項に超過し又は豫算の外に生じたる支出あるときは後日帝國議會の承諾を求むるを要す
第六十五條　豫算は前に衆議院に提出すべし
第六十六條　皇室經費は現在の定額に依り毎年國庫より之を支出し將來增額を要する場合を除く外帝國議會の協贊を要せず
第六十七條　憲法上の大權に基ける既定の歳出及法律の結果に由り又は法律上政府の義務に屬する歳出は政府の同意なくして帝國議會之を廢除し又は削減することを得ず
第六十八條　特別の須要に因り政府は豫め年限を定め繼續費として帝國議會の協贊を求むることを得
第六十九條　避くべからざる豫算の不足を補ふ爲めに又は豫算の外に生じたる必要の費用に充つる爲めに豫備費を設くべし
第七十條　公共の安全を保持する爲緊急の需要ある場合に於て内外の情形に因り政府は帝國議會を召集すること能はざる時は勅令に依り財政上必要の處分を爲すことを得
前項の場合に於ては次の會期に於て帝國議會に提出し其承諾を求むるを要す
第七十一條　帝國議會に於て豫算を議定せず又は豫算成立に至らざるときは政府は前年度の豫算を施行すべし
第七十二條　國家の歳出歳入の決算は會計檢査院之を檢査確定し政府は其檢査報告と倶に之を帝國議會に提出すべし
會計檢査院の組織及び職權は法律を以て之を定む

第七章　補　則

第七十三條　將來此憲法の條項を改正するの必要あるときは勅命を以て議案を帝國議會の議に附すべし
此場合に於て兩議院は各其總員三分二以上出席するに非ざれば議事を開くことを得ず出席議員三分二以上の多數を得るに非ざれば改正の議決を爲すことを得ず
第七十四條　皇室典範の改正は帝國議會の議を經るを要せず
皇室典範を以て此憲法の條規を變更することを得ず
第七十五條　憲法及び皇室典範は攝政を置くの間之を變更することを得ず
第七十六條　法律規則命令又は何等の名稱を用ひたるに拘はらず此憲法に矛盾せざる現行の法令は總て遵由の效力を有す
歳出上政府の義務に係る現在の契約又は命令は總て第六十七條の例に依る

皇室典範

（明治二十二年二月十一日）

天佑を享有したる我が日本帝國の寶祚は萬世一系歴代繼承し以て朕が躬に至る惟ふに祖宗肇國の初大憲一たび定まり昭なること日星の如し今の時に當り宜しく遺訓を明徴にし皇家の成典を制立し以て丕基を永遠に鞏固にすべし茲に樞密顧問の諮詢を經皇室典範を裁定し朕が後嗣及び子孫をして遵守する所あらしむ

第一章　皇位繼承

第一條　大日本國皇位は祖宗の皇統にして男系の男子之を繼承す
第二條　皇位は皇長子に傳ふ
第三條　皇長子在らざるときは皇長孫に傳ふ皇長子及び其子孫皆在らざるときは皇次子及び其子孫に傳ふ以下皆之に例す
第四條　皇子孫の皇位を繼承するは嫡出を先にす皇庶子孫の皇位を繼承するは皇嫡子孫皆在らざるときに限る
第五條　皇子孫皆在らざるときは皇兄弟及び其子孫に傳ふ
第六條　皇兄弟及び其子孫皆在らざるときは皇伯叔父及び其子孫に傳ふ
第七條　皇伯叔父及び其子孫皆在らざるときは其以上に於て最近親の皇族に傳ふ
第八條　皇兄弟以上は同等内に於て嫡を先にし庶を後にし長を先にし幼を後にす
第九條　皇嗣精神若しくは身體の不治の重患あり又は重大の事故あるときは皇族會議及び樞密顧問に諮詢し前數條に依り繼承の順序を換ふることを得

第二章　踐祚即位

第十條　天皇崩ずるときは皇嗣即ち踐祚し祖宗の神器を承く
第十一條　即位の禮及び大嘗祭は京都に於て之を行ふ
第十二條　踐祚の後元號を建て一世の間に再び改めざること明治元年の定制に從ふ

第三章　成年、立后、皇太子

第十三條　天皇及び皇太子皇太孫は滿十八歳を以て成年とす
第十四條　前條の外の皇族は滿二十年を以て成年とす
第十五條　儲嗣たる皇子を皇太子とす皇太子在らざるときは儲嗣たる皇孫を皇太孫とす
第十六條　皇后皇太子皇太孫を立つるときは詔書を以て之を公布す

第四章　敬　稱

第十七條　天皇太皇太后皇太后皇后の敬稱は陛下とす
第十八條　皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親王親王妃内親王王王妃女王の敬稱は殿下とす

第五章　攝　政

第十九條　天皇未だ成年に達せざるときは攝政を置く
天皇久しきに亘るの故障に由り大政を親らすること能はざるときは皇族會議及び樞密顧問の議を經て攝政を置く
第二十條　攝政は成年に達したる皇太子又は皇太孫之に任ず
第二十一條　皇太子皇太孫在らざるか又は未だ成年に達せざるときは左の順序に依り攝政に任ず
第一　親王及び王　第二　皇后　第三　皇太后
第四　太皇太后　第五　内親王及び女王
第二十二條　皇族男子の攝政に任ずるは皇位繼承の順序に從ふ其女子に於けるも亦之に準ず
第二十三條　皇族女子の攝政に任ずるは其配偶あらざる者に限る
第二十四條　最近親の皇族未だ成年に達せざるか又は其他の事故に由り他の皇族攝政に任じたるときは後來最近親の皇族成年に達し又は其事故既に除くと雖も皇太子及び皇太孫に對するの外其任を讓ることなし
第二十五條　攝政又は攝政たるべき者精神若しくは身體の重患あり又は重大の事故あるときは皇族會議及び樞密顧問の議を經て其順序を換ふることを得

第六章　太　傅

第二十六條　天皇未だ成年に達せざるときは太傅を置き保育を掌らしむ
第二十七條　先帝遺命を以て太傅を任ぜざりしときは攝政より皇族會議及び樞密顧問に諮詢し之を選任す
第二十八條　太傅は攝政及び其子孫之に任ずることを得ず
第二十九條　攝政は皇族會議及び樞密顧問に諮詢したる後に非ざれば太傅を退職せしむることを得ず

第七章　皇　族

第三十條　皇族と稱ふるは太皇太后皇太后皇后皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親王親王妃内親王王王妃女王を謂ふ
第三十一條　皇子より皇玄孫に至るまでは男を親王女を内親王とし五世以下は男を王女を女王とす
第三十二條　天皇支系より入りて大統を承くるときは皇兄弟姉妹の王女王たる者に特に親王内親王の號を宣賜す

第三十三條　皇族の誕生命名婚嫁薨去は宮内大臣之を公告す

第三十四條　皇統譜及び前條に關る記錄は圖書寮に於て尙藏す

第三十五條　皇族は天皇之を監督す

第三十六條　攝政在任の時は前條の事を攝行す

第三十七條　皇族男女幼年にして父なき者は宮内の官僚に命じ保育を掌らしむ事宜に依り天皇は其父母の選擧せる後見人を認可し又は之を勅選すべし

第三十八條　皇族の後見人は成年以上の皇族に限る

第三十九條　皇族の婚嫁は同族又は勅旨に由り特に認許せられたる華族に限る

第四十條　皇族の婚嫁は勅許に依る

第四十一條　皇族の婚嫁を許可するの勅書は宮内大臣之に副署す

第四十二條　皇族は養子を爲すことを得ず

第四十三條　皇族國疆の外に旅行せむとするときは勅許を請ふべし

第四十四條　皇族女子の臣籍に嫁したる者は皇族の列に在らず但し特旨に依り仍ほ内親王女王の稱を有せしむることあるべし

第八章　世傳御料

第四十五條　土地物件の世傳御料と定めたるものは分割讓與することを得ず

第四十六條　世傳御料に編入する土地物件は樞密顧問に諮詢し勅書を以て之を定め宮内大臣之を公告す

第九章　皇室經費

第四十七條　皇室諸般の經費は特に常額を定め國庫より支出せしむ

第四十八條　皇室經費の豫算決算檢査及び其他の規則は皇室會計法の定むる所に依る

第十章　皇族訴訟及懲戒

第四十九條　皇族相互の民事の訴訟は勅旨に依り宮内省に於て裁判員を命じ裁判せしめ勅裁を經て之を執行す

第五十條　人民より皇族に對する民事の訴訟は東京控訴院に於て之を裁判す但し皇族は代人を以て訴訟に當らしめ自ら訟廷に出づるを要せず

第五十一條　皇族は勅許を得るに非ざれば勾引し又は裁判所に召喚することを得ず

第五十二條　皇族其品位を辱しむるの所行あり又は皇室に對し忠順を缺くときは勅旨を以て之を懲戒し其重き者は皇族特權の一部又は全部を停止し若しくは剝奪すべし

第五十三條　皇族蕩産の所行あるときは勅旨を以て治産の禁を宣告し其管財者を任ずべし

第五十四條　前二條は皇族會議に諮詢したる後之を勅裁す

第十一章　皇族會議

第五十五條　皇族會議は成年以上の皇族男子を以て組織し内大臣樞密院議長宮内大臣司法大臣大審院長を以て參列せしむ

第五十六條　天皇は皇族會議に親臨し又は皇族中の一員に命じて議長たらしむ

第十二章　補則

第五十七條　現在の皇族五世以下親王の號を宣賜したる者は舊に依る

第五十八條　皇位繼承の順序は總て實系に依る現在皇養子皇猶子又は他の繼嗣たるの故を以て之を混ずることなし

第五十九條　親王内親王王女王の品位は之を廢す

第六十條　親王の家格及び其他此典範に牴觸する例規は總て之を廢す

第六十一條　皇族の財産歳費及諸規則は別に之を定むべし

第六十二條　將來此典範の條項を改正し又は增補すべきの必要あるに當ては皇族會議及び樞密顧問に諮詢して之を制定すべし

皇室典範增補（第一次）

（明治四十年二月十一日）

天佑を享有したる我が日本帝國皇家の成典は祖宗の洪範を紹述して敢て違ふことあるなし而して人文の發展は寰宇の進運に隨ひ制度の燦備は條章の增廣を必とす是時に當り朕は祖宗の丕基を永遠に鞏固にする所以の良圖を惟ひ且つ憲章に由つて以て皇族の分義を昭にせむことを欲し玆に皇族會議及び樞密顧問の諮詢を經て皇室典範增補を裁定し朕が子孫及び臣民をして之に率由して愆ることなきを期せしむ

第一條　王は勅旨又は情願に依り家名を賜ひ華族に列せしむることあるべし

第二條　王は勅許に依り華族の家督相續人となり又は家督相續の目的を以て華族の養子となることを得

第三條　前二條に依り臣籍に入りたる者の妻直系卑屬及び其妻は其家に入る但し他の皇族に嫁したる女子及び其直系卑屬は此限に在らず

第四條　特權を剝奪せられたる皇族は勅旨に由り臣籍に降すことあるべし

前項に依り臣籍に降されたる者の妻は其家に入る

第五條　第一條第二條第四條の場合に於ては皇族會議及び樞密顧問の諮詢を經べし

第六條　皇族の臣籍に入りたる者は皇族に復することを得ず

第七條　皇族の身位其他の權義に關する規程は此典範に定めたるものゝ外別に之を定む

皇族と人民とに涉る事項にして各々適用すべき法規を異にするときは前項の規程に依る

第八條　法律命令中皇族に適用すべきものとしたる規定は此典範又は之に基き發する規則に別段の條規なきときに限り之を適用す

皇室典範增補（第二次）

（大正七年十一月二十八日）

朕惟ふに祖宗の遺範を紹述し時に隨ひ宜しきを制し以て國運の進展に順應するは皇考の宏謨にして朕の率循する所なり今や皇家の成典を增廣するの要を認め皇族會議及び樞密顧問の諮詢を經て皇室典範增補を裁定し玆に之を公布せしむ

皇族女子は王族又は公族に嫁することを得

公式令

（明治四十年二月一日）

第一條　皇室の大事を宣誥し及び大權の施行に關する勅旨を宣誥するは別段の形式に依るものを除くの外詔書を以てす

詔書には親署の後御璽を鈐し其皇室の大事に關するものには宮内大臣年月日を記入し内閣總理大臣と倶に之に副署す其大權の施行に關するものには内閣總理大臣年月日を記入し之に副署し又は他の國務大臣と倶に之に副署す

第二條　文書に依り發する勅旨にして宣誥せざるものは別段の形式に依るものを除くの外勅書を以てす

勅書には親署の後御璽を鈐し其皇室の事務に關するものには宮内大臣年月日を記入し之に副署す其國務大臣の職務に關するものには内閣總理大臣年月日を記入し之に副署す

第三條　帝國憲法の改正は上諭を附して之を公布す

前項の上諭には樞密顧問の諮詢及び帝國憲法第七十三條に依る帝國議會の議決を經たる旨を記載し親署の後御璽を鈐し内閣總理大臣年月日を記入し他の國務大臣と倶に之に副署す

第四條　皇室典範の改正は上諭を附して之を公布す

前項の上諭には皇族會議及樞密顧問の諮詢を經たる旨を記載し親署の後御璽を鈐し宮内大臣年月日を記入し國務各大臣と倶に之に副署す

第五條　皇室典範に基く諸規則宮内官制其他皇室の事務に關し勅定を經たる規程にして發表を要するものは皇室令とし上諭を附して之を公布す

前項の上諭には親署の後御璽を鈐し宮内大臣年月日を記入し之に副署す國務大臣の職務に關連する皇室令の上諭には内閣總理大臣又は内閣總理大臣及び主任の國務大臣と倶に之に副署す

第六條　法律は上諭を附して之を公布す

前項の上諭には帝國議會の協贊を經たる旨を記載し親署の後御璽を鈐し内閣總理大臣年月日を記入し之に副署し又は他の國務各大臣若しくは主任の國務大臣と倶に之を副署す

樞密顧問の諮詢を經たる法律の上諭には其旨を記載す

第七條　勅令は上諭を附して之を公布す

前項の上諭には親署の後御璽を鈐し内閣總理大臣年月日を記入し之に副署し又は他の國務各大臣若しくは主任の國務大臣と倶に之に副署す

樞密顧問の諮詢を經たる勅令及び貴族院の諮詢又は議決を經たる勅令の上諭には其旨を記載し帝國憲法第八條第一項又は第七十條第一項に依り發する勅令の上諭には其旨を記載す

帝國議會に於て帝國憲法第八條第一項の勅令を承諾せざる場合に於て其效力を失ふことを公布する勅令の上諭には同條第二項に依る旨を記載す

第八條　國際條約を發表する時は上諭を附して之を公布す

前項の上諭には樞密顧問の諮詢を經たる旨を記載し親署の後御璽を鈐し内閣總理大臣年月日を記入し主任の國務大臣と倶に之に副署す

第九條　豫算及び豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲すの件は上諭を附して之を公布す

前項の上諭には帝國議會の協贊を經たる旨を記載し親署の後御璽を鈐し内閣總理大臣年月日を記入し主任の國務大臣と倶に之に副署す

第十條　閣令には内閣總理大臣年月日を記入し之に署名す

省令には各省大臣年月日を記入し之に署名す

宮内省令には宮内大臣年月日を記入し之に署名す

第十一條　皇室令勅令閣令及び省令は別段の施行時期ある場合の外公布の日より起算し滿二十日を經て之を施行す

第十二條　前數條の公文を公布するは官報を以てす

第十三條　國書其他外交上の親書條約批准書全權委任狀外國派遣官吏委任狀名譽領事委任狀及び外國領事認可狀には親署の後國璽を鈐し主任の國務大臣之に副署す外務大臣に授くる全權委任狀には内閣總理大臣之に副署す

第十四條　親任式を以て任ずる官の官記には親署の後御璽を鈐し内閣總理大臣年月日を記入し之に副署す宮内官に付ては宮内大臣年月日を記入し之に副署す

内閣總理大臣を任ずるの官記には他の國務大臣又は内大臣、宮内大臣を任ずるの官記には内大臣年月日を記入し之に副署す

前二項に依るものゝ外勅任官の官記には御璽を鈐し内閣總理大臣年月日を記入し之を奉ず宮内官に付ては宮内大臣年月日を記入し之を奉ず

奏任官の官記には内閣の印を鈐し内閣總理大臣年月日を記入し之を宣す宮内官に付ては宮内省の印を鈐し宮内大臣年月日を記入し之を宣す

第十五條　親任式を以て任じたる官を免ずるの辭令書には御璽を鈐し内閣總理大臣年月日を記入し之を奉ず宮内官に付ては宮内大臣年月日を記入し之を奉ず

内閣總理大臣を免ずるの辭令書には他の國務大臣又は内大臣、宮内大臣を免ずるの辭令書には内大臣年月日を記入し之を奉ず

前二項に依るものゝ外勅任官を免ずるの辭令書には内閣總理大臣年月日を記入し之を奉ず宮内官に付ては宮内大臣年月日を記入し之を奉ず

奏任官を免ずるの辭令書には内閣總理大臣年月日を記入し之を宣す宮内官に付ては宮内大臣年月日を記入し之を宣す

第十六條　爵記には親署の後御璽を鈐し宮内大臣年月日を記入し之に副署す

第十七條　一位の位記には親署の後御璽を鈐し宮内大臣年月日を記入し之に副署す

二位以下四位以上の位記には御璽を鈐し宮内大臣年月日を記入し之を奉ず五位以下の位記には宮内省の印を鈐し宮内大臣年月日を記入し之を宣す

第十八條　爵位の返上を命じ又は允許するの辭令書には宮内大臣年月日を記入し之を宣す

第十九條　勳二等功三級以上の勳記には親署の後國璽を鈐し勳三等功四級以下の勳記には國璽を鈐し内閣總理大臣旨を奉じ賞勳局總裁をして年月日を記入し之に署名せしむ

勳記には勳章の種別に從ひ號數を附し簿册に記入する旨を附記し賞勳局の印を鈐し賞勳局書記官之に署名す

第二十條　記章の證狀並に外國勳章及び記章の佩用免許の證狀には内閣總理大臣旨を奉じ賞勳局總裁をして年月日を記入し之に署名せしむ

證狀には其種別に從ひ號數を附し簿册に記入する旨を附記し賞勳局の印を鈐し賞勳局書記官之に署名す

第二十一條　勳章及記章並に外國勳章及び記章の佩用免許の證狀を褫奪するの辭令書には内閣總理大臣旨を奉じ賞勳局總裁をして年月日を記入し之に署名せしむ

皇室

天皇

御名裕仁—神武天皇より百二十四代の天皇。大正天皇第一皇子、明治三十四年四月二十九日御誕生。同五月五日御命名、迪宮と稱せらる。明治四十一年四月學習院御入學。大正元年九月九日陸海軍少尉に御任官、大勳位に叙せらる。大正三年四月二日學習院初等科御卒業。爾後東宮御所内東宮御學問所に於て御修學。同三年十月三十一日中尉に、同五年十月三十一日大尉に御昇進。同年十一月三日立太子禮。同八年五月七日御成年式。同九年十月三十一日陸海軍少佐に御昇進。同十年三月三日海外御巡遊、九月三日横濱着御歸京。同十年十一月二十五日攝政御就任。同十二年十月三十一日陸海軍中佐に御昇進。同十三年一月二十六日久邇宮邦彦王第一女良子女王と御結婚。同年十月三十一日陸海軍大佐に御昇進。同十五年十二月二十五日御踐祚。昭和三年十一月十日御卽位式。同十四日大嘗祭御執行。

皇后

御名良子—久邇宮邦彦王第一女、明治三十六年三月六日御誕生。同四十二年四月學習院女學部初等科御入學、大正四年四月中等科へ御進級、同七年四月御退學。同十一年九月勳一等。同十三年一月二十六日御入輿、皇太子妃宣下。昭和元年十二月二十五日皇后宣下。

皇太后

御名節子—故從一位大勳位公爵九條道孝第四女、明治十七年六月二十五日御誕生。同二十一年女子高等師範學校附屬幼稚園に御入園。同二十三年九月十一日華族女學校小學部に御入學、同二十九年九月十一日中學部に御進級。同三十二年八月二十九日同校御卒業。同三十三年五月十日御入輿、皇太子妃宣下。大正元年七月三十日皇后宣下。昭和元年十二月二十五日皇太后宣下。

皇子

第一皇女—成子内親王、大正十四年十二月六日御誕生。御稱號照宮。

皇弟

雍仁親王—御稱號秩父宮（別項皇族の部參照）明治四十二年四月六日學習院初等科御入學、大正四年四月二日同初等科御卒業、同月六日中等科に御進級。同六年三月三十日中等科二年級御修了。同年四月九日陸軍中央幼年學校に御入學、同九年三月御卒業。同年四月十日士官候補生として第一師團歩兵第三聯隊へ御入隊。十一年六月御成年式擧行、同時に宮號改稱。十一年十月二十五日陸軍歩兵少尉御任官。十四年五月十日中尉に御陞進。同月二十四日御渡歐、十五年十月十四日オックスフォード大學御入學。昭和二年一月十七日御歸朝。同三年九月二十八日子爵松平保男姪勢津子と御結婚。同三年十二月二十四日陸軍大學校へ御入學。

宣仁親王—御稱號高松宮（別項皇族の部參照）明治四十四年四月六日學習院初等科御入學、大正六年三月三十日同初等科御修了、同年四月九日中等科に御進級、同九年三月同科第三學年御修了。同年五月海軍兵學校に御入學。同十三年五月同校御卒業。十四年四月御成年式。同年十二月三十日海軍少尉御任官。

崇仁親王—御稱號澄宮。大正四年十二月二日御誕生。十一年四月八日學習院初等科御入學、昭和三年四月十日初等科御卒業、中等科に御進級。

皇族（昭和四年九月十日現在）

古制親王は皇子に限りたるも、親王宣下の制行はれ、皇孫と雖も親王たることを得ると共に、皇子にして尙ほ親王宣下を得たまはざる者あるに至れり。武門の世に至りては、皇子の佛門に入らせらるゝ者多く、親王の數甚だ少きを致し、遂には伏見、桂、有栖川、閑院家を四親王家と稱し、世々天皇の御猶子となり、親王を稱せらるゝを例とするに至る。斯くて維新前までは親王は此四家に限られたるが、王政復古と共に、佛門に投ぜられたる諸王相踵いで還俗し、遂に今日の盛を見るに至れり。（表中御當主の上に記したる數字は御代數なり）

秩父宮—東京市赤坂區表町、赤坂離宮内

一 雍仁親王	大正天皇第二皇子	明治三五・六・二五誕生	昭和三・九・二八御結婚
妃勢津子	子爵松平保男姪	〃 四二・九・九〃	

高松宮—東京市芝區高輪御料地内

一 宣仁親王	大正天皇第三皇子	明治三八・一・三誕生	

伏見宮—東京市麴町區紀尾井町四

三 博恭王	故貞愛親王第一子	明治八・一〇・一六誕生	明治三〇・一・九御結婚
妃經子	故公爵德川慶喜第九女	〃 一五・九・二三〃	
博義王	博恭王第一子	〃 三〇・一二・八〃	大正八・一二・三〃 芝區白金今里町御別邸御假宿
妃朝子	公爵一條實輝三女	〃 三五・一〇・二〇〃	
博英王	博恭王第四子	大正元・一〇・四〃	
邦芳王	故貞愛親王第二子	明治一三・三・一八〃	東京府下中野御別邸御住居
光子女王	博義王第一女	昭和四・七・二六〃	

山階宮—東京市麴町區富士見町五丁目一

三 武彦王	故菊麿王第一子	明治三一・二・一三誕生	大正一一・六・二九故佐紀子女王と御結婚
故菊麿王妃常子	故公爵島津忠義三女	〃 七・二・七〃	明治三五・一一・二〇御入輿
茂麿王	故菊麿王第五子	〃 四一・四・二九〃	

賀陽宮—京都市下京區三十三間堂廻六四五（名古屋市東區白壁町二ノ七御假寓）

二 恒憲王	故邦憲王第一子	明治三三・一・二七誕生	大正一〇・五・三御結婚
妃敏子	故公爵九條道實第五女	〃 三六・五・一六〃	
故邦憲王妃好子	故侯爵醍醐忠順第一女	慶應元・一〇・一〇〃	明治二五・一一・二〇御入輿
邦壽王	恒憲王第一子	大正一一・四・二一〃	
美智子女王	〃 第一女	〃 一三・六・二九〃	
治憲王	〃 第二子	〃 一五・七・三〃	
章憲王	〃 第三子	昭和四・八・一七〃	

久邇宮—京都市上京區東櫻町二七（東京府下豐多摩郡澁谷町宮代一番地御假宮）

朝融王	故邦彦王第一子	明治三四・二・二誕生	大正一四・一・二六御結婚
妃知子女王	伏見宮博恭王第三女	〃 四〇・五・一八〃	
故邦彦王妃俔子	故公爵島津忠義七女	〃 一二・一〇・一九〃	明治三二・一二・一三御入輿
正子女王	朝融王第一女	大正一五・一二・八〃	
朝子女王	〃 第二女	昭和二・一〇・一三〃	
邦昭王	朝融王第一子	昭和四・三・二五〃	
邦英王	故邦彦王第三子	明治四三・五・一〇〃	
多嘉王	故朝彦親王第五子	〃 八・八・一七〃	明治四〇・一〇・九御結婚
妃靜子	故子爵水無瀬忠輔第一女	〃 一七・九・一五〃	
恭仁子女王	多嘉王第三女	大正六・五・一八〃	
家彦王	〃 第二子	〃 九・一〇・一七〃	
德彦王	〃 第三子	〃 一一・一一・二九〃	

梨本宮（元梶井宮）—東京府豐多摩郡澁谷町美竹四一番地

三 守正王	故久邇宮朝彦親王第四子	明治七・三・九誕生	明治三三・一一・二八御結婚
妃伊都子	故鍋島直大侯次女	〃 一五・二・二〃	

朝香宮（明治三十九年三月三十一日御創立）—東京市芝區高輪南町一七

一 鳩彦王	故朝彦親王第八子	明治二〇・一〇・二誕生	明治四三・五・六御結婚
妃允子内親王	明治天皇第八皇女	〃 二四・八・七〃	
紀久子女王	鳩彦王第一女	〃 四四・九・三〃	
孚彦王	〃 第一子	大正元・一〇・八〃	
正彦王	〃 第二子	〃 三・一・五〃	
湛子女王	〃 第二女	〃 八・八・二〃	

東久邇宮（明治三十九年十一月三日御創立）—東京市麻布區市兵衛町一丁目一三

一 稔彦王	故朝彦親王第九子	明治二〇・一二・三誕生	大正四・五・一八御結婚
妃聰子内親王	明治天皇第九皇女	〃 二九・五・一一〃	
盛厚王	稔彦王第一子	大正五・五・六誕生	
彰常王	〃 第三子	〃 九・五・一三〃	
俊彦王	〃 第四子	昭和四・三・二四〃	

北白川宮（元聖護院宮、照高院宮）—東京市芝區高輪南町一七

四 永久王	故成久王第一子	明治四三・二・一九誕生	
故成久王妃房子内親王	明治天皇第七皇女	〃 二三・一・二八〃	明治四二・四・二九御入輿
故能久親王妃富子	故公爵島津久光養女	文久二・閏八・八〃	〃 一九・四・一〇〃
美年子女王	故成久王第一女	明治四四・五・六〃	
佐和子女王	〃 第二女	大正二・一〇・二五〃	
多惠子女王	〃 第三女	〃 九・四・一五〃	

竹田宮（明治三十九年三月三十一日御創立）—東京市芝區高輪南町一七

二 恒德王	故恒久王第一子	明治四二・三・四誕生	
故恒久王妃昌子内親王	明治天皇第六皇女	明治二一・九・三〇〃	明治四一・四・三〇御入輿
禮子女王	故恒久王第一女	大正二・七・四〃	

閑院宮—東京市麴町區永田町二丁目二〇

六 載仁親王	故伏見宮邦家親王第十六子	慶應元・九・二二誕生	明治二四・一二・一九御結婚
妃智惠子	故公爵三條實美第二女	明治五・五・二三〃	
春仁王	載仁親王第二子	〃 三五・八・三〃	大正一五・七・一四御結婚
妃直子	公爵一條實孝妹	〃 四一・一二・七〃	

東伏見宮（元仁和寺宮、一時小松宮、明治三十六年二月一日御再興）—東京府豐多摩郡澁谷町下澁谷常盤松一〇一

故依仁親王妃周子	故公爵岩倉具定第一女	明治九・八・二九誕生	明治三一・三・二〇御入輿

臣籍に降下せられたる皇族—御現存の方々左の如し。

御降下年月	爵家名御名	御父	御降下年月	爵家名御名	御父
明治三六・七	伯 上野正雄	故能久親王	大正一二・一〇	侯 久邇邦久	故邦彦王
〃 四三・六	侯 小松輝久	〃	〃 一五・一二	侯 華頂博信	博恭王
大正九・七	侯 山階芳麿	故菊麿王	昭和三・七	侯 筑波藤麿	故菊麿王
			〃	伯 鹿島萩麿	〃

王族、華族に降嫁せられたる皇族—御現存の方々左の如し。

御降嫁年月	御名	御父	御配偶
明治 二六・五	絢子女王	故久邇宮朝彦親王	故子 竹内惟忠
〃 三二・九	榮子女王	故久邇宮朝彦親王	故子 東園基茂
〃 三四・四	禎子女王	故伏見宮貞愛親王	侯 山内豐景
〃 三六・二	貞子女王	故北白川宮能久親王	伯 有馬頼寧
〃 三七・二	滿子女王	〃	伯 甘露寺受長
〃 三九・九	馨子女王	故久邇宮朝彦親王	伯 壬生基義
〃 四一・二	實枝子女王	故有栖川威仁親王	故公 德川慶久
〃 四四・四	武子女王	故北白川宮能久親王	子 保科正昭
大正 三・一	茂子女王	閑院宮載仁親王	黑田長禮（侯爵嗣子）
〃 四・四	由紀子女王	故賀陽宮邦憲王	町尻量基（子爵嗣子）
〃 四・七	擴子女王	故北白川能久親王	伯 二荒芳德
〃 四・九	恭子女王	閑院宮載仁親王	子 安藤信昭
〃 九・四	方子女王	梨本宮守正王	李 垠（李王）
〃 九・一一	安子女王	故山階宮菊麿王	淺野長武（侯爵孫）
〃 一三・五	智子女王	久邇宮邦彦王	伯 大谷光暢
〃 一三・五	信子女王	〃	三條西公正（伯爵嗣子）
〃 一五・一〇	敦子女王	伏見宮博恭王	伯 清棲幸保
〃 一五・二	規子女王	梨本宮守正王	伯 廣橋眞光
〃 一五・三	華子女王	閑院宮載仁親王	侯 華頂博信

方子女王は御降嫁後も尙ほ女王の稱號を有せらる。

皇族御官職 （昭和四年九月十日現在）

官	職	宮
陸軍歩兵中尉	歩兵第三聯隊附	秩父宮雍仁親王
海軍中尉	榛名乘組	高松宮宣仁親王
元帥、陸軍大將	軍事參議官、議定官	閑院宮載仁親王
海軍大將	〃	伏見宮博恭王
陸軍大將	〃	梨本宮守正王
神宮祭主		久邇宮多嘉王
陸軍歩兵大佐	陸軍大學校教官	朝香宮鳩彦王
〃	近衛歩兵第三聯隊長	東久邇宮稔彦王
海軍少佐	樺驅逐艦長	伏見宮博義王
海軍大尉	軍令部出仕兼參謀	山階宮武彦王
陸軍騎兵大尉	參謀本部々員	賀陽宮恒憲王
海軍大尉	海軍々令部出仕	久邇宮朝融王
陸軍騎兵中尉	近衛騎兵聯隊附	閑院宮春仁王

御學業中の皇族 （昭和四年九月十日現在）

學業	宮
學習院中等科第二學年	澄宮崇仁親王
〃 中等科第三學年	伏見宮博英王
陸軍士官候補生	山階宮茂麿王
學習院初等科第一學年	賀陽宮邦壽王
學習院高等科第二學年	久邇宮邦英王
京都市立春日小學校第四學年	〃 家彦王
〃 第一學年	〃 德彦王
〃 第六學年	〃 恭仁子女王
陸軍士官學校豫科	朝香宮孚彦王
學習院中等科第四學年	〃 正彦王
〃 第一學年	〃 德彦王
女子學習院選修科	〃 紀久子女王
〃 前期四年	〃 湛子女王
學習院中等科第一學年	東久邇宮盛厚王
〃 初等科第三學年	〃 彰常王
陸軍士官學校本科	北白川宮永久王
女子學習院後期二年	〃 佐和子女王
〃 前期三年	〃 多恵子女王
陸軍士官學校本科	竹田宮恒德王
女子學習院後期二年	〃 禮子女王

○…各國の國花…○

日本—櫻△支那—牡丹△英吉利—薔薇或はスキー トピー△米國—さんざし△佛蘭西—百合或はアイリス△伊太利—雛菊△獨逸—矢車草

皇族御公職 （昭和四年九月十日現在）

公職	宮
英國協會總裁、暹羅協會總裁、萬國工業會議總裁	秩父宮雍仁親王
日本美術協會總裁、日土協會總裁	高松宮宣仁親王
大日本蠶絲會總裁、日本赤十字社總裁、濟生會總裁、財團法人偕行社總裁、帝國軍人後援會總裁、明治神宮造營局總裁、明治神宮奉贊會總裁、日佛協會總裁、日露協會總裁、東京地學協會總裁、東京俱樂部名譽總裁、醍醐寺保存會總裁、帝國在鄕軍人會總裁、財團法人慶福會總裁、皇典研究所總裁	閑院宮載仁親王
大日本婦人教育會總裁、日本赤十字社篤志看護婦人會總裁	載仁親王妃智惠子
大日本婦人衛生會總裁、愛國婦人會總裁	故依仁親王妃周子
帝國水難救濟會總裁、日本海員掖濟會總裁、水交社總裁、大日本水産會總裁、日本産業協會總裁、義勇財團海防義會總裁、社團法人癌研究會總裁、財團法人理化學研究所總裁、日獨協會總裁、財團法人斯文會總裁	伏見宮博恭王
陸海軍將校婦人會總裁、財團法人福田會總裁	博恭王妃經子
英國協會名譽總裁	山階宮武彦王
大日本農會總裁、大日本山林會總裁、伊太利協會總裁、忠勇顯彰會總裁、日佛協會名譽總裁、大日本武德會總裁	梨本宮守正王
日本書道會總裁	久邇宮朝融王
向陽會總裁	久邇宮多嘉王
聖德太子奉讚會總裁	東久邇宮稔彦王
財團法人婦人共立育兒會總裁、東京慈惠會總裁	故恒久王妃昌子内親王

大禮本儀

今上陛下御一代の大儀式たる御卽位の大典は、昭和三年一月十七日宮中三殿に於ける期日奉告の御儀を前儀の第一として

二月五日悠紀、主基齋田占定△同十五日兩地方齋田御決定△六月一日悠紀齋田御田植式△同五日主基齋田御田植式△八月五日大嘗宮地鎭祭△九月十六日悠紀齋田拔穗式△同二十一日主基齋田拔穗式

等の御儀次々に行はれ、十月上旬には名古屋離宮内の賢所奉安の假殿も竣成し、續いて京都皇宮内の御大典儀場の諸造營並に修理工事一切竣功すると共に、調度の品々も餘す所なく完成し、今は只 陛下の行幸を待ち奉るのみの事とはなりぬ。

京都行幸の儀—かくて十一月六日、遂に其日は來りぬ。天皇陛下にはこの日午前七時、皇后陛下御同列にて、賢所を奉じて宮城御發輦、陸路中京を經て鹵簿を京都に進めさせ給ふ。鹵簿は天皇第一公式鹵簿、皇后第一公式鹵簿、之に賢所の鹵簿を加へたる御一代中最高の特別鹵簿にして、紅梅地に金光燦たる鳳凰を配らひ、御紋章の周圍、金唐草の眼も彩なる六頭立の御料御馬車を初めとして、皇后陛下の四頭立の御馬車、八瀨童子卅二人の奉舁する賢所御羽車、何れ世の常ならず由々しき御裝ひなるに、兩陛下御料馬車の前後には、近衛騎兵夫々天皇旗、皇后旗を奉じて供奉し、賢所御羽車の前後には衣冠單に劍を帶び、牟靴を穿ちたる掌典部員の古風なる馬上姿を拜するなど、美しとも、かしこしとも、言はん方なき御列なり。鹵簿の次第卽ち左の如くにして、御料御馬車の外儀裝馬車十七台、參加人員三百名、馬匹三百三十頭を以て數へられ、其の總延長十數町に亘れり。

福岡警部(騎馬) 宮脇警部(騎馬) 本間警部(騎馬) 坂本警部(騎馬)
井上警部(騎馬) 竹重警視(騎馬) 長瀨警部(騎馬) 森山警視(騎馬) 林 警部(騎馬) 牛嶋警務部長(騎馬) 日暮警部(騎馬) 近衛騎兵
渡邊式部官(馬車) 伊藤式部長官(馬車) 一木宮相(馬車) 近衛騎兵 森山掌典補(騎馬) 八束掌典(騎馬) 豐田中尉(騎馬) 瓦田掌典補(騎馬) 立花掌典(騎馬) 大野中尉(騎馬)
里見少佐(騎馬) 岩田少佐(騎馬) **賢所御羽車** 篠田少將(騎馬) 駕輿丁卅二人 中山中佐(騎馬) 中平大尉(騎馬) 上野大尉(騎馬) 吳床 吳床 雨皮 本多掌典次長(騎馬) 三條西掌典(騎馬) 庭田掌典(騎馬)
土屋掌典補(騎馬) 川出掌典補(騎馬) 近衛騎兵 天皇旗(秋山曹長捧持) 近衛騎兵 友田車馬監(騎馬) 木村大尉(騎馬) 角谷中尉(騎馬) 栗岩大尉(騎馬) 荻洲中佐(騎馬) **天皇** 六頭立御馬車 山田大佐(騎馬) 珍田侍從長御陪乘 渡邊大尉(騎馬)
井上少佐(騎馬) 武雄中佐(騎馬) 近衛騎兵 吉川大尉(騎馬) 酒井中尉(騎馬) **皇后** 四頭立御馬車 那倉大佐(騎馬) 竹屋女官長御陪乘 伊藤中佐(騎馬) 山縣少佐(騎馬) 綠川大尉(騎馬) 澗川侍從武官(騎馬) 矢野侍從武官(騎馬) 西園寺主馬頭(騎馬)
岸本警備司令官(騎馬) 近衛騎兵 閑院總裁宮(馬車) 秩父宮(馬車) 同妃 伏見宮(馬車) 同妃 奈良武官長 今村侍從武官 牧野侍從 土屋侍從(馬車) 津輕女官 山岡女官(馬車)
牧野内大臣(馬車) 田中首相(馬車) 倉富樞密院議長(馬車) 近衛大禮使長官(馬車) 關谷宮內次官 渡邊式部長官 嶋山大禮使次官(馬車)
河井皇后宮大夫(馬車) 黑田皇后宮事務官 松井内大臣秘書官(馬車) 松永侍醫 木下宮內書記官 大木式武官 白根大禮使事務官(馬車) 平塚東京府知事(馬車) 近衛騎兵 宮田警視總監 嶋田警部(騎馬) 矢村警部(騎馬)
村田警視(騎馬) 堀 警部(騎馬) 長野警部(騎馬)

鹵簿は二重橋より城前廣場へと繪卷物さながらの裝ひを展開しつゝ、順路行幸道路より東京驛へと進ませられ、驛前幾萬の赤子跪座最敬禮の中を靜かに御着驛、しばし御休憩の後、同八時御發車、午後三時三十分名古屋驛御着、其夜は名古屋離宮に御駐輦、賢所は離宮内賢所假殿に奉安の上、七日午前九時三十分名古屋驛御發車、午後二時京都御着、夫より宮城、東京驛間と御同樣なる鹵簿を以て、萬民奉迎の中を肅々として京都皇宮に向はせられ、三時二十分餘り、皇宮正南門建禮門より御列は次第に宮内に參進し、賢所御羽車は紫宸殿東側に營まれたる春興殿の廣庭に、又兩陛下には九重奥深く御常御殿へと入御遊ばさる。かくて兩陛下には御少憩御間もなく、賢所春興殿に渡御の儀を執り行はせられ、翌八日は御儀の御習禮ありて、やんごとなき其の日に備へさせ給へるなりき。

卽位禮—十一月十日、愈々御位の大禮を行はせらるゝこよなき日なり。卽位禮當日の儀は先づ皇靈殿神殿に奉告の儀を終りたる後、賢所大前の儀と、紫宸殿の儀と二つの御大儀を行はせらるゝの御掟にて、大嘗祭の儀と共に御大禮中最も重き御儀たり。卽ち賢所大前の儀は御卽位の大禮を擧げさせ給ふことを、畏くも皇祖大神に御親告遊ばさるゝ御儀にして、又紫宸殿の儀は其由を國民に宣らせ給ふと同時に、廣く中外に向つて御告げ遊ばさるゝ御儀式たるなり。

【賢所大前の儀】この日早旦、先づ掌典部員賢所を奉安せる春興殿に出仕し、裝飾の御事を行ひ、內陣の中央に天皇陛下御座の短

帖を設け、傍らには御劍御璽の案を置き、其東方に皇后陛下御座の短帖を設く。さて午前八時半、陸海軍の儀仗隊建禮、建春兩門外に整列するや、これを合圖に庭上の參役者より順次參進を開始し、九條掌典長以下掌典の人々先づ殿上に候したる後、高等官一等以下內地、屬領の官民代表者は庭上左右の幄舍に、次いで東鄕大勳位以下勳一等以上の重臣は夫人同伴にて左幄舍の最前列に、又締盟各國の元首を代表する外國大使々臣二十六人、之も多くは夫人同伴にて右幄舍の最前列に參進、續いて同隨員三十餘名は其後列に參進、かくて國の內外より選ばれたる代表二千餘の人々は、畏くも我が皇靈神殿の御前に綺羅星と居並びたり。午前九時半、神樂歌と共に御扉は開かれ、掌典等神饌幣物を供進し、續いて九條掌典長祝詞を奏す。之より先、天皇、皇后兩陛下には御學問所に出御遊ばされ、天皇陛下には黃櫨染の御袍、立纓の御冠を召され、御笏を執らせ給ひ、皇后陛下には御五衣、御唐衣、御裳を召され、御檜扇を執らせられ、皇族各殿下を從へさせられて宜陽殿に渡御、やがて伊藤式部長官の奏請により、天皇陛下には御劍を捧持せる土屋侍從を御前に、御璽を捧持せる海江田侍從を御後に、牧野侍從御裾を捧し、本多侍從御挿鞋を奉じて春興殿西廂に敷ける御筵道に敷き參らせし白布の上に玉步を運ばせ給ふ。珍田侍從長奈良侍從武官長以下御後に候し、各親王、王、公殿下以下、田中總理大臣、牧野內大臣、近衛大禮使長官等、其の順位を以て扈從し奉る。續いて皇后陛下には渡邊式部次官、河井皇后太夫前行し、女官御後に從ひ奉り、親王妃、王妃各殿下、關屋大禮使次官供奉し、御列に續かせ給ふ。午前十時、陛下春興殿に渡らせ給へば、掌典卿に進み出でゝ、殿の外陣に垂れさせられし御帳をかゝげ奉り、聖上內陣に進御、御座短帳の上に着御し給ひ、劍璽捧持の兩侍從續いて內陣に參進し、玉座の御兩側なる案上に之を奉安し、退いて殿の南廂の座に伺候す。次いで皇后陛下內陣に進ませ給ひ、玉座の東御座に着御、親王、親王妃、王、王妃、皇族各殿下いづれも殿の南廂、宮殿下には西側の本位に、妃殿下には東側の本位に着かせ、侍從長、御劍捧持の侍從、內閣總理大臣、宮內大臣、內大臣、式部長官、大禮使長官等、南廂西側皇族殿下の御後に候し、衛府の侍從、侍從武官長、武官等皆殿の階下に止り伺候、皇后宮供奉の女官は、東側皇族妃殿下の御後に候す。午前十時八分、九條掌典長恭しく進み出でゝ御前に候し、御玉串を捧げ奉れば、畏くも天皇陛下には御手づから之を取らせ給ひて、大神の御前に御拜禮あらせられて後、玉音いとも御朗らかに天津日嗣を繼がせ給ひて天が下治しめすことの由を、皇祖天照大神の大御前に告げさせ給ふ御告文を奏させ給ふ。この時賢所大前に奉仕せる大村內掌典、御幌の蔭にて御鈴をひき奉ること九十九度、陛下御告文を奏し終らせ給へば、續いて皇后陛下には掌典の捧げ參らす御玉串を取らせ給ひ、大前にいとも御恭しく御拜禮あらせ給ふ。かくて掌典進み出でゝ大前の御幌をかゝげ奉れば劍璽捧持の侍從相續いで內陣に參進し、之を捧持す。この間皇族各殿下御拜禮の御事あり、鉦打つこと一下、參列の總員起立敬禮の裡に、兩陛下には出御同樣の供奉にて春興殿を退かせ給ふ。鼓の音一下、諸員着床、この時再び起る鉦の音の合圖に、參列の諸員一齊に起立し、大前に恭しく拜禮の後鼓の音に着床、やがて神樂奏の間に神饌幣物は撤せられ、賢所內陣の御扉は諸員敬禮の裡に閉され、鼓鉦の聲同時に御儀の終了を告ぐること三度、かくて賢所大前の儀は終んぬ。時に午前十時四十五分。

【紫宸殿の儀】賢所大前の儀に次いで、午後は紫宸殿の御儀いとも晴やかにとり行はせらる。先づ承明、建禮の兩御門八文字に開かるゝを待つて、午後一時二十分、海陸軍儀仗兵兩門外に整列、同三十分庭上參役者第二朝集所廊下に整列、各其本位に着くや、鉦鼓を合圖に內外二千餘の參列諸員夫々定めの軒廊、又は殿上に參進、其位置に就く。仰げば殿の南榮長押の上には間口一杯に、日像に瑞雲を現はし、長十五間、巾五尺に條る緣れの錦の帽額をかけ、殿の中央には至尊の御座高御座を南面に安んじ、其東側稍後寄りに御座させ給ふ帳台を安んじたるが、南庭は殿の南階下左側の櫻樹、右側の橘樹、鬱ふりて何れも健かに生茂り、左近の櫻の南方、赤地の錦に金色まばゆき日像を繡し、金箔押の纛旛に相對して、右近の橘の南方には白地の錦に銀色の月像を繡したる銀箔押の月像纛旛を樹て、日像纛旛の南には神武天皇御東征の砌、難路を御案內申上げしてふ故事に因み、五彩の瑞雲文樣の錦に頭八咫烏を繡したる大錦旛、月像纛旛の南には同じく御東征に御弓の弦に止まれりといふ靈鵄を、同じ五彩瑞雲の錦に繡したる靈鵄形の大錦旛を樹て、東西兩列大錦旛の南には中錦旛小錦旛各五旒靑黃赤白紫の色順にて東西に對立し、中小錦旛何れも金色の菊花御紋章を繡して戟竿にかけられ、更に左右兩大錦旛の前面には、萬歲旛二旒の戟竿にかけられて相對立す。かくて二時三十五分、皇族各殿下の御着位終ると拜するや、警蹕の聲に伴て鉦一點、畏くも天皇陛下には賢所大前の御時と同じ御袍の御束帶に立纓の御冠を戴かせ給ひ、御劍捧持の土屋侍從御前に、御璽捧持の海江田侍從御後に候し、木下侍從御笏を捧持し、甘露寺侍從御裾に仕へ、牧野內大臣、珍田侍從長、奈良侍從武官長以下各侍從、侍從武官扈從し玉步靜々と北廂の中央より殿に入らせられ高御座の北階より昇御、諸員最敬禮の間に高御座御帳內の御椅子に着御あらせられ、土屋侍從捧持する所の御劍、海江田侍從捧持する所の御璽を夫々案上に奉安し、木下侍從御笏を奉り、陛下玉手に取らせ給ふ。かくて侍從何れも高御座を下り、北階の兩段下に候し、牧野內大臣は高御座の御帳外東北隅に、珍田侍從長は高御座の後止壇下に、奈良武官長其他の侍從武官等は高御座の後方、殿の北廂御入口の兩傍に各侍立伺候す。聖上高御座に昇御し給ふや、皇后陛下には御五衣、御唐衣、おすべらかしの御髮に御釵子を立てさせ給ひ、油小路、北村兩女官御後に候し、北廂中央の御間より殿內に入御、諸員敬禮の裡に御帳臺の北階より昇御、御椅子に着御あらせ給へば、女官恭しく御帳臺に參進、檜扇を捧げて退下、皇后宮太夫、女官長等御帳臺後面の段下に侍立す。之と同時に各宮妃殿下には、何れも御五衣、御唐衣の御裝ひにて御參進、御帳臺の前面、各宮殿下の御本位と相對せる本位に着かせ給ふ。二時四十五分、侍從各一人、高御座の左右より分れ進み、東西の兩階より、壇上に昇り、初めに御正面、次に

東西左右兩廂の御帳をかゝげ參らせ、女官二人、御帳臺の左右兩側より進み出でて、東西の兩階より壇に上り、先づ正面より、次いで左右兩面の御帳をかゝげ奉ること、高御座のそれの如くすれば、畏くも天皇陛下には御笏を正されて立御、皇后陛下には御檜扇を執らせて立御し給ふ。殿庭等しく神威の尊嚴に打たれ、只謹み畏みて頭を垂るゝのみ。この時田中總理大臣靜に御前を罷り退き、相馬式部長の先導にて殿の西階を下り、右近の橘下を步して南階段下に伺候し、北面して立つ。天皇陛下これを轡はせられて侍從に御笏を授け、牧野內大臣の捧げ奉れる勅語書を御手に執らせ給ひ、御嚴かに左記勅語を宣らせ給ふ。

勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗ノ大道ニ從ヒ天業ヲ經綸シ萬世不易ノ丕基ヲ肇メ一系無窮ノ永祚ヲ傳ヘ以テ朕カ躬ニ逮ヘリ朕祖宗ノ威靈ニ賴リ敬ミテ大統ヲ承ケ恭シク神器ヲ奉シ茲ニ卽位ノ禮ヲ行ヒ昭ニ爾有衆ニ誥ク

皇祖皇宗國ヲ建テ民ニ臨ムヤ國ヲ以テ家ト爲シ民ヲ視ルコト子ノ如シ列聖相承ケテ仁恕ノ化下ニ洽ク兆民相率キテ敬忠ノ俗上ニ奉シ上下感孚シ君民體ヲ一ニス是レ我カ國體ノ精華ニシテ當ニ天地ト並ヒ存スヘキ所ナリ

皇祖考古今ニ鑒ミテ維新ノ鴻圖ヲ闢キ中外ニ徵シテ立憲ノ遠猷ヲ敷キ文ヲ經トシ武ヲ緯トシ以テ曠世ノ大業ヲ建ツ皇考先朝ノ宏謨ヲ紹繼シ中興ノ丕績ヲ恢弘シ以テ皇風ヲ宇內ニ宣フ朕寡薄ヲ以テ忝ク遺緒ヲ嗣キ祖宗ノ擁護ト億兆ノ翼戴トニ賴リ以テ天職ヲ治メ墜スコト無ク愆ツコト無カラムコトヲ庶幾フ

朕內ハ則チ敎化ヲ醇厚ニシ愈民心ノ和會ヲ致シ益國運ノ隆昌ヲ進メムコトヲ念ヒ外ハ則チ國交ヲ親善ニシ永ク世界ノ平和ヲ保チ普ク人類ノ福祉ヲ益サムコトヲ冀フ爾有衆其レ心ヲ協ヘ力ヲ戮セ私ヲ忘レ公ニ奉シ以テ朕カ志ヲ弼成シ朕ヲシテ祖宗作述ノ遺烈ヲ揚ケ以テ祖宗神靈ノ降鑒ニ對フルコトヲ得シメヨ

殿庭闃として靜まるところ、唯だ玉音の玲瓏たるを拜して、諸員恐懼感激、只畏みて最敬禮を捧ぐるのみ。勅語を拜受せる田中總理大臣は、鞠躬如として南階を昇り、謹んで壽詞を奏し、八千萬赤子に代りて聖壽の萬々歲を祈り奉りたる後、更に左右兩萬歲旛の稜威に輝く間に至つて直立し、天津日嗣の高御座に畏くも立御し給ふ聖上陛下を拜し奉り、滿腔の赤誠を籠めて嚴肅、しかも莊重なる大音もて、天皇陛下萬歲と唱へ奉れば、殿庭綺羅と輝く二千餘の人々等しく聲を合せて天皇陛下萬歲と唱和し、續いて萬歲、又萬歲、唱和すること三たび、時正に午後三時、門外の儀仗兵は喇叭を吹奏し、之を合圖に京都市民は勿論、全國々民一齊に萬歲を唱呼し、其聲天地を動かすかとぞ思はれたる。畏くも兩陛下には立御のまゝ、萬歲の唱和を受けさせ給ひ、御椅子に着御し給ふ。田中總理大臣南庭より退り復するや、侍從二人再び高御座に進みて、御帳を垂れ、女官二人同じく御帳台に參進し、御帖を垂れて退下、この時警蹕の聲起り、兩陛下には出御同樣の御供奉にて諸員敬禮の裡に入御、續いて諸員退下、鉦鼓打つこと各三點、紫宸殿の御儀こゝに終んぬ。

總理大臣の壽詞

臣義一謹ミテ言ス伏シテ惟ミルニ
陛下
皇祖
皇宗ノ大訓ヲ奉承シ萬世一系ノ大統ヲ紹繼シ茲ニ卽位ノ禮ヲ行ハセタマフ億兆欣躍誰カ四海同慶ノ大典ヲ賀シタテマツラサラン臣義一誠歡誠喜頓首頓首恭シク惟ミルニ　皇祖ノ照臨シタマフヤ乃チ
皇孫ヲ降シ　神器ヲ授ケ天壤無窮ノ　神勅ヲ賜ヒ惠民ノ德澤天下ニ洽ク以テ萬世不易ノ　皇基ヲ定メタマヘリ
皇宗ノ肇造シタマフヤ乃チ中洲ヲ平カニシ　帝位ニ卽キ
皇孫養正ノ　聖心ヲ弘メ建國ノ經綸後世ニ被ラシ以テ一統無疆ノ　皇業ヲ成シタマヘリ爾リシ自リ以來
列聖相承ケ上深仁ヲ施シテ愛撫下ニ厚クシ下至誠ヲ奉ケテ感戴上ニ凝ム蓋シ國ヲ以テ家ト爲シ君民ノ一體タル君ヲ視ルコト父ノ如ッシ忠孝ノ二途ナラサル是レ我カ國體ノ神聖ニシテ萬邦無比ナル所以ナリ
明治天皇聖德深厚ニシテ神謨宏遠中外ヲ經緯シテ維新ノ隆運ヲ啓キ古今ヲ斟酌シテ中興ノ大業ヲ成シタマヘリ乃チ　宸斷ヲ降シ國民道德ノ大本ヲ建テ乃チ　聖詔ヲ頒チ立憲政體ノ永制ヲ敷キ治具皆張リ文物悉ク備ハル進ミテ用兵ノ名ヲ正シ皇風ヲ千里ニ宣ヘ退キテ厚生ノ道ヲ叢シ國祚ヲ萬世ニ固クシタマヘリ
大正天皇天資聰明ニシテ聖性仁孝　先朝ノ丕績ヲ紹述シ　纖微ノ宏謨ヲ恢弘シ奎運其レ昌ニ　稜威維レ揚リ　皇德ヲ宇內ニ光被シタマヘリ
陛下乃チ聖ニ乃チ明ニ德ヲ　儲位に養ヒ允ニ文ニ允ニ武ニ政ヲ　儲宮ニ攝シタマフ既ニ　宸極ニ御シ遠ク寰國ノ　天業ニ鑒ミ寬仁化ヲ敷キ乃チ乾綱ヲ攬リ博ク
列朝ノ　聖訓ニ徵シ宵旰治ヲ圖リタマフ億兆咸　至隆ノ治化ニ沐シ遐邇悉ク丕顯ノ恩德ニ浴セサルモノナシ今ヤ辱ク　聖勅ヲ賜ヒ普ク臣民ニ誥ケサセラレ
皇祖ノ肇基
皇宗ノ洪業以テ
列聖繼述ノ迹ニ遵ヒ我國體ノ淵源ヲ闡發シ以テ國家統治ノ大綱ヲ明ニシ以テ臣民遵由ノ大道ヲ示シ汎ク國際ノ親和ヲ冀ヒ深ク人類ノ慶福ヲ望マセタマフ　聖慮深遠臣等感激何ゾ巳マン臣等豈ニ夙夜率勵
聖旨ヲ奉體シ誓ヒテ奉公ノ節ヲ致シ以テ
聖恩ノ萬一ニ報イ奉ラサランヤ臣等幸ニ盛儀ニ陪シ　天日嗣高御座ヲ拜瞻シタテマツリ懽悅抃舞ノ至ニ勝フルナシ臣義一帝國臣民ニ代リ仰キテ登極ノ大禮ヲ祝シタテマツリ敬ミテ　寶祚ノ無窮ヲ頌シ恭シク　聖壽ノ無疆ヲ祈リタテマツル臣義一誠歡誠喜頓首頓首謹ミテ言ス

昭和三年十一月十日

內閣總理大臣從二位
勳一等功三級男爵　臣　田中義一

大嘗祭の儀―大嘗祭は新帝御卽位の初めに當り、其年の新穀を以て神饌と神酒（白酒黑酒）とを造らせ給ひ、天皇御親ら皇祖大神並に天神地祇を饗き參らせ、御親らも之を聞召さるゝ御儀にして大禮はこれあるが爲に豐秋の候を選ばせらるゝものと承はる。此儀は十四日夕より十五日の曉かけて行はせられたるが、大嘗宮は仙洞御所のいと靜なる松木立の中に造營され、右なるを悠紀院、左なるを主基院とし、兩院の中に悠紀殿、主基殿をしつらひ、兩殿各々膳屋、臼屋の設けあり。その周圍には八重の柴垣を圍らし、四方に神門を樹て、古式に型れる大禮使高等官廿人各御門を固む。先づ午後五時四十分、掌典等が古式に依り點じ參ら

せる四周の篝火、一齊に闇の神殿を照すと見えけるが、六時三十分、參列の諸員南神門外の左右兩幄舍に着床するや、幄舍内の篝火は一齊に滅せられ、やがて朗かなる和琴の音につれて、柴垣の邊り臼屋より稻舂歌の奏せらるゝを拜す。歌は

御代いはふ心こめたる三上人瑞穗の稻をつきはしむらし

と聞え、樂官和琴に和して之を奏し、女官節につれて稻をつくなり。かくて掌典等は膳屋にて神饌調理の儀を修し、終つて東神門内悠紀殿の前なる庭積の帳殿に、海の物山の物堆く三方に載せて机代物となせば、九條掌典長靜に悠紀殿の大前に參進し、諸員起立の間に祝詞を奏して兩陛下の出御を待ち奉る。之より先、頓宮に御時を待たせ給へる天皇陛下には、こゝに侍從の奉仕にて大忌の御湯を召し、玉體を淨めさせたる上、帛の御服に召しかへさせ給ひ、皇后陛下にも同じく帛の御服に召しかへさせ給ひ、午後六時天皇陛下、續いて皇后陛下各供奉員を從へさせられて廻立殿へ渡御、茲にて更に小忌の湯を召されたる上、天皇陛下には純白生絹の御齋服に御幘を頂かせられ、皇后陛下にも純白の帛の御五衣、御唐衣、御裳の御服に御召しかへあらせらる。六時四十分、天皇陛下には廻立殿を出御あらせられ、野口侍從御菅笠を御後よりさしかけ參らせ、山縣、永積兩侍從左右より御菅笠の御綱をとり、黒田侍從御裾をかゝげまつる。神境は總て太古のまゝの裝ひ神さびたるに、陛下には純白無垢の御祭服に御沓さへ召させ給はず、御徒跣のまゝにて葉薦の上を進ませ給ふなり。陛下悠紀殿南階の御下に着御あらせ給ふや、九條掌典長正殿南階の下に候し、式部官二人陛下の左右に脂燭をとりて立つ。此時本多掌典次長、掌典と共に恭しく外陣に參入し、南の御綱を左右に候し、土屋、海江田二侍從、御劍、御璽を案上に奉安し、退いて西廂子に候す。天皇陛下南階を昇御し給ひ、外陣の御座に着御、皇族殿下、供奉の諸員は小忌幄舍に着床す。次いで皇后陛下には皇族妃殿下以下の供奉にて入御、本殿西南に設けさせられたる御帳殿御座に着御し、供奉の諸員は殿外小忌の幄舍に着床す。茲に於て樂官國栖の古風を奏し、次いで悠紀地方の風俗歌『民のわさすゝめます代々五百機のおとそにきはふ長濱の里』奏せられ、皇后陛下には御帳殿に於て御拜禮あり、續いて各皇族殿下以下參列諸員一齊に拜禮す。かくて皇后陛下には出御同樣の供奉にて廻立殿に還御、同時に掌典の前導にて親王、王殿下小忌の幄舍より本殿に參進し給ひ、南階を昇り、南廂子東方の座に着かせらる。夫より神饌の行立始められ、行立終れば、天皇陛下には外陣の御座を立たせ給ひて、内陣の御座に着かせ、御手水をとらせ給ふ。畏くも至尊只御一人、竹の御床の上に御端座遊ばされ、内陣の中央に奉安されし神座に向はせ、陪膳女官以下の侍供に依りて、數々の神饌、神酒を嚴かに皇祖天照大神を始め、天津神、國津神に親供あらせ給ひ、御拜禮の後、御告文を奏させ給ふ。御告文終らせ給へば、神に捧げ給ひしと同じき御饌、御酒を陛下御親らもきこし召し、神と共に大嘗の御祭を悠紀殿の御儀を濟ませ給へり。かくて陪膳女官奉仕して神饌を撤下し、再び御手水の事あり九時二十分、諸員敬禮の裡に南階を下らせ出御同樣の供奉にて廻立殿より頓宮に還御あらせらる。次で十五日午前零時より曉の御饌、卽ち主基殿供饌の儀に移らせられ、天皇陛下には再び廻立殿へ渡御、皇后陛下續いて渡御、天皇陛下再び小忌の御湯を召させ給ひて、御齋服に召しかへさせ、皇后陛下もまた御同樣帛の御裝を召させ、午前零時五十分主基殿へ渡らせ給ひ、悠紀殿に於けると同樣の次第（但し稻舂歌は主基地方の『岩淸水わきやま小田のをしね刈りきよき心の里人そつく』風俗歌は同じく『御惠の風ふくをかはちよろづの家の煙りもうちなびきつゝ』と代り、机代物も凡て主基地方のもの供進されたり）を以て進めさせられ、畏くも陛下徹宵の御親祭を終らせ給ひしは、早や曉け近き三時四十分の頃ひなりき。

大饗の儀―この儀は大嘗祭に於て皇祖、天神地祇を饗き參らせ、御親ら聞召されたると同じ御饌、御酒を下國民に賜ふの御儀にして、十六日大饗第一の儀より、十七日第二日の儀、同夜宴の儀と三回に亘り、何れも御所内御新宮の大饗宴場に於て行はせられたり。

【第一日の饗】當日御召に預りたるは、皇族各殿下を始め奉り、外國使臣、大勳位以下の高位高官千五十餘名にして、何れも大禮服、夫人同道にて、午前十一時半朝集所に參集、御廊下に列して、兩陛下の出御を待ち奉る。大元帥の御正裝を召されたる聖上は、ローブ・デコルトを召されたる皇后陛下と御同列にて、諸員供奉して便殿より出御、天皇陛下には諸員最敬禮のうちに勅語を宣らせ給ひ、田中總理大臣及び外國使臣代表ゾルフ大使の奉對あり。兩陛下には御機嫌麗はしく御親らも聞し召さる。式部長官は、悠紀、主基兩地方の献物の色目を奏上し兩陛下に當日の御膳並に御酒を供し、諸員に御膳並に御酒を賜はる。次に久米舞、悠紀、主基兩地方風俗舞、五節舞等次ぎ〳〵に奏せられ、諸員歡喜慶祝の裡に兩陛下入御、第一日の饗を終らせ給へり。時正に午後二時。

勅語

朕爰ニ皇緒ヲ紹キ乃チ登極ノ典儀ヲ行ヒ饗宴ヲ此處ニ開キテ各國代表者並諸大臣等ト歡ヲ共ニスルコトヲ得ルヲ懌フ茲ニ友邦ノ君主及大統領ノ健康ヲ祝シ併セテ交際ノ益々親善ナラムコトヲ望ム

田中首相奉對

茲に大禮の盛儀を擧行せらるゝに方り群臣を召して大饗の御宴を開かせられ優渥なる勅語を賜ふ　天恩涯なく臣等感激の至りに堪へず臣義一群臣に代り恭しく寵眷の厚きを拜謝し謹で　寶祚の無窮を祝し　聖壽の無疆を禱り奉る

獨逸大使奉對（譯文）

本使は茲に列席する外國代表者の名に於て　陛下より賜はりたる優渥なる勅語に對し深甚なる謝意を表するの光榮を有す　惟ふに帝國友邦の君主及元首に於て　陛下の勅語に對し深く滿足せらるへきは疑を容れさる所なり

陛下登極の大典を行はせらるゝに方り本使等は謹て茲に至敬なる祝詞を致し併せて衷心より　陛下　皇后陛下　皇太后陛下及皇族各殿下の福祉健康を祈る

本使等は帝國の利益帝國民の幸福並愛に代表せらるゝ各國と帝國との間に存する親好關係の爲　陛下御宇の永く隆盛且多祉ならむことを切に冀ふ

【第二日の儀】第二日の儀は十七日夕刻より始まる。この日御召しに預れる人々は、皇族各殿下以下大勳位、親任官、供奉勅任官高等女官及び外國特派大使々節等二百餘名にして、午後六時半參列諸員前日同樣の服裝にて參進、兩陛下にも前日御同樣の御服裝にて出御、畏くも群臣一同と御同卓にて御座に着かせ給ふ。第一日の御儀が御料理、御奏樂など、凡て純日本風の式を執らせられたるに對し、この日は凡て洋食、洋樂を用ひさせられ、御宴半ばにして、一同に御紋章入銀製の御菓子器を賜はり、八時十分兩陛下入御、續いて諸員退下し、茲に大饗第二日の儀を終らせらる。

【夜宴の儀】引續き同夜九時五分より夜宴の儀を催させらる。當夜は上皇族方より下地方の判任官總代に至るまで、三千名に近き多數者お召しに預り、七時半頃より刻々朝集所に參着したる諸員は、九時五分振鈴を合圖に御式場へ參進、夫々定めの席に着くや、兩陛下には、前御同樣の御服裝にて出御、舞樂場の御座に着御あらせ給へば、直に萬歲樂、次いで太平樂奏せられ、九時五十七分舞樂終了と共に、兩陛下には一旦入御、諸員も亦休憩所に退下、少時にして再び大饗宴場に參進、兩陛下再び出御あらせられ、茲に盛大なる御宴の御催しとなり、聖上には群臣と共に御機嫌麗はしく玉盞を重ねさせ給ひ、この間古今の名曲を選びたる洋樂は絶え間なく吹奏され、御宴正に酣なる時、諸員に記念の銀製菓子器を賜はり、午前零時過、兩陛下御同列にて還御、目出度く御儀を終らせる。

神宮並に山陵御親謁―御大禮の本儀を恙なく終らせ給ひたる聖上陛下には、事の由を皇祖大神の大前に告げさせ給ふべく、十九日神都宇治山田市に向けて、京都皇宮を御發輦、午後二時二十分山田御着、二十日は外宮、二十一日は内宮御親謁の儀を行はせられ、二十三日は畝傍山陵へ、二十四日は泉山の仁孝、孝明帝陵、二十五日は明治大帝山陵へ御親謁、二十六日京都御發輦、名古屋離宮御一泊の後、二十七日午後東京宮城に還御、更に二十九日は大正天皇山陵御親謁の儀、三十日は皇靈殿神殿に御親謁の儀を行はせられ、御大禮の諸儀こゝに全く終了を告ぐ。

大禮餘澤

今上陛下御即位の大禮に際し、恩赦、恩賞を始めとして、數々の有難き御沙汰あり、七千萬の赤子、今更の如く仰いで皇恩の洪大無邊なるに感泣せり。

恩赦―十一月十日左記詔書と共に恩赦の諸令を公布せしめらる。

詔書

朕大統ヲ承ケ茲ニ大禮ヲ行フニ方リ有衆ト共ニ其ノ慶ヲ同クセムコトヲ欲シ遍ク仁澤ヲ及ホシ特ニ有司ニ命シテ恩赦ヲ行ハシム百僚有衆其レ克ク朕カ意ヲ體セヨ

皇室令第十號

宮内職員の懲戒免除に關する件

宮内職員にして昭和三年十一月十日前の所爲に付懲戒の處分を受けたる者に對しては將來に向て其の懲戒を免除す未だ處分を受けざる者に對しては懲戒を行はず懲戒に基く既成の効果は免除に因り變更せらるゝことなし

附則

本令は公布の日より之を施行す

勅令第二百七十號―

減刑令

第一條　昭和三年十一月十日前刑の言渡を受けたる者にして刑の執行前、執行猶豫中、執行中、執行停止中又は假出獄中のものは本令に依り其の刑を減輕す但し其の執行を遁るゝ者は此の限に在らず

第二條　死刑は之を無期懲役とす

第三條　無期懲役は之を二十年の有期懲役とし無期禁錮は之を二十年の有期禁錮とす但し昭和三年十一月十日に於て七十歳以上の者及犯時十六歳未滿の者に付ては之を十五年の懲役又は禁錮とす

第四條　有期の懲役又は禁錮に付ては左の例に依り刑期を變更す

一、刑の執行を始めざる者に付ては刑期の四分の一を減ず

二、刑の執行を始めたる者に付ては殘刑期の二分の一を減ず但し刑の執行が刑期の二分の一に至らざる者に付ては前號の例に依る

三、昭和三年十一月十日に於て七十歳以上の者及犯時十六歳未滿の者に付ては前二號の例に依らず刑期の三分の一を減ず短期と長期とを定めて言渡したる刑に付ては短期及長期に付前項の例に依る但し犯時十六歳以上の者にして短期を經過したる者に付ては長期に付前項第二號の例に依る

前二項の計算を爲すに當り、月又は日の端數を生ずるときは之を十二月、一月は之を三十日とし日の端數は之を除棄す

第五條　舊法の刑は之に相當する刑法の刑の例に依り之を減輕す

舊法の刑を減輕したるときは其の刑名は之に相當する刑法の刑名に變更す

第六條　左に揭ぐる罪に付ては其の刑を減輕せず

一、刑法第七十三條及第七十五條の罪

二、刑法第百八條の罪及其の未遂罪

三、刑法第百四十八條の罪及其の未遂罪

四、刑法第百八十一條の罪

五、刑法第二百條の罪及其の未遂罪

六、自己又は配偶者の直系尊屬に對して犯したる刑法第二百四條の罪

七、刑法第二百五條第二項の罪

八、刑法第二百十八條第二項の罪及其の罪を犯し因て人を死傷に致したる罪

九、刑法第二百二十條第二項の罪及其罪を犯し因て人を死傷に致したる罪

十、刑法第二百三十六條、第二百三十八條若は第二百三十九條の罪又は其未遂罪（但し前に强盜又は竊盜の行爲に因り刑に處せられたる者に限る）

十一、刑法第二百四十條の罪及第二百四十一條の罪並に其の未遂罪

十二、前各號に揭ぐる罪と性質を同じくする舊法の罪

十三、軍機保護法第一條乃至第三條の罪及其の未遂罪

十四、朝鮮、臺灣、關東州又は南洋群島に行はるゝ法令の罪にして前各號に揭ぐる罪と性質を同じくするもの

第七條　併合罪に付併合して一個の刑の言渡ありたる場合に於て其の併合罪中前條に揭ぐる罪あるときは減刑を爲さず

前條に揭げたる罪名に觸るゝ行爲にして同時に前條に揭ぐる罪名に觸るゝとき又は前條に揭ぐる罪の手段若は結果たるとき亦前項に同じ

第八條　前に禁錮以上の刑に處せられさる者にして昭和三年十一月十日前十五年以

内に恩赦を得其の後七年以内に禁錮以上の刑に處せられたる者に付ては其の刑を減輕せず

第九條　前數條の規定に依り減刑を爲さゞる者と雖も特別の事情あるときは減刑を行ふことを得

附　則

本令は公布の日より之を施行す

勅令第二百七十一號

復　權　令

第一條　罰金以上の刑の言渡を受けたる爲資格を喪失し又は停止せられたる者にして其の刑の執行を終り又は執行の免除を得たる日より昭和三年十一月十日の前日迄に十年以上を經過したる者は復權す但し大正七年十一月十日以後に再び罰金以上の刑に處せられたる者は此の限に在らず

第二條　十八歲未滿の時罪を犯し死刑又は無期刑に非ざる刑に處せられたる者にして昭和三年十一月十日の前日迄に其の刑の執行を終り又は執行の免除を得たる者は其の刑に處せられたる爲喪失し又は停止せられたる資格に付復權す

附　則

本令は公布の日より之を施行す

勅令第二百七十二號

官吏懲戒懲罰免除に關する件

官吏又は官吏待遇者にして昭和三年十一月十日前の所爲に付懲戒又は懲罰の處分を受けたる者に對しては將來に向て其の懲戒又は懲罰を免除す未だ處分を受けざる者に對しては懲戒又は懲罰を行はず

陸軍懲罰令又は海軍懲罰令の適用を受くる者亦前項に同じ

懲戒又は懲罰に基く既成の效果は免除に因り變更せらるゝことなし

停職中の陸海軍々人にして其の停職を免除せられたる者は待命とす

附　則

本令は公布の日より之を施行す

勅令第二百七十三號

公吏懲戒免除に關する件

北海道地方費、府縣、市町村(町村制を施行せざる地における町村に準ずべきものを含む)水利組合若くは北海道土功組合又は朝鮮、臺灣、樺太若は關東州における之に準ずべき者(朝鮮の學校組合及臺灣の保甲を含む)の吏員、委員又は役員にして昭和三年十一月十日前の所爲に付懲戒を受けたる者に對しては將來に向てその懲戒を免除す未だ處分を受けざる者に對しては懲戒を行はず

懲戒を受けたる者にしてその處分の未だ確定せざる者にありては懲戒なかりしものと看做す

懲戒に基く既成の效果は免除により變更せらるゝことなし

附　則

本令は公布の日より之を施行す

勅令第二百七十四號

海員懲戒免除に關する件

海技免狀を受有する者又は水先人にして昭和三年十一月十日前の所爲に付海員審判所又は懲戒委員會の裁決又は評決を以て懲戒の處分を受けたる者に對しては將來に向て其の懲戒を免除す

未だ處分を受けざる者に對しては懲戒を行はず

懲戒に基く既成の效果は免除に因り變更せらるゝことなし

附　則

本令は公布の日より之を施行す

勅令第二百七十五號

公證人辯護士懲戒免除に關する件

公證人辯護士、司法代書人、辨理士又は計理士にして昭和三年十一月十日前の所爲に付懲戒の處分を受けたる者に對しては將來に向て其の懲戒を免除す未だ處分を受けざる者に對しては懲戒を行はず

懲戒に基く既成の效果は免除に因り變更せらるゝことなし

附　則

本令は公布の日より之を施行す

勅令第二百七十六號

出納官吏等の辨償責任の免除に關する件

出納官吏又は出納員の辨償責任に基く債務にして昭和三年十一月十日前における事由によるものは將來に向て之を免除す

但し犯罪行爲による本人の債務はこの限にあらず

附　則

本令は公布の日より之を施行す

軍令第八號

陸軍に於ける懲罰の免除に關する件

・昭和三年十一月十日前の所爲に付陸軍懲罰令に依り懲罰の處分を受け其の執行を終り若は免除せられたる者其の執行中の者又は執行猶豫若は停止中の者に對しては將來に向て其の懲罰を免除す未だ處分を受けざる者に對しては懲罰を行はず

懲罰に基く既成の效果は免除に因り變更せらるゝことなし

養老賑恤ー同日左記御沙汰書に添へて養老の爲め木杯並に酒肴料、賑恤の爲め金百五十萬圓下賜せられ、(イ)百歲以上の高齡者には三ツ組木杯一組、酒肴料金一圓五十錢(ロ)九十歲以上の者には木杯一個、酒肴料金一圓(ハ)八十歲以上の者には木杯一個、酒肴料金五十錢宛頒賜相成りたり。」

老ヲ養ソハ隆朝ノ至孝ヲ天下ニ勸ムル所以ニシテ窮ヲ賑ハスハ列聖ノ博愛ヲ兆民ニ奬ムル所以ナリ

朕即位ノ禮ヲ行フニ臨ミ祖宗ノ遺訓ニ遵由シ養老賑恤ノ典ヲ擧ケシム其レ有司ニ命シテ敬ミテ朕カ意ヲ宣ハシメヨ

恩賞ー同日及び十二月二十八日の二回に亘り各種恩賞の御沙汰あり、重なるもの左の如し。

【授爵】依勳功特陞授伯爵　子爵清浦奎吾、同後藤新平△依勳功特授男爵　山下源太郎、佐藤昌介、團琢磨△特授男爵　德川好敏

【贈位】贈從一位　故正二位藤原光親、同藤原有雅△贈從二位故正三位藤原宗行、故從三位德川綱條、故藤原行房△贈正三位　故從三位藤原範茂、同藤原信能、故正四位上蜂須賀齊裕、故從四位上松平賴恭、故從四位下長曾我部元親、同横井平四郎△贈從三位　故從四位上伊達吉村、故從四位下榊原忠次、同毛利綱廣、同蜂須賀正勝、故從五位上柴田勝家、故從五位下松浦清、同溝口直養、故菊地武安、故毛利高政△贈正四位　故從四位下河邊精長、同高橋宗直、故從五位下仙石久行、故從五位伊達慶邦△贈從四位　故從五位下土方義胥、故正六位佐藤政養、故從六位平山省齋、故石川義純、故錦織俊政、故小關三英、故河野通治、故瀧澤清右衞門、故曾根五郎兵衞、故僧仙覺、故瓜生義鑑、故山鹿秀遠、故松井興長、故古賀藤馬、故里見時成

【叙位】叙從四位　正五位淺野總一郎△叙從五位　正六位頭本元貞、同藤山雷太、同伊藤長次郎、同堀啓次郎、同末廣道成、從六位三井守之助、池田成彬

【叙勳】授菊花章頸飾　大勳位西園寺公望△叙大勳位授菊花大綬章　勳一等奧保鞏、同山本權兵衞△授旭日桐花大綬章　勳一等金子堅太郎、同若槻禮次郎、同淺野長勳、同林權助、同澁澤榮一△授旭日桐花大綬章　勳一等一木喜德郎、同倉富勇三郎△授旭日大綬章　勳一等關屋貞三郎、同伊藤博邦△叙勳一等瑞寶章　勳二等粕谷義三、同佐藤鐵太郎、同西園寺八郎、同黑田英雄、同宮田光雄△授旭日重光章　勳二等長岡半太郎、同宮入慶之助、同九條道實、同仙石政敬、同西英太郎、同大角岑生、同阿部[illegible]準、同峯幸松△叙勳二等旭日重光章　近衞文麿、勳三等鳩山一郎、同河井彌八△叙勳二等瑞寶章　勳三等島津忠重、同德富猪一郎、同牧野忠篤、同村山龍平、同本山彥一、同岩崎小彌太、同前田米藏、同杉榮三郎、同東久世秀雄、同横山助成、同桑山鐵男、同八田嘉明、同大海原重義、同土岐嘉平△授旭日中綬章　勳三等鴻池善右衞門、同渡邊術策、同林毅陸、同三矢宮松、同杉琢磨、同渡邊直達、同山邊知春、同大木彝雄、同山縣武夫、同友田元勁、同山田準次郎、同梅津美治郎、同豐正太郎、同秋山正八、同齋藤守圀、同金森德次郎、同竹田時太郎、同土屋正直△叙勳三等授旭日中綬章　勳四等長谷川赳夫、同白根松介△叙勳三等授瑞寶章　大倉喜七郎、勳四等湯川寛吉、同馬越恭平、同山口玄洞、同廣海二三郎、同岡田治衞武、同濱岡光哲、三井元之助、川西淸兵衞、大川平三郎、若尾璋八、貝嶋太市、門野重九郎、金杉英五郎、堤淸六、安田善次郎、藤原銀次郎、木村久壽彌太、北村耕造

【褒賞】民間に於ける重なるもの(イ)金盃一個宛　山下現有、佐伯定胤、小野元峰、竹田默雷、木邊孝慈、神崎一作、小崎弘道、鎌田欽次郎、一力健治郎、岸清一、幸顯榮、林熊徵、其他貴衆兩院議員全員、(ロ)銀盃一組宛　佐藤範雄、千家尊弘、田中巳之助、川上孤山、木津無庵、鶴崎庚午郎、木田日生、淺間眞學、平沼亮三、(ハ)此外孝子、節婦、義僕の類及び實業上の功勞者、社會公同の功勞者等に對し夫々褒賞の御沙汰ありたり。

其他の餘光ー其他御大禮の餘光を蒙れるもの多々、重なるもの左の如し。

【神社昇格】十一月十日、縣社箱根神社外六社を國幣小社に、村社北畠神社を別格官幣社に昇格の旨仰出さる(神社の部參照)

【教育に關し御沙汰】十二月十日、教育振興に關し特に御沙汰を賜はる(教育の部參照)

【御閱兵及御親閱】十二月二日陸軍觀兵式、同三日在鄕軍人御閱兵式、同四日特別觀艦式を行はせられ、各優渥なる勅語を賜はる(國防の部參照)。又同六日には淺草少年團外百四十五少年團、同十五日には東京外四縣聯合の學生々徒、青年團、青年訓練所員、在鄕軍人團等三十一集團(總勢八萬四千人)の御親閱あり、越えて一月六日の消防出初式また御親閱の光榮に浴せり。

【東京市奉祝會行幸啓】十二月十三日、上野公園に於て東京市大禮奉祝會の催しあり、全市各方面を代表せる五萬五千の大衆歡呼して之に參列せるが、畏くも當日は天皇、皇后兩陛下御同列にて行幸啓遊ばされ、且つ親しく市民に勅語を下し給へり。即ち當日午前九時宮城御出門、第二公式鹵簿、秩父宮、同妃、伏見宮同妃各殿下を始め奉り、一木宮相、珍田侍從長、奈良武官長、其他供奉にて、日比谷より櫻田本郷町を經て、芝口より、銀座大通り日本橋須田町を經て、九時四十七分上野會場正門御着、御機嫌麗はしく式場便殿に入御、市來市長、入山副議長及び小野、荒木、船田の三助役に謁を賜ひ、同十時半「君が代」奏樂裡に、兩陛下式場に成らせられ、市來市長が市民の名に於て奉りたる賀詞を嘉納あらせられたる後、天皇陛下には玉音いとも御高らかに市民に優渥なる勅語を賜ひ、參列市民の熱誠籠めたる萬歲の唱和を立御のまゝ受けさせられ、之にて式を終り、同十一時兩陛下とも御機嫌麗はしく還幸啓遊ばされたり。

勅　語

朕ニ京都ニ幸シ既ニ即位ノ禮ヲ行フ今東京ニ還リ親ク袞慶ノ會ニ臨ム朕深ク輦轂ノ下ニ衆庶相率キ忠ヲ輸シ誠ヲ効スヲ嘉ス

【地方饗饌】十一月十六日大饗第一日に際し地方饗饌のお召しを恭うせる人々は(一)高等官、同待遇者(二)有爵者、從六位以上の有位者、(三)勳六等、功六級以上の帶勳者、(四)褒賞受領者、(五)神佛各宗派管長、門跡寺院住職、(六)道府縣會副議長、議員各市長(大連、旅順を含む)市會議長、市制第六條の市の區長及び區會議長、六大都市の市參與及び助役、町村長(朝鮮、臺灣、關東州、南洋を含む)、(七)在職判任官二等以上並に同待遇者、(八)各種事業功勞者、優遇者、名望家等、實數二十萬二千五百人にして、何れも府縣廳所在地に於て饗饌を賜はり、且つ記念章を拜受せり。

【宮中賜宴】更に御大禮終了後、十二月七日より八日、十日、十一日の四日間に亘り内外の使臣約三千六百人を豐明殿に召されて、兩陛下出御御饗宴を賜はりたるが、民間人士にして此の光榮に浴したる人々は左の百名なり。

△特種銀行會社　日銀總裁土方久徵、同副總裁深井英吾、正金頭取兒玉謙次、鮮銀總裁加藤敬三郎、台銀頭取嶋田茂、興銀總裁鈴木嶋吉、北海拓銀頭取松本修、東拓總裁渡邊勝三郎(以上八名)

△六大都市市長　京都市長土岐嘉平、大阪市長關一、神戸市長黑瀨弘志、名古屋市長大岩勇夫、横濱市長有吉忠一(以上五名)

△宇治山田市長　福知由廉

△民間功勞者　木村久壽彌太、佐々木勇之助、淺野總一郎、湯川寛吉、堀啓次郎、濱岡光哲、本間光彌、本山彦一、村山龍平、光永星郎、頭山滿、山下龜三郎、岸清一、留岡幸助、麻生正藏、藤原銀次郎、三宅雄二郎、花田仲之助(以上十八名)

△實業家　(東京)安田善次郎、串田萬藏、池田成彬、米山梅吉、生田定之、(大阪)山口吉郎兵衞、(愛知)堀尾茂助、(新潟)佐藤友右衞門、(京都)濱崎二郎兵衞、(東京)門野重九郎、各務謙吉、矢野恒太、窪田四郎、福井菊三郎、有賀長文、岩崎俊彌、(京都)服田新七、垣稻恒吉、(大阪)岩井勝次郎、喜多又藏、阿部房次郎、(横濱)大谷嘉兵衞、(神戸)川西淸兵衞、鹿嶋房次郎、(名古屋)瀧定助、(福岡)麻生太吉、貝嶋太市、(三重)伊木本幸吉、(東京)岩原謙三、(朝鮮)[illegible]太郎、李基外、(台灣)佐々木紀綱、顏國年(以上三十三名)

△社會事業家　(東京)原胤昭、山室軍平、渡邊海旭、今泉定介、石井亮一、是野鈎、木村德衞、(大阪)小橋實之助、後藤環爾、大谷瑩潤、田澤義鋪、加藤[illegible]郎、今井貫一、蓮沼門三、野口援太郎、(以上十五名)

△教育家（東京）林毅陸、天野爲之、淸水由松、（奈良）松井萬藏、（名古屋）市邨芳樹（以上五名）
△學藝家　坪内雄藏、佐々木信綱、横山秀麿、下村晴三郎、北嶋多一（以上五名）
△宗教家　道重信教、大谷光明、大谷學誠、小崎弘道、黒住宗子（以上五名）
△新聞通信（東京）簗田欽次郎、木村政次郎、淺間眞學、（愛知）大嶋宇吉、（宮城）一力健治郎

大禮儀場と調度品―大禮儀場は十二月一日より翌年四月三十日まで、特に一般人民の拜觀を差許され、期間中五百三十三萬九千三百二十三名の拜觀者ありたり。諸建造物の中大饗宴場、第一、第二朝集所、大嘗宮附屬朝集所、春興殿幄舍、御門等は、京都府知事に一任して夫々適當方面へ下賜、大嘗宮の御建物は古例に依り燒却、又諸調度の大部分は昭和の文化と歷史とを語る御物として宮中に保存さるゝ事となりたるが、內兩陛下の召されたる黃櫨染の御袍、御五衣、御唐衣、御裳、御束帶帛の御袍、御五衣帛の御袍、其他の御儀服は帝室博物館に下渡して、永く一般臣下の拜觀を差許すことゝし、又威儀、衛門の士や火炬手等の儀服は夫々奉仕者に下賜さるゝ事となる。

獻上品千五百點―從來民間の獻上品に就ては、從六位勲六等以上、又は八十歲以上等の極々なる制限ありたるが、今回は全く一視同仁の大御心に依り、廣く一般の獻上品を嘉納あらせられ、內外臣下の獻上せる各地特產物、美術品等の御採納となれるもの千五百點を算したり。尙ほ全國文武官よりの獻上は、吹上御苑內及び那須御用邸內に茶寮各一ヶ所を納め奉ることゝなり、是れ亦[illegible]たり。

宮廷錄事

【聖上東北行幸】天皇陛下には三年秋特別大演習御統監の爲め、十月四日一木宮相、奈良武官長以下の供奉にて宮城御出門、原宿驛より御發車、途中仙台偕行社に御一泊の上、五日大本營岩手縣公會堂に御着、親しく大演習御統監の後、同月十日盛岡市に於て中等學校以上の生徒を御親閱、同日午後御發輦、途中仙台偕行社に御一泊、十一日午後原宿驛着、御還幸遊ばされたり。

【皇室會計令改正】三年十月皇室會計令改正の件公布され、四年一月一日より實施されたるが、改正の要點は從來の金庫制度を預金制度に改めたるものなり。

【諒闇明け明治節】聖上陛下には三年十一月三日諒闇明け最初の明治節を迎へさせられ、正午前十時宮中三殿に於て御親祭の後、正午豐明殿に出御、各皇族殿下以下內外臣僚約九百名に祝宴を賜はりたり。

【皇太后宮多摩陵御參拜】皇太后陛下には三年十二月二十四日、大正天皇御二周年祭を御前にして、多摩陵御參拜あらせられ、越えて四年四月二十二日再び御陵御參拜あらせられたり。

【大正天皇二周年祭】三年十二月二十五日は大正天皇御二周年祭にて、宮中及び多摩陵に於て夫々祭式御修行あり、天皇陛下には當日皇靈殿に出御、親しく御禮拜遊ばされたり。

【尙齒恩典】四年一月十五日恒例に依り左の如く御沙汰あらせらる。

御紋付銀盃一組、酒肴料御絹一疋下賜（九十歲）正三位勲一等子爵澁澤榮一△御紋附銀盃一個、酒肴料下賜（各八十歲）正二位勲一等伯爵淸浦奎吾、正三位勲一等功四級男爵山內長人△御紋附銀盃一組、酒肴料下賜（各七十歲）正三位勲一等功二級男爵八代六郎、從二位勲一等男爵林權助、正三位勲二等男爵西紳六郎、從二位勲三等子爵山口弘達、從三位男爵毛利祥久、先代子爵一柳直德正三位一柳紹念△御紋附銀盃一個、酒肴料下賜（年齡七十歲以上の後授爵者）正三位勲一等男爵佐藤昌介、從五位勲二等男爵團琢磨△老年に付特旨を以て宮中杖被差許正二位勲一等伯爵淸浦奎吾

【宮中歌會始】四年歌會始の御儀は、一月二十四日宮中鳳凰の間に於て、天皇、皇后兩陛下出御の下に儼修され、左記御製及び御歌を拜したり。（御題『田家朝』）

御　製

都いてゝとほく來ぬれは吹きわたる朝風きよし小田のなか道

皇后宮御歌

この年もみのりよかれといのるらむ小田のさと人朝日をかみて

皇太后宮御歌

年へぬる壁のいろさへあきらかに朝日かかよふ小山田のさと

選　歌

錦鷄間祗候正四位勲三等　草間時福上

鷄かねは里よりさとにつたはりて山田のいほの朝しつかなり

三重縣　川邊瀨三郎上

朝けふりのとかにたちぬ新築にやねふきかへし小田のひとつ家

三重縣　嶋川　のゑ上

田にいてむあるしまつとや朝日さすくさやの庭に馬のいなゝく

岩手縣　新沼　馬上

朝つく日にほふわらやのかきねみち田川をさして家鴨むれゆく

福岡縣　鹿田　佐上

鋤鍬のひかりたふとく見ゆるかな朝日さし入る小田の伏庵

【御講書始】四年の御講書始は、一月二十八日宮中鳳凰の間に於て行はれ、天皇、皇后兩陛下出御、左の御進講を聞召されたり。

和書『孝德天皇の大化改新について』文學博士三浦周行△漢書『昭和元號の出典』文學博士鹽谷溫△洋書『フランソア・ジェニーの解釋法』法學博士横田秀雄

【震災寄附者へ御下賜】聖上陛下には大震災當時私財一萬圓以上を寄付したる古河男外二十六名の華族、實業家等に對し、四年二月夫々金銀盃、紺綬章、飾版等を下賜せられたり。

【久宮殿下御一年祭】四年三月八日は故久宮祐子內親王殿下の御一周年祭に相當し、宮中並に豐嶋岡御墓所にて御祭典とり行はせられたるが、天皇、皇后兩陛下にも宮中權舍に出御、御禮拜遊ばされたり。

【宮中觀櫻會】四月十八日新宿御苑に於て聖上親臨の下に開催、當年は御大禮後最初の御催しとて、恒例の內外臣僚以外、特に民間功勞者三百餘名及び來朝中の外人名士をも加へて、お召しに預れるもの約七千名に上りたるが、尙ほ御會後の御苑拜觀者も其の範圍擴大され、貴衆兩院議員の配偶者の父母を始め、正五位勲四等功四級以下有位帶勳者、學位を有する者、公私立學校長、褒章受領者、道府縣會議長、同副議長、市長及助役、東京府市會議員、同高級吏員、東京市內區長等皆夫人同伴にて拜觀の光榮に浴せり。

【宮中禮服改革】從來宮中の御儀は大禮服を使用し、略儀にはフロックコートを用ふることゝなり居たるが、右觀櫻御會に於て初めてモーニングコートの着用差許され、今後一般的の御催しには支障なき限り此例に依らしめらるゝことゝなれり。

【北海道御料地御下渡】宮内省にては四年春、北海道各地に散在する御料地の中より、開墾に適する二萬三千町歩の土地を、同廳所管の開墾困難なる國有林一萬三千五百町歩と交換、無償にて同廳に拂下げたるが、右は畏くも人口食糧問題解決に資せんが爲め、同廳施行の第二期拓殖事業奬勵の御思召に出づるものにて、帝室としては多大の犠牲を拂はせられたるものと承る。

【御用邸整理】宮內省にては四年春御用邸御造營の目的を以て、三浦半嶋初聲村三戸に於て新に十數萬坪の御料地を調へたる處、右は各地に散在する御用邸整理の前提を爲すものにて、即ち同地御用邸築造の上は之を冬の御用邸と爲し、山の御用邸那須と相對して、毎年夏冬の御滯在には主としてこの兩所を御使用に充つることゝし、爾餘の御用邸は漸次之を整理せさせらるゝ方針なりと仄聞す。

【お局部屋取拂】宮中女官制改正の結果通勤制度となりたる爲め、大奧のお局部屋は典侍の三戸建一棟、外一棟を名殘りに留めて、他は全部取拂はるゝことゝなり、四年春より取壞しに着手されたるが、お局部屋は乾門より入りて右側男子禁制の御門に續きて高塀を圍らせる約一千五百坪の廣大なる建物にて、全部檜造り、一の側、二の側、三の側の三棟は各七戸乃至八戸に分たれたりき。

【横濱復興御親閱】天皇陛下には四年四月二十三日横濱市に行幸、具に同市復興狀況を覽はせられ、即日御還幸遊ばされたるが、其際神奈川縣廳に於て池田知事以下復興事業功勞者に賜謁、又横濱公園內スタンドの奉迎式場に於て親しく市民の奉迎を受けさせられたり。

【ガーター勲章捧呈式】英國皇帝陛下が我皇室に對する友愛親好の象徵としてガーター勲章を贈られたるは、明治大帝の御時に始まり、大正天皇にも御贈進ありたるが、今上陛下に對し奉りても御同樣御贈進の御沙汰あり、即ち英帝ヂョーヂ五世陛下には四年春特に第三皇子グロスター公ヘンリー親王殿下を御名代として御差遣、五月三日我が宮中正殿に於て天皇陛下出御の上、特使殿下との御間に親しく勲章捧呈の御儀執り行はれたり。右に就き我が皇室よりは特使殿下に對し大勳位菊花章頸飾を御贈進遊ばされたり。

【英國皇子御來朝】英國皇帝第三皇子グロスター公殿下には、同皇帝ヂョーヂ五世陛下より我が天皇陛下に御贈進のガーター勲章捧呈の爲め、四年三月二十八日倫敦御出發御豫定の通り五月二日横濱御入港、直ちに我が秩父宮殿下と御同列にて特別列車に召され東京驛御着、プラットフォオムには畏くも天皇陛下の御出迎あり、陛下と殿下とには七年振りの御對面にて親しく御握手を交させられ、夫より特使殿下には秩父宮殿下と御同列にて萬民歡呼の中を霞ヶ關離宮に入らせられ、翌三日參內、親しく御使命を果させ給ひたる後、同九日迄は公式の御資格に依り御滯京、其間宮中を初めとして各方面の御接待を受けさせられ、又明治神宮、靖國神社及び多摩陵御參拜の事あり、同十日御退京、夫より日光、箱根、富士五湖及び關西諸地方御巡遊の上、同二十二日横濱に御歸着、二十三日御出港、英國便船にて御歸國の途に就かせられ、途中バンクーヴァーにてポロ競技に參加御競技中御落馬御負傷の御事ありたるも、間もなく御快癒、七月九日無事バッキンガム宮殿に御歸着遊ばされたり。因に殿下には御入京當日及び御歸國當日新聞通信記者團を通じて、我が國民に對し極めて御懇篤なる日英親善のステートメントを賜はりたり。

【墺國最高勲章御贈進】墺地利國に於ても、我が天皇陛下に同國最高の貢獻名譽大星章を贈進する事となり、四年四月二十二日駐日瑞典公使フルトマン氏墺國代理として參內（墺國にては未だ駐日公使の設けなき爲め）恭しく該勲章を捧呈せり。

【武道御奬勵】宮內省にては武道御奬勵の思召を體し、四年五月四、五兩日全國の柔劍道達人を宮中に召して御前試合を開催（別項『柔劍道』の部參照）したるが、更に永久的の企てとして大道場建設の計畫あり、出來の上は每年こゝに御前試合を催す事となるべしと。

【南洋視察御下命】甘露寺侍從は大御心を體して四年一月以來三ヶ月に亘り南洋視察を遂げ、五月九日御前に召されて具さに嶋狀を言上したるが、右は主として爪哇、スマトラ、セレベス等に於ける我が移民の生活狀態及び產業狀態に就き御軫念あらせられたるに依るものと拜承す。

【關西八丈嶋大嶋行幸】聖上陛下八丈嶋及び大嶋行幸の御事は前年來の御宿題なりしが、四年五月關西行幸を兼ねて愈々兩嶋御巡幸の御宿志を果させ給ふことゝなり、同月二十八日東京御發輦、横須賀より軍艦『那智』に召させられ、一路八丈嶋へ向け御發航、同夜は[illegible]風雨の爲め御乘艦のまゝ八重根の海上に御假泊、二十九日朝『長門』に御移乘、この時波浪尙ほ靜まらざりしを以て、御豫定をかへて神港より御上陸、具さに嶋狀を御視察遊ばされたる上、同夕刻神港より御召艦『長門』に御乘艦、翌朝大嶋元村港に御上陸、支廳にて御少憩の後、三原山に向はせられ、外輪山、內輪山等、火山の狀態を御熱心に御研究、折柄濃霧の爲め波浮港への御下山の豫定をかへさせられ、岡田港に御下山、同夜岡田港より紀州へ向け御發航、六月一日田邊御上陸、京都帝大附屬臨海研究所御視察の上、再び御乘艦、途次潮岬燈台及び樫野崎の弔魂碑を訪はせ給ひ、四日朝大阪御入港、七日まで同地御滯在、其間諸官衙、學校、軍隊、工場、商品陳列館等御親閱、七日午前大阪御出港、間もなく神戶御上陸、湊川神社に御臨幸の上、同夜は『長門』艦上に御假泊、八日朝御出港、途中第一航空船隊飛行作業御覽の上、九日午後恙なく横須賀御入港、次いで東京驛御着車、御機嫌麗はしく還幸遊ばされたり。尙ほこの行幸に際し、陛下には畏くも御留守居を承る黑田、永積兩侍從を除く外、九名の侍從全員に供奉仰付けられ、仲哀天皇御陵を始め大阪、兵庫兩府縣の御陵（大阪府下御十六ヶ所、兵庫縣下御一ヶ所）に侍從を御差遣、御代拜あらせられたる外、御道筋神社、佛閣、公共、社會、教育事業、商工業團體、新聞社等（大阪府下六十八ヶ所、兵庫縣下三十三ヶ所、八丈嶋、大嶋三ヶ所）に侍從を御差遣、懇ろに參拜又は其業を視察せしめ、又左の如く其地方へ恩賜の御沙汰を賜はりたるが、かく廣範圍に侍從を御差遣あらせられたるは今回始めての御事にて、地方民何れも其の破格の光榮に感泣せり。

八丈嶋、大嶋各一千圓（教育資金として）△大阪府、大阪市各金一萬圓△兵庫縣及神戶市各金二千圓。

【聖上御巡幸[illegible]】天皇陛下の地方行幸は、

御年秋季陸軍大演習時に於てのみ定期的に行はせらるゝ御慣はしの處、宮中に在りては前記八丈嶋其他地方行幸時に現はれたる地方民の感激、又一つには畏けれども當時平上の上に拜したる御見聞上の御感銘に鑑み、今後は大演習時以外、毎年一回宛各地方御巡幸の儀を奏請し奉ることに其方針を決定せり。

【皇后陛下御慶事】四年三月二十九日宮內省より、皇后陛下御姙娠三ヶ月に渡らせらるゝ旨發表あり、次いで五月十七日御內着帶式を擧げさせられたる後、同二十九日御保養の爲め葉山御用邸に行啓相成りたり。

【御養蠶所御開放】皇后陛下が御養蠶に御熱心に渡らせらるゝことは、今更申上ぐるも畏き極みながら、四年春期には新たなる御試みとして聖上陛下が生物學御研究の御見地より、臘卵紙に紫外線を應用せられたるものを御飼育遊ばされ、爾餘の各種と共に極めて良好の成績を擧げさせられたるが、五月三十一日には特に全國各府縣選出の篤農家五十名に對し、右御養蠶所拜觀を許させ給へり。

【地方民情御下問】聖上陛下にけ六月十七日、折柄上京中の各地方長官を豐明殿に召され、御慰勞の御陪食を賜はりたる後、約一時間半に亘り一々各地方の民情、産業等に就き御下問を賜はり、各地方官深く大御心の有難きに感激せり。

【雨中の御田植】聖上陛下には嚢に吹上御苑菖蒲塲跡に六十六坪の水田を設備あらせられたるが、六月十八日午後二時河井侍從次長外各侍從、生物學研究所の服部助手等を從へさせられ、畏くも降頻る雨の中におり立たせられ、約三十分に亘り御手づから御田植遊ばされたり。

【科學者としての聖上】聖上陛下が尊き科學者にまします事は國民の普く拜承する處なるが、東宮の御時代に於て既に學界未知の猩々海老を發見せられ、次いでフイザレラと稱する一種一屬の變形菌を御發見（昭和三年二月學士院に於て發表）あらせられたる陛下には、最近更に二種の變形菌を御發見遊ばされ、德川生物研究所に於て究明の結果、全く世界最初の發見なることの實證を得、乃ち兩種とも發見者に在はします陛下に因みイムペリアルの譜を冠して、一はデイデルマ・イムペルアリス、他はクラスト・デルマ・ドバリアヌム・ブリツト・パラエチイ・イムペラトリアと命名、世界の學界に發表する事となりたり。かくて科學者としての陛下の御業蹟は世界の學界に不朽の貢獻を爲し給ふこととなりたるが、尚は過般の關西行幸時に際し、陛下が串本附近の御採集に於て得られたるウミアザミは、是れ亦本州に於ては最初の發見と申すことにて痛く學界を驚かし給へり。

【大禮記錄編纂】大禮記錄編纂の爲め四年六月內閣官房に專任屬四人增置され、同時に右編纂に關する事項を調査審議せしむる爲め、內閣に大禮記錄編纂委員會を新設さる。

【閣僚御慰勞】天皇陛下には最近の內閣更迭に際し、田中前首相以下各閣僚及び濱口現首相以下各閣僚を別々に宮中千種の間に召され、御慰勞の御陪食を賜りたるが、這は今上に於て新例を開かせられたるものにて新舊閣僚等しく思召の有難きに感佩せり。

【皇族御外遊新方針】宮內省にては畏き邊りの御思召を伺ひたる上、今後は各皇族殿下の御外遊を一定方針の下に行はせらるゝ樣內定し、五年五月高松宮殿下の御外遊より實施する事となれり。即ち今後御外遊期間は一ヶ年以內とし、期間內に諸國の文物を御巡覽御歸國遊ばさるゝ事とし、御外遊には成るべく妃殿下を御同伴遊ばさるゝ樣御願ひ申す事となせるものにて、高松宮殿下の御外遊に續いて賀陽宮同妃殿下、久邇宮朝融王同妃殿下、閑院宮春仁王同妃殿下の方々、右御順にて御一宮づゝ御交替に御外遊のことに決し居れるが、今後は外國の學校に御入學なさる等のことは一切遊ばされず、陸海軍に軍籍を有せらるゝ方々は夫々の大學御卒業後御出發遊ばさるゝ事に決定せられたり。

【伊勢離宮御造營】伊勢神宮行幸時の御宿泊に便する新離宮御造營の儀は久しき間の懸案となり居たるが、愈々豫算六十萬圓を以て五年度より三年繼續にて工事に着手することに決定、場所は神宮內宮と神宮皇學館との中間（約二萬坪）にて、建築の樣式は純日本風の木造平家建てとせらるゝ趣なり。

【明治大帝御書類整理】宮內省にてはこの度內大臣府に秘寶として長く保存され、曾て一度も整理せられざりし明治大帝お手許の御書類約三千點、其他書籍反古類を合せて約一萬點を整理する事となり、牧野內大臣、三上編修官長、工藤御用掛、其他の諸員謹んで御書拜見中なるが、右御書類は大帝が時の政府大官よりの政治上の上奏書、報告書等を反古の末に至るまで一々御保存遊ばされたもの最も多く、明治時代の政治の內情を明かにする貴重なる資料として係員一同鋭意其の整理を急ぎ居れり。

【聖上の御仁德】は今更記し奉らんも畏き極みながら、四年六月關西御巡幸の御途次、御召艦長門に於て特に記念撮影方御下命あり艦長以下御思召を拜謝しつゝ、士官以上のもの謹んで甲板上に整列、陛下の出御を仰ぎ奉りし處、陛下には「兵士達は如何せしぞ」と仰せあり、かくて恐れ多くも陛下には水兵達と同じレンズに入らせられ、剩へ乘組全員に御影の頒布を許させ給へり。次に葉山御用邸程近き秋谷といふに佗住居する細谷覺次郎（五十歳）といふは、青年の頃より貝類の研究に精進怠りなき篤學家なるが、近時この爲財的に窮乏し、研究不如意に陷れること端なくも上聞に達し、この道には學者に在す陛下には深く其の境涯を憐れませ給ひ、乃ち土屋侍從を經て月々五十圓宛研究費を賜ふ旨の恩命を下し給へり。

【皇室豫算大緊縮】皇室豫算は政府の計上する四百五十萬圓の外、御料林より得る用材賣拂金數百萬圓を以て之に充て、約一千萬圓を算し居たるが、今期は唯一の財源たる木材の收入半減となれる一方、新御用邸の建築を初めとして、各地方不時の災害に對する御救恤金、社會事業費、人件費等、支出はいや增しに增し來る實狀なるを以て、五年度豫算に於ては豫て仰出されたる節約の聖旨を奉體し、且つは濱口內閣の緊縮方針に倣ひて、御用邸建築等止み難きもの以外は一切新事業を中止し、其他出張費の減額、部局の併合、縮小等極力緊縮の實を擧ぐる方針なりと。

【皇族方の御節約】最近の不景氣は申すも畏き事ながら延いて各宮家の御財政上にも尠からず影響し、各皇族方に於せられては毎月一回御同番にて御主催遊ばさるゝ御懇親會の御席上、皇族方御自ら御節約に就て御意見の御交換もあり、されば年末年始の御贈答は申す迄もなく、御吉凶の際の御贈答も形式的の場合は成るべく之を御廢止遊ばさるゝ御趣旨にて、御日常の御生活費も極めて御儉素に渡らせられ、妃殿下の御召物の如き、決して御自身御新調を仰出さるゝ事なく、御附きのものゝ進言に依り始めて御聞入れ遊ばす樣の御事にて、萬事御不便を忍ばせらるゝ御儉素のほど誠に畏れ多き極みなりと洩れ承る。

皇族御動靜

【秩父宮】雍仁親王殿下には步兵第三聯隊付のまゝ、三年十二月二十四日陸軍大學校へ御入學、向ふ三年間高等用兵に關する御研究にいそしまるゝ御事となれり△四年五月英國皇子グロスター公殿下御來朝に際し、殿下には御接待役として國賓殿下の御送迎、其他萬般の御斡旋に當らせられたり△陸軍大學生としての殿下は凡て一般學生と同樣、全學術科の觀修に努めさせられ、敎室に於ては敎授又は敎官に對する御質問等も數多く發せられ、研究極めて御熱心との御事なるが、學則に依る第二外國語の選擇に於ては特に露西亞語を選ばせられたる趣なり△殿下には陸軍大學校第一學年生の御資格にて廣嶋野砲兵第五聯隊へ御入隊、約四十日間軍務に御精勵遊ばさるゝ御事となり、御入隊に先ち陸軍大學校の夏季休暇を利用し、七月三十日妃殿下御同伴にて東京御出發、日光、輕井澤、名古屋、岐阜地方を御旅行遊ばされたり。

【高松宮】三年十月三日遠洋航海より御歸京遊ばされたる宣仁親王殿下には、御休憩の御暇もなく、直に滿鮮の旅に上らせられ、十一月二日御歸京、越年後は更にスキー御練習旁々寒の北海道御視察の思召を以て、一月十七日上野御發車北海道へ成らせられ滯在十日、其間空沼嶽の秩父宮ヒユツテ、與手稻山パラダイス・ヒユツテ等に御成りの上、附近の山々を御踏破遊ばされ、同月二十七日御歸京遊ばされたり△二月一日殿下には練習艦隊『八雲』より巡洋戰艦『榛名』乘組に御轉勤遊ばさる△日土協會及び日本美術協會にては殿下を各其の總裁に奉戴し、前者は二月七日、後者は四月三日各奉戴式を擧行せり△四月十二日殿下と德川喜久子姫との御婚約勅許あり、五年二月御擧式の上、御二方お揃ひにて御渡英の途に就かせらるゝ御豫定なり△殿下が學問御奬勵に御熱心なる事は今更申すも畏けれど最近には伯林遊學中の福岡縣人木下識が古事記の獨譯を完成しつゝ、其の出版費に窮するを聞召され、金三千五百圓御下賜相成りたり▷八月十五日に至り殿下は盲腸炎にて舞鶴要港部病院に御入院の處、幸に御輕症に亘らせられ、同卅一日御退院遊ばさる。

【澄宮】崇仁親王殿下には四年一月中旬、咽喉チフテリアに罹らせられ、御殿に於て御靜養中の處、御病勢容易に減退あらせられず、三月中旬よりは葉山御用邸附屬邸に御轉地御療養遊ばされ、五月二十八日七十日振りにて靑山御殿に御歸還、尙は御靜養を續けさせられたる上、七月上旬に至り漸く御本復、同三十日には沼津に於ける學習院生徒の遠泳に御參加あらせられ、海上二里、二時四十五分に亘る遠泳に成功させ給へり。

【伏見宮】博義王殿下には三年十一月三日大勳位菊花大綬章を賜はり、同十二月十日、海軍少佐に御進級、同時に驅逐艦『樺』艦長に補せらる△博恭王殿下には水難救濟會總裁の御資格を以て、六月二十六日同會樺太支部發會式に台臨、其前後十三日間の御日程を以て具さに同島各般の事情を御視察遊ばされたり△日獨協會にては博恭王殿下を總裁に御推戴申上げ、七月八日其式を擧行せり△博義王妃朝子殿下には四年七月二十八日女王御分娩、八月三日女王は光子と御命名相成りたり。

【賀陽宮】恒憲王殿下には四年六月二十五日上野驛御發、同二十九、三十兩日旭川市における乘馬大會に御臨場、次いで道內各地の軍狀御視察の上、七月五日上野驛着御歸京相成りたり。△八月十七日恒憲王殿下第三子章憲王殿下御誕生。

【久邇宮】邦彥王殿下には四年一月熱海御別邸に御避寒中突如腦出血にて御失神遊ばされ、一時御輕快に赴かせられたるも、同月二十六日御容態御急變、翌二十七日午後零時二十九分御歲五十七歲を以て御他界遊ばされたり。御危篤の報天聽に達するや、宮は元帥府に列せられ、且つ菊花章頸飾を授けられたり△朝融王殿下には御父君邦彥王殿下の十日祭（二月五日）に方り、御追福の思召を以て社會事業團體並に故王御關係の各種團體に對し、左の如く通計一萬七千圓御下賜の御沙汰ありたり△尙は宮家に於かせられては、三年十二月朝融王陸奧の分隊長より軍令部出仕に御轉補あらせられ、翌一月には大將宮御薨去の御不幸に會はせ給へるも、三月二十五日には王妃知子女王殿下王男子御分娩の御喜びあり、王子は同三十一日邦昭と御命名相成りたり△尙は朝融王殿下には聖德太子奉賛會の上願に依り、五月二十五日同會總裁に御就任遊ばされたり。

△五千圓東京市社會事業△二千五百圓京都市社會事業△二千圓澁谷町△五百圓日本美術協會△五百圓大日本武德協會△五百圓日獨協會△百圓日本書道振作會△二百圓帝國飛行協會△五百圓皇典講究所△五百圓日本美術院△一千圓聖德太子奉賛會△五百圓同仁會△一千圓熱海町△一千圓熱海町各團體△五百圓赤倉溫泉名香山村△三百圓滋賀縣金勝村並に治田村△二百圓大分縣新別府△二百圓靜岡縣多賀村

【梨本宮】守正王殿下には大日本武德會の上願に依り、故久邇宮殿下の御後を承けて同會總裁に御就任遊ばさる。

【東久邇宮】四年三月二十四日王子御誕生、同三十日俊彥王と命名あらせらる。稔彥王第四王子に在す△近衞步兵第三聯隊長に在す殿下には前年アムステルダムの國際オリムピツク大會に於ける我が選手の敗因は全く馬匹に在りとして、殊の外遺憾に思召され、來るべき七年の同大會には是非とも勝利を得させんとの思召にて、畏くも名馬御買上の資に御手廻り品を節約せさせられ、四月命を含めて清瀬騎兵中尉を歐洲に差遣はさる△又殿下には近時の國情に深く御心を勞させ給ひ、前年歲末には御微行にて江東の細民街を御視察あらせられたるが、その後四月六日には長岡社會局長官、其他、東京府市の社會事業關係者十七名を召して有難き御下問を賜はり、次いで同九、十二日の兩日は京濱實業家五十八名を、同二十四日は陸軍關係の人々を、同廿四日は宮內省各部局長等二十名を夫々御本邸に召され各專門的の立場に於て御懇談を交させられ、越えて五月二十日には御自身東京商工會議所に御成の上、經濟界各般の事情に就き御下問を賜はり、又同二十八日には海外企業及び貿易關係者三十三名を御本邸に召させられ、更に七月三日には大阪商工會議所に御成の上、關西實業者五十名を召して親しく御懇談を賜はり、八月四日には特に時事新報社バス選手を御本邸に召され、有難き御下問を賜はりたり。

【竹田宮】恒德王殿下には四年三月四日御歲滿二十に達せられ、同月二十六日宮中賢所大前に於て御成年式を擧げさせらる。

【閑院宮】載仁親王殿下には赤十字社山口支部第四回總會に台臨の爲め、四年四月十七日山口市に成らせられ、其際特に市外宮野村の故寺內元帥の墓に香花を手向けさせ給へり。越えて六月下旬國家總動員演習御視察の爲め關西へ成らせられ、七月三日御歸京相成りたり。尙は殿下には故久邇宮殿下の御後を承けて皇典研究所の總裁に御就任遊ばされたり。

將軍

我國武家政治の端は平淸盛に發す。源氏に至りて其基礎確立し、北條氏に至りては即ち將軍の名を避け、上に有名無實の將軍を推戴して、執權の名の下に政令を行ひ足利氏を經て遂に德川氏に及び、明治維新の際に至るまで七百年の久しきに亘る。其間後醍醐天皇の所謂建武中興なるものありと雖も、久しきを持する能はざりし。歷代將軍其在職名及び期間左の如し。（北條氏は將軍を稱せざりしも、事實將軍の事を行へるを以て、同氏の時代には將軍の名を擧げず、執權を擧ぐ。）

―鎌倉將軍―

人名	在職期間	年數
源頼朝	建久三―正治元	八
同頼家	正治元―建仁三	五
源實朝	建仁三―承久元	一六

―鎌倉執權―

人名	在職期間	年數
北條時政	建仁三―元久二	三
同義時	元久二―元仁元	一七
同泰時	元仁元―仁治三	一九
同經時	仁治三―寛元四	五
同時頼	寛元四―康元元	一一
同長時	康元元―文永元	九
同政村	文永元―文永五	五
同時宗	文永五―弘安七	一七
北條貞時	弘安七―正安三	一八
同師時	正安三―應長元	一一
同宗宣	應長元―正和元	二
同基時	正和元―正和四	四
同恭時	正和四―同五	一
同高時	正和五―嘉暦元	一一
同貞顯	嘉暦元―	
同守時	嘉暦元―元弘三	八

―室町將軍―

人名	在職期間	年數
足利尊氏	延元三―正平一三	二一
同義詮	正平一三―同二二	一〇
同義滿	正平二三―應永元	二七
同義持	應永元―同三〇	三〇
同義量	應永三〇―同三二	三
同義持	執職同三二―正長元	四
同義教	永享元―嘉吉元	一三
同義勝	嘉吉二―嘉吉三	二
同義政	嘉吉三―文明五	三一
足利義尙	文明五―延徳元	一七
同義稙	延徳二―文龜元	一二
同義澄	明應三―永正五	一八
同義稙	重任永正五―大永元	一四
同義晴	大永元―天文一五	二六
同義輝	天文一五―永祿八	二〇
同義榮	永祿一一―	一
同義昭	永祿一一―天正元	六

―江戸將軍―

人名	在職期間	年數
德川家康	慶長八―同一〇	三
同秀忠	慶長一〇―元和九	一九
同家光	元和九―慶安四	二九
同家綱	慶安四―延寶八	三〇
同綱吉	延寶八―寶永六	二九
同家宣	寶永六―正德二	四
同家繼	正德三―享保元	四
同吉宗	享保元―延享二	三〇
德川家重	延享二―寶暦一〇	一七
同家治	寶暦一〇―天明六	二六
同家齊	天明七―天保八	五一
同家慶	天保八―嘉永六	一七
同家定	嘉永六―安政五	六
同家茂	安政五―慶應二	九
同慶喜	慶應二―同三	二

攝政、關白

上古に於ては天皇未だ幼沖に在せし時、母后、又は皇太子攝政たられたるが、天安二年十一月、淸和天皇九才にして即位し給ひ、外祖太政大臣藤原良房を以て攝政とす。之を以て人臣攝政の始めとす。御成年の後は攝政を罷め、關白とす。之に任ぜらるゝは外戚たる藤原氏に限られ、攝籙又は攝家と稱す。院政後攝政は全く一の職名となれり。歷代攝關左の如し。（内覽は專ら攝關を置かざる場合に存せらる。）

天皇	職稱	人名	在職期間	年數
淸和	攝政	藤原良房	貞觀八―同一四	七
陽成、光孝	同	藤原基經	同一八―仁和三	一二
	關白	藤原基經	仁和三―寛平三	四
宇多	内覽	藤原時平	寛平九―延喜九	一二
醍醐		菅原道眞	延喜―	
朱雀	攝政	藤原忠平	延長八―天慶四	一二
	關白	同	天慶四―天暦三	九
	同	同		
冷泉	關白	藤原實頼	康保四―安和二	三
圓融	攝政	同	安和二―天祿元	二
	同	藤原伊尹	天祿元―同三	三
	關白	藤原兼通	天祿三―貞元二	六
花山	同	藤原頼忠	貞元二―寛和二	一〇
	同	同		

天皇	職稱	人名	在職期間	年數
一條	攝政	藤原兼家	寛和二―永祚二	五
	同	同	同―同	
	關白	藤原道隆	同―長德元	一
	同	同	同―同	
	内覽	藤原道兼	長德元―長和五	二二
三條	攝政	藤原道長	長和五―寛仁元	二
後一條	同	同	寛仁元―長和	
	關白	藤原頼通	寛仁三―治暦三	五〇
後朱雀	同	同		
後冷泉	同	同		

皇室御服喪

父、母、夫
祖父母、夫の父母、妻
曾祖父母、母方祖父母、父の兄弟姉妹、兄弟姉妹、父の異父
高祖父母、嫡母、繼母、夫の祖父母、母の兄弟姉妹、
兄弟姉妹、異父兄弟姉妹、母の異父兄弟姉妹、兄弟の子、夫の
男系の孫、父の兄弟の子、
嫡母、繼母、妻の父母
母方高祖父母、母方曾祖父母、男系の曾孫玄孫、父の姉妹の子
姉妹の子、異父兄弟姉妹の子、母の兄弟姉妹の子、女系の孫
（七歳未滿の殤には喪を服せられず。）

一年
百五十日
九十日
三十日
七日
五日

歷代天皇（◎印女帝）

代	御謚號	即位の年 紀元	即位の年 西暦
一	神武	一	前六六〇
二	綏靖	八〇	前五八一
三	安寧	一一三	前五四八
四	懿德	一五一	前五一〇
五	孝昭	一八六	前四七五
六	孝安	二六九	前三九二
七	孝靈	三七一	前二九〇
八	孝元	四四七	前二一四
九	開化	五〇三	前一五八
一〇	崇神	五六四	前九七
一一	垂仁	六三二	前二九
一二	景行	七三一	七一
一三	成務	七九一	一三一
一四	仲哀	八五二	一九二
一五	應神	九三〇	二七〇
一六	仁德	九七三	三一三
一七	履中	一〇六〇	四〇〇
一八	反正	一〇六六	四〇六
一九	允恭	一〇七二	四一二
二〇	安康	一一一四	四五四
二一	雄略	一一一六	四五六
二二	淸寧	一一四〇	四八〇
二三	顯宗	一一四五	四八五
二四	仁賢	一一四八	四八八
二五	武烈	一一五八	四九八
二六	繼體	一一六七	五〇七
二七	安閑	一一九一	五三一
二八	宣化	一一九五	五三五
二九	欽明	一一九九	五三九
三〇	敏達	一二三二	五七二
三一	用明	一二四五	五八五
三二	崇峻	一二四七	五八七
三三	◎推古	一二五二	五九二
三四	舒明	一二八九	六二九
三五	◎皇極	一三〇二	六四二
三六	孝德	一三〇五	六四五
三七	◎齊明	一三一五	六五五
三八	天智	一三二八	六六八
三九	弘文	一三三一	六七一
四〇	天武	一三三三	六七三
四一	◎持統	一三五〇	六九〇
四二	文武	一三五七	六九七
四三	◎元明	一三六七	七〇七
四四	◎元正	一三七五	七一五
四五	聖武	一三八四	七二四
四六	◎孝謙	一四〇九	七四九
四七	淳仁	一四一八	七五八
四八	◎稱德	一四二四	七六四
四九	光仁	一四三〇	七七〇
五〇	桓武	一四四一	七八一
五一	平城	一四六六	八〇六
五二	嵯峨	一四六九	八〇九
五三	淳和	一四八三	八二三
五四	仁明	一四九三	八三三
五五	文德	一五一〇	八五〇
五六	淸和	一五一八	八五八
五七	陽成	一五三六	八七六
五八	光孝	一五四四	八八四
五九	宇多	一五四七	八八七
六〇	醍醐	一五五七	八九七
六一	朱雀	一五九〇	九三〇
六二	村上	一六〇六	九四六
六三	冷泉	一六二七	九六七
六四	圓融	一六二九	九六九
六五	花山	一六四四	九八四
六六	一條	一六四六	九八六
六七	三條	一六七一	一〇一一
六八	後一條	一六七六	一〇一六
六九	後朱雀	一六九六	一〇三六
七〇	後冷泉	一七〇五	一〇四五
七一	後三條	一七二八	一〇六八
七二	白河	一七三二	一〇七二
七三	堀河	一七四六	一〇八六
七四	鳥羽	一七六七	一一〇七
七五	崇德	一七八三	一一二三
七六	近衛	一八〇一	一一四一
七七	後白河	一八一五	一一五五
七八	二條	一八一八	一一五八
七九	六條	一八二五	一一六五
八〇	高倉	一八二八	一一六八
八一	安德	一八四〇	一一八〇
八二	後鳥羽	一八四四	一一八四
八三	土御門	一八五八	一一九八
八四	順德	一八七〇	一二一〇
八五	仲恭	一八八一	一二二一
八六	後堀河	一八八一	一二二一
八七	四條	一八九二	一二三二
八八	後嵯峨	一九〇二	一二四二
八九	後深草	一九〇六	一二四六
九〇	龜山	一九一九	一二五九
九一	後宇多	一九三四	一二七四
九二	伏見	一九四七	一二八七
九三	後伏見	一九五八	一二九八
九四	後二條	一九六一	一三〇一
九五	花園	一九六八	一三〇八
九六	後醍醐	一九七八	一三一八
九七	後村上	一九九九	一三三九
九八	長慶	二〇二八	一三六八
九九	後龜山	二〇四三	一三八三
一〇〇	後小松	二〇五二	一三九二
一〇一	稱光	二〇七二	一四一二
一〇二	後花園	二〇八八	一四二八
一〇三	後土御門	二一二五	一四六五
一〇四	後柏原	二一六〇	一五〇〇
一〇五	後奈良	二一八六	一五二六
一〇六	正親町	二二一七	一五五七
一〇七	後陽成	二二四六	一五八六
一〇八	後水尾	二二七一	一六一一
一〇九	◎明正	二二八九	一六二九
一一〇	後光明	二三〇三	一六四三
一一一	後西院	二三一四	一六五四
一一二	靈元	二三二三	一六六三
一一三	東山	二三四七	一六八七
一一四	中御門	二三六九	一七〇九
一一五	櫻町	二三九五	一七三五
一一六	桃園	二四〇七	一七四七
一一七	◎後櫻町	二四二二	一七六二
一一八	後桃園	二四三〇	一七七〇
一一九	光格	二四三九	一七七九
一二〇	仁孝	二四七七	一八一七
一二一	孝明	二五〇六	一八四六
一二二	明治	二五二七	一八六七
一二三	大正	二五七二	一九一二

宮中席次

第一階―第一 大勳位（一、菊花章頸飾 二、菊花大綬章）○第二 内閣總理大臣○第三 樞密院議長○第四 元勳優遇の爲め大臣の禮遇を賜はりたる者○第五 元帥、國務大臣、宮内大臣、内大臣○第六 朝鮮總督○第七 内閣總理大臣又は樞密院議長たる前官の禮遇を賜はりたる者○第八 國務大臣、宮内大臣又は内大臣たる前官の禮遇を賜はりたる者○第九 樞密院副議長○第十 陸軍大將、海軍大將、樞密顧問官○第十一 親任官○第十二 貴族院議長、衆議院議長○第十三 勳一等旭日桐花大綬章○第十四 功一級○第十五 親任官の待遇を賜はりたる者○第十六 公爵○第十七 從一位○第十八 勳一等（一、旭日大綬章 二、寶冠章 三、瑞寶章）

第二階―第十九 高等官一等○第二十 貴族院副議長、衆議院副議長○第二十一 麝香間祗候○第二十二 侯爵○第二十三 正二位

第三階―第二十四 高等官二等○第二十五 功二級○第二十六 錦鷄間祗候○第二十七 勅任待遇○第二十八 伯爵○第二十九 從二位○第三十 勳二等（一、旭日重光章 二、寶冠章 三、瑞寶章）○第三十一 子爵○第三十二 正三位○第三十三 功三級○第三十四 從三位○第三十五 勳三等（一、旭日中綬章 二、寶冠章 三、瑞寶章）○第三十六 男爵○第三十七 正四位○第三十八 從四位

第四階―第三十九 高等官三等○第四十 貴族院議員、衆議院議員○第四十一 高等官三等の待遇を享くる者○第四十二 功四級○第四十三 勳四等（一、旭日小綬章 二、寶冠章 三、瑞寶章）○第四十四 正五位○第四十五 從五位

第五階―第四十六 高等官四等○第四十七 高等官四等の待遇を享くる者○第四十八 功五級○第四十九 勳五等（一、雙光旭日章 二、寶冠章 三、瑞寶章）○第五十 正六位

第六階―第五十一 高等官五等○第五十二 高等官五等の待遇を享くる者○第五十三 從六位○第五十四 勳六等（一、單光旭日章 二、寶冠章 三、瑞寶章）

第七階―第五十五 高等官六等○第五十六 高等官六等の待遇を享くる者○第五十七 正七位

第八階―第五十八 高等官七等○第五十九 高等官七等の待遇を享くる者○第六十 從七位○第六十一 功六級

第九階―第六十二 高等官八等○第六十三 高等官八等の待遇を享くる者

第十階―第六十四 高等官九等○第六十五 奏任待遇○第六十六 正八位○第六十七 功七級○第六十八 勳七等（一、青色桐葉章 二、寶冠章 三、瑞寶章）○第六十九 從八位○第七十 勳八等（一、白色桐葉章 二、寶冠章 三、瑞寶章）

皇居

東京市麹町區に[illegible]の江戸城にして、康正二年(紀元二一一六)鎌倉管領上杉定正の家臣太田持資入道道灌の築ける處に基き、德川家康之を擴築す。本城十萬五千三百九十三坪餘、西城八萬千二百八十七坪餘、吹上御苑十萬三千八百六十九坪餘、城内の殿舍屢々火災に遭ひ本城は文久三年(紀元二五二三)十一月の災後遂に再建さるるに至らず。西城は同年六月の災後建築されたる物を存し、明治の御代に及ぶ。明治元年(紀元二五二八)十月十三日之を皇居と定めらる。同六年(紀元二五三三)五月五日後宮火を失し、全部烏有となる。今日の宮城は明治十七年七月御起工、同二十一年十月御竣工ありしものにして、總御建坪約一萬三千坪、内表御殿二千二百十坪九六五、外に奥御殿、賢所、皇靈殿、神殿、神嘉殿、振天府、懷遠府、建安府、惇明府及び宮内省の廳舍あり。(表奥兩殿及び宮内省は舊西城の地に、賢所、其他は凡て吹上御苑内に建設さる。)二十二年一月九日先づ賢所の御遷座あり、翌々十一日兩陛下の御移轉行はる。實に憲法發布式前僅に一月なり。

表御殿—正殿(諸式典を行はせらる御所)、豐明殿(御饗宴所)、鳳凰の間(御謁見所)、御座所(政務を御覽せらるゝ所)、千種の間、竹の間、牡丹の間、葡萄の間、東溜の間、西溜の間、南溜の間、北溜の間等より成り御用材は總て檜木を用ひ、御甍は悉く銅瓦を用ひらる。

【正殿】は古の紫宸殿と、清涼殿とを兼ねたる、宮中第一の御殿にして、萬事御質素なる各御殿の中にも、之のみは莊嚴を盡させ給へり。本殿は周圍の御廊を加へて、十三間に十間の廣さを有し、御天井は漆塗格天井に綴れの錦を張り、御床は寄木細工とし御内側の壁の張付は總て赤地の緞子を用ひ、御窓掛も赤地の緞子に金絲銀絲の御繡あり、御金具は黄金作なり。正面に高さ二尺、縱三間に横二間の玉座を設け、之に厚さ一寸の緋色の御絨氈を敷き、且つ金蒔繪に赤地の緞子を張りたる御肘突及び二脚の御椅子を備ふ。

【御座所】は十間四方の御建物を四間に御仕切りあり。西南の御間は陛下出御の御間にて、御天井は白木の格天井作り、御壁には千羽雀の圖を描き、御床は花模樣の絨氈を敷き、御卓子、御椅子を備へらる。御床の間には常に鹿の角の御刀臺に、四五振の御太刀を掛けさせ給ふ。尚ほ東隣の御間には虎又は豹等の毛皮を敷き、其北の御間には石膏像、銅像等の美術品押並べられ、西北の御間は近侍の人々の控所に定めらる。

【豐明殿、其他】以下の各御所は皆別棟に御造營ありて、何れも漆塗格天井に、寄木細工の御床を用ひ、周圍は御廊を廻らさる。而して桐の間には桐の木の御衝立あり、牡丹の間には牡丹の御繪を描ける御袋戸あり、千種の間には千種の御繪ありて、夫々御殿名の由來を示す。

奥御殿—表御殿御廊下續きにあり、兩陛下御常の御殿なり。

賢所—天照大御神の御靈代として三種神器中の一たる神鏡を奉安せらるゝ所。内侍をして守護せしめ給ひたりしかば、昔は内侍所とも稱したり。三種の神器は皇孫瓊瓊杵尊御降臨の際、大御神の親しく授け給へる八咫鏡、草薙の劍、八坂瓊曲玉にして、崇神天皇の御時より神威を畏ませ給ひて別に劍鏡を造り殿内に留めさせらるゝに至れること、史の傳ふる所なり。もとの御鏡は今の伊勢大神宮に奉齋せらる。

皇靈殿—神武天皇以下御歷代の天皇、追尊天皇、皇后、皇妃、皇親の御靈を鎭祭し給へるところ。

神殿—以前は八神殿と稱せらる。神皇產靈神外七柱の神靈を祀らせ給ふ所なるを以て此名ありしが、今は天神、地祇八百萬神を奉齋し給ふ。

神嘉殿—新嘗祭の節御親祭せさせ給ふ所なり。

振天府—明治二十七八年役及び臺灣役の戰利品、紀念品を御收藏せらるゝ所、併せて戰死者の姓名、寫眞等を保存せらる

懷遠府—明治三十三年北清事件に關する、前同樣の意義に成れる御造營物。

建安府—明治三十七八年役に關して、前に同じ御意義に基き御造營あらせられたるものなり。

惇明府—大正三年日獨戰役に關する同樣の紀念物を藏せらるゝ所。

御正門—を通常二重橋と申上ぐ。御正門外より望む御門内の鐵橋、水面高く架するを以て、舊時は橋脚を立つる能はず、下方に先づ橋を架し、之に橋脚を立て、高く其橋を支へたるを以て、此名出でたるなり。北方に坂下御門あり、一般臣下の出入に充てさせらる。尚ほ西北に乾御門、西南角に吹上御門あり。此外舊本城には内櫻田門、大手門、平川門、北桔橋門等あり。樞密院、内閣文庫等は大手門、内櫻田門間に設けらる。舊本城と舊西城の間には濠池あり、橋を架し、赤御門を設けらる。判任官以上の官吏、有位者、有勳者にして、臨時恒例の宮中祭儀、宴會等に召され、又は參拜、拜謁を許されたるものは、開門される場合に限り、二重橋御正門通過を許さる。

門鑑—各宮門を通過するには、皇族を除くの外何人と雖も門鑑(宮内省官吏に限り徽章)を要す。門鑑は大形、小形の二種あり小形は宮内省官吏及び新聞記者に、大形は宮城出入の諸商人、其他に與へらる。

舊時の皇居

太古は一代ごとに皇居を移させらるゝ風習なりしも、支那との交通開け、政府の規模大を爲すに至り、孝德天皇の頃ひより漸次一定の地に之を定めさせられんとするの傾向生じ、元明天皇に至りて奈良に平城宮成り、御七代の間之に居させられたるも、桓武天皇更に山城に移りて平安宮を御造營あらせらる。此時まで皇居は時に山城、河内又は攝津に移りたることあるも、多くは大和の國境を出でず。平安奠都の後、安德天皇の御時、平清盛一たび攝津の福原に遷都を試みたることあるも、幾くならず再び平安宮に復させられ、明治天皇に及ぶまで一千餘年の間之を皇居とせらる。明治元年車駕東幸、江戸の稱を東京と改めさせられたるより、舊都を稱して京都と稱すに至る。然も卽位式、大嘗會は必ず京都の舊皇居に於て御執行のこと、皇室典範に御治定あらせらる。古來帝都を置かれたる土地略左の如し。

天皇	宮名	所在地
神武	畝傍橿原宮	大和國高市郡白橿村
綏靖	葛城高岡宮	同南葛城郡吐田鄕村
安寧	片鹽浮穴宮	同北葛城郡浮孔村
懿德	輕曲峽宮	同高市郡白橿村
孝昭	掖上池心宮	同南葛城郡掖上村
孝安	室秋津島宮	同 同秋津村
孝靈	黑田廬戸宮	同 磯城郡都村
孝元	輕境原宮	同 高市郡白橿村
開化	春日率川宮	大和國奈良市
崇神	磯城瑞籬宮	同 磯城郡三輪町
垂仁	纏向珠城宮	同 同 纏向村
景行	纏向日代宮	同 同 纏向村
成務	志賀高穴穗宮	近江國滋賀郡坂本村
仲哀	穴門豐浦宮	長門國豐浦郡長府村
	角鹿笥飯宮	越前國敦賀郡敦賀町
(神功)	磐余若櫻宮	大和國磯城郡安倍村
應神	輕島豐明宮	大和國高市郡白橿村
仁德	難波高津宮	攝津國大阪市
履中	磐余稚櫻宮	大和國磯城郡安倍村
反正	丹比柴籬宮	河内國中河内郡松原村
允恭	遠飛鳥宮	大和國高市郡飛鳥村
安康	石上穴穗宮	同 山邊郡丹波市町
雄略	泊瀬朝倉宮	同 磯城郡朝倉町
清寧	磐余甕栗宮	大和國磯城郡安倍村
(飯豐青)	忍海角刺宮	同 葛城郡忍海村
顯宗	近飛鳥八釣宮	同 高市郡飛鳥村
仁賢	石上廣高宮	同 山邊郡二階堂村
武烈	泊瀬列城宮	同 磯城郡初瀬町
繼體	樟葉宮	河内國北河内郡樟葉村
	筒城宮	山城國綴喜郡普賢寺村
	弟國宮	同 乙訓郡大原野村
	磐余玉穗宮	大和國磯城郡安倍村
安閑	勾金箸宮	同 高市郡金橋村
宣化	檜隈廬入野宮	同 同 坂合村
欽明	磯城島金刺宮	同 磯城郡三輪町
敏達	池田幸玉宮	同 同 纏向村
用明	池邊双槻宮	同 同 安倍村
崇峻	倉梯柴垣宮	同 高市郡多武峰村
推古	豐浦宮	同 同 飛鳥村
	小墾田宮	同 同 高市村
舒明	飛鳥岡本宮	大和國高市郡高市村
	百濟宮	同 北葛城郡百濟村
皇極	小治田宮	同 高市郡高市村
	飛鳥板蓋宮	同 同 同
孝德	長柄豐碕宮	攝津國西成郡豐崎村
齊明	飛鳥板蓋宮	大和國高市郡高市村
	後飛鳥岡本宮	同 同 同
	朝倉橘廣庭宮	筑前國朝倉郡宮野村
天智 弘文	大津宮	近江國滋賀郡大津市
天武	飛鳥淨見原宮	大和國高市郡高市村
持統 文武	藤原宮	大和國高市郡鴨公村
元明 元正	平城宮	同 生駒郡都跡村
聖武	大養德恭仁宮	山城國相樂郡瓶原村
	紫香樂宮	近江國甲賀郡雲井村
孝謙 淳仁 稱德 光仁	平城宮	大和國生駒郡都跡村
桓武	長岡宮	山城國乙訓郡向日町
	平安宮	同 京都市
平城—孝明	平安宮	同 同
明治—今上	宮城	武藏國東京市

京都皇宮

京都市上京區にあり。地積三萬三千坪餘、現存の宮殿は安政三年(紀元二五一六)の御造營に係る。皇室典範に依り、卽位の大禮大嘗會は必ず此皇宮に行はせらる。此制に從ひ今上天皇は昭和三年十一月此皇居に御卽位の大典を擧げさせらる。紫宸殿、清涼殿、常御殿、小御所及び新興殿等の宮殿あり。新興殿は大正四年御大典の際御增築あらせれしものにて、賢所を移御奉安す。

青山御所

東京市赤坂區青山。現時は東御所(元皇子御殿、昭和二年十一月改稱)を以て皇太后宮の御在所と定めらる。澄宮は大奥の一部分を假御殿に充てさせらる。

離宮、御苑

赤坂離宮—東京市赤坂區。もと紀州侯の邸地たり。青山御所と相連る。明治五年獻せられて離宮となる。明治六年皇居炎上の後同二十二年御造營成るに至るまで、明治天皇の假皇居となる。明治年代の新政は凡てこの假皇居に於て御勅裁あらせられたるなり。昭和二年構内西南隅に秩父宮御殿造營さる。離宮内の御苑には菊花を培養せられ、毎年秋期觀菊御會の御催あり。明治四十一年離宮内に壯麗なる洋館(工費約二千萬圓時價約八千萬圓)御造營成り、東宮御所に充用せらるゝ御豫定なりしも、内部の設備尚ほ調はざるものありて空しく十有餘年を經過し、大正十一年英國皇太子御來朝に際し、内部に大修築を加へて殿下の御旅館に充てしより初めて之が利用の途開け、同十三年一月今上御成婚に際し、更めて東宮假御所と定められ、御卽位後も一年餘り此所に御座あらせられたり。

濱離宮—東京市京橋區。海邊にして舊時は蘆荻叢生し、德川將軍鷹獵の地たりしと云ふ。家宣(紀元二三六九—二三七二)の頃より御用屋敷となり、後濱御殿と稱せらるゝに至る。明治二年軍務官、外務官の所管となり、一時延遼館と稱し、外國の貴賓を饗するの場に充てられしが、同三年收められて離宮となる。

霞關離宮—東京市麹町區。舊黑田侯(福岡)邸。後副島伯の邸となり、明治八年有栖川宮邸に收められ、明治三十七年更に離宮となる。

二條離宮—京都市上京區。舊二條城、慶長七年(紀元二二六二)禁裡の鎭營として德川家康の築くところ。德川氏の頃、將軍上洛の際には、常に之を其駐泊所に充てたり。十五代の將軍慶喜大政返上の表亦此城中に草せられたり。

桂離宮—京都府葛野郡。舊桂宮御邸第。書院、林泉、凡て天正年間(紀元二二三三—二二五一)豐臣秀吉の小堀遠州に命じて造營せしむるところ、天下無比の名苑なり。明治十六年離宮となる。

修學院離宮—京都府愛宕郡。明正天皇(紀元二二九〇—二三〇三)の頃德川氏築く。

函根離宮—神奈川縣足柄下郡箱根蘆の湖畔塔ケ島にあるを以て塔ケ島離宮の稱あり。

名古屋離宮—名古屋市西區。舊名古屋城本丸。もと大永年間(紀元二一八一—二一八七)今川氏親築く。

伊勢離宮—三重縣度會郡。伊勢大廟御參拜に備ふる目的を以て新に御造營計劃され、昭和四年度以降三年繼續を以て御造營の御豫定なり。

武庫離宮—兵庫縣武庫郡須磨村字月見山にあり。もと西本願寺法主大谷伯の別墅。

吹上御苑—宮城内禁苑の稱。德川氏の頃、寬永年間(紀元二二八四—二三三〇)までは此地に尚ほ諸侯の邸宅を存したるが、後悉く移轉せしめて園地となさる。明治元年本城と共に收められて皇室の御有に歸す。御苑内に霜錦亭、寒香亭、望嶽臺、駐春閣、瀧見亭、吹上御茶屋等の亭榭あり。

新宿御苑—東京市四谷區。舊内藤氏邸地。維新後御料地となり、内外の花卉、蔬菜を培養せらる。櫻樹頗る多し。大正五年までは觀櫻御宴を常に濱離宮に開かせられたるが、六年よりは此御苑に催させらるゝ事となる。

御用邸

葉山、宮の下、熱海、沼津、靜岡、日光、同田母澤、伊香保、鹽原、那須等に御用邸を備へらる。

宮內省（宮城內）

宮內大臣は皇室の一切の事務につき輔弼の責に任じ、華族及び朝鮮貴族を監督す。

侍從職—側近の事を掌る。

式部職—典式、交際、雅樂及び狩獵の事を掌る。（本職に掌典部、樂部を置く）

宗秩寮—皇族、王族、公族、華族、朝鮮貴族及び有位者に關する事項を掌る。

諸陵寮—陵墓の管理調査に關する事務を掌る。

圖書寮—皇統譜、實錄編修、各種文書の編纂及び保管に關する事項を掌る。

侍醫寮—診候、進藥、調劑及び衞生に關する事務を掌る。

大膳寮—供御及饗宴に關する事務を掌る。

內藏寮—各會計、金庫に關する事務を掌る。

內匠寮—宮殿、其他建築物の保管、建築、庭苑、園藝、電氣、寫眞に關する事務を掌る。

主馬寮—馬車、馬匹、自動車及び牧場に關する事務を掌る。

宮內官

高等官を分ちて八等となし、（一）高等試驗行政科試驗に合格したる者、（二）二年以上宮內奏任官又は奏任文官の職に在りたる者（但し特別の任用規定に依り在職したる者及び敎官、技術官の在職年限を除く）を奏任官たるの資格と爲す外、その任用資格、初級制限等凡て一般文官に同じ。

自由任用—親任式を以て任ぜらるゝ宮內官宮內大臣秘書官、侍從長、式部長官、掌典長、宮中顧問官、內大臣秘書官長、同秘書官、皇后宮大夫、皇太后宮大夫、李王職長官及び女官は前項資格の有無に拘らず、自由に任用さるゝを得。

銓衡任用—（一）侍醫頭、皇宮警視、同警部、侍從次長、式部次長、掌典次長、陵墓監、陵墓守長、皇后宮事務官、皇太后宮事務官、別當、皇族に分屬する宮內事務官及宮內屬、御歌所長、同主事、同錄事、學習院長、學習院事務官、女子學習院長、帝室博物館總長、李王職次長、同事務官、同屬は前項資格の有無に拘はらず、宮內官考査委員の銓衡を經て任用さるゝを得。（二）宮內省翻譯官、侍從、內舍人、式部官、主獵官、獵場監守長、鷹師、掌典、內掌典、掌典補、樂部長、樂長、樂師、圖書寮編修官、同編修官補、侍醫、侍醫補、醫員、藥劑師長、藥劑師、藥劑員、主膳監、主厨、帝室博物館監査官、同監査官補、學習院敎授、同助敎授、女子學習院敎授、同助敎授、李王職典祀、同典祀補、同典醫、同典醫補、技師、技手、臨時帝室編修官長、同編修官、同編修官補は宮內官考査委員の銓衡を經て任用さる。又（三）宮內判任官にして五年以上在職し、三級俸給を受くる者は、宮內官考査委員の銓衡を經て、帝室會計審査官補又は帝室林野管理局事務官補に任用さるゝを得。

俸給—（一）高等官はその官職に從ひ特定の俸給及び等級を有し、奏任官は年額千圓より四千五百圓まで、勅任官は同四千百圓より八千圓に至り、（二）判任官は級俸十一に分たれ、月額三十五圓より百六十圓までを給せらる。

【親、勅任官】

官名	等級	圓
宮內大臣、內大臣		八、〇〇〇
宮內次官		六、五〇〇
侍從長、式部長官	親任	七、〇〇〇
宗秩寮總裁	高等官一等	六、五〇〇
皇后宮大夫、皇太后宮大夫、學習院長、李王職長官	一級	六、五〇〇
	二級	五、七〇〇
侍醫頭、內藏頭、內匠頭、帝室會計審査局長官、帝室林野局長官、諸陵頭、圖書頭、大膳頭、主馬頭	一級	六、五〇〇
	二級	五、七〇〇
	三級	五、二〇〇
宮內省參事官、侍從次長、掌典長、內大臣秘書官長、女子學習院長、帝室博物館總長、李王職次官	一級	五、七〇〇
	二級	五、二〇〇
宮內技師、侍醫、帝室林野局技師、臨時帝室編修官長	一級	五、七〇〇
	二級	五、二〇〇
	三級	五、〇〇〇
宮內事務官、侍從、式部次長、帝室林野局次長、帝室林野局事務官、李王職事務官、臨時帝室編修官	一級	五、二〇〇
	二級	五、〇〇〇
學習院敎授、女子學習院敎授、李王職典記	一級	四、五〇〇
	二級	四、一〇〇
	三級	三、八〇〇
式部官、掌典次長、別當	一級	四、五〇〇
	二級	四、一〇〇

【奏任官】

級俸	第一號	第二號	級俸	第一號	第二號
一級	四、五〇〇	三、八〇〇	三級	三、七〇〇	三、一〇〇
二級	四、一〇〇	三、四〇〇	四級	三、四〇〇	二、七〇〇
五級	三、一〇〇	二、四〇〇	九級	一、八〇〇	一、四〇〇
六級	二、七〇〇	二、〇〇〇	十級	一、六〇〇	一、三〇〇
七級	二、四〇〇	一、八〇〇	十一級	一、四〇〇	一、一〇〇
八級	二、〇〇〇	一、六〇〇	十二級	一、二〇〇	一、〇〇〇

第一號は次號に依らざるもの。第二號に依るものは皇宮警視、式部官、掌典次長、掌典、內掌典、樂長、陵墓監侍醫補、藥劑師、主膳監、帝室會計審査官補、帝室林野局事務官補、學習院事務官、李王職典記、同典祀、同通譯官とす。

加俸—（一）各官を通じて其官の最高俸を受け、在職五年を踰え功勞顯著なる者は、勅任官にありては年額千圓以內、奏任官にありては年額七百圓以內、判任官にありては月額四十圓以內の年功加俸給せられ、（二）朝鮮人に非ずして朝鮮に在勤する宮內官には　高等官にありては俸給額十分五以內、判任官にありては月俸七十五圓以下は月額六十五圓まで、其他は俸給額十分八以內の加俸給せらる。朝鮮人にして內地に在勤する宮內官また同じ。

恩給—大體一般文官に同じ。

祗候

麝香間祗候及び錦鷄間祗候、共に單に名譽の稱號たるに止まる。麝香間、錦鷄間、共に京都皇宮內に存する室の名にして、舊時將軍入朝の節は此の麝香間に伺候するを例としたりといふ。宮中の席次に其階等を異にすると、一は時に御陪食仰付けられ、一は時に午餐を賜はる外、宮中の御待遇に若干の差別あり。麝香間祗候の待遇は舊公卿及び大名華族、親任官及び大政維新の際勳功ありたるものに限り許され、錦鷄間祗候は勅任官を五年以上奉職したるもの、及び勳三等以上の者の中につき、功勞あるものに仰付けらる。

御料地面積（昭和二年末現在）

種別	宮殿地（町）	林地（町）	農地（町）	宅地（町）	雜地（町）	計（町）
世傳	四八	三四、二六四	一、七二〇	三九	六〇	三六、一六四
普通	一九八	一、〇五一、一三六	一五、五〇八	二六六	三、九三三	一、〇七一、〇三三
計	二四六	一、〇八五、四〇〇	一七、二二八	三〇五	三、九九三	一、一〇七、一九七
昭和元	六七七	一、三九九、四八〇	一六三、三五三	三二一	五、四一六	一、五六八、二三六
大正一三	六七七	一、三七〇、八二五	一六四、二三九	三四六	四、七〇三	一、五四〇、七九九

世傳御料（昭和四年九月現在）

名稱	所在地	面積
宮城	東京市麴町區	六三七、一七〇坪
赤坂離宮、青山御所	東京市赤坂區	一六五、七七五
濱離宮	東京市京橋區	七五、四八九
京都皇宮	京都市上京區	一七〇、六九三
二條離宮	京都市上京區	八三、〇五一
桂離宮	京都府葛野郡	一三、一六七
修學院離宮	京都府愛宕郡	八四、三三五
函根離宮	神奈川縣足柄下郡	四二、七九八
正倉院寶庫	奈良縣奈良市	五、二六二
高輪御料地	東京市芝區	四四、七七三
上野御料地	東京市下谷區	三三、〇一三
南豐島御料地	東京府豐多摩郡、東京市	一七〇、一八七
畝傍山御料地	奈良縣高市郡	三三・三四・二〇（町・畝・步）
千頭御料地	靜岡縣榛原郡、周智郡	三八、四四八・二九・〇六
丹澤御料地	神奈川縣愛甲郡、足柄上郡	一三、四四五・七八・一七
瀨尻御料地	靜岡縣磐田郡	一、五九八・七八・一四
木曾御料地	長野縣西筑摩郡、上伊那郡、下伊那郡、岐阜縣惠那郡、益田郡	一二五、六六八・七七・〇九
七宗御料地	岐阜縣武儀郡	一、五二六・〇二・一五
段戶御料地	愛知縣北設樂郡	六、三三五・六七・二三
計		一、七四三、五一九坪 二〇八、〇四三・六七・二（町・畝・步）

御獵場（昭和四年九月現在）

名稱	所在	狩獵物
長良川筋御獵場	岐阜縣郡上郡、武儀郡、稻葉郡	鮎
神通川御獵場	富山縣婦負郡、上新川郡	鮎、鮭、鱒
埼玉縣下江戶川筋御獵場	埼玉縣南埼玉郡、北葛飾郡	鴨、雉子、雁、鶴、鴫
千葉縣下江戶川筋御獵場	千葉縣東葛飾郡	鴨、千鳥、雁、鶴

宮內官吏人員俸給（各年末）

種別	大正一三 人員	大正一三 俸給（千圓）	大正一四 人員	大正一四 俸給（千圓）	昭和元 人員	昭和元 俸給（千圓）	昭和二 人員	昭和二 俸給（千圓）
勅任	一〇七	六六八	一二五	二九九	一二〇	三〇七	一二六	三〇七
奏任	三三一	七四〇	三三一	七四七	三四四	七〇四	三五四	七七〇
判任	二、二六八	二、〇九五	二、二三九	二、〇九九	二、三四九	二、一三三	二、二四六	二、一三六
雇傭	一、九八七	一、一一三	[illegible]	一二四	一七八	一二一	七七	一三七
計	四、六九三	四、三五五	[illegible]	三、三三三	二、八八一	三、二九七	二、八九三	三、三四二

宮內官吏部局別人員（昭和二年末）

部局	勅任	奏任	判任	計
本省 大臣官房	二六	二九	五四八	六〇三
本省 參事官附	一	二	五	八
本省 侍從職	三	一〇	三五	四八
本省 式部職	六	三	七	一六
本省 宗秩寮	一	二	二	[illegible]
本省 內藏寮	一	三	一四	[illegible]
本省 圖書寮	一	一〇	一八	[illegible]
本省 侍醫寮	三	一四	一四	[illegible]
本省 大膳寮	一	一	三六	三八
本省 諸陵寮	—	七	二七	三四
本省 內匠寮	三	[illegible]	[illegible]	[illegible]
本省 主馬寮	一	六	二三	三〇
內大臣府	一	一	三	五
皇后宮職	—	二	七	九
皇太后宮職	一	四	五	一〇
澄宮附	—	一	三	四
皇族附	七	一六	七二	九四
帝室會計審査局	二	四	九	一五
帝室林野局	五	五五	五八〇	六四〇
御歌所	一	一一	三	一五
學習院	二二	四九	一八	八八
女子學習院	五	二八	三三	六六
帝室博物館	四	一三	三三	四八
宮內省牧場	—	五	二六	一九
李王職	三	一三	一三四	一四九
臨時帝室編輯局	二	四	三	六
宗秩寮審議會	五	—	—	五
學習院評議會	八	—	—	八
華族世襲財産審議會		—	—	
參事會	二	—	—	二
合計	一二六	三五四	二、二四八	二、九二六

大臣次官、秘書官、調査官、宮中顧問官、秘書官、宮內省御用掛は大臣官房へ算入す。

宮内高級官吏

（昭和四年九月一日現在）

内大臣府

職	氏名
内大臣	伯 牧野伸顯
内大臣秘書官長	子 岡部長景
御用係	清水澄　渡邊信
	工藤壯平

樞密院

職	氏名
議長	男 倉富勇三郎
副議長	男 平沼騏一郎
親王	雍仁親王　宣仁親王　載仁親王
顧問官	伯 伊東巳代治　男 九鬼隆一
	子 金子堅太郎　男 久保田讓
	男 富井政章　侯 井上勝之助
	男 平山成信　子 石黒忠悳
	男 山川健次郎　侯 黒田長成
	男 古市公威　松室致
	江木千之　男 八代六郎
	櫻井錠二　田健治郎
	荒井賢太郎　河合操
	石原健三　鎌田榮吉
	子 石井菊次郎　（兼）鈴木貫太郎
書記官長	二上兵治

宮内省

職	氏名
大臣	一木喜徳郎
次官	關屋貞三郎
侍従長	海軍大將 鈴木貫太郎
侍従次長	河井彌八
式部長官	男 林權助
式部次長（兼）	子 岡部長景
掌典長	公 九條道實
掌典次長	子 本多正復
宗秩寮總裁	子 仙石政敬
内藏頭	大谷正男
圖書頭	杉榮三郎
侍醫頭	佐藤恒丸
大膳頭	上野季三郎
諸陵頭（兼）	杉榮三郎
内匠頭	男 東久世秀雄
主馬頭	西園寺八郎
皇后宮大夫（兼）	河井彌八
皇太后宮大夫	子 入江爲守
侍従武官長	陸軍大將 奈良武次
歌所長（兼）	子 入江爲守
臨時帝室編修局總裁	子 金子堅太郎
同副總裁	—
同編修官長	三上參次
帝室會計審査局長官	入江貫一
帝室林野局長官	三矢宮松
同次長	高橋其三

皇族附職員

職	氏名
秩父宮別當	山邊知春
高松宮別當	石川岩吉
伏見宮々務監督	佐藤愛麿
東伏見宮々務監督	川島令次郎
閑院宮別當	—
山階宮々務監督	大石正吉
賀陽宮々務監督	山田良之助
久邇宮々務監督	本鄕房太郎
梨本宮々務監督	男 南部光臣
朝香宮々務監督	東乙彦

宮内省御用掛

富井政章　本鄕房太郎　中田虎一
佐藤三吉　三浦謹之助　二上兵治
關根正直　平井政遒　山本信次郎
金森徳次郎　磐瀬雄一　工藤壯平
石原健三　松平紹平　栗山重信
山崎覺次郎　清水澄　岡本連一郎
服部廣太郎　立作太郎　澤田廉三
末次信正　子 松浦靖　淡 近澄
稲田龍吉　吉田增藏

宮中顧問官

長崎省吾　田内三吉　井上通泰（兼）
子 小笠原長生　日根野要吉郎　山口鋭之助（兼）
三宅米吉　川島令次郎　新山莊輔
男 南部光臣　佐藤愛麿　男 小原駩吉
和田國次郎　工藤一記　西紳六郎
子 日野西資博　子 三室戸敬光　伯 清水谷實英
木田幸介　男 小早川四郎　原恒太郎

麝香間祗候

公 徳川家達　侯 淺野長勳　伯 徳川達孝　公 近衛文麿
公 毛利元昭　侯 山内豐景　伯 戸田氏共　伯 柳原義光

歴代内大臣

氏名	就任年月日	退任年月日
公 三條實美	明治一八・一二・二二	明治二四・二・一八
侯 ×徳大寺實則	〃 二四・三・二二	大元・八・一三
公 桂太郎	大正元・八・二一	〃 元・一二・二一
公 △貞愛親王	〃 元・一二・二一	〃 四・四・二三
公 大山巖	〃 四・四・二三	〃 五・一二・一〇
侯 松方正義	〃 六・五・二	〃 一一・九・一八
伯 平田東助	〃 一一・九・一八	〃 一四・三・三〇
子 牧野伸顯	〃 一四・三・三〇	

×は兼任、△貞愛親王は内大臣府出仕の名義を用ひられ、大山公就任の後も仍ほ舊に依るべしとの御沙汰あり。

歴代宮内大臣

氏名	就任	退任
伯 ×伊藤博文	明治一八・一二・二二	明治二〇・九・一六
伯 土方久元	〃 二〇・九・一六	〃 三一・二・九
伯 田中光顯	〃 三一・二・九	〃 四二・六・一六
公 岩倉具定	〃 四二・六・一六	〃 四三・四・一
子 渡邊千秋	〃 四三・四・一	大正三・四・九
子 波多野敬直	大正三・四・一〇	大正九・六・一八
男 中村雄次郎	〃 九・六・一八	〃 一〇・二・一九
子 牧野伸顯	〃 一〇・二・一九	〃 一四・三・三〇
一木喜徳郎	〃 一四・三・三〇	

×兼任なり。

歴代樞密院議長

氏名	就任	氏名	就任
伊藤博文	明治二一	伊藤博文	明治三六
大木喬任	〃 二二	山縣有朋	〃 四二
伊藤博文	〃 二四	清浦奎吾	大正一一
大木喬任	〃 二五	濱尾新	〃 一三
山縣有朋	〃 二六	穂積陳重	〃 一四
黒田清隆	〃 二八	倉富勇三郎	〃 一五
西園寺公望	〃 三三		

大臣禮遇者

（昭和四年九月一日現在）

區別	氏名	區別	氏名
總	公 西園寺公望	總	男 田中義一
	伯 伊東巳代治	總	伯 清浦奎吾
總	高橋是清		犬養毅
	男 山本達雄	總	若槻禮次郎
	伯 内田康哉		水野錬太郎
	伯 山本權兵衛		

區別欄に總とあるは内閣總理大臣としての前官禮遇を受くるもの。

帝室技藝員

（昭和四年九月一日現在）

區別	氏名	區別	氏名
彫工	高村光雲	畫工	小堀鞆音
寫眞	小川一眞	畫工	下村晴三郎
畫工	川合芳三郎	畫工	山元金右衛門
畫工	竹内恒吉	建築	佐々木岩次郎

歴世年號

年號	年數	元年干支	元年紀元	元年西暦
大化	五	乙巳	一三〇五	六四五
白雉	五	庚戌	一三一〇	六五〇
丨			一三一五	六五五
白鳳	十四	壬申	一三三二	六七二
朱鳥	一	丙戌	一三四六	六八六
丨			一三四七	六八七
大寶	三	辛丑	一三六一	七〇一
慶雲	四	甲辰	一三六四	七〇四
和銅	七	戊申	一三六八	七〇八
靈龜	二	乙卯	一三七五	七一五
養老	七	丁巳	一三七七	七一七
神龜	五	甲子	一三八四	七二四
天平	二十	己巳	一三八九	七二九
天平勝寶	八	己丑	一四〇九	七四九
天平寶字	八	丁酉	一四一七	七五七
天平神護	二	乙巳	一四二五	七六五
神護景雲	三	丁未	一四二七	七六七
寶龜	十一	庚戌	一四三〇	七七〇
天應	一	辛酉	一四四一	七八一
延暦	二十四	壬戌	一四四二	七八二
大同	四	丙戌	一四六六	八〇六
弘仁	十四	庚寅	一四七〇	八一〇
天長	十	甲辰	一四八四	八二四
承和	十四	甲寅	一四九四	八三四
嘉祥	三	戊辰	一五〇八	八四八
仁壽	三	辛未	一五一一	八五一
齊衡	三	甲戌	一五一四	八五四
天安	二	丁丑	一五一七	八五七
貞觀	十八	己卯	一五一九	八五九
元慶	八	丁酉	一五三七	八七七
仁和	四	乙巳	一五四五	八八五
寛平	九	己酉	一五四九	八八九
昌泰	三	戊午	一五五八	八九八
延喜	二十二	辛酉	一五六一	九〇一
延長	八	癸未	一五八三	九二三
承平	七	辛卯	一五九一	九三一
天慶	九	戊戌	一五九八	九三八
天暦	十	丁未	一六〇七	九四七
天徳	四	丁巳	一六一七	九五七
應和	三	辛酉	一六二一	九六一
康保	四	甲子	一六二四	九六四
安和	二	戊辰	一六二八	九六八
天祿	三	庚午	一六三〇	九七〇
天延	三	癸酉	一六三三	九七三
貞元	二	丙子	一六三六	九七六
天元	五	戊寅	一六三八	九七八
永觀	二	癸未	一六四三	九八三
寛和	二	乙酉	一六四五	九八五
永延	二	丁亥	一六四七	九八七
永祚	一	己丑	一六四九	九八九
正暦	五	庚寅	一六五〇	九九〇
長徳	四	乙未	一六五五	九九五
長保	五	己亥	一六五九	九九九
寛弘	八	甲辰	一六六四	一〇〇四
長和	五	壬子	一六七二	一〇一二
寛仁	四	丁巳	一六七七	一〇一七
治安	三	辛酉	一六八一	一〇二一
萬壽	四	甲子	一六八四	一〇二四
長元	九	戊辰	一六八八	一〇二八
長暦	三	丁丑	一六九七	一〇三七
長久	四	庚辰	一七〇〇	一〇四〇
寛徳	二	甲申	一七〇四	一〇四四
永承	七	丙戌	一七〇六	一〇四六
天喜	五	癸巳	一七一三	一〇五三
康平	七	戊戌	一七一八	一〇五八
治暦	四	乙巳	一七二五	一〇六五
延久	五	己酉	一七二九	一〇六九
承保	三	甲寅	一七三四	一〇七四
承暦	四	丁巳	一七三七	一〇七七
永保	三	辛酉	一七四一	一〇八一
應徳	三	甲子	一七四四	一〇八四
寛治	七	丁卯	一七四七	一〇八七
嘉保	二	甲戌	一七五四	一〇九四
永長	一	丙子	一七五六	一〇九六
承徳	二	丁丑	一七五七	一〇九七
康和	五	己卯	一七五九	一〇九九
長治	二	甲申	一七六四	一一〇四
嘉承	二	丙戌	一七六六	一一〇六
天仁	二	戊子	一七六八	一一〇八
天永	三	庚寅	一七七〇	一一一〇
永久	五	癸巳	一七七三	一一一三
元永	二	戊戌	一七七八	一一一八
保安	四	庚子	一七八〇	一一二〇
天治	二	甲辰	一七八四	一一二四
大治	五	丙午	一七八六	一一二六
天承	一	辛亥	一七九一	一一三一
長承	三	壬子	一七九二	一一三二
保延	六	乙卯	一七九五	一一三五
永治	一	辛酉	一八〇一	一一四一
康治	二	壬戌	一八〇二	一一四二
天養	一	甲子	一八〇四	一一四四
久安	六	乙丑	一八〇五	一一四五
仁平	三	辛未	一八一一	一一五一
久壽	二	甲戌	一八一四	一一五四
保元	三	丙子	一八一六	一一五六
平治	一	己卯	一八一九	一一五九
永暦	一	庚辰	一八二〇	一一六〇
應保	二	辛巳	一八二一	一一六一
長寛	二	癸未	一八二三	一一六三
永萬	一	乙酉	一八二五	一一六五
仁安	三	丙戌	一八二六	一一六六
嘉應	二	己丑	一八二九	一一六九
承安	四	辛卯	一八三一	一一七一
安元	二	乙未	一八三五	一一七五
治承	四	丁酉	一八三七	一一七七
養和	一	辛丑	一八四一	一一八一
壽永	二	壬寅	一八四二	一一八二
元暦	一	甲辰	一八四四	一一八四
文治	五	乙巳	一八四五	一一八五
建久	九	庚戌	一八五〇	一一九〇
正治	二	己未	一八五九	一一九九
建仁	三	辛酉	一八六一	一二〇一
元久	二	甲子	一八六四	一二〇四
建永	一	丙寅	一八六六	一二〇六
承元	四	丁卯	一八六七	一二〇七
建暦	二	辛未	一八七一	一二一一
建保	六	癸酉	一八七三	一二一三
承久	三	己卯	一八七九	一二一九
貞應	二	壬午	一八八二	一二二二
元仁	一	甲申	一八八四	一二二四
嘉祿	二	乙酉	一八八五	一二二五
安貞	二	丁亥	一八八七	一二二七
寛喜	三	己丑	一八八九	一二二九
貞永	一	壬辰	一八九二	一二三二
天福	一	癸巳	一八九三	一二三三
文暦	一	甲午	一八九四	一二三四
嘉禎	三	乙未	一八九五	一二三五
暦仁	一	戊戌	一八九八	一二三八
延應	一	己亥	一八九九	一二三九
仁治	三	庚子	一九〇〇	一二四〇
寛元	四	癸卯	一九〇三	一二四三
寶治	二	丁未	一九〇七	一二四七
建長	七	己酉	一九〇九	一二四九
康元	一	丙辰	一九一六	一二五六
正嘉	二	丁巳	一九一七	一二五七
正元	一	己未	一九一九	一二五九
文應	一	庚申	一九二〇	一二六〇
弘長	三	辛酉	一九二一	一二六一
文永	十一	甲子	一九二四	一二六四
建治	三	乙亥	一九三五	一二七五
弘安	十	戊寅	一九三八	一二七八
正應	五	戊子	一九四八	一二八八
永仁	六	癸巳	一九五三	一二九三
正安	三	己亥	一九五九	一二九九
乾元	一	壬寅	一九六二	一三〇二
嘉元	三	癸卯	一九六三	一三〇三
徳治	二	丙午	一九六六	一三〇六
延慶	三	戊申	一九六八	一三〇八
應長	一	辛亥	一九七一	一三一一
正和	五	壬子	一九七二	一三一二
文保	二	丁巳	一九七七	一三一七
元應	二	己未	一九七九	一三一九
元亨	三	辛酉	一九八一	一三二一
正中	二	甲子	一九八四	一三二四
嘉暦	三	丙寅	一九八六	一三二六
元徳	二	己巳	一九八九	一三二九
元弘	三	辛未	一九九一	一三三一
正慶・	二	壬申	一九九二	一三三二
建武	二	甲戌	一九九四	一三三四
建武・	四	甲戌	一九九四	一三三四
延元	四	丙子	一九九六	一三三六
暦應・	四	戊寅	一九九八	一三三八
興國	六	庚辰	二〇〇〇	一三四〇
康永・	三	壬午	二〇〇二	一三四二
貞和・	五	乙酉	二〇〇五	一三四五
正平	二十四	丙戌	二〇〇六	一三四六
觀應・	二	庚寅	二〇一〇	一三五〇
文和・	四	壬辰	二〇一二	一三五二
延文・	五	丙申	二〇一六	一三五六
康安・	一	辛丑	二〇二一	一三六一
貞治・	六	壬寅	二〇二二	一三六二
應安・	七	戊申	二〇二八	一三六八
建徳	二	庚戌	二〇三〇	一三七〇
文中	三	壬子	二〇三二	一三七二
天授	六	乙卯	二〇三五	一三七五
永和・	四	乙卯	二〇三五	一三七五
康暦・	二	己未	二〇三九	一三七九
弘和	三	辛酉	二〇四一	一三八一
永徳・	三	辛酉	二〇四一	一三八一
元中	九	甲子	二〇四四	一三八四
至徳・	三	甲子	二〇四四	一三八四
嘉慶・	二	丁卯	二〇四七	一三八七
康應・	一	己巳	二〇四九	一三八九
明徳・	四	庚午	二〇五〇	一三九〇
應永	三十四	甲戌	二〇五四	一三九四
正長	一	戊申	二〇八八	一四二八
永享	十二	己酉	二〇八九	一四二九
嘉吉	三	辛酉	二一〇一	一四四一
文安	五	甲子	二一〇四	一四四四
寶徳	三	己巳	二一〇九	一四四九
享徳	三	壬申	二一一二	一四五二
康正	二	乙亥	二一一五	一四五五
長祿	三	丁丑	二一一七	一四五七
寛正	六	庚辰	二一二〇	一四六〇
文正	一	丙戌	二一二六	一四六六
應仁	二	丁亥	二一二七	一四六七
文明	十八	己丑	二一二九	一四六九
長享	二	丁未	二一四七	一四八七
延徳	三	己酉	二一四九	一四八九
明應	九	壬子	二一五二	一四九二
文龜	三	辛酉	二一六一	一五〇一
永正	十七	甲子	二一六四	一五〇四
大永	七	辛巳	二一八一	一五二一
享祿	四	戊子	二一八八	一五二八
天文	二十三	壬辰	二一九二	一五三二
弘治	三	乙卯	二二一五	一五五五
永祿	十二	戊午	二二一八	一五五八

年號	年數	元年干支	元年紀元	元年西暦
元龜	三	庚午	二二三〇	一五七〇
天正	十九	癸酉	二二三三	一五七三
文祿	四	壬辰	二二五二	一五九二
慶長	十九	丙申	二二五六	一五九六
元和	九	乙卯	二二七五	一六一五
寛永	二十	甲子	二二八四	一六二四
正保	四	甲申	二三〇四	一六四四
慶安	四	戊子	二三〇八	一六四八
承應	三	壬辰	二三一二	一六五二
明暦	三	乙未	二三一五	一六五五
萬治	三	戊戌	二三一八	一六五八
寛文	十二	辛丑	二三二一	一六六一
延寶	八	癸丑	二三三三	一六七三
天和	三	辛酉	二三四一	一六八一
貞享	四	甲子	二三四四	一六八四
元祿	十六	戊辰	二三四八	一六八八
寶永	七	甲申	二三六四	一七〇四
正德	五	辛卯	二三七一	一七一一
享保	二十	丙申	二三七六	一七一六
元文	五	丙辰	二三九六	一七三六
寛保	三	辛酉	二四〇一	一七四一
延享	四	甲子	二四〇四	一七四四
寛延	三	戊辰	二四〇八	一七四八
寶暦	十三	辛未	二四一一	一七五一
明和	八	甲申	二四二四	一七六四
安永	九	壬辰	二四三二	一七七二
天明	八	辛丑	二四四一	一七八一
寛政	十二	己酉	二四四九	一七八九
享和	三	辛酉	二四六一	一八〇一
文化	十四	甲子	二四六四	一八〇四
文政	十二	戊寅	二四七八	一八一八
天保	十四	庚寅	二四九〇	一八三〇
弘化	四	甲辰	二五〇四	一八四四
嘉永	六	戊申	二五〇八	一八四八
安政	六	甲寅	二五一四	一八五四
萬延	一	庚申	二五二〇	一八六〇
文久	三	辛酉	二五二一	一八六一
元治	一	甲子	二五二四	一八六四
慶應	三	乙丑	二五二五	一八六五
明治	四十四	戊辰	二五二八	一八六八
大正	十五	壬子	二五七二	一九一二
昭和		丙寅	二五八六	一九二六

●印は北朝の年號なり。

日本暦、西洋暦、支那暦對照（×閏年）

日本 年	日本 干支	日本 紀元	西洋	支那
文化元	甲子	二四六四	×一八〇四	嘉慶九
二	乙丑	二四六五	一八〇五	一〇
三	丙寅	二四六六	一八〇六	一一
四	丁卯	二四六七	一八〇七	一二
五	戊辰	二四六八	×一八〇八	一三
六	己巳	二四六九	一八〇九	一四
七	庚午	二四七〇	一八一〇	一五
八	辛未	二四七一	一八一一	一六
九	壬申	二四七二	×一八一二	一七
一〇	癸酉	二四七三	一八一三	一八
一一	甲戌	二四七四	一八一四	一九
一二	乙亥	二四七五	一八一五	二〇
一三	丙子	二四七六	×一八一六	二一
一四	丁丑	二四七七	一八一七	二二
文政元	戊寅	二四七八	一八一八	二三
二	己卯	二四七九	一八一九	二四
三	庚辰	二四八〇	×一八二〇	二五
四	辛巳	二四八一	一八二一	道光一
五	壬午	二四八二	一八二二	二
六	癸未	二四八三	一八二三	三
七	甲申	二四八四	×一八二四	四
八	乙酉	二四八五	一八二五	五
九	丙戌	二四八六	一八二六	六
一〇	丁亥	二四八七	一八二七	七
一一	戊子	二四八八	×一八二八	八
一二	己丑	二四八九	一八二九	九
天保元	庚寅	二四九〇	一八三〇	一〇
二	辛卯	二四九一	一八三一	一一
三	壬辰	二四九二	×一八三二	一二
四	癸巳	二四九三	一八三三	一三
五	甲午	二四九四	一八三四	一四
六	乙未	二四九五	一八三五	一五
七	丙申	二四九六	×一八三六	一六
八	丁酉	二四九七	一八三七	一七
九	戊戌	二四九八	一八三八	一八
一〇	己亥	二四九九	一八三九	一九
一一	庚子	二五〇〇	×一八四〇	二〇
一二	辛丑	二五〇一	一八四一	二一
一三	壬寅	二五〇二	一八四二	二二
一四	癸卯	二五〇三	一八四三	二三
弘化元	甲辰	二五〇四	×一八四四	道光二四
二	乙巳	二五〇五	一八四五	二五
三	丙午	二五〇六	一八四六	二六
四	丁未	二五〇七	一八四七	二七
嘉永元	戊申	二五〇八	×一八四八	二八
二	己酉	二五〇九	一八四九	二九
三	庚戌	二五一〇	一八五〇	三〇
四	辛亥	二五一一	一八五一	咸豐一
五	壬子	二五一二	×一八五二	二
六	癸丑	二五一三	一八五三	三
安政元	甲寅	二五一四	一八五四	四
二	乙卯	二五一五	一八五五	五
三	丙辰	二五一六	×一八五六	六
四	丁巳	二五一七	一八五七	七
五	戊午	二五一八	一八五八	八
六	己未	二五一九	一八五九	九
萬延元	庚申	二五二〇	×一八六〇	一〇
文久元	辛酉	二五二一	一八六一	一一
二	壬戌	二五二二	一八六二	同治一
三	癸亥	二五二三	一八六三	二
元治元	甲子	二五二四	×一八六四	三
慶應元	乙丑	二五二五	一八六五	四
二	丙寅	二五二六	一八六六	五
三	丁卯	二五二七	一八六七	六
明治元	戊辰	二五二八	×一八六八	七
二	己巳	二五二九	一八六九	八
三	庚午	二五三〇	一八七〇	九
四	辛未	二五三一	一八七一	一〇
五	壬申	二五三二	×一八七二	一一
六	癸酉	二五三三	一八七三	一二
七	甲戌	二五三四	一八七四	一三
八	乙亥	二五三五	一八七五	光緒一
九	丙子	二五三六	×一八七六	二
一〇	丁丑	二五三七	一八七七	三
一一	戊寅	二五三八	一八七八	四
一二	己卯	二五三九	一八七九	五
一三	庚辰	二五四〇	×一八八〇	六
一四	辛巳	二五四一	一八八一	七
一五	壬午	二五四二	一八八二	八
一六	癸未	二五四三	一八八三	九
一七	甲申	二五四四	×一八八四	一〇
一八	乙酉	二五四五	一八八五	一一
明治一九	丙戌	二五四六	一八八六	光緒一二
二〇	丁亥	二五四七	一八八七	一三
二一	戊子	二五四八	×一八八八	一四
二二	己丑	二五四九	一八八九	一五
二三	庚寅	二五五〇	一八九〇	一六
二四	辛卯	二五五一	一八九一	一七
二五	壬辰	二五五二	×一八九二	一八
二六	癸巳	二五五三	一八九三	一九
二七	甲午	二五五四	一八九四	二〇
二八	乙未	二五五五	一八九五	二一
二九	丙申	二五五六	×一八九六	二二
三〇	丁酉	二五五七	一八九七	二三
三一	戊戌	二五五八	一八九八	二四
三二	己亥	二五五九	一八九九	二五
三三	庚子	二五六〇	一九〇〇	二六
三四	辛丑	二五六一	一九〇一	二七
三五	壬寅	二五六二	一九〇二	二八
三六	癸卯	二五六三	一九〇三	二九
三七	甲辰	二五六四	×一九〇四	三〇
三八	乙巳	二五六五	一九〇五	三一
三九	丙午	二五六六	一九〇六	三二
四〇	丁未	二五六七	一九〇七	三三
四一	戊申	二五六八	×一九〇八	三四
四二	己酉	二五六九	一九〇九	宣統一
四三	庚戌	二五七〇	一九一〇	二
四四	辛亥	二五七一	一九一一	三
大正元	壬子	二五七二	×一九一二	中華民國一
二	癸丑	二五七三	一九一三	二
三	甲寅	二五七四	一九一四	三
四	乙卯	二五七五	一九一五	四
五	丙辰	二五七六	×一九一六	五
六	丁巳	二五七七	一九一七	六
七	戊午	二五七八	一九一八	七
八	己未	二五七九	一九一九	八
九	庚申	二五八〇	×一九二〇	九
一〇	辛酉	二五八一	一九二一	一〇
一一	壬戌	二五八二	一九二二	一一
一二	癸亥	二五八三	一九二三	一二
一三	甲子	二五八四	×一九二四	一三
一四	乙丑	二五八五	一九二五	一四
昭和元	丙寅	二五八六	一九二六	一五
二	丁卯	二五八七	一九二七	一六
三	戊辰	二五八八	×一九二八	一七
四	己巳	二五八九	一九二九	一八
五	庚午	二五九〇	一九三〇	一九

締盟各國祝祭日

國	月日	事由
希臘	三・二五	國祭日（獨立日）
波蘭	五・三	國祭日
ルーマニア	五・一〇	國祭日
パラグエイ	五・一四	共和國獨立日
西班牙	五・一七	皇帝ドン・アルフォンソ第十三世陛下誕辰
亞爾然丁	五・二五	共和國獨立日
英吉利	六・三	皇帝ジョージ第五世陛下誕辰
瑞典	六・一六	皇帝グスタフ第五世陛下誕辰
亞米利加	七・四	合衆國獨立日
佛蘭西	七・一四	共和國々祭日
コロンビア	七・二〇	共和國獨立日
秘露	七・二八	共和國獨立日
瑞西	八・一	國祭日（聯邦政府創立日）
諾威	八・三	皇帝ハーコン第七世陛下誕辰
ボリヴィア	八・六	共和國獨立日
エクワドル	八・一〇	共和國獨立日
獨逸	八・一一	國祭日（憲法實施日）
ハンガリー	八・二〇	王國國祭日
ウルグアイ	八・二五	共和國獨立日
和蘭	八・三一	皇帝ウオルヘルミナ陛下誕辰
墨西哥	九・一六	合衆國獨立日
智利	九・一八	共和國獨立日
丁抹	九・二六	皇帝クリスチアン第十世陛下誕辰
ブルガリア	一〇・三	皇帝ボリス陛下即位並獨立日
葡萄牙	一〇・五	共和國々祭日
支那	一〇・一〇	共和國々祭日
チエコ・スロヴアキア	一〇・二八	國祭日（共和國創立日）
土耳其	一〇・二九	共和國共和宣言日
ソヴイエト	一一・七	社會主義共和國聯邦創立紀念日
暹羅	一一・八	皇帝プラヂヤーテイポック陛下誕辰
伊太利	一一・一一	皇帝ヴヰツトリヨ・エマヌエーレ第三世陛下誕辰
墺太利	一一・一二	共和國國祭日
伯剌西爾	一一・一五	合衆國々祭日（共和政體創立日）
ラトヴイア	一一・一八	共和國獨立日
白耳義	一一・一五	皇帝アルベール陛下命名祝日
芬蘭	一二・六	共和國獨立日
セルブ・クロアート・スロヴエーヌ	一二・一七	皇帝アレキサンドル陛下誕辰

爵位功勲

華族

華族の稱は明治二年公卿、諸侯の稱を廢し之に代へ用ひられたるに始まる。久我、三條、西園寺、德大寺、花山院、大炊御門、今出川、廣幡、醍醐の九家は五攝家（近衛、九條、二條、一條、鷹司）に次ぎ、舊時清華又は華族を以て稱せらる。華族の名稱即ち此邊に出でたるものゝ如し。その後明治十七年公、侯、伯、子、男の爵設けられ、從つて有爵者を華族とする事に定めらる。授爵は勅旨に出で、國に大勞あるものに授けられ、宮內大臣之を奉行す。有爵者の婦は其夫の爵に相當する禮遇、名稱を享け、有爵者の家族にして曾祖父、祖父、父、推定家督相續人、其嫡長男子（嫡長男子なきときは庶長男子）戸主たりし者及び此等の配偶者は華族の禮遇を享く。爵は男子の家督相續人之を襲ぐ。有爵者及び其家督相續人は、（一）養父又は被相續人男系六親等內血族（但し他家より入りたるものゝ實方の親族を除く）、（二）本家又は同家の家族若しくは分家の戸主又は家族、（三）華族の族稱を享くるものより養子するを得。凡そ華族の體面を汚辱する失行ありたるものは、請狀に依り爵を返上せしめられ、華族の族稱を除かれ、又は其禮遇を停止若しくは禁ぜられ、有爵者の家族にして華族の禮遇を享けざるもの斯くの如き失行ありたるときは、華族の族稱を除かる。

位階

從來用ひられたる大寶令の位階は親王四階一品、二品、三品、四品、諸王諸臣三十階正從一位、正從二位、正從三位、正從四位各上下、正從五位各上下、正從六位各上下、正從七位各上下、正從八位各上下、大少初位各上下なりしが、明治二十年新に敍位條例制定せられ、正一位より從八位に至る十六階となさる。大正十五年位階令制定と同時に敍位條例廢止せられたるも、其內容には格別の變化なく、（一）國家に勳功あり又は表彰すべき功績ある者、（二）有爵者及び爵を襲ぐことを得べき相續人、（三）在官者及び在職者之に敍せられ、一位は親授、二位以下四位以上は勅授、五位以下は奏授と定めらる。有位者は其位に相當する禮遇を享くるも、有位者たるの品位を保つこと能はず、又は其體面を汚辱する失行ありたるときは、情狀に依り其禮遇を停止、若しくは禁止し、又は位を失はしめらる。

勲章

勲章は勲績及び功勞ある者を賞する爲め、明治八年初めてこれを設定せらる。一等より八等に至り、當初は今日云ふ所の旭日章（及び桐葉章）一種に止まりたるが、同九年に至り大勲位菊花大綬章、大勲位菊花章追定せられ、越えて同二十一年勲一等旭日大綬章の上に勲一等旭日桐花大綬章追加せらるゝと共に、勲一等より勲八等に至る瑞寶章、勲一等より勲八等に至る、婦人の勳勞あるものに賞賜せらるゝ寶冠章新に制定せられ、且つ大勲位に敍せられたるものに特賜せらるゝ大勲位菊花章頸飾新定せらる。更に同二十三年に至りては、神武天皇登極紀元二千五百五十年に邇せりとの故を以て將來武功拔群なるものに授與し、永く同帝の威烈を光にし、且つ忠勇を獎勵せんとの趣旨にて、金鵄勲章創設せらる。本章は功一級より功八級に至り、將官の初敍は三級、佐官は四級、尉官は五級、准士官及び下士卒は七級にして、武功を累ぬるに從ひ、佐官は逐次二級に至り、尉官は三級、准士官下士は五級、兵卒は六級に至る。倘は大正八年五月に至り、瑞寶章の授與範圍擴張され、婦人にも及ぼさるゝに至れり。

年金—旭日章には年金を加賜せらるゝ場合あり、金鵄勲章には終身必ず左の定額の年金伴ひ、死後仍ほ一年其遺族之を受く。其受領期間通じて五年に滿たざる場合は、滿了まで賜與せらる。

功級	年金額	功級	年金額
一級	一、五〇〇圓	五級	三〇〇圓
二級	一、〇〇〇	六級	二〇〇
三級	七〇〇	七級	一五〇
四級	五〇〇		

記章

憲法發布、戰役其他を記念する爲め記章を製し、各其の事に參與したるものに授與せらる。現存種類左の如し。

名稱	制定年月
明治二十七八年從軍記章	明治二八・一〇
明治三十三年從軍記章	〃三四・四
明治三十七八年從軍記章	〃三九・五
大正三年乃至九年從軍記章	大正四・二
憲法發布記念章	明治二二・八
大婚二十五年祝典之章	〃二七・三
皇太子渡韓記念章	〃四二・三
韓國合併記念章	〃四五・三
大禮記念章	大正四・八
戰捷記章	〃九・九
第一回國勢調査記念章	〃一〇・六
軍人傷痍記章	〃一二・八
大禮記念章	昭和三・七

褒章

紅綬、綠綬、藍綬、紺綬、黄綬の五種あり。前三種は明治十四年の制定、紺綬は大正七年九月の追加に係り、黄綬は明治二十年の臨時制定に係る。褒章は本人に限り終身之を佩用することを得。

紅綬褒章—は自己の危險を顧みず人命を救助したるものに、

綠綬褒章—は孝子、順孫、節婦、義僕の類にして德行卓絕なるもの、又は實業に精勵し、衆民の模範たるべきものに、

藍綬褒章—は學術技藝上の發明、改良、著述、教育、衛生、慈善、防疫の事業、學校、病院の建設、道路、河渠、堤防、橋梁の修築、田野の墾闢、森林の栽培、水產の繁殖、農商工業の發達に關し公衆の利益を興し、成績著明なるもの、又は公同の事務に關し勞功顯著なるものに、

紺綬褒章—は公益の爲め私財を寄附し、功績顯著なるものに賜與せられ、

黄綬褒章—は當時海防の急に際し、資を獻じて其事業を贊助せしものに對し臨時に賜與せられたるものとす。

飾版—已に褒章を賜りたるもの、再度以上同樣の實行ありて、褒章を賜はるべき時は其都度飾版一個を賜與し、其綬に附加せしめらる。

褒狀—（一）褒彰せらるべきもの團體なる場合には褒狀を賜はり、（二）褒彰せらるべきもの死亡したるとき亦遺族に之を與へ追賞さるゝことあり、（三）褒章を受くるに準ずべき善行ありたるものにも、褒狀を授けらる。

賜杯賜金—前項（二）及び（三）の者には褒狀に代へ、金銀木杯又は金員を賜與さるゝことあり。亦褒章を賜はるべきもの褒賞と共に、金銀木杯又は金圓を賜はることあり。

有爵者（昭和四年九月一日現在）

公爵

當主	代數	受爵年
伊藤博邦	二	四〇
一條實孝	三	一七
岩倉具榮	三	一七
大山柏	二	四〇
桂廣太郎	二	四四
九條道實	三	一七
近衛文麿	二	一七
西園寺公望	一	九
三條公輝	四	一七
島津忠重	二	一七
島津忠承	三	一七
鷹司信輔	三	一七
徳川家達	一	一七
徳川慶光	三	三五
徳大寺公弘	三	四〇
二條（厚基）	三	一七
毛利元昭	三	一七
山縣有道	二	四〇

侯爵

當主	代數	受爵年
淺野長勳	一	一七
井上勝之助	三	二九
池田宣政	四	一七
池田仲博	三	一七
大炊御門經輝	三	一七
大久保利武	三	一七
大隈信常	三	五
木戸幸一	三	一七
菊亭公長	三	一七
久邇邦久	一	三
花山院親忠	三	一七
華頂博信	一	一五
黒田長成	一	一七
小松輝久	一	四三
小村欣一	三	四四
久我常通	三	一七
佐々木行忠	三	四三
佐竹義春	三	一七
嵯峨公勝	一	三
西郷吉之助	三	三五
西郷從德	三	二八
四條隆愛	三	一七
尚裕	四	八
伊達宗彰	三	四
醍醐忠重	三	一七
筑波藤麿	一	三
徳川圀順	三	一七
徳川義親	三	一七
徳川頼貞	三	一七
中御門經恭	三	三
中山輔親	三	一七
鍋島直映	三	一七
野津鎮之助	三	四〇
蜂須賀正韶	三	一七
廣幡忠隆	三	一七
細川護立	三	一七
前田利爲	三	一七
松平康莊	三	一九
山内豐景	三	一九
山階芳麿	一	九

伯爵

當主	代數	受爵年
阿部正直	三	一七
飛鳥井雅信	三	一七
姉小路公政	二	一七
油小路隆成	一	一七
有馬賴寧	三	一七
井伊直忠	二	一七
伊地知正興	四	一七
伊東巳代治	一	二一
伊東靖祐	二	四〇
上杉憲章	三	一七
上野正雄	一	二〇
内田康哉	一	九
小笠原長幹	三	一七
大木喜禹	四	一七
大給左	二	一七
大谷光暢	三	一七
大谷光照	三	一七
大原重明	三	一七
大村純英	二	一七
正親町公和	三	一七
奥保鞏	一	四〇
奥平昌恭	三	一七
加藤厚太郎	二	四〇
香川環男	二	四〇
鹿島萩麿	一	二一
勝精	二	二〇
樺山愛輔	二	二九
龜井兹常	三	一七
烏丸光大	三	一七
川村鐵太郎	三	一七
甘露寺受長	三	一七
清浦奎吾	一	一七
清棲幸保	三	一七
黒木三次	三	一七
黒田清	三	一七
勸修寺經雄	三	二一
小松從志	三	四〇
兒玉秀雄	三	二七
後藤一藏	一	一〇
後藤保彌太	二	二一
佐久間俊一	三	四四
佐野常羽	三	四〇
酒井忠正	三	三
酒井忠良	三	一七
酒井忠克	三	二八
眞田幸治	三	一四
澤宣武	三	一七
三條西實義	三	一七
清水谷實英	一	一七
島津久範	三	三四
清閑寺經房	三	一七
宗武志	三	一七
副島道正	三	一七
園基久	三	一七
田中光顯	一	四〇
伊達興宗	三	一七
立花鑑德	二	一七
中院亨	三	一七
珍田（千東）	二	九
津輕義孝	三	一七
寺内壽一	三	四〇
寺島宗從	三	一七
戸田氏共	一	一七
東鄕平八郎	一	四〇
藤堂高紹	三	一七
徳川達孝	一	一七
徳川達道	一	一七
中川久任	三	一七
南部利淳	三	一七
庭田重行	三	一七
乃木元智	三	四〇
長谷川猪三郎	三	三五
葉室長通	三	一七
橋本實斐	三	一七
林博太郎	三	二〇
林雅之助	三	四四
日野捷郎	一	一七
久松定謨	三	一七
土方久敬	三	六
平田榮二	三	二一
廣澤眞吾	三	一七
廣橋眞光	三	一七
東久世通敬	三	一七
二荒芳德	三	二〇
坊城俊良	三	一七
堀田正恒	三	一七
萬里小路通房	一	一七
前田利男	三	一七
牧野伸顯	一	一九
松浦厚	三	一七
松木宗隆	一	一七
松平直之	三	一七
松平直亮	一	一七
松平頼壽	三	一七
壬生基義	三	一七
溝口直亮	三	一七
陸奥廣吉	三	二八
室町公藤	三	一七
柳澤保惠	三	一七
柳原義光	三	一七
山科家言	三	一七
山田英夫	四	一七
山本權兵衞	一	四〇
吉井勇	三	二七
芳川寬治	三	四〇
冷泉爲系	三	一七
鷲尾隆信	三	一七
渡邊昭	三	四〇

子爵

當主	代數	受爵年
安部信明	三	一七
阿部季忠	三	一七
阿部正一	三	一七
阿部正基	三	一七
青木梅三郎	三	一七
青木信光	三	一七
青山忠敏	四	一七
青山幸宜	一	一七
秋田重季	三	一七
秋月種英	三	一七
秋元春朝	三	一七
足利於菟丸▲	四	一七
綾小路護	三	一七
有馬聽韶	三	一七
有馬純文	三	一七
安藤信昭	三	一七
井伊直方	三	三〇
井上勝純	三	二八
井上匡四郎	三	一七
井上正鑑	三	一七
井上正國	三	一七
井上正義	三	一七
井上（良馨）	一	一九
伊集院（兼知）	三	二〇
伊東九郎	三	一七
伊東九郎	三	一七
伊東祐弘	三	一七
池尻基房	三	一七
池田淸就	三	一七
池田仲誠	三	一七
池田政時	一	一七
池田政保	三	一七
石井菊次郎	一	四
石井隆之	三	一七
石川重臣	一	一七
石川成秀	三	一七
石川基弘	三	一七
板倉勝藙	三	一七
板倉勝朝	三	一七
板倉勝央	三	一七
板倉勝彥	三	一七
市橋虎雄	三	一七
五辻治仲	三	一七
稻垣長昌	三	一七
稻垣太靜	一	一七
稻葉正凱	六	一七
稻葉正弘	三	一七
稻葉順通	三	一七
今城定政	三	一七
入江爲守	一	一七
石黒忠悳	一	一九
石野基道	三	一七
岩城隆德	三	二四
岩倉具明	一	二〇
岩下家一	三	一七
上杉（勝憲）	三	三〇
上原勇作	一	一七
植松雅道	三	一七
植村家治	三	一七
内田正明	三	一七
梅小路定行	三	一七
梅園篤彥	四	一七
梅溪通虎	三	一七
裏辻公博	一	一七
裏松友光	三	一七
榎本武英	三	一七
小笠原長定	一	三〇
小笠原長生	三	一七
小笠原長丕	三	一七
小笠原恒	三	一七
小川武次	一	四〇
小倉英季	三	一七
織田長禮	三	一七
織田長利	三	一七
織田信大	三	一七
織田信恒	三	一七
大浦兼一	三	四〇
大岡忠量	三	一七
大岡忠綱	三	一七
大給近孝	三	一七
大久保忠言	三	一七
大久保忠春	三	三〇
大久保立	一	一七
大久保教尚	三	一七
大河内輝耕	三	一七
大河内正敏	三	一七
大河内正倫	三	一七
大迫武彥	三	三〇
大迫尚一	三	四〇
大島陸太郎	三	二九
大島忠	三	二〇
大關增敏	三	一七
大田原綏清	三	一七
大宮以季	一	一七
大村泰敏	三	二一
太田資業	三	一七
岡崎恭光	三	一七
岡澤精一	三	四〇
岡部長景	三	一七
奥田直紹	一	一七
奥田直元	三	一七
奥田直恭	三	一七
押小路公知	四	一七
愛宕通經	三	一七
加藤克明	三	一七
加藤泰通	三	一七
加藤泰成	三	一七
加藤隆義	三	一七
加納久朗	三	一七
勘解由小路資承	三	二〇
海江田幸吉	三	一七
風早公武	三	一七
片桐貞央	三	一七
交野政邁	三	四〇
金子堅太郎	一	一七
唐橋在正	一	二八
川上邦良	三	四〇
川村景敏	三	二〇
河瀨備	三	二〇
河田春雄	三	三
河鰭實英	三	一七
木下利福	三	一七
木下俊哲	一	一七
北小路三郎	三	二七
北小路資武	三	三
吉川元光	三	一七
清岡長言	三	一七
瀧岡龍	三	一七
京極高修	三	一七
京極高光	一	一七
京極高備	三	一七
京極高頼	三	一七
九鬼隆輝	三	一七
九鬼隆治	三	一七
久世廣武	三	一七
久世通章	三	一七
久留島健三郎	三	一七
櫛笥隆督	一	一七
朽木綱貞	一	一七
栗野愼一郎	一	四〇
黒田文記	一	三〇
黒田長敬	一	一七
黒田廣志	三	一七
小出英延	一	一七
五條爲正	三	一七
五島盛輝	一	一七
近衞秀麿	一	一七
米田國臣	三	三五
佐竹義勝	三	一七
稅所篤秀	三	三〇
齋藤實	一	四〇
酒井忠英	三	一七
酒井忠晄	三	一七
酒井忠一	三	一七
相良賴網	三	一七
實吉安純	一	四〇
榊原政春	四	一七
櫻井忠胤	三	一七
櫻井義功	三	一七
持明院哲謙	三	一七
慈光寺恭仲	三	一七
宍戸功男	三	三五
七條光明	三	三〇
品川清太郎	三	一七
芝山孝豐	一	一七
澁澤榮一	一	九
白川資長	三	一七
新庄直知	三	一七
諏訪忠元	三	一七
末松春彥	三	四〇
杉七郎	三	三〇
關長暉	三	一七
仙石政敬	三	一
曾我祐邦	三	四〇
曾禰昌孝	三	三〇
相馬孟胤	三	一七
園池公致	三	一七
田尻稻太郎	一	一七
田中阿歌麿	三	一七
田村丕顯	三	一七
伊達宗定	一	一七
高丘和季	三	三五
高木正得	三	一七
高倉永[illegible]	三	一七
高島友武	三	三五
高辻宜[illegible]	三	一七
高松公春	三	三〇
高橋是賢	三	四〇
瀧脇宏光	三	一七
竹内惟緘	三	一七
竹屋春光	三	一七
立花種忠	三	一七
立見豐丸	三	四〇
建部秀隆	一	一七
谷儀一	三	一七
谷閑衞	一	一七
千種有秀	一	一七
津輕益男	三	一七
土御門晴善	三	一七
土屋正直	三	一七
堤雄長	三	一七
土岐章	三	一七
土井利孝	三	一七
土井利寬	四	一七
土井利美	三	一七
戸澤正己	三	一七
戸田氏次	三	一七
戸田忠[illegible]	三	一七
戸田忠[illegible]	三	一七
戸田忠[illegible]	三	一七
戸田康保	三	一七
外山英春	三	一七
東[illegible]	一	一七
藤堂高實	一	三五
遠山建彥	一	一七
遠山武宗	三	一七
富小路隆直	三	一七
豐岡圭春	三	一七
鳥居忠一	三	一七
島尾敬光	三	一七
内藤政利	三	一七
内藤政光	三	一七
内藤正道	三	一七
内藤正陽	三	一七
内藤政光	一	一七
内藤頼輔	三	八
中園輝雄	三	一七
丹羽長德	三	四〇
西勝男	三	一七
西尾忠方	三	一七
西大路吉光	三	一七
西洞院信意	三	一七
西四辻公堯	三	一七
錦織保[illegible]	一	一七
錦小路賴孝	三	一七
野宮定茂	三	一七
野村益三	三	一七
波多野二郎	三	三〇
萩原員振	三	六
橋本長俊	三	一七
八條隆正	三	四〇
花園公榮	三	一九
花房太郎	三	四〇
日野西資博	三	一七
濱尾四郎	三	三〇
樋口誠康	一	一七
東園基光	三	一七
東坊城政長	三	一七
久松勝親	三	一七
久松喬	三	一七
土方雄武	三	一七
一柳直德	三	一七
一柳末幸	三	一七
平松時陽	三	一七
福岡秀猪	三	一七
福羽眞域	三	三〇
伏原宣足	一	一七
藤井行德	三	一七
藤谷爲寬	一	一七
藤波（茂時）	三	一七
舟橋清賢	三	一七
保科正昭	三	一七
北條雋八	三	一七
細川興治	三	一七
細川立興	三	一七
細川利文	三	一七
堀秀奚	三	一七
堀河康文	三	一七
堀田正路	三	一七
堀田正亨	四	一七
本莊宗正	三	一七
本莊宗秉	三	一七
本多助信▲	三	一七
本多忠晃	三	一七
本多忠昭	三	一七
本多忠鋒	三	一七
本多辰男	三	一七
本多正衡	三	一七
本多（康虔）	三	一七
本多祥	三	一七
間部詮信	一	一七
前田利繕	三	一七
前田利定	三	一七
牧野一成	一	一七
牧野貞寧	三	一七
牧野忠篤	一	一七
牧野忠良	一	一七
牧野康强	一	一七
蒔田廣城	三	一七
增山正興	三	三〇
町尻量弘	三	一七
松井康照	三	一七
松浦靖	一	三
松平定晴	三	一七
松平武親	三	一七
松平忠諒	三	一七
松平銑之助	四	一七
松平忠正	一	一七
松平忠壽	三	一七
松平親義	三	一七
松平直一	三	一七
松平直德	一	一七
松平直平	一	一七
松平直幹	三	一七
松平信美	三	一七
松平乘文	三	一七
松平乘統	三	一七
松平保男	三	一七
松平康春	三	一七
松平義爲	一	一七
松平慶民	三	三九
松平頼和	三	一七
松平頼來	三	一七
松平頼平	三	一七
松平頼安	一	一七
松前勝齊	一	一七
三浦松二郎	一	一七
三浦基次	三	一七
三島通陽	三	三〇
三室戸敬光	三	一七
三宅忠强	三	二〇
三好東一	三	一七
水無瀨忠政	三	一七
水野忠陽▲	三	一七
水野忠泰	一	一七
水野勝邦	三	一七
水野直款	三	一七
武者小路公共	三	一七
毛利高範	一	一七
毛利元雄	三	一七
毛利元恒	三	一七
毛利元秀	三	一七
本野盛一	三	四〇
森清	三	三
森俊成	三	一七
森忠總	三	一七
森川恒	一	一七
柳生俊久	三	一七
柳澤德忠	一	一七
柳澤光治	三	一七
藪篤麿	一	一七
山井兼武	三	一七
山内豐健	三	三
山内豐英	三	三〇
山尾三郎	三	二〇
山岡鐵雄	三	三
山口一八	一	三三
山口弘達	一	一七
山地元忠	三	二八
山本公寬	三	三〇
由利正通	三	一七
吉井信康	三	三〇
吉田清風	三	一七
吉田良兼	三	三〇
米倉昌達	三	一七
米津政賢	三	一七
冷泉爲勇	三	一七
六角英通	三	一七
六鄕政貞	三	一七
六條有直	三	一七
脇坂安之	三	一七
渡邊七郎	三	一七
渡邊千冬	三	四〇
渡邊英綱	三	一七

男爵—

當主	代數	受爵年
足立聲	[illegible]	[illegible]
河鰭惟孝	[illegible]	[illegible]
相浦助一	[illegible]	[illegible]
青山胤藏	[illegible]	[illegible]
青山新吉	[illegible]	[illegible]
赤松範一	[illegible]	[illegible]
明石元長	[illegible]	[illegible]
淺田良逸	[illegible]	[illegible]
淺野忠允	[illegible]	[illegible]
淺野守夫	[illegible]	[illegible]
淺野養長	[illegible]	[illegible]
粟田口信興	[illegible]	[illegible]
新井清一	[illegible]	[illegible]
荒尾之茂	[illegible]	[illegible]
荒尾卿正	[illegible]	[illegible]
荒木田[illegible]閣	[illegible]	[illegible]
有地勅	[illegible]	[illegible]
有地藤三郎	[illegible]	[illegible]
有馬純長	[illegible]	[illegible]
有馬正綱	[illegible]	[illegible]
有吉立生	[illegible]	[illegible]
安東貞美	[illegible]	[illegible]
安藤直義	[illegible]	[illegible]
安保清種	[illegible]	[illegible]
井上傑三郎	[illegible]	[illegible]
井上淺純	[illegible]	[illegible]
井田磐楠	[illegible]	[illegible]
伊江朝助	[illegible]	[illegible]
伊賀氏英	[illegible]	[illegible]
伊木忠愛	[illegible]	[illegible]
伊集院松治	[illegible]	[illegible]
伊集院虎一	[illegible]	[illegible]
伊瀬知輝	[illegible]	[illegible]
伊丹重雄	[illegible]	[illegible]
伊地知請	[illegible]	[illegible]
伊東美諦	[illegible]	[illegible]
伊藤一郎	[illegible]	[illegible]
伊藤安吉	[illegible]	[illegible]
伊藤文吉	[illegible]	[illegible]
生駒光雄	[illegible]	[illegible]
飯田精太郎	[illegible]	[illegible]
池田勝吉	[illegible]	[illegible]
池田長康	[illegible]	[illegible]
池田秀一	[illegible]	[illegible]
池田博知	[illegible]	[illegible]
池田政之	[illegible]	[illegible]
諫早英雄	[illegible]	[illegible]
石河光昂	[illegible]	[illegible]
石本惠吉	[illegible]	[illegible]
一條富甚	[illegible]	[illegible]
稻田昌植	[illegible]	[illegible]
英木守之	[illegible]	[illegible]
今枝直規	[illegible]	[illegible]
今園國貞	[illegible]	[illegible]
岩倉具德	[illegible]	[illegible]
岩倉道具	[illegible]	[illegible]
岩佐新	[illegible]	[illegible]
岩崎久彌	[illegible]	[illegible]
岩崎小彌太	[illegible]	[illegible]
岩村一木	[illegible]	[illegible]
岩村博	[illegible]	[illegible]
到津公熙	[illegible]	[illegible]
宇佐川正雄	[illegible]	[illegible]
上田兵吉	[illegible]	[illegible]
上田宗雄	[illegible]	[illegible]
內海勝二	[illegible]	[illegible]
內田敏雄	[illegible]	[illegible]
內山小二郎	[illegible]	[illegible]
太秦康光	[illegible]	[illegible]
瓜生外吉	[illegible]	[illegible]
小澤定雄	[illegible]	[illegible]
小野愈光	[illegible]	[illegible]
小畑大太郎	[illegible]	[illegible]
小原駿吉	[illegible]	[illegible]
尾崎忠孝	[illegible]	[illegible]
尾崎洵盛	[illegible]	[illegible]
大井成元	[illegible]	[illegible]
大久保光野	[illegible]	[illegible]
大倉喜七郎	[illegible]	[illegible]
大藏公望	[illegible]	[illegible]
大寺純藏	[illegible]	[illegible]
大島富士太郎	[illegible]	[illegible]
大沼昭雄	[illegible]	[illegible]
大村武純	[illegible]	[illegible]
大森佳一	[illegible]	[illegible]
岡俊二	[illegible]	[illegible]
岡春雄	[illegible]	[illegible]
岡內重清	[illegible]	[illegible]
岡崎正雄	[illegible]	[illegible]
岡野貞節	[illegible]	[illegible]
沖原光孚	[illegible]	[illegible]
沖田瀾學	[illegible]	[illegible]
奧村榮郎	[illegible]	[illegible]
奧村則同	[illegible]	[illegible]
奧[illegible]英	[illegible]	[illegible]
押小路忠雄	[illegible]	[illegible]
加嶋政一	[illegible]	[illegible]
加藤泰邦	[illegible]	[illegible]
加藤成之	[illegible]	[illegible]
鹿野眞夫	[illegible]	[illegible]
楫取三郎	[illegible]	[illegible]
梶野行和	[illegible]	[illegible]
片岡勝太	[illegible]	[illegible]
片岡和雄	[illegible]	[illegible]
片倉健吉	[illegible]	[illegible]
金子有道	[illegible]	[illegible]
上村從義	[illegible]	[illegible]
神尾毅一	[illegible]	[illegible]
神山郁昭	[illegible]	[illegible]
神田金樹	[illegible]	[illegible]
川口武和	[illegible]	[illegible]
川崎寬正	[illegible]	[illegible]
川崎武之助	[illegible]	[illegible]
川田龍吉	[illegible]	[illegible]
河邊博長	[illegible]	[illegible]
紀俊秀	[illegible]	[illegible]
木越安綱	[illegible]	[illegible]
木梨亮一	[illegible]	[illegible]
木邊孝慈	[illegible]	[illegible]
木保守一	[illegible]	[illegible]
菊池武夫	[illegible]	[illegible]
北大路實信	[illegible]	[illegible]
北垣晋一	[illegible]	[illegible]
北河原公平	[illegible]	[illegible]
北里柴三郎	[illegible]	[illegible]
北嶋貫孝	[illegible]	[illegible]
北畠義郎	[illegible]	[illegible]
吉川重國	[illegible]	[illegible]
肝付兼英	[illegible]	[illegible]
九鬼隆一	[illegible]	[illegible]
九條良政	[illegible]	[illegible]
九條良致	[illegible]	[illegible]
久保田讓	[illegible]	[illegible]
楠本正緘	[illegible]	[illegible]
倉富勇三郎	[illegible]	[illegible]
國司直行	[illegible]	[illegible]
黑川幹太郎	[illegible]	[illegible]
黑瀨義一	[illegible]	[illegible]
黑田長餘	[illegible]	[illegible]
黑田長和	[illegible]	[illegible]
黑田善治	[illegible]	[illegible]
小池正晃	[illegible]	[illegible]
小早川四郎	[illegible]	[illegible]
小松行一	[illegible]	[illegible]
久我通保	[illegible]	[illegible]
五條穎次	[illegible]	[illegible]
兒玉清雄	[illegible]	[illegible]
[illegible]手田誠之助	[illegible]	[illegible]
鴻池善右衛門	[illegible]	[illegible]
近藤滋彌	[illegible]	[illegible]
佐[illegible]（定雄）	[illegible]	[illegible]
佐竹敬治郎	[illegible]	[illegible]
古竹義輔	[illegible]	[illegible]
佐竹義立▲	[illegible]	[illegible]
佐竹義利	[illegible]	[illegible]
佐藤昌介	[illegible]	[illegible]
佐藤達郎	[illegible]	[illegible]
佐野習勝	[illegible]	[illegible]
阪井成爾	[illegible]	[illegible]
阪谷芳郎	[illegible]	[illegible]
阪本俊篤	[illegible]	[illegible]
酒井忠精	[illegible]	[illegible]
相樂公愛	[illegible]	[illegible]
眞田幸世	[illegible]	[illegible]
澤宣元	[illegible]	[illegible]
澤田寧闊	[illegible]	[illegible]
澤村武雄	[illegible]	[illegible]
鮫嶋具重	[illegible]	[illegible]
四條隆英	[illegible]	[illegible]
淸水博春	[illegible]	[illegible]
斯波忠三郎	[illegible]	[illegible]
園（博仲）	[illegible]	[illegible]
宍戸乙彥	[illegible]	[illegible]
幣原喜重郎	[illegible]	[illegible]
芝小路鑒俊	[illegible]	[illegible]
芝亭公同	[illegible]	[illegible]
柴山昌生	[illegible]	[illegible]
澁谷隆致	[illegible]	[illegible]
嶋津健之助▲	[illegible]	[illegible]
嶋津繁麿	[illegible]	[illegible]
嶋津忠彥	[illegible]	[illegible]
嶋津貫暢	[illegible]	[illegible]
嶋津忠夫	[illegible]	[illegible]
嶋津齊[illegible]	[illegible]	[illegible]
嶋津（忠顧）	[illegible]	[illegible]
嶋津忠丸	[illegible]	[illegible]
嶋津隼彥	[illegible]	[illegible]
嶋津久厚	[illegible]	[illegible]
嶋津久英	[illegible]	[illegible]
嶋村初太郎	[illegible]	[illegible]
尚順	[illegible]	[illegible]
尚琳	[illegible]	[illegible]
勝田二郎	[illegible]	[illegible]
白根松介	[illegible]	[illegible]
周布兼道	[illegible]	[illegible]
杉溪言長	[illegible]	[illegible]
鈴木脩治	[illegible]	[illegible]
住友吉左衛門	[illegible]	[illegible]
關義壽	[illegible]	[illegible]
千家尊統	[illegible]	[illegible]
千秋季隆	[illegible]	[illegible]
千田嘉平	[illegible]	[illegible]
園田武彥	[illegible]	[illegible]
園田實	[illegible]	[illegible]
田中義一	[illegible]	[illegible]
田中美津男	[illegible]	[illegible]
田宮鈴太郎	[illegible]	[illegible]
多久龍三郎	[illegible]	[illegible]
伊達正人	[illegible]	[illegible]
伊達宗經	[illegible]	[illegible]
伊達宗克	[illegible]	[illegible]
伊達成勳	[illegible]	[illegible]
高木喜寬	[illegible]	[illegible]
高崎正光	[illegible]	[illegible]
高崎弓彥	[illegible]	[illegible]
高部宣千麿	[illegible]	[illegible]
高澤新二	[illegible]	[illegible]
高平小太郎	[illegible]	[illegible]
鷹司信熙	[illegible]	[illegible]
竹越正己	[illegible]	[illegible]
武井守成	[illegible]	[illegible]
立花馨	[illegible]	[illegible]
種子嶋守時	[illegible]	[illegible]
[illegible]松公敏	[illegible]	[illegible]
長[illegible]基麿	[illegible]	[illegible]
調所一[illegible]	[illegible]	[illegible]
津輕承靖	[illegible]	[illegible]
津田弘道	[illegible]	[illegible]
津守通秀	[illegible]	[illegible]
都筑忠春	[illegible]	[illegible]
塚本浩次	[illegible]	[illegible]
辻幸之助	[illegible]	[illegible]
辻太郎	[illegible]	[illegible]
土屋光[illegible]	[illegible]	[illegible]
堤正之	[illegible]	[illegible]
角田[illegible]	[illegible]	[illegible]
坪井（九八郎）	[illegible]	[illegible]
鶴殿家勝	[illegible]	[illegible]
出羽重遠	[illegible]	[illegible]
寺嶋敏三	[illegible]	[illegible]
田健治郎	[illegible]	[illegible]
土倉光三郎	[illegible]	[illegible]
外松孫太郎	[illegible]	[illegible]
東鄕安	[illegible]	[illegible]
藤堂高成	[illegible]	[illegible]
常磐井堯熙	[illegible]	[illegible]
德川喜諭	[illegible]	[illegible]
德川誠	[illegible]	[illegible]
德川義恕	[illegible]	[illegible]
德川好敏	[illegible]	[illegible]
德大寺則麿	[illegible]	[illegible]
富井政章	[illegible]	[illegible]
富岡定俊	[illegible]	[illegible]
富岡明維	[illegible]	[illegible]
名和長憲	[illegible]	[illegible]
奈良原三次	[illegible]	[illegible]
中川良長	[illegible]	[illegible]
中嶋久萬吉	[illegible]	[illegible]
中根實元	[illegible]	[illegible]
中御門經民	[illegible]	[illegible]
中[illegible]三郎	[illegible]	[illegible]
中村謙一	[illegible]	[illegible]
中村貫之	[illegible]	[illegible]
中山信實	[illegible]	[illegible]
中山武敏	[illegible]	[illegible]
永山盛輝	[illegible]	[illegible]
長與立[illegible]	[illegible]	[illegible]
梨羽時介	[illegible]	[illegible]
鍋嶋直貞	[illegible]	[illegible]
鍋嶋綱曆	[illegible]	[illegible]
鍋嶋直明	[illegible]	[illegible]
鍋嶋陸郎	[illegible]	[illegible]
今歸仁朝英	[illegible]	[illegible]
南部光春	[illegible]	[illegible]
南部日實	[illegible]	[illegible]
二條（[illegible]基）	[illegible]	[illegible]
西紳六郎	[illegible]	[illegible]
西竹一	[illegible]	[illegible]
西五辻文仲	[illegible]	[illegible]
西嶋助義	[illegible]	[illegible]
西高辻信雄	[illegible]	[illegible]
西村敏三	[illegible]	[illegible]
新田忠純	[illegible]	[illegible]
若王子文健	[illegible]	[illegible]
野崎貞喜	[illegible]	[illegible]
野田龜喜	[illegible]	[illegible]
野村正二郎	[illegible]	[illegible]
野村素一	[illegible]	[illegible]
[illegible]元正輝	[illegible]	[illegible]
華園眞淳	[illegible]	[illegible]
原口[illegible]	[illegible]	[illegible]
原[illegible]	[illegible]	[illegible]
林權助	[illegible]	[illegible]
林忠一	[illegible]	[illegible]
日高壯之丞	[illegible]	[illegible]
平佐嘉彥	[illegible]	[illegible]
平沼騏一郎	[illegible]	[illegible]
平野長祥	[illegible]	[illegible]
平山成信	[illegible]	[illegible]
東久世秀雄	[illegible]	[illegible]

當主	代數	受爵年
東三條實敬	[illegible]	[illegible]
深尾隆太郎	[illegible]	[illegible]
福島四郎	[illegible]	[illegible]
福原邦樹	[illegible]	[illegible]
福原俊丸	[illegible]	[illegible]
福原基彥	[illegible]	[illegible]
藤井照三	[illegible]	[illegible]
藤枝修	[illegible]	[illegible]
藤大路親美	[illegible]	[illegible]
藤田平太郎	[illegible]	[illegible]
藤村義朗	[illegible]	[illegible]
船越光之丞	[illegible]	[illegible]
古市公威	[illegible]	[illegible]
古河虎之助	[illegible]	[illegible]
日置德太郎	[illegible]	[illegible]
穗積重遠	[illegible]	[illegible]
穗積俊玄	[illegible]	[illegible]
坊城俊賢	[illegible]	[illegible]
細川興增	[illegible]	[illegible]
細川一之助	[illegible]	[illegible]
細川忠雄	[illegible]	[illegible]
本田不二廣	[illegible]	[illegible]
本田副恭	[illegible]	[illegible]
本多政樹	[illegible]	[illegible]
本堂親雄	[illegible]	[illegible]
眞木平一郎	[illegible]	[illegible]
眞鍋十藏	[illegible]	[illegible]
萬里小路元秀	[illegible]	[illegible]
前嶋彌	[illegible]	[illegible]
前田瑪	[illegible]	[illegible]
前田孝	[illegible]	[illegible]
前田利功	[illegible]	[illegible]
前田直行	[illegible]	[illegible]
前田雄吉	[illegible]	[illegible]
槇村正介	[illegible]	[illegible]
益田兼施	[illegible]	[illegible]
益田孝	[illegible]	[illegible]
松井慶四郎	[illegible]	[illegible]
松井敏之	[illegible]	[illegible]
松尾義夫	[illegible]	[illegible]
松岡均平	[illegible]	[illegible]
松木官彥	[illegible]	[illegible]
松園信濃	[illegible]	[illegible]
松田正之	[illegible]	[illegible]
松平外與麿	[illegible]	[illegible]
松平齊光	[illegible]	[illegible]
松永正雄	[illegible]	[illegible]
松前靖留	[illegible]	[illegible]
松村務	[illegible]	[illegible]
松村弘之	[illegible]	[illegible]
松本鼎一	[illegible]	[illegible]
松本本松	[illegible]	[illegible]
三井高精	[illegible]	[illegible]
三井壽太郎	[illegible]	[illegible]
三浦英太郎	[illegible]	[illegible]
三須精一	[illegible]	[illegible]
三好積介	[illegible]	[illegible]
壬生泰正	[illegible]	[illegible]
箕作俊一	[illegible]	[illegible]
水谷川忠麿	[illegible]	[illegible]
水野武	[illegible]	[illegible]
南光利	[illegible]	[illegible]
南岩倉具武	[illegible]	[illegible]
宮成公勳△	[illegible]	[illegible]
宮原旭	[illegible]	[illegible]
向山均	[illegible]	[illegible]
村井長八郎	[illegible]	[illegible]
村上勝吉	[illegible]	[illegible]
村木雅枝	[illegible]	[illegible]
村田保定	[illegible]	[illegible]
目賀田綱美	[illegible]	[illegible]
毛利元良	[illegible]	[illegible]
毛利忠男	[illegible]	[illegible]
毛利祥久	[illegible]	[illegible]
[illegible]原誠	[illegible]	[illegible]
元田亨吉	[illegible]	[illegible]
森岡鉎一郎	[illegible]	[illegible]
森村市左衛門	[illegible]	[illegible]
矢吹省三	[illegible]	[illegible]
安川敬一郎	[illegible]	[illegible]
安場末喜	[illegible]	[illegible]
八代六郎	[illegible]	[illegible]
山內豐緜	[illegible]	[illegible]
山內豐政	[illegible]	[illegible]
山內長人	[illegible]	[illegible]
山內志郎	[illegible]	[illegible]
山縣有光	[illegible]	[illegible]
山川健次郎	[illegible]	[illegible]
山川健	[illegible]	[illegible]
山口正男	[illegible]	[illegible]
山崎治敏	[illegible]	[illegible]
山澤靜一	[illegible]	[illegible]
山下源太郎	[illegible]	[illegible]
山田東三郎	[illegible]	[illegible]
山名義路▲	[illegible]	[illegible]
山中秀二郎	[illegible]	[illegible]
山根成一	[illegible]	[illegible]
山根健男	[illegible]	[illegible]
山本勝	[illegible]	[illegible]
山本達雄	[illegible]	[illegible]
[illegible]田紡	[illegible]	[illegible]
横山隆俊	[illegible]	[illegible]
鷲尾光篤	[illegible]	[illegible]
渡邊章	[illegible]	[illegible]
渡邊修二	[illegible]	[illegible]
渡邊汀	[illegible]	[illegible]

▲印は禮遇不享、△印は禮遇停止中、括弧內は前代死亡若しくは隱居後未襲爵のもの、受爵年一五以下の數字は大正、他は明治、羅馬數字は昭和を示す。

【陞爵】子爵清浦奎吾、同後藤新平兩氏は三年十一月伯爵に陞せられ、新平氏の後は一藏氏之を襲げり。

【授爵】山下源太郎、佐藤昌介、團琢磨、德川好敏の三氏は三年十一月各男爵を授けられたり。

【失爵】男爵鮫嶋重雄氏死亡（三年四月）の處男爵子なき爲め、三年十月同家は襲爵し得ざるものとなれり。

【辭爵】子爵井上馨氏四年二月廿二日死亡の處、遺言に依り辭爵する事となれり。

【禮遇異動】男爵佐竹義立氏は破產の宣告を受けたるため四年二月禮遇不享となり、子爵土井利與嗣子利孝氏は同五月准禁治產宣告取消確定の爲め改めて華族の禮遇を享くることゝなれり。

高級有位者（昭和四年九月一日現在）

從一位— 淺野長勳

正二位— 井上勝之助　伊東巳代治　石黑忠悳　上原勇作　內山小二郎　大久保利和　大村純雄　奧保鞏　金子堅太郎　清浦奎吾　九鬼隆一　九條道實　倉富勇三郎　栗野愼一郎　黑田長成　嵯峨公勝　西園寺公望　齋藤實　曾我祐準　田中光顯　出羽重遠　戶田氏共　東鄕平八郎　德川家達　平山成信　伏原宣足　萬里小路通房　牧野伸顯　松平康莊　毛利元昭　山下源太郎　山本權兵衞　柳原愛子

從二位— 青山幸宜　秋山好古　安東貞美　井伊直安　伊藤博邦　石井菊次郎　一木喜德郎　一戶兵衞　稻垣太祥　內田康哉　瓜生外吉　大井成元　大迫尙道　大宮以季　沖原光孚　唐橋在正　木越安綱　久世通章　久保田讓　實吉安純　淸水谷實英　柴五郎　淸閑寺經房　田中義一　高倉永則　財部彪　建部秀隆　德川達孝　德大寺公弘　西嶋助義　野間口兼雄　橋本實頴　蜂須賀正韶　林權助　日高壯之丞　久松定謨　土方雄志　平沼騏一郎　藤井行德　本鄕房太郎　本多正憲　松浦厚　松木宗隆　松平直亮　松平賴安　松平綱平　松室致　柳澤德忠　柳澤保惠　山內豐景　山川健次郎　山口弘達　吉松茂太郎　渡邊章

高級帶勳者（昭和四年九月一日現在）

大勳位菊花章頸飾— 載仁親王　東鄕平八郎　西園寺公望

大勳位菊花大綬章— 雍仁親王　守正王　多嘉王　稔彥王　奧保鞏　宣仁親王　博恭王　鳩彥王　博義王　山本權兵衞

勲一等旭日桐花大綬章

武彦王　恒憲王　朝融王　春仁王　淺野長勲　伊東巳代治
一木喜徳郎　上原勇作　内田康哉　大嶋健一　鹿嶋萩麿　華頂博信
金子堅太郎　清浦奎吾　久邇邦久　倉富勇三郎　小松輝久　齋藤實
澁澤榮一　田中光顯　高橋是清　筑波藤麿　戸田氏共　徳川家達
林權助　平沼騏一郎　牧野伸顯　山下源太郎　山階芳麿　若槻禮次郎

勲一等旭日大綬章

安達峰一郎　秋山好古　荒井賢太郎　有馬良橘　安東貞美　井上勝之助　井出謙治　伊地知季珍　伊藤乙次郎　伊藤博邦　石井菊次郎　石黒忠悳　石塚英藏　石原健三　一戸兵衛　市川清次郎　犬養毅　稲垣三郎　宇垣一成　内田嘉吉　内田重成　内山小二郎　瓜生外吉　江木千之　江木翼
小栗孝三郎　尾崎行雄　大井成元　大庭二郎　岡田啓介　岡田良平　神原光孚　上山滿之進　金子堅太郎　川嶋令次郎　河合操　木越安綱　木村壯介　九鬼隆一　窪田靜太郎　栗野愼一郎　黒井悌次郎　黒田長成　兒玉秀雄　近藤基樹　佐藤愛麿　佐藤昌介　阪谷芳郎　阪本一　櫻井錠二
實吉安純　志岐守治　志水小一郎　勝田主計　幣原喜重郎　白川義則　白水淡　菅野尚一　鈴木喜三郎　鈴木貫太郎　鈴木莊六　關屋貞三郎　田中義一　田中政明　田中弘太郎　高嶋友武　高山公道　財部彪　竹下勇　武内徹　武富時敏　種子田右八郎　千坂智次郎　筑紫熊七　鶴田禎次郎
出羽重遠　田健治郎　床次竹二郎　栃内曾次郎　富井政章　奈良武次　中嶋正武　中嶋與曾八　中野直枝　中橋徳五郎　長崎省吾　南部辰丙　西川虎次郎　西嶋助義　野間口兼雄　埴原正直　濱口雄幸　日高壯之丞　平山成信　福田馬之助　福田雅太郎　古市公威　古川阪次郎　星野庄三郎　本鄕房太郎
松井慶四郎　松室致　水野錬太郎　宮田太郎　武藤信義　森山慶三郎　安[illegible]作一郎　八代六郎　山川健次郎　山路一善　山梨半造　山内長人　山本達雄　吉松茂太郎　芳澤謙吉　渡邊禎太郎

勲一等寶冠章

故能久親王妃富子　載仁親王妃智惠子　故邦憲王妃好子　故恒久王妃昌子内親王　邦彦王妃俔子　鳩彦王妃允子内親王　稔彦王妃聰子内親王
故依仁親王妃周子　博恭王妃經子　故成久王妃房子内親王　守正王妃伊都子　故菊麿王妃常子　多嘉王妃靜子　李王妃方子女王　雍仁親王妃勢津子

勲一等瑞寶章

秋月左都夫　秋山雅之助　淺田德則　荒木寅三郎　有吉明　安保清種　井上一次　井上幾太郎　井上哲次郎　伊澤多喜男　石川千代松　石光眞臣　磯村年　板倉松太郎　市來乙彦　犬塚勝太郎　入江爲守　入澤達吉　岩崎久彌　岩村俊武　宇佐美勝夫　内田定槌　内野辰次郎　上田萬年　小川平吉　小野寺重太郎　小橋一太　小幡酉吉　小原駩吉
尾野實信　大澤謙二　大谷幸四郎　大塚嬰　岡喜七郎　岡實　沖野忠雄　加藤寛治　嘉納治五郎　粕谷義三　片山國嘉　金井延　金谷範三　鎌田榮吉　川原袈裟太郎　河村讓三郎　河村正彦　河本重次郎　木佐木幸輔　木村[illegible]　岸本鹿太郎　[illegible]治　黒田英雄　小池勇助　小泉正保　小泉六一　小金井良精　小藤文次郎　小松謙次郎　佐藤三吉　佐藤鐵太郎　西園寺八郎
齋藤季治郎　齋藤半六　木場貞長　古在由直　柴五郎　白仁武　菅原通敬　鈴木孝雄　仙石貢　田内三吉　田付七太　田中國重　田中都吉　田中盛秀　田中館愛橘　田部芳　田部朔郎　伊達只吉　高田早苗　高山勇藏　竹上常三郎　谷口尚眞　谷口留五郎　俵孫一　塚本清治　手塚太郎　戸祭文藏　東鄕吉太郎　富谷鉎太郎　豐島直通　中澤岩太
長岡外史　長岡春一　南部麒次郎　二上兵次　仁尾惟義　西野元　馬場英一　馬場愿治　萩野求吉　狛良太郎　服部宇之吉　花井卓藏　引田乾作　土方寧　平井晴二郎　平山[illegible]信　福田彦助　福原佳哉　藤井茂太　藤原[illegible]太郎　藤澤利喜太郎　藤田嗣章　舟越楫四郎　古川鈊三郎　星野金吾　本多熊太郎　眞野文二　町田經宇　松井茂　松浦善助　松平恒雄
松村龍雄　松本重雄　三浦謹之助　三上參次　三土忠造　三井八郎右衛門　水町袈裟六　宮田光雄　宮地久壽馬　村岡長太郎　元田肇　百武三郎　森岡守成　矢部辰三郎　柳原愛子　山川端夫　山田彦八　山田隆樹　山中柴吉　山之内一次　柚原完藏　湯淺倉平　横田秀雄　横山又次郎　吉村長策　李家隆介　和田彦次郎　若林賚藏　渡邊暢　渡邊壽

功一級

大井成元　奥保鞏　東鄕平八郎　山本權兵衛

華族戸數

年次	公爵	侯爵 内地人	侯爵 朝鮮人	伯爵 内地人	伯爵 朝鮮人	子爵 内地人	子爵 朝鮮人	男爵 内地人	男爵 朝鮮人	計 内地人	計 朝鮮人
大正一三	一九	三八	七	一〇三	三	三七九	一八	四〇三	三二	九四二	六〇
一四	一九	三八	六	一〇四	三	三八二	一八	四〇三	三二	九四六	五九
昭和元	一九	三九	七	一〇五	三	三八一	一八	四〇九	三二	九五三	六〇
二	一八	三九	七	一〇五	三	三八一	一八	四〇九	三二	九五三	六〇
三	一八	四〇	七	一〇八	三	三七九	一八	四一一	三二	九五六	六〇

有位者人員

年次	從一位	正二位	從二位	正三位	從三位	正四位	從四位	正五位
昭和元	一	二六	八六	二四九	五一八	一、二〇三	二、三三〇	五、四五八
二	一	二三	八四	二七七	五三八	一、三〇二	二、四三七	五、六七三
三	一	二六	八三	二六九	五六五	一、三四三	二、五六〇	五、九一八

年次	從五位	正六位	從六位	正七位	從七位	正八位	從八位	計
昭和元	七、四六八	九、一四〇	一三、三五七	一四、一九六	三五、七六九	四九、二五〇	一、九八四	一五一、一九五
二	七、九二〇	九、七四五	一四、八七三	一四、九四一	三七、二〇七	五三、七四七	一、九八九	一五九、七二七
三	八、六六三	一〇、一三五	一五、四八八	一五、九二六	四三、一七三	五四、六四九	二、〇〇二	一六九、七九九

勲章佩用個數及人員（昭和三年末）

等級	菊花章 人員	菊花章 個數	旭日章 人員	旭日章 個數	瑞寶章 人員 男	瑞寶章 人員 女	瑞寶章 個數 男	瑞寶章 個數 女	寶冠章 人員	寶冠章 個數	計 人員	計 個數
菊花章頸飾	三	三	—	—	—	—	—	—	—	—	三	三
菊花大綬章	一三	一六	—	—	—	—	—	—	—	—	一三	一六
桐花大綬章	—	—	三三	四二	—	—	—	—	—	—	三二	四二
一	—	—	一二六	一二八	一四三	一	一九七	一	二〇	二〇	二八〇	三六六
二	—	—	二七九	[illegible]	[illegible]	一	[illegible]	一	一六	一七	[illegible]	[illegible]
三	—	—	六八七	[illegible]	[illegible]	三	[illegible]	四	三	三	[illegible]	[illegible]
四	—	—	一、六四四	[illegible]	[illegible]	一〇	[illegible]	二〇	九	三	[illegible]	[illegible]
五	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	二五	[illegible]	二五	二七	一六	[illegible]	[illegible]
六	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	三五	[illegible]	三五	六二	一八	[illegible]	[illegible]
七	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	七	[illegible]	七	三〇〇	三〇〇	[illegible]	[illegible]
八	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	一九三	[illegible]	一九三	一、六六七	一、六六七	[illegible]	[illegible]
計	一六	一九	[illegible]	七〇四、九五五	四六八、〇七二	二六四	五二四、八六六	二六六	二、一〇四	二、〇四七	一、一三七、六八二	一、三三一、二五三

勲章年金受領者及年金（各年末）

年次	旭日勲章 人員	旭日勲章 金額（圓）	金鵄勲章 人員	金鵄勲章 金額（圓）
昭和元	四、〇三三	一九九、八五二	六五、六九九	八、六六四、〇〇〇
二	三、九七六	一五四、五〇五	六五、〇八六	二、七二七、六〇〇
三	三、七三三	一三六、四三〇	六三、八八〇	二、四九〇、一〇〇

勲章贈與外國人（毎年贈與數）

年次	大勲位	勲一等	二	三	四	五	六	七	八	計
昭和元	一	一〇	四	一六	一四	八	三	三	二	七〇
二	一	一五	三	三一	一九	二	一	一	一	一〇三
三	—	一六	一六	四〇	三三	三	一	—	—	一一七

外國勲章受領佩用者（毎年允許數）

年次	文官	武官	其他	計
大正一四	六四	八一	四三	一八八
昭和元	七一	五二	七〇	一九三
昭和二	五四	八一	五五	一九二
三	七四	九四	七七	二四五

勲章褫奪人員

年次	勲章 四等以上	五等	六等	七等	八等	計	金鵄勲章 四級以上	五級	六級	七級	計
昭和元	—	—	六	三六	三五五	四〇七	—	—	一	一七	一八
二	—	一	四	四五	二六六	三一六	—	—	—	一六	一六
三	二	四	六	六二	二〇八	二七二	—	一	一	一五	一七

褒章受領者數

年次	褒章 紅綬	綠綬	藍綬	紺綬	計	賞杯 實業	德行	公益	公務	褒状 寄附	金員 人命	德行	計
昭和元	—	五	四	一七二	一八一	一	—	—	—	二、八八四	—	—	二、九九五
二	—	六	三	三三四	三四三	三	—	—	—	二、四四一	—	—	二、四四四
三	—	九六	八六	六〇三	七八五	一八	四九	三六	一	二、五三三	一	一	二、六六八

土地人口

位置

本邦の極南は臺灣高雄州恒春郡恒春庄七星岩南端（北緯二十一度四十五分）にして、極北は根室支廳占守郡阿頼度嶋最北端（北緯五十度五十五分）なり。又極東は根室支廳占守郡占守嶋小泊崎（東經百五十六度三十分）にして、極西は高雄州澎湖郡望安庄花嶼西端（東經百十九度十八分）なり。故に本邦は南北二十九度十分、東西三十七度十二分の間にあり。本州、四國、九州、北海道、朝鮮、臺灣、樺太の七大島及び之に附屬せる千六百十有餘の小島より成る。

方位		地名	經緯度
全國	極東	根室支廳占守郡占守嶋小泊崎	東經 一五六・三〇
	極西	高雄州澎湖郡望安庄花嶼西端	同 一一九・一八
	極南	高雄州恒春郡恒春庄七星岩南端	北緯 二一・四五
	極北	根室支廳占守郡阿頼度嶋最北端	同 五〇・五五
本州	極東	小笠原島南鳥嶋東端	東經 [illegible]
	極西	山口縣豐浦郡豐西村蓋井嶋西端	同 [illegible]
	極南	小笠原島南鳥島南端	北緯 [illegible]
	極北	青森縣下北郡大奥村辨天島北端	同 [illegible]
四國	極東	德島縣那賀郡椿村伊島東端	東經 [illegible]
	極西	愛媛縣西宇和郡三崎村黃金碆	同 [illegible]
	極南	高知縣幡多郡清水町黃金碆	北緯 [illegible]
	極北	香川縣小豆郡小豆島金ケ崎	同 [illegible]
九州	極東	大分縣南海部郡水の子嶋北端	東經 [illegible]
	極西	長崎縣南松浦郡大淀村鳥嶋南岩	同 [illegible]
	極南	鹿兒嶋縣大島郡與論島千々崎	北緯 [illegible]
	極北	長崎縣對馬嶋豐崎村北の手	同 [illegible]
琉球	極東	沖繩縣沖大島（ラサ島）東端	東經 [illegible]
	極西	沖繩縣與那國嶋西崎	同 [illegible]
	極南	沖繩縣竹富村南端	北緯 [illegible]
	極北	沖繩縣鳥島北端	同 [illegible]
北海道本地	極東	根室支廳花咲郡歯舞村納沙布崎	東經 [illegible]
	極西	函館支廳松前郡大島西端	同 [illegible]
	極南	函館支廳渡島國松前郡小島南端	北緯 [illegible]
	極北	宗谷支廳宗谷郡辨天嶋北端	同 [illegible]
千島	極東	根室支廳占守郡占守嶋小泊崎	東經 [illegible]
	極西	根室支廳國後郡ハツチヤス崎	同 [illegible]
	極南	根室支廳花咲郡秋勇留村南端	北緯 [illegible]
	極北	根室支廳占守郡阿頼度嶋最北崎	同 [illegible]

方位		地名	經緯度
朝鮮	極東	慶尚北道鬱陵島竹嶋	東經 [illegible]
	極西	平安北道龍川郡薪島面馬鞍嶋	同 [illegible]
	極南	全羅南道濟州嶋大靜面馬羅嶋	北緯 [illegible]
	極北	咸鏡北道穩城郡柔浦面	同 [illegible]
臺灣	極東	臺北州基隆市棉花嶼東端	東經 [illegible]
	極西	臺南州北港郡口湖庄新港西端	同 [illegible]
	極南	高雄州恒春郡恒春庄七星岩南端	北緯 [illegible]
	極北	臺北州基隆市彭佳嶼北端	同 [illegible]
澎湖島	極東	高雄州澎湖郡湖西庄查母嶼東端	東經 [illegible]
	極西	高雄州澎湖郡望安庄花嶼西端	同 [illegible]
	極南	高雄州澎湖郡望安庄大嶼南端	北緯 [illegible]
	極北	高雄州澎湖郡白沙庄目斗嶼北端	同 [illegible]
樺太	極東	東海岸北知床岬	東經 [illegible]
	極西	西海岸ウシヨロ	同 [illegible]
	極南	西能登呂岬	北緯 [illegible]
	極北	國境	同 [illegible]

新領土發見―ラサ嶋燐礦會社は三年四月ヒリツピンの西方東經一一三度二〇分、北緯一一度二八分の地點に周圍一里全土燐礦の無人嶋を發見し新南群嶋と命名し、我外務省は之を新領土と判定せり。同嶋は全嶋燐礦に覆はれ、にして、無線電信、海底電信の中繼所又は飛行機の着陸場に適し、軍事上にも重要なる地點なり。

主要地經緯度

地名	府縣	北緯	東經
東京	東京	[illegible]	[illegible]
八丈島	同	[illegible]	[illegible]
父島	同	[illegible]	[illegible]
京都	京都	[illegible]	[illegible]
宮津	同	[illegible]	[illegible]
大阪	大阪	[illegible]	[illegible]
橫濱	神奈川	[illegible]	[illegible]
神戶	兵庫	[illegible]	[illegible]
長崎	長崎	[illegible]	[illegible]
嚴原	同	[illegible]	[illegible]
新潟	新潟	[illegible]	[illegible]
相川	同	[illegible]	[illegible]
高田	同	[illegible]	[illegible]
熊谷	埼玉	[illegible]	[illegible]
所澤	同	[illegible]	[illegible]
前橋	群馬	[illegible]	[illegible]
銚子	千葉	[illegible]	[illegible]
[illegible]	同	[illegible]	[illegible]
水戶	茨城	[illegible]	[illegible]
筑波山	同	[illegible]	[illegible]
宇都宮	栃木	[illegible]	[illegible]
八木	奈良	[illegible]	[illegible]
津	三重	[illegible]	[illegible]
名古屋	愛知	[illegible]	[illegible]

地名	府縣	北緯	東經
濱松	靜岡	[illegible]	[illegible]
甲府	山梨	[illegible]	[illegible]
彥根	滋賀	[illegible]	[illegible]
岐阜	岐阜	[illegible]	[illegible]
長野	長野	[illegible]	[illegible]
松本	同	[illegible]	[illegible]
石卷	宮城	[illegible]	[illegible]
福島	福島	[illegible]	[illegible]
會津	福島	[illegible]	[illegible]
水澤	岩手	[illegible]	[illegible]
盛岡	同	[illegible]	[illegible]
青森	青森	[illegible]	[illegible]
山形	山形	[illegible]	[illegible]
秋田	秋田	[illegible]	[illegible]
福井	福井	[illegible]	[illegible]
金澤	石川	[illegible]	[illegible]
敦賀	福井	[illegible]	[illegible]
伏木	富山	[illegible]	[illegible]
境	島根	[illegible]	[illegible]
岡山	岡山	[illegible]	[illegible]
廣島	廣島	[illegible]	[illegible]
下關	山口	[illegible]	[illegible]
和歌山	和歌山	[illegible]	[illegible]
德島	德島	[illegible]	[illegible]
多度津	香川	[illegible]	[illegible]
松山	愛媛	[illegible]	[illegible]
高知	高知	[illegible]	[illegible]
福岡	福岡	[illegible]	[illegible]
大分	大分	[illegible]	[illegible]
佐賀	佐賀	[illegible]	[illegible]
熊本	熊本	[illegible]	[illegible]
宮崎	宮崎	[illegible]	[illegible]
鹿兒島	鹿兒島	[illegible]	[illegible]
那覇	沖繩	[illegible]	[illegible]
札幌	北海道	[illegible]	[illegible]
函館	同	[illegible]	[illegible]
旭川	同	[illegible]	[illegible]
室蘭	同	[illegible]	[illegible]
網走	同	[illegible]	[illegible]
大泊	樺太	[illegible]	[illegible]
眞岡	同	[illegible]	[illegible]
敷香	同	[illegible]	[illegible]
釜山	朝鮮	[illegible]	[illegible]
仁川	同	[illegible]	[illegible]
京城	同	[illegible]	[illegible]
平壤	同	[illegible]	[illegible]
元山	同	[illegible]	[illegible]
雄基	同	[illegible]	[illegible]
中江鎭	同	[illegible]	[illegible]
龍巖浦	同	[illegible]	[illegible]
臺北	臺灣	[illegible]	[illegible]
臺中	同	[illegible]	[illegible]
臺南	同	[illegible]	[illegible]
花蓮港	同	[illegible]	[illegible]
大連	滿洲	[illegible]	[illegible]
營口	同	[illegible]	[illegible]
奉天	同	[illegible]	[illegible]
長春	同	[illegible]	[illegible]
旅順	同	[illegible]	[illegible]
パラオ	南洋	[illegible]	[illegible]

本表の經緯度は各測候所所在地の度數なり。

全版圖

本邦全版圖の面積は六十七萬三千八百九十五方粁なり。此中内地の面積は三十八萬千八百十四方粁にして、總面積の五割七分を占む。本邦領土發展の狀勢を略敍せんに、明治二十七年まで、上記内地の面積あるに過ぎざりしが、二十八年に臺灣及び澎湖島を領有して、三萬五千九百七十二方粁を增し、三十九年に樺太を得て、又三萬六千八十九方粁を增し、更に四十三年に韓國を併合して、二十二萬十七方粁を加へたり。然れば二十七年現在の面積を百として指數を求むれば、臺灣領有後は百九、樺太領有後は百十九、韓國併合後は百七十六餘に當れり。（左表內地面積は昭和三年六月一日現在、其他は大正十五年十月一日陸地測量部調査に依る）。

地方	屬島數	周圍（粁）本地	周圍 屬島	周圍 計	面積（方粁）本地	面積 屬島	面積 合計
本州	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	?	[illegible]
四國	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	?	[illegible]
九州	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	?	[illegible]
北海道	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	?	[illegible]
琉球	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	?	[illegible]
再揭 佐渡	—	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]
淡路	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]
隱岐	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]
小笠原	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]
壹岐	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]
對馬	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]
千嶋	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]
計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	?	[illegible]
朝鮮	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
臺灣本地	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
澎湖嶋	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
樺太	[illegible]	?	[illegible]	?	[illegible]	[illegible]	[illegible]
總計	[illegible]	?	[illegible]	?	[illegible]	?	[illegible]

大河（舟路百粁以上）

名稱	流末地方	舟路（粁）	名稱	流末地方	舟路（粁）
利根川	茨城 千葉	[illegible]	九頭龍川	福井	[illegible]
信濃川	新潟	[illegible]	遠賀川	福岡	[illegible]
木曾川	三重	[illegible]	高梁川	岡山	[illegible]
北上川	宮城	[illegible]	太田川	廣島	[illegible]
淀川	大阪	[illegible]	大井川	靜岡	[illegible]
阿賀野川	新潟	[illegible]	斐伊川	島根	[illegible]
最上川	山形	[illegible]	新宮川	和歌山	[illegible]
天龍川	靜岡	[illegible]	阿武隈川	宮城	[illegible]
荒川	東京	[illegible]	渡川	高知	[illegible]
吉野川	德島	[illegible]	吉井川	岡山	[illegible]
雄物川	秋田	[illegible]	[illegible]川	宮崎	[illegible]
庄川	富山	[illegible]	球磨川	熊本	[illegible]
[illegible]川	島根	[illegible]	紀ノ川	和歌山	[illegible]
米代川	秋田	[illegible]			
筑後川	福岡 佐賀	[illegible]			

大湖沼（面積五平方粁以上）

名稱	所在	面積（方粁）	名稱	所在	面積（方粁）
琵琶湖	滋賀	[illegible]	能取湖	〃	[illegible]
八郎潟	秋田	[illegible]	風蓮湖	〃	[illegible]
多來加湖	樺太	[illegible]	北浦	茨城	[illegible]
霞ヶ浦	茨城	[illegible]	遠淵湖	樺太	[illegible]
富田湖	樺太	[illegible]	麟仙湖	千島	[illegible]
猿澗湖	北海道	[illegible]	來知志湖	樺太	[illegible]
猪苗代湖	福島	[illegible]	和愛湖	〃	[illegible]
中海	島根	[illegible]	網走湖	北海道	[illegible]
宍道湖	〃	[illegible]	厚岸湖	〃	[illegible]
濱名湖	靜岡	[illegible]	印旛沼	千葉	[illegible]
十和田湖	青森	[illegible]	田澤湖	秋田	[illegible]
支笏湖	北海道	[illegible]	河北潟	石川	[illegible]
屈斜路湖	〃	[illegible]	[illegible]湖	台灣	[illegible]
小川原沼	青森	[illegible]	十三湖	青森	[illegible]
洞爺湖	北海道	[illegible]	摩周湖	北海道	[illegible]

名稱	所在	面積（方粁）	名稱	所在	面積（方粁）
伊庭內湖	滋賀	[illegible]	芦の湖	神奈川	[illegible]
[illegible]湖	千嶋	[illegible]	久美濱湖	京都	[illegible]
頓別湖	北海道	[illegible]	晚浦	朝鮮	[illegible]
諏訪湖	長野	[illegible]	伊豆沼	岩手	[illegible]
廣浦	朝鮮	[illegible]	湖山池	鳥取	[illegible]
涸沼	茨城	[illegible]	巨椋湖	京都	[illegible]
手賀沼	千葉	[illegible]	外浪逆浦	茨城	[illegible]
幸の湖（中禪寺）	栃木	[illegible]	塘路湖	北海道	[illegible]
阿寒湖	北海道	[illegible]	鷹架沼	青森	[illegible]
池邊讀湖	樺太	[illegible]	萬石浦	岩手	[illegible]
池田湖	鹿兒嶋	[illegible]	河口湖	山梨	[illegible]
檜原湖	福嶋	[illegible]	福嶋潟	新潟	[illegible]
濤沸湖	北海道	[illegible]	與謝內海	京都	[illegible]
[illegible]湖	朝鮮	[illegible]	柴山潟	石川	[illegible]
[illegible]湖	樺太	[illegible]	大沼	北海道	[illegible]
東沸湖	千嶋	[illegible]	蓬萊湖	千嶋	[illegible]
[illegible]湖	岩手	[illegible]	松川浦	福嶋	[illegible]
			水月湖	福井	[illegible]

大原野

名稱	所在	高低	面積
フラヌ	北海道	平地	二七八、六七五
上春別	同	同	二五三、一二三
中標津	同	同	二三〇、八五八
加賀平野	石川	平野	二二五、五四三
上サロベツ	北海道	平地・丘地	一七二、九八二
藻琴	同	同	一五八、四〇九
牧之原	靜岡	平野	一四八、五〇〇
止別	北海道	平地	一四三、六八九
春別	同	同	一三六、五三三
居別	同	平地・丘地	一三一、六四一
馬追	同	平地	一一七、一六六
上野	岐阜	平原	一一五、四七三
ビリベツ	北海道	平地・丘地	一〇三、四八四
千歳	同	平地	一〇二、九三〇
近文	同	同	一〇二、五一四
ウリマク	同	同	一〇〇、八二一
サロマベツ	同	同	九八、九二三
尺別	同	同	九六、三〇七
三方ケ原	靜岡	平野	九二、三七八
上士別	北海道	平地・丘地	九二、三五七
クチョロ	同	平地	九一、四八五
上斜里	同	同	八九、七六八
上磐間	同	平地・丘地	八九、六三四
ニユンナイ	同	同	八八、四二六
篠津	同	平地	八七、八二三
濁水溪浮覆	臺灣	平野	八四、三三九
湧別	北海道	平地	八三、二六八
茶内	同	同	八二、五九五
ビランベツ	同	平地・丘地	八〇、四五七
上芽室	同	同	七九、八〇三
下イタラタラキ	同	平地	七七、七〇五
北方原野	大分	高野	七六、七二五
サラベツ	北海道	平地	七六、四六七
幌向	同	同	七〇、七九四
下常呂	同	同	六九、三六八
磐田原	靜岡	平野	六九、二八二
モンベツ	北海道	平地	六八、五八六
中土幌	同	同	六八、三九九
和寒	同	丘地	六四、七九五
上歴舟	同	平地	六四、五八八
富士裾野	靜岡	平野	六四、一五二
上美唄	北海道	平地	六三、八一五
メマンベツ	同	平地・丘地	六三、一七一
上風連	同	平地	六二、八七五
道岩原野	朝鮮	高原	六二、八二五
上常呂	北海道	平地	六二、六六六
アツカンベツ	同	平地・丘地	六二、五一八
ウブシ	同	平地	六〇、七一六
清滑	同	平地・丘地	六〇、三二一
土幌	同	平地	六〇、一二七
風蓮	同	同	五九、九五四
カシブニ	同	丘地	五九、一五一
下浦幌	同	平地	五九、一〇三
虹別	同	同	五八、八五五
上標津	同	同	五八、三三一
オタノミチ	同	同	五六、七四六
セチリ	同	同	五六、三四〇
蓋派	同	平地・丘地	五六、三三一
新十津川	同	平地	五五、六三八
舌辛	同	平地・丘地	五四、九一五
鶴見野	大分	高原	五三、八五六
頓別	北海道	平地	五三、四〇〇
標津	同	同	五三、一七二
上員貿	同	同	五三、〇二四
シントク	同	平地・丘地	五二、九七〇
長流川上流	同	丘地	五二、一三三
上札内	同	平地	五一、九〇五
下歴舟	同	同	五一、五七九
磐間	同	平地・丘地	五〇、〇五四
美蔓	同	平地	四九、六七八
帶廣	同	同	四九、五四九
辨邊	同	丘地	四九、五一〇
オヌブナイ	同	平地	四八、九九五
倶知安	同	同	四八、七〇七
忠別	同	同	四七、八三六
ヤウシベツ	同	同	四七、六九八
メナシベツ	同	平地	四七、五七九
野付牛	同	丘地	四六、八五六
上トベツ	同	平地	四六、五三〇
ビツブ	同	同	四六、四四〇
大野原	靜岡	平野	四六、一九三
御牧原	長野	平原	四六、一九三
ムカ	北海道	平地・丘地	四六、一九三
瀧の上	同	平地	四五、九七五
ホロロ	同	同	四五、四五〇
下音更	同	同	四五、三六一
ノツカ	同	同	四五、一五三
中音更	同	同	四五、〇五四
斜里	同	同	四四、九二六
トリトウシ	同	同	四四、六六九
バロー	同	平地・丘地	四四、一三四
空知川沿岸	同	平地	四三、八七八
愛別	同	同	四三、三三三
下サロベツ	同	平地・丘地	四二、八六七
ベチンベツ	同	平地	四二、七〇八
オンネベソ	同	平地・丘地	四一、五三〇
イトカンベツ	同	同	四一、四四一
上當縁	同	平地	四一、〇〇五
足寄太	同	平地・丘地	四〇、九八六
野尾原	大分	高原	四〇、六六九
小谷原	鹿兒島	同	四〇、四四一
上浦幌	北海道	平地	四〇、二一四
名寄太	同	同	三九、八八七

主要山嶽

名稱	所在	海拔（米）
新高山	台中、台南、高雄	三、九五〇
次高山	新竹、台中	三、九三一
秀姑巒山	台中、花蓮港、高雄	三、八三三
マボラス山	台中、花蓮港	三、八〇六
南湖大山	台北、台中、花蓮港	三、七九七
富士山	駿河、甲斐	三、七七八
中央尖山	台中、花蓮港	三、七〇五
關山	台東、高雄	三、六六七
大水窟山	花蓮港、高雄	三、六四五
奇萊主山北峰	花蓮港	三、六〇五
大郡大山	台中	三、六〇五
大雪山	新竹、台中	三、六〇〇
大霸尖山	新竹	三、五七五
雲峰	花蓮港、高雄	三、五六九
奇萊主山	台中、花蓮港	三、五四四
東巒大山	台中	三、四六五
合歡山	台中、花蓮港	三、四一六
桃山	台北、新竹、台中	三、三九〇
シンカン山	花蓮港	三、三八一
畢祿山	台中、花蓮港	三、三七九
丹大山	台中、花蓮港	三、三七一
白姑大山	台中、花蓮港	三、三四九
南雙頭山	花蓮港、高雄	三、三三五
能高山南峰	台中、花蓮港	三、三三五
卑南主山	台東、高雄	三、三〇五
千卓萬山	台中	三、三〇四
カシバナン山	花蓮港	三、二九四
郡大山	台中	三、二九三
タロコ大山	花蓮港	三、二九三
卓社大山	台中	三、二七八
小關山	台東、高雄	三、二五五
能高山	台中、花蓮港	三、二五三
屏風山	花蓮港	三、二四〇
大武山	台東、高雄	三、二三三
尖山	花蓮港、高雄	三、二三三
白根 北嶽	甲斐	三、一九二
白根 間ノ嶽	甲斐、駿河	三、一八九
白根 農鳥嶽	甲斐、駿河	三、〇二六

名稱	所在	海拔（米）
槍ケ嶽	信濃	三、一八〇
東嶽	駿河	三、一四一
赤石嶽	信濃、駿河	三、一三三
奥穗高嶽	信濃、飛騨	三、一一〇
荒川嶽	駿河	三、〇八三
御嶽山	信濃、飛騨	三、〇六三
鹽見嶽	信濃、駿河	三、〇四七
仙丈ケ嶽	信濃、甲斐	三、〇三三
乘鞍嶽	信濃、飛騨	三、〇二六
聖嶽	信濃、駿河	三、〇一一
劍嶽	越中	二、九九八
立山	越中	二、九九二
水晶山（黒岳）	越中	二、九七八
駒ケ嶽	信濃、甲斐	二、九六六
駒ケ嶽（木曾）	信濃	二、九五六
白馬嶽	信濃、越中	二、九三三
藥師ケ嶽	越中	二、九二六
五郎嶽	信濃、越中	二、九二四
鷲羽嶽	信濃、越中	二、九二三
大天井嶽	信濃、越中	二、九一三
爺ケ嶽	信濃、越中	二、九〇三
八ケ嶽 赤嶽	信濃、甲斐	二、八九九
八ケ嶽 横嶽	信濃、甲斐	二、八三〇
八ケ嶽 阿彌陀嶽	信濃、甲斐	二、八〇七
八ケ嶽 權現嶽	信濃、甲斐	二、七一六
八ケ嶽 硫黄嶽	信濃、甲斐	二、七四二
八ケ嶽 編笠山	信濃、甲斐	二、五二四
八ケ嶽 西嶽	信濃、甲斐	二、三五四
笠ケ嶽	飛騨	二、八九八
鹿（島）鎗岳	信濃、越中	二、八九二
立山別山	越中	二、八六七
蝙蝠岳	駿河	二、八六五
赤牛岳	越中	二、八六四
前駒ケ嶽	信濃	二、八六四
双六嶽	信濃、飛騨	二、八六二
三ツ嶽	信濃、越中	二、八五五
南駒ケ嶽	信濃	二、八四三
蓮華嶽	信濃、飛騨、越中	二、八四一
鳳凰山	甲斐	二、八四一
惠比須嶽	飛騨、越中	二、八三三
針ノ木岳	信濃、駿河	二、八二九
大澤岳	信濃	二、八二二
抜戸嶽	飛騨	二、八二三
東天井嶽	信濃	二、八二二
上河内岳	信濃、駿河	二、八〇三
小河内岳	信濃、駿河	二、八〇三
兎岳	信濃、駿河	二、七九九
蓮華岳	信濃、越中	二、七九九
アサヨ峰	甲斐	二、七九九
高嶺	甲斐	二、七七九
赤石嶽	信濃	二、七六九
小蓮華山	信濃、越後	二、七六九
燕嶽	信濃	二、七六三
常念嶽	信濃	二、七五七
四ツ嶽	飛騨	二、七四五
白頭山	朝鮮咸鏡南北	二、七四四
小太郎山（大正峰）	甲斐	二、七三五
寶永山	駿河	二、七〇三
白山	加賀、飛騨	二、七〇三
北荒川岳	信濃、駿河	二、六九八
唐松岳	信濃、越中	二、六九六
赤澤岳	信濃、越中	二、六七八
祖父岳	信濃、越中	二、六七〇
赤澤山	信濃	二、六七〇
蝶ケ嶽	信濃	二、六六四
本谷山	信濃、駿河	二、六五八
餓鬼嶽	信濃	二、六四七
天狗嶽	信濃、駿河	二、六四六
霞澤嶽	信濃、駿河	二、六四六
鳴澤岳	信濃、越中	二、六四一
唐澤嶽	信濃	二、六三三
岩小屋澤岳	信濃、越中	二、六三〇
笊ケ嶽	駿河、甲斐	二、六二九
烏帽子嶽	信濃、越中	二、六二一
大瀧山	信濃	二、六一五
越百山	信濃	二、六一二
雪倉嶽	越中、越後	二、六一一
鋸山	信濃、甲斐	二、六〇七
茶臼岳	信濃、駿河	二、六〇〇
金峰山	信濃、甲斐	二、五九五
不動嶽	信濃、越中	二、五九五
光岳	信濃、駿河	二、五九一
國師ケ嶽	信濃、甲斐	二、五九一
清水岳	越中	二、五九〇
辻山	甲斐	二、五八五
朝日岳	信濃、甲斐	二、五八一
白根山	上野、下野	二、五七八
長塀山	信濃	二、五六五
大唐松山	甲斐	二、五五五
硫黄嶽	信濃	二、五五四
淺間山	信濃、上野	二、五四二
冠帽山	朝鮮咸鏡北道	二、五四一
黒檜山	信濃	二、五四〇
蓼科山	信濃	二、五三〇
仁田岳	信濃、駿河	二、五二四
北水白山	朝鮮咸鏡南道	二、五一三
遮日峰	朝鮮咸鏡南道	二、五〇六
小日影山	信濃	二、五〇五
中山（諏訪山）	信濃	二、四九五
頭雲峰	朝鮮咸鏡南道	二、四八七
二荒山（男體山）	下野	二、四八四
甲武信嶽	信濃、武藏、甲斐	二、四七六
白山	朝鮮咸鏡南道	二、四七四
奥茶臼山	信濃	二、四七五
横岳	信濃	二、四六四
女峰山	下野	二、四六二
火打山	越後	二、四六二
硫黄ケ嶽	信濃、飛騨	二、四五八
布引山	信濃、越中	二、四五五
八森山	信濃	二、四四六
妙高山	越後	二、四四六
雪嶺	朝鮮咸鏡北道	二、四四三
南胞胎山	朝鮮咸鏡南道	二、四三五
赤嶽	信濃	二、四二四
加々森	信濃、駿河	二、四一九
朝日岳	越中、越後	二、四一八
小川山	信濃、甲斐	二、四一八
毛勝山	越中	二、四一四
奥千丈嶽	甲斐	二、四〇九
黒班山	信濃、上野	二、四一五
大黒岳	信濃、越中	二、四一五
燒山	越後	二、四〇〇

主要火山

名稱	所在	海拔（米）
富士山	甲斐、駿河	三、七七八
御嶽	信濃、飛騨	三、〇六三
乘鞍嶽	飛騨	三、〇二六
立山	越中	二、九九二
大蓮華山	信濃	二、九三三
八ケ嶽	同	二、八九九
白頭山	咸鏡北道	二、七四四
白山	加賀	二、七〇二
白根山	上野、下野	二、五七八
淺間山	下野	二、五四二
蓼科山	信濃	二、五三〇
岩菅山	同	二、五一五
男體山	信濃	二、四八四
硫黄嶽	飛騨	二、四五八
妙高山	越後	二、四四六
戸隱山	信濃	二、四二〇
燒山	越後	二、四〇〇
高妻山	信濃	二、三五三
四阿山	信濃	二、三三三
旭岳	石狩	二、二九〇
鳥海山	羽後	二、二三〇
白根山	上野	二、一六二
武尊山	上野	二、一五八
苗場山	信濃	二、一四五
鬼怒沼山	下野、上野	二、一四一
十勝岳	十勝、石狩	二、〇七七
烏帽子岳	信濃	二、〇六六
巖手山	陸中	二、〇四一
漢拏山	濟州島	一、九五〇

名稱	所在	海拔（米）
吾妻山	岩代	1,949
月山	羽前	1,924
那須嶽	下野	1,917
飯綱山	信濃	1,917
羊蹄山	膽振	1,893
ヂヤヂヤ嶽	千島	1,872
赤城山	上野	1,828
磐梯山	岩代	1,819
千倉山	千嶋	1,815
高原山	下野	1,795
九重山	豐後	1,774
藏王山	磐城	1,759
利尻山	北見	1,741
大山	伯耆	1,713
安達太郎山	岩代	1,710
大日ヶ岳	飛驒美濃	1,709
茅ヶ岳	甲斐	1,704
霧島山	日向大隅	1,700
ラウシ嶽	根室北見	1,661
栗駒山	陸前	1,628
岩木山	陸奥	1,625
明神嶽	下野	1,603
阿蘇山	肥後	1,595
由布嶽	豐後	1,592
淺草岳	岩代越後	1,586
八甲田山	陸奥	1,584
チルブ山	擇捉	1,579
知床硫黃山	北見	1,566
燒石岳	陸中	1,548
斜里岳	根室北見	1,545
新知山	千島	1,536
雌阿寒山	釧路	1,520
船形山	羽前陸前	1,503
ルルイ嶽	千島	1,497
暑寒別岳	石狩天鹽	1,491
松輪島芙蓉山	千島	1,485
博士山	岩代	1,482
森吉山	羽後	1,457
榛名山	上野	1,448

名稱	所在	海拔（米）
箱根山	相模	1,439
得撫嶋	千嶋	1,430
單冠山	擇捉	1,426
海別岳	根室北見	1,419
天城山	伊豆	1,405
貓魔ヶ嶽	岩代	1,404
御神樂岳	岩代	1,386
鶴見嶽	豐後	1,375
雄阿寒山	釧路	1,361
溫泉嶽	肥前	1,360
溫禰古丹山	千嶋	1,351
エ、ニハ嶽	膽振	1,340
積丹岳	後志	1,335
アトサヌプリ岳	千嶋	1,330
赤倉岳	陸奥	1,329
ハルムコタン嶋	千嶋	1,323
雷電山	後志	1,313
小野子山	上野	1,308

火山破裂回數―本邦火山の破裂にして記錄に存するものは、天武天皇十二年（西曆六百八十四年）十月十四日、伊豆島の西北二面自然に三百餘丈を增益し、更に一島をなせりとあると、又翌十三年三月、信濃國に灰降り、草木皆枯るとあるを最舊とし、爾後昭和四年七月迄千二百四十四年間に噴火せる火山數は六十個（豆南海中とのみありて位置の不明の分は除く）にして、噴火回數は七百六十回に及べり。往時にありては本州中部北部及び北海道千島の火山並に豆南遠洋の諸島及び海底の破裂に關する記錄極めて乏しければ、實際の破裂回數は少くも之が數倍に達するならん。內五回以上の記錄を有するものを示せば左の如し。

地方	火山	最舊噴火の年代（西曆年）	最新噴火の年代（西曆年）	回數
富士火山帶	淺間山	685	1929	[illegible]
	白根山（草津）	1805	1905	9
	富士山	781	1707	15
	三原山（大嶋）	684	1923	27
	三宅島	1085	1874	13
	青ヶ島	1652	1785	5
本州中部及び西北部	硫黃ヶ嶽	917	1926	68
	白山	1177	1579	6
	白根山（日光）	1625	1889	5
	那須嶽	1397	1881	5
	吾妻山（一切經山）	1693	1896	3
	藏王山（刈田岳）	1624	1867	10
	鳥海山	578	1801	7
	岩木山	1596	1863	7
九州琉球方面	阿蘇山	553	1929	102
	霧島山	742	1914	58
	櫻島（南岳）	716	1914	26
	諏訪之瀨島	1823	1925	8
北海道千嶋	樽前山	1667	1926	26
	駒ヶ岳	1640	1929	9
	有珠山	1663	1910	5
	阿賴度嶋	1770	1894	7

道府縣別面積

道府縣	伊能忠敬の實測（方粁）	昭和三年六月末日參謀本部測（方粁）
北海道	94,008.73	88,454.08
青森	9,353.23	9,633.88
岩手	13,791.09	15,235.30
宮城	8,540.20	7,286.82
秋田	12,628.94	11,704.46
山形	9,256.21	9,326.21
福島	13,048.93	13,781.64
茨城	5,930.63	6,100.14
栃木	6,350.72	6,448.55
群馬	6,281.01	6,325.29
埼玉	4,094.03	3,801.56
千葉	5,123.21	5,078.80
東京	1,948.53	2,144.03
神奈川	2,400.89	2,353.02
新潟	13,707.65	12,578.62
富山	4,108.84	4,257.50
石川	4,306.16	4,197.50
福井	4,201.13	4,027.97
山梨	4,107.25	4,454.76
長野	13,117.54	13,557.39
岐阜	8,532.93	10,463.36
靜岡	7,700.41	7,779.88
愛知	4,824.50	5,155.04
三重	5,683.27	5,723.08
滋賀	3,985.93	4,050.97
京都	4,553.69	4,558.56
大阪	1,784.74	1,823.65
兵庫	8,585.67	8,402.20
奈良	3,106.50	3,720.17
和歌山	4,231.69	4,733.69
鳥取	3,457.21	3,489.55
島根	6,721.66	6,618.36
岡山	6,493.77	7,018.46
廣島	8,031.96	8,436.04
山口	5,474.81	6,083.09
德島	4,183.95	4,133.24
香川	1,550.51	1,845.42
愛媛	5,261.86	5,698.97
高知	7,023.83	7,088.01
福岡	4,901.58	4,939.98
佐賀	2,468.91	2,443.85
長崎	3,606.71	4,118.84
熊本	7,178.94	7,437.66
大分	6,011.33	6,336.61
宮崎	7,516.24	7,738.26
鹿兒島	9,289.43	9,081.24
沖繩	2,430.03	2,387.25
計	362,403.41	381,844.20

全國世帶人口（國勢調査、單位千）

地方	世帶 大正元	世帶 九	世帶 一四	人口 大正元	人口 九	人口 一四	男	女	五年間の增加人口
內地	9,330	11,122	11,979	53,363	55,963（260）	59,736（357）	30,013	29,723	3,773
朝鮮	2,986	3,197	3,730	14,566	17,264	19,529	10,018	9,501	2,265
臺灣	—	660	718	3,323	3,655	3,994	2,054	1,940	339
樺太	9	22	39	43	105	203	123	81	97
計	—	15,121	16,469	70,321	76,988	83,453	42,208	41,246	6,466
關東州	8	—	—	570	919	1,053	604	449	134
南洋	—	—	—	—	53	56	30	26	4
合計	—	15,121	16,469	70,871	77,960	84,565	42,843	41,722	6,605

（一）內地人口括弧內の數字は、現在總人口中部隊艦船及び監獄內に在りたる人員を示す、（二）九年の朝鮮に關する數字は公簿調査に依る、（三）大正元年は參考として現住戶口を揭げたり。

人口增加趨勢（內地）

年次	西曆	人口	人口千人に付一ヶ年增加數
明治 五	1872	33,110,796	—
一三	1880	35,928,313	8.44
二〇	1887	39,069,691	14.61
三〇	1897	43,228,863	12.19
四〇	1907	47,819,635	12.60
四五	1912	52,522,753	14.86
大正 五	1916	55,637,431	12.77
一一	1922	58,697,132	13.14
一三	1924	60,081,396	13.60
一四	1925	60,304,694	15.76
昭和 元	1926	62,008,359	15.52
二	1927	62,802,536	13.40

明治五年は一月二十九日現在、其他は各年末なり。

地方別世帶及人口（十四年國勢調査）

地方別	世帶	人口 現在總數	男	女	女百に付男	一世帶平均人口	人口密度
全國	11,999,609	59,736,823	30,013,109	29,723,713	101.0	5.0	2,427
北海道	468,739	2,498,679	1,305,475	1,193,206	109.4	5.3	437
東北地方	1,053,260	6,159,298	3,070,244	3,089,054	99.4	5.9	1,430
關東地方	2,470,094	12,320,025	6,279,321	6,041,701	104.2	5.0	5,891
北陸地方	753,883	3,947,805	1,941,125	2,006,680	96.7	5.3	2,439
東山地方	683,569	3,363,449	1,663,001	1,700,448	97.7	5.2	1,832
東海地方	1,025,785	5,098,405	2,530,598	2,567,805	98.6	5.0	4,241
近畿地方	1,949,368	8,954,314	4,554,049	4,400,265	103.5	4.6	5,066
中國地方	1,121,535	5,145,303	2,575,245	2,570,058	100.2	4.6	2,506
四國地方	643,345	3,173,966	1,580,419	1,593,547	99.2	4.7	2,608
九州	1,723,694	8,524,935	4,246,701	4,278,233	99.3	5.0	3,139
沖繩	120,480	557,622	267,753	289,869	92.4	4.6	3,999
市部	2,768,852	12,896,850	6,685,717	6,211,133	107.6	4.6	107,936
郡部	9,230,724	46,839,973	23,327,393	23,512,580	99.2	5.1	1,912

府縣別世帶及人口（十四年國勢調査）

道府縣	世帶	人口	女百に付男	一世帶平均人口	人口密度	昭和三年推計人口
北海道	468,739	2,498,679	109.4	5.3	437	2,586,900
青森	138,357	812,977	101.1	5.9	1,350	848,700
岩手	153,968	900,984	99.3	5.9	913	936,000
宮城	174,698	1,044,036	101.5	6.0	2,210	1,096,000
秋田	160,037	936,408	101.1	5.9	1,233	960,300
山形	159,004	1,027,297	97.3	6.2	1,705	1,064,300
福島	257,066	1,437,596	97.8	5.6	1,626	1,484,600
茨城	277,333	1,409,092	97.0	5.1	3,563	1,446,300
栃木	200,173	1,090,428	96.8	5.4	2,608	1,128,300
群馬	207,333	1,118,858	96.3	5.4	2,733	1,160,700
埼玉	234,361	1,394,461	95.7	5.5	5,655	1,441,400
千葉	250,796	1,399,257	97.6	5.3	4,249	1,439,100
東京	973,530	4,485,144	112.8	4.6	32,689	4,982,200
神奈川	287,777	1,416,792	109.5	4.9	9,593	1,475,800
新潟	338,246	1,849,807	97.7	5.5	2,265	1,896,300
富山	143,784	749,243	96.8	5.1	2,714	765,000
石川	154,053	750,854	94.9	4.9	2,759	761,100

道府縣	世帶	人口	女百に付男	一世帶平均人口	人口密度	昭和三年推計人口
福井	一三五、八八〇	五九七、八九九	九六・一	四・八	二、二九五	五九七、一〇〇
山梨	一一八、三六〇	六〇〇、六七五	一〇〇・〇	五・一	二、〇一〇	六二一、六〇〇
長野	三一五、三二七	一、六二九、二一七	九五・〇	五・二	一、八五二	一、六七一、二〇〇
岐阜	二三八、九八三	一、一三二、五五七	一〇〇・六	四・九	一、六二〇	一、一七一、八〇〇
靜岡	三〇九、七八〇	一、六七一、二一七	一〇〇・〇	五・四	三、三二〇	一、七四七、六〇〇
愛知	四七七、七五二	二、三一九、四九四	九八・四	四・九	七、〇〇七	二、四六四、七〇〇
三重	二三八、二五〇	一、一〇七、六九二	九六・八	四・九	二、九九六	一、一三二、〇〇〇
滋賀	一四四、六六二	六六二、四一二	九四・一	四・六	二、五三五	六六九、六〇〇
京都	三〇四、〇九七	一、四〇六、三八二	一〇四・一	四・六	四、七五八	一、四八一、八〇〇
大阪	六八三、六三八	三、〇五九、五〇二	一〇八・八	四・五	二六、六九三	三、三五七、六〇〇
兵庫	五三一、〇七三	二、四五四、六七九	一〇三・〇	四・六	四、四九八	二、五五一、三〇〇
奈良	一二六、六三三	五八三、八二八	九八・五	五・〇	二、三一四	五九六、〇〇〇
和歌山	一六九、二七六	七八七、五一一	九九・二	四・七	二、五五六	八二一、〇〇〇
鳥取	九三、一三五	四七二、二三〇	九五・四	五・一	二、〇八一	四八三、三〇〇
島根	一五七、二六六	七二二、四〇二	九九・五	四・六	一、六八四	七二七、三〇〇
岡山	二六九、五六二	一、二三八、四四七	九八・三	四・六	二、七二一	一、二五一、六〇〇
廣島	三五〇、一五五	一、六一七、六八〇	一〇三・四	四・六	二、九五四	一、六六五、六〇〇
山口	二四一、六〇七	一、〇九四、五四四	一〇三・〇	四・五	二、七七四	一、一三八、四〇〇
德島	一四二、六八三	六八九、八二四	九九・八	四・八	二、五七三	七〇三、二〇〇
香川	一四六、九五八	七〇〇、三〇八	一〇一・〇	四・八	五、八五三	七二四、五〇〇
愛媛	二三四、六七八	一、〇九六、三六六	九七・九	四・七	二、九六七	一、一二七、七〇〇
高知	一四七、九二四	六八七、四七八	九八・八	四・六	一、四九六	六九八、〇〇〇
福岡	四六一、六七一	二、三〇一、六六八	一〇三・七	五・〇	七、二一三	二、三七三、四〇〇
佐賀	一三九、七二八	六八四、八三一	九六・五	五・三	四、三三三	六九一、七〇〇
長崎	二三三、〇九三	一、一六三、九四五	一〇四・〇	五・〇	四、三六一	一、一八一、五〇〇
熊本	二四九、六四三	一、二九六、〇八六	九六・九	五・三	二、六九〇	一、三三五、八〇〇
大分	一八六、三三七	九一五、一三六	九七・三	四・九	二、三三七	九四九、八〇〇
宮崎	一三八、六四六	六九一、〇九四	一〇一・五	五・〇	一、三二七	七二六、四〇〇
鹿兒島	三三五、五四七	一、四七二、一九三	九四・一	四・七	二、五三〇	一、五〇八、八〇〇
沖繩	一三〇、四三〇	五五七、六二三	九二・五	四・六	三、九九九	五四八、八〇〇
合計	一一、九九九、六〇九	五九、七三六、八二三	一〇一・〇	五・〇	二、四一七	六二、一三三、三〇〇
大正九年	一一、一二二、〇五三	五五、九六三、〇五三	一〇〇・〇	五・〇	二、二五九	―

都市世帶、人口（十四年國勢調査）

市	世帶	人口 總數	人口 男	人口 女	女百に付男	一世帶平均人口	昭和三年推計人口
×大阪	四八三、九九〇	二、一一四、八〇四	一、一二六、二五六	九八八、五四八	一一三・九	四・四	二、三三三、八〇〇
東京	四四九、八五三	一、九九五、五六七	一、〇九五、三三九	九〇〇、二二八	一二一・七	四・四	二、二一八、四〇〇
×名古屋	一六四、一〇二	七六八、五五八	三九一、五一三	三七七、〇四五	一〇四・四	四・七	八六九、九〇〇
×京都	一四八、六七三	六七九、九六三	三五二、五五九	三二七、四〇四	一〇六・五	四・六	七六六、〇〇〇
神戸	一五一、五〇五	六四四、二一二	三三五、七六三	三〇八、四四九	一〇八・九	四・三	六六六、七〇〇
横濱	九五、三七七	四〇五、八八八	二一四、三四一	一九一、五四七	一一一・九	四・三	五五六、五〇〇
廣島	四三、八六六	一九五、七三一	一〇一、九六六	九三、七六五	一〇八・七	四・五	二二八、〇〇〇
長崎	四〇、五六〇	一八九、〇七一	九四、三四六	九四、七二五	九九・六	四・七	一九七、〇〇〇
函館	三三、三二八	一六三、九七二	八四、八一七	七九、一五五	一〇七・二	四・九	一七六、一〇〇
×金澤	三三、四四五	一四七、四二〇	七三、二〇五	七四、二一五	九八・二	四・四	一五四、二〇〇
×熊本	二九、〇三三	一四七、一七四	七三、九一三	七三、二六一	一〇〇・九	五・一	一五八、三〇〇
×福岡	二八、〇二九	一四六、〇〇五	七三、六四七	七二、三五八	一〇一・八	五・二	二〇三、四〇〇
札幌	二八、七二六	一四五、〇六五	七三、九八〇	七一、〇八五	一〇四・一	五・〇	一七一、九〇〇
仙臺	二六、八二四	一四二、八九四	七三、六七九	六九、二一五	一〇六・四	五・三	一八二、〇〇〇
呉	二九、八七三	一三八、八六三	七八、一五五	六〇、七〇八	一二八・七	四・七	一七四、九〇〇
小樽	二六、五五六	一三四、四六九	七〇、四二〇	六四、〇四九	一一〇・一	五・一	一五一、一〇〇
鹿兒島	二四、五三七	一二四、七三四	六一、〇八〇	六三、六五四	九六・〇	五・一	一三六、四〇〇
×岡山	二六、〇〇五	一二四、五二一	六一、二六七	六三、二五四	九六・九	四・八	一三三、四〇〇
×八幡	二七、〇〇九	一一八、三七六	六三、二七六	五五、一〇〇	一一四・八	四・四	一三八、三〇〇
新潟	二三、〇七七	一〇八、九四一	五三、七二四	五五、二二七	九七・三	四・七	一一九、六〇〇
×堺	二三、一四五	一〇六、〇〇九	五三、四二〇	五二、五八九	一〇一・六	四・六	一三〇、四〇〇
横須賀	一八、四三九	九六、三五二	五八、八八二	三七、四七一	一五七・一	五・二	一〇〇、四〇〇
×和歌山	二一、五二七	九五、六二三	四八、〇九四	四七、五二八	一〇一・二	四・四	一一七、六〇〇
佐世保	一八、〇三八	九五、三八五	五四、四九八	四〇、八八七	一三三・三	五・三	一一八、一〇〇
×門司	二一、七五〇	九五、〇八七	五〇、七〇五	四四、三八三	一一四・二	四・四	一〇一、一〇〇
×下關	二〇、八〇五	九二、三一七	四八、二七三	四四、〇四五	一〇九・六	四・四	一〇一、〇〇〇
×濱松	一八、九三五	九一、一五二	四五、五〇九	四六、六四三	九七・六	四・九	一〇四、七〇〇
靜岡	一六、五三四	八四、七七二	四四、三九三	四〇、三六〇	一一〇・〇	五・一	一三一、九〇〇
豐橋	一五、五五九	八二、四〇二	三七、〇七〇	四五、三三二	八一・八	五・三	九三、二〇〇
岐阜	一七、六二六	八一、九〇二	三八、一三一	四三、七七一	八七・一	四・六	九四、〇〇〇
宇都宮	一五、三六三	七六、一三八	三八、二五四	三七、八八四	一〇一・〇	五・〇	八四、〇〇〇
德島	一六、九四六	七四、六四五	三六、四三五	三八、二一〇	九五・四	四・四	八八、七〇〇
前橋	一四、一五三	七三、六八八	三三、五二〇	四〇、一七六	八三・四	五・二	八〇、九〇〇
旭川	一五、一三一	七三、三四一	四〇、七六六	三二、五七五	一二五・一	四・八	七九、三〇〇
×久留米	一三、三三八	七二、二三一	三六、五一三	三五、七一八	一〇二・二	五・四	七八、六〇〇
×高松	一五、八九六	七一、八九七	三五、九一〇	三五、九八七	九九・八	四・五	七八、一〇〇

市	世帶	人口 總數	人口 男	人口 女	女百に付男	一世帶平均人口	昭和三年推計人口
甲府	一四、三五五	六八、三七五	三三、六〇三	三四、七七二	九六・九	四・八	七五、九〇〇
大牟田	一四、一四〇	六八、二五八	三四、八四一	三三、四一五	一〇四・三	四・八	七〇、八〇〇
富山	一四、四五五	六七、四九二	三三、七七〇	三四、六二〇	九三・八	四・七	七四、八〇〇
×長野	一三、三五一	六六、五五五	三三、九七七	三二、五七八	一〇四・三	五・〇	七三、〇〇〇
×高知	一五、一六二	六五、七一一	三二、二八六	三三、四五七	九六・六	四・三	九一、三〇〇
×松本	一三、九七三	六三、四四七	三一、三五九	三二、〇八八	九七・九	四・九	六九、七〇〇
福井	一四、三三九	五九、九四三	二九、〇〇三	三〇、九四〇	九三・七	四・三	六二、〇〇〇
青森	一一、三二六	五八、七七四	二九、七四三	二九、〇三一	一〇二・四	五・二	七三、五〇〇
松山	一三、三二〇	五八、二九二	二九、四四七	二八、八四五	一〇二・二	四・四	八一、四〇〇
山形	一〇、〇二三	五五、九九四	二八、五一九	二七、四七五	一〇三・八	五・六	六〇、八〇〇
×姫路	一一、五〇八	五五、七〇三	二七、四〇五	二八、二九八	九六・九	四・八	五八、二〇〇
那覇	一三、三三四	五四、六〇三	二四、七八一	二九、八二二	八三・一	四・一	五五、一〇〇
△川崎	一一、二〇七	五四、六三四	二七、三〇六	二七、三二八	九九・九	四・八	七七、八〇〇
×大分	九、三三一	五三、三五一	二六、四〇八	二六、九四三	九八・〇	五・七	五九、七〇〇
×長岡	一〇、二五六	五三、一五六	二六、二八七	二六、八六九	九七・七	五・二	五八、二〇〇
津	一一、一五四	五二、五五五	二五、一三三	二七、四二二	九一・七	四・七	五五、六〇〇
×小倉	一〇、七七六	五一、六〇三	二六、九七六	二四、六二七	一〇九・五	四・八	七六、一〇〇
室蘭	一〇、二五三	五〇、〇四二	二六、三五八	二三、六八三	一一一・三	四・九	四六、二〇〇
盛岡	九、三六六	五〇、〇三二	二四、七八三	二五、二四七	九八・二	五・三	五八、八〇〇
若松（福岡）	一一、四〇二	四九、六三二	二六、一三九	二三、七九三	一〇九・九	四・四	五〇、三〇〇
×奈良	一〇、三六九	四八、八七九	二五、一三三	二三、八四六	一〇五・三	四・七	五三、四〇〇
△宇部	一一、七一五	四八、七五二	二五、七七七	二二、九七五	一一二・二	四・二	五五、五〇〇
水戸	九、五五三	四六、五一七	二三、一七六	二三、三四一	九八・四	四・九	五一、一〇〇
△清水	九、一五三	四六、三三九	二三、八五四	二二、四八五	一〇六・一	五・一	五三、二〇〇
高崎	九、二七四	四五、六九八	二三、三九四	二二、三四四	一〇四・九	四・九	六一、四〇〇
八王子	九、一三六	四五、二八八	二三、一四六	二二、一四二	一〇五・七	五・〇	五〇、三〇〇
宇治山田	九、六五二	四四、八〇三	二一、四一九	二三、三八四	九一・六	四・六	四八、三〇〇
米澤	八、一九四	四四、六二三	二一、五五五	二三、〇九七	九三・一	五・四	四五、六〇〇
岡崎	一〇、一五三	四四、二五一	二二、二五七	二二、二九四	九九・八	四・四	六五、〇〇〇
尼崎	九、八八七	四四、二四一	二一、九三九	二二、三〇二	九八・四	四・五	四七、九〇〇
×秋田	七、九九四	四三、八八七	二一、二五〇	二二、六三七	一〇三・八	五・五	五〇、九〇〇
△郡山	八、〇九一	四三、九八四	二〇、二五六	二三、七二八	八九・一	五・三	五〇、四〇〇
宮崎	八、七八〇	四三、九四五	二〇、九一五	二三、〇三〇	九五・〇	四・九	四八、三〇〇
×高岡	八、三〇〇	四三、六六〇	二一、二六〇	二二、四〇〇	九九・三	五・一	五一、四〇〇

市	世帶	人口 總數	人口 男	人口 女	女百に付男	一世帶平均人口	昭和三年推計人口
△桐生	八、六七四	四二、五五三	二〇、一一三	二二、四四〇	八九・六	五・一	四五、六〇〇
釧路	八、四七三	四二、三三二	二二、二九六	二〇、〇三六	一一一・三	五・〇	四四、三〇〇
×佐賀	八、一二四	四二、一六〇	二〇、六五〇	二一、五一〇	九六・〇	五・二	四二、九〇〇
若松（福島）	七、七五六	四一、九五二	二二、二五一	一九、七〇一	一一三・〇	五・四	四四、七〇〇
△千葉	八、七〇八	四一、八〇六	二〇、五六九	二一、二三七	九六・九	四・八	四七、二〇〇
松江	九、二三六	四一、三九六	二〇、九八六	二〇、四一〇	一〇二・八	四・五	四三、八〇〇
福島	七、六五一	四一、三七九	二〇、二一一	二一、一六八	九五・五	五・四	四四、九〇〇
四日市	八、五〇二	四〇、三九三	一九、一七二	二一、二二一	九〇・三	四・七	四三、七〇〇
△足利	七、六六五	三九、四〇二	一九、八九三	一九、五〇九	一〇二・〇	五・一	四三、〇〇〇
△宇和島	八、七一三	三八、五三四	一八、六七八	一九、八五六	九四・一	四・四	四三、五〇〇
△沼津	六、九七七	三八、〇四三	一八、三二七	一九、七一六	九三・一	五・四	四二、八〇〇
△戸畑	八、三五三	三七、七〇八	一九、九七七	一七、七三一	一一三・四	四・五	四〇、二〇〇
今治	八、二五八	三七、七一三	一七、〇九七	二〇、六一六	八二・九	四・六	四三、四〇〇
△別府	八、七四八	三七、五五九	一八、二〇二	一九、三五七	九三・四	四・三	四三、一〇〇
明石	八、五六六	三七、二四四	一八、〇一一	一九、二三三	九三・六	四・三	三九、九〇〇
弘前	六、五五二	三六、二九三	一八、一六八	一八、一三五	一〇〇・二	五・五	四三、三〇〇
×鳥取	七、五三三	三五、一二〇	一六、七七九	一八、三四一	九一・二	四・七	三六、九〇〇
△一宮	七、〇二五	三四、七四六	一五、九二〇	一八、八二六	八四・六	四・九	三九、五〇〇
△西宮	七、四五二	三四、四二七	一六、六〇一	一七、八二六	九三・八	四・六	三八、二〇〇
福山	七、六四〇	三四、〇四八	一六、九二一	一七、一二七	九八・八	四・五	三六、八〇〇
大津	七、八二四	三三、七七九	一六、四四〇	一七、三三九	九四・八	四・三	三五、三〇〇
大垣	七、〇六五	三三、六二九	一四、九四四	一八、六八五	七九・九	四・八	三九、七〇〇
×上田	七、二二〇	三二、五八九	一五、六六五	一六、九二四	九二・六	四・六	三四、三〇〇
△岸和田	七、一五三	三二、〇五〇	一四、八八五	一七、一六五	八六・七	四・五	三三、八〇〇
△川越	六、五〇七	三一、九〇五	一五、七一〇	一六、一七五	九七・三	四・九	三五、二〇〇
△鶴岡	六、一〇三	三一、八五〇	一四、八二〇	一七、〇三〇	八七・二	五・二	三四、一〇〇
高田	五、五九九	三〇、八九七	一六、三三九	一四、五五八	一一二・八	五・五	三三、五〇〇
△都城	六、二九三	三〇、四三一	一四、八五二	一五、五七九	九五・四	四・八	三五、四〇〇
米子	二三、二〇〇	―	―	―	―	―	三三、二〇〇
倉敷	二〇、一〇〇	―	―	―	―	―	三〇、一〇〇
丸龜	六、一八九	二七、九七一	一四、四四三	一三、五二八	一〇六・六	四・五	三〇、二〇〇
尾道	六、五五四	二七、七四〇	一三、七四五	一三、九九五	九八・四	四・二	二八、五〇〇
首里	四、八六八	二〇、五八二	九、六七八	一〇、九〇四	八八・八	四・三	一九、二〇〇
計	二、七七八、六六三	一二、八九六、八五〇	六、六六五、七一三	六、二三一、一三七	一〇七・〇	四・六	一四、五五九、七〇〇

表中×は前回調査後境域に變更ありたるもの、△は新に市制を施かれたるもの、米子、倉敷兩市は本調査後市制を施行されたるものなり。

都市村落人口（國勢調査）

人口	大正九 市町村數	大正九 人口	大正九 人口千人中	一四 市町村數	一四 人口	一四 人口千人中
―五〇〇	一二六	三八、四一九	〇・六	八三	二六、一〇三	〇・四
五〇一―一、〇〇〇	三〇六	二四二、七〇六	四・三	三六六	二三三、八九五	三・六
一、〇〇一―二、〇〇〇	二、三五六	三、七六四、六〇四	六七・三	二、二七九	三、六四〇、五一五	六〇・九
二、〇〇一―五、〇〇〇	七、二五九	二三、〇六二、〇二七	四一二・一	七、一二五	二二、五三二、八〇三	三七七・二
五、〇〇一―一〇、〇〇〇	一、六五九	一〇、八二一、一七五	一九三・四	一、七三三	一一、四七〇、三〇〇	一九二・〇
一〇、〇〇一―二〇、〇〇〇	三七四	五、〇七四、四六〇	九〇・七	三九二	五、二三九、一六一	八七・五
二〇、〇〇一―二五、〇〇〇	五〇	一、〇九一、四六五	一九・五	七八	一、八〇七、三三二	三〇・三
二五、〇〇一―三〇、〇〇〇	二六	七二五、〇九〇	一三・八			
三〇、〇〇一―四〇、〇〇〇	四〇	一、四〇七、〇九五	二五・二	三六	一、二四九、四六〇	二〇・九
四〇、〇〇一―五〇、〇〇〇	二〇	八八九、〇九六	一五・九	三二	一、二六一、三三〇	二一・一
五〇、〇〇一―一〇〇、〇〇〇	三二	二、一〇五、三二八	三七・六	五一	三、四四四、九一六	五七・七
一〇〇、〇〇一―	一六	六、七五三、五九八	一二〇・七	二二	八、七四一、一三七	一四六・三
合計	一二、二四四	五五、九六三、〇五三	一、〇〇〇・〇	一二、〇一九	五九、七三六、八二二	一、〇〇〇・〇

職業別人口（九年國勢調査）

業種別	本業者及無職業者（千人）	從屬者 無本業（千人）	從屬者 家事使用（千人）	從屬者 計（千人）	總數（千人）	比例
農業	一四、一二〇	一二、六二五	一七八	一二、八〇三	二六、九四三	四八・二
水產業	五九七	八八八	七	八九五	一、四九二	二・七
鑛業	四九六	五二一	一四	五三五	一、〇三一	一・八
工業	五、二七八	五、四六三	一三五	五、五八七	一〇、八六五	一九・五
商業	三、二九〇	四、一四九	二〇七	四、三五六	七、六四六	一三・七
交通業	一、一〇三	一、四六六	一七	一、四八三	二、五一六	四・五
公務自由業	一、一五八	一、七二四	一〇〇	一、八三四	二、九九二	五・四
其他有業者	四九一	五二〇	九	五一九	一、〇一〇	一・八
家事使用人	三二五	三八	五	四三	六八	〇・一
無職業	五八一	六四九	六六	七一五	一、二九六	二・三
計	二七、〇八九	二八、〇三三	七三八	二八、七六〇	五五、八四九	一〇〇・〇

年齢別人口（各年末、十四年は國勢調査）

年齢	明治三一	四一	大正七	一四
學齡兒童（六―一四歳）男	三、六三三、八二四	四、三五九、四三〇	五、一〇六、八五二	六、〇九六、〇〇一
學齡兒童（六―一四歳）女	三、五五三、八七〇	四、二四三、六四八	四、九九一、五六七	五、九六五、九七〇
學齡兒童（六―一四歳）計	七、一八六、六九四	八、六〇三、〇七八	一〇、〇九八、四一九	一二、〇六一、九七一
兵役義務年齢（一七―四〇歳男）	七、七五三、五五〇	八、七六二、九五三	九、八〇四、八四〇	一〇、五六三、二九四
犯罪年齢（一四歳以上）男	一五、三三八、〇一四	一六、九二七、八五八	一九、一三二、八七三	一九、六〇三、三三七
犯罪年齢（一四歳以上）女	一五、〇〇八、七四三	一六、六四六、〇七〇	一八、七五五、四三四	一九、五〇一、一九八
犯罪年齢（一四歳以上）計	三〇、三四六、七五七	三三、五七三、九二八	三七、八八七、三〇七	三九、一〇四、五三五
妊孕年齢（一五―五〇歳女）	一〇、八二四、七九五	一一、八五一、〇九一	一三、四八四、五九七	一四、六八一、八六五

大正九年第一回國勢調査の結果未だ分明せざる爲め同年の數字を缺く。

人口毎五歳別（十四年國勢調査）

年齢	人口 男	人口 女	人口 計	人口千人中
〇―四	四、一六〇、四七九	四、一〇四、一〇四	八、二六四、五八三	一三八・四
五―九	三、四九一、一七一	三、四三三、二六一	六、九二四、四三二	一一五・九
一〇―一四	三、四二〇、九九一	三、三二四、〇三九	六、七四五、〇三〇	一一二・九
一五―一九	二、六八八、三七〇	二、八九六、九〇七	五、五八五、二七七	九三・五
二〇―二四	二、五七四、七九九	二、四八五、七三八	五、〇六〇、五三七	八四・七
二五―二九	二、二七六、五〇二	二、一一六、九六九	四、三九三、四七一	七三・六
三〇―三四	一、九三〇、一一七	一、七九五、九一〇	三、七二六、〇二七	六二・四
三五―三九	一、七六八、五三八	一、六八〇、八三九	三、四四九、三七七	五七・七
四〇―四四	一、六二四、二二四	一、五九七、五四一	三、二二一、七六五	五三・九
四五―四九	一、五三九、四八八	一、五一五、六六一	三、〇五五、一四九	五一・一
五〇―五四	一、三三三、八三一	一、三三七、〇七三	二、六七〇、九〇四	四四・七
五五―五九	九八一、二三五	一、〇〇九、五八三	一、九九〇、八一七	三三・三
六〇―六四	七五四、〇〇〇	八一四、三四一	一、五六八、三四一	二六・三
六五―六九	六〇一、一七五	六九二、八六五	一、二九四、〇四〇	二一・七
七〇―七四	四〇三、五五五	五一五、六二五	九一九、一八〇	一五・四
七五―七九	二三一、六三三	三〇九、三八二	五四一、〇一五	九・一
八〇―八四	七九、〇九六	一三六、七三八	二一五、八三四	三・六
八五―八九	一七、五八五	三六、六五三	五四、二三八	〇・九
九〇―九四	三、五二一	九、三〇九	一二、八三〇	〇・二
九五―九九	三九八	一、一四八	一、五四六	〇・〇
一〇〇以上	四八	一三九	一八七	〇・〇
年齢不詳	―	―	―	―
計	三〇、〇一三、一〇九	二九、七二三、七一三	五九、七三六、八二二	一、〇〇〇・〇

人口有配偶、無配偶別（十四年國勢調査）

年齢	有配偶者 男	有配偶者 女	無配偶者 男	無配偶者 女
〇―四	―	―	四、一六〇、四七九	四、一〇四、一〇四
五―九	―	―	三、四九一、一七一	三、四三三、二六一
一〇―一四	二二七	三、三二〇	三、四二〇、七六五	三、三二〇、六〇五
一五―一九	四九、五〇九	三五三、五三四	二、六三五、一三五	二、四八八、九六三
二〇―二四	六七〇、一六七	一、一六七、一二一	一、八六五、三八五	七四四、八九九
二五―二九	一、六二七、五八六	一、八〇三、三五四	五六六、〇七七	一六六、八八八
三〇―三四	一、七〇八、三九四	一、六二三、五六四	一三七、一二〇	六〇三、五三三
三五―三九	一、六二七、七一五	一、四九四、七一九	六〇、六五七	三六、五五六
四〇―四四	一、四九九、五八四	一、三五〇、五九五	三六、七五七	三〇、三二八
四五―四九	一、三八四、三一四	一、一九六、八八一	三九、七八八	三〇七、〇八一
五〇―五四	一、〇七一、一五五	八七三、六〇五	一八、三七四	一七、五四九
五五―五九	八〇三、六〇四	六〇三、五七一	三三、一八〇	二一、三八〇
六〇―六四	五九六、一四八	三九四、〇一〇	七、六三八	七〇、〇九九
六五―六九	四一八、三六〇	二四二、八六九	五、五九九	五、〇四〇
七〇―七四	二四九、七〇五	一一九、三三三	三、三四三	三、一〇一
七五―七九	一〇八、三一三	四〇、九七〇	一、五九三	一、七七〇
八〇―八四	三〇、七五九	八、四八八	五三三	六〇九
八五―八九	四、九三三	一、〇六三	九八	一〇〇
九〇―九四	八四三	二七〇	三三	四三
九五―九九	九九	四三	四	三
一〇〇以上	一七	七	三	一
計	一一、八六〇、六九〇	一一、八六一、九六〇	一六、七三九、六三九	一四、四三四、七八六

本籍人口（各年末）

年次	地籍	男	女	計	女百に付男
大正一三	內地	三〇、八六〇、〇〇三	三〇、三三一、九四八	六一、〇八一、九五四	一〇三・一一
	朝鮮	九、〇四五、六四一	八、五七三、八九九	一七、六一九、五四〇	一〇五・五〇
	臺灣	一、九一三、六九九	一、八三八、四一七	三、七四二、一一六	一〇四・六六
	樺太	八四三	八一五	一、六五七	一〇三・三一
	計	四一、八二〇、二一四	四〇、六三五、〇七九	八二、四四五、二六七	一〇三・八九
一四	內地	三一、二四〇、三二四	三〇、七一四、四一一	六二、〇四四、六八九	一〇三・〇八
	朝鮮	九、四六六、九九四	九、一七八、三三二	一八、五四三、三二六	一〇四・三〇
	臺灣	一、九六三、〇六九	一、八七六、五六七	三、八三八、六三六	一〇四・五六
	樺太	八六五	八五九	一、七二四	一〇〇・七〇
	計	四二、七七〇、三〇六	四一、六五八、一六九	八四、四二八、三七五	一〇二・九二
昭和元	內地	三一、八二〇、〇六五	三一、一八六、五三五	六三、〇〇六、五九五	一〇二・〇三
	朝鮮	九、五五九、三三三	九、一〇五、七一〇	一八、六六五、〇三三	一〇四・九三
	臺灣	二、〇四六、四四五	一、九六四、〇四〇	四、〇一〇、四八五	一〇四・三三
	樺太	九〇三	九一一	一、八一四	九九・一二
	計	四三、四二六、七四六	四二、二五七、一九六	八五、六九三、九二七	一〇二・六四

男女の和の計に算當せざるものあるは、男女不詳を含むに因る。

內地本籍人口

調査年	男	女	計	増加率
明治五	一六、七九六、一五八	一六、三一四、六三八	三三、一一〇、七九六	―
明治二五	二〇、七五二、三五六	二〇、三三七、五八四	四一、〇八九、九四〇	九・二三
明治三五	二三、二二四、六二五	二二、八一七、一七八	四六、〇四一、八〇三	一二・一〇
大正元	二六、五五四、六七五	二五、九七八、〇九二	五二、五三二、七六七	
大正一四	三〇、八二〇、〇六五	三〇、五〇四、六三四	六一、三二四、六九九	一四・六六
昭和元	三一、八二〇、〇六五	三一、一八六、五三五	六三、〇〇六、五九五	一五・五〇
昭和二	三二、二四六、九九九	三一、六二五、五四七	六三、八六二、五五八	一三・四〇

明治五年は一月二十九日現在、其後は年末計なり。

身分別出生數（×印には男女不詳を含む）

身分	大正一二	一三	一四	昭和元	二
公生 男	九六五、一五九	九四四、〇二四	九八四、八五四	一、〇〇六、六七一	九七七、三〇五
公生 女	九二〇、四三九	九〇三、一〇九	九四九、七八九	九四八、二六三	九五九、四四五
私生 男	七八、四四〇	七五、九七四	七五、九七三	七五、一二三	七一、七四一
私生 女	七九、二六九	七五、四四三	七五、四七五	七四、三四九	七三、三四六
計 男	一、〇四三、五九九	一、〇一九、九九八	一、〇六〇、八二七	一、〇八一、七九三	一、〇四八、九四六
計 女	九九九、六九八	九七八、五五二	一、〇二五、二六四	一、〇二二、六一二	一、〇一二、七九一
計 計	二、〇四三、二九七	一、九九八、五五〇	二、〇八六、〇九一	×二、一〇四、四〇五	二、〇六〇、七三七

棄兒、失踪（昭和三年）

道府縣	棄兒 男	棄兒 女	棄兒 計	失踪 男	失踪 女	失踪 計
北海道	三	二	五	二二	一四	三六
青森	―	―	―	七	一	八
岩手	四	―	四	六	―	六
宮城	五	―	五	三	―	三
秋田	―	―	―	五	―	五
山形	―	―	―	九	―	九
福島	二	―	二	九	―	九
茨城	―	一	一	七	三	一〇
栃木	―	―	―	七	三	一〇
群馬	一	―	一	六	一	七

道府縣	棄兒 男	棄兒 女	棄兒 計	失踪 男	失踪 女	失踪 計
埼玉	五	二	七	八	二	一〇
千葉	｜	｜	｜	四	五	九
東京	一三	一六	二九	二六九	一〇八	三七七
神奈川	四	一	五	二九	六	三五
新潟	｜	｜	｜	五	｜	五
富山	｜	｜	｜	九	｜	九
石川	｜	｜	｜	四	｜	四
山梨	一	｜	一	二	一	三
長野	一	｜	一	三六	五	四一
岐阜	｜	｜	｜	一	一	二
靜岡	｜	一	一	二〇	｜	二〇
愛知	｜	二	二	二〇	二	二二
三重	一	｜	一	三	｜	三
滋賀	｜	｜	｜	四	｜	四
京都	二	四	六	九	一	一〇
大阪	一三	九	二二	二八	六	三四
兵庫	六	三	九	二五	二	二七
奈良	｜	｜	｜	二	二	四

道府縣	棄兒 男	棄兒 女	棄兒 計	失踪 男	失踪 女	失踪 計
和歌山	｜	｜	｜	一九	二	二一
鳥取	｜	｜	｜	四	｜	四
島根	一	｜	一	二	｜	二
岡山	｜	｜	｜	四	｜	四
廣島	二	三	五	一六	一	一七
山口	｜	｜	｜	一三	一	一四
德島	｜	｜	｜	七	一	八
香川	｜	｜	｜	三	｜	三
愛媛	｜	｜	｜	一三	一	一四
高知	｜	｜	｜	三	｜	三
福岡	｜	二	二	五	二	七
佐賀	｜	｜	｜	六	｜	六
長崎	｜	｜	｜	一〇	二	一二
熊本	｜	｜	｜	二	｜	二
大分	｜	｜	｜	九	｜	九
宮崎	｜	｜	｜	一	｜	一
鹿兒島	一	｜	一	六	一	七
沖繩	｜	｜	｜	一	｜	一
合計	七三	三六	一〇九	七九九	一七〇	[illegible]

夫婦關係繼續期間別離婚（左側數字は千分比例）

年次	一年未滿	一—二	二—三	三—四	四—五	計
大正一四	八、三二三 / 一五八・九	八、五九五 / 一六六・五	六、三〇〇 / 一二〇・〇	四、九〇五 / 九四・九	四、〇三二 / 七八・〇	三二、一〇五 / 六二一・一
昭和元	七、七七七 / 一五五・六	八、二五八 / 一六四・七	六、一七二 / 一二一・二	四、六九五 / 九三・七	三、五六八 / 七一・二	三一、三八八 / 六二六・三
二	七、七九八 / 一五四・〇	八、四四九 / 一六六・二	六、五〇二 / 一二四・五	四、六五一 / 九二・九	三、五〇三 / 六九・二	三〇、六六二 / 六〇五・七

年次	五—一〇	一〇—一五	一五—二〇	二〇以上	年數不詳	合計
大正一四	一〇、一五三 / 一九六・四	四、五二四 / 八七・三	二、二三九 / 四三・三	二、四六九 / 四七・八	二〇九 / 四・〇	五一、六八七 / 一、〇〇〇・〇
昭和元	一〇、四八八 / 一九八・七	四、五〇六 / 八九・九	二、二三七 / 四四・八	二、三七二 / 四七・二	一六八 / 三・二	五〇、一一九 / 一、〇〇〇・〇
二	一〇、七二四 / 二一二・〇	四、三二五 / 八五・二	二、二九八 / 四五・四	二、四八三 / 四九・一	一三四 / 二・六	五〇、六三六 / 一、〇〇〇・〇

婚姻、離婚、出生、死産、死亡（現在地別）

年次		婚姻	離婚	出生	死産	死亡	死亡に對し出生の增
明治七—一六年平均	實數	｜	｜	九〇〇、二九三	｜	六五四、二六九	二四六、〇二四
	比例	｜	｜	二五・三	｜	一八・三	六・九
一七—二一	實數	三〇五、二〇九	一一三、三九四	一、〇五六、三三三	六五、五二〇	八〇七、三二七	二四八、九九五
	比例	七・九六	二・九二	二七・四	一・七〇	二〇・九	六・五
二二—二六	實數	三六九、八三三	一一一、八五〇	一、一六五、五〇四	九六、五三六	八六二、〇三四	三〇三、四七〇
	比例	九・五七	二・七五	二八・六	二・三七	二一・一	七・五
二七—三一	實數	四一六、〇四四	一一三、八九五	一、二六八、三二〇	一三三、七九五	八七五、四一五	四二三、七九五
	比例	九・九六	二・六五	三〇・三	三・一七	二〇・一	九・七
三二—三六	實數	三五〇、五五八	六四、六八五	一、四六二、九五一	一四八、一一四	九三一、三三三	五三二、一九六
	比例	七・八七	一・四四	三二・三	三・三六	二〇・五	一一・七
三七—四一	實數	三九九、三七八	六二、一三三	一、五二三、九四五	一五三、〇七一	九九二、三一二	五三〇、六三三
	比例	八・二四	一・二六	三二・四	三・一六	二一・五	一〇・七
四二—大正二	實數	四三四、七八六	五九、〇三三	一、七二九、九三五	一五三、九二〇	一、〇五二、七四五	六七七、一九〇
	比例	八・四五	一・一五	三三・七	二・九九	二〇・五	一三・四
大正三—七	實數	四五六、一七四	五八、四九五	一、八〇三、三九一	一四一、九六五	一、二一五、一五四	五八八、二三七
	比例	八・〇七	一・〇六	三三・六	二・五七	二〇・五	一〇・六
八—一二	實數	五二四、八三三	五三、九九八	一、九六二、四四七	一三六、三一七	一、三二三、三一一	六三九、一三六
	比例	九・〇一	〇・九五	三五・四	二・三九	二三・二	一一・二
昭和元年	實數	五〇二、八四七	五〇、一一九	二、一〇四、四〇五	一三四、〇六八	一、一六〇、七三四	九四三、六七一
	比例	八・三二	〇・八三	三四・八	二・二二	一九・二	一五・六
二年	實數	四八七、八五〇	五〇、六三六	二、〇六〇、七七七	一二六、九三三	一、二一四、三三三	八四六、四四四
	比例	七・九六	〇・八三	三三・六	一・九二	一九・八	一三・八

明治七年乃至三十一年の婚姻離婚出生死産死亡は内地外に於ける計數を包含するも明治三十二年以後は内地のみに於ける計數なり。

屬領及國境外に於ける内地在籍人の婚姻、離婚、出生、死亡

年次		朝鮮	臺灣	樺太	關東州	南洋群島	外國	航海中	不詳
婚姻	大正元	五〇二	一四八	八三	｜	｜	七九〇	｜	｜
	昭和元	一、一四四	一、二九二	一、七三三	三三	五	一、〇〇一	｜	｜
離婚	大正元	一四	六	｜	｜	｜	一〇四	｜	｜
	昭和元	九二	一六	七四	三三	｜	一二七	｜	｜
出生	大正元	六、九一五	一、三七二	一、一三二	｜	｜	八、四三九	｜	｜
	昭和元	一三、三二三	五、六三二	三、六二三	三、一八三	三三八	一三、四四八	一八	｜
死亡	大正元	四、六一九	一、八五九	八一五	｜	｜	二、六七〇	｜	｜
	昭和元	六、七九六	三、一二六	三、三〇七	一、五二一	九三	五、〇九四	一三	二七

三年中婚姻、離婚、出生、死産、死亡（現在地別）

道府縣	婚姻	離婚	出生 男	出生 女	死産 男	死産 女	死産 不詳	死亡 男	死亡 女
北海道	一九、七七六	一、七六九	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
青森	八、〇五〇	九八五	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
岩手	七、九八二	九三二	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
宮城	九、四五九	八四八	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
秋田	九、一二三	一、三〇一	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
山形	九、三二五	九七二	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
福島	一三、三六四	一、一七〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
茨城	一二、一〇八	七五〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
栃木	九、一二〇	七四四	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
群馬	九、〇五五	七一三	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
埼玉	一二、一六五	七二〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
千葉	一二、三六五	九四三	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
東京	三〇、九九九	二、八三五	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
神奈川	一二、三九八	九一七	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
新潟	一七、一四七	二、〇九五	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
富山	七、七四二	七二三	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
石川	七、一〇〇	七九四	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
福井	五、七七六	六六五	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
山梨	五、〇一二	三四九	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
長野	一三、七九五	九四八	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
岐阜	九、八九八	九二六	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
靜岡	一四、六一五	一、一五〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
愛知	一九、九一四	一、八三八	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
三重	九、六〇二	七六二	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
滋賀	五、九〇七	四六六	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
京都	一〇、七七〇	九一〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
大阪	三三、〇二六	二、一四六	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
兵庫	一八、九九七	一、六六八	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
奈良	五、〇四三	四一九	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
和歌山	六、六四七	五六九	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
鳥取	三、八三一	五三〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
島根	六、一六四	七八四	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
岡山	一〇、五八四	九九〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
廣島	一四、六六三	一、八六一	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
山口	九、六〇三	一、一〇九	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
德島	六、二二四	五四四	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
香川	六、五三〇	六〇三	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
愛媛	九、七七六	一、三五三	二〇、〇六六	一九、三二四	一、〇四二	九八三	二	一〇、九七〇	一〇、四三三
高知	六、八四五	七七二	一一、九九三	一一、二四八	六八七	五六九	一三	七、六九八	七、〇四二
福岡	一九、四〇七	一、八八三	三九、九九九	三八、〇一七	二、四四七	二、一七三	六	二四、九〇一	二三、九二六
佐賀	六、〇九七	六六三	一二、三二八	一一、八〇三	五六一	四四八	一	七、三五七	六、九〇七
長崎	八、九七六	九六三	一九、八四五	一八、六一八	八九三	七一〇	三	一一、九七五	一一、〇五三
熊本	一二、〇三六	一、一五四	二三、六六四	二二、五四三	七二六	五七一	一	一三、九一六	一三、九二三
大分	七、七七九	八五三	一六、五九二	一五、三二五	七七七	六三二	一	一〇、一六七	九、七七七
宮崎	五、四四三	五九三	一二、六九〇	一三、三九九	六六九	四九八	｜	六、四二八	六、〇一三
鹿兒島	一三、七九二	一、一二三	二六、〇三三	二五、一八九	九〇一	八〇四	｜	一三、六一九	一三、八八六
沖繩	五、二一〇	八八四	八、〇〇七	七、三五三	二	三	｜	四、七〇八	四、四四三
計	四九九、五六六	四九、一一九	一、〇九〇、七〇二	一、〇四五、一五〇	六五、三九八	五四、四三三	四二〇	六六九、三二四	五九七、四九七
朝鮮	一、二四〇	一〇一	七、一二三	六、九一三	一	二	｜	四、〇一九	三、六六七
臺灣	四四八	三三	三、一一〇	二、八八四	一	｜	｜	一、一三七	九六〇
樺太	一、四九二	一三七	四、三三三	四、一四一	二六八	一三三	一	二、六六五	一、九九八
南洋群島	三	一	二二〇	二〇七	｜	｜	｜	八五	六〇
關東州	三五三	四三	一、七四三	一、六五〇	｜	｜	｜	八八四	七二〇
外國	一、〇五七	一四三	六、二七〇	五、九一九	｜	｜	｜	三、二〇九	二、一四四
航海中	｜	｜	一九	一二	｜	｜	｜	一四〇	二七
不詳	｜	｜	｜	｜	一	一	｜	二四	八
計	四、六三三	四九五	二三、八四七	二二、七三六	二六一	二二五	一	一二、二三三	九、六〇四
合計	五〇四、一八二	四九、九七二	一、一一三、五四九	一、〇六七、八八六	六五、六六〇	五四、六六七	四二一	六八一、四五七	六〇七、一〇一

年齡別婚姻數（左側數字は比例）

年次	一四以下	一五—一九	二〇—二四	二五—二九	三〇—三四	三五—三九	四〇—四九	五〇—五九	六〇以上	計
夫 大正一四	｜	一五、八一八 / 三〇・五	一六七、六五八 / 三二一・五	一九三、六八九 / 三六九・五	六八、八五〇 / 一三二・〇	三三、二〇〇 / 六三・九	三〇、八七五 / 五九・三	一一、〇九七 / 二一・三	四、一六五 / 八・〇	五二一、四三八 / 一、〇〇〇・〇
夫 昭和元	｜	一三、三三五 / 二六・五	一五七、四三四 / 三一三・〇	一九〇、七二〇 / 三七九・三	六七、五九二 / 一三四・四	三〇、三三二 / 六〇・一	二八、七九〇 / 五七・三	一〇、七二二 / 二一・四	四、二六六 / 八・一	五〇二、八四七 / 一、〇〇〇・〇
夫 二	｜	一二、六七八 / 二五・四	一四七、四一三 / 三〇二・二	一九一、九二七 / 三九三・四	六五、二三六 / 一三三・七	二八、七八四 / 五八・九	二七、四六四 / 五六・三	一〇、六三三 / 二一・八	四、〇四六 / 八・三	四八七、八五〇 / 一、〇〇〇・〇
妻 大正一四	一〇五 / 〇・三	一二三、五三一 / 二三六・九	二五〇、八二三 / 四八七・三	八〇、一八二 / 一五三・六	二九、八〇九 / 五七・九	一四、八二一 / 二八・四	一五、一五八 / 二九・一	四、九〇五 / 九・四	一、〇七五 / 二・一	五二一、四三八 / 一、〇〇〇・〇
妻 昭和元	一一六 / 〇・二	一二三、八七七 / 二四六・九	二三九、七一三 / 四七六・八	七七、八三一 / 一五四・八	二七、七一一 / 五五・一	一三、九〇〇 / 二七・七	一四、八〇八 / 二九・四	四、六六六 / 九・三	一、〇六六 / 二・二	五〇二、八四七 / 一、〇〇〇・〇
妻 二	六三 / 〇・一	一二〇、五八四 / 二四七・二	二三一、八六九 / 四七五・三	七五、九七九 / 一五五・七	二六、六七三 / 五四・七	一三、一二四 / 二六・九	一三、六三三 / 二七・九	四、八六〇 / 一〇・〇	一、〇七六 / 二・二	四八七、八五〇 / 一、〇〇〇・〇

父母の年齢と出生割合（大正十四年）

父の年齢	母の年齢 一五歳—一九	二〇—二四	二五—二九	三〇—三四	三五—三九	四〇—四四	四五—四九	五〇歳以上	計
二〇歳未滿	3.1	1.0	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	5.4
二〇—二四	27.9	68.4	9.2	0.9	0.2	0.1	0.0	0.0	104.7
二五—二九	19.8	139.7	83.1	9.6	1.1	0.2	0.0	0.0	252.5
三〇—三四	3.2	49.5	127.3	61.0	8.0	0.6	0.1	0.0	239.7
三五—三九	0.7	9.7	45.7	84.7	46.1	4.5	0.2	0.1	191.6
四〇—四四	0.1	1.9	9.9	33.6	58.2	21.5	0.9	0.2	135.2
四五—四九	0.1	0.5	2.4	17.9	21.9	13.1	1.9	0.5	58.0
五〇—五四	0.0	0.2	0.6	1.7	4.6	6.6	2.2	0.6	16.4
五五—五九	0.0	0.0	0.2	0.4	1.0	1.4	0.6	0.2	4.2
六〇—六四	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.3	0.2	0.1	1.0
六五—六九	—	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.3
七〇歳以上	—	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
計 男	55.3	270.4	269.5	198.7	140.3	56.9	7.0	1.9	1,000.0
計 女	55.4	269.3	267.6	199.4	143.6	57.9	7.2	1.7	1,000.0
計 計	54.9	269.9	268.6	199.0	141.4	57.4	7.1	1.7	1,000.0

海外在留邦人（各十月一日）

洲別	大正一四	一五	昭和二
亞細亞洲	263,690	267,192	279,003
歐羅巴洲	2,954	3,170	3,170
北亞米利加洲	157,221	158,420	165,601
南亞米利加洲	64,204	71,334	84,689
亞弗利加洲	64	76	85
太洋洲	137,298	139,768	141,974
計	626,430	640,090	674,533

男女別—（昭和二年十月一日）

在留地	男	女	計
【亞細亞】	150,163	128,840	279,003
關東州	49,773	46,846	96,619
極東露領	1,168	331	1,499
支那	80,843	72,977	153,820
暹羅	154	93	247
香港	845	693	1,538
佛領印度支那	217	103	320
英領印度支那	743	505	1,248
緬甸	214	189	403
コロンボ	31	18	49
英領ボルネオ及サラワク王國	419	309	728
英領海峽植民地及馬來諸邦	4,158	3,303	7,461
比律賓	8,898	2,061	10,959
蘭領印度其他	2,903	1,621	4,524
【歐羅巴】	2,575	595	3,170
英吉利	729	209	938
佛蘭西	762	174	936
獨逸	707	100	807
白耳義	53	23	76
ソヴエット聯邦	3	1	4
波蘭	54	20	74
其他	239	90	329
【北亞米利加】	104,668	60,933	165,601
北米合衆國	86,003	50,955	136,958
加奈陀	13,894	8,261	22,155
墨西哥	2,977	1,553	4,530
巴奈馬	180	40	220
玖馬	624	133	757
【南亞米利加】	50,222	34,467	84,689
伯剌西爾	36,996	28,194	65,190
亞爾然丁	2,352	704	3,056
秘露	10,241	4,966	15,207
ボリヴィア	500	108	608
智利	110	505	615
其他	13	—	13
【阿佛利加】	50	35	85
南阿聯邦	24	10	34
其他	26	25	51
【太洋洲】	79,582	62,392	141,974
帝國委任統治	5,548	3,131	8,679
濠洲	3,251	319	3,570
布哇	70,573	58,814	129,387
グアム嶋	170	128	298
合計	387,250	287,283	674,533

海外在留邦人職業別（昭和二年十月一日 右本業者、左家族）

職業別	滿洲	支那	極東露領及北樺太	南亞細亞及太洋洲	北中米加奈陀	南米	歐洲及亞弗利加	計
農業	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	27,754 / 76,181
農業勞働者	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	40,913 / 65,950
林業	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	304 / 276
林業勞働者	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	882 / 566
漁業	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	1,992 / 3,471
漁業勞働者	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	4,195 / 3,499
鑛業	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	—	—	1,019 / 2,482
鑛業勞働者	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	3,403 / 4,542
工業	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	16,454 / 31,749
工業勞働者	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	9,847 / 12,883
商業	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	52,226 / 81,331
交通業	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	9,459 / 18,458

外國旅券交附人員

目的		昭和元	二	三
公用	男	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	女	[illegible]	[illegible]	[illegible]
修學	男	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	女	[illegible]	[illegible]	[illegible]
農業	男	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	女	[illegible]	[illegible]	[illegible]
商業	男	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	女	[illegible]	[illegible]	[illegible]
漁業	男	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	女	[illegible]	[illegible]	[illegible]
視察	男	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	女	[illegible]	[illegible]	[illegible]
雜業	男	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	女	[illegible]	[illegible]	[illegible]
再渡航者及家族	男	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	女	[illegible]	[illegible]	[illegible]
計	男	23,027	23,444	23,191
	女	8,801	9,813	10,817
	計	31,828	33,257	34,008

渡航地別—（昭和三年）

渡航地	男	女	計
ソヴイエト聯邦	1,444	81	1,525
支那	3,169	1,077	4,246
英領香港及備領	[illegible]	[illegible]	[illegible]
澳門	[illegible]	[illegible]	[illegible]
佛領印度支那	[illegible]	[illegible]	[illegible]
暹羅	[illegible]	[illegible]	[illegible]
英領海峽植民地	[illegible]	[illegible]	[illegible]
マレイ諸邦	[illegible]	[illegible]	[illegible]
英領印度	[illegible]	[illegible]	[illegible]
波斯	[illegible]	[illegible]	[illegible]
パレスタイン	[illegible]	[illegible]	[illegible]
比律賓群島及グアム島	[illegible]	[illegible]	[illegible]
蘭領瓜哇スマトラ及セレベス島	[illegible]	[illegible]	[illegible]
ボルネオ	[illegible]	[illegible]	[illegible]
亞細亞諸國	[illegible]	[illegible]	[illegible]
佛領ニューカレドニア	[illegible]	[illegible]	[illegible]
濠太利及新西蘭	[illegible]	[illegible]	[illegible]
太洋洲諸嶋（英佛領）	[illegible]	[illegible]	[illegible]
埃及	[illegible]	[illegible]	[illegible]
佛領アルゼリー及東阿及南阿	[illegible]	[illegible]	[illegible]
歐洲諸國	[illegible]	[illegible]	[illegible]
歐米諸國	[illegible]	[illegible]	[illegible]
歐羅巴、亞細亞	[illegible]	[illegible]	[illegible]
亞弗利加諸國	[illegible]	[illegible]	[illegible]

職業別	滿洲	支那	極東露領及北樺太	南亞細亞及太洋洲	北中米加奈陀	南米	歐洲及亞弗利加	計
交通勞働者	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
公務自由業	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
諸家、音樂技藝、其他	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
家事使用人	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
藝妓、娼妓、酌婦、其他	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
其他	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

本邦在留外國人（昭和二年末）

國別	男	女	計
支那	18,929	5,005	23,934
暹羅	33	3	36
英領海峽植民地	9	5	14
比律賓	[illegible]	[illegible]	[illegible]
安南	[illegible]	[illegible]	[illegible]
ビルマ	[illegible]	[illegible]	[illegible]
英領印度	[illegible]	[illegible]	[illegible]
アルメニア	[illegible]	[illegible]	[illegible]
波斯	[illegible]	[illegible]	[illegible]
土耳古	[illegible]	[illegible]	[illegible]
露西亞	[illegible]	[illegible]	[illegible]
波蘭	[illegible]	[illegible]	[illegible]
ラトヴィア	[illegible]	[illegible]	[illegible]
エストニア	[illegible]	[illegible]	[illegible]
芬蘭	[illegible]	[illegible]	[illegible]
瑞典	[illegible]	[illegible]	[illegible]
諾威	[illegible]	[illegible]	[illegible]
丁抹	[illegible]	[illegible]	[illegible]
英吉利	[illegible]	[illegible]	[illegible]
和蘭	[illegible]	[illegible]	[illegible]
白耳義	[illegible]	[illegible]	[illegible]
ルキセンブルグ	[illegible]	[illegible]	[illegible]

渡航地	男	女	計
英領北米合衆國	[illegible]	[illegible]	[illegible]
加奈陀	[illegible]	[illegible]	[illegible]
布哇	[illegible]	[illegible]	[illegible]
墨西哥	[illegible]	[illegible]	[illegible]
巴奈馬	[illegible]	[illegible]	[illegible]
米諸國	[illegible]	[illegible]	[illegible]
玖馬	[illegible]	[illegible]	[illegible]
北米	[illegible]	[illegible]	[illegible]
秘露	[illegible]	[illegible]	[illegible]
哥倫比亞	[illegible]	[illegible]	[illegible]
智利	[illegible]	[illegible]	[illegible]
伯剌西爾	[illegible]	[illegible]	[illegible]
亞爾然丁	[illegible]	[illegible]	[illegible]
ウルグアイ	[illegible]	[illegible]	[illegible]
パラグアイ	[illegible]	[illegible]	[illegible]
ヴエネズエラ	[illegible]	[illegible]	[illegible]
南米諸國	[illegible]	[illegible]	[illegible]
南北米計	[illegible]	[illegible]	[illegible]
計	13,192	10,807	24,008

在留外國人職業別（各年末現在）

職業別	大正一四	昭和元	二
農業林業牧畜	[illegible]	[illegible]	[illegible]
漁業及製鹽業	[illegible]	[illegible]	[illegible]
鑛業及工業	[illegible]	[illegible]	[illegible]
商業	[illegible]	[illegible]	[illegible]
交通業	[illegible]	[illegible]	[illegible]
公務及自由業	[illegible]	[illegible]	[illegible]
學生生徒	[illegible]	[illegible]	[illegible]
以上外ノ有業者	[illegible]	[illegible]	[illegible]
無職	[illegible]	[illegible]	[illegible]
計	[illegible]	[illegible]	[illegible]

國別	男	女	計
佛蘭西	[illegible]	[illegible]	[illegible]
西班牙	[illegible]	[illegible]	[illegible]
葡萄牙	[illegible]	[illegible]	[illegible]
伊太利	[illegible]	[illegible]	[illegible]
瑞西	[illegible]	[illegible]	[illegible]
獨逸	[illegible]	[illegible]	[illegible]
墺地利	[illegible]	[illegible]	[illegible]
洪牙利	[illegible]	[illegible]	[illegible]
セルビア	[illegible]	[illegible]	[illegible]
チエコ・スロヴァキア	[illegible]	[illegible]	[illegible]
羅馬尼	[illegible]	[illegible]	[illegible]
マルタ	[illegible]	[illegible]	[illegible]
希臘	[illegible]	[illegible]	[illegible]
埃及	[illegible]	[illegible]	[illegible]
コンゴ	[illegible]	[illegible]	[illegible]
南阿聯邦	[illegible]	[illegible]	[illegible]
加奈陀	[illegible]	[illegible]	[illegible]
北米合衆國	[illegible]	[illegible]	[illegible]
ブラジル	[illegible]	[illegible]	[illegible]
アルゼンチン	[illegible]	[illegible]	[illegible]
ウルグワイ	[illegible]	[illegible]	[illegible]
コロンビヤ	[illegible]	[illegible]	[illegible]
布哇	[illegible]	[illegible]	[illegible]
巴奈馬	[illegible]	[illegible]	[illegible]
玖馬	[illegible]	[illegible]	[illegible]
秘露	[illegible]	[illegible]	[illegible]
智利	[illegible]	[illegible]	[illegible]
濠洲	[illegible]	[illegible]	[illegible]
計 昭和元	[illegible]	[illegible]	[illegible]
計 大正一四	[illegible]	[illegible]	[illegible]

氣象

各地氣溫、風速度、降水量、濕度記録

地名	最高氣溫(攝氏) 度	年月日	最低氣溫(攝氏) 度	年月日	最大風速度(一秒米) 米	年月日	最大降水量(日量) 粍	年月日	最小濕度 %	年月日
恒春	三五・〇	[illegible]	九・五	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
台北	三八・六	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
那覇	三五・五	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
鹿兒島	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
長崎	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
下關	三五・九	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
廣島	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
大阪	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
高知	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
名古屋	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
東京	三六・六	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
父島	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
銚子	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
宮古	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
京都	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
松本	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
筑波山	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
山形	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
境	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
敦賀	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
新潟	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
青森	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
札幌	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
旭川	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
根室	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
大泊	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
敷香	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
釜山	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
京城	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
元山	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
大連	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
營口	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
奉天	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

本表は昭和三年を最終とする記録にして、△印は氷點下なり。×印は極端起日二箇以上あるものにして、茲には其最近のものを擧ぐ。以下二表亦同じ。

各地霜雪期

地名	初雪 平均 月日	初雪 最早 年月日	終雪 平均 月日	終雪 最晩 年月日	初霜 平均 月日	初霜 最早 年月日	終霜 平均 月日	終霜 最晩 年月日
臺北					[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
鹿兒島	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
長崎	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
下關	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
廣島	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
大阪	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
高知	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
名古屋	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
東京	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
銚子	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
宮古	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
京都	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
松本	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
筑波山	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
山形	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
境	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
敦賀	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
新潟	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
青森	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
札幌	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
旭川	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
根室	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
大泊	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
敷香	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
釜山	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
京城	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
元山	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
大連	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
營口	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
奉天	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

六大都市及北海道、朝鮮、臺灣樺太平均晴雨日數

—快晴日數—

地名	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	全年
東京	一〇・八	七・三	五・一	三・九	三・五	〇・九	一・三	一・九	一・二	三・三	七・六	一二・八	五六・四
大阪	三・八	二・四	三・三	三・七	三・八	二・〇	二・四	四・二	二・六	四・八	六・三	五・〇	四四・四
京都	一・八	一・二	二・三	三・二	三・〇	一・四	一・五	二・五	一・六	三・七	四・〇	三・三	二九・三
名古屋	五・七	五・四	五・五	五・〇	四・四	一・八	二・〇	三・五	二・五	六・五	七・九	六・三	五六・六
横濱	九・九	六・七	四・六	二・七	二・九	〇・九	二・〇	三・三	一・七	三・八	七・七	一〇・五	五六・三
神戸	三・〇	二・二	二・七	三・四	三・五	一・二	一・四	二・八	一・九	四・五	五・八	四・七	三七・三
札幌	〇・九	〇・八	一・七	三・三	二・七	一・七	一・四	二・六	二・四	三・五	一・〇	〇・九	二三・〇
京城	九・九	八・四	七・〇	五・一	三・二	二・七	一・六	一・八	五・一	八・二	八・二	九・五	七一・八
臺北	二・〇	一・四	一・二	一・二	一・五	一・二	三・一	三・八	五・四	三・九	二・七	二・三	二九・四
眞岡	〇・六	一・〇	二・三	三・一	三・〇	二・三	一・六	三・〇	四・一	四・〇	一・三	〇・〇	二六・一

—曇天日數—

地名	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	全年
東京	六・四	七・四	一二・九	一四・四	一六・〇	一九・三	一六・九	一三・七	一六・二	一四・七	八・五	五・二	一四九・六
大阪	六・〇	六・八	九・二	一三・〇	一二・七	一六・三	一二・一	七・五	一二・五	一〇・三	六・三	四・八	一二六・五
京都	九・〇	一〇・〇	一二・六	一三・二	一三・七	一七・九	一五・四	一〇・三	一四・八	一〇・八	七・二	六・五	一四〇・三
名古屋	四・八	五・一	八・三	一一・七	一三・九	一七・〇	一三・八	九・八	一三・五	一一・一	六・一	四・七	一二八・九
横濱	六・八	八・八	一二・四	一四・九	一五・六	一九・九	一六・一	一三・八	一六・二	一五・一	九・〇	六・一	一五三・八
神戸	六・四	六・八	一〇・〇	一三・〇	一三・四	一七・八	一四・四	九・七	一四・三	一〇・六	六・八	四・八	一二七・一
札幌	一三・八	一二・五	一三・九	一一・六	一三・二	一四・九	一六・二	一三・八	一一・八	八・六	一三・一	一三・三	一五四・八
京城	六・六	五・六	八・七	九・七	一〇・一	一二・五	一七・八	一三・八	九・七	五・九	五・二	五・三	一二〇・一
臺北	一九・七	一九・五	二一・〇	一七・九	一六・八	一四・六	八・一	九・二	九・四	一四・六	一七・二	一九・〇	一八六・九
眞岡	二〇・二	一四・八	一三・九	一一・五	一五・〇	一六・〇	一七・七	一三・七	一〇・一	一一・七	一八・八	二三・六	一八七・〇

—降水日數—

地名	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	全年
東京	七・二	八・二	一三・一	一三・九	一三・九	一五・六	一四・三	一二・九	一六・四	一四・三	九・九	六・六	一四六・二
大阪	八・八	九・五	一二・九	一二・九	一二・五	一四・四	一三・二	一〇・一	一四・二	一〇・五	九・八	九・一	一三七・〇
京都	一二・九	一三・一	一五・七	一三・八	一三・四	一五・四	一四・七	一一・九	一五・五	一一・四	一一・四	一二・九	一六二・一
名古屋	九・六	八・九	一二・三	一二・三	一三・四	一四・六	一四・三	一二・〇	一五・六	一一・八	一〇・二	九・六	一四三・七
横濱	八・一	九・一	一三・八	一三・九	一四・二	一六・四	一三・七	一二・八	一六・〇	一四・二	一〇・五	七・〇	一四九・七
神戸	九・八	一〇・四	一四・二	一三・二	一一・九	一四・五	一三・二	一〇・三	一四・七	一〇・八	九・八	九・七	一四一・四
札幌	二〇・五	一八・〇	一八・三	一二・三	一三・一	一二・八	一三・八	一三・〇	一六・七	一七・〇	一九・三	二〇・六	一九四・五
京城	七・七	六・〇	七・六	八・二	一〇・〇	一〇・三	一六・二	一三・〇	九・四	六・八	八・六	八・四	一一三・五
臺北	一六・四	一六・八	一七・三	一五・五	一六・五	一五・六	一三・六	一五・一	一四・二	一四・九	一五・四	一五・七	一八七・〇
眞岡	二一・七	一六・七	一五・一	一三・九	一四・〇	一四・一	一五・〇	一三・四	一五・三	一四・九	一九・五	二四・三	一九七・〇

昭和三年全國氣象摘要表

地名	平均氣壓(海面) 粍	氣溫(攝氏) 平均 度	平年との差 度	最高 度	月日	最低 度	月日	平均濕度 %
恒春	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
臺北	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
那覇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
鹿兒島	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
熊本	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
下關	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
廣島	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
大阪	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
高知	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
名古屋	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
東京	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
父島	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
布良	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
宮古	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
京都	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
松本	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
熊谷	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
筑波山	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
山形	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
境	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
敦賀	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
新潟	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
青森	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
札幌	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
旭川	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
帶廣	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
大泊	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
敷香	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
釜山	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
京城	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
元山	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
大連	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
營口	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
奉天	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

地名	降水 總量（粍）	降水 平年との差	降水 最大日量（粍）	風 平均速度（秒米）	風 最多方向	風 最大速度（秒米）	日照時	天氣日數 快晴	天氣日數 曇天	天氣日數 降水	天氣日數 平年との差	天氣日數 暴風
恒春	二、三九三・二	▲二〇九・五	一七〇・八	三・七	北東	一七・五	五〇	二七	一二六	一八三	▲三〇	七一
臺北	二、四一七・四	▲二六九・六	一二一・六	二・九	東	一三・八	三〇	三一	一二三	一九七	▲一〇	五
那覇	一、三一八・八	▲一二一・五	一八八・一	五・八	北東	一五・五	四七	三一	一八三	一〇八	▲七	一三五
鹿兒嶋	一、三二〇・八	▲三一三・五	二五五・〇	二・四	北西	一六・三	五一	二六	一六四	一七九	△二	四
熊本	二、四五九・六	▲三五五・一	一二八・六	一・九	北西	一二・八	四七	四五	一五五	一五〇	△四	四
下關	一、四七九・〇	△一七四・四	一三五・二	四・四	東	一九・八	四二	四一	一二〇	一七九	△三	八七
廣嶋	一、三四一・一	△三〇四・四	一四九・六	一・五	北北東	八・九	五三	五四	一四一	一三五	△一	〇
大阪	一、三三九・〇	△一八・六	六九・九	二・九	東北東	一三・一	五〇	四九	一二三	一三四	△三	一〇
高知	三、三六六・九	▲一四〇・〇	一九九・九	一・五	西南西	一七・〇	四四	一八	一二五	一六三	▲四	三
名古屋	一、八〇〇・一	▲一二七・三	七五・六	三・三	北西	一六・一	四七	二六	一二六	一三五	△九	七〇
東京	一、七五〇・四	▲一八九・一	二〇一・七	三・三	北	一五・二	四三	四八	一八〇	一四五	△一	一四
父嶋	一、五九七・一	▲三〇・四	一二七・一	四・三	東	一八・六	五〇	三一	一六六	一八四	△八	一七
布良	二、三五四・六	△九七・一	一四〇・五	三・三	北東	一三・八	四七	一六	一二九	一六〇	△五	二四
宮古	九八九・五	△四二一・八	八八・一	二・二	西	一七・八	五〇	四四	一二三	一三四	▲二六	七〇
京都	一、六六八・五	▲四二・七	八四・四	一・八	北西	一二・八	四五	三二	一二九	一六七	△二五	二五
松本	一、二八二・四	▲七〇・四	七六・三	二・二	北西	一三・〇	四七	四五	一二九	一四三	△二	一
熊谷	一、四五八・四	▲二六・四	九一・一	二・〇	北北西	一七・五	三九	六四	一七七	一五二	△八	九
筑波山	一、四七四・七	▲七六・四	八五・五	五・三	南南西	一六・〇	三七	六〇	一六六	一七五	▲七	一八
山形	一、〇〇五・二	△三三〇・〇	六二・〇	一・五	南	一一・四	四四	二四	一九二	二〇三	▲一	一七五
境	一、八〇〇・四	△二四〇・三	八〇・六	二・一	西	一三・八	四一	一七	一八六	一六六	△一〇	七
敦賀	二、二四三・七	△三二八・五	六六・一	三・〇	南南東	一五・三	四四	一七	一九一	一九九	△二六	五
新潟	一、二七三・一	△五二三・七	四九・五	五・五	南	一九・八	四二	二九	一二五	一九八	△二六	二四
青森	一、〇三三・一	△三九六・六	六三・九	五・五	南西	一四・一	四三	二九	一九三	一九三	△二九	一三八
札幌	九一三・八	△二〇七・七	五七・九	三・四	南南東	一六・三	四三	二〇	一三一	一八三	△三	四八
旭川	一、二〇六・一	△五三・八	六八・五	一・六	南	一二・二	四八	一六	一九三	一〇八	△五	四五
帶廣	八七八・八	△九〇・二	一〇一・四	二・二	東南東	一六・九	四六	二六	一五一	一四六	△三	一
大泊	五二六・〇	△三一・六	六六・二	四・五	南西	一三・二	四五	四二	一三四	一二九	△二九	四三
敷香	七五四・五	△二・五	一三〇・八	三・一	北北西	一五・五	六〇	七三	一二一	一三二	△二七	一〇七
釜山	一、三〇八・四	△三四四・〇	九七・六	三・〇	北北西	一四・四	五四	六九	一二九	一〇七		二七
京城	一、二〇五・三	△三二〇・二	九九・三	一・九	西南西	九・八	五三	七三	一二三	九七	△二六	一六
元山	九三六・三	△四六〇・三	一三三・九	二・五	南西	一六・四	六三	九三	一二七	一二四	△五	六
大連	五四四・二	△一七四・六	七六・一	四・九	南	一八・六	六三	一〇一	一〇一	七五	△二	一三
營口	六九六・〇	▲四四・〇	九〇・八	三・七	北北東	一四・六	六三	二三	九五	九〇	▲七	一三
奉天	七〇九・〇	▲五三・一	八〇・四	一・七	南南東	一〇・五	五七	一〇七	八〇	九八	▲五	七

本表は全國及び在外測候所、在地中主要なるもの及び最高最低氣溫、最大降水量、最大風速度を示せし地に於ける氣象を摘記せしものにして、氣壓は重力及び海面の更正を施したるもの、日照時は晝間時數に對する比を百分率にて示したるものなり。天氣日數中快晴とは一日の平均雲量十分二未滿なるを、曇天とは十分の八以上なるを云ひ共に降水の有無に關せず。降水の日とは降水日量が一粍の十分一以上ありたる日、暴風の日とは二十分間の平均風速度が一秒間十米以上に達したる日をいふ。平均氣溫、降水總量、降水日數の平年との差が「▲」なるは平年よりも高きか又は多きかを、「△」なるは低きか又は少きかを示す。×印は、極點起日二個以上あるものにして、茲には其最近のものを擧ぐ。

水害、潮害、暴風雨被害數

種別	大正一四	昭和元	二
被害 郡市	六〇四	六三八	六三八
被害 町村	四六	三八	四六
死傷者 死	五、一九二	四、一三三	四、四八五
死傷者 傷	一七四	九七	三〇五
河川損害 堤防切（間）	三六四、〇〇三	二四八、〇三三	三三四、八六九
河川損害 氾濫面積（町）	三一、五四八	一三三、六四〇	一二四、三五六
港灣及海岸破損（間）	一四、八六〇	一六、八二六	二八、五九七
道路缺損（間）	三五五、七二五	一四八、〇五三	三二七、五七一
橋梁流損（箇所）	八、〇五二	一〇、一七八	六、一五一
用惡水路破損（間）	四七、二六五	八六、二七三	四九、二七三
田畑損害 田（町）	二、一七八	七、〇七三	一〇、三八五
田畑損害 畑（町）	六三九	三、〇二四	一、七七七
宅地其他の土地損害（町）	九六三	二、四〇〇	一、七九九
建物損害（棟）	七、五五四	二、四一〇	九、四八三
船舶流損（隻）	五七〇	四七六	一、一〇一
復舊費 河川（千圓）	一四、三三五	一五、〇三七	九、八八九
復舊費 港灣及海岸	一、八二〇	七五五	三、三四二
復舊費 道路	一〇、三五二	八、六七七	七、七四九
復舊費 橋梁	七、七七七	八、〇〇九	五、四六八
復舊費 用惡水其他	八三四	一、三三七	六〇七
復舊費 計	三五、〇〇八	三三、八五五	二六、九四五
損耗價額 田畑 米麥	三、三六八	八、六二四	四、〇九八
損耗價額 田畑 其他	七六二	一、三二五	七九八
損耗價額 宅地其他の土地	一八、一二六	三三、三〇二	六、一〇九
損耗價額 生毛其他	四、九七六	五、一七九	二、八〇三
損耗價額 建物	八二四	九九八	三〇〇
損耗價額 船舶	四、三三〇	四、三二四	二、三四七
損耗價額 雜類	三三五	三三六	三四九
損耗價額 計	八、三一二	九、六〇三	七、一七六
損耗價額 計	四〇、八〇二	五三、四三〇	一七、九〇〇
損害價額合計	七五、八〇九	八六、二六五	四四、八四五

【新惑星發見】東京天文台技師及川奧郎氏は、昭和二年以來十八個の新惑星を發見、内二個は獨逸計算局に依り永久的の番號を附せらるることゝなり、不取敢TOKYO七、同八、同一二として小惑星帳上に記載さるゝ事となる。

【日蝕觀測に成功】京都帝大山本博士以下三名は四年五月九日の日蝕觀測の爲め、其好適地南洋に至り、英、米、蘭、露等の觀測隊と共に觀測に從事したるが、當日薄雲に遮られ諸國觀測隊は何れも失敗せる中に、日本のみ最後の五十秒間の雲切を利用し、十數枚の寫眞撮影に成功せり。

【地震豫測の可能】今村博士は四月開催の帝國學士院例會に於て「紀伊半嶋地塊の慢性的傾斜運動は地震力蓄積の一發現ならんか」との研究發表を爲せるが、氏は三年五月以降六ケ月間外側地震帶たる紀州一帶に亘り實地調査の結果、安政及大正十二年の二大地震前後同地に出現したる慢性的並に急性的變動を考究し、紀州一帶に於ける地震活動の時期を豫測し得る方法を認めたるものにて、一層調査研究を進むる事となれり。

【雷の豫報成功】中央氣象台の藤原博士は雷の豫報を企て、數年來研究の結果、同所のみの觀測にては不充分なる爲め、雷に直接影響ある鐵道省、東電、鬼怒電等の助力を得て、關東一府六縣及び山梨、長野、新潟、靜岡、福嶋等各地に於ける雷雲の模樣を其都度氣象台に報告せしめ、四年五月第一回豫報を試み見事成功したり。雷の豫報は歐米にても前例無き試みなり。

【最近の地震回數】中央氣象台及地方測候所に於て觀測せる昭和三年の地震回數及び大正十二年大震災後の累計左の如し。

	有感覺	無感覺	計	一日平均
昭和三年	一、四五〇	三、〇八一	四、五三一	一三・四
大震後累計	九、八四五	一八、九六五	二八、八一〇	一三・九

地震

氣象臺の地震觀測は、明治八年六月開始以來伊國パルミエリー氏地震計に依り、十六年八月グレー・ミルン氏地震計に改め、十七年十一月地震觀測法、地震報告式を弘布し、全國の郡區役所に囑して其報告を徵し、十八年一月より全國調査開始され、其後屢々更改を經て現在に至る。其開始以後大正十三年七月迄の地震記錄に就きて、四十一年までは、有感覺面積一萬方里以上を採り、其後觀測所及び觀測度數の増加、觀測方法、設備の完全等により報告繁多となり、同年以後は五萬方里以上を、十一年六月よりは單位の變更に依り七十七萬一千百七十四方粁（即ち五萬方里）以上を採るに止めたり。強大地震左の如し。

年月日	午前後	時分	震央地	有感覺震域總面積（方里）
明治二四・一〇・二八	前	六・四〇	濃尾地方	一五、七五〇
二七・[illegible]	同	四・一八	津輕海峽	一二、四〇〇
二七・三・二二	後	七・二三	北海道東南海岸	一四、四〇〇
二七・六・二〇	同	二・〇四	武藏平原	一三、九〇〇
二七・一〇・二二	同	五・三五	羽前羽後海岸	一二、四五〇
二八・一・一八	同	一〇・四八	霞浦近傍	一三、八〇〇
二九・一・九	同	一〇・一七	鹿島洋近海	一〇、八二〇
二九・八・三一	同	五・〇六	陸中羽後海岸	一三、四〇〇
三〇・二・二〇	前	五・五〇	仙臺地方	一三、四二〇
三〇・八・五	同	九・一〇	陸前地方	一一、九〇〇
三〇・八・一六	後	九・二〇	陸中地方	一〇、三九〇
三〇・一〇・二	同	九・四五	陸前地方	一三、三九〇
三一・四・三	同	三・四八	長門見島近海	一〇、三二〇
三一・四・二三	前	八・三七	陸中近海	一三、三〇〇
三二・三・七	同	九・五五	大和紀伊地方	一四、七〇〇
三二・一一・二四	後	一・一五	日向南部	一三、二〇〇
三三・五・一八	同	〇・二九	北海道東岸	一三、〇〇〇
三四・五・八	前	七・三六	常陸地方	一〇、二四〇
三四・五・二四	同	三・四四	日向地方	一三、一〇〇
三四・一二・二五	同	五・五五	日向地方（東部に擴張）	一〇、九七〇
三五・一二・二五	前	三・二五	陸前北部	一三、四〇〇
三六・八・五	後	一・二二	磐城灘	一二、一五〇
三六・八・二九	前	二・三三	津輕海峽	一三、六八〇

年月日	午前後	時分	震央地	有感覺震域總面積（方里）
明治三三・一二・二五	後	二・一七	根室南東沖	一三、一七〇
三四・一・一四	前	七・四三	十勝沖	一三、八二〇
三四・四・六	同	八・三六	陸奥洋	一二、六〇〇
三四・六・二四	後	四・一四	奄美大島	一三、五八〇
三四・八・九	同	六・三三	陸奥三戸郡八戸町	一三、〇〇〇
三四・八・一八	前	三・三四	八戸町（北方に擴張）	一三、五〇〇
三四・九・三〇	後	七・一九	陸中久慈沖	一四、六〇〇
三五・一・三〇	同	一一・一	陸奥三戸郡	一三、七〇〇
三五・一〇・二二	前	一〇・四三	日高沖	一〇、六〇〇
三五・一一・二二	同	〇・三八	陸奥沖	一〇、七二〇
三六・三・二	後	九・一四	磐城遠洋	一一、九二〇
三六・三・二一	同	七・三六	豐豫海峽地方	一三、四六〇
三六・七・一	前	九・二〇	下野常陸國境附近	一〇、五〇〇
三六・一〇・一八	後	一〇・四〇	根室沖	一一、三〇〇
三七・八・五	前	四・三一	越後六日町	一一、七〇〇
三七・五・二〇	後	五・二五	安藝屋代島近海	一〇、九七〇
三七・六・七	同	五・一七	磐城遠洋	二〇、五九〇
三七・八・二五	前	六・一	屋久島沖	一〇、〇七〇
三八・六・二	後	二・二九	内海中部	一九、三〇〇
三八・七・七	前	一・三〇	磐城灘	一三、一七〇
三八・一〇・四	同	八・一四	尻矢崎沖	一〇、八〇〇
三八・一二・八	後	〇・八	内海中部	一一、三七〇
三八・一二・二六	同	〇・二	水戸沖	一〇、三〇〇
三九・一・二一	同	一〇・四九	房總遠洋	一六、七〇〇
三九・二・二三	同	六・四九	安房沖	一一、九〇〇
三九・二・二四	前	九・一四	東京灣	一三、八〇〇
三九・四・二一	同	四・三八	飛驒萩原附近	一〇、三九〇
三九・五・五	同	八・九	紀伊中部	一四、五〇〇
四〇・四・九	後	〇・三三	備後灘	一三、一〇〇
四〇・六・二一	前	八・五九	下總西部	一〇、一七〇
四〇・七・六	同	〇・四五	根室沖	一三、五〇〇
四〇・八・二六	同	八・五四	出雲東部	一一、三〇〇
四〇・一二・二	後	一〇・五五	陸奥東方沖	一〇、八五〇
四一・一・一五	後	九・五八	磐城沖	五四、五六〇
四一・三・六	前	〇・三六	國後東方沖	六三、〇〇〇
四一・五・一三	同	五・三	伊豆南方沖	七七、五〇〇
四一・五・一三	同	五・五六	同	六三、〇〇〇

年月日	午前後	時分	震央地	有感覺震域總面積（方里）
明治四四・八・一五	後	一〇・一六	擇捉南方沖	一三六、一七〇
四四・一〇・九	前	〇・三七	八丈島西方沖	一〇九、九〇〇
四四・一一・一	後	四・三五	三陸沖	六〇、三三〇
大正五・四・二二	同	八・二四	八丈島東方沖	一四九、五四〇
五・九・一四	同	四・二	房總南東沖	五五、三九〇
五・一〇・二八	同	〇・二〇	陸前東方	九八、九六〇
六・一・二四	前	九・五三	支那漢口北方	五六、五五〇
六・七・四	同	九・四〇	沖繩島南方沖	五八、七五〇
六・七・二二	後	〇・二〇	三陸東方沖	一〇二、四四〇
七・二・一三	同	三・八	支那仙頭附近	一二七、五〇〇
七・五・二二	同	五・五〇	北海道南東遠沖	五三、七八〇
七・九・八	前	二・三〇	得撫島沖	一四三、九四〇
八・一一・八	後	一・三五	北海道南東沖	五六、五〇〇
八・五・一五	同	九・五〇	三陸沖	五八、七七〇
九・三・一二	前	三・三五	北海道東部沖	一〇六、七二〇
九・五・一五	同	六・四五	伊豆大島	五〇、一〇八
九・六・五	後	一・二一	花蓮港沖	九四、三〇〇
九・一〇・一八	同	五・一四	擇捉南方	一一〇、〇〇〇
一〇・一〇・三	同	〇・二	磐城東部	五〇、一五〇
一〇・一二・八	前	九・三二	龍ケ崎附近	五四、九五〇
一一・一・二二	同	七・三三	陸奥沖	（方粁）九六六、〇〇〇
一一・一二・二	同	二・二五	鹿島洋	一、一六六、三〇〇
一二・六・二	同	五・二四	同	一、一六六、三〇〇
一二・九・一	前	一一・五八	小田原附近	一、八五四、〇〇〇
一三・一・一五	後	五・五〇	丹澤山附近	七七八、〇〇〇
一三・七・一	前	〇・四四	襟裳岬東南	九九〇、〇〇〇
一四・五・二三	後	一一・一〇	丹後地方	一、六六〇、〇〇〇
一五・三・二七	前	二・四四	津輕海峽東部	一、〇六六、〇〇〇
一五・六・三	後	四・一五	襟裳岬南西部	一、三三五、〇〇〇
一五・六・七	前	〇・〇三	襟裳岬南方沖	三〇〇、〇〇〇
一五・六・五	前	三・二〇	日向灘北部	一、四二〇、〇〇〇
一五・六・六	後	三・一九	襟裳岬南東沖合	一、五八〇、〇〇〇
一五・六・一五	前	八・二三	金華山南々東方	一、五八〇、〇〇〇
一五・七・二〇	前	三・五五	熊野灘南方沖	一、三五五、〇〇〇
昭和二・三・七	後	三・二八	丹後福田川流域	九五五、〇〇〇
二・八・六	前	六・一四	阿武隈川河口沖	八四三、〇〇〇
三・五・二七	後	六・五〇	宮古北東沖	九一〇、〇〇〇

著名地震

紀元年月日	西暦年月日	被害地	家屋潰數	死者數(人)	備考
慶長元・七・九	一五九六・九・一	豐後府內	—	七〇〇	—
〃・七・一三	〃・九・四	山城、攝津、和泉	—	二、〇〇〇	伏見城壞る
九・一二・一六	一六〇五・一・三一	九州より房總に至る太平洋岸	—	五、〇〇〇	大津浪あり
一六・八・二一	一六一一・九・二七	會津	—	三、七〇〇	猪苗代湖生ず
〃・一〇・二八	〃・一二・二	三陸及び蝦夷沿岸	—	一、七八三	津浪あり
一九・一〇・二五	一六一四・一一・二六	越後高田	—	—	〃
寛永一〇・一・二一	一六三三・三・一	小田原	—	一五〇	—
慶安二・六・二〇	一六四九・七・二九	江戸	—	—	瓦甍悉く潰る
萬治二・二・三〇	一六五九・四・二一	會津	四〇〇	三九	—
寛文二・五・一	一六六二・六・一六	畿內及び近畿	五、五〇〇	五〇〇	—
〃・九・一九	〃・一〇・二〇	日向及び大隅	三、五〇〇	二、〇〇〇	津浪あり
五・一二・二七	一六六六・二・一	越後高田	一、五〇〇	—	—
延寶四・六・一二	一六七六・七・一二	石見津和野	一三六	七	—
元祿七・五・二七	一六九四・六・一九	羽後能代以南	二、七六〇	三九四	—
一六・一一・二三	一七〇三・一二・三一	武藏、相模、安房、上總	二〇、一六二	五、二三三	津浪あり
寶永元・四・二四	一七〇四・五・二七	能代以北	一、三二四	五八	—
四・一〇・四	一七〇七・一〇・二八	日向より伊豆に至る太平洋沿岸	二九、〇〇〇	四、九〇〇	大津浪あり
正德元・二・一	一七一一・三・一九	美作、因幡、伯耆	五〇〇	四	—
四・三・一五	一七一四・四・二八	信濃松代、大町	三〇〇	五六	—
享保一四・七・七	一七二九・八・一	能登及び佐渡	七九一	五	—
寶曆元・四・二五	一七五一・五・二〇	越後高田	九、一〇〇	一、七〇〇	—
明和三・一・二八	一七六六・三・八	弘前	七、五〇〇	一、三三五	津浪あり
寛政四・四・一	一七九二・五・二一	肥前及び肥後	一二、〇〇〇	一五、〇〇〇	溫泉岳噴火
五・一・七	一七九三・二・一七	西津輕	一六四	一二	—
享和二・一一・一五	一八〇二・一二・九	佐渡	一、一〇〇	一九	—
文化元・六・四	一八〇四・七・一〇	羽前及び羽後	四、一三〇	三三三	有象潟陸地に變ず
七・八・二七	一八一〇・九・二五	羽後寒風山	一、一三九	五九	—
文政一一・一一・一二	一八二八・一二・一八	越後長岡附近	七五〇	一、四四三	—
天保元・七・二	一八三〇・八・一九	山城	—	一五一	—
四・一〇・二六	一八三三・一二・七	越後及び羽前	一、〇一三	四三	—
弘化四・三・二四	一八四七・五・八	信濃及び越後	三四、〇〇〇	一二、〇〇〇	善光寺大地震
嘉永六・二・二	一八五三・三・一一	小田原	三、二〇〇	七九	—
安政元・六・一五	一八五四・七・九	大和、伊賀、伊勢	五、〇〇〇	二、四〇〇	—
〃・一一・五	〃・一二・二三	東海道及び四國	六〇、〇〇〇	三、〇〇〇	大津浪あり
二・一〇・二	一八五五・一一・一一	江戸	一四、〇〇〇	六、七五七	津浪あり

年月日	西暦年月日	被害地	家屋潰數	死者數(人)	備考
明治五・二・六	一八七二・三・一四	石見濱田	四、〇四九	五五二	—
二二・七・二八	一八八九・七・二八	肥後	四〇〇	二〇	—
二四・一〇・二八	一八九一・一〇・二八	美濃、尾張	一四二、〇〇〇	七、二七三	安政以來の强震
二七・六・二〇	一八九四・六・二〇	東京	五、〇〇〇	二四	東京地方の同上
二七・一〇・二二	一八九四・一〇・二二	山形縣庄內	一〇、〇〇〇	七二六	—
二九・六・一五	一八九六・六・一五	三陸地方	×一三、〇六六	二七、一二二	大津浪
二九・八・三一	一八九六・八・三一	陸羽地方	一〇、〇〇〇	二〇九	—
大正一二・九・一	一九二三・九・一	關東地方	×五五八、〇四九	九一、三四四	東京橫濱大火
一四・五・二三	一九二五・五・二三	北但馬地方	一、七〇〇	三八七	城崎、豐岡大火
昭和二・三・七	一九二七・三・七	北丹後地方	×一六、六〇七	二、九九二	與謝外三郡大火

×印家屋潰數の內三陸地方の分は流失數を、關東地方の分には燒流失及半潰を含み、北丹後地方には半潰、全半燒を含む。

關東地震被害記錄（內務省調査）

被害世帶—

府縣	震災當時の世帶數	全燒	半燒	全潰	半潰	流失	破損	被害數	比例
東京	四八六、六〇〇	三一一、九六二	三六六	六、六六四	二〇、一二二	—	四七、九八五	三九七、一一九	五七・二
神奈川	二七四、三〇〇	六八、六三四	一四六	四六、七一九	五二、八五九	四二五	六八、五五五	二三七、三三六	三四・二
千葉	二六二、六〇〇	—	—	一三、八九四	六、二〇四	—	七、六九六	二七、三五六	三・九
埼玉	二四四、九〇〇	—	—	四、五五三	四、三四八	八四	六、四五一	一五、三六三	二・二
靜岡	二九八、一〇〇	一六	五	二、二四一	五、二一六	八八一	四、五八一	一三、九四〇	一・九
山梨	一一七、〇〇〇	—	—	五七二	二、二一七	—	一、二六三	四、〇四三	〇・六
茨城	二六九、七〇〇	—	—	一五七	三六七	—	四一	四六五	〇・一
計	二、二八四、三〇〇	三八一、〇九〇	五一七	九三、八一九	九一、二三三	一、三九〇	一三六、五七二	六九四、六二一	一〇〇・〇

被害人口—

府縣	震災當時現在人口	死者	重傷	輕傷	行方不明	其他 燒潰流失	其他 破損	被害者計
東京	四、〇五〇、三〇〇	五九、五九三	八、七七三	三〇、一九九	一〇、九〇四	一、五五五、七七八	二四七、九八八	一、九〇三、三三四
神奈川	一、三七九、〇〇〇	二九、六一四	六、一〇七	一三、三七六	二、二四五	七八一、四九二	三四三、一一五	一、一七五、〇〇九
千葉	一、三四七、二〇〇	一、三七三	九八四	一、一一一	四七	九六、六三〇	一〇〇、九四四	二〇一、〇〇九
埼玉	一、三五三、八〇〇	二八〇	二〇七	三三四	三六	五〇、三三二	三七、五六七	八八、七六六
靜岡	一、六二六、三〇〇	四五〇	二六八	四〇七	四三	四六、九七五	二四、五五一	七二、八一三
山梨	六〇二、〇〇〇	二〇	四八	四	—	一四、六二四	六、六七八	二一、二〇四
茨城	一、三九九、一〇〇	一四	二七	一九	一	五、二〇一	一、三五〇	六、六三三
計	一一、七五七、七〇〇	九一、三四四	一六、五一四	四五、五五〇	一三、二七五	二、五四八、〇九二	七〇〇、一一五	三、四〇四、八九八

性、年齡別被害者—

種別	死者	行方不明	重輕傷	其他の罹災者	計
男	四三、二九九	七、三〇五	三〇、三七二	一、六九二、一四〇	一、七七三、一〇五
女	四八、〇四五	五、九七〇	二一、八〇三	一、五五六、〇六五	一、六三一、八八三
計	九一、三四四	一三、二七五	五二、一七五	三、二四八、二〇五	三、四〇四、八九八
女百に付男	九〇・一	一二三・四	一三九・三	一〇八・七	一〇八・六
一—一四歲	一九、三〇八	二、九二三	九、〇二九	一、二一四、七三〇	一、二四五、八六〇
一五—五九歲	六六、〇〇二	九、二八六	三七、六六〇	一、八九九、六七八	二、〇一二、六二六
六〇歲以上	六、〇三二	一、〇六六	五、三六五	一三三、八〇七	一四六、四〇九
計	九一、三四四	一三、二七五	五二、〇五四	三、二四八、二〇五	三、四〇四、八九八

損害價額—當初は百億圓說、七十億圓說、五十億圓說、三十一億圓說、十七億圓說等、種々の臆測傳へられたるが、東京市統計課の調査に依れば、總額五十五億六百三十八萬餘圓にして、其內譯左の如し。尤も本調査に於ては(一)人畜の損害、(二)有價證券の低落、(三)土地價格の變動、(四)生產中止、(五)商取引中止、(六)得意先權利其他無形財產、(七)書畫骨董圖書、(八)失業、(九)金銀地金、(十)震災救護費(國費二〇、五四一、二八五圓、義捐金二八、六八九、七二〇圓)、(十一)森林田畑、(十二)運輸交通中止、(十三)官公署の備品消耗品、(十四)印紙郵券燒失等による損害等の算定し難き損害を除外せるものなり。

（單位 千圓）

種別	皇室	各省	東京府	東京市	郡部	神奈川縣	横濱市	郡部	靜岡縣	山梨縣	埼玉縣	千葉縣	茨城縣	合計
河港	—	—	二、八〇三	一、一三三	一、七〇二	五、三五〇	五、三五〇	—	一三五	—	七〇三	四四三	—	七、七四八
堤防	—	—	八四四	—	八四四	三五、二〇九	一〇、一四〇	二五、〇六九	四〇四	一、八六六	一五九	四六八	—	三九、四八六
道路	—	—	二一、四〇六	二〇、〇一七	一、三八九	一六、九五六	六、八三八	一〇、一二七	一、九八四	八六七	九九	三七五	—	三三、六六〇
橋梁	—	—	八、〇一〇	七、七四七	二六三	五、三八八	四、七六四	六二三	三三九	五一	—	一〇八	—	一四、一三六
上水道	—	—	一〇、一三八	一〇、一三八	—	三、六三八	三、〇四八	五九〇	—	三九	—	—	—	一三、八〇七
下水道	—	—	一、一七三	一、一七三	—	一、一三九	一、一三九	—	—	—	—	—	—	二、三一一
船舶	—	—	八、〇六五	八、〇六五	—	三、九四〇	三、七四四	一〇五	一四八	—	—	六〇	—	一二、三二四
電氣	—	—	三九、三三七	三九、三三七	—	三、七五九	三、七五九	—	—	—	—	六	—	四三、〇〇三
建物	—	—	一、一九三、四四七	一、一一三、一一三	八〇、三三四	六三五、〇七一	三四九、〇〇六	二六六、〇六四	一三、三三六	二、五九九	一四、七三六	三七、三五六	三三八	一、八七四、七七五
家財	—	—	六六九、六六二	六三七、五八六	三二、〇七三	一八〇、五六六	一三八、〇四五	五九、五三一	四、一三三	一、三五九	五、四二六	一〇、八九〇	一四五	八六九、四八九
工場	—	—	一四六、三三〇	一四六、三三〇	—	五九、五七七	四〇、四〇一	一九、一〇五	八、一〇三	一〇八	三、五三四	二、五九九	六〇	二三八、二六四
商品	—	—	一、六〇一、三〇〇	一、六〇一、三〇〇	—	四四七、九五三	四四七、九五三	—	八四四	—	—	—	—	二、〇五〇、〇九七
在庫品	—	—	八〇七、三三九	八〇七、三三九	—	一九、二九七	一九、二九七	—	—	—	—	—	—	一三六、六三六
其他	三、三五五	三九、五五九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三三、八一三
合計	三、三五五	三九、五五九	三、七七七、〇六八	三、六〇三、一六三	一七四、九〇五	一、三六四、八四六	九〇三、五五七	四六一、二八九	二六、三二七	六、八九三	二四、六四八	五三、三二八	五四三	五、五〇六、三八六

本邦地震帶

我國に於て最も著名なる地震帶は所謂**外側大地震帶**—にして、我が太平洋沿岸を走り、北は千島を經てアリユーシヤン群島に傳はり、之より亞米利加大陸の脊梁に當れるロツキー大山脈に連絡して中央亞米利加に入り、更に進んで南米アンデスに連る。次に著名なるは日本海側の所謂**內側地震帶**—にして、北の方北海道利尻島邊より起りて南し有珠、樽前、駒ケ嶽等の火山地方を縫うて青森、弘前地方を橫切りそれより日本海側に出で、略ぼ海岸に沿うて位置を取り、佐渡、能登を過ぎて山陰道の沿岸を走り、九州の北部に達す。

其他の地震帶—以上の外、此二大地震帶の間に介在する支脈中著名なるものに霧島火山地震帶、阿蘇火山地震帶、豐後北道地震帶、淀川地震帶、大和伊賀伊勢地震帶、信濃川地震帶あり、又東京附近に於ては東京灣利根川地震帶の外に富士、箱根、伊豆七島を連ぬる火山性地震帶あり。

最近五十年間世界地震度數

國別	度數	國別	度數
伊太利	二七、六六二	小亞細亞	四、四五二
日本	二七、五六二	シヽリー	四、三三一
希臘	一〇、三〇六	瑞西	三、八六五
南亞米利加	八、〇八一	佛蘭西	二、七九五
墨西哥	五、五八六	中央亞米利加	二、七三九
米國太平洋岸	四、四六七		

國別	度數	國別	度數
西班牙葡萄牙	二、六五六	米國大西洋岸	九三七
西印度諸島	二、五六二	印度	八一五
和蘭北獨逸	二、三三六	スカンヂネヴイア	六〇六
瓜哇	二、一五五	露西亞	三五八
ニユージーランド	一、九三五	阿非利加	一七九
大西洋諸島	一、七〇四	濠洲タスマニア	八九
英吉利	一、一三九		

天氣豫報

中央氣象臺は、每日午後五時以前に於て全國氣象臺の大勢を推測し、風、晴、曇、雨、雪及び氣溫の斷變に就き、翌日の天氣豫報を發す。是れ全國天氣豫報にして、別に地方測候所に於て其所屬管內の天氣を、一日を晝夜に分ち、或は單に晝間のみに就き發するものを地方天氣豫報と稱す。

氣象區—全國を左の氣象區に分つ。

△第一區南西諸島△第二區九州南部及南海道南部△第三區瀨戶內△第四區九州北部及山陰道△第五區東海道及中仙道△第六區北海道及奧羽西部△第七區奧羽東部△第八區北海道東部△第九區北海道西部

天氣信號標—天氣豫報は、又左信號方式の旗に依り表示さる。

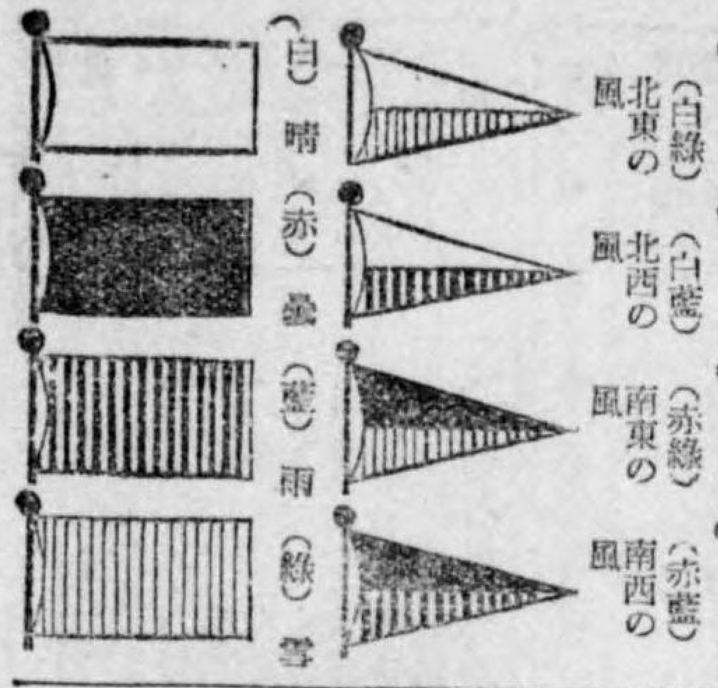

晴、曇、雨、雪の用語を重用する時は左の大旗を用ゆ。

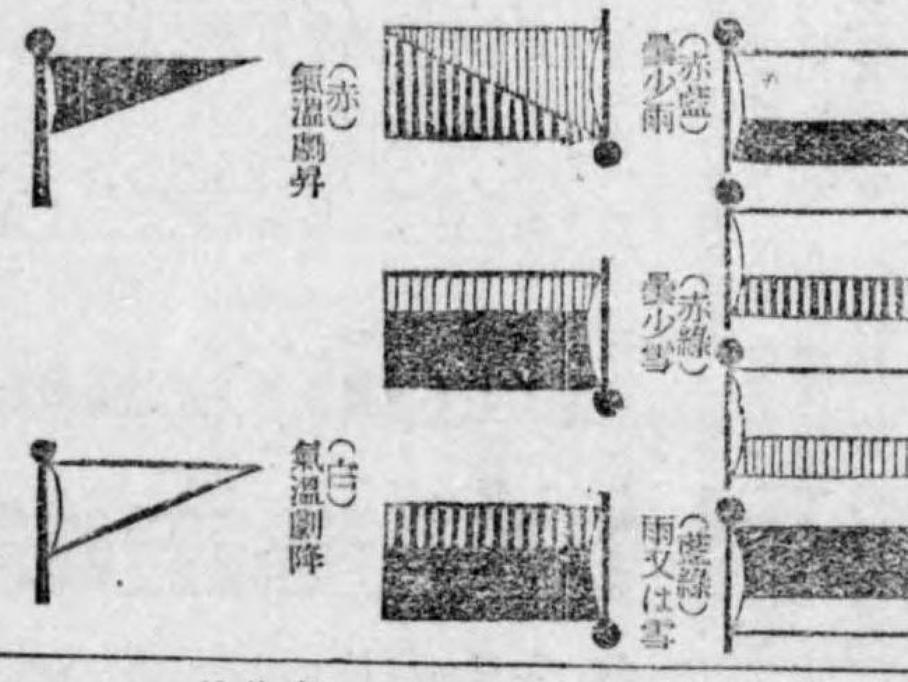

暴風警報

中央氣象臺の氣象區に對し發するものを全國暴風警報といひ、地方測候所の發するものを地方暴風警報といふ。

地方暴風警報信號標—又地方測候所の發したる暴風雨警報に基き、其地方に揭揚する暴風雨信號は、左の方式に據る。

晝間	夜間	意義
赤色圓球	紅燈一	風强かるべし
赤色圓筒	紅燈二	風雨强かるべし
赤色圓錐	紅燈三	暴風雨の虞あり

暴風雨標式—暴風雨の中心の位置、並に其進行方向等を示すものにして、晝間は球、圓錐、圓筒、圓壔、鼓形等(土地の狀況に依り圓筒、圓錐を缺く)を揭げ、夜間は白、紅、綠三燈を揭げ其各色に依て種々の信號を傳へ、警告を與ふ。

【晝間標式讀法】信號の形式は左圖の如くにして、高柱橫架の端に懸垂せる三箇の標は中心位置標と稱し、暴風雨の中心位置を示し、他の一端に懸垂せる二箇の標は、進行方向標にして中心の進行方向を示す。又此二箇の標は、其間隔に依りて進行の遲速をも示す。尙ほ柱頭に揭げらるゝ一箇の標は中心を定めたる時刻及び其强弱を示すの用を爲す。

即ち中心位置標の組合せ如何は、詳細に定められたる經緯の位置を示し、進行方向標は左の如き意義を示すものとす。

▲-▲北　▲-◆北北東　▲-●北東
●-■東北東　●-●東　●-◆東南東
▼-●南東　▼-■南南東　▼-▼南
▼-◆南南西　▼-⧗南西　⧗-■西南西
⧗-⧗西　⧗-◆西北西　▲-⧗北西
▲-■北北西　◆-■發生しつゝあり
■-◆衰弱しつゝあり　⧗-●不明
▼-▲轉向しつゝあり　▲-▼停滯又は遲緩

橫架と上標、上標と下標との間隔普通なるときは、進行の遲速につきては何等の意義を表さゞるも、上標と下標との間隔普通の二倍なるときは、進行の速度十乃至廿哩なることを示し、橫架と上標との間隔普通の二倍なるときは、其速度二十乃至三十哩なるを示し、橫架と上標、上標と下標との間隔共に普通の二倍なるときは、其速度三十哩以上なるを示す。時刻及び强弱は

●▼　共に本日午前六時
⧗▲　共に本日正午
◆■　共に昨日午後六時

なるを示し、何れも前者は、强弱の度の不明なるを表し、後者は其强烈なるを示す。

即ち前圖(一)は『今朝六時、猛烈なる颱風北緯二十四度乃至二十六度、東經百二十度乃至百二十二度(臺灣北部)にあり、北西に進行す、進行の速度明かならず。』との意義を示し、(二)は『昨夕六時、颱風北緯三十四度乃至三十六度、東經百四十度乃至百四十二度(本州南東海岸沖)にあり、北東に進行す、其速度一時間十乃至二十哩、强弱明かならず。』との意義を示せるなり。

【夜間信號讀法】夜間は右の標に代ふるに、白、紅、綠三種の燈を以てす、左の如し。

(●は紅、◎は綠)

三連續燈は中心位置區域燈にして、各其色の組合せに依り經緯を示す。二連續燈は進行方向燈と稱し、次の如き暴風雨の進行方向を示す。

◎-○北　◎-◎西　●-●南東
○-◎北西　○-○東　○-●北東
●-○南西　●-◎南　●-◎滯留又は不明

柱頭の一燈は即ち小區分燈にして、中心位置區域燈にて示せる區域中の小區分たる象限を、左の如く示す。

○第一小區分　●第二小區分
◎第三小區分　無第四小區分

前圖を說明すれば、(三)は『低氣壓北緯三十五度乃至四十五度、東經百四十度乃至百五十度の第二小區分にあり、更に東方に進行す』(四)は、『颱風北緯二十五度乃至三十五度東經百二十度乃至百三十度の第四小區分にあり、北東に進行す』を示す。

陰陽曆日對照表

年號	一月一日	二月一日	三月一日	四月一日	五月一日	六月一日	七月一日	八月一日	九月一日	十月一日	十一月一日	十二月一日
文政一二	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
天保元	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
二	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
三	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
四	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
五	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
六	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
七	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
八	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
九	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
一〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
一一	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
一二	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
一三	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
一四	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
弘化元	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
二	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
三	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
四	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
嘉永元	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
二	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
三	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
四	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
五	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
六	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
安政元	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
二	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
三	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
四	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
五	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
六	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
萬延元	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
文久元	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
二	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
三	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
元治元	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
慶應元	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
二	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
三	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
明治元	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
二	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
三	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
四	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
五	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

本表は明治五年の改曆前、文政十二年に至る大陰曆日の陽曆に於ける相當月日を探るに便せるものにて、陽曆每月一日に相當する陰曆の日を表示せるものなり。

一月又は二月一日に相當する舊曆の十一月、若しくは十二月の日付は前年のものとす。△印は其舊曆の月の小なることを示し、同一の舊曆の月數連月に亙る後者は閏月なりと知るべし。曆年の央にて改元せられたる年は之を省けるを以つて、斯の如き年の月日は新元年の相當月に據るべし、例へば元治二年正月元日は新曆の何年何月幾日に當るやを知らんとするには、同年は其年中に改元せられたるを以つて、慶應元年の欄にて正月六日が新曆二月一日なる故、之より五日前即ち一月二十七日の正月元日に相當するを知るべし。

議會開閉

貴族院、衆議院より成り、明治二十三年十一月二十五日初めて第一回議會開會され、以て今日に及ぶ。

召集—召集の勅諭は少くも四十日前に發布さる。解散後の議會は五箇月以內に召集さる。

開院式—兩議院成立後、勅令を以て期日を定め、貴族院に於て擧行せらる。

會期—三箇月を通期とし、必要の場合には勅令を以て延長せらる。臨時議會の會期は其都度勅令を以て定めらる。

停會—十五日以內の期間を以て政府は何時たりとも之を命ずるを得。

閉院式—勅令に由り、兩議院合會にて之を擧行す。

議院の成立

議長、副議長勅任せられ、議員の議席及び部屬定まる時は、茲に議院成立す。

議長、副議長—貴族院にありては議員中より勅任せられ、衆議院にありては議院の選擧したる候補者各三名につき勅任せらる。其任期は前者にありては七年（被選議員にして此任を受けたる時は議員の任期間在職す）とし、後者は議員の任期に依る。任期滿了するも、後任者の勅任せらるゝ迄は仍ほ其職務を繼續す。衆議院に於ける議長、副議長の選擧は連記無記名とし、投票の過半數を得たる者を當選人とす。過半數を得たる者なき時、又は過半數を得たる者三人に滿たざる時は、最多數を得たる者につき選擧すべき定員の倍數を取り、決選投票を行ふ。

議席—貴族院にありては皇族を主席とし、爵位を有する議員を次席とす。其席次は皇族は宮中の列次に依り、有爵者は爵位の次第に依る。其他の議員席次は年齡に依る。衆議院にありては每會期の始めに議長之を定め、議席に番號を附す。臨時會に於ては前會の議席を繼續す。

部屬—兩院共抽籤に依り、總議員を九部に區分し、各部に號數を附す。均分する能はざるときは、第一部より以下每部に一員を加ふ（議長、副議長は部員の內に入らず）。每會期之を定め、臨時會に於ては前會の部屬を繼續す。

部長、理事—各部に於て、無名投票を以て部員中より部長一名、理事一名を互選す。

議事

會議を分ちて委員會及び本會議とす。委員會は議案審査の爲めにし、凡ての案件は本會議の議決を以て確定す。本會議にありては總議員三分一以上出席するに非ざれば議事を開くを得ず。

全院委員會—議員の全員を以て組織され、議長又は議員十人以上の發議に由り、討論を用ひずして、之が開會を決議す。即時に開會せざる時は議長開會の期日を定む。議員三分一以上出席するに非ざれば、議事を開くを得ず。全院委員會を開くときは議長其席を退き委員長は書記官長の席を用ふ。全院委員會に於ける動議は、一人以上の贊成者を以て議題となさる。全院委員長故障あるときは、第一部長其職を行ひ、第一部長亦故障あるときは、第二部長以下順次之に代る。

全院委員長—每會期開會の始めに之を選擧す。選擧の方法は無記名投票を以てし、貴族院にありては最多數を得たる者を當選人とす。衆議院にありては過半數を得たる者を當選人とし、過半數を得たる者なきときは最多數の投票を得たる者二人につき、決選投票を行ふ。

常任委員—貴族院にありては（一）資格審査委員九人、（二）豫算委員五十四人、（三）懲罰委員九人、（四）請願委員二十七人、（五）決算委員三十六人、其他議院の必要と認むる常任委員を、衆議院にありては、（一）豫算委員六十三人、（二）決算委員四十五人、（三）懲罰委員二十七人、（四）請願委員四十五人、其他議院の必要と認むる常任委員を每會期の始めに各部に於て無記名投票を以て、總議員中より選擧す。

特別委員—一事件を審査する爲めに設けられ、其定員を九名とす。但し議院の決議を以て之を增加するを得。選擧は連記、無名投票を原則とするも、議長又は各部に之を委任するを得。

委員會—常任委員會及び特別委員會は、各無名投票を以て、委員長一名（外に貴族院は副委員長一名、衆議院は理事一名又は數名）を互選す。委員會は議院の許可を得たる場合の外、議院の會議時間中に開會するを得ず。又委員半數以上出席するに非ざれば議事を開くを得ず。委員會審査を終る時は、報告書を作り（口述報告するを得）委員長より之を議長に提出す。委員會の少數意見は出席委員三分一以上の希望に由り委員會の報告と共に之を提出するを得。

繼續委員—政府の要求に依り、又は其同意を經て、各議院は議會の閉會中、委員をして議案の審査を繼續せしむ。此場合委員は一日五圓より多からざる手當を受く。

常任委員分科—常任委員（衆議院にありては豫算委員、決算委員及請願委員に限る）は其事務を捷速ならしむる爲め、之を數科に分つを得。此場合、各科に於て主査を互選す。主査は議院に於て、委員長の報告を補助するを得。

資格審査—議員、他の議員の資格に對し異議を申し立つるときは、議長審査委員に附し之を審査せしむ。委員其審査報告を提出したるときは、議長之を各議員に配付したる後、院議に附す。被告議員は自ら議院に辯明し、又は他の議員をして代はりて辯明せしむるを得。

開議—貴族院は通常午前十時、衆議院は通常午後一時とす。

延會—議事未だ終らざるも、定刻（貴族院は午後四時、衆議院は午後六時）に至るときは、議長は延會を宣告するを得。但し緊急の議事は此限りに非ず。相當の時間を隔て、二回計算して、仍ほ出席議員定足數に充たざるときは、議長延會を宣告す。

議事日程—政府提出案を先にするを通則とし、緊急事件につき日程變更の動議を起すものあり、議長其緊急を認むる時は、討論を用ひず議院に諮ひ、之を變更するを得。

議決—法律案の議決には三讀會を經ざるべからず。政府の要求、若しくは議員十人以上の要求に由り、出席議員三分二以上の多數にて可決したるときは、三讀會の順序を省略するを得。政府案は、政府の要求に由るにあらざれば、委員の審査を經ずして議決する能はず。

動議—動議は通常一人以上の贊成者を待つて議題と爲さるゝも、議案を發議し、又は修正する動議は、二十人以上の贊成を待つて議題に上さる。上奏、建議又は豫算案の修正動議には三十人以上の贊成を要す。

第一讀會—議案の各議員に配付されたる後少くも二日を經て開かる。緊急事件は此限りにあらず。政府又は他院の提出し來りたる議案は之を委員に附託し、委員の報告を待ち、大體につき討論したる後、第二讀會の開否を決せらる。自院議員より提出せる議案は、委員附託の動議あり、可決せる場合の外、右の委員附託を須ひず、直に大體議を加へ、第二讀會の開否を議院に諮る。

第二讀會—第一讀會を終りたる後、少くとも二日を隔てゝ開かる。但し議長は議院に諮ひ、第一讀會と同日に之を開くを得。第二讀會に於ては、議案に對し逐條審議を加ふ。議長は審議の順序を變更し、又は數條を連ね、又は一條を分割して討論に附することを得るも、議員に異議を唱ふるものあり、之に贊成者あらば討論を用ひずして議院に諮ひ之を決す。議案に對する修正の動議は第二讀會に於て提出さる。委員の報告に係る修正は、贊成を待たずして議題となさる。第二讀會の終りに於て、議院は議案を委員に附託し、修正決議の條項及び字句を整理せしむるを得。

第三讀會—第二讀會の後、少くも二日を隔てゝ開かる。但し議長は議院に諮ひ、第二讀會と同時に之を開くことを得。第三讀會に於ては、議案全體の可否を議決し、文字を更正する以外に、修正の動議を發するを得ず。但し議案中互に牴觸する事項、又は現行法律と牴觸する事項あるを發見したる時は、此限りにあらず。

發言—極めて簡單なる發言、及び特に議長の許したる場合の外、凡て演壇に於て爲すを要さる。議事日程に上されたる議題に對し發言せんとするものは、會議の開始前豫め其氏名及び反對又は贊成の旨を、書記官に通告するを得。議長は其通告順に依り、反對者贊成者を交互に指名し發言せしむ。通告を爲さゞる議員の發言は通告者の發言終りたる後に於て許可せらる。議員は同一の議題につき二回發言するを得ず。但し質疑、應答、注意の喚起は此限りにあらず。委員長、報告者は其報告の趣旨を辯明する爲め、資格につき異議を申立てられたる議員、懲罰事犯を以て告發されたる議員は辯明の爲め、數回發言するを得。國務大臣及び政府委員は何時たりとも發言するを得。

議長討論—議長自ら討論に預らんとするときは豫め之を通告し、議席に著き、副議長をして議長席に著かしむ。議長討論に與りたるときは、此問題の表決に至るまで、議長席に復するを得ず。

討論終局—議長之を宣す。發言者盡きざるも、討論終局の動議を提出する者あり、二十人以上の贊成あるときは、議長は議院に諮ひ、討論を用ひずして之を決す。

修正案—議員の提出したる修正案は、委員會の提出したる修正案に先ち採決さる。同一議題につき數箇の修正案あるときは、原案に最も遠きものより採決し、其順序は議長之を定む。議員に異議あり、贊成者あるときは、討論を用ひずして之を決す。既に成立したる修正の動議は、議院の許可を經るに非ざれば撤回するを得ず。但し政府は何時にても提出議案を修正し、又撤回するを得。衆議院に於ては修正案、原案、共に過半數の贊成を得ざる場合に當り、議院之を廢棄すべからずと議決するときは、特に委員をして其案を起さしめ、之を會議に付するを得。

指名點呼—表決に際しては、議長、先づ問題を可とする者を起立せしめ、其多少を認定して可否の結果を宣告す。其結果疑はしと認むるとき、または宣告に對し議員に異議あり、定規の議員（貴族院は十人以上、衆議院は二十人以上）之に贊成するときは書記官に議員の氏名若しくは番號を點呼せしめ、議員に起立して可否を表せしむ。點呼の結果につき仍ほ異議あり、定規（貴族院は二十人以上、衆議院は三十人以上）の贊成あるときは、記名投票に依りて表決せしむ。議長必要と認むるとき、又は議員二十人以上の要求あるときは、起立の方法を用ひずして、記名又は無記名投票を以て表決せしむ。

記名投票—可とする議員は白色票、否とする議員は青色票に各々其氏名を記し、投票函に投入す。

無名投票—可とする議員は白球、否とする議員は黑球を特に設けられたる函に投入し同時に其名刺を名刺函に投入す。

豫算會議—豫算案を數部に分割したる時は每部の審査終るに從ひ會議を開くを得。各部の議事を終りたるときは、總額につき確定の議決を爲す。豫算の會議に於て、更に審査を必要とする事項を發見したるときは、其事項に限り、再び豫算委員に附託し審査せしむるを得。豫算委員は、豫算案を受取りたる日より二十一日以內（已むを得ざる場合は五日間延長するを得）に審査を終へ、議院に報告せざるべからず。

秘密會議—議長又は議員十人以上の發議に依り、議院之を可決（討論を用ひず）したるときは、會議の公開を停む。

質問—議員、政府に對し質問を爲さんとするときは、三十人以上の贊成者を得て質問書に連署するを要す。その質問につき、國務大臣の答辯要領を得ざるときは、議場に出席を求め、更に精細の質問を爲すことを得。質問に對する答辯、若しくは答辯を爲さゞる理由につき動議を提出するものあり三十人以上之に贊成すれば之を議題と爲すことを得。

上奏—議院上奏せんとするときは、文書を奉呈し、又は議長を以て總代とし、謁見を請ひ、之を奉呈するを得。

建議—文書を以て政府に提出す。

請願—議院の請願を受理するは議員の紹介に由る。請願は法人の外、總代の名義を以てするを得ず。又其請願書は哀願の樣式を具ふるを要さる。請願は提出の順序に依り請願委員之を審査す。議員より一の請願に對し至急の審査を請求するときは、議長討論を用ひずして議院の決を採り、時日を限り請願委員に附託す。請願委員は審査の結果に從ひ、議院の會議に附すべきもの、附するを要せざるものに區分し、之を議院に報告す。附するを要せずと報告せる者に對し、一週間內に議員三十人以上より、會議に附するの要求を爲さゞるときは、委員の決議確定す。

辭職—伯子男爵議員及勅任議員辭職せんとする時は、議長を經由して奏請す。衆議院にありては議長辭表を朗讀せしめ、討論を用ひずして其許否を議決せしむ。開會中に於ては、議長之を處分し、次會期の始に議院に報告す。

服裝—羽織袴、フロツクコート又はモーニングコートに限らるゝも、衆議院にありては特に無地又は之に準ずべき折襟脊廣を以て之に代ふるを得。

請暇—一週間を超えざる議員の請暇は議長これを許可し、一週間を超ゆるものは議院之を許可す。期限なきものは許可されず。

懲罰—議員に懲罰事犯あるときは、議長之を委員に附し院議を經て之を宣告す。議員は二十人以上の贊成を以て、事犯三日以內に懲罰の動議を提出するを得。此場合議長は討論を用ひずして議院の決を採り、懲罰委員に附し、院議を經て其結果を宣告す。懲罰の方法は（一）公開したる議場に於て譴責す、（二）公開したる議場に於て適當の謝辭を爲さしむ、（三）一定の時間出席を停止すること、及び（四）除名とす。懲罰事犯の議事は秘密會議を以てなさる。

【出席停止】（一）議院の命令に抵抗し、又は議長を侮辱したるもの、（二）議院の騷擾を釀し、又は議員の體面を汚す所行あり、其情重きもの、及び（三）同會期中譴責せらるること三回にして、更に譴責に當る事犯ある議員は出席を停止せらるゝことあり。出席停止の期間は貴族院は一ケ月以內、衆議院は二週間以內とす。

【除名】議院の騷擾を釀し、又は議院の體面を汚す所行あり、其情重き者は除名さるゝことあり。衆議院議員正當の理由なくして期日後一週間內に召集に應ぜず、會議又は委員會に出席せず、又は請暇の期限を過ぎ議長の招狀を受けて、仍ほ故なく一週間內に出席せざる者は除名さる（貴族院議員同樣の場合は、出席を停止し、上奏して勅裁を仰ぐ）。衆議院の除名處分は、出席議員三分二以上の多數を以て決せらる。

兩院協議會

一方の議院に於て、他の議院より廻付したる議案に修正を加へたるに當り、他の議院之に同意するを肯んぜざるときは、卽ち兩院協議會の開會を見る。

組織—兩院協議會は雙方議院より各十人以下同數の委員を選出して之を組織す。其數は協議會の開會を求むる議院之を定む。

議長—は兩院委員にて各一名を互選し、每回交替其任に當る。初會の議長は右二名抽籤を以て之を定む。兩院の協議委員は各副議長一名を選び、議長故障あるとき、之を代理せしむ。議長自ら討議に與らんとするときは、其院の副議長をして、代つて議長席に就かしむ。

議事—兩院の委員各三分二以上出席するにあらざれば、議事を開くを得ず。甲議院の出席委員、乙議院の出席委員より多きときは、表決の際は抽籤を以て、其超過したる數の委員を減ず（議長はその數に入らず）。協議會の議事は、出席議員の過半數を以て決し、可否の決を採るには、無名投票を用ひ、可否同數なるときは議長之を決す。兩院協議會は傍聽を許されず。

動議—協議會に於ける動議は、一名以上の贊成に依り議題となさる。

開會—第一議會以來兩院協議會を開けること四十回、左の如し。

議會	件名
三	明治二十五年度追加豫算案
四	集會及び政社法改正案
四	辯護士法案
四	新聞紙條例改正案
六	新聞紙條例中改正法律案
八	新聞紙法案
八	狩獵法案
九	鐵道敷設法中改正法律案
九	明治二十八年度特別會計追加豫算案
一〇	明治三十年度總豫算案
一三	日本銀行納付金に關する法律案
一三	印紙稅法案
一三	國籍法案
一三	噸稅法案
一三	刑事訴訟法中改正法律案
一三	登錄稅法中改正法律案
一三	國有土地森林原野下戾法案
一三	衆議院議員選擧法改正法律案
一四	郵便法案
一四	明治三十三年度追加豫算案
一四	衆議院議員選擧法改正法律案
一五	水害地方田畑地租免除に關する法律案
一五	明治卅四年度總豫算案及び各特別會計豫算案
一六	明治三十五年度總豫算案
一六	市町村會議員及び市參事會員に關する法律案
二二	關稅定率法改正法律案
二三	刑法改正案
二四	地方稅制限に關する法律案
二五	砂糖消費稅法中改正法律案
二五	辯護士の職務並に判官評定官檢察官及辯護士の在職年限に關する法律案
二六	關稅定率法改正法律案
二六	電氣事業法案
二七	商法中改正法律案、非訟事件手續法中改正法律案
二七	行政裁判法中改正法律案
二八	衆議院議員選擧法中改正法律案
三一	大正三年度總豫算案
三七	簡易保險法案
三九	製鐵業奬勵法案
五〇	衆議院議員選擧法中改正法律案、貴族院令中改正法律案
五六	私設鐵道買收法案

兩院議長

貴族院議長　公 德川家達
〃 副議長　侯 蜂須賀正韶
衆議院議長　缺員
〃 副議長　清瀨一郎

歴代議長

貴族院—（氏名下の數字は勅任年月）

【議長】
伯 伊藤博文 明二三・九　侯 蜂須賀茂韶 二四・九
公 近衛篤麿 二九・一〇　公 德川家達 三六・一二

【副議長】
伯 東久世通禧 明二三・九　侯 細川潤次郎 二四・九
侯 西園寺公望 二六・一一　侯 黑田長成 三〇・一〇
侯 蜂須賀正韶 大一三・一

衆議院—（氏名下の數字は勅任年月）

【議長】
中島信行 明二三・一一　星　亨 二五・五
楠本正隆 二六・一二　鳩山和夫 三〇・一二
片岡健吉 三一・五　河野廣中 三六・一二
松田正久 三七・三　杉田定一 三九・一
長谷場純孝 四一・一二　大岡育造 四四・一二
長谷場純孝 大元・一二　奥　繁三郎 三・三
島田三郎 四・五　大岡育造 六・六
奥　繁三郎 九・六　粕谷義三 一三・二
森田　茂 昭二・三　元田　肇 三・四
川原茂輔 四・三

【副議長】
津田眞道 明二三・一一　曾禰荒助 二五・五
楠本正隆 二六・一一　安部井磐根 二六・一二
片岡健吉 二七・五　島田三郎 二七・一〇
元田　肇 三一・五　杉田定一 三六・五
箕浦勝人 三七・三　肥塚　龍 四一・一二
關　直彦 大元・八　花井卓藏 四・五
早速整爾 四・一二　濱田國松 六・六
粕谷義三 九・六　松田源治 一三・二
小泉又次郎 一三・六　松浦五兵衛 昭二・三
清瀨一郎 昭三・四

初期以來の議會

回次	開院式	閉院式	解散	期間
一	明二三・一一・二九	明二四・三・八	—	九九
二	二四・一一・二六	—	明二四・一二・二五	三〇
三	二五・五・六	二五・六・一五	—	四〇
四	二五・一一・二九	二六・三・一	—	九二
五	二六・一一・二八	—	二六・一二・三〇	三三
六	二七・五・一五	—	二七・六・二	一九
×七	二七・一〇・一八	二七・一〇・二二	—	四
八	二七・一二・二四	二八・三・二七	—	九三
九	二八・一二・二八	二九・三・二八	—	九二
一〇	二九・一二・二五	三〇・三・二五	—	九〇
一一	三〇・一二・二四	—	三〇・一二・二五	二
一二	三一・五・一九	—	三一・六・一〇	二三
一三	三一・一二・三	三二・三・一〇	—	九七
一四	三二・一一・二二	三三・二・二四	—	九四
一五	三三・一二・二五	三四・三・二五	—	九〇
一六	三四・一二・一〇	三五・三・一〇	—	九〇
一七	三五・一二・九	—	三五・一二・二八	二〇
一八	三六・五・一二	三六・六・五	—	二四
一九	三六・一二・一〇	—	三六・一二・一一	二
×二〇	三七・三・二〇	三七・三・三〇	—	一〇
二一	三七・一一・三〇	三八・二・二八	—	九〇
二二	三八・一二・二八	三九・三・二八	—	九〇
二三	三九・一二・二八	四〇・三・二八	—	九〇
二四	四〇・一二・二八	四一・三・二七	—	九〇
二五	四一・一二・二五	四二・三・二五	—	九〇
二六	四二・一二・二四	四三・三・二四	—	九〇
二七	四三・一二・二三	四四・三・二三	—	九〇
二八	明四四・一二・二七	明四五・三・二六	—	九〇
×二九	大元・八・二三	大元・八・二六	—	三
三〇	元・一二・二七	二・三・二七	—	九〇
三一	二・一二・二六	三・三・二六	—	九〇
×三二	三・五・五	三・五・八	—	三
×三三	三・六・二二	三・六・二九	—	七
×三四	三・九・四	三・九・二〇	—	六
三五	三・一二・七	—	大三・一二・二五	一九
三六	四・五・二〇	四・六・二〇	—	二二
三七	四・一二・一	五・二・二九	—	九〇
三八	五・一二・二七	—	六・一・二五	三〇
三九	六・六・二三	六・七・一五	—	二三
四〇	六・一二・二七	七・三・二七	—	九〇
四一	七・一二・二七	八・三・二七	—	九〇
四二	八・一二・二六	—	九・二・二六	五三
四三	九・七・一	九・七・二九	—	二九
四四	九・一二・二七	一〇・三・二七	—	九〇
四五	一〇・一二・二六	一一・三・二六	—	九〇
四六	一一・一二・二七	一二・三・二七	—	九〇
×四七	一二・一二・一一	一二・一二・二四	—	一四
四八	一二・一二・二七	—	一三・一・三一	三六
四九	一三・六・二八	一三・七・一九	—	二一
五〇	一三・一二・二六	一四・三・三〇	—	九五
五一	一四・一二・二六	一五・三・二六	—	九〇
五二	昭元・一二・二六	昭二・三・二六	—	九〇
×五三	二・五・四	二・五・九	—	五
五四	二・一二・二六	—	三・一・二一	二七
五五	三・四・二三	三・五・七	—	一四
五六	三・一二・二六	四・三・二六	—	九〇

解散とあるは衆議院の解散にして、貴族院は同時に停會を命ぜられたるものと知るべし。×印は臨時議會にして、第七議會は廣島に召集、日淸戰爭費を附議、第二十議會は日露戰爭の軍事費を議決す。第二十九議會は明治天皇の御大喪に由り召集、第三十二議會は昭憲皇太后の御大喪費附議され、第三十三議會は海軍費支出の爲、第三十四議會は日獨戰費支出のため、第四十七議會は震災に因る帝都復興の爲、第五十三議會は財界救濟の爲召集さる。

議院建築

目下麴町區永田町（元樞密院事務局及び馬政局跡）に新築中の新議院は、總經費二千九百九十萬圓、大正十年度より昭和七年度に至る繼續事業にして、本館は鐵骨煉瓦造りとし、大體花崗石を主とする硬質石材を以て外壁全部を覆裝し、床及び屋根は鐵骨鐵筋混凝土造とす。內部の裝置は（一）議場は音響、暖房、通風、採光等の點に最も意を用ひ、暖房には熱氣暖房法を採用し、適當の温度と濕度とを有する空氣を下降式及び上騰式の兩裝置に依りて場內に普遍せしめ、且通氣を完全にし、夏季にありては場內に冷氣を通ずる等の設備を爲し、（二）傍聽席は音響並に視線に支障なき限り、成るべく多數の座席に努め、（三）部室及び議員控室は隨意所要室の大小に適應するやう、移動式の仕切壁を設くる等、凡てに理想的構造加へらるゝ筈にて、之が坪當單價約千二百五十圓に當り、我國に於て斯の如き高價の建造物は曾て其例なき所なり。大正十年度に於て基礎工事の大體を了り、十一年度より本建築に着手し、昭和二年四月七日上棟式擧行。六年暮の議會より新議事堂使用（開院式に限り）の豫定なり。

新舊議院對照—現在議院（十四年燒失後建築）と新築議院との概要比較左の如し。

種別	現在議院	新築議院
敷地坪數	七、九九七坪二〇〇	一七、八〇四坪五〇〇
建坪數	三、四六八坪〇〇〇	三、七四六坪〇〇〇
延建物坪	六、一九九坪〇八〇	一四、九九〇坪〇〇〇（通風道面積共）
建物階數	貳層	三層、外に地下層一層
建物幅員	正面長 一七三間五、側面長 六〇間六	正面長 一二二間五〇〇、側面長 四八間二五〇
建物高	軒高 二八尺五	軒高 六九尺〇〇〇、塔高 二〇九尺〇〇〇
總室數	三三五室	三六二室
議場坪數	貴族院 一四三坪五〇〇、衆議院 一五三坪〇〇〇	貴族院 二三〇坪〇〇〇、衆議院 二二〇坪〇〇〇
議場內議員席數	貴族院 四〇四席、衆議院 四六四席	貴族院 五〇〇席、衆議院 五〇〇席
傍聽席數	貴族院 五四〇席、衆議院 七三六席	貴族院 九六八席、衆議院 一、一二七席
總工費	三五四、五五二圓	三、八〇〇、〇〇〇圓
本館一坪當單價	建坪 八〇圓	延一坪 一、二三八圓

貴族院

貴族院の組織

(一)皇族、(二)公侯爵、(三)伯子男の各同爵者中より選擧せられたる者、(四)國家に勳勞あり又は學識ある者の中より勅任せられたる者、(五)帝國學士院の互選に由り勅任せられたるもの、(六)北海道各府縣に於て土地或は工業商業に付き、多額の直接國稅を納むる者の中より一人、又は二人を互選して勅任せられたるもの等によりて組織さる。皇族の男子は成年(滿二十歲)に達せらるれば議席に列せらる。公侯爵を有するもの滿三十歲に達すれば、必然議員たるを得。公侯爵議員は勅許を得て議員を辭することを得。又議員を辭したる者は勅許に依り再び議員となることを得。國家に勳勞あり又は學識ある者の勅任議員は終身なるも、身體又は精神の衰弱に因り職務に堪へざるに至りしときは、貴族院に於て其旨を議決し上奏勅裁を請ふ。議員の定數は伯爵十八人、子爵六十六人、男爵六十六人、帝國學士院會員四人、多額納稅者六十六人以內、勅選議員百二十五名とす。貴族院は(一)天皇の諮詢に應へ、華族の特權に關する條規を議決し、(二)議員の資格及び選擧に關する爭訟を判決し、(三)院令を改正し、又は增補するときは貴族院の議決を經ざるべからず。

三爵議員の選擧

選擧權—伯子男爵を有する滿三十歲以上の者は、皆その同爵議員を選擧するを得。

被選擧權—神官、諸宗の僧侶、教師の職にあるものゝ外皆之を有す。

失權者—(一)瘋癲白痴の者、(二)身代限りの處分を受け、負債の義務を免れざる者は選擧權及び被選擧權を有せず。刑事の訴を受け、拘留又は保釋中にある者は、其裁判確定に至るまで選擧權、被選擧權を停止せらる。

選擧人名簿—選擧の期日より五十日前に、宗秩寮總裁之を調製し、同三十日前に確定す。

選擧期日—七月十日

選擧地—東京(華族會館)

選擧管理者—各爵の選擧資格を有する者より、各一人づゝ之を互選し、議員の更任ある每に改選す。

投票—被選人の爵姓名を列記し、次に自已の爵姓名を記載す。東京以外の地に居住し又は疾病、其他の事故に因り、選擧會場に出づる能はざるときは、封緘し、表面に記名捺印して、其投票を他の選擧人に委託するを得。

議員任期—七箇年。補缺議員の任期は前議員の任期に依る。

補缺選擧—勅命を以て行はる。選擧の手續は凡て通常選擧に同じ。

多額納稅議員互選

互選資格—滿三十歲以上の男子にして、互選人名簿調製の期日迄引續き一年以上北海道、又は各府縣に於て本籍を定め住居し、多額の直接國稅を納め、仍ほ引續き住居し及び納稅する者。家督相續に依り財產を取得したる者に付ては、其財產に付被相續人の爲したる納稅を以て其者の爲したる納稅と看做さる。

失權者—(一)禁治產者及準禁治產者、(二)破產宣告者にして復權を得ざるもの、(三)六年の懲役又は禁錮以上の刑に處せられたる者、(四)刑法第二編第一章、第三章、第九章、第十六章乃至第二十一章、第二十五章又は第三十六章乃至第三十九章に揭ぐる罪を犯し、六年未滿の懲役の刑に處せられ其執行を終り、又は執行を受くることなきに至りたる後、其刑期の二倍に相當する期間を經過するに至る迄の者、但し其の期間五年より短きときは五年、(五)六年未滿の禁錮刑に處せられ、又は前號に揭ぐる罪以外の罪を犯し、六年未滿の懲役の刑に處せられ、其の執行を終り、又は執行を受くることなきに至る迄の者、(六)陸海軍々人にして現役中の者(未だ入營せざる者及歸休下士官兵を除く)及戰時若くは事變に際し召集中の者は互選人たることを得ず。兵籍に編入せられたる學生生徒及志願により國民軍に編入せられたる者亦同じ。但し陸軍各部依託學生生徒、海軍軍醫學生、藥劑學生主計學生、造船學生、造機學生、造兵學生並に海軍豫備生徒及び海軍豫備練習生は此限にあらず。

互選人名簿—地方長官は選擧を行ふ年の六月一日の現在により、北海道又は各府縣に於て互選資格を有する者の名簿を調製す。互選人名簿には互選人の氏名、職業、本籍住居、生年月日、土地或は工業商業に付納むる直接國稅の種別及び總額並に納稅地等を記載す。名簿は七月二十日より十五日間北海道廳又は各府縣廳にて縱覽に供し、八月三十一日を以て確定す。

選擧期日—九月十日

選擧方法—投票は一人一票に限る。

選擧場—選擧會は北海道廳又は各府縣廳に之を開く。特別の事情ある場合は選擧分會を設くるを得。

議員の任期—七箇年。補缺議員は其前任者の殘任期間在任す。

罰則—衆議院議員選擧法罰則の規定を準用さる。

當選無效—當選人其選擧に關し罪を犯し、刑に處せられたるときは、その當選を無效となさる。

學士院議員の互選

互選資格—選擧期日三十日前より其の日迄引續き帝國學士院會員たる者。

選擧期日—九月二十日東京に於て行ふ。

選擧管理者—帝國學士院長。

投票—一人一票に限る。互選人は選擧會場に於て選擧管理者の交附したる用紙に、其選擧に於ける議員定數以下の被選擧人の氏名を自ら記載して投函す。東京府の外に居住するに因り、又は公務若くは疾病傷痍に因り選擧の當日選擧會場に到る能はざる時は、郵便に依り投票を爲すことを得。

補缺選擧—勅命を以て行はる。

議員の任期—七箇年。補缺議員は前任者の殘任期間在任す。

兼る能はざる官職

貴族院議員の選擧に應じたる者は、宮內省中、左の部局の職務を兼ぬるを得ず。

侍從職　式部職　皇太后宮職　東宮職　大膳寮(主膳寮)　主馬寮(主獵局)　皇后宮職　帝室會計審査局　皇族家職

選擧訴訟

貴族院議員の資格及び選擧に關する爭訟は貴族院之を判決す。出訴期間は閉會後十日。補缺選擧が開院中なるときは、伯子男爵は當選確定の後、多額納稅者は勅任後各十日。

議員一覽

(昭和四年九月一日現在)

皇族—

雍仁親王　宣仁親王　載仁親王　邦芳王　博恭王　博義王　武彥王　茂麿王　恒憲王　朝融王　守正王　多嘉王　鳩彥王　稔彥王　春仁王　恒德王

一般議員—

氏名	所屬	出身
安立綱之	同和	勅選
足立豐	公正	男爵
青木周三	同成	勅選
青木信光	研究	子爵
赤池濃	同和	勅選
赤松範一	公正	男爵
秋田重季	研究	子爵
秋月種英	研究	子爵
秋元春朝	研究	子爵
淺田德則	同和	勅選
淺野長勳	無	侯爵
綾小路護	研究	子爵
有地藤三郎	公正	男爵
有馬賴寧	研究	伯爵
安樂兼道	交友	勅選
井伊直方	研究	子爵
井田磐楠	公正	男爵
井上勝之助	無	侯爵
井上匡四郎	研究	子爵
井上清純	公正	男爵
井上準之助	無	勅選
五十嵐甚藏	研究	新潟
伊江朝助	公正	男爵
伊澤多喜男	同成	勅選
伊澤平左衞門	研究	宮城
伊集院兼知	研究	子爵
伊東二郎丸	研究	子爵
伊東祐弘	研究	子爵
伊藤博邦	火曜	公爵
伊藤文吉	公正	男爵
伊藤安吉	公正	男爵
池田長康	公正	男爵
池田仲博	火曜	侯爵
池田政時	研究	子爵
石井省一郎	同和	勅選
石川三郎	研究	佐賀
石川成秀	研究	子爵
石塚英藏	同和	勅選
石渡敏一	交友	勅選
磯貝浩	同成	愛知
磯村豐太郎	無	勅選
板谷宮吉	研究	勅選
一條實孝	火曜	公爵
市來乙彥	研究	勅選
五辻治仲	研究	子爵
絲原武太郎	研究	嶋根
稻垣太祥	研究	子爵
稻田昌植	公正	男爵
稻畑勝太郎	同和	勅選
犬塚勝太郎	交友	勅選
今井五介	研究	長野
今枝直規	公正	男爵
今城定政	研究	子爵
今園國貞	公正	男爵
岩倉道俱	公正	男爵
岩城隆德	研究	子爵
宇田友四郎	研究	高知
鵜澤聰明	交友	勅選
上田兵吉	公正	男爵
上田萬年	無	學士
內田嘉吉	同和	勅選
內田重成	交友	勅選
梅小路定行	研究	子爵
裏松友光	研究	子爵
江木翼	同成	勅選
小笠原長幹	研究	伯爵
小倉英季	研究	子爵
小野塚喜平次	無	學士
小畑大太郎	公正	男爵
小原駩吉	公正	男爵
尾崎元次郎	同和	帝國
織田信恒	研究	子爵
大井成元	公正	男爵
大浦兼一	研究	子爵
大川平三郎	交友	勅選
大久保立	研究	子爵
大久保利武	研究	侯爵
大隈信常	火曜	侯爵
大河內輝耕	研究	子爵
大河內正敏	研究	子爵
大嶋健一	同和	勅選
大城兼義	同成	沖繩
大谷尊由	研究	勅選
大谷靖	無	勅選
大津淳一郎	同成	勅選
大寺純藏	公正	男爵
大嶋富士太郎	公正	男爵
大橋新太郎	研究	勅選
大山綱昌	交友	勅選
大山柏	無	公爵
太田清藏	交友	福岡
太田政弘	研究	勅選
岡喜七郎	交友	勅選
岡崎邦輔	研究	勅選
岡田文次	同和	勅選
岡田良平	同和	勅選
沖貞男	公正	男爵
奧田榮之進	研究	鹿兒嶋
奧田龜造	研究	鳥取
奧平昌恭	研究	伯爵
加太邦憲	研究	勅選
加藤政之助	同成	勅選
嘉納治五郎	同和	勅選
風間八左衞門	研究	京都
片桐貞央	研究	子爵
金子有道	公正	男爵
金子元三郎	研究	北海道
金杉英五郎	研究	勅選
樺山愛輔	研究	伯爵
樺山資英	無	勅選
上村從義	公正	男爵
上山滿之進	同和	勅選
神山郡昭	公正	男爵
川上親晴	同和	勅選
川崎卓吉	同和	勅選
川村竹治	交友	勅選
川村鐵太郎	研究	伯爵
河村讓三郎	交友	勅選
木越安綱	公正	男爵
木戶幸一	火曜	侯爵
木村清四郎	同和	勅選
紀俊秀	公正	男爵
菊地恭三	同成	勅選
菊亭公長	火曜	侯爵
北大路實信	公正	男爵
北河原公平	公正	男爵
北里柴三郎	交友	勅選
北嶋貴孝	公正	男爵
北村宗四郎	研究	奈良
肝付兼英	公正	男爵
清岡長言	研究	子爵
九條道實	無	公爵
櫛笥隆督	研究	子爵
朽木綱貞	研究	子爵
倉地鐵吉	同和	勅選
黒川幹太郎	公正	男爵
黒木三次	研究	伯爵
黒田長和	公正	男爵
黒田長成	研究	侯爵
桑山鐵男	交友	勅選
小久保喜七	交友	勅選
小鹽八郎右衞門	交友	神奈川
小林嘉平治	同和	三重
小林暢	研究	長野
小松謙次郎	研究	勅選
小松輝久	無	侯爵
小村欣一	火曜	侯爵
久我常道	火曜	侯爵
木塲貞長	研究	勅選
兒玉秀雄	研究	伯爵
鄕誠之助	公正	男爵
近衞秀麿	火曜	公爵
近藤滋彌	公正	男爵
佐々木志賀二	研究	岡山
佐々木行忠	火曜	侯爵
佐竹三吾	研究	勅選
佐竹義春	火曜	侯爵
佐藤三吉	交友	勅選
佐藤信古	交友	勅選
佐藤達次郎	公正	男爵
嵯峨公勝	火曜	侯爵
西園寺公望	無	公爵
西鄉從德	火曜	侯爵
税所篤秀	研究	子爵
齋藤喜十郎	研究	新潟
齋藤善八	同成	埼玉
齋藤安雄	無	埼玉
坂田貞	交友	熊本
坂西利八郎	研究	勅選
坂谷芳郎	公正	男爵
坂本彰之助	同和	勅選
坂本俊篤	公正	男爵
酒井忠克	研究	伯爵
酒井忠正	研究	伯爵
實吉安純	同成	勅選
鮫嶋武之助	交友	勅選
澤田喜彥	同成	熊本
澤山精八郎	研究	長崎
三條公輝	無	公爵
四條隆愛	火曜	侯爵
志水小一郎	研究	勅選
志村源太郎	研究	勅選
斯波忠三郎	公正	男爵
幣原喜重郎	同和	勅選
島津忠重	無	公爵
下出民義	無	勅選
勝田主計	研究	勅選
上郎清助	研究	神奈川
白川資長	研究	子爵
新庄直知	研究	子爵
周布兼道	公正	男爵
末延道成	無	勅選
菅澤重雄	研究	千葉
菅原通敬	同成	勅選
鈴木喜三郎	研究	勅選
瀨川彌右衞門	同和	岩手
瀨谷勇次郎	交友	茨城
關直彥	同和	勅選
關義壽	公正	男爵
千秋季隆	公正	男爵
千田嘉平	公正	男爵
曾我祐邦	研究	子爵
田所美治	同和	勅選
田中一馬	公正	京都
田中義一	無	勅選

氏名	會派	種別
田中館愛橘	無	學士
田村駒治郎	研究	大阪
田村新吉	同成	兵庫
醍醐忠重	無	侯爵
高木喜寬	公正	男爵
高倉永則	研究	子爵
高田早苗	同成	勅選
高橋源次郎	研究	宮崎
高橋弓彥	公正	男爵
高橋琢也	交友	勅選
高廣次平	同成	富山
鷹司信輔	火曜	公爵
瀧脇宏光	研究	子爵
竹越與三郎	交友	勅選
武富時敏	同和	勅選
立花種忠	研究	子爵
玉利喜造	交友	勅選
長基連	公正	男爵
津村重舍	研究	東京
塚本清治	研究	勅選
土田萬助	同成	秋田
辻太郎	公正	男爵
寺嶋敏三郎	公正	男爵
土岐章	研究	子爵
戸澤正己	研究	子爵
東海安	公正	男爵
藤堂高成	公正	男爵
德川家達	火曜	公爵
德川圀順	火曜	侯爵
德川賴貞	火曜	侯爵
德大寺公弘	火曜	公爵
德富猪一郎	同和	勅選
富安保太郎	研究	福岡
富谷銈太郎	研究	勅選
豐岡圭資	研究	子爵
內藤久寬	研究	勅選
名取忠愛	無	山梨
中川小十郎	無	勅選
中嶋久萬吉	公正	男爵
中御門經恭	火曜	侯爵
中村圓一郎	研究	靜岡
中村謙一	公正	男爵
中村純九郎	交友	勅選
中山輔親	火曜	侯爵
永田秀次郎	同和	勅選
長尾元太郎	同成	岐阜
長岡隆一郎	無	勅選
長松篤棐	公正	男爵
鍋嶋桂次郎	同成	勅選
鍋嶋直明	公正	男爵
鍋嶋直映	火曜	侯爵
鍋嶋直繩	研究	子爵
鳴海周次郎	交友	青森
南部光臣	公正	男爵
仁尾惟茂	同和	勅選
新渡戸稻造	無	勅選
西紳六郎	公正	男爵
西尾忠方	研究	子爵
西大路吉光	研究	子爵
西久保弘道	同成	勅選
西野元	研究	勅選
西本健次郎	研究	和歌山
根津嘉一郎	同和	勅選
根本祐太郎	交友	福嶋
野田鶴喜	公正	男爵
野津鎭之助	火曜	侯爵
野村德七	同和	勅選
野村益三	研究	子爵
馬場鍈一	研究	勅選
橋本圭三郎	交友	勅選
橋本萬右衛門	同成	福嶋
八條隆正	研究	子爵
八田嘉明	研究	勅選
八馬兼介	研究	兵庫
蜂須賀正韶	研究	侯爵
服部金太郎	同和	勅選
花井卓藏	交友	勅選
花房太郎	研究	子爵
濱口平右衛門	同成	茨城
濱口儀兵衛	研究	千葉
林博太郎	研究	伯爵
林平四郎	交友	山口
原保太郎	同和	勅選
樋口誠康	研究	子爵
東園基光	研究	子爵
土方寧	交友	勅選
平田吉胤	同成	大分
廣幡忠隆	火曜	侯爵
深尾隆太郎	公正	男爵
福原俊丸	公正	男爵
福永吉之助	無	勅選
福原鐐二郎	同成	勅選
藤澤利喜太郎	無	學士
藤田謙一	研究	勅選
藤田四郎	同和	勅選
藤田平太郎	公正	男爵
藤谷爲寬	研究	子爵
藤原銀次郎	研究	勅選
藤村義朗	公正	男爵
藤安辰次郎	交友	鹿兒嶋
藤山雷太	研究	勅選
二上兵治	無	勅選
二荒芳德	研究	伯爵
舟橋清賢	研究	子爵
船越光之丞	公正	男爵
保科正昭	研究	子爵
細川護立	火曜	侯爵
堀田正恒	研究	伯爵
本多忠鋒	研究	子爵
本間千代吉	研究	群馬
馬越恭平	研究	勅選
眞野文二	同和	勅選
牧野一成	研究	子爵
牧野忠篤	研究	子爵
松井慶四郎	無	勅選
松浦厚	研究	伯爵
松尾義夫	公正	男爵
松岡均平	公正	男爵
松木宗隆	研究	伯爵
松平直平	研究	子爵
松平康春	研究	子爵
松平康莊	火曜	侯爵
松平賴壽	研究	伯爵
松村義一	公正	勅選
松本勝太郎	同和	廣嶋
松本烝治	無	勅選
前田利爲	無	侯爵
前田利定	研究	子爵
三木與吉郎	研究	德嶋
三須精一	公正	男爵
三室戸敬光	研究	子爵
三宅秀	同成	勅選
三井清一郎	研究	勅選
溝口直亮	研究	伯爵
水上長次郎	交友	勅選
水野錬太郎	交友	勅選
南弘	交友	勅選
宮田光雄	研究	勅選
室田義文	交友	勅選
毛利高範	研究	子爵
毛利元昭	無	公爵
森賢吾	同和	勅選
森俊成	研究	子爵
森廣三郎	研究	福井
森平兵衛	研究	大阪
森田福市	交友	廣嶋
八木春樹	同成	愛媛
矢吹省三	公正	男爵
安場末喜	公正	男爵
柳澤保惠	研究	伯爵
柳原義光	研究	伯爵
柳生俊久	研究	子爵
藪篤麿	研究	子爵
山內豐景	火曜	侯爵
山之內一次	交友	勅選
山岡萬之助	研究	勅選
山縣有道	無	公爵
山上岩二	交友	岡山
山川端夫	研究	勅選
山崎龜吉	研究	東京
山階芳麿	無	侯爵
山田惠一	交友	香川
山本達雄	交友	勅選
湯淺倉平	同成	勅選
湯池幸平	研究	勅選
横山章	研究	石川
吉田清風	研究	子爵
吉田羊治郎	交友	滋賀
米倉昌達	研究	子爵
米津政賢	研究	子爵
冷泉爲勇	研究	子爵
和田彥次郎	交友	勅選
若尾璋八	研究	勅選
若槻禮次郎	同和	勅選
若林賚藏	研究	勅選
渡邊修二	公正	男爵
渡邊七郎	研究	子爵
渡邊千代三郎	同成	勅選
渡邊千冬	研究	勅選
渡邊暢	無	勅選

【議員異動】三年九月以降（即ち本書前年版採錄以後）に於ける議員の異動左の如し。

年月日	異動	氏名
三・九・三	就任	下出民義
一〇・五	死亡	神野勝之助
一〇・六	當選	朽木綱貞
一〇・六	〃	土岐章
一〇・七	死亡	坪井九八郎
一〇・八	任命	小久保喜七
一〇・一三	就任	佐藤信古
一〇・二七	免職	吉野周太郎
四・一・一三	當選	松尾義夫
一・一四	死亡	服部一三
一・一八	薨去	邦彥王
二・四	辭職	山內長人
二・一五	死亡	立花小一郎
二・一八	〃	二條正麿
二・二〇	就任	根本祐太郎
二・一九	任命	三井清一郎
二・一九	〃	山岡萬之助
二・一九	〃	藤原銀次郎
二・一九	免職	石井菊次郎
三・一三	就任	[illegible]德王
三・一五	死亡	松本剛吉
三・二三	〃	杉田定一
四・一三	〃	後藤新平
四・二七	當選	井田磐楠
四・二七	〃	中村謙一
四・二七	〃	肝付兼英
四・二七	死亡	北條時敬
四・三〇	免職	若尾謹之助
五・一八	死亡	水野直
六・一九	〃	寺嶋誠一郎
七・一	〃	津久井彥七
七・一	任命	桑山鐵男
七・一	〃	長岡隆一郎
七・一	〃	八田嘉明
七・一	〃	磯村豐太郎
七・四	死亡	添田壽一
七・三	當選	梅小路定行
七・二五	死亡	笠井信一
八・三	當選	有馬賴寧
八・六	〃	名取忠愛

選出別議員數（各六月末）

年次	皇族	公爵	侯爵	伯爵	子爵	男爵	勅選	學士	多額	計
大正一四	一七	一五	三九	二〇	七〇	六三	一二三	—	四七	三九〇
一五	一五	一五	三一	一八	六六	六六	一一九	四	六四	四〇二
昭和二	一四	一五	三〇	一八	六六	六六	一二四	四	六五	四〇五
三	一八	一三	三〇	一八	六六	六六	一二四	四	六四	四〇三
四	一六	一三	三〇	一七	六六	六六	一二三	四	六四	三九六

議員所屬別

區分	皇族 開	皇族 閉	研究會 開	研究會 閉	同成會 開	同成會 閉	公正會 開	公正會 閉	交友俱樂部 開	交友俱樂部 閉	同和會 開	同和會 閉	火曜會 開	火曜會 閉	無所屬 開	無所屬 閉	純無所屬 開	純無所屬 閉	計 開	計 閉
五二議會	一七	一七	一四四	一四四	二九	二八	六七	六六	四三	四三	—	—	—	—	二六	二六	四三	四〇	三九五	三九五
五三議會	一七	一七	一四四	一四四	三三	三三	六六	六六	四三	四三	—	—	—	—	二六	二六	四二	四〇	四〇六	四〇六
五四議會	一七	一七	一四七	一四九	三〇	三〇	六六	六六	三九	四〇	—	—	—	—	二五	二五	四九	四九	三九八	三九八
五五議會	一七	一六	一五一	一五一	二九	二九	六七	六七	四二	四二	二九	二六	二六	二六	—	—	二四	二四	四〇四	四〇四
五六議會	一六	一六	一四九	一五一	二九	二九	六七	六六	四三	四三	三八	四〇	二七	二六	—	—	三三	三三	四〇一	三九九

議員年齡（三年一月調）

種別	七十以上	六十以上	五十以上	五十以下	四十以下	最高	最低	平均
皇族	—	一	四	一三	九	六五	二四	四〇
公爵	一	五	—	六	一	八三	三九	五四
侯爵	一	四	七	二	六	八八	三〇	五三
伯爵	—	四	八	五	一	七六	三七	五三
子爵	二	九	三六	一九	四	七二	三六	五六
男爵	六	一六	三三	一一	二	八〇	四〇	五九
勅選	四六	四九	一四	二	—	九〇	四〇	六八
學士院	一	二	一	—	—	七六	五七	六六
多額	二	三三	二六	一九	二	八六	三七	五九
計	六三	一二五	一二九	七六	二五	九〇	二四	五九

多額納稅者納額

年次	直接國稅納稅額	一人納稅額 最高	一人納稅額 最低	一人納稅額 平均
明治二三	七三六、七四八	二、九九七	二〇九	一、〇九二
三〇	八三六、三九二	三、四四五	一九八	一、二五九
三七	一、二四〇、四〇五	三六、三八四	三六〇	二、〇〇〇
四四	三、四七六、八二九	一八三、四四八	一、三五九	五、一六六
大正七	六、一八三、一六八	二六四、九二一	二五五	八、七〇三
一〇	一〇、三三六、八六三	二四八、三〇八	二三六	三、八〇四

【府縣別】（大正十年九月一日）

道府縣	直接國稅納稅額	一人納稅額 最高	一人納稅額 最低
北海道	七〇、七四八	三三、七一四	一、三三五
青森	三四三、〇一五	二七、七七六	一、三八八
岩手	二四〇、二〇三	九、六六〇	一、一二四
宮城	四四六、八〇三	一七、一四五	一、九九三
秋田	六六六、一八八	五四、四〇七	二、三五九
山形	五二〇、〇六五	二七、八二七	二、一二五
福嶋	四七六、六七六	一七、〇一一	九六八
茨城	三九一、二五七	三一、九五一	九二〇
栃木	二六六、五五九	八、一二六	一、三〇七
群馬	二七五、五〇〇	二六、二三一	一、一八二
埼玉	四五二、四八七	一九、〇五〇	九七〇
千葉	四一七、二九〇	二一〇、五七四	七〇六
東京	一、九一九、七二三	五九、一五〇	四、一五七
神奈川	四八二、〇四〇	三一、七九八	八四八
新潟	一、〇九七、九〇二	六三、七二〇	一、七〇三
富山	二九一、八七九	二六、五六五	一、二四三
石川	二〇三、五二三	九、七〇五	九三五
福井	二一二、五一二	一八、一九八	七三五
山梨	二二七、七〇五	三一、六八四	一、〇〇三
長野	六六三、五三六	四八、〇一三	一、〇三九
岐阜	二二一、〇五三	一四、三四二	一、一四二
靜岡	三八六、七七七	一四、一四九	九四二
愛知	七三四、〇六六	二五、九六八	一、七七三
三重	六〇三、〇八四	一五、一六五	一、一九二
滋賀	四六〇、〇九〇	六二、五九三	九一九
京都	一、〇七一、一七二	四〇、六〇三	一、九四二
大阪	一、九〇〇、九二四	四二、一三一	四、四九九
兵庫	一、六五三、九二五	二四八、三〇八	二、三三三
奈良	三三九、四二四	二七、二五五	六六九
和歌山	三六二、三七八	四一、八二七	八四三
鳥取	二九八、〇七三	一三、六六九	九〇四
嶋根	五四一、六四五	三三、三八〇	一、〇四五
岡山	六三〇、六二三	三三、七〇五	九九〇
廣嶋	一六一、〇四一	三五、五五六	一、一一七
山口	二〇二、二〇〇	一三、三二五	一、四〇一
德嶋	三五一、六七二	一二、二四三	九四二
香川	二五六、一一七	一七、五九五	一、三三八
愛媛	一二七、六九〇	一一、二四三	一、三二九
高知	七〇二、六六三	九、四五七	六四七
福岡	二〇二、三五七	七、九六九	一、六〇八
佐賀	二六六、八六八	四一、八六一	九七八
長崎	六六五、九〇八	一〇、六六九	一、三六六
熊本	二六四、七〇八	一四、二七八	一、四九八
大分	二三四、三五四	一四、九九六	一、二三〇
宮崎	四〇二、二一九	一〇、七一三	一、〇七五
鹿兒嶋	[illegible]	四三、六三〇	六六一
沖繩	八二、三八六	一八、一七三	三三六
合計	二〇、八六五、八二三	二四八、三〇八	二三六

貴族院各派

貴族院は多年研究會の壓倒的勢力の下に數個の小團體分立し、最近に於ては公正會、茶話會、同成會、交友俱樂部、無所屬及び純無所屬の各派を存したるが、二年秋冬の交に入りて貴族院改造の運動進展し、先づ反研究の聯盟として昭和俱樂部の創立をなし、手始めに火曜會の創立、或は研究會と同和會の創造、或は同成會の解散、同和會の創造の如く、同院の各派は其間に轉變し、遂に政治的分野に一大變化を來すこととなれり。現狀左の如し。

【研究會】（麴町區三年町一）明治二十三年創立にかゝり、伯子兩爵互選議員を中心とし之に勅選、多額の有力なる各議員を擁し本院中最も有力なる團體なるも、近年幹部專制の統制破れ、部內動搖を目的とせず、[illegible]於ても半歲に亘りて內紛を繼續せられたるが、改革派渡邊千冬氏濱口內閣に入閣するに及び、改革派の機鋒に挫け、七月三日の總會に於て決定せられたる新會則は實際に於て舊會則と大差なき拘束主義に立返る事となれり。現在役員氏名左の如し。

鍋嶋直縄、舟橋清賢（以上幹事）柳澤保惠、堀田正恒、大久保立、青木信光、大河內正敏、藪篤麿、小松謙次郎、湯池幸平、森平兵衛、濱口儀兵衛、風間八左衛門（以上交涉委員）

【公正會】（麴町三年町幸俱樂部內）院內の情勢漸次政黨的色彩を帶びんとするに對し、至公至平たるべき貴族院の本分を全うせんとするの標榜を以て、大正八年六月幸俱樂部派男爵互選議員の創設する所たり。現在役員左の如し。

大井成元、小原駩吉、阪谷芳郎、赤松範一、黑田長和、今園國貞、藤村義朗、伊江朝助、大寺純藏（以上幹事兼交涉委員）

【交友俱樂部】（麴町永田町二の一）勅選及び多額議員の集團にして、明治四十三年の創立にかゝる。現在役員氏名左の如し。

鵜澤總明、和田彥次郎、小鹽八郎右衛門、橋本圭三郎、山之內一次、南弘、竹越與三郎（以上幹事）、安樂兼道、大川平三郎、石渡敏一、花井卓藏、森田福市（以上幹事兼交涉委員）

【同和會】（麴町三年町幸俱樂部內）昭和三年二月茶話會及び無所屬の合同により成立したる團體にして、勅選及び多額議員を以て構成され、政見不拘束、一人一黨主義を標榜す。現在役員左の如し。

眞野文二、森賢吾、川崎卓吉、赤池濃、田所美治、服部金太郎、木村淸四郎、稻畑勝太郎、尾崎元次郎、關直彥（以上幹事）大嶋健一、嘉納治五郎、石塚英藏、內田嘉吉、藤田四郎、坂本釤之助、倉知鐵吉、永田秀次郎、松本勝太郎、小林嘉兵治（以上交涉委員）

【同成會】（同上）大正八年十一月舊土曜會及び無所屬の合同に依り成立したるものにして、また勅選及び多額議員の集團たり。現在役員左の如し。

實吉安純、三宅秀、大津淳一郎、土田萬助、大城兼義、澤田喜彥（以上幹事）、伊澤多喜男、湯淺倉平、菅原通敬、田村新吉、橋本萬右衛門（以上交涉委員）

【火曜會】（麴町區麴町八の一九細川侯邸內）昭和二年十一月近衛公等研究脫會者の創設せる公侯世襲議員の集團にして、無所屬、同成會及び純無所屬の議員擧つて來り投ず。現在役員左の如し。

近衛文麿、細川護立、佐々木行忠、三條實愛、鍋嶋直映、鷹司信輔（以上交涉委員）

多額納稅者一覽

（大正十四年六月一日調）

大正十四年九月十日執行の多額納稅議員選擧に際し調査（六月一日現在）せられたる互選有資格者六千六百名の內、稅額五千圓以上に上るもの千百二十八名、其所在氏名納稅額等左の如し。

東京府—

稅額	職業	氏名	住所
三八、一五〇	無職	鍋島直映	豐多摩
三九、六六五	商業	三輪善兵衛	日本橋
四八、一一三	會社員	岩崎久彌	本鄉
四四、二二九	〃	峰島茂兵衛	日本橋
三五、八六〇	無職	松平賴壽	本鄉
三四、三三九	貸地業	堀越角次郎	日本橋
四〇、六八七	銀行頭取	中井新右衛門	〃
三五、九七七	出版業	野間清治	小石川
二〇、一二四	請負業	鹿島精一	深川
三五、八二〇	無職	清水榮藏	日本橋
三三、九五一	〃	淺野長勳	本鄉
三三、四六八	〃	阿部正直	〃
三三、八七九	賣藥業	津村重舍	日本橋
三一、三三一	貴金屬商	山崎龜吉	〃
二〇、五六一	計器製造	武藤次郎	芝
一九、八〇〇	時計商	小林傳次郎	京橋
一九、五五二	織物商	稻村源助	日本橋
一八、一九八	吳服問屋	菊地長四郎	〃
一七、四八九	請負業	戶田利兵衛	本鄉
一七、三二〇	式部官兼御用掛	相馬孟胤	豐多摩
一六、八四四	請負業	田代獨輔	京橋
一六、五二三	無職	小笠原長幹	牛込
一六、一七七	宮內官吏	松平直亮	四谷
一六、〇八五	會社員	濱口吉右衛門	日本橋
一五、五五七	貿易商	堀越善重郎	京橋
一五、一七八	醫籍出版	佐藤鐵亮	牛込
一五、一五一	會社員	杉村甚兵衛	日本橋
一五、〇八六	株取引員	小布施新三郎	〃
一五、〇一七	海產物商	渡邊大治郎	〃
一四、六九七	化粧品商	伊藤榮	麻布
一四、五〇五	吳服商	清水治兵衛	荏原郡
一三、八六五	酒問屋	鹿島清平	京橋
一三、八四六	材木商	喜多吉兵衛	深川
一三、一六九	茶商	山本嘉兵衛	日本橋
一三、〇九五	海苔商	山本德次郎	〃
一三、八〇三	株取引員	杉野喜精	〃
一三、七四三	吳服商	村越庄左衛門	〃
一三、六四〇	服地商	植村傳助	〃
一三、二七七	肥料商	村林榮助	深川
一三、〇五二	請負業	島田藤吉	〃
一二、九七三	綿絲商	森岡平右衛門	日本橋
一二、八五六	請負業	鈴木辰五郎	京橋
一二、四八三	綿布商	前川太郎兵衛	日本橋
一二、二〇八	釀造業	淺田政吉	豐多摩
一二、一一〇	銀行業	今村繁三	日本橋
一〇、七七七	無職	最賀京輔	荏原郡
一〇、七〇一	染色業	伊藤琴三	小石川
一〇、三五〇	銀行員	田中武兵衛	麴町
一〇、〇四七	菓子商	細田安兵衛	日本橋
九、七七六	度量衡	守谷定吉	神田
九、六〇八	自轉車	宮田榮助	本鄉
九、五七三	貴族院議長	德川家達	豐多摩
九、四四一	銅鐵商	內藤幾藏	本所
九、三二五	株式業	桐山泰藏	深川
九、二六九	會社員	升本喜兵衛	牛込
九、一三九	織物業	澁谷定七	八王子
八、八六九	官吏	黑田長成	赤坂
八、五五三	會社員	望月軍四郎	〃
八、四六八	株取引員	山中清兵衛	日本橋
八、四四二	宮內官吏	山尾三郎	麻布
八、三三一	商品取引	赤津龜治郎	日本橋
八、三二七	無職	德川義親	麻布
八、一五〇	株取引員	遠山芳三	日本橋
八、一〇〇	無職	薩井新太郎	本鄉
八、〇八二	紙商	島田延太郎	京橋
七、八四四	會社員	杉崎六右衛門	日本橋
七、七六八	糸製造	多崎由太郎	京橋
七、七七七	書籍商	岩波茂雄	神田
七、七二二	株取引員	鬼塚軍太郎	日本橋
七、六九三	無職	池田仲博	豐多摩
七、六六五	株取引員	田林菊三郎	日本橋
[illegible]	〃	渡邊喜十郎	〃
七、五四八	會社員	大倉喜八郎	赤坂
七、五〇七	酒問屋	三橋甚四郎	京橋
七、五三四	無職	德川圀順	豐多摩
七、四七五	糸取引員	平井文二	日本橋
七、四四九	銅問屋	河合佐兵衛	〃
七、三九一	藥種商	高木與兵衛	〃
七、三九六	料理店	住吉忠次郎	淺草
七、二〇九	物品販賣	高橋正雄	麴町
七、二〇〇	無職	廣瀨清兵衛	豐多摩
七、一一〇	株取引員	村上文策	日本橋
七、〇〇一	會社員	日比谷新次郎	荏原郡
六、九七一	株取引員	橫山貞三	日本橋
六、九五四	無職	長井利右衛門	〃
六、九三二	樽製造	關口安五郎	深川
六、八六五	株取引員	望月乙彥	日本橋
六、八六一	酒問屋	堀越孝次郎	京橋
六、八四四	株取引員	上野勝造	日本橋
六、八四四	藥種商	星野與兵衛	〃
六、七八九	會社員	近藤利兵衛	〃
六、七四七	〃	根津嘉一郎	赤坂
六、七三九	〃	梅岡平七	神田
六、七二五	酒問屋	中澤彥七	京橋
六、六九〇	機械商	山口勝藏	〃
六、六八六	會社員	石崎丈太郎	本鄉
六、六六二	銅鐵商	大野宗太郎	京橋
六、五八七	鼻緒商	新開五兵衛	日本橋
六、四五五	賣藥商	後藤長左衛門	〃
六、四〇五	地金商	鈴木喜兵衛	神田
六、三八〇	無職	遠田注	牛込
六、三六六	砂糖商	松本喜三郎	日本橋
六、三三六	棕梠商	西尾正左衛門	本鄉
六、二六〇	無職	太田捷吉	荏原郡
六、二〇七	銀行業	廣部清兵衛	日本橋
六、二三三	株取引員	關秀次郎	北豐島
六、一三〇	無職	小菅伊三郎	本鄉
六、〇八三	吳服商	橋本幸吉	南足立
六、〇三六	肥料商	峰岸慶藏	深川
五、九六五	取引員	有松尙德	日本橋
五、九三四	會社員	中澤彥吉	京橋
五、八五五	〃	町田德之助	淺草
五、八四四	無職	土井利與	本鄉
五、八二八	〃	關島彌兵衛	本所
五、七七五	仲買業	加賀豐三郎	麴町
五、七七〇	牛鑵商	柴崎三之助	京橋
五、七二〇	官吏	酒井忠克	牛込
五、六四八	無職	有馬賴萬	淺草
五、六一八	機械油商	龜岡豐二	京橋
五、六三二	金貸業	相澤半太郎	淺草
五、六二三	無職	高野常藏	麴町
五、五九五	〃	牧田清之助	日本橋
五、五六一	商業	古谷精一	小石川
五、五五六	貿易商	三枝代三郎	京橋
五、五三三	玩具商	倉持長吉	日本橋
五、五二〇	藥種商	松澤八右衛門	京橋
五、五一三	無職	松崎文次	淺草
五、四九三	料理店	平岡權八郎	京橋
五、四七三	會社員	鄉誠之助	麴町
五、四四五	酒造業	田村半十郎	西多摩
五、四四四	無職	松平賴和	麻布
五、四〇七	織物商	青木五兵衛	日本橋
五、三四四	織物商	土屋留次郎	八王子
五、三二二	會社員	小倉常吉	日本橋
五、二六八	官吏	戶田康保	北豐島
五、二五三	無職	松川仙次郎	京橋
五、二四九	貸家業	宮島新吉	小石川
五、二三四	會社員	小野耕一	麴町
五、二三二	出版業	麻田駒之助	本鄉
五、一六〇	取引所員	常盤增次郎	麻布
五、一二八	無職	萩原多兵衛	本鄉
五、一一六	出版業	石原俊明	京橋
五、一一一	煙草元捌	鶴岡庄七	本鄉
五、〇五一	無職	西尾忠方	麴町
五、〇五二	書籍商	目黑甚七	京橋
五、〇四七	無職	安居憲一郎	牛込
五、〇四五	食料品商	杉本鶴五郎	京橋
五、〇四一	公債賣買	原忠三郎	日本橋
五、〇二九	土管商	神谷太一郎	京橋

京都府—

稅額	職業	氏名	住所
四〇、六二三	演劇業	白井松次郎	京都市
二九、七四九	〃	大谷竹次郎	〃
二八、三六一	材木商	田中伊助	〃
二四、七六六	酒造業	大倉恒吉	紀伊
二三、八〇〇	請負業	西松光治郎	京都市
二三、二六六	吳服問屋	細辻伊兵衛	〃
二二、八〇七	毛織問屋	有本富兵衛	京都市
二二、六二一	出版業	大谷仁兵衛	〃
一九、一三三	織物業	矢代善作	〃
一七、四四一	木綿問屋	辻忠郎兵衛	〃
一五、五五四	酒造業	堀野久造	〃
一三、六六三	綿布問屋	中田與兵衛	〃
一三、八八三	吳服商	內貴清兵衛	〃
一三、〇〇九	織物販賣	西村吉右衛門	〃
一三、四九五	吳服問屋	西村總右衛門	〃
一二、一五三	農業金貸	田中善八	〃
一一、九四〇	古物賣買	林新助	〃
一一、三五八	染料問屋	松浦房造	〃
一〇、五六三	生糸商	山田茂助	〃
九、九六九	吳服問屋	荒川益次郎	〃
九、七四四	吳服商	外村定治郎	〃
八、九九八	〃	山田長左衛門	〃
八、四六八	米穀販賣	原太三郎	〃
八、三二七	吳服商	市田文次郎	〃
八、一九三	農業商業	風間八左衛門	葛野
八、一一七	織物販賣	渡邊定次郎	京都市
七、九九五	織物問屋	小泉新七	〃
七、四〇六	問屋業	奧西安藏	〃
七、五八九	會社員	田中一馬	〃
七、三四〇	株式賣買	六鹿清治	〃
七、三八六	吳服問屋	杉本新左衛門	〃
七、二六七	取引所員	山內宇三郎	〃
七、一六六	古物賣買	今井貞次郎	〃
七、〇八〇	旅人宿業	井上武夫	〃
六、八五五	縮緬問屋	澤村太七	〃
六、八五〇	生糸商	小島直三郎	〃
六、七七一	吳服商	野福作兵衛	〃
六、六六五	吳服問屋	石田勘兵衛	〃
六、六四八	取引所員	耕山愛太郎	〃
六、六六三	〃	伴良太郎	〃
六、五五六	西陣問屋	渡邊郁三	〃
六、四〇五	砂糖商	谷口嘉吉	〃
六、三三九	取引所員	風間市太郎	葛野
六、一九〇	洋反物商	辻葉助	京都市
六、一四五	西陣問屋	山口源兵衛	〃
六、〇四二	乾物商	戶井田平兵衛	〃
五、九四六	雜貨販賣	酒井定右衛門	〃
五、六六六	鑛山業	中井種造	〃
五、五七三	線香商	饂谷直之	京都市
五、四二〇	紙問屋業	中郡佐兵衛	〃
五、三九一	貸家業	今嶺秀貞	〃
五、三六一	〃	八木重兵衛	〃
五、三三五	洋食業	奧村小次郎	〃
五、二六五	取引所員	中村重三	〃
五、二八二	料理業	淺井安次郎	〃
五、二七一	縮緬商	稻垣庄三郎	〃
五、二〇三	取引所員	名和助市	〃
五、一四〇	吳服問屋	宮本儀助	〃
五、〇七四	貸家業	上村常次郎	〃
五、〇〇二	菓子商	白波瀨季次郎	〃

大阪府—

稅額	職業	氏名	住所
四三、一三一	毛糸問屋	吉川豐助	西區
四一、三三〇	洋反物商	石川文右衛門	南區
二八、三三五	地主	松井半重郎	此花區
二五、六〇一	製藥販賣	森下博	東區
二五、一一四	銀行主	吉田卯之助	西區
二一、三六五	鐵工業	久保田權四郎	浪速區
二七、九九八	洋反物商	河崎助太郎	東區
二七、〇三三	無職	木原忠兵衛	〃
二五、五八一	貸付業	豐田宇左衛門	南區
二四、〇〇九	藥種商	田邊五兵衛	東區
二三、九三八	羅紗商	鹽岡豐之助	〃
二二、一三三	銀行業	木村權右衛門	東成區
二〇、八九五	吳服商	向井忠三郎	南區
二〇、一一五	骨董商	戶田彌七	東區
一九、八九四	樂器商	三木佐助	〃
一九、八一八	藥種商	藤澤友吉	〃
一九、八〇三	會社員	伊藤萬助	〃
一九、五六八	鐵工業	梅鉢安太郎	堺市
一九、五二一	會社員	阿部彥太郎	北區
一八、七一七	貸付業	木村佐五郎	東區
一八、七〇〇	會社員	田村駒次郎	〃
一八、三八五	貸付業	田中吉太郎	南區
一八、三二四	賣藥製造	有田音松	東區
一五、七七五	無職	和久新三郎	港區
一五、四九九	會社重役	尼崎伊三郎	此花區
一五、一二五	貸付業	竹島源藏	南區
一五、〇三五	化粧品商	森平兵衛	〃
一三、九四一	株式仲買	小川平助	東區
一三、九〇一	賣藥業	高橋卯之助	北區
一三、七七三	小麥粉卸	平野平兵衛	東區
一三、六五八	砂糖商	前田助七	南區
一三、三三七	小麥粉卸	齋藤治郎	東區
一三、五六六	材木商	森平藏	港區
一三、一四九	木綿商	瀨尾喜一郎	南區
一三、〇三三	硝子製造	德永芳次郎	東淀川
一二、九七八	仲買業	林治作	北區
一二、七六四	會社員	八代祐三郎	東區
一二、七五三	無職	川端半兵衛	西成區
一二、七一七	書籍販賣	岸本榮七	〃
一二、六四三	油商	吉原定次郎	東區
一二、六一七	料理業	出崎鶴吉	〃
一二、五九二	鉛管製造	泉吉次郎	西區
一二、五五六	木綿商	川田豐七	東區
一一、〇八九	株式仲買	帶谷傳三郎	〃
一一、〇五八	無職	大井伊助	港區
一〇、八三三	履物商	太田宇兵衛	東區
一〇、七九七	印刷業	森川桑三郎	北區
一〇、七三二	鐵工業	神谷宇之松	住吉區
一〇、六六八	砥石商	小山彌一郎	東區
一〇、三六八	藥種商	鹽野吉兵衛	〃
一〇、一七〇	帽子商	伊藤末治郎	〃
一〇、〇八六	金物商	萬年九平	〃
一〇、〇七七	無職	原彌兵衛	〃
一〇、〇〇九	洋反物商	河崎經吉	〃
九、八八六	化粧品商	小栗小三郎	〃
九、六四三	石鹸製造	栗津久治郎	浪速區
九、五五〇	仲買	細字榮	東區
九、四八二	反物商	矢井源治郎	〃
九、四四七	無職	田中藤九郎	港區
九、四〇七	金銀販賣	佐渡島伊兵衛	南區
九、三七七	株式仲買	石井竹三郎	東區
九、三五二	金物商	龜村治郎兵衛	南區
九、三三七	貸家業	椿本八兵衛	〃
九、二三八	釀造業	河盛又三郎	堺市
九、一五五	委託問屋	濱田甚兵衛	西區
九、〇四二	仲買業	文備郡次郎	北區
八、八六五	鞄靴商	林五作	東區
八、八五五	綿糸商	島田誠三郎	西區
八、八三三	魚問屋	鷲池平九郎	〃
八、八二一	藥種商	菅井豐藏	東區
八、七六八	硝子業	山本爲三郎	北區
八、七七〇	金貸業	政岡德兵衛	西區
八、六五二	貸家業	相馬伊右衛門	天王寺
八、六六九	金貸業	木村作助	東區
八、四四三	請負業	佐伯與之吉	港區
八、三九七	取引員	宮畑作三郎	東區
八、三六六	料理業	後藤市藏	南區
八、三六三	會社員	岸本兼太郎	西區
八、二〇八	料理業	村井五郎	南區
八、二七七	莫大小商	山本發次郎	東區
八、一九七	印刷業	中田熊次	南區
八、一八〇	藥種商	武田長兵衛	東區
八、一六八	〃	小西喜兵衛	〃
八、〇八一	染工業	柳原吉兵衛	堺市
八、〇四四	火藥商	野原林之助	東區
八、〇四〇	金貸業	賀納芳三郎	南區
八、〇三六	〃	政岡總兵衛	西區
八、〇〇五	鐵商	福田又兵衛	住吉區
七、九八六	鐵工業	廣瀨彌助	浪速區
七、九二三	吳服商	小杉佐兵衛	東區
七、六六三	貸家業	津和九右衛門	浪速區
七、六七七	酒商	鹿島岱次郎	北區
七、六六一	會社員	野村德七	東區
七、四四五	貸家業	森久兵衛	南區
七、三四〇	土地貸業	渡邊新右衛門	北區
七、二〇四	無職	早瀨太郎三郎	東區
七、二九三	質金貸業	上田倍三郎	堺市
七、二三七	自轉車商	中谷寅吉	東區
七、二〇五	賣藥商	伊藤長兵衛	南區
七、二〇〇	莫大小商	嘉門長藏	東區
七、一九三	取引員	伊藤秀雄	〃
七、〇八一	友染製造反物商	千草安兵衛	〃
六、九六一	麥粉製造	益田太三郎	西區
六、八九六	會社員	石原久之助	東區
六、八四四	株式問屋	內田彌三兵衛	〃
六、八四一	物品販賣	松塚彌三郎	北區
六、七六二	莫大小商	佐々木八十八	東區
六、七四四	煙草元賣	谷本一郎	〃
六、六五六	料理菓子	野田友三	〃
六、六四六	貸家業	近藤源兵衛	南區
六、五七八	煙草元賣	渡邊榮次	浪速區
六、五四四	無職	田中藤三郎	〃

六、二五三 取引員 黒川幸七 東區
六、一五九 〃 貴志米吉 天王寺區
六、一五八 建築請負 池田源次郎 北區
六、一四四 貸付業 山形武助 南區
六、一二一 藍販賣 田中喜兵衛 西區
六、一三九 物品販賣 北村芳三郎 北區
六、一二五 呉服商 小澤新六 東區
六、一一五 金庫商 伊藤喜十郎 〃
六、一〇四 洋傘商 津和儀平 〃
六、一〇三 洋反物商 竹内常三郎 〃
六、〇六六 半襟商 利見友助 南區
六、〇六一 貸家業 生島五郎兵衛 天王寺區
六、〇四八 貸家周旋 米田燿一 南區
六、〇一九 活版請負 林杉造 西區
六、〇〇七 毛布商 都志兵太 南區
五、九九七 物品販賣 高田市兵衛 北區
五、九七八 株式仲買 福田粂藏 東區
五、九七六 鐵器製造 淺香久平 堺市
五、九三七 藥種商 柳原三郎 東區
五、八九八 貸付業 肥田友七 南區
五、八六二 袋物商 駒井伊八 東區
五、八〇四 金貸業 中納久佐衛門 港區
五、七九一 質商 藤井甚兵衛 東區
五、七二〇 貸家業 吉村儀兵衛 南區
五、六八六 無職 矢森米次郎 東淀川
五、六七九 半襟商 丸尾吉次郎 南區
五、六五四 製藥業 小西久兵衛 東區
五、六四三 會社員 八代祐太郎 〃
五、六三三 印刷業 谷口默次 北區
五、六〇六 無職 北村源助 東淀川
五、六〇一 呉服商 武田彌三郎 東區
五、五九五 無職 田中宗一 北區
五、五七六 貸家業 陸田金治郎 南區
五、五四五 會社員 加藤正太郎 東區
五、四八〇 貸家業 鹽道作右衛門 浪速區
五、四五六 農業 杉田善衛門 東成區
五、四三三 貸家業 大平武助 南區
五、四三一 無職 菅本三右衛門 東淀川
五、四二四 金貸業 松代安太郎 北區
五、四〇七 小間物商 西村現兵衛 東區
五、四〇四 硝子商 谷口元之助 西區
五、三八二 仲買業 芳賀重之助 北區

五、三五二 骨董茶器 植村平兵衛 東區
五、三四六 貸家業 山本藤助 南區
五、三四三 取引員 日比野芳太郎 東區
五、二九一 精肉商 關口伊太郎 浪速區
五、二三七 物品販賣 中野嘉七 北區
五、二〇〇 會社員 秋岡義愛 東成區
五、一七九 古着商 飛鳥井正造 南區
五、一六六 文具商 原田虎次郎 東區
五、一四一 物品販賣 藤田彌三郎 北區
五、一三七 無職 海野源次郎 東淀川
五、一二六 金物商 吉田定七 南區
五、一〇七 貸家業 山本助三郎 天王寺區
五、一〇二 廣告取次 福井健造 東區
五、〇四五 料理業 三宅誠一
五、〇三二 金貸業 田中藤兵衛 港區
五、〇〇五 〃 中島太助 西區

神奈川縣

三三、七九七 銀行重役 原富太郎 横濱市
一八、七〇二 商業 鹽澤義一 〃
一五、九九一 〃 朝田權四郎 〃
一四、三五八 〃 若尾幾造 〃
一三、三〇九 〃 杉山重 横須賀市
一三、一三三 〃 北村由藏 横濱市
一三、一七八 銀行重役 平沼久三郎 〃
一一、七九三 〃 原善一郎 〃
一〇、七〇四 〃 左右田喜一郎 〃
九、八五二 商業 須川多助 〃
七、九〇二 〃 大谷嘉兵衛 〃
七、三二五 〃 長岡佐介 〃
六、七〇九 〃 八木庄兵衛 〃
六、五二一 〃 小川方成 足柄下
六、三八四 〃 川邊辰二 〃
六、三四一 農業 小照八郎衛門 中
五、八九三 〃 相川文五郎 久良岐
五、五二七 工業 渡邊亮平 横濱市

兵庫縣

二四八、三〇八 會社員 乾新兵衛 神戸市
一二五、一二九 水產業 中部幾次郎 明石市
六六、〇六四 無職 小寺謙吉 神戸市
三八、四三六 會社員 岡崎藤吉 〃
三六、三二九 酒造業 花木三一郎 武庫

三四、五五〇 酒造業 小西新右衛門 川邊
三四、三四一 貸付業 九鬼隆輝 神戸市
三三、七五五 無職 小曾根喜一郎 〃
三〇、八二三 農業 奥藤研造 赤穂
二五、六六四 酒造業 長部文治郎 武庫
二三、九七九 〃 辰馬悦藏 西宮市
二二、六四八 會社員 末正久左衛門 神戸市
一九、五九〇 酒造業 高田三郎 〃
一八、三二六 會社員 川崎武之助 〃
一六、八六三 金貸業 野田三藏 西宮市
一六、一二九 清酒販賣 泉仙介 武庫
一五、一六二 會社員 澤田清兵衛 神戸市
一四、一四九 肥料商 川口平三郎 尼ヶ崎
一四、一二五 清酒釀造 安福又四郎 武庫
一四、一二三 無職 澤野定七 神戸市
一三、三三五 仲立業 吉田金太郎 〃
一三、三三七 樽丸製造 田口榮藏 西宮市
一三、一二九 貸付業 生島五郎兵衛 神戸市
一二、九七三 食料品商 宮武勢藏 〃
一二、八六二 會社員 嘉納治郎左衛門 武庫
一二、八〇五 酒造業 覺心平十郎 西宮市
一二、二五三 質屋業 中村彌兵衛 神戸市
一二、一三三 雜貨商 長瀬傳次郎 〃
一一、一一三 仲立業 正田房治郎 〃
一〇、七五一 電車汽車 田中太介 尼崎市
一〇、三二八 仲立業 藤井忠兵衛 神戸市
九、四七五 會社員 川西清兵衛 〃
八、二九〇 清酒釀造 小網與八郎 武庫
八、三六八 貸付業 生馬五三郎 神戸市
八、〇九〇 取引所員 姫田市松 〃
八、〇八〇 土木請負 藤原作十郎 神崎
七、九九一 酒造業 辰馬利一 西宮市
七、九八七 竹材製造 長田大介 神戸市
七、八七八 農業 伊藤長次郎 印南
七、七二〇 酒造業 小野權四郎 神戸市
七、六五三 〃 濱田藤次郎 飾磨
七、三六九 製菓業 木村秀藏 赤穂
七、三〇〇 醬油釀造 大塚茂十郎 尼崎市
七、一三六 棉糸業 白洲文平 川邊
七、〇一八 金錢貸付 木村象六 神戸市
六、九〇四 株式仲買 濱崎辨之助 武庫

六、八二八 貸付業 池長孟 神戸市
六、八〇三 取引所員 繪野幸次郎 〃
六、七六九 酒造業 紅野平右衛門 西宮市
六、六八〇 農業 龍竹藏 印南
六、五八二 貿易業 田村新吉 神戸市
六、五四三 農業 平尾源太夫 明石
六、五三六 製麵業 梶原健次郎 印南
六、四七三 煙草元賣 島田清一郎 神戸市
六、三八五 無職 若井源右衛門 武庫
六、三二四 會社員 山邑太左衛門 〃
五、九九六 無職 吉岡嘉兵衛 神戸市
五、八三〇 農業 石井兵造 加東
五、七三七 無職 石丸甚兵衛 神戸市
五、五二八 農業 岡田瀬市郎 赤穂
五、四六二 會社員 嘉納治兵衛 武庫
五、三四六 取引所員 山平宗平 神戸市
五、三〇八 料理業 松島眞造 〃
五、一六九 會社員 楠本利人 〃
五、一三二 仲立業 奥山春枝 武庫
五、〇二九 清酒釀造 安福武之助 〃

長崎縣

一四、二七八 商業 寺田半次郎 南高來
七、五六一 農業 本多親宗 〃
七、四九三 造船業 松尾孫八 長崎市
七、一四六 物品販賣 山田吉太郎 〃
六、三二四 呉服商 和田彌三郎 〃
六、〇三一 農業 山形猛彥 佐世保市
五、六八〇 商業 森源治 東彼杵
五、三三三 問屋業 兒玉平兵衛 長崎市
五、一六三 商業 長池又三郎 南高來

新潟縣

六五、七六〇 農業 市島德厚 北蒲原
五七、四八〇 〃 田卷堅太郎 南蒲原
四六、八八八 〃 齋藤彥太郎 北蒲原
三九、三九七 〃 二宮孝順 〃
三五、八九〇 〃 中野忠太郎 中蒲原
二四、七〇七 〃 保坂潤治 中頸城
二三、一三五 〃 市川辰雄 南蒲原
二一、三六五 〃 桂恕友 中蒲原
一九、八六七 〃 西脇濟三郎 北魚沼
一七、八六七 〃 山田助作 西蒲原

一七、七〇〇 農業 五十嵐甚三 北蒲原
一六、九三三 〃 圓山塚左衛門 〃
一六、五四一 〃 佐藤友右衛門 〃
一六、〇八六 會社員 鍵富三郎 新潟市
一六、〇〇二 農業 國井仲之丞 岩船
一三、〇〇七 〃 清水門吉 南蒲原
一二、九六〇 〃 山田辰治 中頸城
一二、九〇九 〃 星野勘右衛門 北蒲原
一二、八四八 〃 渡邊三左衛門 岩船
一〇、七八六 農業 酒井俊一 北魚沼
九、六〇一 砂糖商 神山敬太郎 長岡市
九、〇五一 農業 本間新作 中蒲原
八、九九七 〃 中原藤藏 西蒲原
八、六六六 〃 眞島桂次郎 北蒲原
七、九六八 〃 廣川貞吉 南蒲原
七、七五六 〃 石田友吉 〃
七、五九四 〃 近藤賢之助 北蒲原
七、五五四 〃 高橋寅市 西蒲原
七、二四〇 〃 高橋義彥 中蒲原
七、〇三〇 〃 飯塚知信 刈羽
六、九九四 酒造業 吉澤仁太郎 古志
六、七八六 會社員 齋藤喜十郎 新潟市
六、七三三 酒類製造 安達源右衛門 三島
六、六七五 四十物商 田代三吉 新潟市
六、五八五 農業 浮田長須計 北蒲原
六、四〇一 〃 佐々木齋治 中蒲原
六、三三五 〃 山田權六郎 三島
六、三二七 藥酒製造 大塚益郎 〃
五、八四七 醬油釀造 長部松三郎 長岡市
五、六六三 農業 [illegible]直次 中蒲原
五、五五七 〃 宮崎悌治 中頸城
五、五五六 米穀商 近田寅一郎 北蒲原
五、四三七 〃 平田豐次郎 東蒲原
五、三三〇 無職 渡邊六松 長岡市
五、二三五 農業 長場尚太郎 北蒲原
五、一七三 醬油釀造 吉川吉五郎 中蒲原
五、一二五 官吏 長谷川赴夫 三島
五、〇三五 農業 渡邊貞次郎 中蒲原

埼玉縣

一九、〇四九 商業 大森喜左衛門 秩父
一四、九三四 〃 柿原万藏 〃
八、五七一 製糸業 渡邊綱治 北足立

八、三四一 商業 渡邊吉右衛門 川越市
八、三〇五 醬油茶商 繁田武平 入間
八、一五七 農業 西川武十郎 北足立
七、六七九 足袋製造 橋本喜助 北埼玉
六、七八〇 鑄物業 關口倉吉 北足立
五、九〇四 農業 田島武之助 北埼玉
五、六〇二 酒釀造業 田中源太郎 北葛飾
五、五五五 農業 金澤理三郎 〃
五、四三〇 金貸業 酒巻敬之助 北埼玉
五、三五〇 味噌製造 大熊武右衛門 北足立
五、三〇九 農業 永田勘六 北埼玉

群馬縣

二八、三三一 飛行機商 中島知久平 新田
一一、五五六 會社員 江原芳平 前橋市
八、六六七 太物商 羽尾勘七 佐波
六、六五五 呉服業 手塚鍵五郎 前橋市
六、四七五 農業 岡部榮信 北甘樂
六、三三四 呉服商 半田善四郎 碓氷
六、〇八一 請負業 井上保三郎 高崎市
五、九九三 農業 本間千代吉 佐波
五、七五五 製糸業 福田林太郎 新田
五、六三七 會社重役 櫻井伊兵衛 高崎市

千葉縣

二〇、五三三 醬油釀造 濱口儀兵衛 海上
一四、八五一 〃 山下平兵衛 東葛飾
一三、九三五 會社員 茂木七郎右衛門 〃
七、七九六 醬油釀造 菅井與左衛門 香取
六、三三四 農業 西村築 印旛
五、九八四 酒醬油 馬場善兵衛 香取
五、三五〇 醬油釀造 多田庄兵衛 〃

茨城縣

三一、九五一 農業 宮本庄次郎 行方
六、七八八 會社員 小山田純 水戸市
六、四四五 金貸業 小山田量 〃
六、三三八 農業 結城萬藏 筑波
六、〇〇六 土木請負 青木才次郎 水戸市
五、九八四 農業 初見謙助 猿島
五、九六八 醬油釀造 大橋定次郎 〃
五、二七三 農業 柳川宗左衛門 鹿島
五、一三八 〃 高崎三重郎 行方
五、一〇八 會社員 幡谷仙三郎 東茨城

五、〇〇八 米穀肥料 赤羽房兵衛 北相馬

栃木縣

八、一三六 農作 見目清 鹽谷
七、〇三〇 〃 加藤正信 〃
六、五六九 味噌醬油 植竹三右衛門 那須
六、四三三 織物販賣 金井傳三郎 足利市
六、三三〇 肥料販賣 岡部兵七 芳賀
六、一五九 賣藥製造 宇津權右衛門 鹽谷
六、一五三 農作 蓼沼太吉 安蘇
五、九〇〇 砂糖石油 伊藤常三郎 下都賀
五、六五九 農作 瀧澤民 鹽谷

奈良縣

一七、三三四 林業 栗山藤作 宇智
一七、九〇三 〃 岡橋清左衛門 高市
一六、三三七 〃 北村又左衛門 吉野
一三、八三六 〃 中野利三郎 南葛城
九、八二一 酒造業 米谷勘次郎 宇陀
九、三六一 林業 山本七九郎 宇智
六、六二四 酒造製材 北村宗四郎 吉野
五、七六八 請負業 森本千吉 北葛城

三重縣

一五、三六四 商業 小津清左衛門 飯南
一五、一三九 〃 御木本幸吉 志摩
一三、九六八 農業 山内榮五郎 一志
一三、〇八三 林業 土井八郎兵衛 北牟婁
一二、七八三 商業 山中傳四郎 四日市
一一、四四〇 林業 堀内鶴雄 飯南
九、七六〇 農業 諸戸精太 桑名
九、三三〇 工業 小林政太郎 渡會
七、五三三 商業 九鬼紋七 四日市
六、九九四 〃 川瀬庄兵衛 桑名
六、三三九 〃 田中治郎左衛門 津市
六、〇七四 會社員 熊谷一衛 三重
五、七三一 工業 伊藤傳七 四日市
五、四二七 商業 村山一平 〃
五、三六〇 林業 土井高禮 北牟婁
五、一五六 醫業 森正道 三重
五、一二五 商業 岡田惣右衛門 四日市
五、〇四三 〃 鈴木邦雄 飯南

愛知縣

三五、九六七 肥料販賣 小栗三郎 知多

一九、八六四 製造業 鈴木政治 名古屋市
一三、八四九 會社員 近藤友右衛門 〃
一三、七四三 〃 瀧信四郎 〃
一二、三五八 綿布商 宮田義忠 〃
一一、〇五五 貸金業 角田謙次郎 〃
一〇、六六三 製造業 堀尾益次郎 〃
九、六六三 木材販賣 鈴木摠兵衛 〃
九、三九七 物品販賣 小島和四郎 寶飯
八、八二四 料理業 横井清次郎 名古屋市
八、三〇三 仲買業 後藤新十郎 西春日井
八、〇九九 會社員 春日井丈右衛門 丹羽
七、八〇一 貴金屬商 池田正信 名古屋市
七、七三〇 綿糸商 遠山孝三 海部
七、六〇一 貸家業 陸田義敬 名古屋市
七、三九四 肥料商 高松定一 〃
七、三四八 小間物商 森本善七 〃
六、九九六 料理業 松浦彌兵衛 〃
六、九〇三 綿糸商 小島太左衛門 一宮市
六、八九三 材木商 服部小十郎 名古屋市
六、七七九 酒類販賣 山本九八郎 〃
六、六六六 會社員 瀧定助 〃
六、五六八 肥料商 松浦仁三郎 碧海
六、一七四 洋物販賣 高橋文三 名古屋市
五、九〇一 無職 岡田德右衛門 〃
五、五七六 織物業 豐田佐助 〃
五、五三九 綿布商 服部與吉 〃
五、四四四 農業 天埜三郎 西春日井
五、四〇八 呉服商 田中平六 豐橋市
五、三三一 酒造業 伊藤部三 知多
五、三二四 製造業 中尾十郎 寶飯
五、一〇六 銀行員 關戸守彥 名古屋市
五、〇五一 會社員 伊藤由太郎 〃

靜岡縣

一四、一四八 商業 鈴木與平 清水市
九、六三〇 〃 渡井八郎治 富士
八、五五五 農業 松永安彥 〃

九、五三六	商業	中村圓一郎	榛原
六、二六六	農業	宮崎喜久太郎	安倍
六、三三三	商業	中村藤吉	濱松市
五、六四〇	〃	宇野秀吉	沼津市
五、五四八	農業	加藤利八	志太
山梨縣			
二一、六八〇	銀行業	若尾謹之助	甲府市
八、一六五	農業	根津啓吉	東山梨
六、〇二四	〃	大森慶次郎	東八代
五、六四〇	銀行業	網野善右衞門	〃
五、一六六	農業	小林八右衞門	南巨摩
五、一六一	〃	加賀美授一	東八代
五、〇六七	〃	宿川文藏	中巨摩
滋賀縣			
六三、五五三	蚊帳疊商	西川甚五郎	蒲生
三三、七〇七	吳服商	森五郎兵衞	〃
二六、三八五	織物販賣	外村市郎兵衞	神崎
二一、〇一九	酒造業	鈴木忠司	蒲生
一八、〇〇三	〃	鈴木忠右衞門	〃
一七、五一九	吳服商	小泉重助	神崎
一六、三七一	砂糖綿商	西川庄六	蒲生
一五、一五三	麻布商	阿部市郎兵衞	神崎
一四、〇八六	蚊帳疊商	伴傳兵衞	蒲生
一三、六六六	酒造業	藤崎捴兵衞	〃
一二、一六四	〃	高井作右衞門	〃
一〇、九四六	〃	野田六左衞門	〃
九、五七三	糸商	藤井彥四郎	神崎
九、一七〇	吳服商	西村健次郎	蒲生
八、九九九	酒造業	山中兵右衞門	〃
七、八〇六	〃	山中正吉	〃
七、二四三	吳服太物商	増田善兵衞	〃
五、七七八	生糸商	中辻源太郎	阪田
五、六四一	醬油釀造	岡宗一郎	蒲生
岐阜縣			
一四、三四三	會社員	渡邊甚吉	岐阜市
九、一三六	商業	野々村佐一郎	本巢
七、五三八	農業	上松泰造	稻葉
七、一四三	商業	桑原善吉	岐阜市
七、〇四三	農業	矢橋龍吉	不破
六、四〇三	商業	篠田祐八郎	岐阜市
長野縣			
四八、〇一二	生糸製造	越壽三郎	上高井
三四、一八〇	生糸製造	小口今朝吉	諏訪
二六、八六八	〃	笠原房吉	〃
二六、一九九	〃	小口善重	〃
二三、六六七	〃	小口村吉	〃
一三、八六六	〃	丸茂文六	〃
一二、八八八	火藥販賣	林圓藏	〃
一二、五三一	生糸製造	小口重吉	〃
一一、一三六	〃	矢島膺之助	〃
一〇、四〇八	會社重役	今井五介	〃
一〇、三二五	生糸製造	小口勝太郎	〃
一〇、二六七	蠶種指導	小岩井宗作	東筑摩
九、九八八	生糸製造	小口金吾	諏訪
九、七〇七	〃	小口今朝太郎	〃
九、四一八	〃	小口修一	〃
九、一七三	〃	笠原繁太郎	〃
八、四四八	〃	渡邊元衞	〃
八、四四〇	〃	笠原鈴吉	〃
八、三九一	〃	尾澤菊次郎	〃
六、五五八	〃	山田由藏	〃
六、四六七	〃	小口仙重	〃
六、一六五	會社重役	片倉兼太郎	〃
六、一〇五	農作業	山田莊左衞門	下高井
五、七七七	生糸製造	矢島志摩助	諏訪
五、〇六七	諏訪	林要吉	〃
五、〇四一	〃	小口市郎	〃
宮城縣			
一七、一四四	酒造業	伊澤平右衞門	仙台市
一三、九九三	金錢貸付	野田眞一	遠田
一三、七六九	〃	大庭經之輔	栗原
一三、七七一	吳服商	大內源太右衞門	仙台市
一二、九〇九	金錢貸付	永澤安之助	志田
一二、一一六	酒造業	森民三郎	仙台市
九、九八一	〃	佐藤敬次郎	登米
九、三九二	金錢貸付	氏家清吉	伊具
九、二七九	商業	阿部秀逸	桃生
九、一六二	酒造業	宵沼彥治	志田
八、九九七	金錢貸付	二瓶泰吉	伊具
八、六六三	〃	氏家丈吉	〃
八、〇八八	酒造業	佐藤克己	名取
八、〇五三	金錢貸付	佐々木新助	栗原
七、九六五	銀行業	山田寬吾	登米
七、九四〇	吳服商	加藤總松	仙台市
七、八三四	金錢貸付	菊地辨藏	遠田
七、八四九	酒造業	佐々木平之丞	志田
七、七〇四	農業	佐藤龜八郎	名取
七、七〇四	〃	齋藤宗藏	桃生
六、八四一	金錢貸付	針生惣吉	仙台市
六、四七七	會社員	青木存秀	〃
六、三五六	金錢貸付	中島德治	栗原
六、三一〇	農業	手島維八郎	志田
六、〇〇七	製糸業	高橋長七郎	本吉
五、五八五	吳服商	平塚喜市郎	牡鹿
五、四二五	金錢貸付	菅原英夫	栗原
五、一二五	農業	千葉多利吉	遠田
五、一〇三	商業	菊地儀右衞門	栗原
福島縣			
一七、〇〇二	農業	松本島之助	東白川
九、六二四	金錢貸付	風間善九郎	耶麻
九、〇四一	金物商	諸橋九太郎	石城
六、四九一	農業	佐藤傳兵衞	郡山市
六、〇〇四	會社員	大島要三	福島市
五、九六七	農業	吉野周太郎	信夫
五、七七四	商業	高田能吉	郡山市
五、七二二	製絲業	加藤茂平	伊達
五、六二一	商業	佐藤傳吉	郡山市
岩手縣			
九、六八〇	農業	瀬川彌左衞門	稗貫
八、三八一	〃	佐藤清右衞門	岩手
六、九五五	商業	川村德助	盛岡市
六、六八七	〃	佐藤良平	東磐井
五、六三一	酒造業	田村儀兵衞	盛岡市
五、四八八	商業	橋本喜助	稗貫
青森縣			
二七、七二八	銀行頭取	佐々木嘉太郎	北津輕
一六、一三三	公吏	平山又三郎	〃
一三、三七四	商業	盛田喜平治	上北
八、六四七	銀行頭取	高谷鑛之助	西津輕
八、三一四	會社員	大坂金助	青森市
八、〇〇五	農業	山內左五兵衞	西津輕
七、六六八	商業	藤田謙一	弘前市
六、八八一	〃	吹田鈴三郎	青森市
六、八六六	〃	宮川久一郎	弘前市
六、七八一	農業	原田藤次郎	西津輕
六、七四四	〃	加藤宇兵衞	南津輕
六、五五六	農業	宇野清左衞門	南津輕
六、五二八	商業	野村治三郎	上北
五、九八〇	農業	三浦善藏	三戶
五、六六九	商業	坂上五郎兵衞	青森市
五、五六三	〃	石川健	上北
五、四七二	農業	佐藤源藏	南津輕
五、三六二	〃	澁谷文男	西津輕
山形縣			
二七、八三六	銀行業	風間幸右衞門	鶴岡市
二〇、九五八	農業	渡邊隣三郎	北村山
一三、九六八	〃	佐藤茂兵衞	〃
一〇、三四五	〃	秋野光廣	西田川
一四、一三二	〃	木村九兵衞	〃
一一、三四八	〃	石川長右衞門	東田川
一〇、三五八	商業	長谷川吉三郎	山形市
一〇、〇一〇	農業	佐藤莊右衞門	東村山
九、五三七	商業	三浦權四郎	山形市
九、三三五	農業	岸三郎兵衞	最上
九、二三三	〃	青山嘉右衞門	飽海
八、五八二	製糸業	多勢吉郎次	東置賜
八、二四九	農業	細谷桑一	西村山
八、二四〇	〃	長谷川平內	〃
七、八五八	〃	大瀧三郎右衞門	西田川
七、四九一	商業	三井醫恕右衞門	鶴岡市
七、一二〇	〃	諏訪尙太郎	〃
七、〇〇三	農業	近岡理三郎	最上
六、九六〇	〃	仲野半四郎	東村山
六、七七七	〃	今井五郎八	西村山
六、五五八	〃	高野源五郎	米澤市
六、三六六	商業	荒木彥助	飽海
六、二七七	農業	平田吉郎	鶴岡市
六、一一四	〃	柏倉九左衞門	東村山
五、九一五	〃	工藤八之助	西村山
五、八九三	無職	酒井忠良	鶴岡市
五、七九六	農業	池田藤彌	飽海
五、七六九	〃	藤井新治	〃
五、六三四	〃	川崎吉治	最上
五、一八一	〃	横山久右衞門	西村山
五、〇四〇	〃	佐藤信古	東田川
五、〇〇七	〃	加藤長三郎	西田川
秋田縣			
三四、四〇七	農業	池田文太郎	仙北
三三、〇〇五	〃	上田萬助	平鹿
一七、五四三	農業	奈良磐松	南秋田
一六、九四三	〃	小川長右衞門	雄勝
一四、六四八	商業	辻兵吉	秋田市
一四、五二五	商業	本間金之助	〃
一三、一〇五	金貸業	加賀谷長兵衞	〃
一一、五〇三	農業	江畑新之助	仙北
一〇、九九〇	〃	庄司兵藏	北秋田
一〇、六九九	釀造業	平川孫兵衞	山本
一〇、五〇三	農業	柴田與之助	雄勝
一〇、三六五	〃	木鄉吉右衞門	平鹿
九、五〇六	請負業	栗原源藏	秋田市
九、四四〇	農業	最上廣胖	平鹿
九、三九七	金貸業	佐々木喜代治	雄勝
八、九九六	農業	渡邊景基	南秋田
八、五五九	〃	鷲田圖平	平鹿
八、三三三	商業	辻良之助	秋田市
七、九六〇	酒造業	關善次郎	鹿角
七、九四四	農業	武田國太郎	山本
七、九一四	〃	中田定發	南秋田
七、三九八	金貸業	杉田清治	平鹿
六、九六二	農業	佐藤市郎兵衞	仙北
六、九四四	酒造業	伊藤仁右衞門	雄勝
六、六五三	農業	明石力之助	北秋田
六、五九九	〃	太田竹松	仙北
六、三五三	〃	海道由松	南秋田
六、一五七	〃	齋藤万藏	平鹿
六、〇九七	〃	平野潤之助	秋田市
六、〇四四	〃	掛札吉治	平鹿
六、〇〇三	金貸業	高橋易藏	〃
五、九四七	農業	那波三郎右衞門	秋田市
五、九四四	〃	板谷五郎左衞門	仙北
五、七六〇	〃	佐藤清十郎	平鹿
五、七二一	農業	坂本龍太郎	仙北
五、五六四	〃	佐藤與五兵衞	平鹿
五、五五三	〃	太田倉之助	仙北
五、五四一	公吏	三浦胖	山本
五、四九一	農業	三浦乘藏	南秋田
五、四六四	商業	石木田新太郎	鹿角
五、四六〇	〃	三浦傳六	秋田市
五、三八一	〃	平野政吉	〃
五、二八四	工業	沓澤甚兵衞	平鹿
五、三六八	農業	佐々木吉郎右衞門	仙北
五、〇九七	質屋業	村山三之助	秋田市
五、〇八六	農業	片野茂	平鹿
五、〇〇九	酒造業	出原文四郎	仙北
福井縣			
一八、一九八	請負業	飛島文吉	福井市
一六、七七三	無職	松平康莊	〃
一四、七〇二	會社員	右近權左衞門	南條
六、八八九	問屋業	大和田莊七	敦賀
五、九三八	海運業	中村三之丞	南條
五、二九六	醬油釀造	森田三郎右衞門	坂井
石川縣			
九、七〇五	海運業	廣海二三郎	江沼
九、三六四	〃	大家七平	〃
八、四〇八	材木商	平澤嘉太郎	金澤市
六、四九五	紙商	中島德太郎	〃
六、一九九	吳服商	田守太兵衞	〃
五、九四四	請負業	辰村米吉	〃
富山縣			
三五、六六四	請負業	佐藤助九郎	東礪波
二〇、八〇四	農業	米澤與三次	下新川
九、八四四	肥料商	米田元吉郎	上新川
八、七六八	倉庫業	速沼安太郎	富山市
八、四四〇	藥種商	中田清兵衞	中新川
八、〇六六	請負業	加藤金次郎	〃
七、五八〇	砂糖商	須田藤次郎	富山市
六、七六九	金錢貸付	高廣次平	西礪波
六、六四三	藥種商	金岡又左衞門	上新川
六、一七四	農業	稱清次郎	射水
五、九五六	〃	淺野長太郎	婦負
五、八四四	倉庫業	畠山小兵衞	上新川
五、〇三〇	吳服太物	三井治平	富山市
五、〇〇二	米穀肥料	齋藤仁左衞門	中新川
鳥取縣			
一三、六六九	商業	近藤喜兵衞	日野
一二、三六六	漁業	德田平市	氣高
一一、三五二	〃	奧田龜造	岩美
一〇、五〇七	無職	吉村德平	鳥取市
九、八九七	會社員	木下盛三郎	日野
八、六九八	農業	市橋昌晴	東伯
八、五五三	會社員	名島嘉吉郎	西伯
七、六〇〇	農業	谷口源十郎	岩美
七、一九六	會社員	涌島長右衞門	東伯
六、九三〇	無職	桑田熊藏	〃
六、五五六	農業	西尾綱右衞門	岩美
五、五五六	會社員	小川貞一	東伯
島根縣			
三一、三七九	農業	田部長右衞門	飯石
一九、五三二	〃	山本厚太郎	簸川
一四、一二三	〃	高橋隆一	〃
一〇、四四〇	〃	佐々田懋	那賀
九、六六四	〃	江角千代次郎	簸川
九、一四四	〃	山崎亘國	邑智
八、七七九	〃	原本虎一郎	能義
八、五五五	〃	絲原武太郎	仁多
八、四七九	〃	恒松於菟二	安濃
七、六六一	〃	江角泰助	簸川
七、一五〇	商業	尾原佐七	松江市
六、三三二	農業	堀藤十郎	鹿足
五、五五五	會社員	岡崎國臣	松江市
岡山縣			
三六、七〇五	請負業	愛川吉	岡山市
三二、七五六	會社員	大原孫三郎	都窪
二〇、一四八	商業	岡崎壯太郎	岡山市
一九、四〇六	煉瓦商	山下忠四郎	〃
一〇、九八五	會社員	伊藤木藏平	〃
一〇、六五四	〃	大橋平右衞門	〃
一〇、五五四	農業	薄手保太郎	都窪
九、九九九	〃	野崎武吉郎	兒島
八、〇〇六	會社員	服部平兵衞	岡山市
七、七七八	銀行員	土居通博	苫田
七、七七七	農業	星島謹一郎	兒島
七、二五四	公吏	宮原秀一	〃
六、四七〇	請負業	西山和三郎	久米
五、八二五	醬油釀造	近藤發次郎	兒島
五、七七七	農業	網島長次郎	都窪
五、四四〇	〃	日笠哲夫	兒島
五、四〇四	商業	小野藤吉	岡山市
廣島縣			
三四、五五五	酒類釀造	三宅清兵衞	吳市
二七、五九二	請負業	水野甚次郎	〃
一八、三七一	[illegible]製造	安部和助	福山市
一二、三九五	請負業	森田福市	廣島市
一六、三五五	酒類製造	藤井與一右衞門	福山市
一四、一〇七	請負業	松本勝太郎	吳市
一三、四四四	銀行重役	澤原俊雄	〃
一〇、〇四一	會社重役	橋本龍一	尾道市
九、六四四	〃	桑田彥三郎	深安
八、五三三	〃	佐々木成二	吳市
八、五三一	綿糸販賣	廣瀨恒太郎	深安
八、三八〇	請負業	藤田一郎	廣島市
八、〇六〇	木履製造	丸山茂助	沼隈
六、九八四	醬油釀造	古川久吉	廣島市
六、八三六	蚊帳販賣	三宅幸太郎	〃
六、五九一	醬油釀造	保田七兵衞	〃
六、一五〇	無職	山中祀三郎	吳市
五、九二一	酒類製造	日野易造	高田
五、七六四	紙販賣業	佐已鑛太郎	廣島市
五、七七八	農業	龍岡義德	雙三
五、六〇一	〃	山岡儀平	甲奴
五、三〇三	〃	多川一治	賀茂
五、一六九	織物販賣	綿田新之助	吳市
山口縣			
二三、三二五	商業	柏木幸助	佐波
一二、九〇四	鑛業	渡邊祐策	宇部市
八、五一二	農業	山本太郎	大津
七、三三五	商業	仁田貞夫	下關市
七、〇〇一	〃	藏重久兵衞	厚狹
六、九九六	無職	菊屋孫輔	阿武
六、五五一	鑛業	高良宗七	宇部市
六、三三三	商業	久富久吉	下關市
六、三〇五	無職	毛利元昭	佐波
五、一〇六	商業	菊谷茂吉	下關市
五、三二七	〃	濱中條吉	〃
和歌山縣			
一四、八六六	請負業	西本健次郎	和歌山市
九、四四一	吳服商	松尾正助	〃
八、四〇八	肥料商	名手由兵衞	海草
五、九九五	會社員	竹中源助	和歌山市
五、七五一	釀造業	南方常楠	〃
五、二三九	山林業	神田清右衞門	西牟婁
五、〇〇七	無職	宇治田福正	和歌山市
德島縣			
一七、五九五	商業	西野嘉右衞門	勝浦

得票數	職業	氏名	選擧區
[illegible]	工業	小口卷太	名東
[illegible]	農業	三木與吉郎	板野
[illegible]	商業	美馬儀一郎	德島市
[illegible]	〃	森六郎	〃
[illegible]	〃	長尾傳藏	〃
[illegible]	〃	富松武助	名東
[illegible]	〃	松浦德次郎	德島市
香川縣			
[illegible]	商業	鹽田忠左衞門	三豐
[illegible]	農業	鹽田角治	仲多度
[illegible]	醬油釀造業	鎌田勝太郎	綾歌
[illegible]	農業	大喜多三郎	三豐
[illegible]	商業	千葉久太郎	高松市
[illegible]	農業	竹內秀雄	大川
[illegible]	工業	山田惠一	木田
[illegible]	商業	細溪宗次郎	高松市
[illegible]	農業	加藤勸學	香川
[illegible]	〃	武田讓	仲多度
[illegible]	商業	佐野新平	大川
[illegible]	農業	合田房太郎	仲多度
[illegible]	〃	大西行禮	木田
[illegible]	〃	浮田勝治郎	三豐
[illegible]	無職	黑瀨與重郎	丸龜市
[illegible]	農業	小西元	大川
[illegible]	〃	島取治郎八	三豐
[illegible]	〃	木村彌代二	大川
[illegible]	〃	瀨尾幸太郎	高松市
[illegible]	〃	武田茂祐	仲多度
[illegible]	〃	佐藤員善	大川
[illegible]	〃	岡坂政五郎	木田
[illegible]	醬油釀造業	渡瀨岩太郎	大川
[illegible]	農業	鹽田岩五郎	仲多度
愛媛縣			
[illegible]	農業	廣瀨滿正	新居
[illegible]	〃	岡本榮吉	〃
[illegible]	〃	森廣太郎	〃
[illegible]	工業	矢野通保	越智
[illegible]	無職	久松定謨	松山市
[illegible]	商業	近藤正平	溫泉
[illegible]	無職	清水義彰	〃
[illegible]	商業	小西莊三郎	北宇和
[illegible]	農業	久米榮太郎	新居
[illegible]	〃	小野信夫	同
高知縣			
[illegible]	商業	西山覺次	高知市
[illegible]	〃	川島幸十郎	〃
福岡縣			
[illegible]	鑛業	安川清三郎	戸畑市
[illegible]	〃	麻生太吉	嘉穗
[illegible]	會社員	太田清藏	福岡市
[illegible]	石油商	出光佐三	宗像
[illegible]	金貸業	野村久次	福岡市
[illegible]	吳服商	高崎新三郎	久留米市
[illegible]	貸家業	許斐友次郎	福岡市
[illegible]	酒造業	金丸勘吉	田川
[illegible]	鑛業	小林作五郎	糟屋
[illegible]	金物商	中野昇	嘉穗
[illegible]	農業	磯野七平	福岡市
[illegible]	〃	立花寛治	山門
[illegible]	〃	陣山新太郎	京都
[illegible]	羅紗商	中牟田久兵衞	福岡市
[illegible]	醬油商	岸孝之	門司市
[illegible]	農業	湯林元雄	三池
[illegible]	文具商	河原平助	福岡市
[illegible]	吳服商	中牟田喜兵衞	〃
[illegible]	金物商	渡邊藤吉	〃
[illegible]	履物商	德永正男	久留米市
[illegible]	吳服商	吉[illegible]	浮羽
[illegible]	肥料商	松延元次郎	八女
[illegible]	酒造業	中村常太郎	三潴
[illegible]	地主	柏木勘八郎	京都
[illegible]	農業	吉村理一郎	浮羽
[illegible]	醬油釀造業	塚本安次	久留米市
[illegible]	農業	小野隆昌	三池
[illegible]	〃	例永樹	山門
大分縣			
[illegible]	農業	武石義夫	玖珠
[illegible]	〃	野村禮治郎	西國東
[illegible]	〃	成清信愛	速見
[illegible]	商業	溝口才次郎	大分市
[illegible]	農業	長島翰治	日田
[illegible]	〃	中尾寬兵衞	〃
[illegible]	〃	績松三之助	〃
[illegible]	〃	林宇三郎	南海部
[illegible]	工業	吉見源治	速見
[illegible]	商業	帆足俊作	大分
佐賀縣			
[illegible]	公吏	八坂甚八	三養基
[illegible]	金貸業	堤安次	佐賀
[illegible]	會社重役	伊丹彌太郎	佐賀市
[illegible]	請負業	松尾清一	杵島
熊本縣			
[illegible]	農業	富永猿雄	上益城
[illegible]	銀行業	井芹康也	八代
[illegible]	〃	弓削和三	〃
[illegible]	吳服業	古莊健次郎	熊本市
[illegible]	無職	松井敏之	八代
[illegible]	農業	水野辰彥	飽託
[illegible]	期米商	井上安次郎	熊本市
[illegible]	農業	甲斐朝澄	下益城
[illegible]	肥料商	田村久八	熊本市
[illegible]	農業	平山長一	球磨
[illegible]	〃	江藤茂	菊池
[illegible]	期米商	中島久七	鹿本
[illegible]	農業	廣瀨淸門	玉名
[illegible]	金貸業	米村清一郎	八代
[illegible]	農業	松岡已次郎	熊本市
[illegible]	醬油釀造業	山內伊三郎	〃
[illegible]	商業	村田多喜治	宇土
[illegible]	〃	下田幸一	下益城
[illegible]	醬油釀造業	西尾清太郎	熊本市
[illegible]	農業	藤倉巽	球磨
[illegible]	〃	米田知德	八代
[illegible]	金貸業	松島力	〃
[illegible]	貸家業	川田重太雄	下益城
[illegible]	商業	柏原利太郎	熊本市
[illegible]	農業	榮垣雄	〃
[illegible]	〃	菅村賀太內	阿蘇
[illegible]	雜貨業	上本壽太利	熊本市
[illegible]	農業	岡口喜傳	玉名
[illegible]	〃	井野正春	球磨
[illegible]	製造業	長中友平	葦北
[illegible]	金貸業	田長德	熊本市
[illegible]	貸座敷業	松谷德平	[illegible]
宮崎縣			
[illegible]	無職	內藤政擧	東臼杵
[illegible]	商業	黑木清五郎	兒湯
[illegible]	〃	谷口仲吉	東臼杵
[illegible]	農業	後藤嘉太郎	北諸縣
[illegible]	商業	川越龜一郎	南那珂
[illegible]	〃	高橋源次郎	〃
[illegible]	〃	神戶勇藏	〃
[illegible]	〃	川添太郎	〃
[illegible]	〃	岡部善市	〃
[illegible]	〃	服部新兵衞	〃
[illegible]	〃	高橋辰吉	宮崎
[illegible]	〃	竹下善兵衞門	南那珂
[illegible]	〃	小田清兵衞	東臼杵
[illegible]	〃	江夏岩吉	都城市
鹿兒島縣			
[illegible]	商業	若松吉二	鹿兒島市
[illegible]	〃	中村武右衞門	〃
[illegible]	〃	山下喜兵衞	〃
[illegible]	〃	藤武喜助	〃
[illegible]	〃	森田昌司	川邊
[illegible]	〃	山元紋次郎	囎唹
[illegible]	商業	大坪岩次郎	鹿兒島市
[illegible]	〃	海江田金次郎	〃
[illegible]	〃	岩元吉太郎	肝屬
[illegible]	〃	松元宗二	鹿兒島市
[illegible]	〃	藤武喜兵衞	〃
[illegible]	〃	大和矢治兵衞	〃
[illegible]	農業	肝付兼乘	薩摩
[illegible]	商業	糸重德	大島
[illegible]	〃	海江田丑之助	鹿兒島市
[illegible]	〃	中山友太郎	出水
[illegible]	〃	藤安辰次郎	鹿兒島市
沖繩縣			
[illegible]	商業	新里康昌	那覇市
[illegible]	銀行員	山城高與	〃
北海道			
[illegible]	請負業	伊藤龜太郎	札幌
[illegible]	會社員	板谷宮吉	小樽
[illegible]	海運業	犬上慶五郎	〃
[illegible]	金貸業	五十嵐佐市	札幌
[illegible]	海運業	藤山要吉	小樽
[illegible]	味噌醬油	齋藤甚之助	札幌
[illegible]	會社員	相馬哲平	函館
[illegible]	菓子製造	古谷辰四郎	札幌
[illegible]	酒醬油商	野口吉次郎	小樽
[illegible]	金貸業	五十嵐久助	札幌
[illegible]	〃	伊勢市藏	〃
[illegible]	海陸物產	金子元三郎	小樽
[illegible]	木材業	大島喜一郎	札幌
[illegible]	貸地業	青木乙松	小樽
[illegible]	海陸物產	高橋直治	〃
[illegible]	米穀商	荒井初一	旭川
[illegible]	問屋業	小熊幸一郎	函館
[illegible]	物品販賣	梅津福次郎	〃
[illegible]	酒造業	野崎小三郎	旭川
[illegible]	漁業	齋藤丈雄	積丹
[illegible]	〃	木村圓吉	小樽
[illegible]	酒類釀造	西尾長次郎	札幌
[illegible]	漁業	種田銀作	古平
[illegible]	物品販賣	岩船峰次郎	函館
[illegible]	請負業	大星資平	札幌
[illegible]	物品販賣	寺井四郎兵衞	函館
[illegible]	請負業	中谷國太郎	旭川
[illegible]	時計商	中野四郎	札幌
[illegible]	貸地業	宮腰伊七郎	小樽
[illegible]	〃	早川兩三	〃

衆議院

衆議院の組織

一定の資格を有する選擧人に依りて選出されたる年齡滿三十歲以上の帝國臣民たる男子を議員とし、其定數四百六十六名。本院最大の權限は豫算の先議權を有するに在り。

議員の選擧

選擧權—帝國臣民たる男子、年齡二十五年(九月十五日現在)以上の者。

被選擧權—帝國臣民たる男子にして年齡三十年(同上)以上の者。

失權者—左に掲ぐる者は選擧權及被選擧權を有せず。

(一)禁治產者及び準禁治產者、(二)破產者にして復權を得ざる者、(三)貧困に因り生活の爲公私の救助を受け又は扶助を受くる者、(四)一定の住居を有せざる者、(五)六年の懲役又は禁錮以上の刑に處せられたる者、(六)刑法第二編第一章、第三章、第九章、第十六章乃至第二十一章、第二十五章、又は第三十六章乃至第三十九章に掲ぐる罪を犯し、六年未滿の懲役の刑に處せられ、其執行を終り、又は執行を受くることなきに至りたる後、其刑の二倍に相當する期間を經過するに至る迄の者、但し其の期間五年より短き時は五年とす、(七)六年未滿の禁錮の刑に處せられ、又は前號に掲ぐる罪以外の罪を犯し、六年未滿の懲役の刑に處せられ、其の執行を終り又は執行を受くる事なきに至る迄の者。

此外華族の戸主、現役の陸海軍人(入營せざる者及歸休下士官兵を除く)、戰時若くは事變に際し被召集中の者、兵籍に編入せられし學校生徒、志願に依り國民軍に編入せられし者等は選擧權及被選擧權を有せず。

選擧事務に關係ある官吏及び吏員は其關係區域內に於て被選擧權を有せず。在職の宮內官、判事、檢事、朝鮮總督府判事、同檢事、台灣總督府法院判官、同檢察官、關東廳法院判官、同檢査官、南洋廳判事、同檢事、陸、海軍法務官、行政裁判所長官、同評定官、會計檢査官、收稅官吏及び警察官吏は被選擧權を有せず。

選擧區—中選擧區制に依り、府縣を基礎として、之を議員定數三名乃至五名の選擧區に分つ。

投票區—特別の事情あるものゝ外市町村の區域に依る。

投票管理者—市町村長。

選擧人名簿—市町村長は毎年九月十五日の現在に依り、其日迄引續き一年以上其の市町村內に住居を有する者の選擧資格を調査し、十月三十一日迄に選擧人名簿を調製す。選擧人名簿は十一月五日より十五日間縱覽に供し、十二月二十日を以て確定す。

選擧期日—總選擧は議員の任期終りたる日の翌日之を行ふを例とす。但し特別の事情ある場合に於ては議員の任期終りたる日より五日以內に之を行ふことを妨げず。議會開會中又は議會閉會の日より二十五日以內に議員の任期終る場合に於ては、總選擧は議會閉會の日より二十六日以後三十日以內に執行す。衆議院解散を命ぜられたる場合に於ては解散の日より三十日以內に行ふ。

投票—一人一票。盲者に對する點字を文字と見做し有效とす。選擧人(一)湖川、港灣のみを航行する船舶、總噸數二十噸未滿又は積石數二百石未滿の船舶及端舟其の他櫓櫂のみを以て運轉し、又は主として櫓櫂を以て運轉する舟を除くの外、日本船舶の船員又は其の船舶に乘務するの常況に在る者船內從業中なるとき、(二)前號の船舶を除くの外、日本船舶にして總噸數五噸以上又は積石數五十石以上のものゝ船員、又は其の船舶に乘務するの常況に在る者船內從業中なるとき、(三)鐵道列車に乘務するの常況に在る鐵道係員、郵便取扱員、其の他の者鐵道列車に乘務中なるとき、(四)陸海軍人演習召集中又は教育召集中なるとき、(五)艦船乘員たる軍屬海上勤務中なるときは、便宜當該管理者の管理する投票場所に於て投票することを得。

投票所—市役所、町村役場又は投票管理者の指定したる場所。午前七時に開き、午後六時に閉づ。

投票立會人—議員候補者は有權者中より本人の承諾を得、投票立會人一名を定め立會はしむ。立會人三人に達せざるときは、投票管理者に於て三人に達する迄の立會人を選任す。

開票立會人—投票立會人と同一手續に依り選任さる。

無効投票—投票中(一)成規の用紙を用ひざるもの、(二)議員候補者ならざる者の氏名を記載したるもの、(三)一投票中二人以上の議員候補者の氏名を記載したるもの、(四)被選擧權なき議員候補者の氏名を記載したるもの、(五)議員候補者の氏名の外他事を記載したるもの、(但し官位、職業、身分、住居又は敬稱の類を記入したるものを除く)、(六)議員候補者の氏名を自書せざるもの、(七)議員候補者の何人を記載したるかを確認し難きもの、(八)衆議院議員の職に在る者の氏名を記載したるもの(再選擧又は補缺選擧の場合は無効)。

選擧立會人—投票立會人と同一方法に依り選任さる。

議員候補者—候補者は選擧期日の公布又は告示ありたる日より選擧の期日前七日迄に選擧長(各選擧區內に於ける市長、支廳長又は官吏につき之を定めらる)に屆出でざるべからず。有權者は右期日內に候補者推薦の屆出を爲すことを得。議員候補者の屆出又は推薦屆出には、候補者一人に付二千圓又はこれに相當する額面の國債證券を供託するを要す。議員候補者の得票數其の選擧區內の議員の定數を以て有效投票の總數を除して得たる數の十分の一に達せざるときは、その保證金は政府に沒收さる。

當選人—有效投票の最多數を得たる者を以て當選人とす。但し其の選擧區內の議員の定數を以て有效投票の總數を除して得たる數の四分の一以上の得票あるを要す。同數は年長者をとり、同年は選擧長抽籤して之を定む。選擧區にては、投票を行はずして、其選擧區の議員定數を越えざるときは、屆出でたる候補者を當選人とす。一人にて數選擧區の當選を承諾するを得ず。當選の告知を受けし日より二十日以內に當選承諾の屆出を爲さゞるときは當選を辭したるものと看做さる。

【次點者當選】(一)當選人當選を辭したるとき、死亡者なるとき、又は被選擧權を失ひたるとき、若しくは選擧又は當選の效力に關し訴訟の結果更に選擧を行ふことなくして當選人を定め得るときは、法定數以上の得票ある次點者を以て之を補充し(二)選擧に關する犯罪に依り當選無効となりたるときは、其當選承諾屆出期限前にありては前項同樣次點者を以て之を補充し、屆出期限

總選擧後にありては、同點者にして抽籤又は年齢の順位に依り當選人となり得ざりし者あるときに限り其者を以て之を補充す。

再選擧―下記事由の一に該當する場合は、更に選擧を行ふことなくして當選人を定め得るときを除くの外、再選擧を行ふ。(一)當選人なきとき、又は當選人其の選擧に於ける議員の定數に達せざるとき、(二)當選人當選を辭したるとき、又は死亡者なるとき、(三)當選人被選擧權を失ひたるとき、(四)選擧訴訟若しくは當選訴訟の結果當選人なきに至り、又は當選人議員の定數に達せざるに至りたるとき、(五)當選人選擧に關する犯罪に依り刑に處せられ、其當選無效となりたるとき。

議員の任期―總選擧の期日より四箇年。但議會開會中に任期終るも、閉會迄在任す。

補缺選擧―地方長官は受命の日より二十日以內に期日を定めて之を行ふ。但し(イ)同一選擧區にて二人以上の缺員を生ぜざれば補闕選擧を行はず、又(ロ)議員の任期の終る前六ケ月以內に生じたる議員の缺員に付ては補闕選擧を行はず。補闕議員は其の前任者の殘任期間在任す。

訴訟―選擧訴訟は選擧の日より、當選訴訟は告示の日より各三十日以內に大審院に出訴するを得。訴訟の提起には保證金として三百圓、又は之に相當する額面の國債證書を供託せしめらる。

選擧運動―選擧運動は議員候補者及選擧事務長、選擧委員、選擧事務員(何れも有權者たるを要し、所轄警察官署の一に屆出でざるべからず)の外は許されず。之れ以外の者は只演說、推薦狀による運動のみを認めらる。選擧事務長(一人を選任)は選擧運動の全責任者たり。選擧事務所は議員候補者一人に付七箇所を超ゆることを得ず。選擧委員及選擧事務員は候補者一人に付通じて五十人を超ゆるを得ず。選動員は實費辨償を受くることを許され、選擧事務員に限り報酬を受くる事を認めらる。選動方法として何人と雖も戶別訪問を爲すを得ず、又連續して個々の選擧人に對し面接し、又は電話による選動を爲すことを得ず。

選擧の費用―立候補準備の爲めに要する費用を除く外、選擧運動の費用は選擧事務長ならざれば支出するを得ず。又議員候補者一人に付左の額を超ゆるを得ず。

一、選擧區內の議員の定數を以て、選擧人名簿確定の日に於て之に記載せられたる者の總數を除して得たる數を四十錢に乘じて得たる額

二、選擧の一部無效となり、更に選擧を行ふ場合に於ては、選擧區內の議員の定數を以て選擧人名簿確定の日に於て關係區域の選擧人名簿に記載せられたる者の總數を除して得たる數を四十錢に乘じて得たる額。

候補者が乘用する船車馬の費用、選擧期日後に於て殘務整理の爲めに要したる費用等は、右制限外たり。選擧費用制限を超過したるときは、候補者自ら支出したる場合は勿論、事務長がなせる支出超過もその當選を無效とせらる。

罰則―(イ)左の各號に揭ぐる行爲を爲したる者は三年以下の懲役、若しくは禁錮又は千圓以下の罰金に處せらる。

一、當選を得、若しくは得しめ、又は得しめざる目的を以て選擧人、又は選擧運動者に對し金錢、物品、其の他の財産上の利益、若しくは公私の職務の供與、其の供與の申込若しくは約束を爲し、又は饗應、接待、其の申込若しくは約束を爲したるとき。

二、當選を得、若しくは得しめ、又は得しめざる目的を以て選擧人、又は選擧運動者に對し其の者、又は其の者の關係ある社寺、學校、會社、組合、市町村等に對する用水、小作、債權、寄附、其の他特殊の直接利害關係を利用して誘導を爲したるとき。

三、投票を爲し若しくは爲さゞること、選擧運動を爲し若しくは止めたること、又は其周旋勸誘を爲したることの報酬と爲す目的を以て選擧人又は選擧運動者に對し第一號に揭ぐる行爲を爲したるとき。

四、第一號若しくは前號の供與、饗應接待を受け、若しくは要求し、第一號若しくは前號の申込を承諾し、又は第二號の誘導に應じ、若しくは之を促したるとき。

五、前各號に揭ぐる行爲に關し周旋又は勸誘を爲したるとき。

(ロ)左の各號に揭ぐる行爲を爲したる者は三年以下の懲役、若しくは禁錮、又は二千圓以下の罰金に處せらる。

一、議員候補者たること、若しくは議員候補者たらむとすることを止めしむる目的を以て議員候補者、若しくは議員候補者たらむとする者に對し、又は當選を辭せしむる目的を以て當選人に對し前條第一號又は第二號に揭ぐる行爲を爲したるとき。

二、議員候補者たること、若しくは議員候補者たらむとすることを止めたること、當選を辭したること、又は其の周旋勸誘を爲したることの報酬と爲す目的を以て議員候補者たりし者、議員候補者たらむとしたる者、又は當選人たりし者に對し前條第一號に揭ぐる行爲を爲したるとき。

三、前二號の供與、饗應接待を受け、若しくは要求し、前二號の申込を承諾し、又は第一號の誘導に應じ、若しくは之を促したるとき。

四、前各號に揭ぐる行爲に關し周旋又は勸誘を爲したるとき。

五、選擧人、議員候補者、議員候補者たらむとする者、選擧運動者又は當選人に對し暴行、若しくは威力を加へ、又は之を拐引したるとき。

六、交通若しくは集會の便を妨げ、又は演說を妨害し、其他僞計、詐術等不正の方法を以て選擧の自由を妨害したるとき。

七、選擧人、議員候補者、議員候補者たらむとする者、選擧運動者、若しくは當選人、又は其關係ある社寺、學校、會社、組合、市町村等に對する用水、小作、債權、寄附、其の他特殊の利害關係を利用して選擧人、議員候補者、議員候補者たらむとする者、選擧運動者又は當選人を威迫したるとき。

この外言論擁護のため妨害行爲を嚴に取締り、議員候補者が身分、職業又は經歷に關し虛僞を公にし、或は當選を得しめざる目的にて議員候補者に關し虛僞を公にしたるときは處罰せらる。又議員候補者が選擧違反ありし場合にその當選を無效とする外に選擧事務長が右(イ)(ロ)の事犯ある場合にも候補者の當選を無效とする連坐の規定を設けたり。然れども『但し事務長の選任及監督に付て相當の注意をなしたるときは此限りにあらず』との但書を附したり。選擧違反に依る選擧權被選擧權の停止は、衆議院議員の選擧權のみならず、道府縣會及市町村會議員の選擧に及ぼさる。

選擧法不施行地―東京府小笠原島並北海道廳根室支廳管內占守郡、新知郡、得撫郡及丹色郡には、當分の內選擧法施行されず。

兼ぬる能はざる官職

國務大臣、內閣書記官長、法制局長官、各省政務次官、各省參與官、總理大臣及び各省大臣秘書官を除く外の官吏及び待遇官吏は在職中議員を兼ぬるを得ず。北海道會議員及び府縣會議員亦之を兼ぬるを得ず。

選擧區

府縣	選擧區	區域	議員數
東京府	第一區	麴町、芝、赤坂、麻布、四谷、牛込區	五人
	第二區	神田、小石川、本郷、下谷區	五人
	第三區	日本橋、京橋、淺草區	四人
	第四區	本所、深川區	四人
	第五區	荏原、豐多摩、大島、八丈嶋	五人
	第六區	北豐嶋、南足立、南葛飾郡	五人
	第七區	八王子市、西多摩郡、南多摩郡、北多摩郡	三人
京都府	第一區	上京、下京區	五人
	第二區	愛宕、葛野、乙訓、紀伊、宇治、久世、綴喜、相樂、南桑田、北桑田、船井郡	三人
	第三區	天田、何鹿、加佐、與謝、中、竹野、熊野郡	三人
大阪府	第一區	西區	三人
	第二區	南區	三人
	第三區	東區、北區	四人
	第四區	西成郡、東成郡	四人
	第五區	三島郡、豐能郡、南河內郡、中河內郡、北河內郡	四人
	第六區	堺市、岸和田市、泉北郡、泉南郡	三人
神奈川縣	第一區	横濱市	三人
	第二區	横須賀市、川崎市、久良岐郡、橘樹郡、都筑郡、三浦郡	四人
	第三區	鎌倉郡、高座郡、中郡、足柄上郡、足柄下郡、愛甲郡、津久井郡	四人
兵庫縣	第一區	神戶市	五人
	第二區	尼崎市、武庫郡、川邊郡、有馬郡、津名郡、三原郡	四人
	第三區	明石市、明石、美嚢、加東、多可、加西、印南、加古郡	三人
	第四區	姬路市、飾磨、神崎、揖保、赤穗、佐用、宍粟郡	四人
	第五區	城崎郡、出石郡、養父郡、朝來郡、美方郡、氷上郡、多紀郡	三人
長崎縣	第一區	長崎市、西彼杵郡、北高來郡、南高來郡、對馬島廳管內	五人
	第二區	佐世保市、東彼杵郡、北松浦郡、南松浦郡、壹岐郡	四人
新潟縣	第一區	新潟市、西蒲原郡、佐渡郡	三人
	第二區	北蒲原郡、中蒲原郡、東蒲原郡、岩船郡	四人
	第三區	長岡市、南蒲原郡、三嶋郡、古志郡、北魚沼郡、南魚沼郡、刈羽郡	五人
	第四區	高田市、中魚沼郡、東頸城郡、中頸城郡、西頸城郡	三人
埼玉縣	第一區	川越市、北足立郡、入間郡	四人
	第二區	比企郡、秩父郡、兒玉郡、大里郡	四人
	第三區	北埼玉郡、南埼玉郡、北葛飾郡	三人
群馬縣	第一區	前橋市、桐生市、勢多、利根、佐波、新田、山田、邑樂郡	五人
	第二區	高崎市、群馬郡、多野郡、北甘樂郡、碓氷郡、吾妻郡	四人
千葉縣	第一區	千葉市、千葉郡、市原郡、東葛飾郡	四人
	第二區	君津郡、印旛郡、海上郡、匝瑳郡	三人
	第三區	香取郡、長生郡、山武郡、夷隅郡、安房郡	四人
茨城縣	第一區	水戶市、東茨城郡、西茨城郡、鹿島郡、行方郡、稻敷郡、北相馬郡	四人
	第二區	那珂郡、久慈郡、多賀郡	三人
	第三區	新治郡、筑波郡、眞壁郡、猿島郡、結城郡	四人
栃木縣	第一區	宇都宮市、河內郡、上都賀郡、鹽谷郡、那須郡	五人
	第二區	足利市、足利郡、芳賀郡、下都賀郡、安蘇郡	四人
奈良縣			五人
三重縣	第一區	津市、四日市市、桑名郡、員辨郡、三重郡、鈴鹿郡、河藝郡、安濃郡、一志郡、阿山郡、名賀郡	五人
	第二區	宇治山田市、飯南郡、多氣郡、度會郡、志摩郡、北牟婁郡、南牟婁郡	四人
愛知縣	第一區	名古屋市	五人
	第二區	愛知郡、東春日井郡、西春日井郡、知多郡	三人
	第三區	一宮市、丹羽郡、葉栗郡、中島郡、海部郡	三人
	第四區	岡崎市、碧海郡、幡豆郡、西加茂郡、東加茂郡	三人
	第五區	豐橋市、北設樂郡、南設樂郡、寶飯郡、渥美郡、八名郡	三人
靜岡縣	第一區	靜岡市、清水市、庵原郡、安倍郡、志太郡、榛原郡、小笠郡	五人
	第二區	沼津市、賀茂郡、田方郡、駿東郡、富士郡	四人
	第三區	濱松市、磐田郡、周智郡、濱名郡、引佐郡	四人
山梨縣			五人
滋賀縣			五人
岐阜縣	第一區	岐阜市、稻葉郡、山縣郡、武儀郡、郡上郡	三人
	第二區	大垣市、羽島郡、海津郡、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡、本巢郡	三人
	第三區	加茂郡、可兒郡、土岐郡、惠那郡、益田郡、大野郡、吉城郡	三人
長野縣	第一區	長野市、更級郡、上高井郡、下高井郡、上水內郡、下水內郡	三人
	第二區	上田市、南佐久郡、北佐久郡、小縣郡、埴科郡	三人
	第三區	諏訪郡、上伊那郡、下伊那郡	四人
	第四區	松本市、西筑摩郡、東筑摩郡、南安曇郡、北安曇郡	三人
宮城縣	第一區	仙臺市、刈田、柴田、伊具、亘理、名取、宮城、黑川、加美、志田、遠田、玉造郡、栗原郡	五人

選擧區	區	區域	定員
宮城縣	第二區	登米郡、桃生郡、牡鹿郡、本吉郡	三人
福島縣	第一區	福島市、郡山市、信夫郡、伊達郡、安達郡、安積郡、若松市、岩瀬郡	三人
	第二區	南會津郡、北會津郡、耶麻郡、河沼郡、大沼郡、東白河郡、西白河郡、石川郡	五人
	第三區	田村郡、石城郡、雙葉郡、相馬郡	三人
岩手縣	第一區	盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡	三人
	第二區	稗貫郡、和賀郡、膽澤郡、江刺郡、西磐井郡、東磐井郡、氣仙郡、上閉伊郡	四人
青森縣	第一區	青森市、東津輕郡、上北郡、下北郡、三戸郡	三人
	第二區	弘前市、西津輕郡、中津輕郡、南津輕郡、北津輕郡	三人
山形縣	第一區	山形市、米澤市、南村山郡、東村山郡、西村山郡、南置賜郡、東置賜郡、西置賜郡	四人
	第二區	鶴岡市、北村山郡、最上郡、東田川郡、西田川郡、飽海郡	四人
秋田縣	第一區	秋田市、鹿角郡、北秋田郡、山本郡、南秋田郡、河邊郡	四人
	第二區	由利郡、仙北郡、平鹿郡、雄勝郡	三人
福井縣			五人
石川縣	第一區	金澤市、江沼郡、能美郡、石川郡、河北郡	三人
	第二區	羽咋郡、鹿島郡、鳳至郡、珠洲郡	三人
富山縣	第一區	富山市、上新川郡、中新川郡、下新川郡、婦負郡	三人
	第二區	高岡市、射水郡、氷見郡、東礪波郡、西礪波郡	三人
鳥取縣			四人
島根縣	第一區	松江市、八束、仁多、大原、簸川各郡、隱岐島廳管內	三人
	第二區	安濃、邇摩、邑智、那賀、美濃、鹿足各郡	三人
岡山縣	第一區	岡山市、御津、赤磐、和氣、邑久、上道[illegible]各郡	五人
	第二區	[illegible]各郡	五人
廣島縣	第一區	廣島市、吳市、佐伯、安藝、高田各郡	四人
	第二區	尾道市、賀茂、豐田[illegible]各郡	四人
	第三區	福山市、深安、沼隈、蘆品、神石、甲奴、比婆[illegible]各郡	五人
山口縣	第一區	下關市、宇部市、厚狹郡、豐浦郡、美禰郡、大津郡、阿武郡	四人
	第二區	大島郡、玖珂郡、熊毛郡、都濃郡、佐波郡、吉敷郡	五人
和歌山縣	第一區	和歌山市、海草郡、那賀郡、伊都郡、有田郡	三人
	第二區	日高郡、西牟婁郡、東牟婁郡	三人
德島縣	第一區	德島市、名東郡、名西郡、勝浦郡、那賀郡、海部郡、板野郡	三人
	第二區	阿波郡、麻植郡、美馬郡、三好郡	三人
香川縣	第一區	高松市、大川郡、木田郡、小豆郡、香川郡	三人
	第二區	丸龜市、綾歌郡、仲多度郡、三豐郡	三人
愛媛縣	第一區	松山市、溫泉郡、伊豫郡、上浮穴郡、喜多郡	三人
	第二區	今治市、越智郡、周桑郡、新居郡、宇摩郡	三人
	第三區	宇和島市、西宇和郡、東宇和郡、北宇和郡、南宇和郡	三人
高知縣	第一區	高知市、安藝郡、香美郡、長岡郡、土佐郡	三人
	第二區	吾川郡、高岡郡、幡多郡	三人
福岡縣	第一區	福岡市、糟屋、宗像、筑紫、朝倉、糸島、早良各郡	四人
	第二區	若松市、八幡市、戸畑市、遠賀郡、鞍手郡、嘉穗郡	五人
	第三區	久留米市、大牟田市、浮羽、三井、三潴、八女、山門、三池各郡	五人
	第四區	小倉市、門司市、企救郡、京都郡、築上郡、田川郡	四人
大分縣	第一區	大分市、大分郡、北海部郡、南海部郡、大野郡、直入郡、玖珠郡、日田郡	四人
	第二區	別府市、西國東郡、東國東郡、速見郡、下毛郡、宇佐郡	三人
佐賀縣	第一區	佐賀市、佐賀郡、神埼郡、三養基郡、小城郡	三人
	第二區	東松浦郡、西松浦郡、杵島郡、藤津郡	三人
熊本縣	第一區	熊本市、玉名郡、鹿本郡、菊池郡、阿蘇郡、宇土郡、上益城郡、下益城郡	五人
	第二區	八代郡、葦北郡、球磨郡、天草郡	五人
宮崎縣			五人
鹿兒島縣	第一區	鹿兒島市、鹿兒島郡、揖宿郡、川邊郡、日置郡、薩摩郡、熊毛郡	五人
	第二區	出水郡、伊佐郡、姶良郡、囎唹郡	四人
	第三區	肝屬郡、大島島廳管內	三人
沖繩縣			五人
北海道	第一區	札幌市、小樽市、石狩支廳管內、後志支廳管內	四人
	第二區	旭川市、上川支廳管內、宗谷支廳管內、留萌支廳管內	四人
	第三區	函館市、檜山支廳管內、渡島支廳管內	三人
	第四區	室蘭市、空知支廳管內、膽振支廳管內、浦河支廳管內	五人
	第五區	河西支廳管內、釧路國支廳管內、根室支廳管內、網走支廳管內	四人

本表は十年間は之を更正せず。

議員一覽

（昭和四年九月一日現在）

氏名	黨派	選擧區
安達謙藏	民政	熊本
安倍邦太郎	民政	新潟
安部磯雄	社民	東京
青木精一	政友	群馬
青木雷三郎	政友	兵庫
青山憲三	政友	石川
赤尾藤吉郎	政友	神奈川
赤塚正助	政友	鹿兒島
秋田清	政友	德島
淺石惠八	政友	德島
淺川浩	民政	北海道
淺原健三	無產	福岡
東武	政友	北海道
有馬秀雄	政友	福岡
安藤正純	政友	東京
井上孝哉	政友	岐阜
井上剛一	民政	靜岡
井口延次郎	政友	三重
井坂豐光	政友	大阪
井出繁三郎	政友	秋田
井本常作	民政	群馬
伊坂秀五郎	政友	三重
伊藤仁太郎	政友	東京
伊原五郎兵衛	政友	長野
伊禮肇	民政	沖繩
飯塚知信	民政	新潟
飯塚春太郎	民政	群馬
飯村五郎	政友	茨城
生田和平	政友	德島
池內廣正	政友	秋田
池田龜治	政友	秋田
池田秀八	民政	三重
石井三郎	政友	茨城
石井次郎	政友	佐賀
石射文五郎	政友	福島
石坂豐一	政友	富山
石坂養平	政友	埼玉
石塚三郎	民政	新潟
出井兵吉	政友	埼玉
磯野庸光	政友	神奈川
磯部尚	政友	東京
磯部清吉	政友	京都
板倉[illegible]助	政友	北海道

氏名：一宮房治郎　犬養毅　今井健彦　岩川與助　岩切重雄　岩崎一高　岩崎幸治郎　岩本武助　鵜澤宇八　上塚司　上埜安太郎　植原悦二郎　臼田[illegible]　內ヶ崎作三郎　內田信也　內野辰次郎　海野數馬　海老澤[illegible]次郎　遠藤柳作　小川郷太郎　小川平吉　小久江美代吉　小瀧辰雄　小野重行　小野寅吉　小野寺章　小俣政一　小峰[illegible]男　小山[illegible]藏　小山倉之助　尾崎行雄　大內暢三　大口喜六　大崎清作　大里廣次郎　大澤寅次郎　大竹貫一　大西正幹　大野敬吉　大[illegible]亦兵衛　大麻唯男　太田信次郎　岡崎久次郎　岡田伊太郎　岡田忠彦　岡本實太郎

黨派：民政　政友　政友　政友　民政　政友　政友　政友　民政　政友　政友　政友　民政　民政　政友　政友　｜　民政　政友　民政　政友　民政　民政　民政　｜　民政　政友　民政　民政　｜　政友　政友　民政　政友　民政　革新　民政　民政　政友　民政　｜　民政　政友　政友　民政

選擧區：大分　岡山　千葉　鹿兒島　鹿兒島　愛媛　大阪　奈良　千葉　熊本　富山　長野　福岡　宮城　茨城　長野　福岡　靜岡　茨城　埼玉　岡山　長野　靜岡　東京　神奈川　愛媛　岩手　東京　茨城　廣島　宮城　三重　福岡　愛知　山梨　福岡　埼玉　新潟　高知　兵庫　靜岡　熊本　東京　神奈川　北海道　岡山　愛知

氏名：岡本[illegible]　沖島鎌三　奧村[illegible]藏　奧山[illegible]藏　長內[illegible]昭　鬼丸義齋　加藤久米四郎　加藤鯛一　加藤知正　加藤鐐五郎　蔭山貞吉　柏谷義三　片岡直溫　勝正憲　勝田永吉　金澤[illegible]　金光庸夫　上條[illegible]　龜井貫一郎　龜[illegible]　川口義久　川崎克　川崎安之助　川島正次郎　川上丈太郎　河上哲太　河崎助太郎　河西豐太郎　河野正義　神田正雄　神部[illegible]藏　菅野善右衛門　[illegible]　木下成太郎　木村小左衛門　木村清治　木村秀興　木本主一郎　岸田正記　岸本康通　岸[illegible]　清瀨一郎　久野[illegible]　久原房之助　久山知之

黨派：民政　政友　｜　民政　｜　｜　政友　民政　政友　政友　政友　政友　民政　政友　民政　民政　政友　民政　政友　政友　社民　政友　政友　民政　政友　民政　無產　政友　實同　民政　｜　民政　民政　政友　民政　政友　民政　政友　民政　民政　政友　｜　｜　政友　政友

選擧區：北海道　島根　岐阜　山形　青森　愛知　三重　愛知　新潟　愛知　兵庫　埼玉　京都　福岡　大阪　福島　大分　長野　福岡　沖繩　神奈川　三重　京都　千葉　兵庫　愛媛　岐阜　山梨　茨城　栃木　北海道　福島　沖繩　北海道　島根　福島　三重　和歌山　靜岡　廣島　三重　兵庫　愛知　山口　岡山

氏名：工藤鐵男　工藤十三雄　葛原猪平　國枝捨次郎　熊谷巖　熊谷五右衛門　熊谷直太　倉元要一　藏園三四郎　栗原彦三郎　黑金泰義　郡[illegible]　小池仁郎　小泉策太郎　小泉又次郎　小坂順道　小谷節夫　小寺謙吉　小西和　小橋一太　小山邦太郎　小山松壽　木檜三四郎　木暮武太夫　兒玉右二　佐々木久二　佐々木長治　佐々木平次郎　佐竹庄七　佐竹直太郎　佐藤啓　佐藤正　佐藤實　佐藤安之助　齋藤與一　齋藤太兵衛　齋藤隆夫　齋藤藤四郎　坂井大輔　坂本一角　坂本志魯雄　榊田清兵衛　崎山武夫　作田高太郎

黨派：民政　政友　政友　政友　政友　政友　政友　政友　政友　民政　民政　民政　政友　民政　｜　民政　民政　政友　｜　民政　民政　明政　民政　民政　政友　民政　政友　政友　政友　政友　民政　政友　民政　政友　民政　政友　民政　民政　政友　政友　政友　政友　政友　政友　民政

選擧區：青森　青森　山口　東京　岩手　福井　山形　靜岡　鹿兒島　栃木　山形　靜岡　北海道　靜岡　神奈川　長野　岡山　兵庫　香川　熊本　長野　和歌山　愛知　群馬　群馬　山口　福井　愛媛　北海道　大阪　岐阜　山形　東京　石川　東京　新潟　長崎　栃木　兵庫　栃木　福岡　東京　高知　秋田　鹿兒島　廣島

氏名：柵瀨軍之佐　櫻井兵五郎　櫻內辰郎　櫻內幸雄　澤本與一　志賀和多利　志波安一郎　志村清右衛門　清水銀藏　清水德太郎　清水留三郎　斯波貞吉　椎尾辨匡　重松重治　篠原和市　島居[illegible]哲　嶋田俊雄　下元鹿之助　庄司良朗　庄[illegible]　須之內品吉　末松偕一郎　菅原傳　菅原英伍　菅村太事　杉浦武雄　鈴木吉之助　鈴木憲太郎　鈴木五六　鈴木[illegible]　鈴木英雄　鈴木富士彌　鈴木文治　鈴木安孝　砂田重政　瀨川光行　添田敬一郎　田子一民　田崎信藏　田中善立　田中千代松　田中萬逸　田中養達　田中隆三

黨派：民政　民政　民政　民政　民政　政友　政友　政友　民政　民政　民政　明政　民政　政友　政友　政友　民政　政友　政友　政友　民政　民政　政友　民政　民政　政友　政友　民政　民政　政友　政友　政友　民政　政友　政友　政友　民政　社民　政友　政友　民政　民政　政友　｜　｜　民政　民政　民政　民政

選擧區：岩手　石川　東京　島根　山口　岩手　長崎　千葉　滋賀　山形　群馬　東京　愛知　大分　長野　廣島　長崎　高知　山口　靜岡　愛媛　福岡　宮城　宮城　福島　愛知　岩手　京都　宮崎　愛知　千葉　神奈川　東京　大阪　秋田　兵庫　東京　福井　岩手　京都　愛知　埼玉　大阪　滋賀　秋田

（當選者氏名・黨派・府縣）

氏名	黨派	府縣
田中亮一	政友	佐賀
田邊熊一	政友	新潟
田邊七六	政友	山梨
田淵豐吉	―	和歌山
多田勇雄	政友	福岡
胎中楠右衛門	政友	神奈川
高木正年	民政	東京
高木益太郎	民政	東京
高嶋兵吉	民政	德島
高田耘平	民政	栃木
高鳥順作	新黨	新潟
高橋金治郎	政友	新潟
高橋熊次郎	政友	山形
高橋光威	政友	新潟
高橋元四郎	民政	栃木
高橋守平	民政	埼玉
高山長幸	政友	愛媛
瀧正雄	政友	愛知
竹內友治郎	政友	山梨
竹內[illegible]吉	政友	愛媛
竹下文隆	民政	沖繩
武內作平	政友	大阪
武田德三郎	民政	新潟
武富[illegible]	政友	愛知
立川太郎	民政	東京
谷口源十郎	民政	鳥取
細野[illegible]	政友	東京
玉野知義	民政	岡山
俵孫一	政友	島根
丹下茂十郎	―	愛知
[illegible]野禮助	實同	北海道
千葉三郎	民政	千葉
定塚門次郎	政友	埼玉
津雲國利	政友	東京
津崎尚武	民政	鹿兒島
土屋清三郎	民政	千葉
堤康次郎	―	滋賀
堤清六	―	新潟
鳩山一郎	明政	東京
[illegible]	民政	岡山
寺田市正	政友	富山
[illegible]	民政	鹿兒島
[illegible]	民政	兵庫
戶井嘉作	民政	神奈川
戶澤民十郎	民政	香川
戶田由美	民政	長野
土井權大	政友	兵庫
東鄉實	新黨	鹿兒島
床次竹二郎	民政	鹿兒島
富田幸次郎	政友	高知
[illegible]	政友	滋賀
名川侃市	政友	鳥取
中井一夫	政友	廣島
中川原貞機	民政	兵庫
中崎俊秀	政友	青森
中嶋彌六	政友	茨城
中嶋守利	民政	宮城
中西六三郎	―	東京
中野[illegible]	民政	東京
中野正剛	政友	北海道
中橋德五郎	政友	福岡
中村[illegible]	政友	熊本
中村啓次郎	民政	石川
中谷貞[illegible]	政友	和歌山
中山[illegible]	民政	東京
中井[illegible]	民政	和歌山
中田善三郎	政友	東京
永井柳太郎	政友	高知
永田良吉	民政	熊本
長嶋隆二	民政	岩手
成[illegible]	政友	靜岡
鳴海文四郎	政友	鹿兒島
西[illegible]英太郎	政友	埼玉
西尾末廣	政友	大分
西岡竹次郎	民政	青森
西方利馬	社民	佐賀
西村茂生	政友	大阪
西村丹治郎	政友	長崎
西脇晋	政友	山形
西田嘉一郎	民政	山口
沼田[illegible]作	政友	岡山
野田文一郎	政友	愛知
野中徹也	民政	大阪
野村嘉六	民政	福岡
野元[illegible]	民政	兵庫
[illegible]本[illegible]吉	民政	埼玉
[illegible]宗一	政友	富山
八田[illegible]	政友	長崎
[illegible]山[illegible]	政友	石川
[illegible]	政友	東京

氏名	黨派	府縣
[illegible]城永彥	政友	兵庫
濱口[illegible]彥	民政	鹿兒島
清田路幸	政友	高知
林田平馬	民政	滋賀
秋田[illegible]一	政友	鳥取
原惣兵衛	政友	廣島
原夫次郎	民政	兵庫
原[illegible]之	民政	青森
原田佐之治	政友	茨城
坂東幸太郎	民政	北海道
北田[illegible]	民政	東京
肥田[illegible]昌	―	東京
[illegible]田	民政	北海道
久[illegible]貞	民政	福岡
一宮房治郎	政友	熊本
平川松太郎	民政	石川
平[illegible]喜三	政友	和歌山
平[illegible]	民政	東京
平岡宇一	政友	和歌山
廣[illegible]德	民政	東京
廣瀨[illegible]	政友	高知
深[illegible]	民政	熊本
福[illegible]	政友	岩手
福井甚三	民政	靜岡
二[illegible]	政友	鹿兒島
藤井[illegible]	民政	埼玉
藤[illegible]	政友	大分
藤田若水	民政	青森
藤原米造	政友	佐賀
藤澤幾之輔	民政	大阪
降旗元太郎	政友	長崎
星島二郎	政友	山形
堀切善兵衛	民政	山口
本田恒之	民政	岡山
本[illegible]作	政友	愛知
[illegible]多貞次	政友	大阪
長[illegible]	民政	福岡
前田房之助	民政	兵庫
前田[illegible]八	政友	埼玉

氏名	黨派	府縣
牧野良三	政友	岐阜
牧山耕藏	政友	東京
牧野賤男	政友	鹿兒島
桝谷寅吉	民政	高知
増田義一	民政	三重
町田忠治	政友	北海道
松井文太郎	民政	福島
松浦五兵衛	民政	鹿兒島
松尾四郎	政友	茨城
松岡俊三	民政	兵庫
松田源治	政友	廣島
松田竹千代	民政	德島
松野鶴平	政友	熊本
松村[illegible]	民政	北海道
松村光三	政友	廣島
松本君平	民政	岐阜
松本忠雄	政友	大阪
松本[illegible]右衛門	政友	福岡
松浦[illegible]	政友	岐阜
三木武吉	政友	大阪
三土忠造	政友	神奈川
三宅[illegible]	民政	北海道
三宅磐	政友	熊本
三好[illegible]	民政	兵庫
三輪市太郎	民政	岩手
三井[illegible]	民政	大阪
三[illegible]	政友	熊本
水久保[illegible]	民政	奈良
水嶋[illegible]	政友	佐賀
水谷長三郎	民政	愛媛
宮川[illegible]	政友	山口
宮古啓三郎	政友	宮崎
宮[illegible]	政友	青森
宮原[illegible]	政友	宮城
武藤山治	政友	廣島
武[illegible]	民政	栃木
向井倭雄	政友	兵庫
村上國吉	民政	長野
村松恒一郎	民政	岡山
紫安新九郎	民政	福岡
[illegible]	政友	長崎

氏名	黨派	府縣
元田肇	政友	東京
粟山博	民政	東京
守屋榮夫	政友	岐阜
森[illegible]	政友	長崎
森[illegible]	政友	山口
森正[illegible]	民政	大阪
森[illegible]	政友	新潟
森田政義	民政	秋田
森本千吉	政友	福井
八木[illegible]	政友	靜岡
矢野[illegible]	政友	奈良
矢野[illegible]	民政	山形
安原仁兵衛	民政	大分
山口義一	政友	大阪
山口恒太郎	政友	香川
山口忠五郎	政友	熊本
山崎[illegible]之	政友	北海道
山崎達之輔	民政	富山
山崎[illegible]	民政	栃木
山下谷次	民政	長野
山田[illegible]	政友	福岡
山田[illegible]	民政	鳥取
山田道兒	民政	兵庫
山邊常重	政友	神奈川
山本厚三	政友	香川
山本[illegible]	民政	東京
山本條太郎	政友	宮崎
山本[illegible]	政友	大分
山崎[illegible]	民政	北海道
山口[illegible]	民政	愛媛
山[illegible]	政友	鳥取
横山金太郎	政友	兵庫
横山勝太郎	民政	京都
横川[illegible]	政友	東京
横[illegible]	政友	茨城
吉植庄一郎	民政	廣島
吉川吉郎兵衛	政友	大阪
吉木[illegible]	民政	群馬
吉田[illegible]	政友	長崎
吉津[illegible]	民政	京都
若宮貞夫	政友	愛媛
渡邊德勝	政友	大阪

最近選擧投票者、棄權者

選擧年次	投票者 有効	投票者 無効	棄權者	有權者百中 投票者	有權者百中 棄權者
大正四	一、四一七、一三六	七、五六七	一三二、六四六	九二・一三	七・八七
大正六	一、二〇〇、八五四	六、三三〇	一一四、九五二	九一・九二	八・〇八
大正九	二、六〇八、五二〇	二六、〇九五	四〇八、二〇八	八六・七〇	一三・三〇
大正一三	二、九七二、九五九	二五、五六二	二九〇、〇五二	九一・一八	八・八二
昭和三	九、八六二、七四七	二五四、五六四	二、四四六、〇四二	八〇・〇三	一九・九七

第一回普通選擧成績

各派當選者數―

道府縣	定員	政友	民政	實同	革新	社民	勞農	日勞	日農	地無	中立	前回 定員	前回 政友	前回 憲政	前回 政本	前回 革新	前回 中立
東京	三一	一〇	一六	―	―	一	―	―	―	―	―	二五	六	一〇	三	四	三
京都	一一	四	四	―	一	―	二	―	―	―	―	九	二	四	―	一	二
大阪	二一	五	一三	一	―	二	―	―	―	―	―	二〇	三	五	六	三	三
神奈川	一一	五	六	―	―	―	―	―	―	―	―	一〇	一	六	三	―	―
兵庫	一九	八	七	―	一	―	―	一	―	―	二	一八	―	五	七	二	四
長崎	九	二	六	―	―	―	―	―	―	―	一	九	―	一	五	―	二
新潟	一五	六	七	―	一	―	―	―	―	―	一	一七	三	九	二	一	二
埼玉	一一	五	四	―	―	―	―	―	―	―	二	一〇	五	三	一	―	一
群馬	九	四	五	―	―	―	―	―	―	―	―	九	三	五	―	―	一
千葉	一一	六	四	一	―	―	―	―	―	―	―	一一	五	一	四	―	一
茨城	一一	六	五	―	―	―	―	―	―	―	―	一一	六	四	―	―	一
栃木	九	四	五	―	―	―	―	―	―	―	―	九	二	五	―	―	二
奈良	五	二	三	―	―	―	―	―	―	―	―	五	―	一	三	一	―
三重	九	四	三	―	一	―	―	―	―	―	二	一一	一	二	三	二	三
愛知	一七	五	一〇	―	―	―	―	―	―	―	一	一七	―	一〇	六	一	―
靜岡	一三	八	五	―	―	―	―	―	―	―	―	一三	二	六	四	一	―
山梨	五	四	一	―	―	―	―	―	―	―	―	五	三	一	―	―	一
滋賀	五	三	二	―	―	―	―	―	―	―	―	六	四	―	―	―	二
岐阜	九	五	三	―	―	―	―	―	―	―	―	一〇	一	五	二	―	三
長野	一三	六	六	―	―	―	―	―	―	―	一	一三	二	五	―	一	五
宮城	八	二	五	―	―	―	―	―	―	―	一	七	二	四	一	―	―
福島	一一	六	五	―	―	―	―	―	―	―	―	一一	三	七	―	―	一
岩手	七	六	一	―	―	―	―	―	―	―	―	七	五	一	一	―	―
青森	六	四	二	―	―	―	―	―	―	―	―	七	―	―	五	―	二
山形	八	四	四	―	―	―	―	―	―	―	―	九	六	一	―	一	一

各派當選者數

道府縣	定員	政友	民政	實同	革新	社民	勞農	日勞	日農	地無	中立	前回 定員	前回 政友	前回 憲政	前回 政本	前回 革新	前回 中立
秋田	七	四	三	―	―	―	―	―	―	―	―	八	―	四	四	―	―
福井	五	二	二	一	―	―	―	―	―	―	―	六	一	二	二	―	一
石川	六	三	三	―	―	―	―	―	―	―	―	六	―	三	三	―	―
富山	六	二	四	―	―	―	―	―	―	―	―	七	―	三	三	―	一
鳥取	四	二	二	―	―	―	―	―	―	―	―	四	―	三	―	―	一
島根	六	一	四	―	―	―	―	―	―	―	一	七	一	三	三	―	―
岡山	一〇	七	二	―	―	―	―	―	―	―	一	一〇	―	―	二	六	二
廣島	一三	七	六	―	―	―	―	―	―	―	―	一四	四	七	一	二	―
山口	九	七	二	―	―	―	―	―	―	―	―	九	三	―	二	―	四
和歌山	六	二	三	―	―	―	―	―	―	―	一	六	五	―	一	―	一
德島	六	三	三	―	―	―	―	―	―	―	―	六	一	―	三	二	―
香川	六	三	三	―	―	―	―	―	―	―	―	七	四	三	―	―	―
愛媛	九	七	二	―	―	―	―	―	―	―	―	九	三	一	三	―	―
高知	六	二	四	―	―	―	―	―	―	―	―	六	一	二	一	―	三
福岡	一八	九	六	―	―	一	―	―	―	一	一	一八	一〇	四	―	二	三
大分	七	四	三	―	―	―	―	―	―	―	―	八	―	二	五	―	一
佐賀	六	三	三	―	―	―	―	―	―	―	―	六	―	三	二	―	一
熊本	一〇	五	五	―	―	―	―	―	―	―	―	一〇	―	二	五	―	三
宮崎	五	一	四	―	―	―	―	―	―	―	―	五	―	―	五	―	―
鹿兒島	一二	二	九	―	―	―	―	―	―	―	一	一二	―	―	一二	―	―
沖繩	五	三	二	―	―	―	―	―	―	―	―	五	一	―	三	―	一
北海道	二〇	一〇	九	―	―	―	―	―	―	―	一	一六	四	七	二	―	三
合計	四六六	二一七	二一六	四	四	四	二	一	―	一	一七	四六四	一〇三	一五〇	一一六	三〇	六五

各派得票數―（得票數には無効票を含ます）

道府縣	總投票	棄權率	政友	民政	實同	革新	無產	中立
東京	六四七、三六八	二・四六	三三七、四四四	三〇三、六六二	九、四四三	九、八五九	七二、一二〇	三一、五〇一
京都	三三六、〇五三	二・三〇	六九、四一三	八七、七六五	七、七五五	一〇、一〇六	二五、四三九	三六、一三二
大阪	四八五、二七五	二・八〇	六九、七六九	二一六、三五三	三三、七七五	三三、四三〇	六四、三三七	三一、四三三
神奈川	二〇二、七九六	三・五五	八七、四三一	九一、一三四	―	―	一六、九三一	六、五四一
兵庫	四四〇、一七七	三・一三	二二四、二三三	一八三、一六三	八、六八九	一五、八四三	二八、三三七	六二、〇七五
長崎	一八二、五五四	二・二〇	三三、五六四	九一、三三八	―	―	三二、四三八	三〇、四三七
新潟	三一〇、三九七	一・七〇	一五一、二三三	一三〇、三一六	―	一七、四二三	二六、六六三	三三、二三六
埼玉	二四四、二四四	一・六四	一二七、九六七	八五、九三六	―	―	―	三六、七六九
群馬	一九四、七二三	一・三七	六九、八七三	一〇一、七六一	二、五四九	―	一三、四三三	四一、〇七七
千葉	二二四、五四四	三・一五	一六六、七三二	七八、一六六	一八、〇九六	―	六、九〇〇	―

各派得票數

道府縣	總投票	棄權率(割)	政友	民政	實同	革新	無產	中立
茨城	三四四、三五七	一•八〇	一三九、五八二	八九、四六六	四、七四九	—	—	六、五六二
栃木	一八二、六八二	一•六三	八七、三八六	七九、一二七	—	—	七、九二三	五、四六〇
奈良	一三四、七一四	一•九三	三七、八〇八	三七、一五七	—	四、五五五	八、七七九	一五、七七八
三重	二三三、三二一	一•五八	八二、三九六	七六、八八五	六、七七二	—	三、〇八九	三、七五八
愛知	三八四、四三四	一•三三	一二四、八一三	三〇六、五〇一	一、七六六	—	四、三九七	五五、四六六
靜岡	三二四、八八六	一•二三	一五五、九七〇	二二九、三五九	八、二二八	—	三、四五七	一五、三三四
山梨	一〇九、二三五	一•二五	七一、六〇五	三四、七五八	—	—	八、七八六	一、七七五
滋賀	一三一、七七〇	一•八一	五一、四六六	四九、六四三	三、四六三	—	—	六、四五二
岐阜	三三四、四三六	一•六二	一〇一、三三三	七四、八五九	一七、〇三九	一、一六三	—	四、三三〇
長野	三五〇、六六三	一•一四	一四三、〇五九	一二五、三四六	—	—	六、九一六	二六、二〇三
宮城	一七六、三三一	一•四五	六九、七四九	八一、七〇一	—	—	六、〇七六	一三、四一五
福島	三三八、三〇五	一•二七	一〇三、七一二	二〇九、三四三	—	—	—	三三、〇四六
岩手	一五六、一二四	一•七〇	一一〇、一一六	四一、〇八〇	—	—	三、三八五	—
青森	一三三、九一九	二•〇九	七五、九〇四	五三、八八一	—	—	二、六八五	—
山形	一八〇、九三六	一•四四	九九、五六七	六四、一三八	三、六三〇	—	六、二八二	五、一〇〇
秋田	一七〇、九一六	一•〇八	七一、二四八	八四、八九八	—	三、五六〇	六、五五八	—
福井	一一〇、八六五	一•四七	四五、九〇五	四〇、六四三	一八、六三四	三、九七四	三、九七四	—
石川	一二七、一四一	一•九八	六〇、四八三	六三、六四一	一、二三四	—	—	八〇〇
富山	一四〇、二六三	一•一五	六三、二四三	七六、一三四	—	—	—	—
鳥取	九三、三八一	一•八五	三六、六七七	四七、一五一	—	—	七、〇三六	四五三
島根	一五一、三〇九	一•三七	三一、六八三	九〇、九四四	—	—	四、一四三	一八、〇四八
岡山	二三〇、八七九	二•三四	一一九、三五八	六一、八六六	—	—	九、五九〇	二八、二二四
廣島	二七五、四一四	二•二三	一一九、四六八	一三一、八〇九	—	五、九一〇	—	二五、三一七
山口	一八九、一八一	二•一八	一三四、八二七	四一、五〇八	—	—	—	一〇、四三七
和歌山	一三五、〇六〇	二•二〇	六七、三七八	五五、〇六二	—	—	—	一一、五五六
德島	一二八、三六六	二•二七	六四、〇〇七	五三、三三五	—	—	—	—
香川	一三三、九八七	一•七七	五六、四一八	四六、六九七	—	—	一三、六三九	九一九
愛媛	一九〇、八二七	一•八四	一二三、〇七三	六一、九三七	—	—	八、四三九	四、三五五
高知	一一〇、七三五	二•八六	四〇、六七二	五九、三五三	三四〇	—	—	九、六三五
福岡	三六九、一九五	一•五五	一六七、〇四九	一三三、七七四	七、八二一	—	三七、三〇七	三三、五一六
大分	一六三、五四四	一•七三	八九、三三二	七二、九四三	—	—	—	—
佐賀	一二四、三〇八	一•四三	四八、四四〇	五八、〇四八	—	—	一	一、八六九
熊本	二三三、八三三	三•八三	一二三、六二六	一〇七、四三〇	—	—	—	—
宮崎	一〇一、一六七	三•一〇	三八、一三六	七一、九六六	—	—	—	—
鹿兒島	二〇三、九一九	三•〇五	一三〇、〇六八	一三三、六四一	—	—	六、七三六	二四、九六四
沖繩	八三、三五九	三•五〇	四三、四三三	三四、六九一	—	—	一、六四四	二、四九五
北海道	三四三、六一九	二•四三	一六四、一一四	一五四、五三四	—	—	一三、二七九	二、四三六
合計	九、九七二、三〇一	一•九九	四、二四三、五〇四	四、二三三、七八三	一六三、八二三	八四、八一〇	四五一、六九五	六三五、六二九
割合	—		四三%二六	四三%二六	一%六六	〇%八六	四%五九	六%四七

各派當落比較—（×印は新正俱樂部員十八名を含み、△印は缺員を示す。）

黨派別	人員 候補者	人員 當選者	人員 當選率(割)	票數 總得票	票數 落選者得票	票數 同上割合(割)	解散直前議員數
政友會	三四四	二一七	六•三一	四、二四三、五〇四	九二〇、二〇四	二•一六	一九〇
民政黨	三四一	二一六	六•三三	四、二三三、七八三	九〇三、七六二	二•一三	二一九
實同	三〇	四	一•三三	一六三、八二三	一二三、九八〇	六•九八	九
革新	一五	四	二•六六	八四、八一〇	五一、一一七	六•〇三	×二六
無產 社民	一七	四	二•三五	一二五、九九一	六八、五五三	五•四三	—
無產 勞農	四〇	二	〇•五〇	一七九、〇八三	一六九、六八四	九•四七	—
無產 日勞	一三	一	〇•七六	八七、八〇〇	八三、三二七	九•四八	—
無產 日農	三	—	—	四三、〇九一	四三、〇九一	一〇•〇〇	—
無產 地方	七	一	一•四三	四〇、八二四	二二、三三八	五•四四	—
無產 計	八八	八	〇•八九	四五一、六九五	三八二、四四三	八•四六	—
中立	一五〇	一七	一•一三	六三五、六二九	三七二、一九三	五•八五	一六
總數	九六九	四六六	三•七四	九、八二〇、一三三	二、七四一、七五八	二•七九	四五九（△五）

當時の民政派中床次竹二郎氏一派は選擧後同派を脫して一時新黨俱樂部の名のもとに政友派を援け後全く之と合同せり。又實業同志會は其後國民同志會と改稱せり。

毎回選擧議員年齡

年齡	第一回	第二回	第三回	第四回	第五回	第六回	第七回	第八回	第九回	第一〇回	第一一回	第一二回	第一三回	第一四回	第一五回	第一六回
三〇—三九	一三六	九五	九七	一〇〇	八四	八二	七六	八〇	六〇	四五	三八	三五	三〇	六五	四五	二八
四〇—四九	一二四	一三五	一三七	一三〇	一四五	一四九	一六五	一四〇	一七九	一七二	一七五	一四七	一二四	一五九	一六五	一七三
五〇—五九	三六	五三	五三	五八	五八	五五	一一六	一三四	一一六	一四三	一三三	一四九	一七三	一七七	一七七	一六五
六〇—六九	四	一七	一二	一一	一二	一二	一七	二〇	二二	一七	三七	四六	五三	五六	六七	九一
七〇—七九	—	—	一	一	一	二	二	二	二	二	一	四	一	七	一〇	九
計	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三七六	三七六	三七九	三七九	三八二	三八一	三八一	四六四	四六四	四六六

第六回選擧までは三百人を定員とし、第七回選擧に於て初めて三十一年改定の選擧法實施され、三百七十六人となり、三十六年札幌、函館、根室の三郡部に選擧權附與せられ、第九回選擧よりは三百七十九人となり、更に四十五年に至り、沖繩に選擧法施行せられ、第十一回選擧よりは又三名を加へて三百八十一人となり、第十四回選擧に於て大正八年改正の新選擧法實施に依り、定員四百六十四人となり、第十六回選擧（昭和三年）に於て普通選擧法實施の結果、更に定員二名を增して四百六十六名となる。

毎回選擧議員職業

選擧	農業	商業	工業	鑛業	漁業	釀造業	印刷業	地主	醫業	藥劑師	銀行業	會社員	記者	教育家	辯護士	公吏	官吏	著述業	出版業	宿屋業	移民業	運輸業	水產業	雜業	無職業	計
第一回	一三九	一九	二	一	—	—	—	—	三	—	四	七	八	—	二〇	—	一三	一	—	—	—	—	—	一〇	七四	三〇〇
第二回	一四四	三五	—	一	一	二	—	—	三	—	三	七	一三	—	三三	—	六	二	—	—	—	—	—	一三	三九	三〇〇
第三回	一三七	三四	—	一	—	一	一	—	三	—	四	九	一〇	—	二六	一	一	一	—	—	—	—	—	—	七七	三〇〇
第四回	一五三	三九	一	二	—	—	—	—	一	—	六	五	三	—	三二	一	五	—	—	—	—	—	—	—	六三	三〇〇
第五回	一三八	三三	一	四	—	—	—	一五	四	—	四	一九	七	一	三三	一	一	一	—	—	—	—	—	一三	四七	三〇〇
第六回	一三四	三四	二	五	—	—	—	二	五	—	六	一五	四	一	三四	一	一六	—	—	—	—	—	—	四	五〇	三〇〇
第七回	一三〇	二四	二	七	—	七	—	—	九	一	一九	二〇	九	四	五二	—	二〇	二	一	一	一	一	—	九	七八	三七六
第八回	一三九	三五	二	六	—	五	一	—	九	—	一六	三五	八	二	四四	一	五	三	—	一	一	二	一	八	七三	三七九
第九回	一三九	三九	—	三	二	五	—	—	三	—	三	一六	二三	三	三九	—	五	五	—	一	一	—	一	六	七四	三七九
第一〇回	一〇五	三三	—	六	三	一	二	—	六	一	七	二〇	一七	三	六四	—	八	一	—	二	二	—	二	八	八八	三七九
第一一回	八一	一三	三	一〇	二	五	—	—	四	二	一五	四七	一三	三	六三	三	九	—	一	—	—	三	二	六	七六	三八二
第一二回	八四	二六	—	五	五	六	一	—	一	一	一五	五五	三〇	五	五三	—	九	四	—	一	—	—	三	—	六八	三八一
第一三回	八一	一四	五	九	五	四	—	—	一四	一	八	五三	二四	六	五七	—	一	三	三	—	—	三	—	二	七二	三八一
第一四回	九五	三〇	七	三	三	七	一	—	八	一	三	九一	一九	七	六九	三	三	四	一	—	—	四	一	三	六七	四六四
第一五回	五三	三三	四	二	三	一六	—	二	三	—	八〇	三七	一〇	二	六六	一〇	二	一	一	—	三	—	三	九	一七	四六四
第一六回	五三	三七	二	二	四	七	—	二	一〇	—	—	四一	三〇	二	七二	—	三九	六	—	—	—	—	—	二三	三七	四六六

毎回選擧議員、人口、有權者比率

選擧回次	選擧年月日	議員	人口（千人）	有權者	議員一人につき人口	人口千につき有權者（人）	議員一人につき有權者
一	明治二三•七•一	三〇〇	四〇、〇七三	四五〇、八六三	一〇〇、二八〇	一一•二五	一、五〇三
二	二五•二•一五	三〇〇	四〇、二三八	四三五、三〇〇	一〇一、七九七	一〇•九五	一、四五二
三	二七•三•一	三〇〇	四一、三八八	四四〇、〇三一	一〇三、四三一	一〇•九三	一、四六七
四	二七•九•一	三〇〇	四一、三六八	四六〇、一二三	一〇三、四七一	一一•一四	一、五三四
五	三一•三•一五	三〇〇	四二、三三八	四五二、六三九	一〇八、〇七三	一〇•八六	一、五一二
六	三一•八•一〇	三〇〇	四二、八八六	五〇二、二九二	一〇八、〇二三	一一•〇二	一、六〇七
七	三五•八•一〇	三七六	四五、四四六	九八二、八六八	一二九、五三二	二〇•八三	二、六〇三
八	三六•三•一	三七六	四六、〇四一	九五八、一九三	一二一、〇六九	二〇•九一	二、五五三
九	三七•三•一	三七九	四六、七三二	七五七、七八八	一三一、〇六九	一六•四二	一、九九九
一〇	四一•五•一五	三七九	四八、八二九	一、五八二、六七六	一三七、三三〇	三二•八〇	四、一七六
一一	四五•五•一五	三八一	五一、七五三	一、五〇三、六六〇	一三五、〇〇一	二九•二三	三、九〇九
一二	大正四•三•二五	三八一	五四、一四四	一、五四六、四〇一	一四〇、八六三	二六•八二	四、〇五九
一三	六•四•二〇	三八一	五五、六三七	一、四二二、一二八	一四四、九七三	二五•四七	三、七三三
一四	九•五•一〇	四六四	五六、三三五	三、〇六九、七八七	一二一、三三三	五四•七五	六、六一六
一五	一三•五•一〇	四六四	五八、四八一	三、二八八、四〇五	一二六、〇三七	五七•〇二	七、一九九
一六	昭和三•二•二〇	四六六	六一、三三六	一二、四〇六、三二一	一三一、五七九	二〇二•三三	二六、六〇四

最近選擧運動費（內務省調査）

選擧年次	有權者 總數	有權者 選擧區平均	候補者	運動者	運動者一人當有權者	運動費用 總額（千圓）	運動費用 候補者一人當（圓）	運動費用 有權者一人當（圓）	選擧區別
大正四	一、五四六、四〇一	一四、四二五	六一〇	一九一、二八〇	八	四、九七六	八、一五八	〇•五六	大
六	一、四二二、一二八	一三、三四八	六六九	三八一、六〇七	四	五、三四四	八、四九四	〇•六二	大
九	三、〇六九、七八七	八、三二〇	九〇〇	八三一、一三四	四	三、八二三	一四、二四八	二•九四	小
一三	三、二八八、四〇五	八、九四〇	一、一〇五	四〇七、五四四	八	三、九一〇	七、一三〇	二•二二	小
昭和三	一二、四〇七	一一〇、〇九九	九六九	—	三、三〇一	六、八〇一	×一〇、七五七	×〇•一〇	中

×印は法定額を示す。

毎回選擧法違反件數

回數	禁錮	罰金	拘留科料	無罪免訴	消滅其他	計
一	三六	三二	二	四七	—	一〇六
二	六五	一六三	二	一六九	四	三〇三
三	三七	三〇四	二	四〇三	二四	一、一三三
四	三四九	六二二	二	一五二	一五二	一、〇三九
五、六	一三三	一、二三八	—	三五三	五	一、六六二
七	一四〇	一、六四三	二	二二三	二	一、九九八
八、九	三三	三三〇	—	二六	一	三六四

回數	禁錮	罰金	拘留科料	無罪免訴	消滅其他	計
一〇	二六八	一、四二九	—	二七四	—	一、九七二
一一	三五三	三、四三七	—	一六八	—	三、九五三
一二	四四八	七、一九四	—	六〇二	一九	八、二六三
一三	一、六八三	三一、三四五	—	二三九	三三〇	三三、五九七
一四	一四八	五、一六六	—	一四五	二七	五、四八六
一五	三三三	二三、三三三	—	一六二	三八六	二四、三六四
一六	—	—	—	—	—	八、六〇三

消滅其他の項には未濟分をも合算せり。十六回は檢擧人員。

議員黨派對勢

黨派別	五二議會 開會	五二議會 閉會	五三議會 開會	五三議會 閉會	五四議會 開會	五四議會 閉會	五五議會 開會	五五議會 閉會	五六議會 開會	五六議會 閉會
政友會	一六一	一五八	一七〇	一六六	一八九	一九〇	二二〇	二二一	二二一	二二一
民政黨	一六五 九一	一六八 八六	二二三	二二〇	二二二	二一九	二一六	二一四	一七四	一七三
新黨俱樂部	―	―	―	―	―	―	―	―	三〇	二七
憲政一新會	―	―	―	―	―	―	―	―	七	三五
革新黨	×二六	×二六	×二五	×二五	×二五	×二六	二	二	一	
明正會	―	―	―	―	―	―	七	七	四	
實業同志會	九	九	九	九	九	八	三	三	三	
無產黨 社民	―	―	―	―	―	―	四	四	四	
無產黨 其他	―	―	―	―	―	―	四	四	四	
無所屬	一三	一三	三一	三七	一六	一六	九	九	一三	二
缺員	―	四	六	七	三	五	一	二	五	八
計	四六四	四六四	四六四	四六四	四六四	四六四	四六六	四六六	四六六	四六六

（一）五十二議會當時の民政黨右側數字は舊憲政會、左側數字は政友本黨を示す。（二）革新黨の欄×印は新正俱樂部當時の議員數を示す。（三）實業同志會は四年四月國民同志會と改稱、（四）新黨俱樂部は同七月政友會に合同、（五）憲政一新會は同八月解散。

衆議院解散一覽

解散年月日	內閣	解散事由
明二四・一二・二五	松方內閣	建艦費其他否決
二六・一二・三〇	伊藤內閣	對外硬、官紀振肅
二七・六・二	伊藤內閣	失政上奏案
三〇・一二・二五	大隈內閣	內閣不信任案
三一・六・一〇	伊藤內閣	增稅案否決
三五・一二・二八	桂內閣	海軍擴張費源否決
明三六・一二・一一	桂內閣	對議外交彈劾奉答文
大三・一二・二五	大隈內閣	朝鮮增師案否決
六・一・二五	寺內內閣	內閣不信任案
九・二・二六	原內閣	普通選擧法案
一三・一・三一	淸浦內閣	內閣不信懸議
昭三・一・二一	田中內閣	內閣不信任案

院內警察事項（衆議院に於ける）

種別	一―五一平均	五二	五三	五四	五五	五六	初期以來累計
制止事項	四、五五五	四、四〇三	九二四	五〇八	一、七八四	四、七八九	一三〇、八四三
注意事項	一、三三〇	二〇三	三三	六〇	四八	二八	三六、一八〇
犯罪事項	五〇・九六	一九	三	―	二	三〇	三二九
保護		四	―	一	―	三	六二
議員退場	三・七二	六	―	―	四	五	三一
傍聽人退場		―	―	―	三	三	四四
議場閉鎖	九・八〇	一四	一	一	四	一八	一九二
計	六、九〇五	四、六四七	九六〇	五七〇	一、八五四	五、〇八六	一六六、六六〇

議會傍聽人員

回次	貴族院 開會日數	貴族院 傍聽人	貴族院 一日平均	衆議院 公衆	衆議院 官吏其他	衆議院 計
一	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
二	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
三	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
四	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
五	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
六	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
七	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
八	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
九	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
一〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
一一	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
一二	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
一三	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
一四	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
一五	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
一六	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
一七	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
一八	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
一九	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
二〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
二一	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
二二	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
二三	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
二四	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
二五	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
二六	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
二七	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
二八	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
二九	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
三〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
三一	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
三二	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
三三	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
三四	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
三五	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
三六	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
三七	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
三八	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
三九	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
四〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
四一	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
四二	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
四三	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
四四	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
四五	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
四六	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
四七	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
四八	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
四九	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
五〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
五一	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
五二	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
五三	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
五四	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
五五	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
五六	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

開會日數には開院式日を算入す。

傍聽心得

傍聽席は皇族席、外國交際官席、他院議員席、公衆席、新聞記者席に分たる。公衆の傍聽は議員の紹介に依るを要し、傍聽者は左の事項を遵守せざるべからず。

一、羽織若しくは袴（貴族院は羽織袴）又は洋服を着すべし
二、帽子又は外套を着すべからず。
三、傘杖の類を携帶すべからず。
四、飮食又は喫煙すべからず。
五、議員の言論に對し可否を表すべからず。
六、喧擾に渉り議事を妨害すべからず。

戎器、兇器を携帶したる者、酩酊したる者は傍聽席に入るを許されず、

各政黨現狀

床次氏の率ゆる新黨俱樂部が田中內閣の瓦解を機として政友會に併合解體（別項其記事參照）せるを變化の大なるものとし、此外三年十二月には無產大衆黨、日本勞農黨、日本農民黨、其他の合同に因る日本大衆黨の出現（別項其記事參照）あり、又實業同志會は四年四月國民同志會と改稱し、憲政一新會は同八月解散となれる等の變化あり。現狀左の如し。

立憲政友會（麴町區內山下町）―

【政綱】（一）余等同志は憲法を恪守し、其條章に循由して統治權の施用を全からしめ、以て國家の要務を擧げ、以て各個の權利自由を保全せんことを期す。（二）余等同志は維新中興の宏謨を遵奉し、之を竅發して以て國運を進め、文明を扶殖することに勉むべし。（三）余等同志は行政の機能を完全にして、其公正を保たんことを望み、選敍を精にし、繁縟を省き、責守を明かにし、規律を正し、總分を敏活にして時運の進歩と相伴はしむることを謀るべし。（四）余等同志は外交を重んじ、友邦の誼を厚くし、文明の政、以て遠人を倚安せしめ、法治國の名實を全からしむることを務むべし。（五）余等同志は中外の要務に鑑じ、國防を充實するを必要とし、常に國力の發達と相伴行して、國權、國利の防護を完全ならしむることを望む。（六）余等同志は敎育を振作し國民の品性を陶冶し、公私各々國家に對する負擔を分つに耐ふるの體質能を發達せしめ、以て國礎を堅くせんことを希ふ。（七）余等同志は農商百工を獎め、航海貿易を盛んにし、交通の利便を增し、國家をして經濟上生存の基礎を鞏からしめんことを欲す。（八）余等同志は地方自治をして輔佐國治の實あらしめ其社會上及び經濟上の協同を完全ならしむることを圖るべし。（九）余等同志は國家に對する政黨の責任を重んじ、專ら公益を目的として行動し、常に自ら戒飭して宿弊を與ふことなきを勗むべし。

【役員】總裁　男田中義一△總務　高橋光威、宮古啓三郎、松本孫右衞門、山口義一、嶋田俊雄、高山長幸、松野鶴平△幹事長　森恪△顧問　元田肇、岡崎邦輔、水野錬太郎、鈴木喜三郎、山本條太郎、粕谷義三△常議員會長　松浦五兵衞△黨務部長　熊谷直太△遊說部長　齋藤隆久△通信部長　安藤正純△政務調査會長　山崎達之輔

立憲民政黨（芝區新櫻田町）―

【政綱】（一）國民の總意を帝國議會に反映し天皇統治下の議會中心政治を徹底せしむべし。（二）國家の整調に由つて生產を旺盛にし、分配を公平にし、社會不安の禍根を排除すべし。（三）國際正義を國交上に貫徹し、人種平等、資源公開の原則を擴充すべし。（四）品性を陶冶し、獨創自發の個性を啓き學習の機會を均等にし、進んで敎育の實際化を期すべし。（五）立法行政及び地方行政に浸潤せる時代錯誤の弊習を打破し、以て新興氣運に順應すべき改造の實現を期すべし。

【役員】總裁　濱口雄幸△總務　藤澤幾之輔、頼母木桂吉、森田茂、田中隆三、紫安新九郎、本田恒之、牧山耕藏、西村丹治郎、櫻井兵五郎、戶井嘉作△幹事長　富田幸次郎△顧問　若槻禮次郎、山本達雄、武富時敏、江木翼、片岡直溫、藤澤幾之助、井上準之助、安達謙藏、町田忠治、小橋一太、加藤政之助、大津淳一郎、菅原通敬△政務調査會長小山松壽△黨務部長田中萬逸△遊說部長　木檜三四郎△情報部長（新設）一宮房次郎△評議員會長添田敬一郎△會計監督　塚本清治、鵜澤宇八、增田義一、小池仁一、原夫次郎

革新黨（麴町區內幸町二丁目）―

【政綱】（一）衆議院の權限を擴張し、貴族院の權限を縮小すること。（二）普選法成立せるも、選擧の制は尙ほ備はれりといふを得ず、更に之が修正を期す。（三）敎育は劃一主義を打破し、生活との調和を圖り、更に因襲的偏見の打破に努む。義務敎育費は全額を國庫負擔と爲すこと。官學私學を平等に待遇すること。（四）軍備を國防の最小限度に縮小し、軍部大臣の文官制を採用すること。（五）勞働權、小作權の確立、生活費の低下、其他防貧に關する諸施設の完備を期し、此等の事項につき特別の責任大臣を置くこと。（六）行政の大整理を行ふこと（陸軍省、海軍省の併合、農林省、商工省の併合、遞信省、鐵道省の併合、司法省、參謀本部の廢止等）。（七）有產者の負擔を累加するも、無產者の負擔を輕減するを以て原則とし、負擔の均衡、稅制の改正を行ひ、關稅、消費稅を輕減又は廢止すること。（八）地方長官を公選し、自治權を擴張し、地方財政の充實を圖ること。（九）移植民地には國費を以て適當の施設を爲すこと（敎育、衞生、金融等）

【役員】幹事　大竹貫一

國民同志會（麴町區中六番町四六）―

【綱領】（一）國民の自覺を促し、純眞なる立憲政治を確立せんことを期す。（二）公衆の利益を無視する國家の保護及び之を獲んが爲めにする總ての請託及び運動を排斥し、綱紀を振肅せんことを期す。（三）着實剛健の氣風を振作し、社會の發達を健實ならしめんことを期す。（四）產業を振興し、國家の基礎を鞏固ならしめんことを期す。（五）財政行政を整理し、國民の負擔を輕減せんことを期す。（六）適切なる社會政策を實行し人心を安定せしめんことを期す。

【役員】會長　武藤山治△幹事　千葉三郎△顧問　添田壽一

社會民衆黨（芝區新堀町三二）―

【政綱】（一）我等は勤勞階級本位の政治經濟制度を樹立することを以て、健全なる國民生活を確立する所以と確信し、之が實現を期す。（二）我等は資本主義の生產並に分配方法に健全なる國民生活を阻害するものありと認め、合法的手段に依りて之が改革を期す。（三）我等は特權階級を代表する既成政黨並に社會進化の過程を無視する急進主義の政黨を排す。

中央執行委員（議長）安部磯雄、嶋中雄三、鈴木文治△書記長　片山哲

日本大衆黨（芝區愛宕下町）―

【綱領】（一）我黨は我國の國情に即し勞働者農民及び無產市民の政治的、經濟的、社會的解放の實現を期す。（二）我黨は合法的手段を通じて現在の不合理なる土地、生產、分配に關する制度の改革を期す。（三）我黨は無產階級の利害を代表し、有產階級の擁護せる政治的諸制度の徹底的改造を期す。

【役員】中央執行委員長　麻生久△書記長　河野密△顧問　杉山元治郎、松谷與二郎、高橋龜吉△統制委員長　須永好

明政會―院內代議士會の名稱たるに止まる鶴見祐輔氏等ら世話役に當る。

第五十六回帝國議會

開會前の情勢

田中内閣成立して約二ケ年、議會を開くこと茲に三回、しかも前二回は衆議院の解散又は解散後の特別議會にして、田中内閣の政策は、未だ何等の試練を經ず、第三回目の第五十六議會こそ、政友會内閣の政策を示すべき最初の議會なれ。議會召集に先つ政友議員總會にて田中總裁は『我黨内閣の興の輕重は、この議會の出來榮えによつて決定すべし。首尾よくこの議會を切拔け得ば國民の信望を博するを得ん』と激勵せり。

而して特別議會に於て中間小會派の介在に苦しめる政府は、通常議會を迎ふるに當り、民政黨の切崩しに全力を傾け、新黨クラブの床次竹二郎氏を懷柔して、成るべく政府支援に立たしめ、民政黨より田中善立氏一派を脱せしめ、明政會より藤原氏等を割きて憲政一新會なる新團體を作らしめて準與黨たらしめ、以て反對黨勢力の削減に努めたり。かくて京都に於ける御大禮中より、政治的暗躍旺盛を極めたるが、然し床次氏は田中首相と數次の會見により對支意見一致し、自然民政黨の不信任案には反對するも、讓稅案には贊成し難き旨をほのめかし此際政策にて政府を倒しなば、來るべき政權は自ら第三黨たる自己の手に歸すべしとの一人よがりの洞ヶ峠を決めたり。されば今議會にて政府の懸念すべきものは只だ床次氏一派にあり、かくて議會開會前、田中首相等の好意の下に床次氏の支那旅行など、極めて意味深長なるものあり。民政黨、無産派のみは、彼等の手によつて田中内閣を一擧に倒潰すべしと、その意氣込盛なり。從來民政黨は豫算內示會にて質疑する如きは、敵に策戰を見すかさるゝものとして餘り好まざりしも、今は正面より內彈戰に若かずと決意してか、十二月二十日の首相官邸の衆議院各派に對する豫算內示會にて、永井柳太郎、小川鄉太郎、町田忠治の三氏を起てゝ、對支外交と讓稅案とに、痛烈なる戰端を開かしめ、來るべき議會の波瀾を豫想せしめたり。

議會開幕

前記の情勢の下に第五十六議會は十二月二十四日召集され、同日兩院とも各議員部屬を定め、部長理事を互選して政府に議會の成立を通告す。依つて二十六日午前十一時貴族院にて天皇陛下親臨、御大禮後最初の開院式擧行され、優渥なる勅語を賜はる。衆議院は直に本會議を開きて奉答文を可決し、貴族院は二十七日の本會議にて奉答文を可決し、兩院議長參內、奉答す。同日衆議院は全院委員長に新黨の高島順作氏當選貴族院全院委員長は近衛文麿公に決す。尙は衆議院の常任委員長は政友、新黨、一新會の妥協によりて全部政友會獨占す。其の顏觸左の如し。

豫算委員長　堀切善兵衛
請願委員長　岡田伊太郎
懲罰委員長　岡田忠彥
決算委員長　伊坂秀五郎

かくて年末年始を休會せる議會は、一月二十二日再開、政戰愈々本舞台に入る。

【三黨首の會見】この日田中首相は滿洲某重大事件に關し、議會にて苛烈なる政爭の惹起するを憂ひ、開會前院內大臣室にて濱口民政黨總裁、及び新黨の床次氏に會見を申込み、田中首相より『滿洲某重大事件は國際關係に鑑み、國家のためこの際議場の問題とせられざるやう御配慮ありたし、又たとひ議場の問題として御質問ありとするも、政府は目下折角調査中にて、唯だ調査中と申上ぐる外お答への仕樣なければ、豫め御諒解を乞ふ』と述べ床次氏は之に承諾を與へたるも、濱口氏は『折角の御申出でなるも、我黨が質問を爲すや否やは、この場合明言し難し』と拒絶し物別れとなる。

【施政演說】二十二日、貴衆兩院に於ける恆例の三相施政演說要領左の如し。

・田中首相―(一)昨年十一月行はれたる御一代の大典、即位の禮及び大嘗祭を滯りなく終了せられたるは、一に御盛德の然らしむる所、誠に御同慶に堪へず、諸君と共に謹んで即位禮の當日渙發せられたる勅語の御主意を遵奉し、聖運の隆昌に翼贊せんことを期す。(二)一時御重態に拜聞せる英國皇帝陛下の御病狀が、昨今次第に快方に向はせられたりと承るは衷心より慶びとする所たり。(三)政府は時運の進路に伴ひ、國民の利福增進の爲め、新規の計畫を立て、就中國民思想の善導、精神の作興に注意し、產業貿易の振興を圖るために、財源の許す限り諸種の施設を全うし、國稅、地方稅を通じて根本的整理を行ひ、地方自治體の健全なる發達を期し、同時に社會政策上必要なる施設を爲せり。

田中兼攝外相―(一)數年來の懸案たる排日移民法未だ解決に至らざるは遺憾なるも、其の解決は一に日米兩國民相互の了解にまつの外なし、(二)政府は一日も速に支那の和平統一、建設的大業を完成せんことを望み、一層自重且つ穩健なる態度を以て支那に見えんとす。(三)政府は滿洲に於ける支那の領土主權を尊重し、門戶開放、機會均等の趣旨を確保徹底せしめ、以て內外人安住の地たらしめんことを切望す。故にこの地の靜謐を亂し、若くは我が重大なる權益を害するが如き事態の發生に對しては斷乎として之を排除するの覺悟を有す。

三土藏相―(一)產業振興には財源の條裕少きも、出來るだけ之が實現に努め、幾多の新規事業を計上せり。農林、商工兩省所管に屬する主なる者は蠶絲試驗場設置、水產講習所充實並に水產試驗場設置、肥料改善、暗渠排水事業獎勵、用排水主要工事國營、桑園改良獎勵、民有林の造林促進、產業統計改善、綿業試驗所設置、曹達灰及人造肥製造業保護獎勵、貿易局設置等これなり。(二)運輸交通に就ては、鐵道建設の財源たる公債の豫定額四千萬圓を八千萬圓とし、既定線路の繰上四十一線、新線の追加三十一線、既定線路の延長五線、既定計畫の變更三線を計畫し、從來の道路改修助成經費を四百五十萬圓に增し、別に產業道路助成費として二百萬圓を計上せり。(三)尙ほ電信改良擴張既定額に七百萬圓を四、五年度に追加し、又電話交換擴張計畫を改正し、設備負擔金を遞減し、終に全免することとし、昭和十五年度迄十二ケ年度間にその普及整備をなすの計畫を立て、總經費五億八千四百萬圓、五年度以降その財源の一部を公債によることゝせり。補助航路の開設には南米航路東岸線及び西岸に改善を加へ、近東主要港寄航補助及びキュバ寄航補助を創設せり。(四)治水、港灣修築には既定事業を繰上げ、新に大野川、那賀川、樂川の改修、木曾川、北上川改修費追加、小名濱、土崎、宮古、浦戶、七尾、尾道、博多、舞鶴、名瀬の諸港の修築、門司、淸水兩港の修築費及び關門海峽改良費は既定額に追加、北海道拓殖諸費は既定財源に五百十五萬圓を增加す。(五)更に社會政策的施設として陸海軍兵卒の俸給增加經費二百六十餘萬圓計上、兵卒並に廢兵の待遇改善等につき調査會を設置する經費計上、遞信從業員優遇八十萬圓、現業員休暇付與經費百餘萬圓計上。(六)靑少年補習敎育施設補助金二百萬圓を增し、更に拓殖省設置費を計上す。(七)國稅及び地方稅を通じて稅制整理を行ふべく、先づ地租營業收益稅を國稅より撤廢し、地方自治團體をして地方稅として、土地及び營業に對し、相當の課稅を爲さしめ、地方財政の基礎を鞏固にしてその健全なる發達を計り、以て地方分權の實を擧ぐるに資し、同時に國稅及び地方稅を通じ稅制の整理を行ひ、社會政策的租稅制度を確立し、國民租稅負擔の公正を期す。地租及び營業收益稅を國稅より撤廢するは昭和六年なるも、成るべく速に土地及び營業の負擔を輕減せんことを期し、經過的施設として昭和四年分より田畑地租の稅率を引下げ、又營業收益稅の免稅點を引上ぐることゝせり。之が爲め四年の歲入減地租にて四百十餘萬圓、營業收益稅にて七百六十餘萬圓、合計千百八十餘萬圓、五年度の輕減額千三百萬餘圓なり。(八)金輸出解禁は我國財界の最大懸案、之が解決には擧國一致の努力を要す。政府の方針は成るべく速に解禁を實行するにあるも、實行には飽く迄愼重の態度を要す。

攻防白熱化す

二十四日より貴衆兩院共、國務大臣の演說に對する質問戰開始され、貴族院にては大河內輝耕子、高橋琢也、添田壽一氏等相繼いで起ち、衆議院は永井柳太郎氏第一陣として首相に肉薄し、齋藤隆夫、尾崎行雄氏其後をつげるも、攻手の氣勢は充分に揚らず、然し二月一日の貴族院本會議にては、若槻前首相と田中首相との一騎打、續いて二日には幣原前外相起つて田中兼攝外相に積極外交の口頭宣傳の害を說いて痛擊し、朝野の攻防戰は正に白熱化したり。

【滿洲事件發表要求決議案】滿洲某重大事件とは、昭和三年六月四日滿鐵京奉兩鐵道交叉點に於ける張作霖氏坐乘列車爆破事件を指す。其の發生原因が內外の疑惑を招けると、我官憲の警備權に疑義ありとて、民政黨は本會議、豫算總會を通じて盛に肉薄、遂に一月三十一日民政、新黨、革新等より眞相發表の決議案を提出上程せるも、二十二の差を以て否決せられたり。

【內閣不信任案】貴、衆兩院の攻擊軍政府を挾擊して、政戰正に最高潮に達したる二月九日、民政黨は遂に田中內閣に對する總括的不信任決議案を提げて立てり。

衆議院は現內閣を信任せず。右決議す

(理由)現內閣の對支外交は全く失敗に歸し、彼我の關係著しく惡化し、帝國の威信を失墜すること今日より甚しきはなし。財政政策は國民經濟の實情を無視し、財界の堅實なる發達を妨ぐ。兩稅移讓によりて財政の基礎を危ふからしむ。而して國務大臣は輔弼の重責を誤り、憲政の本義を沒却して累を大權に及ぼし、政治綱紀は紊亂して風敎の頽廢を致し、道德を破壞して國民思想を惡化せしむ。其罪斷じて許すべからず。茲に現內閣の引責處決を促すため本案を提出する所以なり。

午後三時濱口總裁自ら陣頭に立て提案理由を說明し、痛烈に田中內閣の失政を列擧して處決を迫る。然るに贊否討論に入るや、民政黨の工藤鐵男氏議事進行に名をかりて、議場に於ける田中首相の不謹愼の態度を難詰し、民政派之に聲援して騷ぎ立つれば、與黨亦怒聲を以て之に應じ、政友會の原惣兵衞氏はこの混亂を見て、不信任案採決まで議事進行に關する發言を停止するの動議を提出したる爲め、議場愈々混亂に陷り亂舞、怒號の交響裡に夜に入り、元田議長の優柔と相待つて遂に採決に入らず。かくて十日は日曜日に拘はらず特に開議、民政黨は劈頭『日曜日につき本會議を開くべからず』との動議を以て戰を挑めるも、政友會側の無抵抗主義に戰鬪氣分を殺がれ、且つ前日の醜態の非を覺つて議事妨害を止め、漸く記名投票に入り採決の結果、

贊成一八五票　民政一七〇(缺席二)、無產七(缺一)、明政三(缺一)、無所屬四、革新一。
反對二四九票　政友二一七(缺五)、新黨二一(缺八)、一新六(缺一)、實同三、無所屬二。

即ち六十四票の差を以て不信任案は否決せられたり。

【首相優諚問責案】然るに貴族院に於ては、前年水野文相辭職にからまる優諚問題に關し、共同聲明を發表したる關係もありて、これ亦政府に對する空氣穩かならず、一月十三日優諚問題に對する各派交涉會を開き、問責案提出を決議したるため、政府は暮夜有力議員を歷訪して之が緩和に力むると共に、十四日田中首相の名を以て院內大臣室に貴族院各派交涉委員を招き、田中首相より『水野文相の辭表提出に關し、自分の總理として執れる處置は、輔弼の責任を盡すに於て何等缺くるところなしと思ふ。ただかくの如き問題にて、世間の物議を釀したることについては心より恐縮に存ず。過日大河內輝耕子の質問の際は種々問題ありしため、極めて簡單に申上げたるが、その後適當の機會にこの事を申上ぐる筈なりき。然るにその機會を得るに先だち、昨日の御協議を見るに至れるは誠に遺憾なり。よつてこの際將來かくの如き性質の問題にて物議を釀さぬやう注意する旨を申上げ、諸君の御諒解を願ふ』と諒解を求めたるも、柳澤伯、石塚、湯地、藤澤、伊澤の諸氏交交首相を面詰して、毫も形勢緩和の氣配なく、一方水野前文相も一身上の辯明をなすべく、二十一日の本會議に自ら立つて當時の事情を開陳し、婉曲に首相、鐵相の今日までの言明を覆せる爲め形勢益々惡化し、遂に二十二日の本會議には愈々首相問責案の上程を見ることゝなりたるも、この時尙ほ勝敗の數測るべからず、貴族院としては稀に見る緊張を示せり。問責案內容左の如し。

水野前文部大臣の進退に關し、田中內閣總理大臣の執りたる措置は、輕卒不謹愼の甚だしきものにして、職責上缺くる所あるを遺憾とす、右決議す。

柳澤保惠伯決議案の理由を說明し『今日の提案は直接政府に當てたる親展狀なり。その精神は公明正大にして、何等、文面以外の意味を有せず。政黨政派の走狗となり、

或は倒閣の具に供するが如きは考へは毫末もなし。從つて總理に對し九十五分を突きつけて切腹を迫ることは毛頭考へ居らず、故に彈劾等の意味は勿論なく、ただこれにより政府の將來の注意を促すものなり』と質疑、討論の後、記名投票にて採決に入り、投票總數三二一票、賛成一七二票、反對一四九票、即ち二十三票の大差を以て可決さる。しかも政府は『彈劾の意味なし』との言に依り、そのまゝ居据ることゝせり。

【久原遞相彈劾案】民政黨は更に貴族院の反政府熱の高潮に達せる機をとらへ、三月七日衆議院本會議に久原遞相の處決を促すの決議案を提出す。即ち

遞信大臣久原房之助君は、震災手形に就て國家に損害を與へ、賣船契約に於て英國政府に對し背信の行爲あり。加之政治道徳を蹂躙し、國民思想を惡化せしむるの非行尠からず、斯の如きは國務大臣として輔弼の重責に堪へざるものと認む、依て速に處決すべし。

上程とともに朝野兩黨互に妨害戰術をとりて議場大混亂の裏に採決に入り、賛成一七五票(民政、無産、明政、革新、無所屬の一部)反對二三八票(政友、新黨、一新會、實同、無所屬の一部)、即ち六十三票の差を以て否決さる。

【帝都不安決議案】折柄帝都を中心に說敎強盜、殺人、放火その他の警察事故頻發、之に對する警視總監の成績思はしからず、殊に總監初め警視廳幹部が中央政治の高等政策に熱して、其本分を疎かにするは、其罪最も忌むべしとて、民政黨は二月二十六日の衆議院本會議に左の『帝都安寧秩序に關する決議案』を提出上程す。

近時盜賊横行し、帝都の不安其極に達す。本院は其責任を闡明にし、速かに安寧秩序の回復を約す。

民政黨は警視總監其者の責任なると共に、内相の責任なりと糺彈、新黨倶樂部は修正案を提出し、兩ら政友會の反對によつて否決せられたり。

【不戰條約批准奏請決議案】不戰條約問題は條約文中の第一條にある『人民の名に於て』宣言すとの字句に關し、議會前端なくも物議を釀しつゝありしが、民政黨の議員より一月廿四日本議會に於て質問あり、田中首相は之に答へて『不戰條約第一條のイン・ゼ・ネームス・オブ』云々は『君主が國家の爲に宣言せられ』と云ふ趣旨に解釋し『決して憲法に牴觸せず』と辯じ、米國との公文書往復を公表せよと迫りしも、政府之を容れざる爲め、遂に尾崎氏一派は不戰條約批准奏請の決議案を提出す。即ち左の如し。

昭和三年八月二十七日を以て帝國政府が調印したる不戰條約の趣旨目的は、本院の最も深く賛成する所なり。但し其第一條に明記するが如く『人民の名に於て』宣言條することは、帝國憲法上重大の疑義を生ずるのみならず、我が獨特の國體觀念に誤解を來すの虞あり、然れども右條約の趣旨を速に承認することは、帝國の國是として當然のことなるを以て、政府は右條約に對し適當の措置を講じ、急速御批准奏請の手續を採るべし。右決議す。

然し本決議案も政友、新黨、一新會、無所屬一部の反對によつて否決し去らる。

【其他の決議案】曰く衆議院議員選擧法違反被告事件に對する不起訴書類の提出を求むるの決議案(否決)、曰く議員山本宣治君逝去に付院議を以て弔詞を贈るの件(可決)、曰く衆議院圖書館の設備を全くする爲の議院法改正案(可決)、曰く議院建築速成附屬設備の計畫促進に關する決議案(可決)等。

豫算案經過

【衆議院】田中内閣の政策を包含せる昭和四年度豫算案は、財政當局苦心慘憺の編成にかゝる。總豫算は歳入歳出各十七億五千二百八十餘萬圓、前年度に比し四千三百六十餘萬圓の増加なり。衆議院豫算委員會は二月九日を以て審査を了し、民政黨は『積極政策と兩税委讓とを併せ行ひ、公債を以て財源を彌縫するが如きは財政の基礎を危くし、金解禁と相容れず、寧ろ豫算を撤回し、編成替をなすべし』と原案返付を主張し、政友會は無條件原案賛成、新黨クラブは(一)金輸出解禁に付ては諸般の準備に努め、最近の機會に於て其實現を期すべし、特に各準備に反する事項は一切之を避くることを要す、(二)明年度豫算は實行上出來得る限り經費の緊縮節約を圖るべし、(三)兩税委讓財源を彌縫せんがため執りたる手段に甚だしく妥當を缺くものありと認む、依て之を矯正し財政の確實を期すべし、(四)豫算外に於て公債濫發を招くが如き計畫は力めて之を未然に防止すべし等の希望條項を附し原案に賛成し、十二日の本會議に上程、民政黨の豫算返付の動議は八十二票の大差を以て否決さる。次で堀切委員長報告の原案を議題とし、採決の結果、政友、新黨、一新、實同、明政及び無所團の七名起立して可決、新黨クラブの政治的立場は右豫算案に對する政府支持にて明白にせられたり。

四年度追加豫算二千七十六萬一千三百二十三圓は、田中内閣の重要政策たる自作農創設維持及び肥料管理案を含むものにて、民政黨は國際汽船の整理、支那事件費中の機密費と共に之を削除すべしとの修正案を提出したるも成立せず、原案通り可決となる。

【貴族院】衆議院に於ける豫算案の審議は比較的圓滑に進みたるも、之に反し貴族院に於ては豫算を伴ふ法案にして、其門に行惱へたるもの頗る多く、爲に豫算の審査遲々として進まず、しかも大正十四年議院法改正の結果、本院に在りても衆議院と同じく廿一日間内に其審議を了らざるべからざる關係上、遂に豫算案と關係法案との可分、不可分の議論を釀したるが、結局可分の斷を下し、貴族院に一新例を作れり。即ち貴族院豫算總會は三月七日關係法律と切離して豫算案のみを可決し、次いで十六日の本會議にて豫算總會報告の通り可決、かくて總豫算案全部成立(但し競馬法中改正案修正の爲め歳入豫算にて廿五萬圓の減收となる)せり。然るに追加豫算案に至つては關係法案の審議全く進まず、其間政府の諒解運動も何の功なく、兩税委讓案を始め自作農、肥料管理、國際汽船整理、地方鐵道買收等凡て握りつぶしとなり、政府の面目丸潰れとなれり。

讓税案論戰

【衆議院】地租委讓は政友會多年の主張たり、且つ昭和三年の總選擧後、政府は實業同志會と政策協定をなし、營業收益税をも廢止に決したるを以て、兩税委讓案を提出せり。政府側は委讓の目的に付、(一)税制整理、(二)負擔の輕減、(三)社會政策の實行、(四)地方分權の實現等を擧げ、之に對し民政黨は

一、賃貸價格の調査費負擔が地方に移り、且つ五年目に一回の調査毎に五百萬圓を失ふ。

二、兩税を國税より廢棄し、一方に所得税を増徴する結果、國税の體系を破壞し、從つて著しく國民負擔の均衡を害す

等諸種の點より激烈に反對し、いよいよ二月二十日税制委員會にて採決に入る。出席者二十五名中(一)地租及營業收益税經過的減税案及び之に伴ふ付加税の制限案は、民政、無産の十四名に對し、政友、新黨、實同、一新の二十一名にて可決、(二)所得税法改正法律案は民政、無産の十四名に對し十九名にて政友會の修正通り可決、(三)地租及び營業收益税の委讓案その他は民政、新黨、無産の十名に對し、政友、實同、一新の十九名にて可決、次いで二十一日の本會議にて、同樣運命の下に賛否の決は定まれり。

【貴族院】兩税委讓案は三月二日の本會議にて廿七名の委員附托となりたるが、案の運命は委員長に依て決せらるべしとして、政府及び反對派互に之が奪合に苦心し、結局政府側に有利と認めらるゝ兒玉秀雄伯の當選を見たるも、委員會にては菅原、塚本、石塚、上山の諸氏、飽く迄阻止の氣込みを以て質問猛烈を極め、遂に會期切迫せる二十四日に至り、政府側の諒解運動も奏功せず、質問休止の名にて、暗から暗に葬らるるに至りぬ。讓税案の質疑中最も重大視せられたるは、讓税と建艦費財源との關係なりしも、政府は之に明瞭なる答辯を與へ得ざりき。

選擧區制案現はる

内閣不信任案、遞相彈劾案共に潰滅し、政府の重要案亦曲りなりにも通過せる上は、最早衆議院に何等の問題なかるべしと思ひの外、三月七日突如として選擧區制改正案、政新兩黨に依りて提出され、九日之が上程と共に一大突風は院の内外に捲起り、遂に衆議院空前の大亂鬪大活劇を以て其局を結べり。即ち政新聯合軍は多數を以て一擧に之を可決し去らんとしたるに對し、民政黨、無産派は議事引延しにより案の自滅を計るの戰法に出で、上程當初より有らゆる手段を盡して議事の進行を妨害したるため、議場は混亂又紛擾を重ねて其間屢々暴力戰に陷り、かくて床次竹二郎氏が提案者として説明の口を開きたるは、上程三日後の十一日となれり。議場は相變らず喧騒を極め、床次氏の演説少しも議場に徹せざりしも、其の要旨は、

我等は小選擧區制への還元を主張す。(一)選擧費を節減、政界を廓清し得。(二)政界の空氣を穩健にし、眞面目に政治の發達を圖るを得。(三)政局安定し國策の遂行に資し、思想經濟の動搖を防ぐことを得。(四)闕員を生ずる度に補闕選擧を行ふ便利あり、而して假令重大法典なりとも經驗は一回にて十分なり。

と云ふに在り。而して民政黨側の本案に對する反對理由は、(一)小選擧區制は一人一區制が本則なるに、この案は原則を破壞す、(二)無理なるゲリマンダリング、(三)不公平なる人口割當、(四)小數黨の議會進出阻止、(五)不公平なる結果を招く、(六)死票多し、(七)競爭苛烈となる、(八)干渉行はれ易し、(九)名士の狙打ち行はる等にして、無産派の龜井氏は大選擧區比例代表主義をふりかざして最も堂々たる論陣を引けり。かくて床次氏の提案説明後更に二日をダラシなき應酬に費し、政友會の原惣兵衞氏をして『本案を委員に附託する迄現に提出しある動議、將來提出せらるべき動議を重に議事進行の發言、其他一切の發言を禁じ、直に討論を用ひずして本案を二十七名の委員に附託すべし』との動議を出さしむるに至る。十三日に至り始めて委員附託となり、委員會は十四日より五日間、晝夜兼行にて野黨の長質問に引廻はされ、二十日本會議に粕谷委員長の報告あり、鈴木富士彌(民)反對、井上孝哉(政)賛成、水谷長三郎(無産)反對、藤岡三四郎(新)賛成の演説あり、二十一日の本會議にて二二二對一五八、即ち五十四票の差にて原案可決、即時貴族院に送付したるも、同院は審議の餘日なしとて握潰しとなせり。

【議長更迭と暴行議員の告發】區制案上程の衆議院本會議は、上記の如く連日紛糾混亂を重ね、其間政友會は元田議長の果斷に待つて一擧に可決せんとするも、民政黨はあらゆる方法を盡して之を阻止し、其間與黨は無能と云ひ、在野黨は不公平と叫び、進退兩難に陷れる元田議長は十三日遂に意を決して清瀬副議長の手許に辭表を提出し、川原茂輔氏之に代る事となれり。又二十日の衆議院本會議は與黨の言論封鎖動機と野黨の決死的抗爭と正面衝突の結果、議場全く修羅場と化し、暴行議員數十名の告發沙汰を見るに至れり。

當議會の成績

【重要案の運命】波瀾重疊の第五十六議會も遂に會期延長のこともなく、三月二十五日議事終了、二十六日閉院式を擧行す。政府は新黨倶樂部等の支援に依り衆議院を切拔け得たるも、貴族院にては反對意外に強く、研究會の統制も紊れて、政府の諒解運動奏功せず、重要政悉く破れ、全く面目を失せり。即ち讓税案、鐵道敷設法中改正案、勞働者災害扶助法案、宗教團體法案、肥料管理特別會計法案、自作農創設維持助成資金特別會計法案、國際汽船株式會社整理に關する法案等悉く握り潰され、纔かに通過せるは、豫算、地方制度改正案、救護法案、治安維持の事後承諾案、米穀需給調節法中改正案のみに過ぎず。又從議問責案の通過は政府に取り相當の痛手たるべく、滿洲某重大事件の追及言責、不戰條約の論難は、議會後に依然重大なる暗礁を殘せるものなり。

【各派の議會報告書結論】先づ政友會は曰く『國民代表の府たる衆議院に於て多數の支援を受くる現内閣は、他の勢力によつて微動だもするものにあらず、民政黨か或は貴族院にすがり、或は樞密院を頼りとして内閣倒壞を圖るが如き言動に出づるは誠に笑止千萬と謂ふべし』。次に民政黨は『我黨は一致結束よく平常の主張に則りて堂々進退し、議場は非常の活氣を呈す、貴族院に於て政府の重要法案が枕を並べて葬り去られたるは、全く我黨の行動天下の共鳴を喚び、大衆意識の尖端が貴族院の硬化となりて現はれたるものなり』。更に新黨クラブは曰く『田中内閣の手傷は決して小なりとせず、彼等は果して如何に今後の政局に處せんとするか、新黨クラブは朝野各派亂舞の間に立ち、終始平靜謹嚴の態度を持し、本期議會の之に負ふ處は頗る大なり』と。

議會後の政界

五十六議會閉會後の政界は、英國グロスター公殿下の御來朝により、朝野を擧げて歡迎に忙殺され、更に聖上陛下關西行幸の御事ありて、全く無風帶となれる觀ありしも、田中內閣の不人氣は益々甚だしく、不戰條約の成行、滿洲某重大事件の解決、內閣改造等、果して圓滿に進み得るや危まれ、政府も極めて大事をとりて急がず、聖上陛下御還幸を待つて徐ろに解決せんとし、內面的に種々劃策する所ありたり。

【不戰條約問題】議會前民政黨の中村啓次郎氏によつて火蓋をきられたる不戰條約問題は、議會に於ては尾崎氏等の問題の字句難詰に對し、政府は『不戰條約第一條の「イン・ザ・ネームス・オブ」と云ふことは、君主が國家の爲に宣言せられと云ふ趣旨に解釋して憲法に牴觸せず』(一月二十四日衆議院にて田中外相答辯)、又『政府に於ても今日は既に批准奏請の手續をとるに至りたるが、此條約文中に何等憲法違反となるの條項なしと信ず』(三月十五日衆議院にて田中外相答辯)と答へて一時を彌縫したり。然るに樞府顧問官大多數の意嚮は、該字句を不穩當なりと認めし爲め、政府は樞府、議會、諸外國の三方面に板挾みとなりてその處置に窮し、倉富議長、平沼副議長、伊東顧問官、二上翰長等と日夜接衝の結果、該字句に對し解釋宣言を附して御諮詢を奏請する事となれり。かくて、樞府は九名の精査委員に附托し、伊東伯を委員長として六月十七日第一回の精査委員會開會、樞府側は、倉富、平沼正副議長、伊東委員長、金子、富井、石黑、石井、江木、齋藤の各委員出席、政府側は田中首相、前田法制局長官、吉田外務次官、松永、堀田兩局長出席、田中首相は本條約交涉の顚末を說明し『政府は米國と交涉して、この字句は人民を代表するとか、代理するとかの意味を認めず、國情により適當に解決する旨の覺書を交換して、然る後に條約を調印したる次第なるが、調印後世上に疑義を釀したるを以て、政府はこの憲法上の疑義を除くために宣言書を付することとせり』と述べ、之に對し石井、金子、富井、石黑、荒井、江木の各委員より痛烈なる質問あり、殊に石黑子の追及に遭ひ、前田法制局長官は、

政府としてはかくの如き議論ある場合に、この議論をそのまゝと爲し置くことは、憲法上妥當を缺くところあるものとして、これを一掃するために今回の如き宣言を附したり

と述べ、江木氏は『これ明かに政府が憲法違反なることを認めたるものとして我意を得たり』と釘を刺し、十八日第二回の委員會に於て、各委員意見を陳述せる後、宣言案を正式の留保と解し、不戰條約を可決せり。かくて委員會報告書は廿二日午後閣僚、顧問官に配布され、二十六日天皇陛下御親臨の下に本會議開かれ、論議數時間の後、午後二時半可決確定す。

【內田伯辭任】二十六日樞府本會議にて解釋宣言附不戰條約可決を見たるも、樞府の意嚮が之を違憲なりと解し、留保なりと認むる以上、假令政府の訓令に基いて調印したりと雖も、全權としての責任上默視し難しとて、內田伯は本會議にて所信を披瀝したる後、直に樞府事務所にて倉富議長と會見し、顧問官の辭表を提出したり。之が爲め政府の進退は當然問題視され、田中首相、小川鐵相等は頻りに慰留に盡したるも辭意堅く、かくて滿洲某重大事件にて田中內閣瓦解し、濱口新內閣成立して間もなく內田伯の辭表は執奏せられたり。

政局急轉

【田中內閣瓦解】不戰條約を解決して辛くも危機を脫せる政府は、第二の難關たる滿洲某重大事件を解決し、之と前後して一擧に內閣改造を斷行せんと企圖せり。然るに貴族院豫算第四分科の有志一條實孝、大井成元、江木翼の諸氏は、先に議會に於ける陸相・首相の言明を楯に滿洲某重大事件調查結果の發表を迫り、政府はその發表を約したるが、該事件について西園寺公は夙に事件の責任者を嚴正に處罰すべき意見を抱き居り、田中首相も公に責任者處罰を傳へ、事件に關する上奏の節も、その旨を伏奏したる趣にて、白川陸相亦當初は首相の意に從ひ、事件發表と同時に、責任者を處罰するの考へなりしも、其後上原元帥等の元帥府の巨頭、並に鈴木侍從長等は、政府發表の內容を檢して事件そのものゝ原因に日本軍人の關係なきのみか、日本人全く無關係と稱せらるに拘はらず、いやしくも責任が軍司令官に及ぶ如きは、國軍の威信に關する重大事にして、然も時の政府が政略的に軍司令官を處罰する如きは惡例を遺するものなりとて猛烈反對を唱へ、遂に牧野內府をうごかし、內府侍從長、內府西公の會談、西公侍從長の會見となりて六月二十五、六日より、暗澹たる空氣低迷し、殊に白川陸相が二十八日午前十一時參內して滿洲事件の經過と、警備上の責任者の處罰に關し上奏するや、前日首相の上奏との間に相違ありとも傳へられ、形勢險惡となり、鈴木侍從長、牧野內府は、司令官の處分は當然陸相の責任に屬すとの意見を述べ、こゝに政府は進退兩難に陷る。偶々首相は改造を一擧に決行するため、二十八日閣僚の辭表を取りまとめ、さて翌日は首相自ら床次氏を訪問して入閣の應諾を求め、一日を期して內閣改造の業を完成する企てなりしも、滿洲某重大事件の責任者處罰に關する內府、侍從長、元帥府の意嚮が、田中內閣總辭職も止むなしとの見地より、前述の如き强硬なる態度を示し來りたる爲め、田中首相も今は投げ出しの外なしとあきらめ、各閣僚を個別的に招いて改造中止、總辭職の止むなきを傳へたり。小川鐵相、久原遞相、山本農相等はこの時尙ほ一縷の望みを前途に繫ぎ、二十九日、三相次いで西公を訪ひ、政局打開の後圖を建言せるも反應なく、かくて七月一日正式に臨時閣議を開きて總辭職を決定し、二日田中首相參內、闕下に辭表を捧呈するに至りぬ。田中內閣施政二年餘、何等の治績なく無慘の瓦解を遂げたり。

【濱口新內閣成る】田中內閣は總辭職を二十八日に決しながら、二日辭表捧呈に至るまで其間五日を空費せるため、この間に(一)政、新聯合による床次內閣、(二)政、新兩派支持の平沼內閣、(三)政、新援助の齋藤內閣など、例の中間內閣運動猛烈を極めたるも、輿論は民政黨總裁濱口雄幸氏への大命降下を期待するに一致したり。二日午前十時田中首相參內辭表を捧呈するや、天皇陛下には卽刻牧野內府を召され、次いで鈴木侍從長は駿河台の西園寺公邸に差遣はさる。西園寺公は勅使の後を追うて午前十一時十五分參內拜謁仰付けられ、卽時濱口民政黨總裁を後繼內閣首班に奏薦す。その結果大命は直ちに濱口氏に降り、濱口氏は午後一時半參內組閣の大命を拜し、歸途山本(達)男、若槻氏等を歷訪して、組閣の方針を述べ、歸邸直ちに閣僚の詮衡に着手し、午後六時閣員名簿を捧呈、同九時宮中鳳凰の間にて親任式を擧行さる。蓋し夜中の親任式は、震災直後の山本內閣が、赤坂御所の芝生にて夜中親任式を擧げたる以外には、未だ嘗てその例を見ず、又大命降下後四時間弱にして閣員名簿を調へたるは、濱口氏に於て初めて見るの記錄なりとす。(閣員顏觸『行政官廳』の部參照)

【政、新兩派合同】前議會以來提携せる政新兩派は、議會後に入りて益々濃厚を加へ、田中內閣の改造に際して新黨の床次竹二郎氏は、殆んど內務大臣として入閣するに內定し、クラブの一部には政務官の割込みを企つるものさへありたりき。然るに滿洲某重大事件にて改造頓挫し、總辭職の止むなきに至るや、床次氏一派の失望甚だしく、政友會と策應して頻に民政黨への政權阻止に狂奔し、或は元老、內府を訪うて、床次氏に政權來らば、政友會は全黨擧つて援助する旨を傳へ、或は世間に共事を公表して政局の安定この外になしと宣傳したり。然るに大命は民政黨總裁濱口雄幸氏に降りしため、新黨の前途全く谷まると共に、急遽田中、床次兩氏の會見となり、五日政友會、新黨クラブは何れも議員總會を開いて合同を決議し、六日三緣亭にて政、新合同祝賀懇親會を開くに至れり。かくて大正十三年以來政界を放浪せる床次氏は、六年目にて政友會に復歸し、同時に政友會は再び二百四十五の絕對多數を擁する大集團を實現する事となれり。

濱口內閣の政綱

濱口內閣は親任式翌日の初閣議に於いて直ちに政綱の協議を開始し、先づ新內閣のかゝぐべき政綱は政黨內閣の本義に立脚し、飽く迄も在野時代の主義政策に忠實なるべきこととの根本方針を決したる後、(一)外交政策特に對支外交の基調を闡明すること、(一)前內閣の編成せる四年度豫算は之を改訂して實行豫算を編成すること、(一)行政財政の徹底的整理緊縮を行ふと共に、實行豫算に於ても大節約を爲すこと、(一)金解禁問題を中心とする財界對策を確立すること、(一)綱紀肅正、思想善導の根本方針を確立すること等の條項を骨子として之を起草すべき旨の申合せを爲し、爾來數次の閣議を經て左記聲明書を決定、七月九日特に上奏御裁可を得たる後、直に濱口首相の名を以て天下に發表せり。之より先、政府は同月五日の閣議に於て、金解禁を目標とする徹底的緊縮政策を決定し、別項記載(財政の部參照)の如く前內閣の財政々策を根本的に覆せる財政方針を發表せり。

茲に內閣成立の初に方り、政府が之より實行せむとする當面の政綱を聲明す。現內閣施政の方針は、立憲民政黨が累次發表したる綱領政策等を綜合したるものなり。唯事を行ふ自から緩急あり、今茲に其の最も緊急を要すと認むる諸點を明にし、之れが實現を期す。

【政治の公明】政治の公明は立憲政治の根本要件たり。政道曖昧にして百弊此に生ず。政治をして國民思想の最高標的たらしむるに於ては、政治上幾多の弊竇は自ら一掃せらるべきなり。政府は專ら政治の公明を旨とし、政治の基調を向上せしめ、以て憲政の皇張を期せむとす。

【民心の作興】輓近世相の變遷に伴ひ、民心漸く輕佻放縱に流れ、思想動もすれば中正を失する者を生ずるに至れるは、深憂に勝へざる所なり。政府は益々國體觀念の涵養に留意して、國民精神の作興に力め、經濟政策の確立と相俟つて時弊の匡救に努め、民心の一新を圖らんとす。

【綱紀の肅正】近時綱紀の弛緩漸く甚しきものあり、爲めに國民思想上不良の影響を及ぼすは蓋し已むべからざる所なり。今に於て嚴に綱紀を肅正するにあらずむば、民風の頹廢遂に濟ふべからざるに到らむとす。政府は深く自ら警めて官紀を嚴肅にし、敢て犯すなからむことを期す。苟くも犯す者あるに於ては毫も假藉する所なく其の非違を匡し、以て風敎の振作人心の緊張に資せむとす。

【日支外交】日支の國交を刷新して善隣の誼を敦くするは、刻下の一大急務に屬す。所謂不平等條約の改廢に關し、我が國の支那に對する友好的協力の方針は、曩に關稅特別會議並に治外法權委員會の開かるゝに當り、如實に證明せられたる所にして、政府は爾來支那に於ける時局の進展に徵し、益々同一方針を貫徹するの必要を認む。凡そ兩國間の案件に付ては、双方共に自他の特殊なる立場を理解して同情的考量を加へ、以て中正公平なる調和點を求めざるべからず。徒らに局部的の利害に跼蹐するは大局を保全する所以に非ず。輕々しく兵を動かすは固より國威を發揚する所以に非ず。政府の求むる所は共存共榮に在り。殊に兩國の經濟關係に至りては、自由無礙の發展を期せざるべからず。我國は支那の何れの地方に於ても、一切の侵略政策を排斥するのみならず、更に進んで其の國民的宿望の達成に友好的協力を與ふるの覺悟を有すと雖、我國の生存又は繁榮に缺くべからざる正當緊切なる權益を保持するは、政府當然の職責に屬す。支那國民亦能く之を諒とすべきことを信ず。帝國と列國との親交を增進し、併せて相互通商及企業の振興を圖るは、政府の重きを置く所なり。政治關係の見地に偏して經濟關係の考察を輕んずるは深く戒めざるべからず。我國際貸借の趨勢を改善するは、主として通商及海外企業の平和的發達に待つ。之れと同時に今日帝國の列國間に於ける地位に顧み、進んで國際聯盟の活動に協戮し、以て世界の平和と人類の福祉とに貢獻するは、我國崇高なる使命に屬す。政府は國際聯盟を重視し其目的の遂行に鋭意努力せむことを期す。

【軍備の縮小】軍備縮小問題に至りては、今や列國共に斷乎たる決意を以て國際協定の成立を促進せざるべからず。其目的とする所は單に軍備の制限に止まらず、更に進んで其の實質的縮小を期するに在り。本問題に對する帝國の眞摯なる態度は、旣に屢々表明せられたる所なり。本件協定の企圖は從來累次の難關に逢着せりと雖、世論の要求益々熾烈にして、實行の機運亦漸く熟するの狀あり。此際列國何れも卒直に各國の國情を參酌し、等しく國家の安全を期するの精神を基調とし、交讓妥協の誠意を以て事に當らば、此世界的大事業の完成決して難事に非ざるべきを信ず。

【財政の緊縮】戰時好景氣時代に馴致せられたる浮華の弊風は、經濟的反動及大震火災

に遭遇するも、多く減退する所なく、近時却て甚しきを加ふるが如し。社會の指導的地位にある者宜しく率先して勤儉力行、以て一世を警醒するの覺悟あることを要す。卽ち政府自から中央地方の財政に對し一大整理緊縮を斷行し、依て以て親く財界の整理と國民の消費節約とを促進せむとす。財政の整理を實現するに當り、陸海軍の經費に關しても國防に支障を來さざる範圍に於て、大に整理節約の途を講ずる所あらむとす。斯の如きは實に國民經濟の根抵を培ふ所以なるのみならず、又以て國家財政の基礎を鞏固にし、他日大に伸びんとするの素地を作る所以なり。若し夫れ整理緊縮の全豹に至りては、昭和五年度豫算編成に於て之が實現を期すべしと雖、現行年度に於ても亦極力之が實現を期すべし。

【國債の整理】我國債の總額は世界の大戰開始以來非常の勢を以て增加し、今や六十億の巨額を算す。而かも、現在の財政計畫に於ては、其增加は殆んど止まる所を知らず、爲に財政の基礎を薄弱ならしめ、財界の安定を脅威し、公債の信用を毀損すること實に甚しきものあり。依て政府は昭和五年度以降一般會計に於ては新規募債を打切るべく、特別會計に於ても其の年額を既定募債計畫の半額以內に止めむことを期す。又國債償還の步合は之れを增加するの方針を執り、獨逸國より受領する賠償金は之れを國債償還に充當するの方針を樹つべし。斯くの如くにして國債の總額は昭和四年度末現在額より增加せざることを期し、更に進んで其の總額を遞減することに努むべし。但し法律上の義務に屬する既定の交付公債及借換差增等は前述の限りに在らず。地方債に至りても又國債に準じ、極力之れが抑制を斷行せんとす。上述せる所昭和五年度以降のことに係ると雖、現行年度に於ても亦實行豫算の編成と相俟つて、出來得る限り募債額の低減に努むべきは言を須ゐざる所なり。

【金輸出解禁】金輸出の解禁は國家財政及び民間經濟の建直しを爲す上に於て絕對必要なる基本的要件たり。而かも之れが實現は甚しく遷延を容さず。上述財政經濟に關する諸項は、啻に我財政經濟を匡救する上に於て必要なるのみならず、金解禁を斷行する上に於いて必要缺くべからざるの要件たり。政府は斯の如く諸般の準備を整へ、近き將來に於て金解禁を斷行せむことを期す。是れ卽ち我財界を安定し、其發展を致す唯一無二の方途なるを信ず。

【社會政策確立】社會政策の確立、國際貸借の改善、關稅の改正は共に現下緊要の時務に屬す。政府は各事項別に學識經驗ある少數の委員會を設け、其調查審議を託する所あらんとす。而して其の調查は何れも六ヶ月を超えざる期間內に之れを完了せしめむことを期す。

【敎育の更新】敎育機能の更新、社會政策的見地に基く中央地方稅制の整理、財政の緩急を圖りて實行すべき義務敎育費の增額、農漁山村經濟の改善、金融制度の改善、殊に中小農工商に對する金融機能の整備等、自餘諸多の政策に至りては、機に臨み事に應じ、更に聲明實行する所あるべし。

今や時局內外の情形頗る重大なるの秋、幸に擧國の協力に依賴し、此の難局を打開し、以て宏謨を翼賛せむことを期す。●

濱口內閣成立以後

【卽時解散要求と政府】田中內閣崩壞の結果政權少數黨の手に歸したるに就ては、憲政の常道に則り、濱口內閣は卽時議會を解散して信を國民に問ふべしとの論、政界の一角に唱道され、與黨內に在りても選擧の驅引上之に贊するもの少からず、卽ち田中內閣不評の後を承けて、國民的好感の潮時に乘じたる今こそ絕好の機會たり、且つ政府の緊縮政策は地方民の喜こばざるところにして、しかも失業者續出の憂ふべき事態も豫想され、斯る事情の下に於て悠々通常議會を待つは得策にあらず、寧ろ政敵の陣容混亂せる今の場合、一擧に奇勝を博するの策を探るに若かずとて頻りに政府の決意を促す所ありたるが、政府としては衆議院を解散するが爲め議會を召集するは憲政上疑義あるのみならず、議會を召集せずして衆議院を解散することも法令上疑はしく、內に在りては選擧準備も整はず、旁ら定石通り通常議會を待つて雌雄を決するの外なしといふに歸決し、其のまゝとなれり。

【第一控室有志聲明】第一控室所屬の非政友議員尾崎、大竹、中西、久野、椎尾、山崎小山、鶴見諸氏は、濱口內閣成立の直後、卽ち七月八日衆議院內に會合、時局に關し意見交換の結果、左記聲明書並に主張を發表し、追つて非政友新團體組織の目論見なりといふ。

聲明書

一、吾人は既成兩大政黨の外に立ち、穩健中正なる輿論を代表し、政爭の背棘に亘るを防止し、國策遂行の圓滑ならん事を期す。

二、吾人は現內閣の聲明せる財政緊縮、外交刷新、綱紀革正は之を肯定し、輿論の統一を援けて之が貫徹を圖るべし。特に左記各項を要望す。

主張

一、政府は萬障を排除して財政の根本的緊縮を斷行すべし。

二、政府は列强との國際協調を圖り、公明なる主義に依り、對支問題解決の基礎となすべし。

三、政府は階級間の衝突を緩和するため社會政策を徹底的に實行し、租稅制度を改革すべし。

四、政府は事務官の位置を安固ならしむる爲め、急速に保障方法を確立すべし。

五、政府は思想取締に關する嚴刑酷罰主義を避け、思想動搖の根源を除去することを努むべし。

【小會派の集散運動】床次竹次郞氏の新黨は政友會と合同し、田中善立氏一派の憲政一新會は解散するなど、小會派は漸次立消えの運命をたどり、殘る革新黨、國民同志會明政會、小寺派などの去就も問題となり來りたるが、革新黨の大竹貫一、明政會の鶴見祐輔、無所屬の尾崎行雄氏等は、既に別記の如く濱口內閣成立の直後民政黨內閣支持を闡明に現せる共同聲明を發表して其の態度を明白にしたるに對し、小寺謙吉、太田信次郞、河野正義諸氏と田中善立氏一派および無所屬の堤淸六、增野禮助氏等は反民政的態度を持して種々策動し、その間小泉策太郞氏は解散回避を目的とする第三黨組織の意圖あるやに傳へられ、政治季節の近くに從ひ小會派を中心として種々の運動起らんとする模樣なり。

【憲政一新會解散】憲政一新會は政變以來去就に迷ひ、屢々會合を開き協議を重ねたる結果、遂に解散の外なきに至り、八月二十七日永田町事務所に代議士會を開き、田中氏を始め鬼丸、田崎、藤原、三宅の諸代議士出席、田中氏より其間の事情を說明し、解散宣告を提示して贊成を求め、所屬代議士之を承認し解散となれり。尙ほ前記諸氏は當分純無所屬に籍を置き、暫く政界の進行を觀望する筈なり。

【實行豫算疑義】濱口內閣が實行豫算を編成して、政友會の政策を蹂躪せるに對し、政友會側に在りては議會無視の暴擧なりと非難しつゝあり、折柄淸瀨副議長は非公式に各派交涉委員を招致して政府に實行豫算の內示を求めたる結果、政府は之を容れて九月上旬貴衆兩院代表者を招きて實行豫算說明會を開く事となりたるが、實行豫算編成に對する政府の憲法上の解釋は『議會が豫算を承認したるは、其經費支出の限度にありて事業の程度に命令するものに非ず、故に政府の責任に於てその事業の縮小に伴ふ豫算の緊縮を行ふことは、認められたる本豫算の範圍內に於てその施行をなすものにして、議會の協贊を要するものに非ず。ただ議會の協贊を經たる豫算を削除したるに對しては、政治論として議論の餘地あるも、これとて大正二年(山本內閣)、大正十二年(山本內閣)、大正十三年(三派內閣)には、今回の如き實行豫算を作成したる實例あり、而して大正十三年の加藤(高)內閣、卽ち三派內閣の時は政友會も與黨として實行豫算に贊成し居れるものにて、何等問題に非ず』と解し居れり。

無產黨の動靜

無產政黨の戰線統一運動は、結局左右兩翼の對立となり、大體に於て前者は舊勞農系、後者は社會民衆黨を中心として夫々兩翼の結成に入り、而して中間諸派は漸次兩翼の何れかに整理せらるべき運命に在るがごとく、しかも其の行路は決して坦々たらず、三年末期舊勞農黨幹部派の結社禁止以來左[illegible]の如き動搖を見たり。

【舊勞農派の結社禁止】舊勞農黨の幹部派は三年九月既報聲明書發表以來、合法的大衆黨結成の方針の下に新黨準備會を組織し、戰線統一の問題に就ては「當面可能性最も大なる日勞黨との合同實現に努め、且つ無產大衆黨其他諸政黨の全階級戰線統一への參加の爲に努め、他黨大衆との共同鬪爭の展開に益々邁進すること」に決定、十二月二十二日より本所公會堂に於て結黨大會を催し、全國代議員三百餘名出席、諸般の議事を進めたるが、其の三日目たる二十四日に至るや、臨場警官に依りて突如集會解散を命ぜられ、同時に內務大臣より結社禁止の嚴命に接せり。

【日本大衆黨成る】三年七月舊勞農黨の非幹部派を以て組織せられたる無產大衆黨は、既に成立當時より日勞黨への合同に進むものと解せられたるが、十二月に入るや、兩黨の合同談頓に進捗し、之と共に從來農民は農民への信條を持して斯界の最右翼に依れる日本農民黨もまた年來の主張を捨てゝ日勞黨への合同を持込み、折柄九州民憲黨及び中部民衆黨よりも同樣の申込ありて、玆に中間五黨の合同成立し、十二月二十日之が結黨を爲すに當りて更に信州大衆黨及嶋根自由民衆黨の二黨を加へたる七黨の合同成立し、玆に日本大衆黨の成立を見るに至れり。かくて本黨は「更に殘されたる爾餘の無產政黨をも含めたる全合同に依る單一無產黨の實現を期しつゝ、之が促進の拍車たらんとす」といへるも、舊日本農民組合と無產大衆黨とは、其指導精神に於て相當隔りあるのみならず、舊日勞黨の內部それ自身相反する二大潮流の交錯なるを以て忽ち內訌を來し、結黨半歲ならずして別項記すが如き分裂沙汰を見るに至れり。

【勞農大衆黨成る】結社禁止となれる新黨準備會の幹部は、爾來反合法的大衆主義の方針に依り潜行運動を開始せるものと認められつゝあるが、之れより先、同派所屬代議士水谷長三郞氏は、舊勞農黨の地盤を維持し、旁々現下の社會情勢に適應せる合法的極左大衆黨の組織を思立ち、一月八日京都奈良兩縣同志と共に舊準備會本部と絕緣、越えて同十七日京都自宅に於て勞農大衆黨の旗揚げを爲し、全國の友誼團體に宣言及政策を發送せり。

【合同運動と社民黨】社會民衆黨は十月末の全國支部長及び中央委員會合同會議に於いて、敢然大右翼結成の促進に努むべきの申合を爲し、其の結果十二月開會の年次大會に『我黨は反共產的政黨の積極的合同を促進す』なる決議案の提出を見、之には關西側代議員より「共產黨的政黨」の意義に異論を唱へ、日勞中心の中間合同に參加すべしとの反對說起りたるも、結局「第三インターナショナル直系の政黨並に修正レニン主義を奉ずる政黨は凡て共產黨的政黨」と認むとの見解の下に中間合同への參加を排し、絕對多數を以て決議案を可決せり。而して反共產黨的政黨合同促進に關する方針は一切中央委員會に一任する事に決定、中央委員會は姑く中間合同の成行を觀望する事と爲せり。

【大衆黨分裂】日本大衆黨は創立間もなく內紛を惹起し、五月に至るや、舊日農黨系の全日本農民組合は大衆黨を脫退して大右翼結成に進む事に決定、社會民衆黨に對し其の日本農民組合總同盟に合同を申入れたる處、社民黨は脫退組の幹部中に不良分子ありとして拒絕し、一方大衆黨側は舊日農黨系の脫退に對し、之を黨內攪亂者と認め、脫退組の首腦平野、中澤兩氏の外、舊無產大衆黨の鈴木、黑田、猪俣の三氏をも除名處分に附し、兩翼を除去して黨の廓淸を決行せり。玆に於て舊無產大衆黨系亦分裂反對統一戰線同盟を組織し、自黨勢力の擴張に努めたる所、大衆黨はまた之を攪亂運動と認め、責任者として大道、泉、岡田、小堀、丹下、福島、原田、波多野、稻村、武田の十氏を除名し、舊日勞黨系を中心に黨內の結束を計りたるに對し、分裂反對同盟は、堺利彥氏を委員長として被除名者の除名取消を要求して讓らず、其の結果又もや堺、安部、栗林、中西の四氏は大衆黨より除名せらるゝに至れり。斯くて日本大衆黨は四分五裂し、形勢は再び大衆黨結成前の多數黨對立にかへりたるが、舊無產大衆黨系は舊勞農系の一部と提携し、全國的に地方無產黨と合同を策し、最右翼政黨を組織せんとする形勢なり。

【大山一派の新計畫】舊勞農派の大山氏一派は潰滅せる左翼戰線の樹直しに付豫て苦心し居たるが、八月八日に至り共產黨の指導を離れて合法的左翼政黨結成の決意の下に大山、細迫、上村三氏の名を以て新勞農黨樹立の提案を發表し、大衆黨分裂騷ぎの中に一大巨彈を放てり。三氏の提議せる新勞農黨の性質任務及び組織形態に關する根本諸原則左の如し。

一、勞働者、農民、無產市民其他一切の被壓迫民衆の利害を不斷に、强力に、現實的に、效果的に擁護伸張する爲め、大衆的日常鬪爭主義を全活動の基礎とする事。

一、斯くて個々の場面に於ける鬪爭を政治的要求に、その必然的聯關に於て結び附け、全鬪爭を政治的自由獲得に集中統一して强力に展開すること。

一、他方かゝる場面に卽して戰鬪的戰線統一を決定的に實現すること。

一、以上の目的遂行の爲め、完全なる黨內デモクラシーの基礎の上に獨自の指導部を持つところの恒常的政治的組織を確立し、合法的左翼政黨として公然の舞臺に於ける活動に進出すること。

行政官廳

內閣

內閣は國務大臣を以て組織され、總理大臣これに首班として機務を奏宣し、旨を承けて行政各部の統一を保持す。閣議に附せらるべき事項は、(一)法律案及び豫算、決算案、(二)外國條約及び重要なる國際條件、(三)官制又は規則及法律施行に係る勅令、(四)諸省間主管權限の爭議、(五)天皇より下附せられ、又は帝國議會より送致された人民の請願、(六)豫算外の支出、(七)勅任官及地方長官の任官及び進退等にして、各省主任の事務と雖も、高等行政に關係し事態の稍重きものは亦總て之に附議さる。事の軍機軍令に依り奏上するものは、天皇の旨に依り之を內閣に下附せらるゝの件を除く外、陸軍大臣、海軍大臣より內閣總理大臣に報告せしめらる。各省大臣の外、特旨に依り國務大臣として內閣員に列せしめらるゝことあり。

內閣所屬部局―內閣には官房及び恩給、統計、印刷の三局を置き、書記官長及び各局長を置く。(一)書記官長は總理大臣を佐け機密文書を管掌し、內閣の庶務を統理し、所部の職員を監督し、判任官以下の進退を專行し、(二)各局長は總理大臣の命を承け局務を掌理す。

法制局(和田倉門內)―內閣に隸し、總理大臣の命に依り法律命令案を起草し、之が制定、廢止、改正に付意見を具申し、各省大臣より閣議に提出する法律命令案を審査し意見を具へ、又は修正を加へて、內閣に上申するの任に當る。

賞勳局(內櫻田門內)―內閣に隸し、勳位、勳章及年金、記章、褒章、其他賞件に關する事務を掌る。

資源局―總理大臣の管理に屬し、(一)人的及び物的資源の統制、運用計畫に關する事項の統轄の事務、(二)前號の計畫の設定及び遂行に必要なる調査及び施設に關する事項の統轄の事務、(三)前二號の統轄の爲に必要なる事項の執行の事務を掌る。

【資源調査法】第五十六議會の協贊を經て、四年四月資源調査法公布さる。全文左の如し。

第一條　政府は人的及物的資源の調査の爲必要あるときは個人又は法人に對し之に關する報告又は實地申告を命ずることを得

前項の資源調査の範圍、方法其の他必要なる事項は命令を以て之を定む

第二條　當該官吏又は吏員は人的及物的資源の統制運用計畫の設定及遂行に必要なる資源調査の爲必要なる場所に立入り、檢査を爲し、調査資料の提供を求め又は關係者に對し質問を爲すことを得此の場合には其の證票を携帶すべし

第三條　工業的發明に係り其の他殊特なる業務上の秘密に屬する事項又は設備にして命令に定むるものに付ては第一條の報告若は實地申告を命じ又は前條の規定に依り檢査を爲し、調査資料の提供を求め若は關係者に對し質問を爲すことを得ず

第四條　第一條の規定に依り報告又は實地申告を命ぜられたる者營業に關し成年者と同一の能力を有せざる未成年者若は禁治產者なる場合又は法人なる場合には其の法定代理人又は理事、業務を執行する社員、會社を代表する社員、取締役、業務擔當社員其の他法令の規定に依り法人を代表する者に於て報告又は實地申告を爲すの業務を有す

第五條　第一條の規定に依り命ぜられたる報告若は實地申告を爲さず又は虛僞の報告若は實地申告を爲したる者は二百圓以下の罰金に處す

第六條　第二條の規定に依る當該官吏又は吏員の職務執行を拒み、妨げ若は忌避し、調査資料の提供を爲さず若は虛僞の調査資料を提供し又は質問に對し虛僞の陳述を爲したる者は五百圓以下の罰金に處す

第七條　當該官吏若は吏員又は其の職に在りたる者本法に依る職務執行に關し知得したる個人又は法人の業務上の秘密を漏洩し又は竊用したるときは二年以下の懲役又は二千圓以下の罰金に處す當該官吏又は吏員第三條の規定に違反したるとき亦同じ

職務上前項の秘密を知得したる他の公務員又は公務員たりし者其の秘密を漏洩し又は竊用したるとき罰前項に同じ

附　則

本法施行の期日は勅令を以て之を定む

【資源審査會】內閣直屬の諮詢機關にして、總理大臣總裁の下に副總裁二人、委員三十五人以內を以て組織され、資源局長官之に幹事たり。昭和二年七月創設以來今日まで(一)資源調査の一般方針、(二)資源調査法(三)資源動員法、(四)我國總資源の統制運用計畫の遂行達成上適當なる資源保育の施設に關する一般方針の四諮詢案を答申す。

【法制審議會復活】大正九年內閣に設置せられたる臨時法制審議會は、既に昭和三年四月廢止に決し、平沼、花井正副總裁以下各委員に論功行賞まで行はれたるが、其後商法の改正、其他重要法律の改正案を審議する必要を生じたる爲め、四年五月新に法制審議會官制公布され、正副總裁及び委員(三十名以內、必要ある時は臨時委員を置く)の任命を見たり。委員の顏觸は相當入替となりたるも、正副總裁は依然平沼、花井兩氏之に任ぜられたり。

【行政制度審議會廢止】內閣更迭の結果、同審査議會は四年七月一日廢止となれり。

【新設三審議會】濱口內閣は其發明政綱實施に資せんが爲め、四年七月、存續期間を各六ケ月とせる內閣直屬の三審議會(卽ち社會政策、關稅、國際貸借の三審議會)を設置し、內閣總理大臣監督の下に其の諮問に應じ夫々當該重要事項を調査審議せしむる事とし、不取敢左記事項を諮問せり。三審議會何れも會長(總理大臣)及び委員十五人(關係大臣、兩院議員、學者及び實際家)を以て組織し、特別事項の調査審議には臨時委員を任命する事とせり。

一、社會政策　(一)國家經濟界の狀況に鑑み、失業者救濟の爲め施設すべき事項如何。(二)現下の社會狀態に鑑み、勞働組合法の制定に關する其の會の意見を諮ふ(三)小作問題の對策として速かに實施を要すと認むる事項如何

二、國際貸借　本邦國際貸借改善の具體的方策如何

三、關稅改正　(一)我國現行關稅率中には徒らに過當なる保護を持續し、又は既に其の必要を失ひたるに拘らず、尙ほ之を改訂せざるものなきや、之に對する改正の方針如何、(二)諮問第二號、金輸出解禁に際し關稅政策上考慮すべき事項如何

各省通則

各省官制通則大要左の如し。

大臣―各省大臣は主任の事務につき其責に任ずると同時に、國務大臣として天皇輔弼の責に任ず。

政務次官―各省一人。大臣を佐け、政務を參畫し、帝國議會との交涉事項を掌理す。

事務次官―各省一人。省務を整理し、各局部の事務を監督す。

參與官―各省一人。大臣の命を承け、帝國議會との交涉事項、其他の政務に參與す。

局長―各省とも省務を分掌する爲め若干の局を設け、各局に局長一人を置く。局長は大臣の命を承け、其主務を掌理し、局中各課の事務を指揮監督す。

秘書官―大臣の命を承け、機密事務を掌る。

書記官―大臣の命を承け、大臣官房の事務を掌り、又は各局の事務を助く。

其他の吏員―以上の外、各省には屬を置き上官の指揮を受け、庶務に從事せしむ。其他各省は必要に從ひ特別の職員を置くを許さる。

勅任官職―以上の內、大臣は親任にして、政務次官、次官、參與官、局長を勅任とす。秘書官、書記官は奏任、屬は判任たり。特別職員中に亦往々勅任官を有す。

各省組織

外務省(麴町區霞ヶ關二丁目)―亞細亞、歐米、通商、條約の四局に分たる。外に情報部及び文化事業部の設けあり。

內務省(麴町區大手町一丁目)―神社、地方、警保、土木、衞生の五局に分たる。外局に社會局、中央職業紹介事務局及復興局あり。

大藏省(麴町區大手町一丁目)―主計、主稅、理財、銀行の四局に分たれ、外に預金部を置く。外局に營繕管財局、造幣局及專賣局あり。

陸軍省(麴町區永田町一丁目)―人事、軍務、整備、兵器、經理、醫務、法務の七局に分たる。

海軍省(麴町區霞ヶ關二丁目)―軍務、人事、教育、軍需、醫務、經理、建築、法務の八局に分たる。

司法省(麴町區西日比谷町)―民事、刑事、行刑の三局に分たる。

文部省(麴町區大手町一丁目)―專門學務、普通學務、實業學務、社會教育、圖書、宗教の六局及び學生部に分たる。

農林省(麴町區大手町一丁目)―農務、山林、水產、畜產、蠶絲の五局に分たる。

商工省(京橋區木挽町十丁目)―商務、工務、鑛山の三局に分たれ、別に中央度量衡檢定所、地質調査所及び保險部の設けあり。外局に特許局、製鐵所等あり。

遞信省(麴町區大手町二丁目)―郵務、電務、工務、電氣、管船、航空、經理の七局に分たる。

鐵道省(麴町區大手町一丁目)―監督、運輸、建設、工務、工作、電氣、經理の七局に分たる

拓務省(麴町區西日比谷町)―朝鮮部及び管理、殖產、拓務の三局に分たる。

文官任用

官吏には親任官、勅任官、奏任官、判任官の別あり、前三者を通じて又高等文官と稱す。高等文官は親任を除くの外九等に別たれ、一等及び二等を勅任とし、他を奏任とす。判任官は四等に別たる。親任式を以て任ぜらるゝ官、及び特別の規定あるものを除くの外、其各官に任ぜらるゝには左の資格を具ふるを要す。初めて高等文官に任ぜらるゝものゝ官等は、特別の規定あるものゝ外、六等以下に制限さる。判任官には何等の制限なし。

勅任文官―は(一)一般奏任官たるの資格を有するものにして、一年以上勅任文官の職にありたるもの、又は奏任文官として、二年以上高等官三等の職にありたるものより任用さる。(二)一般奏任文官たる資格を有せざるも、二年以上勅任文官の職にありたるもの、又は奏任官として、二年以上高等官三等の職にありたるものは、高等試驗委員の銓衡を經て之に任用さるゝを得。(三)陸海軍將官は、各其部內の勅任文官に任用さるゝを得。

【勅任待遇】高級の奏任文官にして、引續き五年以上高等官三等に在職し、功績顯著なる者は、特に勅任官の待遇と爲すことを得しめらる。

奏任文官―たるを得るものは、(一)高等試驗行政科試驗に合格したるもの、(二)高等試驗外交科試驗に合格し、二年以上外交官又は領事官の職にありたるもの、(三)二年以上判事又は檢事の職にありたる者、(四)裁判所構成法に依り判事、檢事又は司法官試補たる資格を有し、二年以上陸、海軍法務官、朝鮮總督府若しくは南洋廳の判事若しくは檢事、又は臺灣總督府法院、若しくは關東廳法院の判官、若しくは檢察官の職にありたるもの、其何れかの資格を有するものなるを要し、二年以上奏任教官の職にありたる者は、文部々內の奏任文官に限り任用さるゝを得。

【奏任待遇】判任文官にして、引續き五年以上一級俸を受けて在職し、事務練熟、優等なるものは、特に奏任官の待遇と爲すを得しめらる。

判任文官―たるには、(一)中學校又は文部大臣に於て之と同等以上と認めたる學校を卒業したるもの、(二)高等試驗豫備試驗を受くることを得るもの、(三)專門學校令に準據し、法律學、政治學、行政學又は經濟學を教授する學校に於て三年の課程を履修し、卒業したるもの、(四)普通試驗に合格したるもの、(五)高等試驗に合格したるもの、(六)二年以上文官の職にありたるもの、(七)四年以上雇員たるもの、其何れかの資格を具ふるを要す。

特別任用

別掲資格の有無に拘らず、任用さるゝを得る高等官の官職左の如し。

自由任用―內閣書記官長、法制局長官、各省政務次官、各省參與官、內務省警保局長、警視總監、貴衆兩議院書記官長及び秘書官等は、何等資格を問はず自由に任用され、且つ初敍又は再任の場合に於ける官等の制限を受くることなし。

銓衡任用―次に(一)製鐵所長官、復興局長官、海外駐剳財務官、專賣局長官、內閣印刷局長、造幣局長、專賣局部長、千住製絨所長、臺灣總督府專賣局長(何れも勅任文官)は其の職務に必要なる學識、技能及び經驗を有するもの、(二)外務事務官、外務省參視、土木事務官、復興局事務官、都市計畫地方委員會事務官、職業紹介事務局事務官、廢兵院事務官、[illegible]主事、主稅局事務官、專賣局副參事、營繕管財局事務官、稅務監督局事務官、司稅官、關稅官、陸軍事務官、陸軍監獄長、海軍事務官、海軍監獄長、司法事務官、裁判所書記長、供託局事務官、典獄、典獄補、航空研究所事務官、農林事務官、產業組合事

務官、營林局山林事務官、營林署山林事務官、度量衡事務官、製鐵所副參事、遞信省事務官、貯金局事務官、簡易保險局事務官、遞信局事務官、通信事務官、鐵道省事務官、鐵道局副參事、拓務理事官、朝鮮總督府土木事務官、同山林事務官、同醫院事務官、同道警視、同遞信副事務官、同鐵道局副參事、同專賣局副事務官、同營林署山林事務官、同稅關監稅官、同裁判所書記長、同典獄、同典獄補、同濟生院主事、同林野調査委員會副事務官、同道理事官、同道立醫院事務官、同府尹、同府理事官、同郡守、同島司、臺灣總督府典獄、同典獄補、同中央研究所事務官、同專賣局副參事、同法院書記長、同交通局副參事、同廳長、同地方理事官、同土木事務官、同地方警視、關東廳理事官、同警視、同典獄、同典獄補、同遞信副事務官、同專賣局理事長、樺太廳事務官、同鐵道事務官、同通信事務官、同支廳長、同警視、南洋廳事務官、同警視、貴族院守衛長、衆議院守衛長、警視廳事務官、同警視、同消防司令、北海道廳事務官、同警視、地方事務官、地方警視（何れも奏任）は五年以上判任以上の官に在職して行政事務に從事し、判任官五級俸以上の俸給を受けたる者、又は特種の學識、技能、經驗を有する者、各高等試驗委員の詮衡を經て之に任用さるゝを得。其他（三）學校長、敎官、技術官、社會敎育官、視學官、視學、其他特別の學術、技藝を要する文官は高等試驗委員の銓衡を經て任用さる。而して第二號に當る諸官を除く外は何れも初敍官等の制限を受けざるものとす。

官吏懲戒

職務上の義務に違背し、又は職務を怠りたるとき、職務の內外を問はず、官職上の威嚴又は信用を失ふべき行爲ありたるとき、官吏は其情の輕重に從ひ（一）、免官（二）減俸、（三）譴責の處分を受く。免官の處分を受けたるものは爾後二箇年間再び官職に就くを得ず。減俸は一箇月以上一年以下年俸月割額、若しくは月俸三分一以下の範圍內に於て課せらる。高等文官に懲戒處分を加ふるは文官高等懲戒委員會の議決を經るを要し、判任官には同普通懲戒委員會の議決を要す。

任用令改正沙汰止

高等試驗令の改正と相並んで田中內閣の重要政策として立案せられたる文官任用令改正の議は、一たび閣議の決定（內容は本書前年版に揭げたるものに同じ）を見るに至りたるも、其後本案に對する樞府側の空氣頗る險惡にして、樞府に御諮詢の手續を執る時は一議に及ばず否決、若しくは握潰しとなり、到底樞府通過の見込なき狀勢明かとなれる爲め、政府は高等試驗令改正案のみ切離して御諮詢の手續を執り、任用令改正に就ては表面愼重審議の態を裝ひつゝ其實全く之を斷念せり。

高等試驗令改正

田中內閣の重要政策として三年秋樞密院に御諮詢の手續を執れる高等試驗令改正案は樞府、政府互讓の上、四年三月漸く案の成立を見、明治二十二年本令制定以來の大改正（大正七年小部分の改正を見たり）を實現するに至れり。改正の要旨は所謂法科萬能主義を打破し、廣く人材を擢用せんとするに在りて、基本科目を減じ、應用科目を增し、卽ち各科の選擇科目を三、必須科目を四とし、且つ各人の個性を尊重する爲め口述試驗も減じて大體三科目となし、其他大正十二年法律第五十二號に依る特殊の辯護士試驗に就ては、前年度に於ける筆記試驗の効力を翌年度にも存續認容せること、試驗委員は官吏以外民間よりも任命すること受驗料一科十圓を十五圓に引上げたること等これなり。改正令全文左の如し。

【高等試驗令】

第一條　奏任文官の任用資格試驗外交官及領事官の任用資格試驗並に裁判所構成法第五十八條の試驗は高等試驗と稱し本令に依り之を行ふ但し特別の規程あるものは此の限にあらず

第二條　高等試驗は每年一回東京に於て之を行ふ其の期日及場所は豫め官報を以て之を公告す

本試驗各科の試驗は各別の期日に之を行ふ

第三條　左の各號の一に該當する者は高等試驗を受くることを得ず

一、禁錮以上の刑に處せられたる者

二、破產者にして復權を得ざる者

第四條　高等試驗を分ちて豫備試驗及本試驗とす

第五條　豫備試驗は受驗者が本試驗を受くるに相當なる學識を有するや否やを考試するを以て目的とす

第六條　豫備試驗は論文及外國語に付之を行ふ

外國語試驗は英語、佛語及獨語の中に就き受驗者をして豫め一種を選擇せしめ之を行ふ但し受驗者の願に依り他の外國語を以て之に代ふることあるべし

第七條　豫備試驗を受けんとする者は中學校を卒業したる者、文部大臣に於て普通敎育に關し之と同等以上の學力を有すと定めたる者及高等試驗委員に於て普通敎育に關し中學校と同等以上と認むる外國の學校を卒業したる者を除くの外文部大臣の定むる所に依り國語及漢文、歷史、地理、數學並に物理及び化學に付中學校卒業程度に於て行ふ試驗に合格したる者なることを要す

第八條　高等學校高等科を卒り若は大學豫科を修了したる者又は文部大臣の定むる所に依り之と同等以上の學力を有すと認むる者は豫備試驗を免ず

豫備試驗に合格したる者は爾後豫備試驗を免ず

第九條　本試驗は受驗者が必要なる學識及其應用能力を有するや否やを考試するを以て目的とす

第十條　本試驗を分ちて行政科、外交科及司法科の三科とす

受驗者は二科以上の試驗を倂せ受くることを得

第十一條　本試驗は筆記及口述とす筆記試驗に合格したる者に非ざれば口述試驗を受くることを得ず

第十二條　民法、商法、刑法、民事訴訟法刑事訴訟法、破產法其の他高等試驗委員に於て必要と認むる科目の筆記試驗及口述試驗は受驗者に法文を示して之を行ふ

第十三條　行政科試驗の筆記試驗は左の必須科目及選擇科目に付之を行ふ

必須科目　憲法、行政法、民法、經濟學

選擇科目　哲學概論、倫理學、論理學、心理學、社會學、政治學、國史、政治史經濟史、國文及漢文、商法、刑法、國際公法、民事訴訟法、刑事訴訟法、財政學農業政策、商業政策、工業政策、社會政策

選擇科目は受驗者をして豫め三科目を選擇せしむ

行政科試驗の口述試驗は行政法及受驗者の受驗したる筆記試驗の科目中その志望に係る其の他の二科目に付これを行ふ

第十四條　外交科試驗の筆記試驗は左の必須科目及び選擇科目に付之を行ふ

必須科目　憲法、國際公法、經濟學、外國語

外國語は英語、佛語、獨語、支那語及露語の中につき受驗者をして豫めその一種を選擇せしむ

受驗者の願により其の選擇したる外國語の外他の國語を倂せ試驗をすることあるべし

選擇科目　哲學概論、倫理學、論理學、心理學、社會學、政治學、國史、政治史經濟史、外交史、國文及漢文、民法、商法、刑法、行政法、國際私法、財政學、商業政策、商業學

選擇科目は受驗者をして豫め三科目を選擇せしむ

外交科試驗の口述試驗は外國語（筆記試驗に於て受驗したるもの）國際公法及受驗者の受驗したる筆記試驗の科目中其の志望に係る其の他の二科目に付之を行ふ

第十五條　司法科試驗の筆記試驗は左の必須科目及選擇科目に付之を行ふ

必須科目　憲法、民法、商法、刑法、民事訴訟法又は刑事訴訟法（受驗者をして豫め一種を選擇せしむ）

選擇科目　哲學概論、倫理學、論理學、心理學、社會學、國史、國文及漢文、行政法、破產法、國際公法、民事訴訟法又は刑事訴訟法（必須科目に於て受驗者の選擇せざりしもの）國際私法、經濟學、社會政策、刑事政策

選擇科目は受驗者をして豫め二科目を選擇せしむ

司法科試驗の口述試驗は受驗者の受驗したる筆記試驗の科目中其の志望に係る三科目に付之を行ふ但しその中一科目は民法又は刑法なることを要す

第十六條　前三條に揭ぐる選擇科目中心理學、社會學、政治史、經濟史その他必要と認むる科目に付ては閣令を以てその範圍を定むることを得

第十七條　一の科の筆記試驗に合格したる者に付ては受驗者の願に依り翌年に限りその科の筆記試驗を免ず

第十八條　一の科の本試驗に合格したる者にして他の科の本試驗を受けんとする者に付ては受驗者の願に依りその旣に受驗したる科目の試驗を免ず但し行政科本試驗を受けんとする者に在りては行政法、外交科本試驗を受けんとする者に在りては國際公法、司法科本試驗を受けんとする者に在りては民法又は刑法（受驗者をして其の一を志望せしむ）の試驗は之を免ぜず

第十九條　高等試驗の合格者を定むる方法は高等試驗委員の議定する所に依る

第廿條　高等試驗の合格者には合格證書を付與す

第廿一條　不正の方法に依り高等試驗を受けんとしたる者又は高等試驗に關する規定に違反したる者に對してはその試驗を停止しその合格を無効とす

前項の規定に該當する者に對しては三年以內において期間を定め高等試驗を受けしめざることを得

第廿二條　高等試驗を受けんとする者は手數料として本試驗の一科に付十五圓を納むべし

第廿三條　高等試驗に關する細則は閣令を以て之を定む

付則　本令は昭和四年四月一日より之を施行す

從前の規定に依り一の科の筆記試驗に合格したる者に對し第十七條の規定を適用して其の科の口述試驗を行ふ場合に於て其の筆記試驗に於て受驗したる科目中商業史あるときは之を本令に依る筆記試驗の科目と看做す

文官高等試驗に合格したる者は之を本令に依り行政科試驗に合格したるものと看做す

【試驗委員官制中改正】高等試驗委員及普通試驗委員官制中左の通改正す

第七條　臨時委員は各官廳高等官及學識ある者の中より內閣總理大臣の奏請に依り內閣に於て之を命ず

高等官に非ずして臨時委員に命ぜられたる者は勅任官又は奏任官の待遇としその服務に關しては官吏服務規律を準用す臨時委員は各部に分屬し試驗の事を掌る

第七條の二　高等試驗委員に顧問を置く

顧問は各官廳高等官の中より內閣總理大臣の奏請に依り內閣に於て之を命ず顧問は委員長の諮問に應じ敎官技術官その他特別の學術技藝を要する高等文官任用の詮衡に付意見を述ぶ

【高等試驗施行要綱】

第一條　高等試驗豫備試驗の論文試驗を行ふには受驗者にその高等普通敎育の素養を有するや否やを考試するに適する論題數個を與へ其の一に對して答案を作成せしめ思想の內容及表示方法に付考査を爲すものとす

第二條　高等試驗豫備試驗の外國語試驗は外國文和譯及和文外國語譯に付之を行ひ通常の外國文を了解し且外國文に依りて簡單なる思想を表はすの能力に付考試を爲すものとす

第三條　高等試驗本試驗各科目の試驗に關しては試驗の目的は受驗者が必要なる學識及其の應用能力を有するや否やを考試するに在るに鑑み試驗問題の選定及び試驗成績の考査に當り特殊の學說特殊の學派の見解に偏することなく適正を得るに努め又記憶力に基く知識の考試に偏することなく學理の理解及其應用能力を考試するに意を用ふるものとす

第四條　憲法、行政法、民法、商法、刑法民事訴訟法、刑事訴訟法其の他諸法の試驗に當りては常に規定の說明論述に止まらず機宜に應じ各規定の基く理由及史實並に其の實際に及ぼす效果等に付考試を爲し國內法に在りては特に其我國體國俗等との關係に付考試を爲すものとす

一時賜金給與擴張

從來文官死亡賜金を給與せらるゝ遺族の範圍は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹にして、同一戸籍内に在る者に限られたりしが、四年五月文官俸給令改正の結果、上記の遺族なき場合は、實家に在る實父母、家督相續人、戸主の順位に依り賜金の半額を之に給せらるゝ事となれり。

拓務省新設

四年六月八日拓務省官制公布即日施行(同時に内閣拓殖局廢止)せられ、拓務大臣は朝鮮總督府、臺灣總督府、關東廳、樺太廳及び南洋廳に關する事務を統理し、南滿洲鐵道株式會社及び東洋拓殖株式會社の業務を監督し、又渉外事項に關するものを除くの外移殖民に關する事務及び海外拓殖事業の指導奬勵に關する事務を管理し、且つ其事務に付外務大臣を經て領事を指揮監督する事となる。從つて從來内務省社會局に屬したる移殖民に關する一切の事務は拓務省に移管せらるゝ事となり、四年度社會局豫算中左記六百六萬七千圓は凡て拓務省に引繼がれたり。

渡航奬勵費三百二十五萬圓(人員一萬五千九百六十人分)△渡航手數料金廢止に依る報償金三十八萬五千圓(人員一萬一千人分)△海外移住宣傳奬勵費四萬三千圓△移殖民團體助成費九千五百圓△朝鮮移住奬勵費三萬七千八百圓△移住組合貸付金百七十萬圓△生産資金の貸付金五十萬圓△移住組合補助費十三萬圓

【拓務省新設聲明】(一)朝鮮、臺灣、樺太、關東州及南洋群嶋等の統治に關する事務の統括機關は、從來其の組織十分ならずして、此等地域の統治に關する實務の大綱を統べ、時に應じ宜を制し、其繁榮と福祉の増進とを圖るに於て闕く所多し。内閣總理大臣は此地域の統治實務を統括するの任に在るも他方に於て各大臣の首班として行政各部の統一を計り、庶務變理の衝に當るを以て、到底專心して此等地域の利害に關し十分なる考慮を加へ、國策の樹立及遂行を圖るに遺憾の點尠からず。因て特に一省を設け、主務の大臣を置き、以て中央に於て此等地域の利害を代表せしめ、一層之が統治事務の進暢を圖ることゝなれり。(二)圓滑なる海外移住を圖り、之が奬勵保護指導等に當るは、其關係する所廣汎なるが爲、行政機關多岐に分れ、事務の聯絡統一に於て全からず、更に我邦現下の要務たる海外に於ける庶般企業の指導、奬勵、助成等に至つては之に關する行政の機能を更に發揮せしめ、以て國運進展の須要に應ずるの急務に切なるものあり。是れ拓務省の重大なる本務として、移殖民に關する事項及海外拓殖事業に關する事項を掌理せしめ、以て我國民の海外に於ける平和的發展に資せむとする所以なり。(三)拓殖省設置に關し、一部朝鮮在任者の間に誤解ありしが如きを以て、此の機會に一言せんとす。朝鮮の民人は均しく帝國臣民にして、一視同仁、秋毫の差異あることなく、各其の所を得、其の生に安じ、齊しく休明の澤を享くべきこと、日韓併合の詔書及朝鮮總督府官制改革の詔書に明かなり。今回拓務省の設置に伴ひ、之をして朝鮮總督府に關する事務を統理せしむることゝなりたるは、即ち如上の聖旨に遵ひ、朝鮮民人の福利を増進せしめんとするに存し、固より朝鮮を植民地視せんとするものにあらず。要は主務の大臣を置き、内地其他の地域と十分の連絡統一を保たしめ、且つ中央に於て朝鮮の利害を代表せしめ、以て朝鮮民人の向上發展を助長せしめんとするに外ならざるなり。乃ち拓務省官制の公布に際し茲に之れが設置の趣旨に就て一言す。

【拓務省根本方針】

一、朝鮮に關する問題　當面の問題としては、朝鮮産業政策の樹立、鐵道の敷設、港灣の改良等運輸交通の完備を期し、將來の問題としては、朝鮮統治上政治的、經濟的見地より朝鮮人の福祉増進のためにする諸施設に努め、内地人、朝鮮人間のあらゆる點に關し、共助を目標として將來の根本政策を樹立すること。

二、臺灣、樺太其他の地域に關する問題　全地域を通じて統一ある方針の下に政治經濟の運用を期すること、例へば(イ)臺灣に於ける諸般の産業開發改善に關する諸方針樹立、臺灣と南支那地方住民の國籍關係を明確圓滑にすること、(ロ)樺太に於ける經濟政策、殊に森林政策の樹立及び樺太を中心とする對露關係の解決、(ハ)關東州に關しては人口食糧問題の見地より、米鹽苛性曹達等の産業の振興並に阿片の取締、(ニ)南洋諸嶋は砂糖、燐鑛等重要産物に對する諸施設を完全ならしむること、特に南洋諸嶋は委任統治たる關係上、國際關係を充分考慮すること。

三、移殖民及び海外拓殖に關する問題(一)實際問題として現在、外國に於て實行し居れる移民保護官、移民監督官の制度を研究し大體同樣の官吏を置き、移民收容所について敎育、檢査豫備知識等を充分にし、移民取扱方内容の改善、移民船舶の諸設備を充分にするため關係方面と協議すること、及び移民の行先地に關し詳細的確に調査し、要求移民の種類即ち勞働移民、企業移民を選定することに就き、民間の海外協會、移住組合等と協力すると共に、本省より内地及海外に調査官を派遣すること。(二)海外拓殖の根本方針としては、平和的發展と經濟障壁の撤廢及經濟資源の自由開放の二を目標として進むこと。(四)内國移住問題　内地人の北海道、樺太、朝鮮、臺灣等に對する移民に就ては、從來其所管區々にして、不統一を極め、移住者に種々の不便及び不平を與へたる嫌あり、然るに内地移民は人口食糧問題の一助としても、大に之を奬勵する必要あるを以て、其移住を便ならしむる爲め從來の缺陷を補ふこと。

五、海外拓殖關係に於ける金融機關　我國は天然資源に乏しく、工業原料、殊に羊毛、麻、鐵鋼、石油、ゴム、染料の類は大部分は之を海外より輸入し、日本の輸入總額の五割以上は此等に依つて占めらるゝの現狀なり。從つて海外に於ける確實優良なる原料生産地と圓滿密接なる關係を保つこと國民生活上の最大急務にして、之が爲には我資本家企業家が海外に於て拓殖事業を營む爲に必要なる金融機關の設備を充實せざるべからざるに拘らず、從來は金融機關の系統區々にも、其作用も部分的のものゝみなるを以て、此際此等金融機關の整備を必要とす。

六、綱紀肅正問題　殖民地に於ける綱紀問題は、政治上、社會上の問題としても嚴に之を戒しめざるべかず、拓務省は、動もすれば利權問題との關聯を生ずる政務多く、此の點に付ては細心の注意を用ふること必要なるを以て、此際各新領土殖民地等の主腦者に對し、綱紀問題に關する特別の手配方に付き内意を傳ふること。

文官俸給

親任官を除く外、高等官を分ちて九等とし親任官及び一、二等官を勅任官とし、三等乃至九等を奏任とす。高等官の俸給は前に定むるものを除くの外左表に依る。判任官の俸給は若干の例外あるも、十一級に區分され、月額四十圓より一日六十圓に至る。但し年功あるものは新に二百圓まで上せ給せらる

官職	年俸
親任官—	
總理大臣	一二、〇〇〇圓
各省大臣、朝鮮總督	八、〇〇〇
樞密院議長、特命全權大使、判、檢事總長、台灣總督、關東長官、會計檢査院長、行政裁判所長官	七、五〇〇
樞密院副議長、朝鮮政務總監	七、〇〇〇
樞密顧問官	六、五〇〇
勅任官—	
帝國大學總長、台北帝國大學總長、製鐵所長官、京城帝國大學總長、北海道帝國大學總長	一級 七、〇〇〇　二級 六、五〇〇
內閣書記官長、法制局長官、各省政務次官、各省次官、復興局長官、內務技監	六、五〇〇

官職	年俸
製鐵所技監、朝鮮高等法院長、台灣總督府總務長官、警視總監	六、五〇〇圓
資源局長官、社會局長官、海外財務官、專賣局長官、特許局長官、台灣高等法院長	一級 六、五〇〇　二級 五、七〇〇
特命全權公使、大使館參事官、國際勞働事務所長、大審院部長、控訴院部長、大審院檢事(四人)、檢事長、會計檢査院部長、行政裁判所部長、朝鮮總督府各局長、同遞信局長、同鐵道局長、朝鮮檢事長、臺灣檢察官長	一級 六、五〇〇　二級 五、七五〇　三級 五、二〇〇
官立工科大學長、旅順工科大學長、樺太廳長官、南洋廳長官、府縣知事、朝鮮道知事	一級 六、〇〇〇　二級 五、五〇〇　三級 五、二〇〇
賞勳局總裁、樞密院書記官長	五、七〇〇
高等軍法會議法務官、製鐵所總務部長、同專賣局長、同高等法院部長、同覆審院長、同覆審院檢事長、台灣交通局總長、關東廳判官、貴衆兩院書記官長	一級 五、七〇〇　二級 五、二〇〇

官職	年俸
各廳技師	一級 六、〇〇〇　二級 五、五〇〇　三級 五、二〇〇　四級 四、八〇〇圓
恩給局長、統計局長、印刷局長、各省參與官、各省局長、外務省情報部長、辨理公使	五、二〇〇
總領事、復興局部長、社會局部長、造幣局長、貯金局長、簡易保險局長、朝鮮山林部長、同土地改良部長、臺灣總督府各局長、同專賣局長、同州知事	五、二〇〇
法制局參事官、資源局事務官、銀行檢査官、税關長、税務監督局長、專賣局部長、同理事、陸海軍法務官、學生部長、千住製絨所長、營林局事務官、水産講習所敎授、保險事務官、特許局事務官、鑛山監督局長、製鐵所理事、同長官、遞信監察官、簡易保險理事官、遞信局長、燈台局長、鐵道監察官、鐵道局長、朝鮮總督府事務官、同鐵道局理事、同道參與官	一級 五、二〇〇　二級 四、八〇〇

官職	年俸
同道醫官、台灣總督府事務官、台灣總督府交通局理事、專門學校長、同高等學校長、同醫院長、關東廳事務官、同檢察官、同各局長、北海道內務部長、同土木部長	一級 五、二〇〇　二級 四、八〇〇圓
神宮皇學館長、陸海軍敎授、大審院判事、控訴院部長	一級 五、二〇〇　二級 四、八〇〇　三級 四、五〇〇
地方裁判所長、大審院檢事、控訴院檢事、檢事正、督學官、直轄學校長、朝鮮、臺灣判事、同專門學校長、檢査官、行政裁判所評定官	一級 五、二〇〇　二級 四、八〇〇　三級 四、五〇〇

奏任官—

級俸	第一號	第二號	第三號
一級	四、五〇〇	三、八〇〇	三、一〇〇
二級	四、一〇〇	三、四〇〇	二、七〇〇
三級	三、八〇〇	三、一〇〇	二、四〇〇
四級	三、四〇〇	二、七〇〇	二、〇〇〇
五級	三、一〇〇	二、四〇〇	一、八〇〇
六級	二、七〇〇	二、〇〇〇	一、六〇〇
七級	二、四〇〇	一、八〇〇	一、四〇〇
八級	二、〇〇〇	一、六〇〇	一、二〇〇
九級	一、八〇〇	一、四〇〇	一、一〇〇
十級	一、六〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇
十一級	一、四〇〇	一、一〇〇	九〇〇
十二級	一、二〇〇	—	—

第一號は高等官三等乃至七等、第二號は同四等乃至八等、第三號は同五等以下に賜はる俸給なり。

歷代內閣

成立年月日	總理大臣	外務大臣	內務大臣	大藏大臣	陸軍大臣	海軍大臣	司法大臣	文部大臣	農、商大臣	遞信大臣	鐵道大臣（拓殖務大臣）	在職期間
明治一八・一二・二二（年・月・日）	伊藤博文	井上馨 二〇・五 (兼)伊藤博文 二一・二 大隈重信	山縣有朋	松方正義	大山巖	西鄉從道 一九・七 (兼)大山巖	山田顯義	森有禮	谷干城 一九・三 (兼)西鄉從道 一九・七 (兼)山縣有朋 二〇・六 谷干城 二〇・七 土方久元 二〇・九 黑田清隆	榎本武揚	—	二・四・八（年・月・日）
二一・四・三〇	黑田清隆 二二・一〇 (臨時)三條實美	大隈重信	山縣有朋 二一・一二 (兼)松方正義 二二・一〇 山縣有朋	松方正義	大山巖	西鄉從道	山田顯義	森有禮 二二・二 (兼)大山巖 二二・三 榎本武揚	(兼)榎本武揚 二一・七 井上馨	榎本武揚 二二・三 後藤象二郎	—	一・七・二四
二二・一二・二四	山縣有朋	青木周藏	(兼)山縣有朋 二三・五 西鄉從道	松方正義	大山巖	西鄉從道 二三・五 樺山資紀	山田顯義 (臨時)大木喬任	芳川顯正	岩村通俊 二三・五 陸奧宗光	後藤象二郎	—	一・四・一三
二四・五・六	松方正義	榎本武揚	西鄉從道 二四・六 品川彌二郎 二五・三 副島種臣 二五・六 (兼)松方正義 二五・七 河野敏鎌	(兼)松方正義	大山巖 二四・六 高島鞆之助	樺山資紀	山田顯義 二四・六 田中不二麿 二五・七 (兼)河野敏鎌	芳川顯正 二四・六 大木喬任	陸奧宗光 二五・三 河野敏鎌 二五・七 佐野常民	後藤象二郎	—	一・三・三
二五・八・八	伊藤博文 二九・八 (臨時)黑田清隆	陸奧宗光 二八・六 (代理)西園寺公望 二九・四 陸奧宗光 二九・五 (臨時)西園寺公望	井上馨 二七・一〇 野村靖 二九・二 (兼)芳川顯正 二九・四 板垣退助	渡邊國武 二八・三 松方正義 二八・八 (兼)渡邊國武 二八・一〇 渡邊國武	大山巖 二七・九 (臨時)西鄉從道 二八・三 (臨時)山縣有朋 二八・五 大山巖	仁禮景範 二六・三 西鄉從道	山縣有朋 二六・三 芳川顯正	河野敏鎌 二六・三 井上毅 二七・八 (兼)芳川顯正 二七・一〇 西園寺公望	後藤象二郎 二七・一 榎本武揚	黑田清隆 二八・三 渡邊國武 二八・一〇 白根專一	二九・四・二 (高島鞆之助)	四・一・一〇
二九・九・一八	松方正義	大隈重信 三〇・一一 西德二郎	樺山資紀	(兼)松方正義	(兼)高島鞆之助 三〇・八 高島鞆之助	西鄉從道	清浦奎吾	蜂須賀茂韶 三〇・一一 濱尾新	榎本武揚 三〇・三 (兼)大隈重信 三〇・一一 山田信道	野村靖	(高島鞆之助) (三〇・八・三一廢官)	一・四・二五
三一・一・一二	伊藤博文	西德二郎	芳川顯正	井上馨	桂太郎	西鄉從道	曾禰荒助	西園寺公望 三一・四 外山正一	伊東巳代治 三一・四 金子堅太郎	末松謙澄	—	〇・五・一八
三一・六・三〇	大隈重信	(兼)大隈重信	板垣退助	松田正久	桂太郎	西鄉從道	大東義徹	尾崎行雄 三一・一〇 犬養毅	大石正已	林有造	—	〇・四・九

文官恩給

(一)文官、(二)教育職員、(三)警察監獄職員及び(四)待遇職員(判任官待遇以上の神宮司廳職員、神宮神部署職員、官國幣社の神職、監獄の保健技師、保健技手、教誨師、教師、作業技手、感化院職員、矯正院職員及び地方待遇職員令に依り判任官以上の待遇を受くる者にして、勅令を以て指定されたるもの、並に以上の外國庫より俸給又は給料を受くる待遇職員にして、勅令を以て指定されたるもの)を公務員とし、公務員及び準公務員(準文官及び準教育職員を謂ふ)、並に其遺族は恩給を受くるの權利を有す。

恩給の種類―(一)普通恩給、(二)增加恩給(三)一時恩給、(四)扶助料、(五)一時扶助料の五とし、內普通恩給、增加恩給、扶助料は年金、他は一時金とす。

【普通恩給】は一定の年限(國務大臣に在りては五年以上、一般文官、教育職員、待遇職員に在りては十五年以上、警察監獄職員に在りては十年以上)在職し、又は公務の爲め傷痍を受け、疾病に罹り、不具廢疾と爲り、失格原因なくして退職したる公務員に給さるゝ一般的恩給にして、其年額は前者にありては、在職年十五年以上十六年未滿(或は五年以上六年未滿、又は十年以上十一年未滿)に對し、退職當時の俸給年額の百五十分五十に相當する金額とし、以上一年を增す每に其一年に對し、退職當時の俸給年額の百五十分一に相當する金額加へられ、在職年四十年を超ゆる者は、在職年四十年として計算さる外國在勤者、教育職員警察監獄職員等に對しては、夫々特別加給の途開かる)。後者にありては、在職年十五年の者に給さるべき普通恩給の額を通則とし、準文官及び準教育職員には、退職當時の俸給年額の百五十分五十に相當する金額給せらる。

【增加恩給】公務の爲に不具廢疾となれる者に對し、普通恩給に加へ支給さるゝ恩給にして、退職當時の階等及び不具廢疾の程度に應じ、普通公務の傷病原因に對しては年額二百四十圓乃至二千八百八十圓、戰鬪又は戰鬪に準ずべき公務の傷病原因に對しては、年額三百圓乃至三千六百圓給せらる。公務員に準ずべき者に給すべき增加恩給の年額、亦之に準ぜらる。

【一時恩給】在職一年以上恩給年限未滿にして退職せるものに給せらるゝ恩給にして、其額は退職當時の俸給月額に相當する金額に在職年數を乘じたる金額とす。

【扶助料】公務員、又は之に準ずべき者、(一)在職中死亡し、其死亡を退職と看做すに於て普通恩給を給せらるべきものなるとき、及び(二)普通恩給を給せらるゝもの死亡したるときは、其遺族(兄弟姉妹を除く)に扶助料給せらる。其年額は、(一)戰鬪又は戰鬪に準ずべき公務に因る傷痍疾病の爲め死亡したるときは、其普通恩給年額の全額、(二)普通公務に因る傷痍疾病の爲め死亡したるときは、其普通恩給年額の十分八に相當する金額、(三)其他の場合は、普通恩給年額の十分五に相當する金額。

【一時扶助料】(一)扶助料支給條件の一に該當するも、兄弟姉妹以外に扶助を受くる者なきときは、其兄弟姉妹未成年、又は不具廢疾にして生活資料を得るの途なく、且つ之を扶養するものなき場合に限り、扶助料額の一年分乃至五年分に相當する金額を一時扶助料として給せらる。又(二)文官、教育職員、若しくは待遇職員、在職年一年以上十五年未滿にして在職中死亡し、又は警察監獄職員、在職年一年以上十五年未滿にして在職中死亡したる場合には、死亡當時の俸給月額に相當する金額に、在職年數を乘じたる金額を、其遺族に一時扶助料として給せらる。

在職年―二以上の官職を併有する場合、其重複する在職年は、年數計算に關し、利益なる一官職の在職年に依り、退職したる後再就職したるときは、前後の在職年は之を合算す。警察、監獄職員の恩給權に付其在職年を計算する場合は、十年に達する迄は警察監獄職員以外の在職年は其三分二に當る年月數を以て之を計算す。特殊の時、特殊の場合に於て特殊の職務に服するときは、在職年一月に付、半月乃至三月加算さる。

失權、失格―(一)恩給を受くるの權利は、之を給せらるべき事由の生じたる日より七年間請求せざる時は時效に因り消滅す。(二)年金たる恩給を受くるの權利を有する者死亡し、又は死刑、無期、若しくは六年以上の懲役、又は禁錮の刑に處せられたるとき及び國籍を失ひたるときは、其權利消滅す。(三)懲戒、懲罰又は教員免許狀褫奪の處分に因り退職し、又は禁錮以上の刑に處せられたるときは、其引續きたる在職に付、恩給を受くるの資格を失ふ。恩給を受くるの權利は、之を讓渡し、又は擔保に供するを得ず。又國稅徵收法及び之に準ずべき場合を除く外は、之を差押ふることを得ず。

負擔及納付金―(一)文官及準文官並に其遺族の恩給は國庫、但し文官にして國庫より俸給を受けざる者の一時恩給は最終に之に俸給を給したる者、(二)朝鮮、臺灣及び樺太に於けるものを除くの外、公立の小學校實業補習學校、幼稚園及び盲啞學校、其他の小學校に類する各種學校の教育職員及び準教育職員、並に其遺族の恩給は、其學校又は幼稚園の所在地を管轄する府縣又は之に準ずべき地方經濟、(三)前號以外の教育職員及び準教育職員、並に其の遺族の恩給は國庫、但し在外指定學校職員の一時恩給を除くの外、一時恩給は最終に之に俸給又は給料を給したる者、(四)警察、監獄職員及び其遺族の恩給は、最終に之に俸給又は給料を給したる者、(五)待遇職員及び其の遺族の恩給は、最終に之に俸給又は給料を給したる者、但し官國幣社の神職及び其遺族の恩給は國庫の負擔とし、彼此の在職年を通算して國庫或は國庫以外の經濟より恩給を給する場合にありては、通算せらるべき在職年に應じ、國庫及び國庫以外の經濟に於て相互に之を分擔す。又(一)國庫より恩給を給するも俸給を給せざるものに俸給を給する者は、其の俸給の百分一に相當する金額を國庫に(府縣費より俸給を給する文官、在外指定學校及び國庫の支辨に屬する地方費を以て維持する公立學校につきては此の限りにあらず)納付し、(二)國庫以外の經濟より恩給を給するも俸給を給せざる者に俸給を給する者は、その俸給の百分一に相當する金額を其經濟に納付す。後者の場合にありては其納金額の二分一に相當する金額、國庫より其經濟に交付さる。又(一)文官及び教育職員(朝鮮、臺灣又は樺太以外の地に於ける公立の小學校、實業補習學校、幼稚園及盲啞學校、其他の小學校に類する各種學校の教育職員を除く)は毎月其の俸給の百分一に相當する金額を國庫に、(二)待遇職員は、之に俸給を給する國庫、府縣、其他の經濟に對し、其の俸給又は給料の百分一に相當する金額を納付せしめらる。

恩給法改正成行

現在恩給の支給額は勳章年金と合せて約一億三千萬圓に上り、豫算總額の八分強を占むるの有樣にて、十年前に比し五倍の增加に當り、しかも尙ほ年額三百萬圓乃至五百萬圓を增加するの趨勢に在り、卽ち恩給亡國論の叫ばるゝ所以にして、田中內閣は歷代政府の此の惱みを解決せんとして、曩に行政制度審議會の審議を經て恩給法改正案(受恩給年限の延長、一萬圓以上所得者の恩給停止、出征軍人に對する特別規定の改正其他)を作成し、第五十六議會の協贊を求むる筈なりしも重要法案山積の折柄、通過の見込なしとして中止したれば、濱口內閣に於て更めて本案の解決を圖る事となれり。

成立年月日	總理大臣	外務大臣	內務大臣	大藏大臣	陸軍大臣	海軍大臣	司法大臣	文部大臣	農、商大臣	遞信大臣	鐵道大臣	存續期間(年月日)
明治三一・一一・八	山縣有朋	靑木周藏	西鄕從道	松方正義	桂太郎	山本權兵衛	淸浦奎吾	樺山資紀	曾禰荒助	芳川顯正	—	一・一一・一一
三三・一〇・一九	伊藤博文 臨時 三四・五 西園寺公望	加藤高明	末松謙澄	渡邊國武 臨時 三四・五 西園寺公望	桂太郎 三三・一二 兒玉源太郎	山本權兵衛	金子堅太郎	松田正久	林有造	星亨 三三・一二 原敬	—	〇・七・五
三四・六・二	桂太郎	兼 曾禰荒助 三四・九 小村壽太郎 兼 三八・七 桂太郎 小村壽太郎	內海忠勝 兼 三六・七 兒玉源太郎 兼 三六・一〇 桂太郎 三七・二 芳川顯正 兼 三八・九 淸浦奎吾	曾禰荒助	兼 兒玉源太郎 三五・三 寺內正毅	山本權兵衛	淸浦奎吾 三六・九 波多野敬直	菊池大麓 兼 三六・七 兒玉源太郎 三六・九 久保田讓 兼 三八・一二 桂太郎	平田東助 兼 三六・七 淸浦奎吾 三六・九 淸浦奎吾	芳川顯正 兼 三六・七 曾禰荒助 三六・九 大浦兼武	—	四・七・五
三九・一・七	西園寺公望	加藤高明 兼 三九・三 西園寺公望 三九・五 林董	原敬	阪谷芳郎 兼 四一・一 松田正久 四一・三 松田正久	寺內正毅	齋藤實	松田正久 四一・三 千家尊福	臨時 西園寺公望 三九・三 牧野伸顯	松岡康毅	山縣伊三郎 兼 四一・一 原敬 四一・三 堀田正養	—	二・六・七
四一・七・一四	桂太郎	兼 寺內正毅 四一・八 小村壽太郎	平田東助	兼 桂太郎	寺內正毅	齋藤實	岡部長職	小松原英太郎	大浦兼武 臨時 四一・一二 小松原英太郎 四三・九 大浦兼武	後藤新平	—	三・一・一六
四四・八・三〇	西園寺公望	兼 林董 四四・一〇 內田康哉	原敬	山本達雄	石本新六 四五・四 上原勇作	齋藤實	松田正久	長谷場純孝 兼 四五・一一 牧野伸顯	牧野伸顯	林董	—	一・三・二〇
大正元・一二・二一	桂太郎	兼 桂太郎 二・一 加藤高明	大浦兼武	若槻禮次郎	木越安綱	齋藤實	松室致	柴田家門	仲小路廉	後藤新平	—	〇・二・〇
二・二・二〇	山本權兵衛	牧野伸顯	原敬	高橋是淸	木越安綱 二・六 楠瀨幸彥	齋藤實	松田正久 二・一一 奧田義人	奧田義人 三・三 大岡育造	山本達雄	元田肇	—	一・一・二七
三・四・一六	大隈重信	加藤高明 兼 四・八 大隈重信 四・一〇 石井菊次郎	兼 大隈重信 四・一 大浦兼武 四・八 一木喜德郎	若槻禮次郎 四・八 武富時敏	岡市之助 五・四 大島健一	八代六郎 四・八 加藤友三郎	尾崎行雄	一木喜德郎 四・八 高田早苗	大浦兼武 四・一 河野廣中	武富時敏 四・八 箕浦勝人	—	二・五・二三
五・一〇・九	寺內正毅	兼 寺內正毅 五・一一 本野一郎 七・四 後藤新平	後藤新平 七・四 水野錬太郎	兼 寺內正毅 五・一二 勝田主計	大島健一	加藤友三郎	松室致	岡田良平	仲小路廉	田健治郎	—	一・一一・二〇

成立年月日	總理大臣	外務大臣	內務大臣	大藏大臣	陸軍大臣	海軍大臣	司法大臣	文部大臣	農、商大臣	遞信大臣	鐵道大臣(拓務大臣)	存續期間(年月日)
大正七・九・二九	原敬 臨時 一〇・一一 內田康哉	內田康哉	床次竹二郎	高橋是淸	田中義一 一〇・六 山梨半造	加藤友三郎	兼 原敬 九・五 大木遠吉	中橋德五郎	山本達雄	野田卯太郎	九・五 元田肇	三・一・一四
一〇・一一・一三	高橋是淸	內田康哉	床次竹二郎	兼 高橋是淸	山梨半造	加藤友三郎	大木遠吉	中橋德五郎	山本達雄	野田卯太郎	元田肇	〇・六・二九
一一・六・一二	加藤友三郎 臨時 一二・八 內田康哉	內田康哉	水野錬太郎	市來乙彥	山梨半造	兼 加藤友三郎 一二・五 財部彪	岡野敬次郎	鎌田榮吉	荒井賢太郎	前田利定	大木遠吉	一・二・二〇
一二・九・二	山本權兵衛	兼 山本權兵衛 一二・九 伊集院彥吉	後藤新平	井上準之助	田中義一	財部彪	兼 田健治郎 一二・九 平沼騏一郎	兼 犬養毅 一二・九 岡野敬次郎	田健治郎 兼 一二・一二 岡野敬次郎	犬養毅	山之內一次	〇・四・五
一三・一・七	淸浦奎吾	松井慶四郎	水野錬太郎	勝田主計	宇垣一成	村上格一	鈴木喜三郎	江木千之	前田利定	藤村義朗	小松謙次郎	〇・五・四
一三・六・一一	加藤高明	幣原喜重郎	若槻禮次郎	濱口雄幸	宇垣一成	財部彪	橫田千之助 臨時 一四・二 高橋是淸 一四・二 小川平吉	岡田良平	×高橋是淸 農 一四・四 岡崎邦輔 商 一四・四 野田卯太郎	犬養毅 一四・五 安達謙藏	仙石貢	一・一・二〇
一四・八・二	加藤高明 臨時 一五・一 若槻禮次郎	幣原喜重郎	若槻禮次郎	濱口雄幸	宇垣一成	財部彪	江木翼	岡田良平	農 早速整爾 商 片岡直溫	安達謙藏	仙石貢	〇・五・二六
一五・一・三〇	若槻禮次郎	幣原喜重郎	兼 若槻禮次郎 一五・六 濱口雄幸 臨時 一五・一二 安達謙藏 昭和二・二 濱口雄幸	濱口雄幸 一五・六 早速整爾 一五・九 片岡直溫	宇垣一成	財部彪	江木翼	岡田良平	農 早速整爾 農 一五・六 町田忠治 商 片岡直溫 商 一五・九 藤澤幾之輔	安達謙藏	仙石貢 一五・六 井上匡四郎	一・二・一八
昭和二・四・二〇	田中義一	兼 田中義一	鈴木喜三郎 兼 田中義一 三・五 望月圭介	高橋是淸 二・六 三土忠造	白川義則	岡田啓介	原嘉道	三土忠造 二・六 水野錬太郎 三・五 勝田主計	農 山本悌二郎 商 中橋德五郎	望月圭介 三・五 久原房之助	小川平吉 兼 四・六 (田中義一)	二・二・一四
四・七・二	濱口雄幸	幣原喜重郎	安達謙藏	井上準之助	宇垣一成	財部彪	渡邊千冬	小橋一太	農 町田忠治 商 俵孫一	小泉又次郎	江木翼 (松田源治)	

大正十四年四月農商務省は農林、商工兩省に分立され、高橋是淸氏一時農林、商工兩大臣を兼攝せしが、高橋氏の辭任と共に各專任大臣任命さる。卽ち農は農林大臣、商は商工大臣なり。それ以前の當該大臣は凡て農商務大臣と知るべし。

日英歴代內閣壽命比較

日本	壽(年)	英國	壽(年)
伊藤博文	二・四	パーマストン	三・一〇
黒田淸隆	一・八	ダービー	一・四
山縣有朋	一・四	パーマストン	六・五
松方正義	一・三	ラッセル	〇・七
伊藤博文	四・一	ダービー	一・八
松方正義	一・五	ヂスレリー	〇・九
伊藤博文	〇・六	グラッドストン	五・二
大隈重信	〇・四	ヂスレリー	六・二
山縣有朋	一・一一	グラッドストン	五・一
伊藤博文	〇・七	ソールスベリー	〇・七
桂太郎	四・七	グラッドストン	〇・五
西園寺公望	二・六	ソールスベリー	六・二
桂太郎	三・二	グラッドストン	一・六
西園寺公望	一・三	ローズベリー	一・三
桂太郎	〇・二	ソールスベリー	七・一〇
山本權兵衛	一・二	バルフオアー	三・四
大隈重信	二・六	バンナーマン	二・四
寺內正毅	二・二	アスキス	七・一
原敬	三・二	アスキス(聯立)	一・六
高橋是淸	〇・七	ロイドジョージ	五・二
加藤友三郎	一・三	ボナーロー	〇・六
山本權兵衛	〇・四	ボールドウイン	〇・八
淸浦奎吾	〇・五	マクドナルド	一・二
加藤高明	一・二	ボールドウイン	四・七
同	〇・六	マクドナルド	
若槻禮次郎	一・四		
田中義一	二・二		
平均	一・一一	平均	三・一

行政官廳高官一覽

（昭和四年九月一日現在）

內閣ー

總理大臣　濱口雄幸
外務大臣　男　幣原喜重郎
內務大臣　安達謙藏
大藏大臣　井上準之助
陸軍大臣　陸軍大將　宇垣一成
海軍大臣　海軍大將　財部彪
司法大臣　子　渡邊千冬
文部大臣　小橋一太
農林大臣　町田忠治
商工大臣　俵孫一
遞信大臣　小泉又次郎
鐵道大臣　江木翼
拓務大臣　松田源治
內閣書記官長　鈴木富士彌
內閣恩給局長　鷲尾幸準
內閣統計局長　長谷川赳夫
內閣印刷局長　杉精三
法制局長官　川崎卓吉
賞勳局總裁　下條康麿
資源局長官（親任）　宇佐美勝夫

外務省ー

政務次官　永井柳太郎
次官　吉田茂
參與官　子　織田信恒
亞細亞局長　有田八郎
歐米局長　堀田正昭
通商局長　武富敏彥
條約局長　松永直吉
情報部長　齋藤博
文化事業部長　坪上貞二
（外交官は『外交機關』の部に掲出す）

內務省ー

政務次官　齋藤隆夫
次官　潮惠之輔
參與官　內ケ崎作三郎
神社局長　池田清
地方局長　次田大三郎
警保局長　大塚惟精
土木局長　三邊長治
衛生局長　山田準次郎
復興局長官　中川望
社會局長官　吉田茂
勞働部長　湯澤三千男
保險部長　石原雅二郎
社會部長　大野綠一郎
中央職業紹介事務局長（兼）　大野綠一郎
造神宮司廳使　多嘉王
警察講習所長（兼）　大塚惟精
武藏野學院長　菊池俊諦
東京衛生試驗所長　西崎弘太郎
大阪衛生試驗所長　町口英三
榮養研究所長　佐伯矩
神宮司廳祭主　多嘉王
神宮神部署々長　安東正胤

大藏省ー

政務次官　小川鄉太郎
次官　河田烈
參與官　勝正憲
主計局長　藤井眞信
主稅局長　靑木得三
理財局長　富田勇太郎
銀行局長　保倉熊三郎
預金部長（兼）　富田勇太郎
營繕管財局長官（兼）　河田烈
造幣局長　永井繁
專賣局長官　平野亮平
專賣事業部長　佐々木謙一郎
製造部長　石井淳二郎
經理部長　末次政一
稅關長
　橫濱　井上德太郎
　神戶　篠崎昇
　大阪　中嶋鐵平
　長崎　窪寺勲
　門司　金光秀文
　函館　西森猷太郎
稅務監督局長
　東京　小島誠
　大阪　松岡由三郎
　札幌　鈴木新之助
　仙台　平山鼎
　名古屋　泉至剛
　廣島　野村盛康
　熊本　篠原陸朗
釀造試驗所長（兼）　靑木得三

陸軍省ー

政務次官　少將伯　溝口直亮
次官　中將　阿部信行
參與官　吉川吉郎兵衛
人事局長　少將　古莊幹郎
軍務局長　少將　杉山元
整備局長　少將　小磯國昭
兵器局長　少將　岸本綾夫
經理局長　主計監　中村精一
醫務局長　軍醫監　合田平
法務局長　法務官　中山隣次郎
陸軍造兵廠長官　中將　緒方勝一
陸軍兵器本廠長　少將　村瀨文雄
陸軍航空本部長　中將　渡邊錠太郎
陸軍技術本部長（兼）　大將　吉田豐彥
陸軍科學研究所長　中將　黑崎延次郎
軍馬補充部本部長　少將　吉岡豐輔
築城部本部長　中將　山內靜夫
陸軍運輸部長　中將　木原清
千住製絨所長　主計監　長廣謙次郎
陸軍糧秣本廠長　主計監　鹿藤金治
陸軍被服本廠長　一等主計正　小野寺長治郎
陸地測量部長　少將　大村齊
東京警備隊司令官　中將　長谷川直敏
憲兵司令官　少將　峰幸松
（參謀本部其他「國防」の部參照）

海軍省ー

政務次官　男　矢吹省三
次官　中將　山梨勝之進
參與官　栗山博
軍務局長　中將　左近司政三
人事局長　少將　松下元
教育局長　少將　大湊直太郎
軍需局長　中將　清水得一
醫務局長　軍醫中將　大貫安三
經理局長　主計中將　加藤亮一
建築局長　技師　眞島健三郎
法務局長　法務官　山田三郎
海軍艦政本部長　中將　山梨勝之進
海軍航空本部長　中將　安藤昌喬
水路部長　少將　米村末喜
海軍技術研究所長　造船中將　平賀讓
海軍火藥廠長　中將　波多野貞夫
海軍燃料廠長　少將　岸本信太
（軍令部其他「國防」の部參照）

司法省ー

政務次官　川崎克
次官　小原直
參與官　井本常作
民事局長　長嶋毅
刑事局長　泉二新熊
行刑局長　松井和義
（其餘「裁判」の部參照）

文部省ー

政務次官　野村嘉六
次官　粟屋謙
參與官　大麻唯男
專門學務局長　赤間信義
普通學務局長　武部欽一
實業學務局長　窪田治輔
社會教育局長　下村壽一
圖書局長　芝田徹心
宗教局長　西山政猪
學生部長　木村正義
傳染病研究所長（東大）　長與又郎
航空研究所長（〃）　男　斯波忠三郎
地震研究所長（〃）　末廣恭二
東京天文台長（〃）　早乙女清房
金屬材料研究所長（東北大）　本多光太郎
帝國圖書館長　松本喜一
中央氣象台長　岡田武松
海洋氣象台長（兼）　岡田武松
高層氣象台長　大石和三郎
緯度觀測所長　木村榮
東京博物館長（兼）　秋保安治
體育研究所長（兼）　北豐吉
維新史料編纂事務局長（兼）　粟屋謙
帝國學士院長　櫻井錠二
帝國美術院長　福原鐐二郎
（學校長は「教育」の部に掲出す）

農林省ー

政務次官　高田耕平
次官　松村眞一郎
參與官　山田道兄
農務局長　石黑忠篤

欠

國防

沿革

海軍—徳川幕府多年鎖國の政策を守持せるため、嘉永元年米艦二隻來航、修交を求むるに至れる當時には未だ我邦に海軍の梗子だもなし。爾後蘭國及び英國より軍艦の寄贈を受け、且つは之を購入して安政四、五年の交に至り漸く歐米の式に依る海軍建設の曙光を認む。維新後、明治政府に於て鋭意これが建設を圖り日清、日露の兩戰役を經て海軍力次第に充實し、大正七年には戰艦八隻、巡洋戰艦六隻を基本とせる所謂八六艦隊編成案の議會通過を見、同九年第四十三特別議會に於て右八六案を八八に引直すの新計畫可決されたるが、十一年二月華盛頓條約の結果、遂に右計畫を一擲し、六四計畫に止むることゝなさる。

陸軍—明治四年四月、鹿兒島、高知、山口の三藩より數大隊の兵を徵集して親兵とし別に東京、大阪、熊本、仙臺の四鎭臺を置かれたるに始り、明治六年一月更に名古屋廣島の二鎭臺を增設す。明治十七年、從來の親兵、六鎭臺を近衛、第一乃至第六師團に改編し、東京に二箇師團、仙臺、名古屋大阪、廣島、熊本に各一箇師團を置く。明治廿七八年戰役後、更に六箇師團の增設に著手し、旭川、弘前、金澤、姫路、善通寺小倉に各一箇師團を置く。明治三十七八年戰役後再び六箇師團の增設に著手し、高田宇都宮、豐橋、京都、岡山、久留米に各一箇師團を置き、大正四年又朝鮮に二箇師團を增設し、都合二十一箇師團となる。然るに歐洲大戰後海軍と相待つて軍備縮少に努むることゝなり、大正十一年以來之を實施し、十三年末現在兵員約二十三萬六千人となれるが、十四年度以降三ヶ年繼續を以て此内更に四箇師團、兵員約三萬七千人を減ずる事となり、十四年五月高田(第十三)、豐橋(第十五)、岡山(第十七)、久留米(第十八)の四師團司令部を廢止し、小倉の第十二師團司令部を久留米に移す。

兵役

陸海軍は憲法に依り天皇之を統帥せらる。國民にして滿十七歳より滿四十歳に至る男子(現在は内地人及び樺太人に限らる)は總て兵役に服する義務を有す。滿二十歳を以て壯丁の徵兵適齡とし、徵兵檢査に合格せるものは、兵役に服せしめらる。志願に由りては滿十七歳より現役に服することを得。六年の懲役又は禁錮以上の刑に處せられたる者は兵役に服するを得ず。兵役に適せざるものは兵役を免除さる。

服役—區分左の如し。

- 常備兵役
  - 現役　陸軍二年／海軍三年
  - 豫備役　陸軍五年四箇月／海軍四年
- 後備兵役　陸軍十年／海軍五年
- 補充兵役
  - 第一補充　陸軍十二年四箇月／海軍一年
  - 第二補充　十二年四箇月、但し海軍の第一補充兵役を終りたるものは十一年四箇月
- 國民兵役
  - 第一國民兵役　陸軍／海軍
  - 第二國民兵役

【現役期間伸縮】(一)現役兵中輜重輸卒は概ね二月、看護卒及び磨工卒は一年六月、補助看護卒は三月の在營を以て除隊せしめられ、現役兵にして青年訓練所の訓練、又は之と同等以上の訓練を修了したるものは、步兵科(戰車兵を除く)に在りては六月、其他の陸海軍兵(輜重輸卒、看護卒、磨工卒補助看護卒を除く)に在りては六十日以内、右訓練を受けざるものは四十日以内在營期間を短縮さる。(二)陸軍現役兵にして下士又は憲兵上等兵たらんことを志望したるものは、任用又は採用の見込あるものに限り、二年を限り現役期間を延長在營せしめらる。

【現役免除】在營中本人に依るにあらざれば家族(戶主を含み、本人と世帶を同じうするものに限る)が生活を爲すこと能はざるに至りたるときは現役を免除さる。但し故意に其の事故を作爲したるときは此限に在らず。

【短期現役兵】年齡二十五年までに師範學校を卒業したるもの(小學校の職に就くの資格を失ひたるものを除く)の現役は五月、但し師範學校の敎練を修了せざるものは七月とし、之を短期現役兵と稱す。短期現役兵は陸軍にありては步兵科、海軍にありては兵科に屬し、現役を終りたる後直に第一國民兵役に服す。

【幹部候補生】服役に先ち、配屬將校を附したる學校(研究科、選科等の別科を除く)を卒業し、又は配屬將校を附したる高等學校高等科、又は大學令に依り大學豫科の第一學年の課程を修了し、若くは配屬將校を附したる專門學校又は高等師範學校(專攻科を除く)、其他陸軍大臣に於て高等學校高等科と同等以上と認めたるもの、第一學年の課程を修了したるものにして、豫備役及び後備役士官たるの希望を有し、修業期間中食料、被服、裝具等の費用を自辨するもの(年齡十七年以上二十八年未滿なるを要す)は幹部候補生を志願し、其本務に必要なる勤務及び軍事學を習得したる上、士官に任ぜらるゝの資格を獲得するを得。各部幹部候補生は上記の外更に左の資格を具へざるべからず。

一、經理部幹部候補生　法律、經濟又は商業に關する學科を敎授する專門學校又は陸軍大臣に於て之と同等以上と認めたる學校を卒業したるもの。

二、衞生部幹部候補生　醫師免許證を有し若くは之を受くべき資格あるもの、又は藥劑師免許證を有し、若くは之を受くべき資格あるもの。

三、獸醫部幹部候補生　獸醫師免許證を有し又は之を受くべき資格あるもの。

幹部候補生の入營後の修業期間は左の如く區分さる。

一、(イ)大學令に依る大學の學部若くは豫科又は高等學校高等科、(ロ)專門學校、高等師範學校又は陸軍大臣に於て之と同等以上と認めたる學校、(ハ)中學校卒業を入學程度とする修業年限二年以上の學校を卒業し、且つ當該學校に於て配屬將校の行ふ敎練を修了し、其の檢定に合格したるものに在りては十月。

二、前號に揭ぐる以外の學校を卒業し、且つ當該學校に於て配屬將校の行ふ敎練を修了し、其の檢定に合格したるものに在りては一年。

【下士任官者】下士に任官せられたるもの

は、(一)海軍に在りては現役六年、豫備役四年、後備役三年、但し現役期間滿つるも引續き數次再現役を志願し、現役定限年齡四十年に達するまで服役するを得。(二)陸軍に在りては(イ)憲兵科下士の現役期間は前服役年月を通算し六年、(ロ)步、騎、砲工、航空及び輜重兵科下士(砲、工兵諸工長を除く)並に經理部及び衞生部下士の現役期間は前服役年月を通算し四年、但し航空免狀を有するの故を以て航空兵下士となりたるものは任官年の十二月より起算し三年、(ハ)砲、工兵諸工長の現役期間は任官年の十二月より起算し三年、(ニ)獸醫部下士の現役期間は前服役年月を通算し五年(ホ)軍樂部下士の現役期間は樂手補を命ぜられたる年の十二月より起算し五年、(ヘ)豫備役又は後備役の下士にして再び現役に服したるもの並に歸休中、豫備役又は後備兵役の上等兵及び同等級の兵卒にして現役下士となりたるものは、前各號に拘らず再び現役に服したる年又は現役下士となりたる年の十二月より起算し二年とし、步、騎砲、工、航空及び輜重兵科の隊付下士(砲工兵諸工長を除く)は四十歲、其他の下士は四十五歲を以て現役定限年齡とす。次に其豫備役期間の終期は凡て任官の年より起算し九年目の三月三十一日(豫備役及び後備役下士として任官せられたるものは、年齡三十五年に滿つる年の翌年三月三十一日)、後備役期間の終期は豫備役期間滿了の年より起算し十一年目の三月三十一日とす。

徵集―徵兵適齡者(前年十二月一日より其年十一月三十日までの間に於て年齡二十年に達するもの)は、每年一月中(十二月一日より同月三十一日までの間に適齡に達するものは翌年一月中、一月一日より十一月三十一日までの間に適齡に達するものは其年一月中)に戶主より本籍の市町村長に屆出で、徵兵檢査を受けざるべからず。徵兵に於ける體格等位左の如し。

一、現役に適する者は身長一・五五米突以上にして身體强健なるものとし、體格の程度に應じ之を甲種及び乙種に、乙種は之を第一乙種及び第二乙種に分つ。

二、國民兵役に適するも、現役に適せざるものは身長一・五五米突以上にして、身體乙種に次ぐ者及び身長一・五〇米突以上、一・五五米突未滿の者にして、第三號及び第四號に該當せざるものとし、之を丙種とす。

三、兵役に適せざるものは身長一・五〇米突未滿のもの及び一定の疾病、其他身體又は精神の異狀あるものとし、之を丁種とす。

四、兵役の適否を判定し難きものは、身體檢査を受けたる年に於ては疾病中又は病後、其他の事由に因り甲種又は乙種と判定し難きも、其翌年に至るときは甲種又は乙種に合格すべき見込あるものとし、之を戊種とす。

五、兵役に適せざるものとして兵役を免除さるゝものは左の如し。

(一)全身畸形、(二)不治の精神病にして監視又は保護を要するもの)、(三)聾、(四)兩眼盲(眼鏡三分の一米突に於て視標〇・一を識別し得ざるもの)、(五)兩耳全く聾したるもの、(六)啞、(七)腕關節又は足關節以上にて一肢を缺きたるもの

【徵集延期】左記のものは徵集を延期さる。

一、兵役の適否判定し難きもの。

二、(イ)禁錮以上の刑に該るべき犯罪の爲め豫審又は公判中のもの、(ロ)犯罪の爲め拘禁中のもの、(ハ)刑の執行停止中のもの、(ニ)假出獄中のもの、(ホ)少年法の定むる所に依り感化院、矯正院又は病院に收容中のもの、(ヘ)矯正院法の定むる所に依り假退院中のもの。

三、徵集に因り家族(戶主を含み、本人と世帶を同じくする者に限る)が生活を爲すこと能はざるに至るべき確證ありて延期を出願したるもの(二年間)

四、中學校、實業學校(尋常小學校卒業を入學程度とする修業年限五年又は之と同等以上のものに限る)高等學校尋常科(以上年齡二十二年まで)師範學校、高等學校高等科及び專攻科、大學令に依る大學豫科、修業年限三年又は四年の專門學校、高等師範學校、(專攻科を除く)臨時敎員養成所、實業敎員養成所及び實業補習學校敎員養成所(以上年齡二十五年まで)修業年限五年以上の專門學校、高等師範學校專攻科、大學令に依る大學々部(以上年齡二十七年まで)に在學し、延期を出願したるもの。

五、徵兵適齡及び其以前より帝國外の地に在るもの(特定のものを除く)にして、延期を願ひ出でたるもの。

【徵集免除】左記のものは徵集を免除さる。

一、戶籍法の適用を受けざるものにして徵兵適齡を過ぎ、戶籍法の適用を受くるものの家に入りたるとき。

二、徵集又は入營延期者にして年齡三十七年を過ぎたるとき。

召集―豫備兵及び後備兵は勤務演習の爲め兩兵役を通じ五回以內(一年一回)、陸軍に在りては三十五日以內、海軍に在りては七十日以內召集され、第一補充兵は敎育の爲め百二十日以內召集さる。補充兵にして軍隊敎育を受けたるものは勤務演習の爲め召集さる。尙ほ歸休兵、豫備兵、後備兵及び補充兵に對しては每年一回簡閱點呼行はる左記各號の一に該當するものは勤務演習召集又は簡閱點呼を免ぜらる。

一、餘人を以て代ふべからざる職に在る官吏又は官吏待遇者。

二、市町村長、助役、收入役其他之に準ずべき職に在る者。

三、帝國議會、府縣會、市町村會、其他之に準ずべきものゝ議員、但し其の會期中に限る。

四、帝國外の地に旅行又は在留する者。

五、帝國外の地を往復する帝國船舶の船員。

國防近事

御大禮大觀兵式―三年十二月二日、代々木練兵場に擧行、參加部隊近衞、第一兩師團(各九千餘名)、東京衞戍地內陸軍各校學生隊、生徒隊、敎導隊、軍樂隊(七千餘名)、地方師團の代表隊(一萬五千餘名)、總計四萬、馬匹一萬、飛行機百三十、タンク、高射砲、高射機關銃、裝甲自動車、步兵砲、砲車等。

御大禮特別觀艦式―同十二月四日、橫濱港沖に擧行、參列艦船戰艦長門外五隻、巡洋戰艦榛名外二隻、巡洋艦那智外二十六隻、航空母艦加賀外三隻、驅逐艦七十九隻、潛水艦三十九隻、掃海艇十隻、潛水母艦、特務艦九隻計百七十五隻、外外國軍艦七隻、部外船舶十五隻、總計二百八隻及び飛行機百三十機、飛行船二隻。

四年度新事業―先づ海軍より記せば、

【航空施設】既定計畫に基く館山一隊の增設橫須賀工廠航空實驗所新設、航空母艦加賀搭載飛行機維持費等、總額百十二萬餘圓を計上し、別に航空隊設備費事業繰上に要する經費增加百五十萬圓を計上す。

【下士官兵增給】一名月額約一圓增給する事とし、總額六十八萬餘圓を計上す。

【少年航空兵養成】少年航空兵(十五歲乃至十七歲の少年に三年間基本練習を授け、一定期間實地練習の後下士官待遇の操縱士と爲す)、養成の爲め、豫算二十萬圓を以て橫須賀に之が養成機關を新設す。但し四年度は志願者を募集するのみにて、其の收容は五年四月一日の見込なり。

【新式兵器採用更新】主として潛水艦防禦網星彈、短波長無線電信機、火工品、彈丸及魚雷の新兵器の採用又は更新に充つる爲め豫算百四十八萬圓を計上す。

【研究費】航空及び軍用鳩、特殊兵器、無線電波軍艦操縱等の研究に充つる爲め、六十二萬餘圓を計上す。

【思想取締】軍隊及び職工の思想取締の爲め法務局及び各鎭守府の定員を增加する事とし、之が經費約二萬圓を計上す。

次に陸軍に在りては、

【防空施設】三ヶ年繼續、五百五十萬圓を以て東京、京阪、名古屋、北九州地方の防空施設(高射砲、同機關銃、照空燈、聽音機等の整備)を完成するものとし、四年度に於ては先づ東京地方に於ける施設費として五十萬圓を計上す。

【獨立守備隊增員】豫算四十五萬圓を以て現在滿洲獨立守備隊兵員四個大隊約三千二百名を、六個大隊約五千餘名に增員す。

【思想係憲兵新設】軍隊內赤化防止の爲め豫算六萬圓を投じ、思想係專門憲兵を新設す

【兵卒給料增加】豫算增額百九十萬餘圓を以て、一名月額一圓程度の增給を爲す。

【無線通信敎育】將來各師團司令部に戰時無線電信隊新設の準備として、豫算二萬圓を以て中野第一、廣島第二兩電信聯隊の定員合計一箇大隊を增員し、要員の養成敎育を爲す。尙ほ之が爲め海軍の航空少年兵に倣ひ、少年兵募集の計劃あり。

山東撤兵―山東派遣軍は、其の後十月十三日第三次減兵發令され、第三師團豫備役は全部動員解除となり、結局山東に殘留越年せる兵力は現役約八千名となりたるが、越えて四年三月二十八日濟南交涉調印を機とし、山東駐屯軍全部の歸還を爲す事となり同二十七日御裁可を得たるも、支那側の事情に依り警備の引繼遲延し、五月二十日に至り全部撤兵、同二十七日上陸歸還せり。右に付安滿師團長は六月十一日特に凱旋將軍の禮を賜はり、近衞儀仗の下に參內、拜謁仰付けられたり。

國家總動員演習―六月二十四日より七月三日迄、我國最初の試みたる國家總動員演習は、宇佐美資源局長官統監の下に京都、大阪、兵庫の二府一縣下に擧行さる。參加人員は關係市町村靑年團、少年團、學校、各會社工場及び資源局、陸軍、海軍、內務商工、農林、文部、遞信、鐵道各省を網羅し、演習は工業生產演習(本邦工業の中樞地たる前記三府縣の生產全能率を調査する演習にして、工場側にて統監部の命令一下全力を擧げて軍需品製作を爲す)、調査演習(工場よりの物資を短時間に、如何なる方法により倉庫又は商店に納入さるゝやを調査するものにして、一朝有事の際の動員計畫資料を得る爲めの演習)、輸送演習(自動車荷車等の集散狀況及び最もその繁忙時及び混雜場所を調査、更に有事の際その混雜を如何に轉換し、又貨物配給を如何になすや、或は徵發自動車の數輛如何等を調査す)の三段より成り、官民一致豫定の成績を收めて終了せり。

海軍近況―

【新進水艦】三年九月以降に於て左記艦艇の進水を見たり。(艦艇表參照)

△一等驅逐艦叢雲、九月二十七日△一等驅逐艦初雪、九月二十九日△潛水艦イ五十七號十月一日△潛水艦イ六十二號、十一月二十九日△一等驅逐艦浦波、十一月二十九日△敷設艦白鷹、一月二十五日△潛水艦イ五十九號三月二十五日△二等砲艦熱海、三月三十日△潛水艦伊六十號、四月二十四日△特務艇燕四月二十四日△特務艇鷗、四月二十七日△敷設艦嚴島五月二十二日△一等驅逐艦敷波、六月二十二日

【第一期補助艦完成】大正十二年華府會議後樹立の第一期補助艦建造計畫は、昭和三年三月完成すべきの所、震災の爲め一年延期四年三月完成を告げたるが、此計畫に屬する補助艦は(一)巡洋艦妙高、那智、足柄羽黑、加古、古鷹、衣笠、青葉を初として(二)驅逐艦二十隻、(三)潛水艦二十八隻、(四)其他航空母艦、潛水母艦、特務艦若干隻なり。

【三年度着手新艦】左の如し。

艦種	名稱	造船所
一等巡洋艦	摩耶	川崎造船所
二等砲艦	熱海	三井造船部玉工場
〃	二見	藤永田造船所
一等驅逐艦	天霧	石川嶋造船所
〃	朝霧	佐世保工廠

【飛行艦建造】右の外帝國海軍最初の試みとして、軍艦に代るべき大飛行機(飛行艦と命名す)の建造に着手す。性能は全然戰鬪艦にして、戰時武裝航續力無着水三千哩、武裝を解けば五千哩の性能となる。

【四年度廢艦】四月一日付、三等潛水艦全部(波號第一乃至第十、總噸數三千二百五十九噸)及び特務艦松江(測量艦二千五百五十噸)廢艦となる。

【四年度練習艦隊】淺間、磐手の二艦を以て編成され、野村吉三郎中將司令の下に七月一日橫須賀出發、北米東西沿岸、南洋を巡航十二月二十七日歸港の豫定、航程二萬四千六百二十八哩、乘組候補生約二百名。

【艦船椿事】(一)三年十月二十日水雷學校所屬第四水雷艇羽田沖航行中、折柄同所に魚形水雷發射訓練中の驅逐艦磯波と衝突沈沒し、乘員四名行方不明となる。(二)同十二月一日佐世保鎭守府所屬第一艦隊陸奧の艦載水雷艇は、大禮觀艦式に參加すべく橫濱入港の際、同港防波堤入口に於て軍艦山城の艦載水雷艇と轉舵の過失より衝突、陸奧の水雷艇は沈沒、山城の水雷艇は小破したるが、幸ひに乘組員は全部救助さる。(三)四年四月十一日、橫須賀海軍水雷學校普通科練習生は、三木高秀大尉指揮の六號敷設艇(白鷹)に便乘、東京灣第三海堡附近に於て爆破實驗作業中、火藥爆破死者十名、重輕傷四十名を出せり。(四)次に谷口大將旗下の第一第二兩艦隊聯合艦隊六十餘隻は、同四月十九日より二十日に亘り、鬱陵嶋南方に於て日本海々戰二十五周年記念演習終了後俄然天候不良となり、爲めに參加飛行中不時着水せるもの十機を出し、內八機は救助されたるも、赤城所屬の二機行方不明となり、搭乘者渡邊正弘大尉外三名は日を經て屍體となりて發見され、又驅逐艦若竹乘組員中三名は激浪に浚はれ、行方不明となりたり。(五)横須賀鎭守府所屬大崎大佐の率ゆる第九潛水隊のい二十一號は、四年七月三日館山沖にて魚雷發射訓練中、

濃浪の爲第七驅逐隊の杉と衝突、双方損傷を受けたるも幸に乘員には死傷なかりき。(六)同七月九日第二聯隊第二水雷戰隊は佐伯灣にて夜襲演習中、第十二驅逐隊雲と第三十驅逐隊望月と衝突、双方大損傷を受け、前者乘組特務少尉伊藤順三氏は重傷、死亡し、外士卒數名の重輕傷者を出せり。

【軍艦電波操縦實驗】電波に依る軍艦の操縦は列強皆之に成功し、今や幾何程度の大軍艦まで之が操縦に堪へ得るかの競爭時代となりたるが、我海軍にても鋭意研究の結果、四年一月十四日、最初の實驗を東京灣口浦賀水道に於て試み望外の成功を示せり。當日操縦に供したるは廢驅逐艦卯月(三百八十一噸)にて、一哩先の距離に於て操縦艦第三驅逐艦旗艦灘風(千二百十五噸)より千二、三百米突の長波電力を放送し、約三十分間意のまゝに之を操縦し得たる成績に鑑み、先つ射擊練習の標的より始めて漸次實驗の範圍を擴大し行くことゝなりたるが、本研究の完成は戰時敵軍港の封鎖其他爆破魚雷の自由操縦に依る命中の的確等頗る有利なる功果を齎すべしといふ。

【航空戰隊復活】航空戰隊は三年十二月艦隊編成替の際一日解隊されたるが、四月一日更に赤城、鳳翔兩航空母艦及び櫻、楠兩驅逐艦にて編成され、第一艦隊に所屬す。尙ほ之と共に第一、第二艦隊中巡洋艦以上の軍艦全部に飛行機を搭載し、其他千六百五十噸級新型潜水艦にて編成の第二艦隊第二潜水艦、第十九潜水艦、伊號第五十六、五十七、五十八にも、夫々小型折疊み式飛行機を搭載する事となりたり。

【井上元師海軍葬】四年三月二十六日故井上元師の爲に、青山齋場に於て海軍葬營まる。

【沈没露艦引揚】我國サルベージ界の權威福井豫備海軍造船少將は、日本海々戰に於て沈没せるバルチック艦隊戰鬪艦九隻、巡洋艦二隻、特務艦四隻引揚方の許可を得、四年六月中旬その準備に着手せり。

【沈没潜艦救難成功】福井造船少將は過去四ヶ年の苦心を經て、世界無比の沈没潜水艦引揚作業を完成し、四年六月十三日吳に於て實驗を行ひ大成功を收めたるが、こは我が海軍獨特の井戸釣瓶式に依れるものにて海底二十四尋の沈没艦に對し、僅々一時間餘にして引揚を了せり。

【日本海々戰記念塔】日本海々戰の根據地朝鮮鎭海灣頭兜山山上に建設中なりし我が日本海々戰記念塔は、四年五月二十七日海軍記念日を期し除幕式を擧行す。塔高百十二尺、艦橋と主檣とを模せる塔身には東郷元師書「日本海々戰記念碑」の八字を刻し、その下に德富蘇峰氏の撰文を刻せり。

陸軍近況—

【軍用自動車慘事】三年九月二十五日、東北本線金ヶ崎驛附近本宮踏切(岩手縣)に於て上野行急行列車と陸軍特別大演習參加立川飛行聯隊所屬自動車隊と正面衝突し、列車は機關車前輪脫線、自動車は粉碎し、搭乘兵士二名即死、重輕傷八名を出せり。

【銃丸防禦術完成】陸軍省囑託竹原源藏氏は東北帝大金屬研究所にて、同所長本多光太郎博士指導の下に約一ヶ年の研究を經て、三年十月步兵銃彈丸防禦術を完成す。厚さ二分弱、鋼製のものにて、三八式步兵銃十米の發砲彈を撥ね返す威力を有し、世界無比と稱せらる。

【陸軍新軍歌及行進曲】陸軍にては大禮記念として『こゝは御國』の軍歌の改正と同時に『我は官軍』の行進曲改正を企て、十月下旬完成、御大禮觀兵式に於て初演奏を爲す。軍歌は陸軍部内より募集(一等當選秩父宮御付武官本間雅晴中佐)、行進曲は巖谷小波氏を煩はせるものにて、共に戸山學校の作曲にかゝる。

【軍隊敎育令等改正】三年十二月六日軍隊敎育令改定施行され、次いで四年二月六日戰鬪綱要制定、又砲兵操典改定實施、更に三月二十九日小銃、輕機關銃、拳銃射擊敎範制定實施さる。

【步兵大隊旗廢止】三年十二月二十四日步兵大隊旗廢止さる。

【憲兵條例改正】四年四月十二日憲兵條例中改正の結果、憲兵條例は憲兵令と改められ同時に司令部に總務部及び警務部の二部新設、准士官以下の豫後備制は廢止となる。

【列車砲試驗】陸軍省にては四年五月、佛國より列車砲を購入、房總富津崎要塞内にて祕密裡に試驗せるが、大略特殊の鐵道車輛に火砲を裝備し、軌道上を自由に運行し得るよう構造されたる謂はゞ移動砲台とも稱ふべき最新武器(大戰中米佛軍にて使用相當好果を擧げ、その後各國にて鋭意研究中のもの)にて、現在火砲の射程距離の約三倍即ち十四封度彈四萬五千米の威力を有す。但し之が運用に就ては鐵道規定と密接關係を有し、且つ地理的狀況を考査する必要あり、其邊今後の研究に屬す。

【輕機關銃改良】佐倉步兵第五十七聯隊加瀨軍曹は、過去四年の苦心を經て步兵用輕機關銃の改良に成功し、師團司令部に建策することゝなる。改良部分は負ひ台と脚部とにて、前者の改良は世界的發明を以つて推賞され、採用の上は兵の勞苦を救ふに於て非常の効果あるべしと期待さる。

【豐橋工兵隊椿事】四年五月二十八日豐橋工兵第三大隊第三中隊にて煙幕製造作業中、火藥爆發し、從業中の下士卒四名死亡、外四名の重輕傷者を出せり。

【軍用飛行機更新】我が陸軍偵察機は大正八年以來佛國製サルムソン機(二三〇馬力)を使用し來たるが、愈々純國産機を以て之に代ふる時節到來、即ち神戸川崎飛行機製作所及び石川島飛行機製作所にて製作中の純國産全金屬八八式偵察機(B・M・W四五〇馬力)を採用する事となり、四年度初めより既に出來のものを下志津、所澤兩飛行學校に配布し、順次各飛行聯隊に及ぼし、約三年間を以て全部之に取更ふる豫定なり。機はサルムソンに比し速力二倍、性能に於ても遙に優秀なるものにして、此外現時使用中の戰鬪機甲式四型(ニユーポール)も、近くカーチス式に取代ふる方針なり。

【水陸兩用自動車完成】陸軍科學研究所にては豫て軍用水陸兩用自動車研究中の處、遂に之を完成し、六月末祕密裡に駿河灣內三津ケ濱海上にて實地試驗を行ひ、好成績を收めたるを以て、四年秋の陸軍大演習に試驗的に活用する事となりたり。

【滿洲事件責任者處分】滿洲某重大事件に關し七月一日付左の如く責任者の處分發表ありたり。

依願豫備役編入　關東軍司令官陸軍中將村岡長太郎△停職　第九師團司令部付(前關東軍高級參謀)陸軍步兵大佐河本大作△譴責　滿洲獨立守備隊司令官陸軍少將水町竹三、東京灣要塞司令官(前關東軍參謀長)陸軍中將齋藤恆。

【國軍大整理計畫】宇垣新陸相は政府の緊縮方針に基き、戰鬪力を減殺せざる方法に依り國軍の根本的整理立直しを斷行し、經費の徹底的緊縮を行ふ決心にて、就任早々之が調査に着手せり。

現役將校定限年齢

海軍—

六十五歲　大將
六十二歲　軍醫中將　主計中將　造船中將　造機中將　造兵中將
六十歲　中將
五十八歲　少將　造兵少將　軍醫少將　藥劑少將　主計少將　造船少將　造機少將
五十四歲　(軍醫大佐 水路大佐)　藥劑大佐　主計大佐　造船大佐　造機大佐　造兵大佐
五十二歲　大佐　機關大佐　各科特務大尉
五十歲　(軍醫中佐 水路中佐)　藥劑中佐　特務中少尉　主計中佐　造船中佐　造機中佐　造兵中佐
四十八歲　中佐　機關中佐
四十七歲　(軍醫少佐 水路少佐)　藥劑少佐　主計少佐　造船少佐　造機少佐　造兵少佐
四十五歲　少佐　機關少佐
四十四歲　(軍醫大尉 水路大尉)　藥劑大尉　主計大尉　造船大尉　造機大尉　造兵大尉
四十三歲　大尉　機關大尉
四十歲　(軍醫中少尉 造兵中少尉)　藥劑中少尉　水路中少尉　主計中少尉　造船中少尉　造機中少尉
三十八歲　中少尉　機關中少尉

陸軍—

六十五歲　大將
六十二歲　中將　主計總監　軍醫總監　藥劑總監　獸醫總監
六十歲　主計監　軍醫監　藥劑監　獸醫監
五十八歲　少將
五十六歲　一等主計正　一等軍醫正　一等藥劑正　一等獸醫正
五十五歲　大佐
五十四歲　二等主計正　二等軍醫正　二等藥劑正　二等獸醫正
五十三歲　中佐
五十二歲　三等主計正　三等軍醫正　三等藥劑正　三等獸醫正
五十歲　(少佐 一等獸醫)　(一等主計 一二三等樂長)　一等軍醫　一等藥劑官　一等看護官
四十八歲　大尉
四十七歲　二三等主計　二三等軍醫　二三等藥劑官　二三等看護官　二三等獸醫
四十五歲　中少尉

准士官の定限年齢は陸海軍とも四十八歲、但し陸軍の步、騎、砲、工、航空及び輜重兵科の特務曹長は四十歲。特務大尉より進級せる海軍佐官(各科大佐を除く)に就ては各科特務大尉の例に依る。

武官の進級、停年

武官の平時進級は拔擢に依り、級を逐ひ歴進せしめらる。其進級に必要なる實役停年左の如し。戰時にありては各官の實役停年半減され、又海上勤務及び航空勤務の日數は其勤務日數の三分一に當る日數之に加算さる。

海軍—

少將	三年	大佐	二年
中佐	二年	少佐	二年
大尉	四年	中尉	一年六月
特務中尉	三年	少尉	一年
特務少尉	二年	一等下士官	二年四月
二等下士官	一年四月	三等下士官	一年四月

陸軍—

中將	四年	少將、同相當官	三年
大佐、同相當官	二年	中佐、同相當官	二年
少佐、同相當官	二年	大尉、同相當官	四年
中尉、同相當官	二年	少尉、同相當官	一年
樂長補	三年	曹長、同級官	二年
軍曹、同級官	一年	伍長、同級官	六月

武官俸給

左表に依り支給され、航空勤務者は航空加俸を給せらる。尙ほ准士官以上待命中は俸給十分八、休職中は同十分六、停職中は同十分三を給せらる。

階等	年額
大將	七、五〇〇圓
中將同相當官	六、五〇〇
少將同相當官	五、六〇〇
大佐同相當官	四、六〇〇
中佐同相當官	三、六〇〇
少佐同相當官	二、六〇〇
大尉同相當官　一等	二、一〇〇圓
大尉同相當官　二等	一、八〇〇
大尉同相當官　三等	一、六〇〇
特務大尉　一級	[illegible]
特務大尉　二級	[illegible]
中尉同相當官　一等	一、三〇〇
中尉同相當官　二等	一、〇二〇
特務中尉　一級	一、九二〇圓
特務中尉　二級	一、七七〇
少尉同相當官	八五〇
特務少尉　一級	一、六〇〇
特務少尉　二級	一、四八〇
一等樂長　一等	[illegible]
一等樂長　二等	[illegible]
一等樂長　三等	[illegible]
二等樂長　一等	[illegible]
二等樂長　二等	[illegible]
三等樂長　一等	一、三三〇圓
三等樂長　二等	一、二四〇
准士官　陸軍　特別甲	一、〇八〇
准士官　陸軍　特別乙	一、〇二〇
准士官　陸軍　一等	九六〇
准士官　陸軍　二等	九〇〇
准士官　陸軍　三等	八四〇
准士官　海軍　一級	[illegible]
准士官　海軍　二級	[illegible]
准士官　海軍　三級	[illegible]
准士官　海軍　四級	[illegible]

軍人恩給

(一)陸海軍の現役、豫備役、後備役又は補充兵役に在る者、(二)國民兵役にある者にして、召集せられたる者、及び志願に依り國民軍に編入せられたる者、(三)陸軍の見習士官及び海軍の候補生、(四)其他勅令を以て指定さるゝ陸海軍の學生々徒は、左の規定に依り恩給を受く。

普通恩給—在職十一年以上にして退職したる者に年金として給さる。其年額は退職當時の階等及び其在職年限に依り等差あり、各階在職十一年の額を最低とし、一年を增す毎に追加され、五十年を以て最高とす。一例として各階最低(即ち在職十一年)の額を示せば左の如し。

階等	金額
將官及相當官　親任	[illegible]
將官及相當官　一等	[illegible]
將官及相當官　二等	[illegible]
佐尉官及同相當官　三等	[illegible]
佐尉官及同相當官　四等	[illegible]
佐尉官及同相當官　五等	[illegible]
佐尉官及同相當官　六等	[illegible]
佐尉官及同相當官　七等	[illegible]
佐尉官及同相當官　八等	[illegible]
准士官　一等	[illegible]
准士官　二等	[illegible]
下士　三等	[illegible]
下士　四等	[illegible]
海軍一等兵	[illegible]
陸軍上等兵	[illegible]
海軍二等兵	[illegible]
陸軍一等卒	[illegible]
海軍三等兵	[illegible]
陸軍二等卒	[illegible]
海軍四等兵	[illegible]

増加恩給—公務の爲め傷痍を受け、又は疾病に罹り、失格原因なくして退職したる者に、普通恩給に加へ年金として給さる。其額は文官と共通にして、退職當時の官等、傷病の原因及び不具癈疾の程度に依り等差あり。(文官恩給參照)

傷痍恩給—下士以下の軍人にして、公務の爲め傷痍を受け、又は疾病に罹り、不具癈疾の程度に至らざるも、之が爲め退職し、又は退職後一年內に之が爲め一種以上の兵役を免ぜられたる者に一時金として給せらる。其額は退職當時の官等並に傷痍の原因及び程度(一等より十等に至る)に依り等差あり。茲にはその第一等(最高給)と第十等(最低給)とを掲ぐ。

傷痍	下士	兵卒
甲	一六五圓—一、六五〇圓	一五〇圓—一、五〇〇圓
乙	一三二—一、三二〇	一二〇—一、二〇〇

甲は戰鬪又は之に準ずべき公務、乙は普通公務に因る傷痍なり。

一時恩給—下士以上の軍人在職十一年未滿にして退職したる者に給さる(但し下士以上としての在職一年未滿なる時は此限りにあらず)。其額は退職當時の官等及び在職年數に依り等差あり。各階の最低、最高額を示せば左の如し。

階等		最低 最高
將官及相當官	親任	四、三七五(七)—六、二五〇圓
	一等	三、二五〇(六)—五、四一七
	二等	二、三三三(五)—四、六六七
佐官尉官及相當官	三等	一、五三三(四)—三、八三三
	四等	九八八(三)—三、二九三
	五等	五四二(二)—二、七〇八
	六等	一九六(一)—一、九六〇
	七等	一四三(一)—一、四二七
	八等	一一七(一)—一、一六七

階等	最低 最高
准士官 一等	一三〇(一)圓—一、三〇〇圓
下士 一等	七二(一)—七二三
二等	六四(一)—六三八
三等	五六(一)—五六三

括弧內の數字は一時恩給を給せらるべき在職最低年限を示せるものなり。

扶助料—文官の例に依る。

一時扶助料—下士以上の軍人、在職一年以上十一年未滿にして在職中死亡したる時、其遺族に給せらる。其額は一時恩給の額を適用さる。

在職年の計算—軍人の恩給權につき、其在職年を計算する場合、十一年に達するまでは、軍人以外の公務員としての在職年は、其四分三に當る年月數を以て計算され、航空及び潜水艦勤務に服したる時は、其期間の一月に付き、前者は二月以內、後者は一月を加算さる。其他の加算につきては文官恩給の例に依り計算さる。

死亡賜金

現役の武官死亡したる時は、其遺族に死亡賜金給せらる。其定額左の如し。(各相當官を含む)

階級	金額
大將	三、五〇〇圓
中將	三、一六七
少將	二、一六七
大佐	一、八六七
中佐	一、五三四
少佐	一、三一七
大尉	一、〇八四
特務大尉	七八四
中尉、特務中尉	五六七圓
少尉、特務少尉	四六七
見習士官	四〇〇
候補生	四〇〇
准士官	四〇〇
曹長	二八五
軍曹	二五五
伍長	二三五

特別勤務者一時賜金

(一)軍用航空機に乘じ航空演習中、若しくは軍事上の必要に依り軍用に非ざる飛行機又は氣球に搭乘中、自己の重大なる過失に因るにあらずして死亡し、又は傷痍を受け不具癈疾となりたる時、(二)潜水艦に在りて勤務する者、自己の重大なる過失に因るに非ずして死亡し、又は傷痍を受け、若しくは疾病に罹り不具癈疾となりたる時、(三)化學兵器に關する研究の爲め、其試驗製造、檢査及び取扱に從事し、直接其の危害を受くる虞ある陸海軍人、軍屬、囑託者及び職工にして、自己の重大なる過失に因るに非ずして該勤務從事中之が爲め死歿し、又は傷痍を受け、若しくは中毒症に罹り、不具癈疾となりたる時は、一時賜金給與さる。其金額左の如くにして、本人死亡の場合は遺族に給さる。傷痍に因り三年以內に死亡したる者にして、不具癈疾の爲め一時金を受けざりしもの亦同じ。潜水艦勤務死亡者は當分の內左表賜金の外、高等官及び候補生に在りては一萬圓、判任一等官五千圓、判任二等官以下三千圓の保護賜金を受く。

死亡—

身分	金額
親任官	一〇、〇〇〇圓
高等官一等	九、〇〇〇
同二等	八、〇〇〇
同三等	七、〇〇〇
同四等	六、〇〇〇
同五等給料月額三百三十圓以上	五、〇〇〇
同六等給料月額二百七十圓以上	四、〇〇〇
同七等給料月額二百三十圓以上	三、〇〇〇
同八等、海軍候補生、給料月額二百圓以上	二、〇〇〇
准士官、見習士官、判任文官一等給料月額百五十五圓以上	一、八〇〇
曹長、海軍一等下士官、判任文官二等、給料月額百十五圓以上	一、六〇〇圓
軍曹、海軍二等下士官、判任文官三等、給料月額八十圓以上	一、四〇〇
伍長、海軍三等下士官、判任文官四等、給料月額六十五圓以上	一、三〇〇
海軍一等兵	一、二〇〇
陸軍上等兵、海軍二等兵、給料月額四十圓以上	一、〇〇〇
陸軍一等卒、海軍三等兵	九〇〇
陸軍二等卒、海軍四等兵、給料月額三十二圓以上	八〇〇
給料月額二十四圓以上	七〇〇
給料月額二十四圓未滿	六〇〇

不具癈疾—

給料月額	終身自用を辨ずる能はざる者	終身業務を營む能はざる者	其他
三三〇圓以上	三、八〇〇圓	三、五〇〇圓	三、一〇〇圓以內
二七五	三、四五〇	三、二〇〇	一、八〇〇
二三〇	二、一〇〇	一、九〇〇	一、五〇〇
二〇〇	一、七〇〇	一、六〇〇	一、三五〇
一五五	一、四〇〇	一、三〇〇	一、〇四〇
一二五	一、一〇〇	一、〇〇〇	八〇〇
八〇圓以上	八五〇圓	七〇〇圓	五五〇圓以內
六五	六四〇	五〇〇	四〇〇
四〇	五〇〇	四〇〇	三〇〇
三二	三五〇	二六五	二三〇
二四	三二五	二三五	二〇〇
未滿二四	二九〇	二四〇	一七〇

航空勤務者保護賜金

軍用航空機に乘じ航空勤務中、自己の重大なる過失に因るにあらずして死歿し、又は傷痍を受け、之が爲め三年內に死歿し、若しくは不具癈疾となりたるものには、當分の內別掲一時賜金の外、左の保護賜金給與さる。不具癈疾者保護賜金を受けたる後死歿したる場合には、其受けたる金額、死歿者保護賜金の額に達せざる者に限り、其金額を賜與さる。

身分	死歿者保護賜金	不具癈疾者保護賜金 終身自用を辨ずる能はざる者	終身業務を營む能はざる者	其他
高等官、同待遇者、海軍候補生	一〇、〇〇〇圓	一〇、〇〇〇圓	六、六〇〇圓	四、四〇〇圓以內
見習士官、判任官一等、同待遇者	五、〇〇〇	五、〇〇〇	三、三〇〇	二、二〇〇
判任官二等以下、同待遇者、兵卒、雇員、傭人、職工	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、三〇〇

元帥府

元帥府は軍事上に於ける最高諮問にして、元帥府に列せらるゝ陸海軍大將には、特に元帥の稱號と共に元帥佩刀及び元帥徽章を賜はる。(昭四・九・一〇)

元帥　陸軍大將伯　奥　保鞏
〃　海軍大將伯　東郷平八郎
〃　陸軍大將　載仁親王
〃　子　上原勇作

軍事參議院

軍事參議院は帷幄の下に在り、重要軍務の諮詢に應ずる機關にして、諮詢を待つて參議會を開き、其意見を上奏す。參議官は元帥、陸海軍大臣、參謀總長、海軍軍令部長並に特に軍事參議官に親補せられたる陸海軍將官等にして、參議院議長には、參議官中最高故參の者を以て之に充てらる。(昭四・九・一〇)

參議官　陸軍大將　守正王
〃　〃　菊地愼之助
〃　〃　白川義則
參議官(參)　陸軍大將　武藤信義
〃　〃　井上幾太郎
〃　〃　鈴木孝雄
〃　〃　田中國重
〃　〃　金谷範三
〃　海軍大將　山下源太郎
〃　〃　博恭王
〃　〃　竹下　勇
〃　〃　安保清種
〃　〃　岡田啓助

海軍軍令部 (海軍省構內)

國防、用兵に關する事を掌る。部長は天皇に直隷し、帷幄の機務に參じ、國防、用兵に關することを參畫し、親裁の後之を海軍大臣に移す。戰時大本營を置かれざる場合にありては、作戰に關することは本部長之を傳達す。(昭四・九・一〇)

部長　大將　加藤寛治
次長　中將　末次信正

參謀本部 (麹町區永田町)

國防及び用兵の事を掌る。參謀總長には陸軍大將、若しくは陸軍中將中より之に親補せられ、天皇に直隷し、帷幄の軍務に參畫し、國防及び用兵に關する計畫を掌り、參謀本部を統轄す。陸軍大學校及び陸地測量部は參謀總長の管轄に屬す。(昭四・九・五)

總長　大將　鈴木莊六
次長　中將　岡本連一郎
總務部長　少將　二宮治重
第一部長　少將　畑　俊六
第二部長　少將　建川美次
第三部長　中將　廣瀬壽助
第四部長　少將　廣瀬　猛
陸地測量部長　少將　石井英橘

教育總監部 (麹町區代官町)

陸軍軍隊教育の齊一進歩を規畫し、所轄學校(軍醫、獸醫、經理の各學校、大學校を除く陸軍部內諸學校)の教育を掌る。總監は大中將より之に親補せられ、天皇に直隷す。總監部を本部及び騎兵、砲兵、工兵、輜重兵各監部に分つ。(昭四・九・一〇)

總監　大將　武藤信義
本部長　中將　林　仙之
騎兵監　中將　森　[illegible]
砲兵監　中將　坂部十寸穂
工兵監　少將　若山善太郎
輜重兵監　少將　横須加辰藏

東京警備司令部

司令官は陸軍大將又は中將之に親補せられ天皇に直隷し、帝都及び其附近(荏原、豐多摩、北豐島、南足立、南葛飾五郡、横濱市、川崎市及び橘樹郡)の警備に任じ且つ東京衞戍司令官の職務を行ふ。軍政及人事に關しては陸軍大臣の區處を承く。(昭四・九・一〇)

司令官　中將　長谷川直敏

陸軍造兵廠 (小石川區小石川町)

總務部、作業部、技術部、會計部、工廠及び直轄製造所を有し、陸軍所要の兵器の考案設計、兵器其他の軍需品及び一般火藥類の製造、修理及び此等製品の檢査を爲し、且つ海軍所要の火藥の製造、修理を行ふ。東京、王子、名古屋及び大阪に工廠を、小倉及び平壌に直轄製造所を置く。長官は陸軍大臣に隷す。(昭四・九・一〇)

長官　中將　緒方勝一

武官人員俸給 (二年末)

階級	陸軍 人員	陸軍 年俸	海軍人員
將官	二〇七	一、三三四千圓	一一〇
佐官	三、四九二	一一、〇一八	一、八七八
尉官	一〇、一三三	一四、三六〇	三、八三六
特務士官	—	—	一、二八三
候補生	—	—	一八八
准士官	三、五五三	—	一、四九五
計	一七、四六三	二六、六六三	七、七九〇
昭和元	一七、三六四	二九、一三三	七、八六一
大正一四	一七、一八三	三〇、〇八九	七、五六七

海軍年俸は調査なし。

軍人恩給受領人員金額

種別	陸軍 恩給 人員	陸軍 恩給 金額	陸軍 扶助料 人員	陸軍 扶助料 金額	海軍 恩給 人員	海軍 恩給 金額	海軍 扶助料 人員	海軍 扶助料 金額
大正一四	一三、一九四	四六、二六一	八五、九二六	一六、四六〇	三五、七三二	一九、八四八	一三、五七五	三六、〇〇三
昭和元	一二四、〇八二	四七、三二六	八六、〇八五	一六、五七〇	五六、三三七	二〇、七〇三	一三、三二五	三三、一八九
二	一二三、九五一	四七、三九九	八四、一五七	一六、二六五	三九、四七六	二二、八七七	一三、六八五	三三、三六一

金額は千圓單位。

海軍

帝國艦艇數（各年末）

年次	軍艦 隻數	軍艦 噸數	驅逐艦 隻數	驅逐艦 噸數	潛水艦 隻數	潛水艦 噸數	水雷艇 隻數	水雷艇 噸數	特務艦 隻數	特務艦 噸數	計 隻數	計 噸數
明治一五	一八	一四、〇〇三	—	—	—	—	—	—	—	—	一八	一四、〇〇三
二五	三六	二八、九七七	—	—	—	—	一	[illegible]	—	—	三七	二八、八五七
三五	三五	六五、五三六	—	—	—	—	一七	一、〇二三	—	—	五二	六六、五五六
四五	六二	二五一、〇四五	一七	五、七七二	—	—	六五	二、六九六	—	—	一四三	二六〇、〇八二
大正元	六八	三六六、二一四	五九	三六、六六一	—	—	五四	五、九八七	—	—	一八二	三一五、五七四
一二	六六	七〇六、〇二三	九八	八四、九〇三	二六	一六、〇〇〇	一三	一、五四七	二〇	二三四、九八〇	二三三	[illegible]
一三	六四	六二三、三一七	一一三	一〇九、〇三二	四〇	三六、八〇〇	三	四五六	三三	三一九、四六三	二四一	一、〇四三、四四三
昭和二	七七	六〇二、九五七	一〇〇	一〇七、四三五	？	？	？	？	？	？	？	九五〇、三八七

大正十二年以後艦艇總數の發表なきも、主力艦以外の現有勢力は巡洋艦三十五隻、十九萬八千五百五十噸、驅逐艦九十四隻、八萬九千八百五十三噸、潜水艦六十一隻、五萬二百六十八噸、計百九十隻、三十三萬八千六百七十噸にして、這は是れ我が最少限度の勢力として、列强の計畫如何に拘らず、保持せらるべき勢力なり。

海軍區　軍港、要港

全國の海岸及海面を分ちて三海軍區とし、各海軍區に軍港を置き、其軍港鎭守府之を管す。軍區劃及び軍港所在地左の如し。

海軍區	區劃	軍港
第一	青森縣、岩手縣、宮城縣、福島縣、茨城縣、千葉縣、東京府、神奈川縣、靜岡縣、愛知縣、三重縣の海岸、海面、北海道及び樺太	横須賀
第二	和歌山縣、大阪府、兵庫縣、岡山縣、廣島縣、山口縣、島根縣、鳥取縣、京都府、福井縣、石川縣、富山縣、新潟縣、山形縣、秋田縣、德島縣、香川縣、愛媛縣、高知縣、大分縣並に福岡縣の遠賀郡、宗像郡より以東の海岸、海面	呉
第三	第一、第二海軍區に屬するものを除きたる福岡縣の海岸、海面並に佐賀縣、長崎縣、熊本縣、鹿兒島縣、沖繩縣、臺灣及び朝鮮の海岸、海面	佐世保

尚ほ關東州の海岸、海面を關東州海軍區とし、佐世保鎭守府をして管せしめ、南洋群島委任統治區域の海岸、海面を南洋海軍區とし、横須賀鎭守府をして管せしむ。

各要港の所在左の如し。

京都府舞鶴、青森縣大湊、關東州旅順、朝鮮鎭海、膨湖島馬公

各軍港に海兵團ありて軍港の警備及び陸上の防火を掌り、各軍港及び要港部に防備隊ありて海面防禦の事を掌り、海兵團同所にあらざるときは、當該軍港又は要港の警備及び陸上防火を兼掌す。又各軍港、其他要港地に海軍航空隊ありて、空中防禦に關する事を掌り、軍港所在の航空隊は尚ほ海面防禦に關する事を分掌す。

志願兵徵募區

徵募區	所管鎭守府	廳府縣
第一	横須賀鎭守府	北海道、青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉、栃木、群馬、埼玉、東京、神奈川、山梨、靜岡、秋田、山形、新潟、長野、樺太
第二	呉鎭守府	愛知、三重、和歌山、滋賀、奈良、京都、大阪、兵庫、岡山、廣島、山口、鳥取、島根、富山、石川、福井、岐阜
第三	佐世保鎭守府	德島、香川、愛媛、高知、大分、福岡、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿兒島、沖繩

軍港要港職員（昭和四年九月十日現在）

軍港、要港―

横須賀軍港

- 鎭守府司令長官　中將　山本英輔
- 同參謀長　少將　長谷川清
- 艦船部長　少將　竹內泰茂
- 人事部長　大佐　安角喜藏
- 港務部長　大佐　三戸基介
- 工廠長　中將　立野德治郎
- 經理部長　主計少將　太田一郎
- 軍需部長　主計大佐　池邊安藏
- 建築部長　技師　乾膺藏
- 病院長　軍醫少將　國府田中
- 海兵團長　少將　東林岩次郎

呉軍港

- 鎭守府司令長官　中將　大谷幸四郎
- 同參謀長　少將　及川古志郎
- 人事部長　大佐　御堀傳藏
- 港務部長　大佐　片山登
- 艦船部長　機關大佐　赤堀研吉
- 工廠長　少將　杉政人
- 廣工廠長　少將　黑田琢磨
- 燃料廠長　少將　岸本信太
- 經理部長　主計少將　入谷清長
- 軍需部長　大佐　富岡愛次郎
- 建築部長　技師　弘中儀一
- 病院長　軍醫少將　高杉新一郎
- 海兵團長　大佐　澤崎仁平

佐世保軍港

- 鎭守府司令長官　中將　飯田延太郎
- 同參謀長　少將　藤吉峻
- 人事部長　大佐　柴山司馬
- 港務部長　大佐　木田新平
- 工廠長　少將　谷口美貞
- 經理部長　主計少將　桝田次郎
- 艦船部長　大佐　菊井信義
- 軍需部長　少將　西義克
- 建築部長　技師　三輪鏐台
- 病院長　軍醫少將　折茂恒治
- 海兵團長　大佐　相良達夫

艦隊司令官（昭和四年九月十日現在）

- 舞鶴要港部司令官　中將　鳥巣玉樹
- 馬公要港部司令官　少將　濱野英次郎
- 大湊要港部司令官　少將　嶋祐吉
- 鎭海要港部司令官　中將　原敢二郎
- 第一艦隊司令長官　大將　谷口尚眞
- 第二艦隊司令長官　中將　大角岑生
- 聯合艦隊司令長官（兼）　大將　谷口尚眞
- 練習艦隊司令官　中將　野村吉之助
- 第一遣外艦隊司令官　少將　米內光政
- 第二遣外艦隊司令官　少將　伊地知清弘

大公使館附武官（昭和四年九月十日現在）

- 在佛國大使館附　中佐　三浦省三
- 在伊國大使館附　中佐　丹羽正朝
- 在伯剌西爾大使館附　中佐　小池四郎
- 在獨逸大使館附　大佐　野村直邦
- 在支那公使館附　大佐　杉坂悌二郎
- 在ソヴイエット大使館附　大佐　有馬寛
- 在米國大使館附　大佐　坂野常善
- 在英國大使館附　中佐　嶋津忠重
- 在墨國公使館附　中佐　竹下志計理

海軍軍人數（三年十二月一日現在）

種別	現役	豫備	後備	計
將官	一〇二	一七八	七三	三五三
佐官	一、八五六	八〇九	二三五	二、九〇〇
尉官	二、九六三	二四〇	一三〇	三、三三三
特務士官	一、三六九	五九七	二〇三	二、一六九
候補生	一七七	—	—	一七七
准士官	一、五三六	三二四	四	一、八六四
下士官	一五、五一六	三、二三〇	四〇	一八、七八六
兵	五二、二〇七	一五、八五八	一四、二六九	八二、三三四
生徒	三七八	一三六	四〇七	九二一
計	七六、一一三	二一、三〇二	一五、四七一	一一二、八八六
昭和二	七五、九一八	—	—	—
元	七六、三三二	—	—	—

艦艇一覽表（四年九月十日現在、×印は進水年月）

艦種	艦名	排水量(噸)	速力(節)	主砲(門)	起工年月	竣工年月	製造所
戰艦	扶桑	三〇、六〇〇	二二・五	三十六珊一二、八珊高角四	明治四五・三	大正四・一一	呉
	山城	〃	〃	〃	大正二・一一	〃六・三	横須賀
	伊勢	三一、二六〇	二三・〇	〃	〃四・五	〃六・一二	川崎
	日向	〃	〃	〃	〃	〃七・四	三菱
	長門	三三、八〇〇	〃	四十珊八、八珊高角四	〃六・八	〃九・一一	呉
	陸奥	〃	〃	〃	〃七・六	〃一〇・一一	横須賀
計六隻							
巡洋戰艦	金剛	二七、五〇〇	二七・五	三十六珊八、八珊高角四	明治四四・一	大正二・八	英ヴイツカース
	比叡	〃	〃	〃	〃四四・一一	〃三・八	横須賀
	霧島	〃	〃	〃	〃四五・三	〃四・四	三菱
	榛名	三〇、五〇〇	二六・〇	〃	〃	〃	川崎
計四隻							
一等巡洋艦	加古	七、五〇〇	三三・〇	二十珊六、八珊高角四	大正一一・二	大正一五・七	川崎
	古鷹	〃	〃	〃	〃一一・三	〃一五・三	三菱
	青葉	〃	〃	二十珊六、十二珊高角四	〃一三・二	昭和二・九	三菱
	衣笠	〃	〃	〃	〃一三・一	〃二・九	川崎
	妙高	一〇、〇〇〇	〃	二十珊一〇、十二珊高角六	〃一三・一〇	〃四・五	横須賀
	那智	〃	〃	〃	〃一三・一一	〃三・一一	呉
	羽黒	〃	〃	〃	〃一四・三	×〃二・六	三菱
	足柄	〃	〃	〃	〃一四・四	×〃三・四	川崎
	愛宕	〃	〃	二十珊一〇、十二珊高角四	昭和二・四	〃四・四	呉
	高雄	〃	〃	〃	〃	—	横須賀
	鳥海	〃	〃	〃	〃三・三	—	三菱
	摩耶	—	—	—	—	—	—
計十二隻（內未成八隻）							
二等巡洋艦	利根	四、一〇〇	二三・〇	十五珊二、十二珊一〇	明治三八・一二	明治四三・五	佐世保
	筑摩	四、九五〇	二六・〇	十五珊八、八珊高角二	〃四三・五	〃四五・五	〃
	平戶	〃	〃	〃	〃四三・八	〃	川崎
	矢矧	〃	〃	〃	〃四三・六	〃	三菱
	天龍	三、五〇〇	三一・〇	十四珊四	大正六・五	大正八・一一	横須賀
	龍田	〃	〃	〃	〃六・七	〃八・三	佐世保
	球磨	五、五〇〇	三三・〇	十四珊七	〃七・八	〃九・八	同
	多摩	五、五〇〇	三三・〇	十四珊七	大正七・八	大正一〇・一	三菱
	北上	〃	〃	〃	〃八・九	〃一〇・四	佐世保
	大井	〃	〃	〃	〃八・二	〃一〇・一〇	川崎
	木曾	〃	〃	〃	〃八・六	〃一〇・五	三菱
	長良	五、五七〇	〃	〃	〃九・九	〃一一・四	佐世保
	五十鈴	〃	〃	〃	〃九・八	〃一二・八	浦賀
	名取	〃	〃	〃	〃九・一二	〃一一・九	三菱
	由良	〃	〃	〃	〃一〇・五	〃一二・三	佐世保
	鬼怒	〃	〃	〃	〃一〇・一	〃一一・一一	川崎
	阿武隈	五、五九五	〃	〃	〃一〇・三	〃一三・三	浦賀
	那珂	〃	〃	〃	〃一一・六	〃一四・二	横濱
	川內	〃	〃	〃	〃一一・二	〃一三・四	三菱
	神通	〃	〃	〃	〃一一・八	〃一四・七	川崎
	夕張	三、一〇〇	〃	十四珊六	〃一一・六	〃一二・七	佐世保
計廿一隻							
航空母艦	若宮	五、八七五	一〇・〇	八珊二	不明	不明	英國
	鳳翔	九、五〇〇	二五・〇	十四珊四	大正九・一二	大正一一・一二	淺野
	赤城	二六、一〇〇	二八・五	二十珊一〇、十二高角一二	〃九・一二	昭和二・三	呉
	加賀	〃	三〇・〇	〃	〃九・七	〃三・三	横須賀
	(A)	—	—	—	—	—	—
計五隻（內未成一隻）							
潛水母艦	韓崎	一〇、五〇〇	一三・六	八珊一	不明	明治三九入籍	英國ホーソンレスリー
	駒橋	一、二三〇	一三・九	八珊二	大正元・一〇	大正三・一	佐世保
	迅鯨	八、五〇〇	一六・〇	十四珊四、八珊高角一	〃一二・二	〃一三・八	三菱
	長鯨	〃	〃	〃	〃一二・三	〃一三・八	三菱
計四隻							
敷設艦	常磐	九、八八五	二一・五	二十珊二、十五珊八、八珊高角二	明治三〇・一	明治三二・五	アームストロング
	阿蘇	七、八〇〇	一三・〇	十五珊八、八珊高角三	〃	〃三八・七入籍	佛國ルフオルジエー
	勝力	二、〇〇〇	一三・〇	十四珊三、八珊高角三	大正五・五	大正六・一	呉
	嚴島	二、〇二〇	一七・〇	十四珊三、八珊高角二	昭和三・二	—	浦賀
	(A)	—	—	—	—	—	—
計五隻（內未成二隻）							

艦種	艦名	排水量(噸)	速力(節)	主砲(門)	起工年月日	竣工年月日	製造所
敷設艦	白鷹	一、四〇〇	一六・〇〇	十二珊高角三	昭和二・二	昭和四・四	石川嶋
	嚴島	一、九〇〇	—	—	—	×〃四・五	—
一等海防艦	淺間	九、八八五	二一・五〇	二十珊四 八珊高角五	明治二九・一〇	明治三二・三	英國アームストロング
	八雲	九、六九五	二〇・〇〇	〃	〃 三二・九	〃 三三・六	獨逸ヴルカン
	吾妻	九、三二七	〃	〃	〃 三一・二	〃 三三・七	佛國ロワール
	出雲	九、八二六	二〇・七五	〃	〃 三一・五	〃 三三・九	英國アームストロング
	磐手	〃	〃	〃	〃 三一・一一	〃 三四・三	〃
	春日	七、七〇〇	二〇・〇〇	二十五珊一	〃 三五・三	〃 三七・二	伊國アンサルド
	日進	〃	二〇・二〇	二十珊四	〃	〃 三七・一	〃
	計 七隻						
二等海防艦	滿洲	三、九一六	—	八珊二	不明	明治卅九年入籍	伊國トリエスト
	對馬	三、四二〇	二〇・〇〇	十五珊六 八珊高角八	明治三四・一〇	〃 三七・二	吳
	計 二隻						
一等砲艦	淀	一、四五〇	二二・二〇	十二珊二 八珊高角二	明治三九・一	明治四一・四	川崎
	安宅	八二〇	一六・〇〇	〃	大正一〇・八	大正一一・八	橫濱
	計 二隻						
二等砲艦	宇治	六二〇	一三・〇〇	八珊四	明治三五・九	明治三六・八	吳
	隅田	一二六	〃	六珊二	〃 三六・一	〃	英國ソーニクロフト
	伏見	一八〇	一四・〇〇	〃	〃 三九・三	〃 三九・一〇	英國ヤーロー
	鳥羽	二五〇	一五・〇〇	八珊二	〃 四〇・七	〃 四四・二	佐世保
	嵯峨	七〇〇	〃	十二珊一	〃 四五・一	大正元・一二	〃
	勢多	三三八	一六・〇〇	八珊二	大正一一・四	〃 一三・一〇	播磨造船
	堅田	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	比良	〃	〃	〃	〃	〃 一三・八	三菱
	保津	〃	〃	〃	〃	〃 一三・一二	〃
	熱海	—	—	—	—	昭和四・六	三菱造船
	(二見)	—	—	—	—	—	—
	計 十一隻(內未成二隻)						

艦種	艦名	排水量(噸)	速力(節)	主砲(門)	起工年月日	竣工年月日	製造所
一等驅逐艦	海風	一、一五〇	三三・〇〇	十二珊二	明治四二・一一	明治四四・九	舞鶴
	山風	〃	〃	〃 二	〃 四二・六	〃 四四・一	三菱
	浦風	九〇七	二八・〇〇	〃 一	大正二・一〇	大正四・九	英國ヤーロー
	磯風	一、二二七	三四・〇〇	〃 四	〃 五・四	〃 六・二	吳
	同級外三隻(濱風、天津風、時津風)						
	江風	一、三〇〇	三四・〇〇	十二珊三	大正六・二	大正七・一二	橫須賀
	谷風	〃	〃	〃	〃 五・九	〃 八・一	舞鶴
	峰風	一、三四五	〃	十二珊四	〃 七・四	〃 九・五	〃
	同級外十四隻(澤風、沖風、島風、灘風、矢風、羽風、汐風、秋風、夕風、太刀風、帆風、野風、波風、沼風)						
	神風	一、三〇〇	三四・〇〇	十二珊四	一〇・一二	大正一一・一二	三菱
	同級外八隻(朝風、春風、松風、旗風、追風、疾風、朝凪、夕凪)						
	睦月	一、三一五	三四・〇〇	十二珊四	一三・五	大正一五・三	佐世保
	同級外十一隻(如月、彌生、卯月、皐月、水無月、文月、長月、菊月、三日月、望月、夕月)						
	吹雪	一、七〇〇	三四・〇〇	十二珊六	大正一五・六	昭和三・八	舞鶴
	同級外十一隻(白雪、初雪、深雪、叢雲、東雲、薄雲、白雲、磯波、浦波、綾波、敷波)						
	自第四十七號至第五十八號	—	—	—	—	—	—
	計 六十九隻(內未成十五隻)						
二等驅逐艦	櫻	六〇〇	三〇・〇〇	十二珊一	明治四四・三	明治四五・五	舞鶴
	橘	〃	〃	〃	〃 四四・四	〃 四五・六	〃
	樺	六六五	〃	〃	大正三・一二	大正四・三	橫須賀
	樺級外九隻(榊、楓、桂、梅、楠、柏、松、杉、桐)						
	桃	八五五	三一・五〇	十二珊三	大正五・二	大正五・一二	佐世保
	桃級外三隻(樫、檜、柳)						
	楢	八五〇	三一・五〇	十二珊三	大正六・一二	大正七・四	橫須賀
	楢級外廿五隻(桑、椿、槇、欅、榎、樅、榧、楡、栗、梨、竹、柿、栂、菊、葵、萩、薄、藤、蔦、葦、菱、蓮、菫、蓬、蓼)						

艦種	艦名	排水量(噸)	速力(節)	主砲(門)	起工年月	竣工年月	製造所
二等驅逐艦	若竹	九〇〇	三一・五〇	十二珊三	大正一〇・三	大正一一・九	川崎
	同級外七隻(吳竹、早苗、早蕨、朝顏、夕顏、芙蓉、刈萱)						
	計 五十隻						
掃海艇	第一號	七〇〇	二〇・〇〇	十二珊二	大正一一・五	大正一二・六	播磨
	同級外五隻(自第二號至第六號)						
	第七號	六二二	一九・〇〇	八珊五	明治四一・一	明治四三・四	舞鶴
	同級外五隻(自第八號至第十二號)						
	計 十二隻						

艦種	等級	艦名	排水量	速力水上	起工年月	竣工年月	製造所
潛水艦	一等	伊號第一	一、九七〇	—	大正一三・三	大正一五・三	川崎
		同級外四隻(自第二至第四、未成第五)					
		伊號第二十一	一、一五〇	—	一三・一〇	昭和二・三	川崎
		同級外三隻(自第二十二至第二十四)					
		伊號第五十一	一、四〇〇	—	一〇・四	大正一三・六	吳
		同級外一隻(第五十二)					
		伊號第五十三	一、六三五	—	一三・四	昭和二・三	吳
		同級外十四隻(第五十四、第五十八、第六十三、未成第五十六、第五十七、第五十九、第六十、第六十一、第六十二、第六十四、第六十五、第六十六、第六十七)					
		計 二十六隻					
	二等	呂號第一	六八九	一三・〇〇	大正六・一	大正九・三	川崎
		同級外一隻(第二)					
		呂號第三	六八九	一六・〇〇	八・一〇	一一・七	川崎

艦種	等級	艦名	排水量	速力水上	起工年月	竣工年月	製造所
潛水艦	一等	同級外二隻(第四、第五)					
		呂號第十一	七二〇	一六・〇〇	六・四	八・七	吳
		同級外一隻(第十二)					
		呂號第十三	七四〇	一七・〇〇	七・九	九・九	吳
		同級外十二隻(自第十四至第二十五)					
		呂號第二十六	七五〇	一六・〇〇	一〇・三	一二・一	佐世保
		同級外二隻(第二十七、第二十八)					
		呂號第二十九	六六五	一三・〇〇	一〇・六	一二・九	川崎
		同級外三隻(自第三十至第三十二)					
		呂號第五十一	九〇〇	一七・〇〇	七・八	九・六	三菱
		同級外八隻(自第五十二至第五十九)					
		呂號第六十	九九八	一六・〇〇	一〇・三	一二・九	三菱
		同級外八隻(自第六十一至第六十八)					
		計 四十五隻					
特務艦	練習特務艦(朝日、敷島、富士)、標的艦(攝津)、測量艦(大和、膠洲)運送艦(高崎、青島、劍埼、洲崎、室戶、野島、能登呂、知床、襟裳、佐多鶴見、尻矢、石廊、神威、鳴戶、早鞆、隠戶、間宮)、碎氷艦(大泊)、(一艦排水量自一九、五〇〇噸至一、四七八噸、速力自二一節至九節、備砲最大十四㎝二門、最少無備) 合計二十六隻、排水量計二九四、九四二噸						

艦齡—大陸巡洋艦十六年、驅逐艦十三年、潛水艦八年とす。

海軍航空隊

現在兵力(一)霞ヶ浦七隊、飛行船隊一隊、(二)橫須賀三隊半、氣球隊一隊(三)佐世保二隊、(四)大村二隊、飛行機數五百基、人員士官七百、下士官兵五千八百にして五年度より館山に航空隊新設の豫定なり。

海軍徵兵及志願兵

年次		水兵	機關兵	其他	計
昭和元	徵兵	四、〇七一	二、三八一	六〇四	七、〇五六
	志願兵	三、八〇〇	一、四六九	五〇〇	五、七六九
二	徵兵	五、五〇〇	一、七四〇	七五九	七、九九九
	志願兵	三、三〇八	一、八八六	四〇〇	五、五九四
三	徵兵	六、五〇〇	二、九九〇	八〇〇	一〇、二九〇
	志願兵	三、三九八	二、四四八	五二六	六、三七二

陸軍

衛戍地

陸軍軍隊の永久一地に駐屯するを衛戍と稱し、當該軍隊に於て其地の警備及び陸軍の秩序、軍紀の監視並に陸軍に屬する建築物等の保護に任ず。衛戍勤務は東京に在りては先任師團長、要塞所在地（師團司令部所在地を除く）に在りては要塞司令官、其他に在りては其地駐屯團隊（憲兵隊長を除く）の高級團隊長（朝鮮軍司令官及び臺灣軍司令官を除く）衛戍司令官となり、之を管轄す。衛戍勤務執行の區域を衛戍地と稱し、其地名を冠して某衛戍地と呼ぶ。其聯大隊衛戍地左の如し。

歩兵聯隊

番號	衛戍地	所屬師團
近衛第一	東京	近衛
同第二	同	同
同第三	同	同
同第四	同	同
第一	同	第一
第二	水戸	第十四
第三	東京	第一
第四	仙台	第二
第五	青森	第八
第六	名古屋	第三
第七	金澤	第九
第八	大阪	第四
第九	京都	第十六
第十	岡山	第十
第十一	廣島	第五
第十二	善通寺	第十一
第十三	熊本	第六
第十四	小倉	第十二
第十五	高崎	第十四
第十六	新發田	第二
第十七	秋田	第八
第十八	豐橋	第三
第十九	敦賀	第九
第二十	福知山	第十六
第二十一	濱田	第五
第二十二	松山	第十一
第二十三	都城	第六
第二十四	福岡	第十二
第二十五	札幌	第七
第二十六	旭川	同
第二十七	旭川	同
第二十八	旭川	同
第二十九	若松	第二
第三十	高田	同
第三十一	弘前	第八
第三十二	山形	同
第三十三	津	第十六
第三十四	靜岡	第三
第三十五	富山	第九
第三十六	鯖江	同
第三十七	大阪	第四
第三十八	奈良	第十六
第三十九	姫路	第十
第四十	鳥取	同
第四十一	福山	第五
第四十二	山口	同
第四十三	德島	第十一
第四十四	高知	同
第四十五	鹿兒島	第六
第四十六	大村	第十二
第四十七	大分	第六
第四十八	久留米	第十二
第四十九	甲府	第一
第五十	松本	第十四
第五十七	佐倉	第一
第五十九	宇都宮	第十四
第六十一	和歌山	第四
第六十三	松江	第十
第六十八	岐阜	第三
第七十	篠山	第四
第七十三	羅南	第十九
第七十四	咸興	同
第七十五	會寧	同
第七十六	羅南	同
第七十七	平壤	第二十
第七十八	龍山	同
第七十九	同	同
第八十	大邱	同

騎兵聯隊

番號	衛戍地	所屬師團
近衛	東京	近衛
第一	同	第一
第二	仙台	第二
第三	名古屋	第三
第四	大阪	第四
第五	廣島	第五
第六	熊本	第六
第七	旭川	第七
第八	弘前	第八
第九	金澤	第九
第十	姫路	第十
第十一	善通寺	第十一
第十二	久留米	第十二
第十三	習志野	近衛
第十四	同	同
第十五	同	第一
第十六	同	同
第十八	宇都宮	第十四
第二十	京都	第十六
第二十三	盛岡	第八
第二十四	同	同
第二十五	豐橋	第三
第二十六	同	同
第二十七	羅南	第十九
第二十八	龍山	第二十

野砲兵聯隊

番號	衛戍地	所屬師團
近衛	東京	近衛
第一	同	第一
第二	仙台	第二
第三	名古屋	第三
第四	信太山	第四
第五	廣島	第五
第六	熊本	第六
第七	旭川	第七
第八	弘前	第八
第十	姫路	第十
第二十	宇都宮	第十四
第二十二	京都	第十六
第二十四	久留米	第十二
第二十五	羅南	第十九
第二十六	龍山	第二十

野戰重砲兵聯隊

番號	衛戍地	所屬師團
第一	國府臺	第一
第二	三島	第三
第三	同	同
第四	下志津	近衛
第五	小倉	第十二
第六	同	同
第七	國府臺	第一
第八	東京	近衛

重砲兵聯隊

番號	衛戍地	所屬師團
橫須賀	橫須賀	第一
深山	深山	第四
下關	下關	第十二

飛行聯隊

番號	衛戍地	所屬師團
第一	岐阜	第三
第二	同	同
第三	八日市	第十六
第四	太刀洗	第十二
第五	立川	近衛
第六	平壤	第二十
第七	濱松	第三

重砲兵大隊

番號	衛戍地	所屬師團
函館	函館	第七
舞鶴	舞鶴	第十六
鷄知	鷄知	第十二
佐世保	佐世保	第十二
馬山	馬山	第二十

工兵大隊

番號	衛戍地	所屬師團
近衛	東京	近衛
第一	同	第一
第二	仙臺	第二
第三	豐橋	第三
第四	高槻	第四
第五	廣島	第五
第六	熊本	第六
第七	旭川	第七
第八	盛岡	第八
第九	金澤	第九
第十	岡山	第十
第十一	善通寺	第十一
第十四	水戸	第十四
第十六	京都	第十六
第十八	久留米	第十二
第十九	會寧	第十九
第二十	龍山	第二十

輜重兵大隊

番號	衛戍地	所屬師團
近衛	東京	近衛
第一	同	第一
第二	仙臺	第二
第三	名古屋	第三
第四	大阪	第四
第五	廣島	第五
第六	熊本	第六
第七	旭川	第七
第八	弘前	第八
第九	金澤	第九
第十	姫路	第十
第十一	善通寺	第十一
第十四	宇都宮	第十四
第十六	京都	第十六
第十八	久留米	第十二

其他諸隊

番號	衛戍地	所屬師團
鐵道第一聯隊	千葉	近衛
鐵道第二聯隊	習志野	近衛
電信第一聯隊	東京	近衛
電信第二聯隊	廣島	第五
山砲兵第九聯隊	金澤	第九
同第十一聯隊	善通寺	第十一
獨立山砲兵第一聯隊	高田	第十二
同第三聯隊	久留米	第十二
騎砲兵大隊	國府臺	第一
氣球隊	千葉	近衛
戰車隊	久留米	第十二
高射砲第一聯隊	濱松	第三

師團司令部

師團長は陸軍中將之に親補せられ、天皇に直隷し、部下軍隊を統率し、軍事に係る諸件を總轄し、其主管に係る各部團隊の動員計畫を掌る（近衛師團長は尙ほ宮闕守衛の事に任ず）。師團司令部は參謀部、副官部（參謀部及副官部を稱して幕僚と稱す）、兵器部、經理部、軍醫部、獸醫部、法務部の七部より成る。各師團司令部所在地左の如し。

司令部	所在地
近衛	東京
第一	東京
第二	仙臺
第三	名古屋
第四	大阪
第五	廣島
第六	熊本
第七	旭川
第八	弘前
第九	金澤
第十	姫路
第十一	善通寺
第十二	久留米
第十四	宇都宮
第十六	京都
第十九	羅南
第二十	龍山

旅團司令部

旅團長は少將を以て之に補せられ、部下軍隊を統率し、各隊の教育進歩の齊一を圖り、軍紀、風紀、內務、經理、衞生及び動員計畫を統監す。各旅團司令部所在地左の如し。

歩兵

旅團	所在地	所屬師團
近衛第一	東京	近衛
同第二	東京	近衛
第一	東京	第一
第二	東京	第一
第三	仙臺	第二
第四	弘前	第八
第五	名古屋	第三
第六	金澤	第九
第七	大阪	第四
第八	姫路	第十
第九	廣島	第五
第十	善通寺	第十一
第十一	熊本	第六
第十二	福岡	第十二
第十三	旭川	第七
第十四	旭川	第七
第十五	高田	第二
第十六	秋田	第八
第十八	敦賀	第九
第十九	京都	第十六
第二十一	山口	第五
第二十二	德島	第十一
第二十四	久留米	第十二
第二十七	宇都宮	第十四
第二十八	高崎	第十四
第二十九	靜岡	第三
第三十	津	第十六
第三十二	和歌山	第四
第三十三	岡山	第十
第三十六	鹿兒島	第六
第三十七	咸興	第十九
第三十八	羅南	第十九
第三十九	平壤	第二十
第四十	龍山	第二十

騎兵

旅團	所在地	所屬師團
第一	習志野	近衛
第二	習志野	第一
第三	盛岡	第八
第四	豐橋	第三

野戰重砲兵

旅團	所在地	所屬師團
第一	三島	第三
第二	小倉	第十二
第三	國府臺	第一
第四	東京	近衛

陸軍常備團隊

師團	歩兵 旅團	歩兵 聯隊	戰車隊	騎兵 旅團	騎兵 聯隊	野砲兵 聯隊	山砲兵 聯隊	獨立山砲兵 聯隊	騎砲兵 大隊	野戰重砲兵 旅團	野戰重砲兵 聯隊	重砲兵 聯隊	重砲兵 大隊	高射砲 聯隊	工兵 大隊	鐵道 聯隊	電信 聯隊	飛行 聯隊	氣球 隊	輜重兵 大隊
近衛	近衛第一、近衛第二	近衛第一、近衛第二、近衛第三、近衛第四	—	第一	近衛、第十三、第十四	近衛	—	—	—	第四	第四、第八	—	—	—	近衛	第一、第二	第一	第五	一隊	近衛
第一	第一、第二	第一、第四十九、第三、第五十七	—	第二	第一、第十五、第十六	第一	—	—	一隊	第三	第一、第七	橫須賀	—	—	第一	—	—	—	—	第一
第二	第三、第十五	第四、第二十九、第十六、第三十	—	—	第二	第二	—	第一	—	—	—	—	—	—	第二	—	—	—	—	第二
第三	第五、第二十九	第六、第六十八、第十八、第三十四	—	第四	第三、第二十五、第二十六	第三	—	—	—	第二	第二、第三	—	—	第一	第三	—	—	第一、第二、第七	—	第三
第四	第七、第三十二	第八、第七十、第三十七、第六十一	—	—	第四	第四	—	—	—	—	—	深山	—	—	第四	—	—	—	—	第四
第五	第九、第二十一	第十一、第四十一、第二十一、第四十二	—	—	第五	第五	—	—	—	—	—	—	—	—	第五	—	第二	—	—	第五
第六	第十一、第三十六	第十三、第四十七、第二十三、第四十五	—	—	第六	第六	—	—	—	—	—	—	—	—	第六	—	—	—	—	第六
第七	第十三、第十四	第二十五、第二十六、第二十七、第二十八	—	—	第七	第七	—	—	—	—	—	—	函館	—	第七	—	—	—	—	第七
第八	第四、第十六	第五、第三十一、第十七、第三十二	—	第三	第八、第二十四、第二十三	第八	—	—	—	—	—	—	—	—	第八	—	—	—	—	第八
第九	第六、第十八	第七、第三十五、第十九、第三十六	—	—	第九	—	第九	—	—	—	—	—	—	—	第九	—	—	—	—	第九
第十	第八、第三十三	第十、第四十、第三十九、第六十三	—	—	第十	第十	—	—	—	—	—	—	—	—	第十	—	—	—	—	第十
第十一	第十、第二十二	第十二、第二十二、第四十三、第四十四	—	—	第十一	—	第十一	—	—	—	—	—	—	—	第十一	—	—	—	—	第十一
第十二	第十二、第二十四	第十四、第二十四、第四十六、第四十八	第一	—	第十二	第二十四	—	第三	—	第二	第五、第六	下關	佐世保、雞知	—	第十八	—	—	第四	—	第十八
第十四	第二十七、第二十八	第二、第五十九、第十五、第五十	—	—	第十八	第二十	—	—	—	—	—	—	—	—	第十四	—	—	—	—	第十四
第十六	第十九、第三十	第九、第二十、第三十三、第三十八	—	—	第二十	第二十二	—	—	—	—	—	—	舞鶴	—	第十六	—	—	第三	—	第十六
第十九	第三十七、第三十八	第七十三、第七十四、第七十五、第七十六	—	—	第二十七	第二十五	—	—	—	—	—	—	—	—	第十九	—	—	—	—	—
第二十	第三十九、第四十	第七十七、第七十八、第七十九、第八十	—	—	第二十八	第二十六	—	—	—	—	—	—	馬山	—	第二十	—	—	第六	—	—

近衛野砲兵聯隊は野戰重砲兵第四旅團に、野砲兵第一聯隊及び騎砲兵大隊は野戰重砲兵第三旅團に、野砲兵第三聯隊は野戰重砲兵第一旅團に、野砲兵第二十四聯隊及び獨立山砲兵第三聯隊は野戰重砲兵第二旅團に屬す。第十師團には敎化隊（姫路）の設けあり。滿洲及び臺灣に在る常備團隊は本表外とす。

平時兵力

兵種	聯（大）隊數	中隊數
歩兵	七十聯隊と四大隊	七三二
騎兵	二十五聯隊	七〇
野砲兵	十五聯隊	九〇
山砲兵	四聯隊と一大隊	三三
騎砲兵	一大隊	二
野戰重砲兵	八聯隊	四四
重砲兵	三聯隊、獨立八大隊	四四
工兵	十七大隊	四八
鐵道兵	二聯隊	一六
電信兵	二聯隊	一六
航空兵 飛行隊	八聯隊	×二六
航空兵 氣球隊	一隊	二
輜重兵	十五大隊	三〇
戰車隊	一隊	一
高射砲隊	一聯隊	四

右兵員は將校一五、五四〇、准士官以下二〇五、三〇〇、計二二〇、八四〇なり。
×印は整備目標。

航空部隊

隊號	現在	整備後	位置
飛行第一聯隊	二中隊	四中隊	岐阜縣各務ヶ原
同第二聯隊	二中隊	二中隊	同
同第三聯隊	三中隊	三中隊	滋賀縣八日市
同第四聯隊	三中隊	四中隊	福岡縣太刀洗
同第五聯隊	三中隊	四中隊	東京府立川
同第六聯隊	一中隊	三中隊	朝鮮平壤
同第七聯隊	一中隊	四中隊	靜岡縣濱松
同第八聯隊	一中隊	二中隊	臺灣恒春
氣球隊	一中隊	二中隊	千葉縣

組織—

種別	現在 中隊	現在 機數	現在 人員	整備後 中隊	整備後 機數	整備後 人員
偵察隊	三	五〇〇	三、五〇〇	三	八〇〇	六、〇〇〇
戰鬪隊	六			二		
爆擊隊	二			四		

主要部隊職員

（昭和四年九月十日現在）

師、旅團長—

近衛
- 師團長 中將 林 銑十郎
- 歩兵第一旅團長 少將 深見 新之助
- 同第二旅團長 少將 藤田 鴻輔
- 騎兵第一旅團長 少將 梅崎 延太郎
- 野戰重砲兵第四旅團長 少將 猪狩 亮介

第一
- 師團長 中將 眞崎 甚三郎
- 歩兵第一旅團長 少將 沖 直道
- 同第二旅團長 少將 兒玉 友雄
- 騎兵第二旅團長 少將 原田 宗一郎
- 野戰重砲兵第三旅團長 少將 渡邊 良三

第二
- 師團長 中將 赤井 春海
- 歩兵第三旅團長 少將 中川 金藏
- 同第十五旅團長 少將 井上 璞

第三
- 師團長 中將 小泉 六一
- 歩兵第五旅團長 少將 蜂須賀 喜信
- 同第廿九旅團長 少將 篠原 四郎
- 騎兵第四旅團長 少將 武藤 一彥
- 野戰重砲兵第一旅團長 少將 波藤 雅信

第四
- 師團長 中將 林 彌三吉
- 歩兵第七旅團長 少將 長谷川國太郎
- 同第卅二旅團長 少將 岡 千賀松

第五
- 師團長 中將 原口 初太郎
- 歩兵第九旅團長 少將 久木村十郎次
- 同第廿一旅團長 少將 木村 恒夫

第六
- 師團長 中將 荒木 貞夫
- 歩兵第十一旅團長 少將 齋藤 瀏
- 同第卅六旅團長 少將 岩倉 正雄

第七
- 師團長 中將 新井龜太郎
- 歩兵第十三旅團長 少將 黑坂 靜一
- 同第十四旅團長 少將 倉茂 三藏

第八
- 師團長 中將 三好 一
- 歩兵第四旅團長 少將 平塚 直己
- 同第十六旅團長 少將 佐藤 信亮
- 騎兵第三旅團長 少將 石川 龜彥

第九
- 師團長 中將 永井 來
- 歩兵第六旅團長 少將 山田 勝嚴
- 同第十八旅團長 少將 加藤惣次郎

第十
- 師團長 中將 本庄 繁
- 歩兵第八旅團長 少將 中谷 勘作
- 同第卅三旅團長 少將 澁谷伊之彥

第十一
- 師團長 中將 松井 石根
- 歩兵第十旅團長 少將 嶋 永太郎
- 同第廿二旅團長 少將 石坂 弘毅

第十二
- 師團長 中將 金山 久松
- 歩兵第十二旅團長 少將 古川 三郎
- 同第廿四旅團長 少將 黑田 周一
- 野戰重砲兵第二旅團長 少將 倉岡 直熊

第十四
- 師團長 中將 松木 直亮
- 歩兵第廿七旅團長 少將 松井 榮雄
- 同第廿八旅團長 少將 角田 政之助

第十六
- 師團長 中將 松井兵三郎
- 歩兵第十九旅團長 少將 中村 演作
- 同第三十旅團長 少將 安藤紀三郎

第十六師團留守部隊司令官 中將 井染 祿朗

第十九
- 師團長 中將 川嶋 義之
- 歩兵第卅七旅團長 少將 小林 道生
- 同第卅八旅團長 少將 大谷 一男

第二十
- 師團長 中將 上原平太郎
- 歩兵第卅九旅團長 少將 西尾 壽造
- 同第四十旅團長 少將 仙波 安藝

在外軍隊司令官—
- 朝鮮軍司令官 中將 南 次郎
- 台灣軍司令官 大將 菱刈 隆
- 關東軍司令官 中將 畑 英太郎
- 支那駐屯軍司令官 少將 植田 謙吉
- 台灣守備隊司令官 中將 篠田 次助
- 獨立守備隊司令官 中將 寺內 壽一

要塞司令官

（昭和四年九月十日現在）

- 東京灣要塞司令官 中將 淺田 良逸
- 由良要塞司令官 中將 大村 有隣
- 下關要塞司令官 中將 川田 明治
- 旅順要塞司令官 中將 厚東篤太郎
- 舞鶴要塞司令官 少將 青柳 和夫
- 佐世保要塞司令官 少將 中島 良雄
- 基隆要塞司令官 少將 藤本 恒治
- 澎湖島要塞司令官 少將 作田 德次
- 鎭海灣要塞司令官 少將 櫻井源之助
- 對馬要塞司令官 少將 垣內 豐楠
- 長崎要塞司令官 砲兵中佐 宮崎 繁三
- 永興灣要塞司令官 砲兵中佐 武雄 清吾
- 父島要塞司令官 砲兵中佐 原田 芳雄
- 奄美大島要塞司令官 砲兵中佐 山田 季吉
- 壹岐要塞司令官 砲兵大佐 三宅 雄一
- 豐豫要塞司令官 少將 鄕田 兼安
- 津輕要塞司令官 少將 松村 乙二

大公使館附武官

（昭和四年九月十日現在）

- 英國大使館附 歩兵大佐 侯爵 前田 利爲
- 米國大使館附 歩兵大佐 渡 久雄
- 佛國大使館附 少將 中岡 彌高
- 伊太利國大使館附 砲兵中佐 岡田 實
- 支那公使館附 少將 佐藤 三郎
- 獨國大使館附 歩兵中佐 河邊 正三
- 墺國公使館附 騎兵少佐 和田 義雄
- 波蘭國公使館附 歩兵大佐 鈴木 重康
- 埃國公使館附 歩兵大佐 高橋 勘二
- 洪國公使館附（兼） 歩兵大佐 高橋 勘二
- ソヴイエット大使館附 歩兵大佐 小松原道太郎
- 亞爾然丁公使館附 砲兵少佐 下野 一霍
- 土耳其大使館附 騎兵少佐 橋本欣五郎
- ラトヴイヤ公使館附（兼） 歩兵大佐 鈴木 重康

徴兵成績

種別		大正一三	一四	一五	昭和二	三
適齡者	當年適齡	五三七、三五七	五三一、〇六二	五三四、三五五	五九七、〇三三	六一二、四四四
	前年假決	七七、四〇七	七三、四九五	六九、四五四	七三、三五四	七六、四四三
	計	六一四、七六四	六〇四、五五七	六〇三、八〇九	六七〇、三八七	六八八、八八七
檢查人員		五六三、八四三	五四一、九九一	五四一、二五四	五八一、三〇七	五六八、七九六
體格等位	甲種	一八〇、六五五	一七五、九五〇	一八四、五四九	一九七、八八七	一七二、七四四
	第一乙種	七四、〇四〇	七一、三七四	七〇、三三七	七〇、〇〇六	六四、九七〇
	第二乙種	一四一、一七六	一三八、八四六	一三五、八四九	一三七、三一〇	一二九、七八三
	丙種	一三三、五六三	一三五、一〇七	一二九、八六八	一六三、九二一	一七一、七五八
	丁種	三三、三七〇	一九、八〇九	一九、八〇七	一二、五四九	二八、八六一
	戊種	一、〇三九	九〇五	八四四	六四四	六八〇
徴集延期及猶豫	家族の自活不能	五三〇	五〇〇	五二〇	四三四	四九五
	學校在學	一、八五五	三八三	六六	九	二九、九八二
	在外國	三九、七八七	三六、八六二	三六、九四四	三五、七五九	三五、七三三
	逃亡所在不明	一四、〇七六	一四、〇三七	一三、一八三	一三、〇一三	一三、五五六
	求刑	八九	九八	七五	六九	八九
	犯罪及裁判中	二、一九四	二、一九八	二、五〇三	二、三一六	二、四三七
	疾病其他	四、二二六	三、九九五	四、一四三	四、三三六	四、一四一
	不出頭	二、四八七	二、五五五	二、六〇五	二、四六六	一、七三七
	計	六五、三三四	六〇、六二八	六〇、〇三九	五八、四〇二	八七、一四〇
忌避	身體毀傷假病等	七九〇	四一九	三二〇	三〇三	三三三
	逃亡潜匿等	三四四	三〇三	一七八	二〇二	二〇九
	計	一、一三四	七二二	四九八	五〇五	五四二

徴兵忌避者教育別

教育程度	昭和二年 檢查人員	毀傷作病等	逃走等	計	千分比	三年 檢查人員	毀傷作病等	逃走等	計	千分比
大學卒業	九六	—	—	—	—	八二	—	—	—	—
專門學校卒業	二、五四八	五	—	五	一・九六	一、二〇九	一	—	一	〇・八二七
中學校卒業	六二、四三二	五〇	—	五〇	〇・八〇	四三、三〇九	四一	二	四三	〇・九九三
高等小學校卒業	二五〇、二三六	一三一	三四	一六五	〇・六六	二六六、六一一	一四七	三四	一八一	〇・六七九

教育程度	昭和二年 檢查人員	毀傷作病等	逃走等	計	千分比	三年 檢查人員	毀傷作病等	逃走等	計	千分比
尋常小學校卒業	二一三、九六一	六四	一〇七	一七一	〇・八〇	二〇九、四一三	一一	一〇六	一一七	〇・五五九
同中途退學	四五、一二〇	二〇	六四	八四	一・八六	四二、二〇〇	三一	五〇	八一	一・九一九
不就學	六、九四三	二	二八	三〇	—	五、九七三	二	一七	一九	—
計	五八一、三〇七	三〇三	二〇二	五〇五	〇・八六九	五六八、七九六	三三三	二〇九	五四二	〇・九五三

壯丁教育程度

年次	大學卒業	專門學校卒業	中等學校卒業	高等小學校卒業	尋常小學校卒業	同中途退學	同上千分比	不就學者 讀書算術可能者	不就學者 讀書算術不能者	合計
大正一五	二八三	二、三二七	四九、六五六	二一〇、三七五	二〇六、七四四	四四、七三五	九八五	三、五四七	四、一六〇	五四一、二五四
昭和二	九六	二、五四八	六二、四三二	二五〇、二三六	二一三、九六一	四五、一二〇	九八六	二、八八三	四、〇六〇	五八一、三〇七
三	八二	一、二〇九	四三、三〇九	二六六、六一一	二〇九、四一三	四二、二〇〇	九八九	二、五一〇	三、四六三	五六八、七九六

憲兵隊人員

年次	將官	上長官	士官	准士官	下士	兵卒	傭人	其他	計
大正一三	三	五五	一一〇	一一〇	五七六	一、四六六	六六六	—	二、九八六
一四	三	五八	一一九	一一五	五七八	一、四七八	六〇六	五	二、九六二
昭和元	三	五九	一二一	一〇三	一、〇三三	九二一	五九八	五	二、八四三
二	三	五九	一二七	一一三	一、〇四四	九八六	六二三	一四	三、一〇八
三	三	六一	一二五	一〇九	九八三	九四三	五七八	五六	二、八五七

軍馬購買數

種別	大正一四 頭數	大正一五、昭和元 頭數	價額（圓）	一頭平均（圓）	昭和二 頭數	價格（圓）	一頭平均（圓）
乘馬	一、九九三	二、二六〇	八〇七、八一五	三五七・四四五	二、五三四	九五三、六七〇	三七六・三五
輓馬	五四三	七九二	二四三、一三〇	三〇六・九八〇	九四六	三二五、七〇八	三四四・三三
駄馬	二一一	二〇五	八一、七一〇	三九八・五八五	三六七	一四四、五〇一	三九四・〇一
計	二、七四七	三、二五七	一、一三二、六五五	三四七・七五三	三、八四七	一、四二四、〇〇三	三七〇・一五六

外交

（世界の外交に就ては「世界」の部に掲出せり）

不戰條約問題

戰爭抛棄に關する條約は一九二八年八月二十七日、米國の招請に應じたる十四箇國が佛國巴里に於て調印を了し、米國は直に世界四十八箇國に參加勸誘狀を發し、三十七ヶ國の加入確定を得たり。

【帝國の躊躇】その批准に關しては原調印國十五箇國中日本を除き一九二九年四月二十二日の佛國を最後とし、凡て批准書寄託を完了せる外、加入確定三十七箇國中二十四箇國の批准書寄託を終了したるが、原調印國たる日本の批准書寄託濟まざる爲め條約の効力發生するに至らず、從って米國より批准の督促を受くるところあり。我國が批准を躊躇したる理由は同條約

第一條　締約國は國際紛爭解決の爲戰爭に訴ふることを非とし且其の相互關係に於て國家の政策の手段としての戰爭を抛棄することを其の各自の人民の名に於て嚴肅に宣言す

の字句中、原文にては「イン・ザ・ネームス・オブ・レスペクティブ・ピープルズ」即ち「人民の名に於て」なる語が我が憲法違反なりと民政黨の一部に唱へたるに端を發し、朝野の議論沸騰したるに依るものなり。

【交渉經過】これより先、我政府は一九二八年四月十三日米國政府より條約案の第一次提示として、不戰條約締結により現存國際的義務に障害を來すや否や、且つ本條約正文案に如何なる修正を加ふれば受諾しうるやとの照會に接するや、其提案が世界平和の確立に資する所大なるを認め、直ちに其精神に衷心贊同する事に決したるが、國家の自衞權、國際聯盟規約、ロカルノ條約及び本條約文中の字句に關する考究を重ねたる結果、五月二十六日附を以て米國政府に對し左の趣旨の回答を發せり。

(一)米國提案の目的には衷心同感なるを以て其目的達成の爲最も誠實に協力せむとするものなること。

(二)米國提案の條約は獨立國家に對し自衞の權利を拒否せず、又國際聯盟規約、ロカルノ條約等の如き一般平和保障の約定に含まるゝ義務と何等抵觸するものに非ずと了解す。

(三)條約文は關係國間の討議に依り、各國が相互に受諾し得るものを協定する事を希望す。

斯くて我國及び列國の回答を得たる米國政府は更に研究を加へたる第二次不戰案を作成し、六月二十三日之を佛國其他の各國政府に提示し、且つ不戰案に對する米國政府の法律的解釋を明示せり。

【憲法上の疑義】第二次不戰案の條約文は全然原案と同一にして、唯ロカルノ條約關係との妥協を圖り、且つ違反國に對する不戰義務解除を明示する所あり。米國政府が右の如く關係國代表者の會商に依らず、各國に對し個々に交渉を進むる方針を採るに至りたるを以て、我國も條約文に關する疑點につき米國政府と交渉を開始せり。自衞權及び國策遂行の手段等の解釋については第二次提案に附加せる米國政府の解釋により兩者の一致を見たるが、我國獨自の事情としては、原案の日附に存する「アワー・ロード」云々なる文字がキリスト教國ならざる日本に不適當なる故之が削除を希望し、米國の同意を得、更に第一條中の「其各自の人民の名に於て」なる字句は單に修辭上の目的を有するものに過ぎずと解釋するも帝國憲法の條章に關聯して疑義を生ずる虞ありとの見地より之が修正若くは削除要求を提出せり。米國政府はこの要求に對し、條約本文の變更は、更に幾多の修正意見を誘發し、條約の成立を阻礙する恐れあり。然も問題の字句には日本國政府の憂ふるが如き憲法上の意義なしと確言して我要求の撤回を希望せり。

【日米覺書】右の如き交渉を繼續する間に、列國は何れも本條約に贊同する有樣なるを以て、憲法上意義なしと解釋せらるゝ字句に拘泥せず、大局上條約に贊同する事に決し、唯後日の言證として七月十六日在米澤田代理大使をしてケロッグ合衆國々務長官に左の覺書を交附せしめたり。

（譯文）不戰條約案第一條中の「其の各自の人民の名に於て」なる字句は、「其の人民の代理者として」の意に非ず、即ち本條約を締結する者は人民自身に非ず、又右文字は人民に對し戰爭抛棄の重要性を印象せしむるの目的を以て本條約に挿入せられたるものなりと了解す。

右の照會に接したるケロッグ國務長官は即日、澤田代理大使に對し左の覺書を手交せり。

（譯文）本官は今朝日本國代理大使より覺書を受領したるが、右覺書に於いて同代理大使は、戰爭抛棄に關する條約第一條中の「其の各自の人民の名に於いて」なる字句は、日本國皇帝陛下が「其の人民の代理者として」署名せらるゝ意に非ざるものと了解せらるべき旨を述べたり。本官が一九二八年七月六日、日本國代理大使に與へたる覺書中に述べたるが如く「人民の名に於て」なる字句は人民の爲めになる字句と同意義なり。日本國憲法に依れば日本國皇帝陛下は自らの名に於て署名せられ、其の人民に代りて署名せらるゝものに非ざるが故に日本國に於ては右字句は、如何なる代理をも意味し得ざること極めて明瞭なり。本官の右に述べるが如き解譯に依る日本語譯文は完全に正確なるべし。

斯くて七月二十日、米國政府に對し其提議に係る條約案の調印を受諾し、八月二十七日我國は內田伯を全權委員として巴里に派し調印式に列席せしめたり。

【對內事情】然るに國內に於ては調印後問題の字句が意外の波瀾を生じ殊に野黨の一部が之を政府攻擊の材料とし、議會に於て云々するに及び問題は漸く重大となり、政府は樞府御諮詢の手續きを容易に進め得ざる有樣となれり。而してこの問題に對しては、樞密院亦反對の見地にあり、(一)問題の字句は我國體と相容れず、(二)國際聯盟が正當防禦としての戰爭を認め、不戰條約は一切の戰爭を防止する矛盾、(三)戰爭當事國に對する制裁規定の設けなき不戰條約は戰爭防止の作用を爲し得るや、斯くの如き場合の處置如何及び(四)英國が緊切なる利害關係を有する地方に本條約の適用を除外したるに、我國は單に自衞權なる文字に依つ

て制限を加へるのみにて、滿洲の如き緊切なる利害關係地に何等除外を加へざる點等を擧げ、政府の失態を指摘して讓らざる形勢あり。爲に政府は進退兩難に窮りたるが極力樞府の緩和に努め、調印後十箇月を經たる一九二九年六月宣言文を附して樞府御諮詢を計りたるところ、期待せる如く違憲に關し痛烈なる攻撃を受け、政府の運動により漸く問題の字句は我國に關係なしとの宣言文を附して六月二十七日御批准を奏請することを得たるが、内田全權は此の爲め、樞府顧問官をも引責辭職するに至れり。

【宣言】斯くて帝國政府が不戰條約に附したる宣言は左の如し。

宣　言

帝國政府は千九百二十八年八月二十七日巴里に於て署名せられたる戰爭抛棄に關する條約第一條中の「其の各自の人民の名に於て」なる字句は帝國憲法の條章より觀て日本國に限り適用なきものと了解することを宣言す。

【批准寄託】御批准は六月二十七日に行はせられ、直ちに御批准書を米國に送附し、寄託の手續を執り、同時に出淵大使に訓電してスチムソン國務長官に大要左の如き公文を手交せしめ、留保的宣言書の諒解を求めたり。

（往文）日本政府の宣言書附帶は何等條約の條項を變更し、且亦條約の内容に影響を及ぼす趣意のものに非ざるを以て、右御諒解の上關係國政府に對しても貴國より右の趣き傳達斡旋を乞ふ。

之に對し、スチムソン國務長官は大要左の如き公式回答文を出淵大使に手交せり。

（回答）米國政府は日本政府の御批准書が適法の形式によつて寄託手續を執られたるものなることを諒承すると同時に、本條約の規定する處に從ひ、右の旨合衆國政府より關係國政府に對し傳達の手續を執るべきことを茲に回答す。

右の如く米國政府が宣言附帶批准を無條件にて承認したる結果、列國注視の問題も調印以來十一ヶ月振りにて漸く解決。七月二十四日寄託終了と同時に効力を發生せり。

多難なりし日支交渉

昭和二年の漢口、南京事件以來、日支間には懸案山積せるにも拘らず、交渉停頓し、三年南京政府の全支統一成功後も、兩者の感情全く阻隔せる爲め容易に交渉開始の氣運を招來する事なかりしが、國民政府が新外交方針として滿期に達せる條約の廢棄、關税自主を斷行せんとするに及び、漸く日支の接近を見る事となれり。

【條約廢棄と關税自主】日支通商條約は大正十五年十月改訂期に到達して以來、兩國合意の上改訂延期を繰返し來れるものなる處、王外交部長は三年七月十九日新方針に基き、日支通商條約の廢棄及臨時辨法の適用を我に通告せるが、我政府は一方的廢棄を不法とし、八月七日、日支條約第二十六條を楯に條約の有効なる事を主張せり。然れども支那側は强硬にして讓らず、單に臨時辨法適用を撤回したるのみにて、八月十四日には條約無効の第二次覺書を提示し來れる外、對列國自主的關税條約の締結に努力し、又組織的排日貨運動を起す等對日牽制を試み、芳澤公使に對しては非公式乍ら三年十月一日より過渡税率として差等税率を實施し、四年一月一日より關税自主を實行する旨を洩せり。之に對し我政府の意向は差等税率に依る協定税率の實施には反對せざるも、右の如き差等税率の實施は認むる事能はずとせしかば、國民政府も關税問題は財政上解決の有利なるを認め態度を和げたるを以て、矢田總領事は九月二十四日宋財政部長と會見、漸く豫備交渉の緒につき、十月六日より上海に於て正式交渉を開くに至れり。

【總括的豫備交渉】王外交部長は日支關係の斯く好轉するや濟南事件の交渉を懇請し來り、日本側も南京、漢口、濟南事件等を此際解決する希望あり。茲に於て兩國は諸懸案解決に關し、總括的豫備交渉を十月十九日より開始せり。しかも矢田、王兩氏は前後九回商議をなしたる結果、濟南事件に對する見解相違の爲め二十五日左の如き聲明書を兩氏連名にて發表し、交渉は一時停頓のやむなきに陷れり。

日支間に協定中の通商條約、濟南、西京漢口各事件は矢田總領事、王外交部長と詳細なる意見を交換し、各問題の具體的解決方法の意見一致を見たる爲め、双方政府に報告訓令を仰ぐ事となれり。

右請訓の結果は依然として山東撤兵問題を解決するに至らず、十一月二十二日矢田、王兩氏會見の結果は交渉決裂の外なきに至れり。

關税協定成立

日支の總括的豫備交渉は前記の事情にて決裂に終れるも、關税交渉は兩國とも財政上又貿易上の見地より、何れも事實問題として速に解決するの有利なるを認めたれば、前記諸懸案とは別個に商議する事とし、交渉を繼續せり。

【協定成る】その結果匯金及び子口半税の廢止については種々異論ありたるが、互讓の末十二月八日左の如く意見の一致を得、(一)差等税率は關税會議當時日、英、米、支、佛五ヶ國間に諒解成立せる七種差等税率たること、(二)實施期日は昭和四年（民國十八年）二月一日とす、(三)實施條件たる不確實債務は民國十八年度以降の關税收金より支拂ふこと、(四)實施條件の一たる匯金廢止については未だ最終的決定に到達せざるも、結局現行輸入正税の半額たる子口半税は之を將來增額せず、現狀の二分五厘の儘引續き存續し、其他の匯金の性質を帶ぶる課税は一切之を廢止すること。斯くて關税の實際的豫備交渉は略ぼ終了に近きたるに拘らず、支那側は内政上重に旣に列國と關税條約を締結せる事情等により公文の交換を躊躇すると共に、十二月七日には王部長の名を以て新税率法を二月一日より實施する旨、日、英、米、佛、伊其他關係國に通告せり。然れども矢田總領事は右の如き通告は一方的なる故を以てその受理を拒絶し、且つ協議繼續を要求したる結果、四年一月十九日漸く兩者の諒解成り、國民政府は即日公文を矢田總領事に手交せるを以て、帝國政府は批准御裁可を經て三十日之が回答文を發し、關税協定は二月一日より完全に有効となれり。右の日支交換公文は支那側の同意なき限り公表し得ざるものなるを以て、外務省は左の公示により支那改訂輸入税率の承認を公表せり。

（告示）今般支那國民政府より本年二月一日以後、左表支那國改訂輸入税率を實施致度旨照會し來りたるを以て、帝國政府は在支帝國臨時代理公使に對し、右實施を承認する旨、本月三十日附を以て回答せしめたり。

昭和四年一月三十一日　外務大臣　男爵　田中義一

【新關税と不確實債務】右協定により關税收入を以て辨濟せらるべき不確實擔保借款の細目は、關係國會議に於いて決定さるゝものなるが、我當局の調査によれば滿洲を除く支那中央、地方兩政府並に民間に對する投資額は六億八千八百餘萬圓、延滯利息一億七千九百餘萬圓、合計八億六千七百餘萬圓なり。その内擔保確實なるものは二億千七百萬圓にして、擔保不確實なるものは中央政府に對する分四億八千八百萬圓、其他の分一億五千六百萬圓と合計六億四千餘萬圓の巨額に上るものゝ如し。

【新關税法の影響】而して新税率により我對支貿易の被るべき新負擔は、對支主要貿易品たる綿絲、綿製品、砂糖、紙類、水産物等を始め、貿易品の約五割は最低率七分五厘の適用を受け、税率引上を受けたるものも比較的低率にある爲め、約六百萬元程度の豫想なるが、更に日、英、米三國の對支新税則による納税增徵適用率及び納税總額を比較せば大要左の如し。

品目	日本	英國	米國
	%	%	%
七分五厘の品	五〇	二五	三〇
一割の品	二五	四〇	
一割二分五厘の品	五	三五	四〇
其他	二〇		
納税總額（萬元）	二、一〇〇	二、五〇〇	三、〇〇〇

【輸出税附加税問題】尙ほ國民政府は四年二月一日より新輸入税率を實施すると共に、從來内地税局が不當課税として抗議付の儘徵收せる輸出品附加税二分五厘、沿岸貿易附加税一分二厘五毛、洋式機械製品附加税二分五厘を海關に於て徵收する事となせしが、元來日本は東三省及靑島に於ては、附加税は不當課税とし實力を以て否認し來れるものにして、之を改めて海關にて徵收するは、日支新關税協定に違反するのみならず、明治四十年五月の大連海關設立日淸協定も一方的課税を不法と認むるが故に我當局は依然輸出附加税は實力を以て拒絶すべき意向を以て、關東廳より大連海關に强硬なる抗議を提出せしめ、その結果上海總税務司も抗議を默認し、大連にては現行税率を維持することゝなれり。

濟南事件解決

三年五月事件突發以來軍事交渉によつて解決せんとしたるも、不可能なる爲め、之を總括的豫備交渉に移したる處、三年十一月二十二日山東撤兵問題によつて又々交渉決裂し、爾後支那側の對日誤解に基き交渉は全く停頓の有樣なりしが、四年一月關税協定成立するに及び、其態度漸く緩和し、王部長は一月十九日聲明書を發表し、事件解決の意ある事を表明したれば、芳澤公使は同月二十四日上海に至り王部長と會見、翌日より交渉を開き、前後五回の商議を重ねたる結果、二月四日の最後の會見により、漸く日支諸懸案中の最難關たる濟南事件解決に關し兩者の意見一致を見、日支外交常道に復せるを思はしめたり。然るに八日の第六次會議にて(一)共同調査委員會設置(二)責任問題及び損害賠償相殺に關する意見相違せる爲め、又もや交渉停頓し、支那側は交渉決裂せりとし、且つ決裂の罪は日本側にある旨盛んに宣傳せり。其後芳澤、王兩當事者は局面打開の目的を以て屢次非公式折衝を重ねたるが、田中政府の對議會策と國民政府の第三次代表會議に對する對内策とは相待つて事件解決の障害となり、容易に諒解を得るに至らず。三月に至り兩政府とも議會切拔けの見込つきたる爲め漸く双方歩み寄り、共同委員會設置の難關についても折衷案を作成し、三月二十四日、全く意見一致したるを以て協定案に假調印を了し、同月二十八日正式調印と共に芳澤王兩氏間に左の如き協定公文の交換を行ひ、漸く事件の解決を見ることゝなれり。

【日支共同聲明】日支兩國政府は客年五月三日濟南に於て發生せる事件が、兩國々民傳來の友誼に鑑み、極めて不幸悲痛の出來事なるを認むるも、今や兩國政府及國民は切に友誼の増進を望むが故に、此際該事件に伴ふ不快の感情を記憶より一掃し、將來兩國々交の益々敦厚ならむことを期する旨茲に聲明す。

【交換公文】（芳澤公使往翰）以書翰啓上致候陳者本使は國民政府に於て日本軍の山東撤兵後、全責任を以て在支日本臣民の生命及財産の安全を保障せらるゝに於ては、帝國政府は現に山東に在る日本軍を本件解決に關する文書の交換調印の日より向ふ二箇月間に、全部撤去すべき旨茲に貴部長に對し通告すると共に日本軍撤去の際に於ける引繼の措置に關しては、日支兩國各々委員を任命し、現地に於て商議辨理せしめむことを提議致候、此段照會得貴意候。敬具。（王氏來翰）以書翰啓上致候。陳者本日附貴翰を以て貴公使は國民政府に於て日本軍の山東撤去後、全責任を以て在支日本國民の生命及財產の安全を保障するに於ては、日本國政府は現に山東に在る日本軍を本件解決に關する文書の交換調印の日より向ふ二箇月間に全部撤去すべき旨、本部長に對し通告せらるゝと共に、日本軍撤去の際に於ける引繼の措置に關しては、日支兩國各々委員を任命し、現地に於て商議辨理せしめむことを提議せらるゝ旨御照會の趣閱悉致候。査するに支那に於ける外國人に對し國民政府に於て國際公法に照し責任を以て保護すべき旨は屢に聲明しある處にして、今後國民政府が日本在留民に對し保護をなすべきは實に當然の次第に有之候。御申越に係る撤兵の期日及期間は既に了承候。就ては日本軍撤去の際にかける引繼の措置に關しては、兩國政府より各々委員を任命し、現地に於て商議辨理せしむべき旨貴公使の御提議に對しては本部長に於て同意を表し候、此段回答得貴意候。敬具

【損害問題に關する議定書】客年五月三日の濟南事件の發生に依り、日支兩國の受けたる損害問題に關しては双方に於て各同數の委員を任命し、日支共同委員會を設置し、實地調査し、之を決定す。昭和四年三月二十八日於南京

日本帝國特命全權公使　芳澤謙吉印

中華民國國民政府外交部長　王正廷印

尙ほ右の協定公文の外、日支兩國同意の上發表せざる文書には、公表文の實行手續並に排日取締、山東鐵道保全に關する協定等を記載せり。

山東撤兵

別項濟南事件解決に關する日支公文に基き日本軍の山東撤兵期は五月二十八日迄と決定したる故、派遣軍は四月十八日より撤兵開始の豫定にて歸還準備を整ふると共に、谷田參謀長、中尾中佐以下二名（支那側は山東交渉員崔士傑以下三名）を引繼委員に任命し、山東省政府主席孫良誠との間に引繼交渉を開始せり。

【支那側の懇請】然るに支那側に於ては蔣派が馮系の山東侵備を阻止する爲め、鄭州會議に於ける馮派との了解を無視して接收事務を中央に收めたれば、引繼事務に手違ひを生じ、所定期間内の撤兵は不可能となり、依つて支那側に引繼の督促を行ひたる所、國民政府は四月十六日附公文をを以て左の如く撤兵延期方を懇請し來れり。

警備引繼の任に當れる孫良誠軍が約二萬餘なるに對し、山東の現狀を見るに張宗昌軍約五萬、其他雜色軍多數の爲め、山東の警備を同時に引繼ぐ事は兵力上より

云ふも頗る困難なる問題にして、是非共中央より處置する必要あるのみならず、若し強ひて之を引繼ぐに於ては過渡的に警備不充分の區域を生ずる恐れあり、完全なる保障を期し難きを以て暫く撤兵を延期せられん事を乞ふ。

帝國政府は之を應諾、撤兵を延期したるが、其後伊藤主計暗殺事件、共產黨員及土匪脫獄事件等あり、遺憾なく支那側の不統一を暴露し、撤退後の不安極度に達せり。この間にあつて支那側蔣、馮兩派の妥協漸く成立、馮系の山東省政府主席孫良誠を被免、陳調元を後任に据ゑ、警備區域協定を見たるより、再び日支兩國委員間に引繼協定を進むる事となれり。

【帝國政府の抗議】然るに接收完了期につき支那側が五月二十五日を固守する爲め、帝國政府は芳澤公使をして「五月二十日迄に接收を爲さざる場合は協定期間たる同二十七日迄に撤兵を完了すること不可能なり。然る場合は其の責任は全然支那側に在り」と嚴重抗議せしめ、其の結果支那側も之に從ひ、五月四日正式引繼を開始し、派遣軍は五月十一日濟南より撤退、同十九日青嶋全市の接收を終了し、二十日を以て全部隊の撤退を完了せり。

南京事件解決

昭和二年三月二十四日國民革命軍の南京占領に際し勃發せる南京事件に對しては、日、英、米、佛、伊五國の政府は共同聲明を發し、強硬なる抗議を提出したるが、其後五國の步調揃はず、三年七月米國の和解成立より、各國何れも年內に解決を告げ、我國のみ停頓の有樣なりしが、四年四月十六日漸く協定成立假調印の運びに至り、五月二日南京に於て正式調印を了せり。その公文は左の如く、日本は事件に際し砲擊のことなかりし爲め、其他諸國の如く遺憾の言を表示せず。

【來翰譯文】以書翰啓上致候。陳者一昨年三月二十四日發生せる南京事件に關し、本部長は茲に特に貴公使に對し、國民政府は中日兩國人民固有の友誼を增進せんと欲するが爲に、該事件を速に解決するの準備を有することを聲明致候。茲に本部長は國民政府の名義を以て、本事件に於て日本國領事館官吏及其他の日本人に對して加へられたる侮慢非禮並に其財產上の損失及身體上の傷害に對し、極めて誠懇の態度を以て貴國政府に向つて深く遺憾の意を表示致候。該事件は調査の結果完全に共產黨が國民政府南京建都以前に於て煽動して發生せしめたるものなることを實證し得たりと雖も、國民政府は之に對し責任を負ふべく候。國民政府は在支日本人の生命財產に對しては既に其の抱持せる政策に基き、數次軍民長官に對し繼續的にて切實なる保護方を通令し居れるが、現在共產黨及其の中日人民に關する友誼を破壞すべき惡勢力は既に消滅したるに依り、國民政府は今後外國人の保護に付ては自ら力を盡し易かるべく、國民政府は特に責任を負ひて日本人の生命財產及其正當なる事業に對し、再び同樣の暴行及煽動は之を發生せしめざるべきことを併せて聲明致候。尙ほ本部長は當時共產黨の煽動を受け、此の不幸なる事件に參加したる當該軍隊を既に解散したること、並に國民政府が既に切實なる辦法を施行し事件に關係ある兵卒及其の他の關係者を處罰したることを茲に併せて貴公使に通知致候。國民政府は國際公法の一般的原則に從ひ日本國領事館、日本國官吏及其の他の日本人の受けたる身體上の傷害及財產上の損失に對し、速に充分なる賠償に應ずるの準備有之、此の爲め國民政府は中日調査委員會を組織し、以て日本人の支那人方面より受けたる傷害及損失を實證すると共に、每件に付き賠償すべき數目を査定せんことを提議致候。此段照會得貴意候。敬具（中華民國十八年五月二日國民政府外交部長王正廷日本帝國特命全權公使芳澤謙吉殿）

【往翰】以書翰啓上致候。陳者本日附貴翰を以て左の通御照會相成了承致候（來翰全文と同一につき中略）依て本使は前記貴翰に於て表示せられたる提議に對し同意を表し且國民政府に於て前記貴翰御來示の責任を最短期間內に於て完全に履行せらるゝに於ては、南京事件に依り發生せる各種問題は根本的解決を告ぐるものと認定致候、此段回答得貴意候。敬具（昭和四年五月二日日本帝國特命全權公使芳澤謙吉、國民政府外交部長王正廷殿）

漢口事件解決

昭和二年四月三日、漢口日本人租界に於て日本水兵と支那人車夫との間に發生し、我陸戰隊をして暴行阻止のやむなきに至らしめたる事件については、武漢政府に嚴重抗議し將來の保證を要求する所ありたるが、武漢政府が之を容れざる爲め、中央政府に解決を要求し、四年五月二日漸く妥協成立、正式調印を了せり。その交換公文左の如し。

【來翰譯文】以書翰啓上致候。陳者民國十六年四月三日漢口に於て發生せる事件に關し、茲に本部長は國民政府の名義を以て貴公使に對し左の通聲明致候。本件は調査の結果共產黨の煽動に依り發生せるものなることを實證せられたるが、國民政府は中日間の友好關係に鑑み本件を以て頗る遺憾となす。就ては日本領事館員、海軍軍人及在留民が身體上及財產上受けたる損害に對し、國際公法に準據し合理且必要なる範圍內のものは之を賠償することゝ爲すべく、尙ほ中日調査委員會を組織し、日本人民の受けたる損失を實地に調査し、正確なる賠償額を審査決定することゝ致度、尙ほ本事件發生の當初に於て中國人民にして傷害を受けたる者に對しても相當の撫恤を與へられ、以て本件を圓滿に解決することと致度、右御了承の上何分の議御回答相成度、此段照會得貴意候。敬具（中華民國十八年五月二日國民政府外交部長王正廷、日本帝國特命全權公使芳澤謙吉殿）

【往翰】以書翰啓上致候。陳者一昨年四月三日漢口に於て發生したる事件に關し、本日附貴翰を以て御照會の趣閲悉致候。依て本使は日支調査委員會を設置し、其委員は双方より選定し、各日本人の受けたる身體上及財產上の一切の損害を審査算定し、以て賠償に備へんとする提議に對しては同意を表し候。本使は國民政府に於て前記の責任を最短期間內に履行せらるゝに於ては、漢口事件に依り發生せる各種問題は根本的に解決を告ぐるものと認定致候。此段回答得貴意候。敬具（昭和四年五月二日日本帝國特命全權公使芳澤謙吉、國民政府外交部長王正廷殿）

【第二漢口事件】三年十二月十七日、漢口日本租界に於て我陸戰隊機銃車隊が誤つて支那人車夫を負傷せしめたる事件は、被害者を病院に收容、治療費を給し、即日同人の兄に後日の苦情なき樣一札入れしめて引取らせ解決せり。然るに漢口黨部を中心とする反日會は、翌日發鳴總領事に對して被害者の死亡を通告して軍隊の處罰、陸戰隊の撤退、埋葬料及遺族扶助料を要求し、拒絕せらるゝや支那新聞は一齊に排日惡宣傳を行ひ反日會は二十九日より示威運動を開始し、翌日糾察隊を組織せり。翌年一月七日には糾察隊三箇大隊四百二十餘名、罷業資金十萬元を集め、糾察隊を以て嚴重に日本租界を封鎖し、對日經濟封鎖を行ふと共に、租界回收、不平等條約廢棄、山東派遣軍撤退等を叫び租界內苦力をして荷揚罷工をなさしめ、その掠奪暴行恐るべきものあり。依て我警備艦は陸戰隊を揚陸、警戒すると共に漢口當局に嚴重なる抗議を提出せり。之に對し漢口當局は傍觀的態度をとりし結果、九日には便衣糾察隊組織され、十三日よりは兇暴なる鐵血糾察隊千餘名を以て邦人商社住宅等を脅かしたる故、總領事は十六日租界內在留邦人の生命財產に危害を加へざる樣再三要求せしも、支那側は依然として強硬なる爲め、遂に陸戰隊は鐵條網を以て暴徒と對峙するに至れり。然るに三月に至り漢寧鬪爭の結果、武漢派敗れ、其の黨部解散され、且つ南京、漢口兩事件も相次いで解決せらるゝにに及び、車夫慘殺事件も日本側は、(一)事件發生に對し遺憾の意を表す、(二)遺族に對し慰藉料を贈る、(三)陸戰隊の撤退、支那側は當局より排日運動の即時停止を命令する事を約し妥協成立、二年四月以來波瀾絕へざりし事件も茲に解決し特別陸戰隊は豫定の如く撤退せり。

國民政府承認

國民政府承認の問題は關稅協定成立以來種々の議論あり、外務當局は協定成立を以て事實上の承認と解し、法律上の承認は條約改訂後に之を行ふ意向なりしが、四年四月多年の日支懸案一通り解決し、條約廢棄問題も支那側が撤廢を默諾したる形なりしかば、周圍の事情は急速に國民政府正式承認に決し、四年六月三日芳澤公使は南京大禮堂に於て國民政府首席蔣介石氏に國書捧呈式を行ひ、事實上と共に法律上の承認をも完了せり。

日支條約問題

三年七月十九日國民政府より日支通商條約は既に滿期となりたるの故を以て破棄する旨の通告ありしに對し、帝國政府は之を不當とし、廢棄を撤回せざる限り條約改訂交涉に應じ難き旨回答、爾來兩國間に公文の往復ありしが意見一致せざる故、八月十四日附國民政府の第二次通牒に對し帝國政府は回答を見合はせたる處、四年四月國民政府は條約廢棄撤回を默諾したるを以て帝國政府は同月二十六日左の回答を交付し、正式に條約改訂交涉に應ずる事となれり。

【帝國政府の覺書】日本帝國公使は、日支通商航海條約に關する昭和三年八月十四日附國民政府外交部覺書に對し、帝國政府の訓令に基き左記の通國民政府に回答するの光榮を有す。

一、國民政府は專ら日支通商航海條約第二十六條支那文本文を引用して、該條項の意味は十年の期間滿了後六箇月內に若し孰れか一方の提議に依り改訂を聲明し、且既に改訂の商議を實行したる場合は、該條約は再び其の効力を延長せざるの趣旨なりと爲し、尙北京政府時代に於て大正十五年十月二十日附公文を以て日支通商航海條約の改訂を申出で、同時に條約に規定する六箇月間に新條約完成せざる場合には、其の當然有し得べき權利を留保する旨を聲明したるを以て、條約の効力延長に同意し得ざる旨を主張する處第二十六條の解釋に付ては、客年七月三十一日付日本公使館の覺書に於て陳述したるが如く、該條項の日本文及英文本文に照し、十年の終より起算し、六箇月以內に改訂商議を完了せざる時は、條約並に稅目は當然十箇年間効力を存續すべき事明白なりとす。帝國政府は斯くの如き明瞭なる規定に對して解釋の相違を見るを遺憾とする次第なるが、萬一日本文本文と支那文本文との間に解釋を異にすることありとするも、同條約第二十八條に於て右の如き場合には英文本文に依りて決裁すべき旨規定せられ居るが故に、帝國政府としては飽く迄其の主張の正當なることを確信するものなり。將又右北京政府の提議に對しては、帝國政府が大正十五年十一月十日付覺書を以て條約改訂の申出を應諾すると共に、前記權利留保に對しては現行條約第二十六條の規定に依り、何等之を容認するを得ざる旨回答し、其後數回の商議期間の延長に際しても、常に此の見解を明にし來りたる次第は、客年七月三十一日付覺書に於て指摘し置きたる通りなり。從つて支那側の權利留保の聲明は何等條約の規定を變更し、若は條約の効力に影響を及ぼしたるものと認むる能はず。

二、國民政府は情勢變遷の原則に依り條約を廢止又は中止せしむることは、法規上國際慣例上絕對に可能なりとし、日本通商航海條約に關しては、一方に於て其の根本的改訂を提議すると共に、他方前記原則に基き、客年七月十九日附外交部照會中記述の同條約失効に關する主張を支持するものゝ如くなる處、抑々情勢變遷の原則たる國際間に於て法規上の原則として確定せるものに非らざるのみならず若し右の如き原則を認むるとせば殆ど總ての條約は何時にても締約國の一方的意志により廢棄し得ることとなり、延て國際法の根柢に動搖を來すに至るべく、これを先例に徵するも未だ嘗つて本原則の適用を認めたるものなし。且日支條約に於て特に條約の効力に關する條項を設けたるは情勢の變遷を豫想すると同時に、情勢の變遷が當然條約を無効とするものに非ざることを明にしたるものなり。

三、之を要するに、帝國政府は日支通商航海條約廢棄問題に對する從來の主張を枉ぐる能はざること前述の通なるも、他方速に日支間現行通商航海條約の改訂を爲し、以て兩國間親善を圖るの本旨に副はむとする國民政府の要望に對しては、飽く迄同情的考慮を吝むものに非す。殊に其の穩健なる建設的大業を一日も速に完成し、內に和平外に日支國交敦厚の實を擧げむことを希ふ最も切なるものあり。故に若し國民政府にして日支兩國友好善隣の關係を顧慮し、新條約の完全に成立する迄は現行條約の條項に依り兩國の關係を律せむとする誠意を披瀝し、現行條約改訂の提議を爲すに於ては、帝國政府は右國民政府の提議に應じ、其の適當と認むる改訂の交涉を開始することに付充分なる誠意と同情とを有することを特に聲明す。

昭和四年四月二十六日

在支那　日本帝國公使館

【支那政府の回答】右に對する支那政府の回答譯文左の如し。

國民政府外交部長は、四月二十六日附日本帝國公使館覺書を接受し、御來示の各節篤と了承せり。中日通商航海條約條文の解譯に關する國民政府の見解及一切の主張は、既に十七年八月十四日附貴公使宛本部長覺書に於て詳晰申述せるを以て該條約の効力問題は尙前述の如く極めて明瞭にして贅述するの要なし。本問題に關する法理上の爭執は既に貴我の諒解あるを以て暫て之を論ぜず。故に國民政府は至誠を以て直に協議を開始することとすべく、玆に最短期間に平等及主權互尊を原則とし、新條約を締結せむことを切望し、併せて日を期して促進せしめられむことを望む。

中華民國十八年四月二十七日　國民政府外交部

【交渉開始】斯くて日本は通商條約改正問題に就て、治外法權、租界、內河航行、關稅の諸問題の討議に應ずる事となりたるが、支那側は對日條約の如何が、列國の保留せる最惠國條款の死活に關するを以て、不平等條約廢棄運動の集點を對日條約改正に集中し、其の態度頗る强硬を極め五月十五日行政院より王外交部長に發したる訓令には「對日新條約は互惠平等を以て原則となし、內河航行權と領事裁判權の撤廢、關稅自主權回復を貫徹し、併せて團匪賠償金處分權を獲得すべし」とあり、その芳澤公使に手交したる條約基礎案の內容は嚴秘に附せられたるも、大體(一)治外法權は條約効力の發生と共に一律全般的撤廢を要求し、(二)內河航行權は日支相互主義に依ること(三)關稅自主に就ては條約効力の發生と同時に支那は國定稅率を適用する事等を要求し、尙旅大台灣等の回收を企圖するもの丶如し。然もその交渉開始も迫りたるを以て日本側は關係各省、日本經濟聯盟、日華實業協會、大阪日華經濟協會、各商工會議所等官民聯合にて慎重なる具體的協議を重ねつゝあるが、六月二十一日開催の關係八省會議の對支方針は略左の如く決定せり。(一)關稅自主權は承認するも同時に互惠稅率を實施すること、(二)治權撤廢は治外法權會議の勸告案に基き漸進局地主義をとる、(三)內外航行權は相互主義を原則とす、(四)陸境關稅は現行三分ノ一減稅率適用を大體基調とし、英佛の主張する均一主義には反對す(五)內地雜居に付ては居住、營業の自由等に關し相互主義を執る。

日支未了案件

【滿蒙問題】滿蒙に於ける鐵道敷設問題、商租問題等は古きは二十年來の懸案として、條約實施の問題にかゝり、最近發生せるものとしては、排日運動、朝鮮人問題等あれど、張作霖の爆死以來交渉の相手とすべき首腦者なく、從つて交渉は凡て行惱みの有樣なり。諸問題中鐵道の問題については昭和三年春張作霖との間に新滿蒙五大鐵道協定の假調印を行ふ所あり。之によれば四年五月十五日迄に一切の工事準備の完了を要すべきを以て、日本側は屢々其の實行方を張學良に督促し、五月十五日迄に責任ある回答なき時は滿鐵側より吉會、長大兩線敷設に關し、測量隊を派し工事に着手するの已むなきに至る旨を警告せり。之に對し、張學良氏は四年三月二十九日に至り、齊藤滿鐵理事に對し該契約履行不可能を聲明したる爲め、滿鐵幹部外關係者は會談の末、契約は無効となるも工事着手に至らざる原因は其實支那側にある故權利の留保を聲明する事に決し、聲明書を發表すると共に、五月十五日林總領事をして張學良氏に面談通告せしめたり。鐵道問題にして既に斯の如くなる爲め商租權細目協定の如きは全く前途の見込立たざる有樣なり。

【新排日運動】支那に於ける排日運動は年中行事化し、然も之が職業化し、經濟的に一部支那人を養ふ有樣にて、その絕滅は頗る難事となれり。即ち最近に於ては濟南事件の解決に際し、日支間に排日運動取締の秘密協定成立し、國民政府は四月二十日王外交部長の提議に基き、人權保護令を公布すると共に反日行動取締の內訓を發し、同時に中央黨部も各地方黨部に反日會へ警告を命じ、外觀上のみにても黨部、政府共に排日取締に着手したるが、政府は反政府行動を恐るゝ爲め、徹底的取締を行ふに至らず。この取締に對し、各地反日會及び救國會は日支懸案解決後當然開かるべき日支通商條約改訂を目的に不平等條約廢約促進會と改稱し、中央黨部の指導援助の下に、極めて組織的なる全國的國貨提唱、對日經濟絕交運動を開始せり。この事實に對し芳澤公使は屢々王外交部長に取締の要求を發したるが同會は政府後援と異ならざるを以て取締り困難なる模樣なり。然るに露支關係惡化(世界「支那問題と列國」參照)し七月國交斷絕せらるゝや、支那側の對日態度一變し、中央黨部も排日取締り斷行を岡本領事に通告し、七月十九日大要左の如き排日取締令を發布せり。

今日、日支の關は漸次親善關係を增しつゝあるに當り、廢約促進會が依然日本のみを目標として行動することは中國眞實の趣旨に非ざると共に、我が國際的經濟發展の趣旨にも反するものなれば、現在封鎖中の日貨の如きは直ちに解除すると同時に、今後再び同樣の不法行爲なきやうすべし。市政府、公安局、衞戍司令部は等しく商民を保護し嚴重取締るべし。

其後國民政府行政院も排日撲滅を期し、八月九日全國行政機關、商業團體等に對し左の如き排日取締令を發したるを以て、排日運動も或は終熄の氣運に至れるに非ずやと豫想せらる。

本命令到着後日貨輸入に對し各地務約會は一切の檢査又は抑留を爲す事を得ず。各地商聯會は責任を以て之が取締を爲す可し。但し國產品を成る可く多量に用ひ日貨販賣を出來得る限り少くする事は妨げず。

【臨時法院回收問題】二年七月、日支約滿期破棄を日本に通告すると共に、上海臨時法院を適用する旨宣言し、上海に於ける邦人關係訴訟に適用したる事件に關しては、直ちに我總領事をして嚴重なる抗議を爲さしめたる處、支那側も抗議問題の上海地方法院及臨時法院を全國法院に對し、對邦人關係訴訟に於ては臨時辦法適用を中止すべく解決せり。然るに四年に入るや治外撤廢運動の第一步として上海臨時法院回收の議起り、外交部は公式に各國領事に對し大要左の如き照會文を送附し、法院回收の意を明示せり。

民國十六年一月一日より實施されたる上海臨時法院暫行章程は、孫傳芳と各國との間に締結したる協定によるものなるが右協定期間は本年十二月三十一日を以て滿期とし、今年六月三十日以前に支那側より廢棄の通告あれば廢棄し得るものなり。即ち國民政府は六月三十日以前に廢棄の意思あることを玆に明にし、貴國に照會するものなり。

阿片協定及條約

阿片の不當使用及生阿片の生產制限を以てヘーグ阿片條約を一層有効ならしめんとする國際會議は、大正十三年十一月より瑞西ジュネーヴに開かれ、その第一阿片會議に於て大正十四年二月十一日採擇せる協定及議定書、並に第二阿片會議に於て同十四年二月十九日採擇せる條約及議定書は、何れも昭和三年七月二十六日御批准あらせられ、同年十二月二十八日公布せられたり。その要領左の如し。

第一阿片會議は阿片煙膏の使用が一時的に許容せらるる國、即ち日、英、支、佛、葡、蘭、暹の七ケ國より成り、大正十三年十一月三日より同十四年二月十一日迄開催、大要左の如き阿片協定及議定書を作成せり。

【協定】前記七ケ國の阿片煙膏の使用が一時的に許容せらるる其の極東の屬地及領域に於て、一九一二年のヘーグ阿片條約第二章の規定たる阿片煙膏の製造、國內取引及使用の漸次且つ有効なる禁止を實行する爲、前記國際阿片條約に對する補充的條項として大體左の如き協定を行ひたり。

一、阿片(生阿片及煙膏)の輸入、販賣及分配は政府の獨占事業とし、販賣を目的とする阿片煙膏の製造も速に獨占とすべし。

一、未成年者に對する阿片の販賣及阿片煙館入館禁止、煙膏の賣店及煙館の數を制限し、煙灰の賣買(獨占事業に賣渡さるる場合を除く)を禁止すること。

一、阿片の輸出、通過及積換に關しては、吸引用阿片を輸入する地方よりの輸出を禁止し、通過積換は輸入國政府の發給せる證明書なき限り之を認めず。

一、阿片の使用を減少せしめ又不正取引の取締の爲にする各國關係官廳主任官の間の直接通信及相互援助。

【議定書】右協定の効力を一層强固ならしむる爲め、第二阿片會議は不正取引防止の目的にて生阿片の生產、分配及輸出に對し有効なる取締を遲くも五年以內に設くべき旨の議定書を採擇し、左の如く協定す。

一、罌粟栽培國が自領域よりの輸出を禁止又は制限し、以て阿片煙膏の一時的使用を許容せらるる國の消費減少に障害なからしむるに至れりと、聯盟理事會任命の委員會が決議したる日より十五年以內に阿片の使用を完全に禁止すべきこと。

一、栽培國が右の十五箇年間の何れかの時期に於て右の措置を取らざりし場合に、聯盟理事會が之を認めたる時は關係國は本議定書を廢棄する權利を有す。

一、阿片の不正取引を終止する爲め、栽培國に對し誠實且有力なる協力を一切の關係國間に設定することを切に勸說す。

第二阿片會議―麻藥類の製造國及其原料の生產國、四十餘箇國より成り、大正十三年十一月十七日より同十四年二月十九日まで開催、米國及支那の脫退を見たるが、大要左の如き阿片條約及議定書を作成せり。

【條約】一九一二年のヘーグ條約の企圖する目的を達成し、且つ其條項を完全强固ならしめ阿片の不正取引及濫用を防遏する爲め大要左の如き條約を協定す。

一、原料たる生阿片及コカ葉に付ては其生產、分配及輸出の有効なる取締を確保する爲に法規を制定すること、且つ其の輸出入を許可すべき地を制限すること。

一、藥品の國內取締に關しては其製造、輸出入、販賣につき許可制度を採用せしむること。

一、國際取引に關しては輸出入許可制度の原則を定め、輸出許可證の發給は輸入許可證の提出を要件とし、第三國に於ける通過積換も亦輸出許可證の謄本の提出を必要とし、其他保稅倉庫及自由港に關する規定尙ほ締約國と非締約國との間の取引には事情の許す限り、締約國に於て本條約を適用すること。

一、理事會の任命する任期五年の委員を以て構成する常設中央委員會を設置し、同委員會をして、原料生產、煙膏製造、輸出入、消費等に關する統計を締約國より提出せしめ、國際取引の趨勢を監視せしむ。

一、本條約の解釋又は適用に關し紛議の生じたる場合は、紛爭國は理事會の任命する專門機關に意見を求むること、尙ほ解決せざる時は常設國際司法裁判所に附託すべし。

【議定書】條約を完全に有効ならしむる爲、左の如き補足的事項を約す。

一、議定書署名の日より五年以內に、阿片煙膏の一時的使用を許容せらるゝ地に於ける阿片使用の有効なる禁止の爲め、阿片の密輸を完全に防止すべきこと。

一、密輸防止の實行完全なりや否やは國際聯盟理事會の任命する委員會、右五年の期間の終に之を決定す。

新條約

【日匈通商協定】從來我國と匈牙利との通商關係を律し來れる大正八年十一月調印の平和條約の規定滿期となれるに付、四年一月二十三日ブダペストに於て新に協定成立、二月一日より實施さる。同協定は通商關稅及航海、入國及滯在の自由、職業、商業及產業に從事する事に關しては相互に最惠國待遇を、又直接或は間接の課金、手數料及租稅に關しては相互に內國待遇、又は最惠國待遇を許與すべき事を約せり。

【國際無線電信條約】明治四十五年締結せる國際無線電信條約は無電の發達に適應せずとし、華盛頓に開催されたる國際無線電信會議が昭和二年十月十四日締結せる新條約は、我國も之を認め、三年十二月二十六日新條約を批准し、四年一月三十日華盛頓に於て批准書寄託を了せり、同條約及びその附屬一般規則は大體、(一)電波の統制、割當、(二)秘密通信の取締り、通信秘密の保護及び遭難通信濫用の取締り、(三)强制仲裁々判の採用(四)第三國の電波通過容認義務等を明確ならしめたり。

【日土通商暫定取極】我國と土耳古との通商關係を律し來れる通商條約(一九二三年七月二十四日ローザンヌに於て日、英、佛、伊、希及羅馬尼六箇國と土耳其と締結)は、二九年八月五日期限滿了につき、右條約改訂完了までの暫定的取極につき土耳其首府アンゴラに於て廣田代理大使をして土耳其政府と交渉せしめたる結果、二九年七月三十一日、兩國は通商、關稅及航海に關する事項に付相互に最惠國待遇を許與すべきこと、並に新取極は二九年八月六日より實施せられ三月の期間効力を有すべく、爾後は暗默の更新に依り三月の期間宛延長せられ廢棄は期間滿了前三十日に爲すことを約せる暫定取極め公文の交換を行ひたり。

【アビシニア條約】昭和二年六月アビシニア國首府アヂスアバに於て調印せられたる我國とアビシニア國との修交通商條約は、日本語、アマリック語及佛語を正文とし、其のアマリック語は外務省其他にも解し得る者なき爲め、樞密院に御諮詢あらせられたる儘保留され、一時外交當時者の責任問題たらんとせり。依つて政府は言語學の專門家に依囑し、正確なる飜譯を求むることゝなりたるが、濱口新內閣は一先づ御諮詢撤回を行へり。同條約は兩國間の居住、通商關稅に對し最惠國待遇を認め、有効期間は五ヶ年とし、日本の批准により効力を發生す。條文に疑點ある場合は佛語に依る定めなり。

【日波通商條約交渉】我國と波斯との修好通商條約は、治外法權問題に觸れず、他の一般條項に就て條文を作製する迄進捗せしが、昭和二年十二月最惠國待遇に關する一條項に就て兩國の意見乖離し、交渉頓挫の處、三年五月に至つて波斯は治外法權、關稅自主權を回復し、列國と暫定條約を締結したる爲め、我國との交渉も著しく進展し、四年三月三十日暫定協定成立し、波斯首府テヘランにて在波斯二瓶帝國代表と波斯外相代理との間に公文の交換を了せり。同協定は外交官、領事官の待遇及日本國民の波斯國內に於ける居住につき、相互條件の下に完全なる最惠國待遇を許與し、通商及び關稅についても同樣の措置を認むるものなり。

【日西通商暫定取極】我國と西班牙との通商關係を律し來れる日西特別通商條約は、大正十一年十一月五日西班牙政府の廢棄通告ありたる爲め、十二年十二月以來彼我代表間に公文交換に依る暫定取極を以て特定の制限(大正十二年十二月以前に西班牙と條約を締結せる各國と同樣の最惠待遇を與ふる制限的最惠國待遇)の下に同條約の効力を延長し來れり。然るに右制限は通商關係の現狀を律するに適せざるに至れるを以て、前記特別通商條約の完全なる相互的適用を恢復せんが爲め、駐西太田公使をして交渉せしめたる所、四年八月五日に至り西班牙首府マドリッドに於て特別通商條約の効力を恢復し、相互共無制限に最惠國待遇に均霑し得るの新暫定取極の公文交換を行ひたり。

【日英通商條約植民地適用】四年六月七日附の本邦駐劄英國全權大使サー・ジョン・チリー氏よりの通告に依り、日英通商航海條約及び同條約補足條約は補足條約の規定に基き、之を英國植民地保護領及び委任統治地域にも適用する事となりたり。

【日米仲裁條約改訂交渉】三年八月二十三日期限滿了となれる日米仲裁々判條約の改訂交渉は、米國の大統領改選及び我國の政變に妨げられて中絶延期のところ、四年八月兩國の政情安定せるを以て近く正式の改訂交渉を行ふ事となれり。

渉外雜事

【日露漁區紛擾】四年度露領漁區競賣に關し極東漁務廳の執れる態度に、漁區、年限、其他に於て邦人漁業者壓迫の形跡歷然たるものありしを以て、我當局は其不當を鳴らし、競賣取消を要求する外、嚴重交渉を續けたる結果、露國側も讓歩し、諸條件凡て前年通りとして、四月五日圓滿に競賣行はれたるが、嶋德藏一派が宇田貫一郎名儀にて日魯漁業の漁區七十八ヶ所を三百萬留の法外なる高値を以て落札したる爲め、日魯及び露水組合は之を不當とし、當局に陳情する處ありしも、事の善惡は別として露國が入札を適法なりと確認せるにより、問題は對內的に一變せり。當初は落札者の態度強硬なりしも、自ら經營の力なき爲め、五月十二日遂に日魯、嶋派の妥協成立、宇田氏は獲得漁區拋棄に決し、問題は再び外交問題に轉じ、露國に對し拋棄確認、日魯の繼承、借區料等につき極力交渉を有利に導かんとしたれど、嶋派の內紛は露國の乘ずる處となり、容易に折合はず、六月十八日に至り漸く百三十五萬留の借區料を以て日魯漁業に復歸せしむる契約成立、直ちに着業の許可を得て出漁すると共に、嶋派に對しては六月二十九日宇田氏借區料三百五十萬留の外に五十萬圓を雜費として交附し一切解決せり。然るに露國官憲は日本の內紛に乘じ、日本漁船の無電裝置封鎖、工場漁區賃付料引上げ、又は條約に違背し、我既營漁區十八を國營とし、その紛爭中なるに拘らず、之に投網する等不法行爲に出づること少なからず、依つて我當局は嚴重抗議する一方合法的解決の交渉を試みたるが、露國側は反省せざる爲め、遂に自由出漁を認め、露國側に對して自由出漁已を得ずとの通牒を發するに至れり。其後濱口內閣成立するに及び、幣原新外相は紛爭中漁區の不當著漁については、正式公文書を以て嚴重なる抗議を勞農政府に提出せしめ、工場附屬漁區の借區料協定も其の反省を要求したるところ、露國は露支關係の惡化により對日態度を著しく緩和したる爲め有に利解決し得る希望あり。

【ギル少年事件】三年九月十七日、布哇ホノルルに突發せる布哇信託副社長ジエミソン氏令息ギル少年誘拐慘殺事件は、犯行の大膽不敵さに於て世界的注目を惹したるが、犯人は日本人福永豐(十九歲)にて、十月四日陪審裁判にて死刑を宣告されたり。福永は貧家に育ち、ジエミソン氏より滯納家賃の督促を受くるに憤慨し、令息を誘拐して一萬弗の身代金を得、之にて父母を故國に歸さんとしたるものなるが、遂に誘拐少年の始末に窮し凶行に至れるものなり。

【在米邦人會社確認】合衆國大審院は一九二八年十一月、ロサンゼルス日本人醫師會病院會社設立問題に對する加州檢事總長の再審請願を却下し、「日本人は商業の目的を以て會社を組織する諸權利を有す」との判決を與へたり。

【白虎隊とムッソリニー】伊太利首相ムッソリニー氏は、我が白虎隊の義擧に感激し、羅馬より記念碑を贈り、會津飯盛山に建立せしめ、昭和三年十二月一日高松宮殿下台臨の下に、伊國大使等關係者數十名參列盛大なる除幕式を擧行せり。碑は尖頭に羅馬精神を表象する青銅製の鷲を飾りたる高さ八米半、重量二十五噸の赤色花崗岩にて、最近羅馬城外にて發掘せる二千年前の古柱なり。

【トーマ氏來朝】「人道の闘士」國際勞働局長アルベール・トーマ氏は條約批准問題と勞働狀況視察の爲め、フイーラン外交部長ヴイーブル秘書課長、鮎澤アジヤ調査課長及書記一名を伴ひ、三年十二月五日神戸着同六日上京、鐘紡、江東勞働市場、農村、其他諸工場を視察し、各種講演會に臨み、衆議院議員と條約問題につき懇談を重ね、十六日には拜謁を賜り、二十二日退京關西に向ひ、阪神地方の諸工場、社會施設につき視察を爲したる後三十日神戸出帆にて歸國せり。

【アヴノール氏來朝】國際聯盟理事次長ジヨセフ・アヴノール氏は、支那視察の途次、四年三月十三日下關着にて來朝、關西地方觀光の上十七日上京、二十日賜謁を賜り、聯盟、日佛關係諸會合に出席懇談を交え、三月二十八日横濱出帆歸途に就けり。

【世界國情展】東京市及國際聯盟協會主催の下に四年二月二日より二十四日まで、東京市上野自治會館に於て開催、陳列品は第一部各國の政體、人口、產業、人種風俗及各種統計、模型、移民地事情、第二部國際重要商品の產出及貿易關係、第三部我國の對外通商關係及び國際的諸團體の事業、國際兒童作品等數千點に上れり。

【フ元帥に勅使】佛國の名將フエルヂナンドフオシユ元帥は四年三月二十日享年七十八歲を以て死去、同廿六日國葬儀執行されたるが、我が聖上陛下には歐洲大戰に於ける元帥の功勞を思召され、特に安達駐佛大使を勅使として之に御差遣あらせられたり。

【市民權と日本軍隊服務】ハワイ產日系市民山本千任氏は、曩に日本軍隊に入り、忠君愛國の宣誓をなしたりとの理由にて、市民權の喪失及入國拒絶を宣せられ、ホノルル合衆國裁判所に控訴中の處、四年三月、前記の宣誓は歸化宣誓の形式に非ず、單に軍隊の律令に從へるに止まり、市民權剝奪の理由とならずの判決あり、同氏の勝訴となれり。

【南米移民と我獲得地】近年邦人の海外移民は著しく增加しつゝあるが、此等移民の約九割を取扱ふ海外興業會社の實況に見るに昭和三年度の同社取扱移民數は一萬二千九百八十二名にして、前年に比し千四百十八人を增し、大正九年に比する時は實に十三倍強の增加に當れり。而して之を渡船地別に見れば、ブラジルは斷然他を凌ぎ、約九割弱を占むるの實況にて、從つて同地に於ける我が所有地も約二百三十萬坪を以て算せらるゝに至れり。即ち其內譯を示せば左の如し。

海外移住組合聯合會十五萬三千町步△海外興業會社十一萬町步△東山農事會社(三菱經營)七千三百町步△日伯起業組合(山科禮藏)二萬五千町步△野村農場(野村德七)千五百町步△長野、鳥取、富山、熊本海外協會五千五百町步△南米拓殖(鐘紡經營)百萬町步△大石小作一萬町步△小西源三郎及栗田金六百萬町步△南米企業會社(社長村井保固)二千町步

【企業移民制限】海外移民組合聯合會は、昭和四年度のブラジル移民總數を一萬六千名とし、內勞働移民一萬一千名、企業移民五千名の割當を以て計畫を進め來りし處、四年三月移民船出帆間際に入りて、出先官憲より企業移民は將來排日の氣運を助成する恐れありとの理由を以て、全渡航者の二割に制限すべき事の注意あり、乃ち五千の渡航準備者中より二千名を犧牲に供するの止むなきに至れるが、實際に於ては時期及び輸送の關係上渡航し得る者は千名に過ぎず

【南米移民送還】三年十二月神戸を出帆せるブラジル移民二百七十三名中、十一家族、四十五名はリオデジヤネイロ上陸後、ブラジル政府移民局よりトラホーム患者なりとの理由を以て入國を拒絕され、四年五月送還せられたり。仍て日本郵船及び移民關係當局は、送還者の詳細なる健康診斷書を政府に具申し、彼我診斷の相違に關する問題解決の爲め、ブラジル政府との協議を要望せり。

【拓務省技師南米派遣】拓務省は海外に於ける我が移民の產業の助長指導の目的を以て拓務技師三名、技手十名を先づ南米に派遣し、我領事館に駐在せしむる事となれり。昭和四年度に於ける駐在地は伯剌西爾、亞爾然丁、秘露の三地の豫定なり。

【日佛會館落成】三年九月以來工費八萬圓を以て駿河台に建築中なりし日佛會館は、四年四月竣工、同二十一日澁澤子爵、ドビー佛國大使外關係者約五百名列席し盛大なる落成式を擧行せり。木造洋館三階建、總建坪二百七十坪、二十八室にして、本館一階には約二百名を收容する講堂の設けあり。

【國際「愛の村」】武者小路氏の「新しき村」の產婆役たりし米良重穗氏は、選般國籍人種を超越せる國際「愛の村」を南米ブラジル及びビルマに建設する計畫を樹て、先づ手近より同志を募りたる結果、日本棋院岩本六段一家を初めとして共鳴者續出、四年五月第一回渡航者の出帆を皮切りとして愈々計畫の具體化を見る事となりたるが、「愛の村」は自給自足を目標とせる生活本位の團體にて、彼地に於て未開墾地を買入れ、又は無償租借し、一區三十人家族の割當を以て開墾に從事し、一年餘りにて自給自足の目的を達せしめる仕組なり、若干の入村費を徵する外は、開墾費、維持費、住宅等凡て主催者之を保證すとのことなり。

【巴里の佛敎寺院】最近佛國に於てヅーメル大統領、ドウーメル貴族院議長を正副總裁とする日佛佛敎會組織せられたるが、同會は日佛精神文化交換の道場として、巴里に佛敎寺院を創建する事となれり、寺は純日本式、附屬會館は講堂、研究室、圖書館、留學生寄宿舍等に分れ、其工費豫算百五十萬圓は日佛兩國側にて折半し、之を負擔するものなり。

【支那文化研究所設立】東方文化事業總委員會對支文化事業部は、文化的援助による日支親善關係の促進を目的とし、既に北京並に上海に研究所を設立せしが、我國にも之を設くる事となり、地を東京及び京都に相し、豫算各五十萬圓を以て昭和五年度迄に完成の豫定なり。

【旅券查證廢止】エストニア、リスアニア、チエコスロバキア及びラトヴイアと我國との間には夫々各一方の國民は有効なる旅券を有するのみにて之に查證を要せずして對手國(我が國は殖民地をも含む)に出入し得ることとなれり。但し右は兩國の外人取締に關する國內法規の適用に影響を及ぼさず。

【外人土地法廢棄】加州外人土地法違反により有罪の判決を受けたる日本人尾崎、吉岡兩名はサクラメント第三控訴院にて、兩者が外來人なりとの確認なきを理由とし、無罪を宣告せられたり。

【伊藤主計射殺事件】四年四月十九日、我が山東派遣軍第六十八聯隊付二等主計伊藤右敬氏が、濟南昇平街を通行中、便衣隊の爲め頭部を狙擊され、即死せる事件は、西田總領事を通じ泰安政府に嚴重抗議せり。

【涪陵丸砲擊事件】四年四月十九日、遡江中の日清汽船涪陵丸は沙市下流五哩の地點に於て支那軍隊の爲め砲擊され、機關長は重傷を受け後死、警備の爲め乘船せし我海軍水兵一名、即死三名重傷、一名輕傷、外に乘組員一名即死、重傷二名を出せる事件については、漢口總領事及び我海軍當局より直に支那側に對し嚴重抗議を提出せり。

【比良射擊さる】帝國軍艦比良は四年四月二十八日宜昌より漢口に下江の途中、宜都附近に於て齊射を受けしが、應射下江せる爲め負傷者を出すに至らざりし事件は、漢口駐在の我官憲より支那側に嚴重抗議せり。

【漢冶萍接管問題】國民政府は漢冶萍煤鐵公司の整理進渉せず、業績依然として不振を極むとの理由により、其經營を政府の管理に移す事に決し、四年四月十五日之を實行せり、然れども同公司に對する我國よりの貸付は現在約四千五萬百圓あり、且つ前回の整理案によれば、其經營は日本側に於て行ひ得る定めあるを以て、我當局は重光總領事をして嚴重なる抗議を提出せしめたり

【米國記者團來朝】カーネギー國際財團主催鐵道省、滿鐵、日本郵船後援の訪日米國記者團十一名は四年五月十日橫濱入港の大洋丸にて來朝、內地に於て各方面の視察をなしたる後、朝鮮、滿洲、支那を視察せり。

【犬養、頭山兩翁渡支】犬養毅、頭山滿、古嶋一雄、近藤達兒、板野友造氏等の一行は故孫文氏移柩祭參列の爲め、四年五月二十日東京發、二十四日上海着の長崎丸にて渡支し、二十六日より六月一日迄南京に行はれたる移柩祭に參列、非常なる好感を與へて頭山氏一行は六月十一日、犬養氏は七月一日に歸朝せり。

【外交史編修事業】外務省は四年春、日本外交史編纂の大事業に着手する事となり、菊池前チェック公使を主任に十數名の專任編修者をおき、外務省文書倉庫を開く外、宮內省其他各省、歷代の外務省顯官の家庭、外國等よりも廣く材料を求め嚴密なる資料調査及材料蒐集を開始せり。

【日本文化の家】紐育の日本人會前書記長角田柳作氏は日米文化協會を設立し、日本文化の眞情を宣傳紹介して日米の理解增進に資せんと努力中のところ、モルガン商會のラモント氏、紐育コロンビヤ大學總長バトラー博士等の援助を得て、コロンビヤ大學圖書館の一部の提供を受け、之を本部とし日本書籍三萬卷を收め米人の研究に資する事となり、四年秋開館式擧行の豫定なり。

【五國功勞者賜勳】四年五月十五日、日英、日米、日佛、日白及び日瑞各協會の發展並に日白親善關係增進に貢獻せる各協會幹部及び名譽領事等十五名の功勞を嘉はせらるゝ思召にて賜勳の御沙汰あり。主なるもの左の如し。

勳一等瑞寶章　日瑞協會會長ステン・アンカルクローナ(瑞典)△勳二等旭日重光章　日佛協會會長フエルナン・スアール(佛)△勳二等瑞寶章　紐育日本協會會長ヘンリー・ウオーターズ・タフト(米)ワレス・マッチ・アレキサンダー(米)△勳三等旭日中綬章　倫敦日本協會評議員會長チヤーレス・ヴキンセント・セール(英)△勳三等瑞寶章　日瑞協會副會長レンナルト・ブルセウ・キッツ(瑞典)桑港日本協會評議員ロバート・ニュートンビンチ(米)、シヤトル日本協會長華盛頓大學敎授ドクトル・ハーバート・エーチ・ガウエン(米)

【日本守備兵射殺さる】四年八月六日夜滿鐵本線双廟子守備兵四名は、双廟子垣句子間巡察中潜伏せる馬賊二十名の爲め射擊せられ、藤田二等卒は卽死、他の三名は應戰して賊を走らしめたり。

【帝國名譽領事館閉鎖】白耳義ブラッセル所在の帝國名譽領事館は昭和四年六月五日閉鎖せられたり。

【旅券下附手續改正】從來海外旅行者に對する旅券の記載方法統一を缺き、各地方廳により記載方法を異にするため、旅行者は海外出先において多大の不便をうくる外、旅券下附の手續き煩雜を極め、徒らに旅行者の海外渡航を遲延せしむる等弊害少からざりしが、四年五月規則改正、此等の弊習を除くと共に、要務のため度々旅行するものの便宜を圖り、三年間有效の數次往復旅券制度の適用地域を擴張し、ソヴイエト聯邦極東地方、香港、佛領印度支那、暹羅國、緬甸、英領海峽殖民地、馬來諸邦、英領印度、セイロン島、英領並に蘭領ボルネオ、瓜哇、スマトラ、セレベス、其他南洋諸嶋比律賓群嶋、北米合衆國及布哇等皆之を適用する事となれり。

【日亞拓殖創立】四年六月、前外務省書記官石井忠吉氏の計畫になる日亞拓殖會社、(資本金三百萬圓)創立、亞爾然丁チヤコ洲に一萬町步の草原を買收し、入殖者には十町步分讓、賣買其の他最初一ケ年の生活費を貸付、年賦償還せしむる計畫なり。

【實業讀本推薦】四年六月國際敎育聯盟は國際交換圖書推薦の審議會を開催、各國はフオード、ロスチヤイルド等世界一流の實業家の著書を推薦候補に擧げ審議したる結果我國の武藤山治氏著「實業讀本」は首位に推薦されたるを以て近く英、佛、獨語に飜譯出版せらるる事となれり。

【邦人女子救出】我が外務當局は支那人吳服行商人の甘言に惑はされ、支那奧地に誘拐されたる多數邦人婦女子ある事を探知し、全支各領事館に之が搜査救出方を命じ、支那側官憲の助力に依賴したるところ、四年六月先づ九名を救出す事を得たり。尙ほ奧地には救出不能のもの數十名に上る見込な

【南米「海軍村」】四年九月安東義橘氏、川西淸兵衞氏等の發起により南米アルゼンチンに經營せらるべき大農園は、之を海軍の滿期下士官の爲め開放することに決し、第一回移民は海軍省人事局の斡旋により、橫須賀、吳、佐世保各鎭守府管內より各十五名づゝ合計四十五名を詮衡することゝなれり

外國旅券

外國旅券の下附を受けんとする者は、左の書類を內地に於ては本籍地又は所在地の地方廳、關東州に於ては關東廳、外國に於ては在外公館に提出せざる可らず。

(一)旅券下附願書。(二)身許申告書。(三)戶籍謄本又は戶籍抄本。(四)寫眞二葉—最近の撮影に係る手札形、半身、無台紙(五)他より派遣せらるゝ者は其の派遣責任者の保證書。(六)在外公館長發給の呼寄、再渡航等に關する證明書又は外國官憲發給の入國に關する許可證、證明書若は通知書等を有する者は該書類。(七)外國在留者の呼寄に關する書信等を有する者は該書類。(八)其他參考となるべき書類ある場合は該書類。(九)右の外目的國及渡航目的に依り特に必要とする書類。

但し、受付官廳の認定により二—四を省略する事あり。

一、旅券下付願に記載すべき項目左の如し

(一)氏名(片假名にて傍訓を附す)。(二)本籍地。(三)所在地。(四)身分。(五)年齡。(六)職業。(七)旅行地名—(經由地及目的國を記載す。(八)旅行目的。(九)旅行理由。(十)身長(メートル法に依る)(十一)特徵(外部より見ゆる身體の特徵一箇所)。(十二)出發港。(十三)出發豫定期日。(十四)歸國豫定期。(十五)乘船等級。

但し、移民にありては旅行とあるは渡航とし第十四項を除く。

旅券面には本人署名し(署名する能はざる者は代署せしめ)、之に捺印を加へざるべからず。旅券は旅券の下附を受けたる者六箇月以內に出發せざる時及び歸國したる時には無效とす。特定地域に對し發給せらるゝ數次往復旅券は下附の日附より三年を經過したる後初めて歸國する迄之を有效とす。

日本と主要國間の條約締結年月

對手國	條約名稱	調印 年月日	批准 年月日
亞米利加合衆國	通商航海條約△	明治 四四•二•二一	明治 四四•四•四 批准書交換
	著作權保護に關する協約	〃 三八•一一•一〇	〃 三九•五•一〇 〃
	日米仲裁々判條約	〃 四一•五•五	〃 四一•八•二四 〃
	ヤップ嶋條約	大正 一一•二•一一	大正 一一•七•一三 〃
亞米利加合衆國外二國	太平洋條約	〃 一〇•一二•一三	〃 一二•八•一七 批准書寄託
亞米利加合衆國外三國	海軍軍備制限條約	〃 一一•二•六	〃 一二•八•一七 〃
亞米利加合衆國外七國	支那に關する條約	〃 一一•二•六	〃 一一•八•五 批准
亞米利加合衆國外七國	支那關稅條約	〃 一一•二•六	〃
亞米利加合衆國外三國	潜水艦及毒瓦斯に關する條約	〃 一一•二•六	〃
亞米利加合衆國外二國	膃肭獸保護條約	明治 四四•七•七	明治 四四•一二•一二 批准書寄託
亞米利加合衆國外二十五國	國際航空條約	大正 八•一〇•一三	大正 一一•六•一 〃
亞米利加合衆國外五國	セルボ・クロアート・スロヴエーヌ條約	〃 八•九•一〇	〃 九•一〇•一三 批准
〃	チエック・スロヴアキア條約	〃 八•九•一〇	〃 九•一〇•一〇 〃
亞米利加合衆國外二十六國	對獨平和條約	〃 八•六•二八	〃 九•一•一〇 批准書寄託
亞米利加合衆國外十七國	對墺平和條約	〃 八•九•一〇	〃 九•一〇•一四 公布
亞米利加合衆國外十六國	對洪平和條約	〃 九•六•四	〃 一〇•七•二六 批准書寄託及公布
亞米利加合衆國外十四國	對勃平和條約	〃 八•一一•二七	〃 一〇•五•二六 公布
亞米利加合衆國外五國	羅馬尼條約	〃 八•一二•九	〃 九•一〇•一四 〃
亞米利加合衆國外四國	波蘭國條約	〃 八•六•二八	〃 九•一•一〇 〃
亞米利加合衆國外七ケ國	「スピッツベルゲン」に關する條約	九•二•九	〃 一四•一•二〇 〃
アフガニスタン	修好條約	昭和 三•四•二	—
亞爾然丁	修好通商航海條約	明治 三一•二•三	明治 三四•九•一八 批准書交換
英吉利	通商航海條約△	〃 四四•四•三	〃 四四•五•五 〃
	印度通商條約	〃 三七•八•二九	〃 三八•三•二五 〃
英吉利外六國	對土平和條約	〃 一二•七•二四	大正 一三•八•六 批准
英吉利外五十四國	失業に關する條約	大正 八•一一•二八	〃 一一•一〇•二八 〃
	海員に對する職業紹介所設置に關する條約	〃 八•一一•二八	〃 一一•一〇•二八 〃
英吉利外三十八國	農業使用兒童年齡に關する條約	〃 一〇•一一•一六	〃 一三•一〇•一五 〃
	通過の自由に關する條約	〃 一〇•四•二〇	大正 一三•二•二〇 批准寄書託
英吉利外三國	メートルに關する條約	〃 一三•五•八	〃 一四•八•二五 〃

對手國	條約名稱	調印 年月日	批准 年月日
英吉利外十四國	戰爭抛棄に關する條約	昭和 三•八•二七	昭和 四•七•二四 批准書寄託
伊太利	通商航海條約△	大正 元•一一•二五	大正 二•六•一七 批准書交換
伊太利外三十九國	萬國農事協會に關する條約	明治 三八•六•七	明治 四〇•六•六 批准書寄託
エクアドル	修好通商航海條約•	大正 七•八•二六	大正 八•三•三一 批准書交換
墺地利	通商海關稅及航海に關する協定	〃 一三•一〇•二	〃 一三•一〇•九 公示
和蘭	通商航海條約•	明治 四五•七•六	大正 二•一〇•八 批准書交換
希臘	修好通商航海條約•△	〃 三二•六•一	明治 三二•九•二一 〃
哥倫比亞	修好通商航海條約•	〃 四一•五•二五	〃 四一•一二•一〇 〃
支那	通商航海條約	〃 二九•七•二一	〃 二九•一〇•二〇 〃
	追加通商航海條約	〃 三六•一〇•八	〃 三七•一•一一 〃
	輸入稅率改訂に關する協定	〃 三五•八•二九	〃 三五•一〇•三、大正 一一•一二•一、〃 一二•一二•二 公示
	滿洲に關する條約	〃 三八•一二•二二	明治 三九•一•二三 批准書交換
	新奉及吉長鐵道協約	〃 四〇•四•一五	〃 四〇•五•四 公示
	同續約	〃 四一•一一•一二	〃 四一•一一•二七 〃
	日淸間協約	〃 四二•九•四	〃 四二•九•八 〃
	南滿洲及東部內蒙古に關する條約	大正 四•五•二五	大正 四•六•七 批准書交換
	郵便物交換に關する約定	〃 一一•一二•八	〃 一二•一•一 公示
暹羅	修好通商航海條約	〃 一三•三•一〇	〃 一三•一二•二三 公布
瑞西	居住通商條約△	明治 四四•六•二一	明治 四四•一二•二〇 〃
	司法的解決條約	大正 一三•一二•二六	大正 一四•一二•二一 公布
瑞西外十國	赤十字條約△	明治 一九•六•五	明治 一九•一一•一六 公布
瑞典	通商航海條約△	〃 四四•五•一九	〃 四四•七•一三 批准書交換
	特別相互關稅條約△	〃 四四•五•一九	〃 四四•七•一三 〃
西班牙	修好交通條約△	明治 四四•五•一五	大正 四•七•一三 〃
	特別通商條約△	〃 三〇•三•二八	明治 三四•三•三〇 〃
セルブクロアートスロヴエーヌ	通商航海條約	大正 一三•一一•一六	大正 一四•一•二一 公布
ソヴィエット露西亞	修好條約	〃 一四•一•二〇	〃 一四•二•二七 〃
	漁業條約	昭和 三•一•二三	昭和 三•五•二三 批准公布
ラトヴイア	通商航海條約	大正 一四•七•四	昭和 三•八•二五 〃
智利	修好通商航海條約•	明治 三〇•九•二五	〃 三一•九•二四 批准書交換
	追加條款	〃 三二•一〇•二六	〃 三二•九•二四 〃
墨西哥	通商條約	大正 一四•一〇•二〇	大正 一五•一〇•二〇 批准書交換
丁抹	通商航海條約△	明治 四五•二•一二	明治 四五•五•六 〃
	特別相互關稅條約△	〃 四五•二•一二	〃 四五•五•六 〃
獨逸	通商條約	昭和 二•七•二〇	昭和 三•四•一 批准
獨逸外五十國	萬國郵便條約	大正 一三•八•二八	大正 一四•九•二四 〃
獨逸外九國	文學的及美術的著作物保護萬國同盟創設に關する條約	明治 一九•九•九	明治 三二•四•一八 加入
獨逸外十三國	同修正ベルヌ條約	〃 四一•一一•一三	〃 四三•六•九 批准書寄託
獨逸外十六國	同追加議定書	大正 三•三•二〇	大正 四•三•二六 〃
獨逸外十六國	メートル條約	明治 八•五•二〇	明治 一八•一〇•九 加入

對手國	條約名稱	調印 年月日	批准 年月日
獨國外四十一國	國際無線電信條約	昭和 二・一一・二五	昭和 四・一・二〇批准書寄託
獨逸外九國	國際紛爭平和的處理條約	明治 四〇・一〇・一八	明治 四五・一・一三公布
獨逸外九國	國際阿片條約	〃 四五・一・二三	〃 九・一・一〇公示
獨逸外二十七國	國際貿易統計作成に關する條約	大正 二・一二・三一	大正 二・六・八 〃
獨逸外廿六國	婦人及兒童の賣買禁止條約	大正 一〇・九・三〇	〃 一四・一二・二公布
諾威	通商航海條約△	明治 四四・六・一六	明治 四四・七・一五批准書交換
諾威	特別相互關稅條約△	〃 四四・六・一六	〃 四四・七・一五 〃
パラグァイ	修好通商條約●	大正 八・一一・一七	大正 一〇・八・二五公布
芬蘭	通商航海條約	〃 一三・六・七	〃 一五・一〇・二三批准書交換
伯剌西爾	修好通商條約△	明治 二八・一一・五	明治 三〇・二・二二 〃
佛蘭西	通商航海條約△	〃 四四・八・一九	〃 四五・四・三 〃
佛蘭西	佛領印度支那に關する日佛間宣言	〃 四四・八・一九	〃 四四・八・二六 〃
秘露	通商航海條約△	〃 二八・三・二〇	明治 二九・二・二四批准書交換
白耳義	通商航海條約	大正 一三・六・二七	大正 一四・六・一三公布
白耳義外十國	萬國工業所有權保護同盟條約	明治 一六・三・二〇	明治 三二・四・一八加入
白耳義外十九國	同巴里同盟條約	〃 四四・六・二	大正 二・四・一批准書寄託
ボリヴィア	修好通商條約	大正 三・四・一五	〃 五・三・一五批准書交換
葡萄牙外三十四國	常設國際司法裁判所規定	〃 九・一二・一六	〃 一〇・一一・一六批准書寄託
墨西哥	通商航海條約	〃 一三・一〇・八	〃 一四・五・一四公布
波蘭	通商航海條約	大正 一一・一二・七	〃 一四・一・一七公布

條約名の下に△印を附せるは有効期間滿了し、●印を附せるは初めより其定めなく、孰れも一方の通告に依り所定期間(多くは一年内)に廢棄せらるゝものなり。尚、ダンチッヒ自由市の外交事務を處理する權限を有する波蘭國政府は、日、波間通商航海條約の効力を同自由市の領域に擴張せんことを希望せるを以て、昭和二年四月十一日ワルソーに於て公文交換を了し、同市は該條約に加入することゝなれり。

外交官、領事官

(昭和四・九・五現在親勅任官)

官名	駐在地	氏名
特命全權大使	英吉利	松平恒雄
〃	佛蘭西	安達峰一郎
〃	白耳義	永井松三
〃	伯剌西爾	有吉明
〃	獨逸	長岡春一
〃	米國	出淵勝次
〃	ソヴィエト聯邦	田中都吉
〃	土耳古	小幡酉吉
〃	伊太利	松田道一
特命全權公使	瑞典兼、諾、丁、芬	子爵 武者小路公共

官名	駐在地	氏名
特命全權公使	瑞西	吉田伊三郎
〃	和蘭	廣田弘毅
〃	西班牙兼葡萄牙	太田爲吉
〃	支那	佐分利貞男
〃	墨西哥	青木新
〃	墺地利兼洪牙利	大野守衛
〃	波蘭	松嶋肇
〃	亞爾然丁兼パラグァイ、ウルグァイ	山崎次郎
〃	智利兼ボリヴィア	森安三郎
〃	希臘	川嶋信太郎
〃	暹羅	矢田部保吉

官名	駐在地	氏名
特命全權公使	ルクセンブルグ	永井松三
〃	ラトビア	長岡春一
〃	チェッコ・スロヴァキア	木村鋭市
〃	秘露	來栖三郎
〃	ペルシャ	笠間杲雄
〃	加奈陀	徳川家正
〃	國際聯盟事務次長	杉村陽太郎
〃	國際聯盟帝國事務局長	佐藤尚武
〃	(待命中)	芳澤謙吉
大使館參事官	支那	堀内謙介
〃	支那	重光葵
〃	英國	堀義貴
〃	佛蘭西	河合博之
〃	獨逸	東郷茂徳
〃	巴里	伊藤述史
〃	米國	澤田節藏
〃	土耳其	二瓶兵二
〃	〃	蘆田均
〃	露西亞	酒匂秀一
總領事	奉天	林久治郎
〃	青嶋	藤田榮介
〃	上海	矢田七太郎
〃	〃	重光葵
〃	桑港	井田守三
〃	ホノルル	赤松祐之
〃	天津	岡本武三
〃	(待命中)	鈴木栄太郎

×印は御用歸朝中。

在外公館所在地

(昭和四年九月一日現在)

大使館

在英國 Embassy of Japan, 37, Portman Square, London, W.1, England.

在佛國 Ambassade du Japon, 24, Rue Greuze, Paris, France.

在白耳義 Ambassade du Japon, No. 1 Boulevard General, Jacques, Belgique.

在獨逸 Japenish Botschaft, Berlin Charlottenburg Ahornstr, 1, Deutschland (事務所) Am Koenigsplatz 4 (官舍)

在伊太利 Ambasciata del Giappone 49, Piazza del Gesu, Roma, Italia.

在ソヴィエト聯邦 Ambassade du Japon, Bolshaya Nikitskaya 42 Moscow. U. R. S. S.

在米國 Embassy of Japan, 1600 Rohde Island Avenue, Washington, D. C., U. S. A.

在伯剌西爾 Ambassade du Japon, Rua Voluntarios da Patria, 82 Rio de Janeiro, Brasil.

在土耳古 Ambassade du Japon, Ayaz Pacha 77, Pera, Constantinople, Turquie.

公使館

在加奈陀 Legation of Japan, Victoria Building, 140 Wellington Street, Ottawa, Canada.

在瑞典(兼諾威、丁抹、芬蘭) Legation du Japon, No. 25 Strandvagen, Stockholm, Suede.

在波蘭 Legation du Japon, No. 10 Foksal, Varsovie, Pologne.

在チェッコ、スロヴァキア Legation du Japon, Malteske Nam. No6, Prague, Tcheco-Slovaquie.

在羅馬尼亞 Legation du Japon, 16 Strada General Anghelescu Bucarest, Roumanie.

在墺地利 Legation du Japon, Kolbgasse 1, III Wien, Autriche.

在希臘 Legation du Japon, No. 23, Avenue Kifissias, Athenes, Grece.

在瑞西 Legation du Japon, 95, Thunstrasse, Berne, Suisse.

在和蘭 Legation du Japon, Bezuidenhoutscheweg 87, La Haye, Pays Bas.

在西班牙 Legacion del Japon, 4, Calle de Nunez de Balboa Madrid, Espana.

在支那 支那直隷省北平江米（1名交民）巷街

在暹羅 Legation of Japan, Surawongse Road, Bangkok, Siam.

在墨西哥 Legation du Japon Calle de Merida 18, Mexico, D. F., Mexique. (事務所) la Calle de Merida # 21, Mexico, D. F., Mexico. (官舍)

在亞爾然丁 Legacion del Japon, Calle Reconquista 134. Buenos Aires, La Argentina.

在智利(兼秘露及ボリヴィア) Legacion del Japon, Calle Dieciocho 552, Santiago, Chile.

在秘露 Legation du Japon, Lima, Peru.

總領事館

在倫敦總領事館 Consulate-General of Japan, No. 1, Broad Street Place, Finsbury Circus, London, E. C. 2, England.

在漢堡總領事館 Consulate General du Japon, Monckebergstrasse 71 "Levantehaus" Hamburg, Allemagne.

在浦鹽斯徳總領事館 Consulate-General of Japan, No. 24, Pekinskaya Ulitsa, Vladivostock, U. S. S. R.

在亞港總領事館 Consulate-General of Japan, 3. Ulitsa Derjinsky, Alexandrovsk, Saghalien, U. S. S. R.

在オハ分館 Branch Office of Consulate-General of Japan, Okha, Saghalins

在哈爾賓總領事館 Consulate-General of Japan, No. 27, Novo-torgovaya Ulitsa, Novygorod, Harbin, Pinzyan-Suien, Kirin Province, China. 支那吉林省濱江縣哈爾賓新市街義州街二十七號地

在ハバロフスク總領事館 Consulate General of Japan, No. 40, Lisunovskaya Ulitsa Habarovsk. U. S. S. R.

在吉林總領事館 (Tieling) 支那吉林省吉林縣吉林新開門外

在間嶋總領事館 (Chientao) 支那吉林省延吉縣龍井村

局子街分館 (Chu-tze-chieh) 支那吉林省延吉縣局子街

頭道溝分館 (Feu-tao-keu) 支那吉林省延吉縣頭道溝

琿春分館 (Hun-chun) 支那吉林省琿春縣琿春

百草溝分館 (Pai-tsao-kou) 支那吉林省汪清縣春融社

在奉天總領事館 (Mukden) 支那遼寧省瀋陽縣奉天小西邊門外

帽兒山分館 支那遼寧省帽兒山

通化分館 (Tung Hua) 支那遼寧省通化縣通化

新民府分館 (Sin-min-fu) 支那遼寧省新民縣新民江樓胡同

在天津總領事館 (Tientsin) 支那河北省天津日本租界宮嶋街

在濟南總領事館 (Tsinan) 支那山東省歷城縣濟南商埠三馬路

博山出張所 (Pao-shan) 支那山東省博山日本總領事館出張所

張店出張所 (Chang-tien) 支那國山東省張店日本總領事館出張所

在青嶋總領事館 (Ching-tao) 支那山東省青嶋

坊子出張所 (Fang-tzu) 支那國山東省坊子日本總領事館出張所

在上海總領事館 支那江蘇省上海虹口北揚子路第1號 Consulate-General of Japan, No. 1, North Yangtsze Road Hongkow Shanghai, China.

在漢口總領事館 (Hankow) 支那湖北省夏口縣漢口日本租界河街第1號地

在成都總領事館 支那四川省成都順河街第六十七號 Consulate General of Japan, No. 67 Shun Ho Kai, Chengtu, Szechwan. China.

在福州總領事館 (Fuchow) 支那福建省閩侯縣福州倉前山

在廣東總領事館 (Canton) 支那廣東省番禺縣廣東沙面英吉利居留地第六十九號

在香港總領事館 Consulate-General of Japan, No. 2, Connaught Road Central, Hongkong.

在河内總領事館 Consulate-General du Japon, 63, Boulevard Carnot, Hanoi, Indo-china.

在新嘉坡總領事館 Consulate-General of Japan, Union Building Colleyer Quay, Singapore, S. S.

在マニラ總領事館 Consulate-General of Japan, No. 215, Roxas Building, 142-152, Escolta, Binondo, Manila, P. I.

ダヴオ分館 Branch Office of Consulate-General of Japan, Davao, Davo, Mindanao, Philippine Islands.

在バタヴイア總領事館 Consulate-General of Japan, Gang Scott No. 3, Weltevreden, Batavia, Java.

在カルカッタ總領事館 Consulate-General of Japan, Royal Insurance Building 25-27 Dalhousie Square, Calcutta, India.

在アレキサンドリヤ總領事館 Consulate General of Japan, 7, Rue Nebe Daniel Alexandria, Egypt.

在シドニー總領事館 Consulate-General of Japan, 17, Castlereagh Street, Sydney, New South Wales, Australia.

在ホノルル總領事館 Consulate-General of Japan, No. 1742, Nuuanu Avenue, Honolulu, T. H., U. S. A.

在桑港總領事館 Consulate-General of Japan, No. 22, Battery Street, San Francisco, California, U. S. A.

在墨西哥總領事館 Consulate-General of Japan, la Calle Medida 18, Mexico, D. F. Mexique.

在紐育總領事館 Consulate-General of Japan, G. Berenson Investing Building, 165 Broadway, New York City, N. Y., U. S. A.

在サン・パウロ總領事館 Consulado Geral do Japao, Rua Libero Padaro 90 Caixa Pastal 1167 Sao Paulo Brazil.

リベロン・プレトー分館 Sucursale do Consulado Geral do Japao Rua Sao Jose No. 7-B and 9, Ribeirao Preto, Brazil.

在サントス出張所 Sucursale do Consulado General do Japao, Rua Dom Pedro 2nd No. 13, Santos, Brazil.

領事館

在オッタワ領事館 Consulate of Japan, Victoria Building, 140 Wellington Street, Ottawa, Canada.

在リヴァプール領事館 Consulate of Japan 3 Oriel Chambers, 14 Water Street, Liverpool, England.

在里昂領事館 Consulate du Japon, No. 18, Place Tolozan, Lyon, France.

在馬耳塞領事館 Consulat du Japon, No. 79 Rue Paradis, Marseille, France.

在米蘭領事館 Consulat du Japon, 46, Via Macedonia Melloni, Milan, Italie.

在アンヴェルス領事館 Consulat du Japon, No. 2 Rue Van Cuyck Avenue de France, Anvers, Belgique. (事務所) No. 10, Avenue, Bormans, Anvers, Belgique. (官舍)

在ストックホルム領事館 Consulat du Japon, Standvagen 25, Stockholm, Suede.

在ワルソー領事館 Consulat du Japon, Foksal 10, Varsovie, Pologne.

在ブラゴヴェシチエンスク領事館 Consulate of Japan, No. 9, 31, Torgowaya Ulitza, Blagovestchensk, Russia.

在オデッサ領事館 Consulate of Japan, No. 1. Bulevard Feldman, Odessa, U.S.S.R.

在ノウオシビルスク領事館 Consulate of Japan, 31 Yadvintsevskaya Ulista Novo-Sivirsk, U.S.S.R.
在滿洲里領事館 (Manchulo) 支那滿洲里站二道街
在ペトロパウロフスク領事館 Consulate of Japan, Vtoraya Ulista Petoropavlovsk, Kamtchatka, U. S S. R.
在站二道街 Consulate of Japan, No, 3090 Alexandrovskaya, Ulista, Manchuria. アレクサンドロフスカヤ街第三〇九〇號地)
在齊々哈爾領事館 (Tsitsihar) 支那黑龍江省齊々哈爾財神廟南方街北
在長春領事館 (Chang-chun) 支那吉林省長春縣寬城子三通街
農安分館 (Nung-an) 支那吉林省農安縣農安東街路南
在安東領事館 (Antung) 支那遼寧省安東縣山手町
在鐵嶺領事館 (Tieling) 支那遼寧省鐵嶺縣鐵嶺
掏鹿分館 (Tao-lu) 支那遼寧省西豐縣掏鹿文明胡同
海龍分館 (Hai-lung) 支那遼寧省海龍縣海龍北關
在鄭家屯領事館 (Cheng chiatun) 支那遼寧省遼陽縣鄭家屯
在遼陽領事館 (Liaoyang) 支那遼寧省遼陽縣遼陽附屬地佟家大街九番地
在牛莊領事館 (New-chwang) 支那遼寧省營口縣營口
在赤峰領事館 (Chifeng) 支那內蒙古赤峰縣熱河道赤峰
在張家口領事館 (Chang Kiakou) 支那直隷省張家口
在芝罘領事館 (Chefoo) 支那山東省福山縣芝罘煙臺
在杭州領事館 (Hangchow) 支那浙江省杭州錢塘門外寶石山ト
在蘇州領事館 (Soochow) 支那江蘇省吳縣蘇州府日本專管居留地內
在南京領事館 (Nankin) 支那江蘇省江寧府南京城內鼓樓[illegible]路
在蕪湖領事館 (Wuhu) 支那安徽省蕪湖
在九江領事館 (Kiukiang) 支那江西省九江縣九江英租界第十三號A
在宜昌領事館 (Ichang) 支那湖北省宜昌府宜昌
在沙市領事館 (Shashi) 支那湖北省江陵縣沙市洋碼頭第二十三號
在長沙領事館 (Changsha) 支那湖南省長沙縣長沙北門外平浪宮側
在重慶領事館 (Chungking) 支那四川省巴縣重慶府臨江門[illegible]
在厦門領事館 (Amoy) 支那福建省思明縣鼓浪嶼共同租界F第百六十七號
在汕頭領事館 (Swatow) 支那廣東省澄海縣汕頭[illegible]山西脚土名烟墩脚
在雲南領事館 (Yunnan) 支那雲南省雲南府如安街昇平巷第四號
在河內領事館 Metropole Hotel, Hanoy, Indo China.
在西貢領事館 Consulate of Japan, 26, rue Chaigneau, Saigon, Cochin-China.
在盤谷領事館 Consulate of Japan, Surawongse Road, Bangkok, Siam.
在蘭貢領事館 Consulate of Japan, The "Darbar Building," 12-13 Phayre Street, Rangoon, Burma.
在スラバヤ領事館 Consulate of Japan, Regentesselaan No. 7 Soerabaya, Java.
在メダン領事館 Consulate of Japan, Hotel de Boer, Medan, Sumatra.
在孟買領事館 Consulate of Japan, Dwarkadas Building, No. 192, Hornby Road, Fort Bombay, India.
在コロンボ領事館 Consulate of Japan, Gaffor Buildings, Main Street, Colombo, Ceylon.
在ポート・サイド領事館 Consulate of Japan, Rues Sultan et Americo, Port Said, Egypt.
在ケープ・タウン領事館 Consulate of Japan, Thomson Watson Buildings, 4 Adderley Street, Cape Town, British South Africa.
在ロス・アンゼルス領事館 Consulate of Japan, 510 Union League Building 2nd and Hill Streets Los Angeles, California, U. S. A.
在ポートランド領事館 Consulate of Japan, 813, Board of Trade Building, Portland, Oregon, U. S. A.
在シアトル領事館 Consulate of Japan, The Central Building, Seattle, Washington, U. S. A.
在シカゴ領事館 Consulate of Japan, 1533 Tribune Tower 435 North Michigan Ave. Chicago, Illinois, U. S. A.
在晩香坡領事館 Consulate of Japan. 302 Yorkshire Building, 535 Seymour Street, Vancouver, British Columbia, Canada.
在ニユーオルレアンス領事館 Consulate of Japan, No. 918 Masonic Temple Blg, St. Charles St. New Orleans, La., U. S. A.
在パナマ領事館 Consulate of Japan, 60, Bella Vista, Panama City, Republic of Panama.
在マサトラン領事館 Consulate of Japan, Mazatlan, Sinaloa Maxique.
在ブエノスアイレス領事館 Consulate of Japan, 607 Casilla, Buenos Aires, Argentina.
在里馬領事館 Consulato du Japon, Colmena 223, (Apartado 29) Lima, Peru.
在バウルー領事館 Consulado do Japao Bauru, Sao Paulo, Brazil.
在リオデジヤネイロ領事館 Consulado do Japan, Rio de Janeiro, Brazil.
在倫敦商務參事官事務所 Commercial Councillor of Japanese Embassy, 1 Broad Street Place, London E. C. 2, England
在伯林商務書記官事務所 Handelssekretariat der Kaiserlichen Japanische Botschaft, Kurfursten damm 58 Berlin, W, 15 Deutschland
在紐育商務書記官事務所 Commercial Secretary of Japanese Embassy, 165 Broadway, New York City, N. Y., U. S. A.
在ブエノスアイレス商務書記官事務所 Secretario Comercial de al Legation del Japon, Casilla 1266 Buenos Aires, Argentina.
在上海商務參事官事務所 上海四川路四八
在フインランド國日本出張員 Delegation Japonaise. 1. Ehrensvardsvagen, Helsingfors. Finlande.
在サントス帝國出張員 Consulado do Japao. Rua Dno Pedro 2nd No. 13. Santos.
在里斯本帝國出張員 (Agent Diplomatique Du Japon.) M. M. Izawa. Largo General Pereira d'Eca, 46. Lisbonne. Portugal

其他

在佛巴里國際聯盟帝國事務局 Bureau Imperial Japonais de la Societe des Nations, 24 rue la Greuze Paris, (16e) France.
國際聯盟帝國事務所 Delegation Japonaise Aupres de la Societe des Nations, 39 Quai W. Wilson. Geneva, Suisse.
在瑞西國際勞働代表 Delegation Japonaise du Travail International, Maison Royale, Geneva, Suisse.

列國大公使館、大公使 (昭和四年九月五日現在)

國名	氏名	資格	大公使館所在地
獨逸國	フオン・シエーン	臨時代理大使	麹町區永田町一の一四
白耳義國	ジー・ペリエー	同上	麹町區三年町三
伯剌西爾合衆國	セー・エー・デ・ラトーレ・リズボア	同上	赤坂區表町三の二
米國	エドヴイン・ネヴイル	臨時代理大使	麹町區内山下町一の一東洋ビル内
佛國	ジヤン・ドブレー	臨時代理大使	麹町區飯田町一の一
英國	サー・ジヨン・テイレー	特命全權大使	麹町區五番町一
伊國	ポムペーオ、アロイージ男	特命全權大使	麹町區裏霞ヶ關四
ソヴイエト社會主義共和國聯邦	アレキサンドル・トラヤノフスキー	同上	麹町區裏霞ヶ關一
土耳古國	テラート・ルウフベー	代理大使	府下澁谷町神山四七
亞爾然丁國	ドクトル・マリオ・ルイス・デ・ロス・リアノス	特命全權公使	市外青山南町七の一〇
智利國	セサレオ・アルヴアレス・デ・ラ・リヴエラ	臨時代理公使	麻布區廣尾町二
支那國	汪榮寶	特命全權公使	麹町區永田町二ノ二
丁抹國	ヘンリツク・デ・カウフマン	特命全權公使	麹町區丸の内仲通八
西班牙國	ルイス・デユプユイ・デ・ローメ・イ・ヴイヴイエラ	臨時代理公使	麻布區市兵衛町一の二
芬蘭國	ドクトル・グスターフ・ジヨンラムステッド	代理公使	市外青山南町七の三
墨西哥國	ホセ・ヴアスケス・スキアフイーノ	特命全權公使	麹町區永田町二の二一
諾威國	エー・レードルツプ	臨時代理公使	麹町區有樂町一の一オール商會内
和蘭國	ヨンクヘール・タイクサイラ・デ・マトス	臨時代理公使	芝區榮町一
秘露國	ギレルモ・マルチネス・ロドリゲス	臨時代理公使	麹町區内幸町太平ビル内
波蘭國	ズジスラス・オケンツキー	臨時代理公使	麻布區材木町五五
葡萄牙國	アンテロ・カレイロ・デ・フレイタス	臨時代理公使	麹町區三年町一
暹羅國	ピヤ・スパン・ソムバチ	同上	市外千駄ヶ谷七六二
瑞典國	ヴイダール・バツゲ	臨時代理公使	赤坂區氷川町五二
瑞西國	アルフレッド・ブリユンネル	同上	府下澁谷町二丁目神宮通三五
チエッコ・スロヴアキア國	ベンジヤミン・サラトナイ	同上	麻布區飯倉町六七
羅馬尼國	ジヨルジ・ユ・ストイセスコ	臨時代理公使	麹町區内山下町一ノ一東洋ビル内
加奈陀	ヒユー・エル・キーンリーンサイド	同上	府下澁谷町金王二ノ五

列國領事館所在地

國名	存置地
獨逸	橫濱、•神戸、大連、京城
亞爾然丁	•橫濱、•神戸、大阪
墺地利	東京
白耳義	橫濱、神戸、長崎、京城、大連、大阪
ボリヴイア	•橫濱、大阪、神戸
伯剌西爾	•橫濱、神戸、長崎
智利	•橫濱、神戸
支那	•橫濱、•神戸、長崎、釜山、元山、仁川、•京城、
哥倫比亞	•橫濱、神戸
玖馬	神戸
丁抹	東京、橫濱、神戸、長崎、大阪
西班牙	橫濱、神戸、淡水、東京
北米合衆國	•東京、•橫濱、名古屋、•神戸、長崎、臺北、京城、大連
芬蘭	神戸、東京
佛蘭西	橫濱、神戸、長崎、淡水、京城
大不列顛	東京、•橫濱、大阪、•神戸、下關、長崎、淡水、•京城、唐津、大連、臺北、仁川
希臘	橫濱、神戸
伊太利	橫濱、•神戸、長崎、京城
墨西哥	橫濱、神戸、東京
諾威	•東京、橫濱、神戸、下關、長崎
和蘭	東京、名古屋、橫濱、神戸、長崎、臺北、京城、大連
巴奈馬	橫濱、神戸
秘露	橫濱、神戸、名古屋、京都、
葡萄牙	橫濱、神戸、大阪、門司、下關、長崎
ソヴイエト社會主義共和國聯邦	•神戸、函館、京城、小樽、敦賀、大連、東京
瑞典	橫濱、大阪、神戸、下關、門司、長崎、大連
瑞西	東京
ヴエネズイラ	神戸
波蘭	大阪
チエコ・スロヴアキア	橫濱、東京
パラグエイ	東京
暹羅	大阪
ボンヂユラス	神戸、橫濱、•東京
サルヴアドル	東京
ラトビヤ	東京
ドミニカ	神戸
グワテマラ	東京、橫濱、神戸
土耳古	大阪
ウルグワイ	神戸
羅馬尼	大阪
ルクセンブルグ	東京

•印は總領事館なり。

四年度總豫算

第五十六議會に提出せられたる昭和四年度一般會計豫算は、歲入出各十七億五千二百八十一萬圓、同追加額二千百二十六萬圓、計十七億七千四百七萬圓にして、自作農創設案並に肥料管理案不成立の結果、之に伴ふ追加豫算五十一萬圓削除となりたる外は、何等修正なく兩院を通過したるを以て、一般會計の施行豫算は總額十七億七千三百五十六萬圓として公布せられたるも、但し稅整案の審議未了に終れると、又競馬法修正の結果前者に於て二十萬圓の收入減となり、後者に於て千百八十萬圓の歲入增、差引千百六十萬圓の歲入增となる譯なり。今この施行豫算を以て、前年度實行豫算と對比すれば、六千四百四十四萬圓の增加となり、更に追加豫算千四百七十四萬圓を加へたる前年度豫算に比すれば、四千九百六十九萬餘圓の增加となる。

【新規事業】右豫算は事實上田中內閣最初の豫算なるを以て、地租及び營業收益稅の國稅撤廢を企てたるに拘らず、各種の新事業を計上し、以て政友會の所謂積極政策實現に努めたり。即ち其の重要施設として揭ぐるものは、(一)產業振興に關する施設としては、蠶絲試驗場設置、水產講習所充實並に水產試驗場設置、肥料改善、暗渠排水事業獎勵、用排水主要工事監督、桑園改良獎勵、民有林の造林促進、產業統計改善、綿業試驗所設置、曹達灰及人造[illegible]製造保護獎勵、貿易局設置、(二)交通電信機關の整備普及に關しては、鐵道線路建設事業の繰上、新線追加及延長、產業道路助成、航空路設置、電信電話の改良擴張、(三)土木事業については、治水及港灣修築事業の繰上、既定費追加の外、大野川外五川及小名濱港外八港新規追加、北海道拓殖費の五百餘萬圓追加、(四)其他拓務省設置、陸海軍兵卒給與增加、兵卒並に廢兵の待遇改善研究調查費等を計上し、新規事業費總額一億三千萬圓に上れり。

【財源と節約額】かくて歲出の膨脹を招來せるに拘らず、經常收入の財界不況による自然增收の減少と、兩稅委讓に因る經過的減稅(不成立)の爲め、歲入に著しき不足を生じたるを以て、所得稅引上(不成立)、關稅增收、官有物處分及び特別會計資金繰入等により補塡せんとしたるも、尚ほ一億八千萬圓の不足あり、依つて從來普通財源にて賄ひ來れる復舊費の一部を公債支辨(復興費とも九千百萬圓)に移し、更に剩餘金九千萬圓を繰入れる等手一杯の遣り繰りに汁複を合し、既定費に對しては僅に八百四萬圓(節減七百五十四萬圓、繰延四十九萬圓)の節約、繰延を爲せるに過ぎず。各省別節約繰延額左の如し。(單位千圓、×印繰延)

省名	經常	臨時	省名	經常	臨時
外務	五三	一〇	司法	九八	—
內務	一五六	六五〇 ×三三五	文部	二二九	一〇三
大藏	一六	一、二〇〇	農林	一五七	四〇三
陸軍	一、〇〇七	九九 ×二八	商工	三六	八一
海軍	六〇四	三三〇	遞信	二〇一	一、〇四七
			計	二、六六一	五、三八〇(×四九三)

斯の如く豫算を擴張したる結果、追加豫算決定後の剩餘金殘額は僅に百六萬一千圓に過ぎず、之に自作農創設案握潰しより生じたる五十一萬圓の歲出不用と、兩稅委讓沙汰止みに因る歲入增千百十二萬圓(地租四百十九萬圓、營業收益稅七百六十三萬圓)を加算するも、總計千二百三十三萬餘圓の餘裕に止り、一方責任支出所要額約三千萬圓を控へて之が財源に苦しむの始末にあり、三年度剩餘金の如何によつては、その不足額は今期議會に於て五千萬圓より一億圓に擴張せる大藏省證券の發行に依らざるを得ざる狀況なり。

【補助費の累增】事情斯の如き場合に於て、國庫補助費は年々一千萬圓の累增を示すの有樣にて、その增加率は總經費の增加率よりも遙に高きにあり。之を四年度の補助費に見るも、一般會計所管の分三百五十三件、一億八百九十三萬餘圓、特別會計所管の分百九十八件、四千七百九十九萬餘圓、合計五百五十一件、一億五千六百九十三萬餘圓にして、其內新規に計上されしもの一般會計に於て百十九件、二千百五十六萬餘圓、特別會計に於て六十五件、二百七十五萬餘圓、合計百八十四件、二千四百三十一萬餘圓に上れり。その所管別は左の如し。(單位千圓)

一般會計補助費

省名	既定	新規	省名	既定	新規
外務	六〇〇	四八三	文部	二一、五五八	五四七
內務	四一、〇六二	二、四九九	農林	三〇、七七四	一三、五五四
大藏	三六四	—	商工	四、六六一	七三九
陸軍	一、〇四一	—	遞信	六、九九九	四、四一五
海軍	三三	—	拓殖	—	二八四
司法	五四	—	計	八〇、三三五	二一、五六一

特別會計補助金

	既定	新規		既定	新規
對支文化事業	一、〇六六	—	海軍火藥廠	三	—
朝鮮	三一、〇八六	一、九七四	海軍燃料廠	一九	—
臺灣	一〇、三六五	五五九	製鐵所	三五三	—
關東廳	一、五九一	四〇	鐵道	七、一五〇	—
樺太	二、五三三	一六六	計	四四、九四六	二、七五三
南洋廳	七六八	—	合計	一三二、三三一	二四、三一四

【公債計畫】四年度豫算の財源たるべき公債發行額は、一般會計、特別會計を通じて一億九千八百二十五萬圓にして、其の內譯左の如し。

一般會計(震災善後公債)九千百二十萬圓

△特別會計(一)鐵道建設及改良費八千萬圓、(二)朝鮮事業二千萬圓、(三)臺灣事業五百萬圓、(四)關東州事業百萬圓、(五)樺太事業百五萬圓。

【新特別會計】尚ほ政府は四年度より四會計增設を計畫せるが、自作農及肥料管理案握り潰しと爲れる爲め、朝鮮簡易生命保險及家畜再保險の二會計のみ新設され、從來の特別會計三十二と合し、總數三十四となれり。

四年度實行豫算

濱口新內閣は組閣早々金解禁を目標とする徹底的緊縮政策を採用する方針を決定し、其の手始として田中前內閣の下に編成されたる四年度豫算に大斧鉞を加ふると共に、(一)減稅案の放棄、(二)新規事業の不容認、(三)公債計畫の變更、(四)各會計恩給負擔の廢止及び(五)電話計畫の變更等を目標として財政計畫の立直しを斷行する事となり取敢へず四年度新規事業の中止を各省に要求すると共に、大藏省に於て四年度實行豫算の查定を行ひ、各省と折衝の末、一般會計に於て整理節約額九千二百五十萬六千圓(內八十四萬七千圓は國際汽船融資法案の握り潰しに依るを以て、純整理節約額は九千百六十五萬九千圓)特別會計に於て五千七百十四萬九千圓、總額一億四千九百六十五萬五千圓を撚出せり。之を四年度純計豫算約三十八億に對比すれば、大體四分の整理節約を行ひ得たる事となる。一般會計に屬する實行豫算の內容左の如し。(單位圓、△印減)

	實行豫算	公布豫算比較減
歲入		
經常部	一、五〇四、七〇六、七七七	△一、九四四、九二三
臨時部	一七六、三三四、一二七	△九〇、五六一、一八四
普通歲入	六六、九〇五、九九九	△二七、〇二七、八六二
公債金	五一、九六四、四六二	△三九、二三六、七五四
剩餘金繰入	五五、四六二、七三五	△二四、二九六、五七八
總計	一、六八一、〇四〇、九〇四	△九二、五〇六、一〇六
歲出		
經常部	一、三三三、六六九、〇四〇	△八、六六五、八二一
臨時部	三四七、三七一、八六四	△八三、八四〇、二八五
總計	一、六八一、〇四〇、九〇四	△九二、五〇六、一〇六

各省別實行豫算(單位千圓)

所管別	經常部	臨時部	計
皇室費	四、五〇〇	—	四、五〇〇
外務省	一六、五〇四	四、四三一	二〇、九三五
內務省	四七、〇六三	一五六、八八五	二〇三、九四八
大藏省	三三四、九七九	一三、八九九	三四八、八七八
陸軍省	一八〇、八九九	四二、〇三〇	二二二、九二九
海軍省	一四七、九七二	一一三、一三七	二六一、一〇九
司法省	三五、一七三	一、四八一	三六、六五四
文部省	一三一、九六四	一五、三五九	一四七、三二三
農林省	三〇、八六八	二六、七五五	五七、六二三
商工省	五、三四五	六、二五一	一一、五九六
遞信省	三九六、〇八四	四七、三三五	四四三、四一九
拓務省	二、三五七	三〇、八九五	三三、二五二
計	一、三三三、六六九	三四七、三七一	一、六八一、〇四〇

右に依りて見れば純粹の節減額は三千萬圓に達せず、些か物足らぬ觀あれど、全體に於て我が財政史上(山本震災內閣當時の十二年度實行豫算整理額八千三百萬圓、加藤第一次內閣當時十三年度實行豫算整理額三千百萬圓)未曾有の整理節約と稱し得べし。

【各省別整理內容】更に其の內容を檢するに、先づ節減額の目星しきものとしては、陸軍省の土地建造物整理費、震災復舊費、大藏省の中央官署建設費、國債利子、農林省の森林費、遞信省の電話交換擴張費等、又繰延額の主要なるものは遞信省の電話交換擴張維持費、內務省の治水、港灣修築費、大藏省の震災復舊費、陸軍省の國防充備費、文部省の實業教育補助費その他獎勵費、海軍省の水陸整備費等にして、其の各省別整理額は左の如し。(單位千圓)

所管別	經常部節減額	臨時部節減額	臨時部繰延額	合計
外務省	三五	二三一	—	二六六
內務省	三九八	三、〇一四	一三、二五〇	一六、六六二
大藏省	一、六六一	三、〇二一	八、七二三	一三、四〇五
陸軍省	一〇、八四	五、一六二	八、一六六	一三、四三三
海軍省	一、八〇〇	六二	六、一四六	八、〇〇八
司法省	八二	二四二	三〇七	六三〇
文部省	一、七〇四	二六六	七、七〇一	九、六七一
農林省	五六一	四、三五一	九九八	五、九一〇
商工省	三四二	八九八	一一七	一、三五七
遞信省	一、四一八	一、六六六	一七、一〇一	二〇、一八五
拓務省	六三	一、八一八	—	一、八八〇
計	七、七七五	二一、四五四	六二、四二五	九一、六五六

【歲入整理と公債計畫】然して歲出に於て大緊縮を行ひたる結果、これに伴ふ歲入減少二千七百萬圓、經過的減稅案の減稅額浮上り一千百萬圓、其他の加減により歲入に於ても五千七百萬圓を減じ十七億一千六百三十九萬となり、實行豫算十六億八千一百萬圓に比すれば三千四百萬圓の歲入超過となる故、公債支辨に屬したる震災復舊費の全部を普通財源に移し、且つ剩餘金繰入額を三千四百萬圓減ずる事となれり。其の結果、自由財源としての剩餘金は現在額百八十三萬四千圓に右の三千四百萬圓及び三年度剩餘金約三千萬圓を合し、六千四百萬圓に上り、之を今後の責任支出及び後年度歲入不足補塡財源に充當する事となれり。從つて、歲出の財源たるべき公債發行計畫額も當然減額せらるゝ事となり、一般、特別兩會計を通じて一億九千八百二十五萬圓より一億三千九百一萬九千圓と五千九百二十三萬七千圓を減額せり。その內容左の如し。(單位千圓)

	改訂發行額	節減額
一般會計 震災善後公債	五一、九六四	三九、二三七
特別會計 鐵道公債	六九、〇〇〇	一一、〇〇〇
朝鮮事業公債	一五、〇〇〇	五、〇〇〇
台灣事業公債	二、五〇〇	二、五〇〇
關東州事業公債	五〇〇	五〇〇
樺太事業公債	五五	一、〇〇〇
計	一三九、〇一九	五九、二三七

【特別會計の節約】特別會計に對しても亦嚴重なる查定を加へ、歲出總額に於て一億四千七百七十一萬六千四百圓の節約を行ひたる結果、歲入も一億五千百四十二萬二千圓を減少せり。尤も歲出節約額の大部分は一般會計の節約及び重復に伴ひ減額せられたるものにて、之を差引ける實際節約額は減少額二千三百十八萬九千二百八十四圓、繰延額三千三百九十六萬二百九十六圓、合計五千七百十四萬九千五百八十圓となる。特別會計に於ける歲出實際節約額を示せば左の如し。(單位千圓)

部局別	減少額	繰延額	計
對支文化事業	四	一〇〇	一〇四
印刷局	七	—	七
專賣局	五七	—	五七
大藏省預金部	五一	—	五一
海軍燃料廠	三五	—	三五
帝國大學	三七七	八〇三	一、一八〇
官立大學	七八	三三〇	四〇八
學校及圖書館	二	—	二
米穀需給調節	一、〇〇五	—	一、〇〇五
製鐵所 資本勘定	一、五〇三	—	一、五〇三
製鐵所 作業勘定	二、〇〇〇	—	二、〇〇〇
簡易生命保險	四六八	—	四六八
郵便年金	五	—	五
帝國鐵道 資本勘定	—	三二、九〇四	三二、九〇四
帝國鐵道 收益勘定	六、五五九	—	六、五五九
朝鮮總督府	三、三五九	七、〇四三	一〇、四〇二
臺灣總督府	五、〇六八	二、三三七	七、四〇五
關東廳	八〇六	二三五	一、〇四一
樺太廳	一、四九五	一〇〇	一、五九五
南洋廳	三四五	—	三四五
計	二三、一八九	三三、九六〇	五七、一四九

五年度豫算方針

四年度實行豫算に於て前記の緊縮を斷行せる濱口內閣は、五年度豫算に於ても極力緊縮を旨とし、大體十六億圓前後に食止る方針にて、(一)新規事業は一切之を認めざること、(二)四年度實行豫算に於て繰延べたるものは全部六年度以降に繰延ること、(三)既定經費の徹底的節減を行ふこと、(四)繼續費中節減不可能なるものに就ては出來得る限り繰延を行ふこと、(五)一般會計に於ては公債を發行せざること特別會計に於ては各其の發行豫定額の半額以下に改訂すること、(六)植民地會計の借入金を全廢すること等の根本的方針を決定發表せり。

潰えたる稅整案

田中內閣は實業同志會との政策協定に依り地租委讓の計畫に一歩を進めて、營業收益稅をも同時に之を國稅より撤廢する事とし之に伴ふ稅制整理案を第五十六議會提出に

し、衆議院は多數を以て之を可決せるも、貴族院に於て握り潰しとなれり。案の要領左の如し。

【國税整理】地租及び營業收益税を六年度より地方に委讓するものとし、四、五兩年度に於ては暫定的に其の税率を左の通り改正すること。

(一)地租に就ては內地田畑 地價 百分の四・五を百分の四・〇、北海道同百分の三・二を百分の二・八とす。

(二)營業收益税に就ては個人の免税點四百圓未滿を千圓未滿とす。

【所得税】(一)第一種所得の税率を左の如く改正すること（但し外國より生ずる所得、鑛業所得及取引所所得に付ては現行税率を据置くこと）

普通所得	內國法人	百分の七・五	（現行 五）
	外國法人	同 一三・五	（同 一〇）
淸算所得	積立金等より成れる分	同 五	（同 五）
	其他の分	同 一三・五	（同 一〇）

(二)、第二種所得の税率を左の如く改正すること

甲	國債以外の公債の利子	百分 六・五	（現行 四）
	その他	百分 七・五	（同 五）
乙		百分 七・五	（現行の通）

(三)、第三種所得税は總所得に對し累進税率を適用する現行の課税の外に、左の比率による特別の課税を爲すこと、但し勤勞所得、配當所得、外國より生ずる所得及鑛業所得に付ては比例税率に依る課税を爲さゞること。

資産所得	第三種所得總額二千圓以下のもの	百分の〇・六
	同三千圓以下のもの	百分の一・二
	同三千圓を超るもの	百分の一・八
其他の所得	第三種所得總額二千圓以下のもの	百分の〇・四
	同三千圓以下のもの	百分の〇・八
	同三千圓を超るもの	百分の一・二

(四)第三種所得の累進税率を所得一萬圓を超ゆる分より幾分引上げ、最高二百萬圓を超ゆる金額に付百分の三十六とすること。

(五)前項改正に準じ同族會社に對する第一種所得加算税額五萬圓以下に付百分の十を十二に引上げ、最高百萬圓を超ゆる金額に付百分の三十六とすること。

【資本利子税】國債利子以外のものは全部之を廢止すること（其の實質を所得税中に編入す）國債利子に對する税率を百分の二・五とすること（現行百分の二）

【鑛産税】國税たる鑛産税を半減し、之を地方に委讓す。

【地方税整理】(一)國税地租及營業收益税の附加税、並に府縣税特別地税及家屋税の附加税は之を廢止し、新に市町村税として地租及家屋税を設定すること、將來の市町村税は左の如くすること。

(イ)獨立税（戶數割、地租、家屋税、段別割その他の特別税）(ロ)附加税(A)國税附加税（取引所營業税附加税、鑛業税附加税、砂鑛區税附加税、戶數割を賦課し難き市町村の所得税附加税(B)府縣税附加税（營業税附加税、雜種税附加税）

(二)國税地租及營業收益税の附加税、並に府縣税特別地税及家屋税は之を廢止し、營業税の內容を改め、且つ新に土地及家屋に對する府縣費分賦の制度を設定すること、將來の府縣税制は左の如く爲すこと。

(イ)府縣税(A)獨立税（營業税、雜種税）(B)附加税（所得税附加税、取引所營業税附加税、鑛業税附加税、砂鑛區税附加税）

(ロ)府縣費分賦　土地に對する分賦家屋に對する分賦

尙ほ(一)地租及營業收益税の廢止に因る財源は、一部分を土地及營業の負擔輕減に充つる外、府縣に於ては家屋に對する負擔を輕減し、市町村に於ては戶數割、家屋税及び雜種税附加税を輕減すること、(二)所得税附加税は現在額を標準として適當に改正すること、(三)國税に於て輕減したる鑛産税の部分は之を市町村の財源となし、戶數割（戶數割を賦課し難き市町村に在りては家屋税附加税）の輕減に充つること、(四)地租及營業收益税の經過的輕減に伴ひ、地租附加税は其の現在額を標準として制限率を改正し、尙ほ營業收益税免税點引上に因り生ずべき地方財政の影響を以て、營業税及附加税を適當に輕減する外、家屋税及同附加税を輕減すること。

【歳入增減】以上の改正を綜合して其の歳入の增減を計算すれば(一)地租及び營業收益税委讓に依る經過的輕減税約千三百萬圓、同廢止減一億一千萬圓、計一億二千九百萬圓、(二)所得税、資本利子税及び鑛産税の改正に依る增加四千八百萬圓、以上差引減八千百萬圓となる。

關税及噸税改正

政府は第五十六議會に木材關税引上、其他の關税率改正法案及び政實政策協定に基く資澤關税改正法案を提出し、何れも原案通り可決せられたるを以て、四年三月三十日附同改正法を公布し、卽日實施せり。其の改正要領左の如し。

【木材其他】(一)木材中我が檜、杉、樅等に對比する外國材に對し、從價六分のものを製材については從價二割相當の從量税、資材は從價一割二分五厘相當の從量税に引上げ、之に關聯して鉛筆用材は無税に改め、縦、唐檜、落葉松等にも改正を加へ、その資材は無税とし、製材は之に準じ税率を低下し、從價三分相當の從量税に改めたり。次に針葉樹中右以外のものに對しては、製材には從價一割五分、資材の內丸太及び割材以外のものについては、從價七分五厘相當の從量税とし、尙ほ丸太及び割材は更にこれを二別し、長さ十メートルを越え、末口の直徑卅センチメートルを越えざるものは、需給狀況より見てこれを無税とし、爾餘のものも需給關係に鑑み從價五分相當の從量税に改正せり。其の結果關税の增收は昭和四年度は五百五十三萬圓、五年度以降は六百七十一萬圓となる見込みなり。(二)次にベタナフトルは我が國に於て生産獨立の見込あるに依り、保護のため從價三割五分を四割九分相當の從量税、卽ち每百斤十八圓七十錢に引上げ、又オキシナフトル酸及その誘動體は每百斤百圓とせり。又金液の關税は從來每斤十一圓四十錢の所、無税に改め、綿絲及び長さ十メートルの重量三グラムを越えざる綿線は、從價六分內外相當の税率を從價三割に引上げ、ピアノは平形のものに對し、百斤につき二十五圓八十錢方引上げ、每百斤八十六圓七十錢と爲せり。

【資澤品關税】左記資澤品に對する從價十割の輸入税は之を廢止し、現行定率に改正を加へ一般關税率中に改正編入せり。卽ち、(一)紅茶は從價五割相當の從量税、卽ち每百斤八十八圓十錢に改め、紅茶粉は二割五分相當の二十九圓五十錢に、その他の茶は四割五分相當の十圓六十錢に、マーテ其他の茶代用物は從價四割五分に、コーヒーは種子については每百斤六圓（從價一割五分）に、その他のコーヒーは廿六圓（五割）に改正、蜂蜜は廿一圓六十錢（五割）、ジャムフルートゼリ類は廿六圓三十錢（七割）、ビスケットは廿圓四十錢（四割）、チーズは卅九圓卅錢（四割）に各々改正を加へ(二)犬、猫毛皮は從價四割、鞣りたる革類中タンニン鞣黑色無地のものは從價四割に、ガット（テニス、ラケット用のもの）は無税を從價二割五分、沈香は每百斤五十一圓九十錢（三割）、肉桂はサンタラムアルブムを無税、その他の分を三圓八十五錢（二割）、寫眞は從價五割に、書籍は印刷したるものゝ內轉寫用のもの卅九圓三十錢（一割五分）その他從價五割、印刷したるもの以外のものは無税にそれぞれ改正、カードカレンダー及びブロックカレンダーは從價五割、石及び石製品の加工品（大理石、石鹸石等）は從價四割に、石膏製品の內人物及び動物の像は從價四割に各々改め、陶磁器は電氣用のもの二割五分、素燒のもの四割、小銃は每箇七圓四十錢、拳銃は每箇五圓三十五錢、部分品は從價の四割、木材の內單に切り挽き又は割りたるものゝ內花梨木及び黃楊木は從價三割、その他の內花梨木及び黃楊木は四割に各々改正、尙ほゴルフ、スキー、スケート等の野外運動具は野球、テニス、フットボール等と同率の從價二割五分に改正さる。次に包種茶は資澤關税は課せられてゐないが紅茶その他の關税改正に伴ひ每百斤六圓に改む。

【關東州特惠關税】同じく第五十六議會に於て一部改正案成立し、四年五月一日より實施さる。左の如し。

一、新に無税となれるもの　綿織絲、苧蔴絲、苧蔴細、黃蔴絲及黃蔴細△ガンニー袋（關東州の生産に係るガンニー布を原料としたるものにして、長さ九十五糎、幅六十糎を越えたるもの）△煉瓦（セメント製のものを除く）△瓦（粘土製のもの）△ニッケル及クロームを含む電氣抵抗材料（關東州に於て精錬したる塊及錠並之を原料としたる絹、帶及條）△ゲーヂグラス△安全燈ホヤ

二、税率遞減されたるもの　牛肉（生鮮なるもの）每斤百一圓（舊法二圓）

【噸税法中改正】又噸税法第一條「外國貿易の爲め外國に往來する船舶開港に入港したる時は、入港毎に登簿噸數一噸又は積量十石に付五錢を課し、十五錢を一時に納付する時はその港に於て、滿一ケ年噸税を免除す」云々を、收入增加並に海難防止設備の改善擴張財源に當つる爲め、五錢を七錢に、十五錢を二十一錢に改め、四年四月一日より實施せり。之に依り六十六萬圓の增收を得る見込なり。

【輸入原料免税、拂戾法追加】輸出貿易の發展に資せんが爲め、從來輸入税の免除又は拂戾しを行ひ來れる、指定輸出製品の原料となるべき輸入品目に左の如く追加す。

輸出製品	輸入原料品	拂戾率
罎入淸涼飲料	曹達灰	罎每百斤に付五錢八厘
髮具又は指環	硝子製模造寶石	製造品中にも構成量に付納付したる輸入税の全部
自轉車用リム	リボン	
	帶（攝織）	
アルミニウム箔製容器茶入	アルミニウム箔	

輸出製品	輸入原料品	拂戾率
鐵の線、線索、バーブドツウイストワイヤ、釘、ステープル又は鋼（卑金屬を鍍せると否とを別たず）	ワイヤヤット（巻きたるもの）	從價一割八分
	亞鉛の塊、錠又は粒	每百斤三圓

尙指定輸出品中銅並に眞鍮又は靑銅の塊、錠、條、竿、板、線、撚合線、筒又は管に各其の製品を加ふ。

財政關係新法令

第五十六議會の協賛を經て公布實施せられたるもの左の如し。

【家畜再保險特別會計法案】家畜業者の相互保險に對し、政府に於て再保險を付する爲め本法を設く。

【賠償金特別會計法中改正】獨逸賠償金を一般會計に繰入れ、且つ其の使途を從來の法定支出金外に、豫算の定むる所により國際聯盟、移植民及び航空施設に關する經費に使用することゝす。

【借入金整理法】一般會計が他の會計に對して有する貸付金六千四百十萬九百圓の債權を、大藏省預金部に讓渡し、之により一般會計が大藏省預金部より借入せる金額中、右と同一額の債務の償還に代ふることを得ることゝせり。

【製鐵所特別會計債權取得法】正金銀行が大藏省預金部の融資の下に民國漢冶萍煤鐵廠に貸付けたる債權二百萬圓を、八幡製鐵所に於て肩替りすることゝなり、從つて製鐵所より預金部に對し右元利を償還する事とせるもの。

【米穀需給調節特別會計法中改正】米穀需給調節資金總額二億圓を、二億七千萬圓に增額せるもの。

【大戰に因る損害追加救恤法】歐洲戰爭に因る帝國臣民の損害に就ては、大正十四年の救恤法により交付金を與へ、救恤せしが、更に四百萬圓以內を賠償金特別會計より支出（前回は五百萬圓）救濟する事とせり。

【電話事業公債法中改正】震災後加入者の設備負擔を以て行ひし、電話擴張事業を、公債又は借入金に還元する事とし、從つて從來の公債發行限度三億二千八百萬を、五億三千百三十萬圓に增額せり。

【製鹽地整理法】不良製鹽地（約一千町步）整理の爲め、當業者に對し四、五兩年度內に總額千三百萬圓の賠償公債を交付するもの。

預金部獨立中止

田中內閣は大藏省預金部の獨立を企て、四年度豫算に所要經費六萬五千圓を計上したるが、濱口內閣は新規事業中止の方針に基き、右計畫を打切とせり。

經濟緊縮委員會

現內閣の緊縮政策を一般國民に徹底せしむる目的を以て、四年八月內務大臣監督の下に同大臣を會長とする公私經濟緊縮委員會設置され、各省主腦者を委員として公私經濟緊縮運動に關する計畫要綱に基き諸般の施設を調査講究する事となれり。

地租條例改正案

大藏省主税局は昭和四、五年中に全國の地籍調査を行ふ爲め、經費五十二萬二千圓を投じ、五年春より着手したるが、都市隣接町村に多分の無屆變更地を存するを以て、整理後は地租總額に於て約五百萬圓の增加ある見込なり。然るに濱口新內閣は地籍整理を機とし、法定地價に代ふるに賃貸價格を課税標準とする新地租法を實施する意向にて、大藏省に其の作成方を要求せり。